神戸市史

本編各説

緒言

神戸市史本編各說公刊の機に達す曩に上梓せる總說ㄛ相俟ちて市史の樞軸を成せるものㄛ謂ふへし卽ち總說に於て專ら時代に分ちて市の沿革を概觀せしもの是に至つて各項目に亙り市の發達を細敍せんㄛするなり上編收むる所第一第二及第四の諸章は編纂員文學士古田良一氏の執筆にかゝり第三章のみ同岡久㲉三郎氏之に當れり下編の各章は岡久氏殆全く其編纂に任し唯第六章を編纂員囑託和田淸馬氏分擔し第十五章を同菊池善之氏分擔せり

本年一月監修文學博士原勝郞君か市史篇目の立案者たりし故監修內田博士の後を追うて易簀せしや君か鋭意從事し

たりし各説の删修は既に完了を告け予は僅に其遺せる所の一二章校勘の業を遂けたるに過きさりしか今本巻に序するに當り二君の功績を顧みて感慨の情甚切なるを覺ゆるなり

大正十三年三月

神戸市史編纂顧問文學博士　新村出

神戸市史本編各說

目次

各說上

各說　下

第七章　市の財政……………………………………三一三

第十三章　外　事

引用書目。

神戸區及び市の褒賞事務。明治十五年前の被褒賞者。孝子。節婦及義僕。學事盡力者。土木事業盡力者。救恤盡力者。衛生施設盡力者。其他の被褒賞者。明治十六年以後の被褒賞者數。褒賞理由種別表。褒賞種別表。黄綬褒章下賜者。藍綬褒章下賜者。綠綬褒章下賜者。金杯下賜者。銀杯下賜者。十六年以後受賞の孝子節婦篤行者。市民寄附金額。寄附金額表。日露戰役中市民寄附金。大正七年騷擾當時の寄附金。個人寄附金額表。會社商店寄附金額表。公設食堂創設費寄附額。引用書目。

神戸市史 本編

各説 上

第一章 産業の發展及び富の蓄積

神戸市の産業狀態

兵庫は明治維新以前久しく商港として榮え、神戸・二ッ茶屋・走水三村は海運業・酒造業等を以て主なる生業となせし地方なれば、今の神戸市を成す地域の産業狀態の古くよりして農よりも寧ろ商に傾きしことは明かにて、此勢は兵庫開港後一層助長せられ、外國貿易の開始により商業の利益愈〻加はらむとせり。是に於て農民にして轉業する者多かりしかば、明治元年七月十七日の兵庫縣達は農の猥りに轉じて商業を營まむとするを禁止せり。然れどもかゝる法令も其效なく、人口の増殖に從ひ山手方面にも家屋の新に建設せらるゝもの多く、從來純然たる農村なりし山地諸村に於てすら、耕地漸く其影を沒するに至れり。明治

十六年地方視察の爲め政府より特派せられし官吏の調査に成る縣下富豪の姓名及び財産の統計によるに、神戸の富豪十三人中農は僅に一人のみにて、他は皆商賈なり。又明治十七年度縣會議員選擧權及び被選擧權所有者の職業別統計に就きて見るも、選擧權を有する千百二十四人中、士十七、農百六十、工四十五、商八百九十、被選擧權を有する三百九十五人中、士五、農五十七、工十四、商三百十七にして、兩者共に商其大部分を占めたれば、維新後十數年間に商業の大に繁榮に赴けること由りて以て徵すべし。明治二十年以後は本邦經濟界の著しき進運に伴ひ、神戸の商工業も亦大に發達を遂げ、明治三十年には、市の全戸數四万九千二百五十五の中、商業に從事するもの一万四千九百六即ち百中三〇・二六を算せしが、農業に從ふ者は僅に二千九十四戸にして、百中の四・二五に當り、之を工業者に比するも尙ほ少きこと一千三百三十六戸なりき。而して爾來商工業者の戸數益增加し、農業戸數は却りて減退の傾向あり。左に明治三十年・同四十年・大正三年及び同七年に於ける職業別戸數の實數及び比例數を掲ぐ。但し農業の中には漁業・牧畜業等を含み、商業の中には交通業を含む。

		農業	工業	商業	雜業	無職及職業不詳	合計
明治三十年	實數	二、〇九四	三、四三〇	一四、九〇六	二七、〇四〇	一、七八五	四九、二五五
	比例數	四・二五	六・九六	三〇・二六	五四・九〇	三・六三	一〇〇
明治四十年	實數	六三二	一二、一六七	三〇、三一二	四二、九二一	五、〇八二	九一、一一四
	比例數	〇・六九	一三・三五	三三・二七	四七・一一	五・五八	一〇〇
大正三年	實數	二、三七四	三七、八五〇	四八、五一六	一四、六九四	二七一〇	一〇六、一四四
	比例數	二・二四	三五・六六	四五・七一	一三・八四	二・五五	一〇〇
大正七年	實數	一、六九五	四九、六〇九	五八、五四七	二一、〇八二	五一七	一三一、四五〇
	比例數	一・二九	三七・七四	四四・五四	一六・〇四	〇・三九	一〇〇

右の表中、主として俸給生活者、自由職業者等より成る雜業者が明治四十年と大正三年との間に於て著しき減少を示せるは、頗る奇異の現象なり。但し當然農工商三業の一に屬すべきものをも、以前は雜業中に加算せしやも測り難ければ、此統計或は多少の不正確を免れず。されど農工商三業の從事者の間の對比は略之によりて窺ふべく、卽ち商業第一位に在りて、工業之に次ぎ、農業は其從事者の數に於て尠少なるのみならず、以上兩者の共に益發達しつゝあるに反し、漸次

衰運に向へるを明かにするを得べし。之を明治四十一年十一月一日に施行せられし市勢調査の結果に觀るに、有業者の約半數は商業に從事する者にして、約三分の一は工業從事者なり。更に之を細別すれば商業中從事者の多きは飮食料品販賣業と船舶運輸業とにして、工業に於ては燐寸及び附木製造業と船舶及び船具製造業を營む者最も多し。其後此種の調査行はれず、以て比較すべき資料を有せざれども、世界大戰の影響によりて一層商工業を盛ならしめしこと言を俟たざれば、有業者中商工業從事者の割合益〻多きを加へしこと亦察すべし。

一　農業及び漁業

耕地の減少

街衢の膨脹に伴ひ耕地の面積漸次減少し、明治十六年には田百五十九町、畑百一町なりしに、同二十一年には減じて田百三十九町五反、畑七十六町一反となれり。然るに翌二十二年市制實施と共に荒田・葺合兩村の併合ありて此等二村殊に葺合村には農業尙盛なりしかば、全市の耕地面積爲めに增加して田二百五十一町七反、畑百八十六町二反となり、尋いで二十九年林田・湊及び池田三村の併合により耕地更に增加し、三十一年の統計にては田五百八十八町七反、畑二百五十

八町一反に達せしが、其後市域擴張の事なく、耕地は次第に減少し、四十二年には田四百十二町一反、畑百八十三町一反となれり。而して大正三年には田減じて三百五十町五反となりしに反し、畑は田の地目變換のため少しく增して百九十町となりしが、大正七年には田畑共に減じて田二百九十六町五反、畑百六十七町八反となれり。是によりて觀れば、市域の擴張ある每に耕地一旦增加を見しも、新に併合せられし地方も後にはやがて市街と化し、耕地減じ農業衰へしを知るべし。年々の統計を檢すれば、市域の擴張なき場合例外として耕地面積の却りて增加せるを見ることなきにあらざれど、こは恐らくは從來荒蕪に屬せし地の新に開墾せられしによるものなるべく、又畑地の增加せる中には地目變換により田の轉じて畑となりしもの多く、畢竟宅地增加の過程たるに過ぎず。されば

農業戸數及び農事會社の減少

農業戸數も、明治二十八年には自作小作を合し五百九十九戸ありて、二十九年隣接村の併合により千八百六十一戸となりしが、其後次第に減じ、大正三年には千二百九十一戸となり、同年歐洲戰亂開始となり、其影響として神戸の商工業の急激なる發展をなすや、農業は爲めに更に大打擊を蒙りしものゝ如く、大正六年には八百四十三戸となり、翌七年には遂に僅に三百四十八戸となれり。從ひて商

工業關係の會社の益〻其數を增すに反し、農業會社は明治三十七年以降次第に減少し、大正四年以降は僅に三四を算するのみとなれり。

自作と小作

農業從事者中、僅少例外の場合を除けば、小作戶數は毎に自作戶數よりも遙に多數を示せり。　蓋し市の繁榮により自ら招致せられし地價の騰貴は狹小の土地を所有する自作農をして其所有地を賣却せしむること多きに反し、小作人をして耕作せしむる者即ち比較的廣大なる土地の所有者は濫りに其所有地を賣却すること稀なる理なれば、明治初年には戶數上自作と小作との差恐らくは著しからざりしならむも、年を經るに從ひ兩者の數次第に隔絕し、自作戶數は遂に小作戶數の三分の一以下となれるならむ。　自作にして小作を兼ぬる農業戶數に就きては、明治四十一年以前の調査を闕くも、四十二年以後年毎に小作戶數に次ぎて多數を占むるを見る。　これ自作農が所有地の幾分を賣却して自ら其地の小作人となれる者あるによるならむ。　歐洲戰亂勃發せる大正三年には自作戶數百八十二ありしが、大正七年百五に減少し、自作地面積に至りては此四年間に減少せること戶數よりも著しく、田は二十四町二反より二町五反、畑は二十一町八反より二町一反となり、即ち兩者共に約十分の九を減じたり。　されば自作

農各自の所有地も亦概して縮小に就けり。孰れも地價の騰貴に乘じて所有地の全部若くは一部を賣却せるに因るものならざるはなし。而して此等の減少に反し小作地の却りて増加し、田は百七十一町六反より二百町四反、畑は四十六町二反より九十三町六反となれるは、これ自作農の賣却地が大地主に兼併せられしによるならむ。加之同戰亂の影響として工業勞働者日雇人足等の賃金頗る昂騰せしを以て、小作人中此等に轉業する者多く、大正三年に六百四十四戸なりし小作戸數は同六年には減じて三百三十九戸卽ち約二分の一となり、同七年には僅に九十八戸となれり。自作戸數及び自作兼小作戸數に至りては其減少の度純小作戸數の如く甚しからず。前者は大正三年に百八十二戸なりしが、同六年に百四戸、同七年に百五戸となり、後者は大正三年に四百六十五戸、六年に四百戸なりしが、七年には百四十五戸となれり。

農產物の收穫高

耕地及び農家の減少に伴ひ農產物の收穫高も亦減少せるは勿論なり。明治十七年に於ける米の收穫高は千六百四十石なりしに、二十二年に二千九百二十五石、二十九年に九千十四石となれるは、これ隣接諸村併合の結果と見るべきものなるが、明治三十年以後は豐凶による多少の例外を除けば、大體に減少の傾向

を示し、四十年に五千七百四十三石、大正三年に三千八百五十八石、同六年には更に著しく減少して六百二十五石、同七年には僅に四百四十五石となれり。麥の收穫高の減少は米よりも一層顯著にして、明治三十年頃には一万石内外の收穫ありしに、大正七年には僅に二百六十四石に過ぎず。而して一般市價の漸次騰貴せるにも拘はらず、農產物產額の斯く著しき減少は、卽ち其產出價額の減少となれり。統計なき明治三十七年以前は暫く之を措くも、三十八年の產出米總價額八万七千九圓なりしに、大正七年には二万一千六百九十七圓となり、麥は同期間に三万一千五百四十五圓より三千百三十五圓となれり。但し同じく農產物中に算すべき果實の如き、二千七百八十四圓より六千八百十圓に增加せるあるを以て、農產物總價額は二十五万三千六百十八圓より十万四千四百二十二圓に減少し、其率は米若くは麥のみに見る如く甚しからず。

漁業戶數

漁業は神戸の產業として重きをなさゞること農業と同じけれど、兩者聊か其趣を異にする所なきにあらず。明治十八年の漁業戶數は百七十九にして、二十二年に百五十八に減せしが、二十九年に增加して二百十四となり、三十一年より三十七年までは三百乃至四百の間を上下せり。これ蓋し市の東部なる脇濱西

部なる駒ヶ林等には漁業に從事する者多く殊に駒ヶ林は漁村としての由來古く、而も市の人口增加と生活の向上と相俟つて魚介類の需要を多からしめしが故に、漁業はさまで衰頽を見るに至らざりしなり。然るに日露戰役後工業の勃興目覺しく、工場より放出する惡水は魚族をして海岸に近く棲息するを得ざらしめ、漁獲物漸次減少せるのみならず、遠洋漁業の發達により遠隔の地より輸送せられし魚類の比較的低廉に神戸市場に供給せらるゝもの多く、且つ一方に於て工業勞働者の賃金騰貴して他より轉業を誘ふあり。かゝる種々の事情よりして市内漁業者の業を廢する者多く、漁業戸數も漸減を來し、大正四年二百五十二戸、七年二百一戸となれり。

漁船數

之を漁船の數に徵するも、明治二十八年以前には二百艘內外あり、二十九年以後三百艘を超え、明治四十三年より大正元年に至る三ヶ年間は四百艘以上に達せしに、大正三年激減して百二十艘となり、四年稍、增して二百艘を超えしが、大正七年には又減じて百九十九艘を算し、明治十八年に於けると同數を示せり。

水產物價額

然るに水產物價額は日露戰役後に於て其以前に比し却つて增加を示せり。之を近海漁獲物に就きて觀るも、戰役前は十萬圓を超ゆること稀なりしに、戰役後は十萬圓を超えざること却つて稀に、明治四十三年乃

至大正元年は十五万圓以上に達し、大正三年には十一万六千餘圓、大正七年には十三万三千餘圓なり。然れども是は日露戰役前に比し漁獲高の增加せるにはあらずして、全く價格騰貴の齎せる結果と認むべきものならむ。又水產物一切の總價額の近時著しく增加し、大正五年の如き實に百万圓を超え、之を明治四十三年以前の五十万圓以下、三十九年以前の二十万圓以下、三十四年以前の十万圓以下なるに比し同日の論にあらざるは、其原因價格騰貴のみによるにあらず、水產製造物の數量の增加亦與つて力あるものなり。蓋し工業の隆盛に伴ひ漁獲物加工の術も亦進步し、需要の增加に應じて多量の生產をなすに至るは自然なればなり。但し統計によれば年によりて甚だしき增減ありて、其生產の漸進的に增加するにあらざるを知る。之を大體より觀察するに、漁業は市民の需要に應ずるが爲め近時に至るまで衰へず、寧ろ多少の進步ありしが、工業の急激なる勃興に壓せられて歐洲戰亂開始以後其衰頽頓に著しく、將に農業と同樣の運命に陷らむとしつゝありと云ふべし。

二　商業

神戸市が商工業を以て主要産業となすは其貿易港なること有力なる因をなす。然れども開港の當初は、外商の多數は神戸よりも寧ろ大阪の將來に囑望し、居留地競賣價格の如きも大阪に於ては神戸よりも高價を現せり。加之國情の動搖、人心の洶々たるは、自ら神戸の貿易に影響し、輸出に於ては僅に茶と絹との取引ありしも、輸入に至りては絶無にして、神戸在住の外人中にも、貿易繁盛に赴くべき望なしとて悲觀せる者なきにあらざりき。然るに東北の戰亂起こりて、兵器及び軍需品の需用大に増加し、且つ横濱の外商等戰禍を避けて移り來る者多きに及び、此地の貿易次第に隆盛となり、明治元年の輸出四十四万九千三百八十八圓餘、輸入六十八万七千五百五十二圓餘、合計百十三万六千九百四十圓餘に達し、輸出中にては生絲・蠶卵紙・茶・生蠟・煙草等其主要部を占めたり。此年輸出せられし生絲は越前・但馬・美濃・近江等よりの搬送に係かり、居留外商中には其取引に從事せむと欲する者もありしかど、當時横濱港の既に生絲市場として地歩を占むるありしかば、有力なる内國商の神戸にて斯業に從事せむとする者なく、荷主も亦横濱に積出すの有利なるを覺るに至りしを以て、神戸輸出品としての生絲は次第に減少せり。然るに之に反し茶の輸出額は年々増加し其極遂に粗製

濫造の弊を醸すに至れり。

其後の貿易狀態

國內の秩序漸く定まり諸般の文明的施設相踵いで起こると共に、神戸港の輸入貿易額は漸く增加し、明治八年に輸出入合せて八百万圓を越え、翌九年には國內不景氣のため百万圓以上を減ぜしも、十年西南戰役の影響によりて稍〻恢復し、十一年より十六年までは千二三百万圓を出入せり。當時漸く長せる奢侈の風は、輸入品の增加を誘ふ一端となりしこと否み難しと雖、不換紙幣の濫發により通貨膨脹し物價異常の騰貴を來せる際なれば、此等貿易金額の增加は之を明治十年以前に比し、直ちに以て貿易貨物數量の增加をも示すものとはなし難かるべく、物價下落し不景氣の絕頂たりし明治十七・十八兩年に於ける貿易額が千四百万圓以上に上りし事實を見るに至りて、始めて神戸の貿易が進運に向ひつゝありしことを明かにするを得るなり。　十九年經濟界安定を得、市況恢復するや、貿易額千九百万圓を越え、二十年に二千六百餘万圓、二十二年に一躍四千二百餘萬圓となり、其後二十四年に稍〻減少を見し外は日清戰役に至るまで年々多少の增加あり。　但し此增加には物價騰貴の齎せる影響亦與りて力なしといふべからず。　日清戰後は事業熱勃興の影響により神戸の貿易頓に隆盛に赴き、二十八

年既に一億圓を超過し、三十年には一億六千餘万圓となり、三十三年には北淸事變のため對淸貿易一時不振に陷りたるにも拘らず、尙ほ二億圓を越え、三十四年の經濟界の恐慌、三十五・三十六兩年の一般市況の不振も貿易額の增加を阻礙することなく、日露戰後益、增加の勢を示し、三十八年乃至四十年の貿易額年々三億圓以上に達せしが、戰後の反動期たる四十一及び四十二年には輸出入共に減少して二億七八千萬圓に下れり。其後大正元年歐洲諸國の好況と支那動亂の鎭定とのため輸出激增し、且つ各種工業の創設擴張に要する原料品機械等の購入のため輸入も亦非常に增加して、貿易總額四億五千二百万圓に達し、翌二年には對亞細亞貿易に於て一段の發展を示し、總額五億圓を越ゆるに至れり。三年には歐洲戰亂の影響により對歐米貿易減少して四億四千九百万圓となり、翌四年更に減ずること約三百万圓に及びしが、極東に於ける獨逸の勢力掃蕩せられて航路安全となり、且つ東洋南洋諸方面に、歐洲諸國製品の供給を絕ちし爲め、其代用として本邦品の需要を增加するあり、且つ我工業の勃興に伴ひ原料品等の輸入亦盛なりしかば、五年の輸出入は七億圓、六年は十億圓を算し、七年に至りては實に十三億二千三百餘万圓に達し、日露戰役頃の三億圓內外に比して、隔世の感

を禁ぜざる有樣となり、若し之に加ふるに明治四十三年八月以後外國貿易より除外せる彼の朝鮮移出入を以てせば、其增加の度益〻驚くに堪へたりき。

横濱との比較

明治初年神戸の貿易は横濱の隆盛に比し難く、明治元年全國輸出總額中神戸は三分横濱は八割六分、輸入にありては神戸は總額の六分横濱は七割二分を占め、輸出入總額に於ても横濱の八割に對し、神戸は僅に四分を占むるのみなりしが、明治三年以後稍〻進境を見、同六年には輸出入總額に於て横濱の七割一分に對し神戸は一割七分を示せり。十七年以後は横濱貿易額の減少漸く著しきに反し、神戸貿易額の増加依然として息まざりしかば、二十年には横濱の六割三分なるに對し神戸は二割八分となり、三十年には横濱の四割六分に對し神戸は四割四分を占めて將に其壘を摩し、翌三十一年には横濱の四割三分に對し神戸は四割五分を占めて遂に彼を凌駕するに至れり。然れどもこは異常の輸入激增による一時的現象に過ぎざりしかば、三十三年には彼此同比率となり三十四年には神戸再び横濱の下位に落ち、其後は大正四年及び六年の兩度横濱を凌駕せるのみにて、大正七年には兩者相齊しく三割六分となり、現今も其貿易額に於て神戸は正に横濱と伯仲の間にあり。

輸出と輸入
その比較

次に明治元年より大正七年に至る五十一ヶ年間の輸出と輸入とを比較するに、明治十年・十一年・十五年及び十九年の四ヶ年を除けば、神戸にては輸入毎に輸出を超えたり。蓋し我國工業の中心の、關東よりも關西に偏するより、之に要する諸機械及び原料の主として神戸を經て輸入せらるゝは當然にして、就中紡績業の發達のため其原料を外國に仰ぐこと神戸の輸入額を多からしむる有力なる原因をなせり。されば神戸の輸入は工業の勃興に際する毎に著しく輸出を超過するを例とし、世界大戰が本邦をして一時輸出超過國たらしめしにも拘はらず、神戸の輸出貿易は尚ほ依然として其輸入に及ばず、兩者の差最も少きは大正五年の四千三百万圓なりしが、其後は再び輸入の激增となれり。これ戰亂により新に興こりし諸種の工業の其原料品を神戸港を經て輸入せるによるものにて、此形勢は我國產業狀態に大なる變化起こらざる限り將來永く繼續するものと見ざるべからず。

沿岸貿易

外國貿易と共に神戸の產業に大なる關係を有するは沿岸貿易なり。蓋し兵庫は古來我國海運の重要中樞にして、德川時代には諸方の產物此地に集散せらるゝもの多かりしかば、神戸港の沿岸貿易港たる素因既に歷史的に存在せり。

而して其發達は陸路運輸機關の進歩によりて多少減殺せられざるにあらずと雖、外國貿易の開始と海運の發展とは之をして益々盛ならしむるに至れり。唯沿岸貿易に關する調査を闕くこと久しかりしが故に、明治四十三年以前の狀態は之を詳にし難きを憾とす。四十四年に於ける沿岸貿易貨物の到著價額五千百八十一万圓、其發送價額五千三百三十九万圓、合計一億五百餘万圓なりしが、大正三年には到著五千八百九十九万圓、發送一億百八十四万圓、合計一億六千餘万圓となれり。而して沿岸貿易に於ける發送額の概して到著額より多きは大正六年迄引續ける狀態なりしが、大正七年に至り到著額六億五千六十八万圓となりて、發送額五億一千五百六十五万圓を凌駕し、兩者の合計は十一億六千六百餘万圓となり、之を大正三年以前に比し莫大なる增額を示せり。次に數量より觀るも神戸の沿岸貿易は漸次增進し、明治四十四年には出入合せて百七十一万噸なりしに、大正三年に二百十二万噸となり、同六年に五百六十八万噸に達せり。但し斯かる急激の增加は歐洲戰亂なる特別の事情によるものなれば同七年に稍々減じて四百四十五万噸となりしも怪むに足らず。

次に市內の商業に就きては維新當時兵庫に諸問屋・穀物・干鰯の三大商業を始

め、干魚・鹽魚・煙草・米市場・素麵・焚湯・茶屋・芝居等の諸業ありて、いづれも株仲間の組織なりしが、尚此外にも醬油造・廻船屋・紺屋・疊屋・旅籠屋。旅人宿・糀屋・漁師・船大工・瓦師・左官・酒樽工。竹職・鍛冶屋・水車業線香屋・網打職等あり。　神戸・二ツ茶屋二ケ村には醬油造・酒造稼・請賣酒屋・茜染屋・櫓櫂屋職・船乘水主宿・廻船業。煮賣茶船外八職あり走水村には酒造外六業あり、兵庫・神戸の町を除く附近村落には水車・素麵・酒樽・鍛冶屋。瓦師等あり。　而して以上掲げたる業體は總て冥加を上納せる特權營業にして、明治元年三月政府此特權を撤廢し、以て商業獨占の弊を除かむとせしかど、舊慣容易に改め難く新に開業せんとする者あれば同業者より之に故障を申立て、或は株金仲間入用等を徵する等のことあり。　因りて政府は同年十二月再び令して賣込問屋・旅宿屋・古銅古道具屋・古手屋・質屋・船大工・家大工・杣木挽・飛脚・酒造・水車・藥種屋・米屋の十三種の業に限り仲間取締を置き、新規の開業者をして一應取締に相談の上願出でしめ、其他の營業に在りては所役人の奥印のみにて自由に鑑札の下附を出願し得ることゝし明治六年二月又令して商業に仲間を作るを嚴禁せり。　壟斷の風拔き難かりしこと以て想ふべし。　然るに一方に於ては時勢の推移と共に株仲間の衰廢すべきは自然の勢なれば、兵庫の舊穀物仲間

の如き、明治四年縣新に鑑札を下附せむとせしに、仲間中多くは休業し鑑札料納附にも困難ありとて其下附を受くるを肯せざりしかば、縣其事情を察し當分浮株となし、當時の仲間二十九人に限り將來同一の業を營む場合に直に鑑札を下附することゝせり。斯かる狀態は一には米穀商の不振甚しきによるものなれば、區長神田兵右衞門大に之を憂ひ、挽回策を同商人に講究せしめしに、明治五年米穀商仲間は盟約書を作り、新に人數を限りて米穀賣買仲買商鑑札の下附を受け、穀物會所を宮内町に設け、干鰯仲間も亦干鰯仲間會所を設け、共に、大に力を商況の挽回に注ぐことゝなれり。然れども頽勢は如何ともなし難く、市民の任意商業に從事する者益〻多きのみならず、貿易の繁昌に伴ひ他地方より移り來りて商賈となるもの亦少からざりき。營業は此の如くして自由となりしかど、百事草創の際確實なる商業取引行はれ難く、明治七八年頃には各種商品の相場取引流行し賭博と商業とを同一視する惡風興こりしが、明治十年の西南戰役後財界の好況につれ神戸の商業繁盛を致すに及び、營業自由より生ずる弊害も亦益〻甚しく、矯正の必要漸く迫れり。爰に於て海外市場に著眼せる商人等の思想先づ啓發せられ、同業者の同盟聯合をなす必要を感じたれば、十五年の頃より組合

を組織し惡風の矯正に力め、確實なる營業をなさむと力むるに至れり。但し當時の神戸商人は大阪の卸賣業者より買入れて小賣をなす者多く、自ら卸賣に從事する者は甚だ少し。明治十八年制度取調のため中央政府より派遣せられし主務官への縣の報告書中、舶來品商業盛衰の景況の項に「神戸港輸入ノ品ハ概ネ大阪商人ノ手ニ買入而シテ之ヲ神戸兵庫其他管內各地ノ商人等小買シテ小賣ヲ爲スモノニテ、卸賣ノ如キハ僅々ナリトス。又需用者ノ購買スルモノハ尋常當用ノ品類ニ過キス。重要ノ品多額ノ需用品ハ多ク之ヲ大阪ニ求ムルノ景況ナレハ云々」とあり。舶來品に於て既に此の如しとせば一般商業に在りて然りしは論を俟たざるべし。其後商業の規模大となるに從ひ卸賣業者も次第に起こりしかど商業地としては依然として遠く大阪の後へに在り。

商業戶數及び組合

明治三十年に市中商業に從事する者約一万五千戶あり三十五年に二万を超え、四十年に三万を超え爾後愈ゝ增加し、大正三年には四万八千餘、七年には五万八千餘を算せり。卽ち明治三十年の頃全市戶數の三割餘が商業に從事せしに、近年は增加して約四割五分となれるなり。而して此廣義の商業從事者中常に過半を占むるは物品販賣業なること大正元年以降の國稅及び市稅負擔營業者

市場

の業種別統計に據りて知るを得べく、之に次ぐは料理・飲食・其他の警察取締營業、次に問屋業・仲立業等なり。同種商業者の組織する組合の數も年々増加し、同業組合・準則組合・產業組合・茶業組合等其數五十有餘に上るに至れり。

重要なる賣買機關としては、魚類・魚類と蔬菜・蔬菜と果實・家畜・古着・古道具・米穀肥料・雜貨等の諸種市場あり。明治二十一年に其數十五なりしが、其後增減ありて、近時は三十內外を算す。此以外に大正七年市營による公設市場の設立あり。諸市場中沿革の最も古きは神戸米穀肥料市場にして、其淵源を舊時兵庫の商權を把握せる諸問屋・穀物仲買・干鰯仲買三仲間に發す。蓋し明治維新以後株仲間は廢止せられたれど、三仲間は依然として實際の團結を繼續し、就中諸問屋仲間の如きは明治十年北風正造等の首唱により廣明組を組織せんとせしも縣の容るゝ所とならずして十四年に共有財產の整理上廣明舍なるものを組織せり。此廣明舍は明治二十二年を以て解散となりしも、從來の諸問屋中、米穀肥料を取扱ひし者別に諸問屋仲間と稱する一團を組織し、明治二十五年準則組合法に據り兵庫米穀肥料問屋業組合を組織せり。而して時代の推移に從ひ問屋にして直接需要者に販賣し、仲買にして產地の直接買附けをなす者次第に多く、問屋と

仲買との區別漸次消滅したれば、穀物・干鰯兩仲買も右の組合に合併することゝなり、種々協議の末、明治三十一年兵庫米穀肥料商組合の名の下に大合同を成し、舊時の三仲間茲に全く其跡を留めざるに至れり。其後此組合は米穀の延取引を行ふの必要上、明治三十五年東京深川廻米問屋市場に倣ひ「明治二十九年農商務省令」第一號に依る市場を設立して兵庫米穀肥料市場と稱することゝなり、大正二年更に大に其組織に變更を加へて神戸米穀肥料市場となれり。爾後此市場は米穀に在りては精米能力の完備と海陸運輸の發達に助けられて正米取引市場としての發達を致せるのみならず、白米小賣商の依賴によりて市中白米小賣相場を決定發表し、産米の改良にも盡す所あり。肥料に於ても舊來の積勢を利用して内地肥料のみならず率先して有益なる外國肥料の紹介に努め、肥料の改善に盡す所あり。

兵庫米商會所

取引所を營業とする最も古きは兵庫米商會所なり。明治四年大阪堂島米會所の設立免許せらるゝや、東京其他にて之に倣ひ米會所を設立するあり、兵庫にても亦米商會所を設け、米穀商等相集り堂島の相場を標準として取引をなせしが、明治七年には取引漸く盛となり弊害も從つて加はりしものゝ如くにて、兵庫

縣は遂に兵庫米商會所の取引を禁止したれば、米商の廢業する者續出し、兵庫主要の商業爲めに萎靡振はざるに至らむとせり。　茲に於て北風正造・神田兵右衛門等之を憂ひ、十年二月米商會所條例の趣旨に基き協同して結社を出願せしに、縣令森岡昌純亦之を賛し、金穀の融通を圓滑にし商業繁昌の基たるべしとて直に副申する所ありしかば、同年三月大藏省は米商會所設立を認可せり。　爰に於て兵右衛門等兵庫の米穀商三百餘人を糾合し切戸町に假會所を設け、營業期間五ケ年、發起人十二名の出資金を三万圓と定め、四月二日を以て取引を開始せしに、明治十一年同所の取引高六百七十万石に達し、十二年には更に増加して七百六十万石を算へしも、十三年より十五年迄は年々百五十万石に達せず、十六年には僅に五十五万石となれり。　これ明治十三年に賣買取引一時停止せられしのみならず、同年十一月の取引所條例改正により、現物賣買は現物直取引と改まり、定期賣買亦尋で禁せられしに、當時仲買は定期取引を專業とし、直取引をなす者なく、加ふるに市況不振なりしかば、是等取引上の改革は却りて取引高減少の一因をなせるもの丶如し。　爾後會所は益〻不振となり、明治二十年に至りて廢業せしを以て、神戸株式取引所之に代りて米穀取引をも兼ぬるに至れり。　後北風正

造・柏木莊兵衞等兵庫米商會所再興を圖りしかど、成らずして止む。

神戸株式取引所

神戸株式取引所は明治十六年の創立に係る。是より先、十四年六月洋銀兩替及び貿易を業とする有志合同し、身元保證金五拾圓宛を以て榮町三丁目に兩替仲間集會所を設けむと出願し、神戸區役所の副申を得て縣廳の許可を得たり。然るに該集會所は表面貿易業者の金融を圖るを名とすれど、內實は當時投機の風昌なるに乘じ取引所類似の組織の下に洋銀の定期賣買をなすものにて、一日の取組高二百万弗に上りしかば、市民中之を喜ばざる者あり、十五年八月同集會所を以て金銀貨幣の定期賣買をなすものなりとして神戸地方裁判所に告發せしに、關係被告五十人に及び取引爲めに停頓し、爾後遂に振はず。是に於て兩替及び貿易業者は各、別に株式取引所設立を出願せしに、神戸區長村野山人は取引所の個々孤立するは將來盛大をなす所以にあらざるを察し、其合同に斡旋し、遂に兩種營業者百二十餘人の共同出願を見ることゝなり、十六年七月には神戸株式取引所の設立許可せられしかど、貿易商と兩替商との間には拔き難き感情の不和ありけむ、事每に相扞格し、容易に開業の運に至らざりしかば、同年十一月農商務省官吏の來神懇諭となり、十二月十五日漸くにして開業せしも、而も取引不

振を極め十八年八月遂に解散の止むなきに至れり。然るに爾後交通の發達と産業の進歩とは物資の集散をして益〻頻繁ならしめ、需要供給の調節、相場の安定及び區內商業全般の便利の增進等の爲め、取引所の存在を切要とするに至りたれば、明治二十年神戸區取引所の設立となりて、米穀株式の取引此處にて行はるることゝなりしが、此取引所は二十六年に至り會員組織の神戸米穀外五品取引所となり、二十九年更に株式組織の神戸米穀株式外四品取引所と改まり、三十九年現今の神戸米穀株式取引所となれり。

商業會議所

商業會議所は明治十一年に設立の兵庫商法會議所に端を發す。此會議所は初め兵庫部のみにて設立せしものなるが、明治十二年區制施行せられ兵庫神戸合して神戸區と稱することゝなるや、兵庫のみにて此會議所を維持せむよりも神戸と共にするを便なりとし、協議の結果之を神戸區商法會議所と改稱し一時頗る其面目を改めたり。然るに其後次第に衰へ遂に一旦廢絶せしが、十九年再興の議興こり、二十年此議成立して神戸商法會議所設けられ、二十三年九月商業會議所條例の發布せらるゝや、同條例に遵ひて神戸商業會議所と改稱し以て今日に及べり。

物資集散額の增加に從ひ、倉庫の數も亦漸次增加すべきは必然の勢にして、市內倉庫の棟數は明治四十三年の三百二十四より大正七年の五百十四に、同坪數は四万六千七百餘坪より八万四千七百餘坪に增加せり。但し倉庫業に從事する者明治四十年に七ありしが、大正七年減じて五となれるは、恐らくは合併等の事情によるならむ。增加せる倉庫の大部分は平屋建及び上屋にして、二階建及び三階建のものに著しき增加なく、寧ろ減少の傾向あり。倉庫出入貨物價額左表の如し

	入庫	出庫	年末殘高
明治四十二年	六七〇〇萬円	七一〇〇萬円	一三〇〇萬円
大正三年	一二八〇〇	一三五〇〇	二九〇〇
同七年	六八三〇〇	六六二〇〇	一三八〇〇

商業會社

商業の經營は多く個人的にして、其會社事業として經營せらるゝもの少しと雖、而も商業會社の數は之を工業會社若くは運輸會社等に比して遙に多し。開港の當初設立せられし元組商社即ち後の所謂貿易會所は商業會社の嚆矢なるのみならず恐らくは亦神戶に於ける會社事業の權輿ならむ。會社事業の稍々

になれるは明治六七年の頃なれども、當時利害を判ずるの經驗に乏しく、且つ一攫千金を夢る者往々其間に出入せしかば、基礎鞏固なるもの從ひて極めて少く、諸會社の興廢常ならず、世人をして厭忌の念を起こさしめたり。明治十六年の調査に於て比較的確實なりと認められしものゝ中には、商業會社として貿易會所と米商會所との二、運輸會社として神戸偕行會社・神戸神港社の二、此外に北海道移住開拓に從事せる神戸赤心社、海員養成を目的とせる兵庫海員寄宿所あるのみにて、工業會社としては一もあるなし。其後五年を經、明治二十一年に至り商業會社の數增して十七となり、爾後數年間は二十に達する年なかりしが、日清戰後には財界の好況により設立せられしもの多く、三十四年には八十八を算せり。其後稍々減少の傾向ありて三十八年には七十五となりしも、四十一年に又增加して百二十六となり、四十四年に二百十二、大正三年に二百七十六、五年に三百十二、七年に五百二十一となれり。資本金は明治二十二年の頃、諸會社の合計二百万圓に達せざりしが、三十四年に九百万圓に垂んとし、其後三十九年に至るまでは增減一ならず、四十年には一躍一千七百万圓餘となり、大正三年以後の歐洲戰亂に際し又激增し、大正七年には一億二千九百万圓餘となれり。拂込金及び積立

金も亦資本金に伴ひて増加し、明治三十四年には拂込金五百四十九万餘圓、積立金二百三十六万餘圓に過ぎざりしに、大正七年には拂込金六千二百三十六万餘圓、積立金六百七十九万餘圓を算せり。

運輸會社

運輸會社は明治二十二年に其數十一、資本金千四百三十万餘圓なりき。爾餘の會社に比し社數の割合に資本金の甚だ多きは、これ千三百万圓の大資本を擁する山陽鐵道會社のあるに由る。三十四年には社數二十一、資本金二千四百万圓となり、其後の増加は社數よりも寧ろ資本金額に於てするを例とせしが、三十九年には社數増加して二十六となれるに、資本金は却りて大に減じて二百万圓となれり。これ鐵道國有の影響と見るべく、爾後大正四年に至るまでは資本金額よりも寧ろ社數に於て増加せり。歐洲戰亂の影響を受け海運業隆昌を致すに及び、最初個人營業なりしものも漸次會社組織に改まり、大正五年に六十九社、二千六百万圓、六年に九十九社、九千九百万圓七年には百三十二社、一億四千万圓となり、拂込金積立金亦之に伴ひて増減あり。

商業運輸兩會社の組織

次に商業・運輸兩種の會社の組織を見るに、三十四年以後商業會社の約半數、運輸會社の半數以上は合資組織に屬せり。商業會社中株式組織のものと合名組

織のものとの比は年により一定し難く、尚此外に近頃株式合資組織のものも現はれたり。運輸會社にありては概して株式組織のものを多しとせり。但し大資本を擁するは兩種共に株式組織の會社なるを例とす。

商業會社の資本別

次に資本別によりて會社を考察するに、商業會社にありては左表の如し。

		壹萬圓未滿	壹萬圓以上五萬圓未滿	五萬圓以上拾萬圓未滿	拾萬圓以上	合計
明治二十二年	實數	三	一〇	一	四	一八
	比例數	一六・七	五五・六	五・五	二二・二	一〇〇
同　三十五年	實數	三五	二二	一四	七	七八
	比例數	四四・九	二八・二	一七・九	九・〇	一〇〇
同　四十年	實數	四二	二一	一一	二三	九七
	比例數	四三・三	二一・七	一一・三	二三・七	一〇〇
大正元年	實數	一一四	四七	二一	二二	二〇四
	比例數	五五・九	二三・〇	一〇・二	一〇・九	一〇〇
同　三年	實數	一四三	六三	一九	五一	二七六
	比例數	五一・八	二二・八	六・九	一八・五	一〇〇
同　七年	實數	二一八	一二一	四〇	一四二	五二一
	比例數	四一・八	二三・二	七・七	二七・三	一〇〇

明治二十二年に資本金一万圓以上五万圓未滿のもの會社全數の半以上を占め、十万圓以上のもの之に次げり。其後年を經るに從ひ小資本の會社次第に增加し、明治四十年より大正元年に至る間に於て增加殊に著しく、神戸市諸會社の半以上は資本一万圓未滿のものたる奇觀を呈し、大正七年には大戰の影響により

十万圓以上の大會社相踵ぎて起こりしかど、小資本會社の最多數を占むること前年と大差なかりき。之を要するに明治三十年以前には中資本の會社最も多く、大資本のもの之に次ぎ、小資本のもの最も少く三十年以後小資本のもの增加して第一位を占め、大資本のもの最も少く、最近に至り大資本會社漸く增加の傾向あり。

運輸會社の資本別

運輸會社の盛衰商業會社と略〻相類すること左表に示す如し。

		壹萬圓未滿	壹萬圓以上五萬圓未滿	五萬圓以上拾萬圓未滿	拾萬圓以上	合計
明治二十二年	實數	三	五	—	三	一一
	比例	二七・三	四五・四	—	二七・三	一〇〇
同 三十五年	實數	一二	四	一	五	二二
	比例	五四・五	一八・二	四・六	二二・七	一〇〇
同 四十年	實數	一七	一	五	七	三〇
	比例	五六・七	三・三	一六・七	二三・三	一〇〇
大正元年	實數	二四	一四	四	九	五一
	比例	四七・一	二七・五	七・九	一七・五	一〇〇
同 三年	實數	二七	一五	三	一一	五六
	比例	四八・二	二六・八	五・四	一九・六	一〇〇
同 七年	實數	三三	三七	四	五八	一三二
	比例	二五・〇	二八・〇	三・〇	四四・〇	一〇〇

明治二十二年の頃は中資本のもの最も多かりしことは運輸會社亦商業會社と同じく、而して運輸會社にありては大資本のものと小資本のものとは其數相同

じ。其後小資本の會社增加して最多數を占むるに至りしことも亦商業會社に見る如くなれども、明治四十年頃まで第二位に在りしは大資本の會社にて、其以後は中資本の會社の數却りて大資本のものを凌駕せり。歐洲大戰の影響の海運業に現はるゝこと最も著しきに及び、大資本の海運會社續々として起こり、大正七年には十万圓以上の資本を有するもの全數中の第一位を占むるに至れり。

商業と密接なる關係を有する金融機關就中銀行に就きては、神戸市は比較的古き歷史を有す。明治の初年通商司は三都幷に開港場に爲替會社を設け銀行類似の業務を營ましめしが明治五年國立銀行條例の制定と共に此等爲替會社は同條例に遵ひ銀行となるか、然らずんば解散せざるべからざることゝなれり。然るに同二年東本町に設けられし神戸の爲替會社は六年三月大藏大輔井上馨の來りて調査せる結果、二十二万餘圓の缺損ありて到底國立銀行に引直し難きこと明かとなりしを以て、終に解散に決し、創立の際設立者の提出せる身元金十一万八千兩を以て缺損を補ふことゝせしに、不足額尙ほ十万八千百餘圓あり。因りて政府は一時貸下金により之を辨濟せしめ、一方に於て此等設立者等をして油穀相場會所を經營せしめ、其利益金中よりして漸次此貸下金を返納せしめ

むとせしも、其後種々の曲折あり。　同年九月八千圓の返納ありしのみにて、殘餘の十万餘圓は政府遂に其返却を免除せり。　而して會社解散後は同會社發行金劵の引換を縣にて取扱ひ、八年に至りて完了せり。　翌九年國立銀行條例改正せられ、各地に銀行の設立を見ること多きに及び、神戸にても太田資政・北風莊右衛門・神田兵右衛門・岩田正吉及び長谷川保兵衛の五名資本金五万圓を以て國立銀行を兵庫出在家町に創立せむことを出願し、十一年四月認可を得て行名を第七十三國立銀行と稱することゝなり、幾もなくして資本金を八万圓に增加せり。　これより先神戸には明治六年に第一國立銀行支店、同九年に三井銀行支店等、支店銀行の設けらるゝものありしかど、本店銀行の設立は此第七十三國立銀行を以て嚆矢となす。　其後明治十五年に至り第六十五國立銀行鳥取より移轉し來り加藤銀行亦新設せられて、本店銀行漸く其數を增せり。　而して支店銀行も亦逐年增加し、既設兩支店の外に、十二年には第三十八及び第七十三兩國立銀行支店、十三年には第五十八國立・正金及び九三の三銀行支店開設せられ、市內銀行の總數は十に達せり。　明治二十年以後は銀行の新設せらるゝもの益々多く、本店銀行としては二十年設立の神戸銀行、二十二年の兵庫銀行、二十五年の兵庫貯蓄銀

行、二十七年の岸本銀行、二十八年の神戸貯蓄銀行、日本商業銀行、日本貿易銀行、湊東協和銀行、三十一年の農工銀行、三十八年の神戸川崎銀行等にして、支店銀行に至りては一々枚擧に遑あらず。其後は本店銀行の增加急ならざるに反し、支店銀行逐年其數を增したれば、大正七年には本店十、支店及び出張所三十九となれり。金融繁劇となるに從ひ、銀行間に流通する手形の增加するは勿論なれば、其整理の必要よりして明治三十年七月東京手形交換所の制に倣ひ、神戸手形交換所設立せられ、其交換高明治三十一年に十万四千七百九十枚、一億八十四万圓四十年に四十五万七千百七十三枚、八億二百十三万圓、大正三年に七十五万五千二百七十七枚、十億五百六十万圓、七年に百五十九万百九枚、六十五億七千六百万圓なり。增加の著しき以て知るべく、組合銀行數も明治三十四年には十六なりしが、其後增加し、大正七年には二十三を算せり。

三　工業

神戸の工業は之を商業に比し比較的後年の發達に屬し德川時代には幼稚なる手工業の存するに過ぎず。明治維新後に至り工業の此地に興こるもの全く

なきにあらざりしと雖、其大に發達を遂げしは日清戰役以後のことに屬す。明治四十四年の統計に就きて之を見るに、同年神戸市の工場五百七十八の中、明治二十年以前の設立に係かるもの五十三、二十一年以後三十年以前の設立に係かるもの九十三にて、其他は不詳二十五を除き、悉く三十一年以後の設立に係かり、同年現在工業會社本支店合計五十五の中、二十年以前の設立四、二十一年以後三十年以前の設立五にして、其他はいづれも三十一年以後の設立に係かれり。斯かる統計のみにては固より直ちに以て工業發達の實情を悉くし難く、會社の組織なきこと必ずしも工業なきの證とはなすべからざるも、神戸の工業の發達の商業よりも遙に遲れしことは種々の方面の考察よりして明白なり。例へば明治十六年中央政府の官吏巡回に際する取調にも、神戸の富豪中に工業者なく、神戸の工業會社中基礎確實なるもの一もあるなく、工場の廢設及び沿革に關する諮問に對し、當時縣がなせる答中には「本縣下從來巨大ノ工場無ク、而シテ廢設沿革無シ。但シ些少ノ工場ハ其數枚擧ニ遑アラズ」と云ひ、翌明治十七年度の縣會議員選擧被選擧權所有者中には商業從事者最も多く、工業者は農業者よりも少かりしが如き、又明治三十年に於て工業戸數は農業戸數よりは多數に上りしも、

八年には市内の諸工場中一千圓以上の資本を有するもの百又一となりしが、其中燐寸關係のもの六十、樟腦製造工場五を算せり。日清戰後企業熱の勃興するや工場設立を企てし者多く、其大多數は成立を見るに至らずして止みしも、中には堅實なる發達をなせるもあり。明治二十九年十月鐘ヶ淵紡績會社兵庫分工場の東尻池村に建設せられしが如きは特筆すべきものゝ一となす。此兵庫分工場は我國主要工業の一たる紡績業の重鎭鐘ヶ淵紡績會社が全國各地に有する工場中、規模最も大なるものにして、創立當初より四万錘を有し、一ヶ月の製造高三千五十梱に達せりと云ふ。川崎造船所の其組織を變更して資本金二百万圓の株式會社となれるも亦同月にあり。

明治三十年以後

明治三十年後は工業益、發展し、大工場の新設枚擧に遑あらず。就中明治三十三年臺灣製糖株式會社が神戸工場を設けて精製糖の製造をなせる、三十五年合名會社鈴木商店が小野濱精腦所を創立せる等は其尤なるものなり。日露戰後に至りては神戸工業界の進歩更に著しく、三十八年和田岬に設立せる神戸三菱造船所は浮船渠を備へし點に於て本邦民業造船所の嚆矢をなし、四十年には日本燐寸製造株式會社・朝日樟腦精製合資會社・川崎造船所兵庫分工場等の新設あ

り。　日本燐寸製造株式會社は一百万圓の大資本を擁して輸出に主力を傾注し、支那印度方面のみならず、遙に南洋の大市場にも著目し、品質の改良向上を計り、需要地の嗜好に鑑みて考案を凝らす所ありしかば、本邦燐寸の輸出に一時期を劃し、四十三年には本邦燐寸總生産額の約四分の一を占むるに至れり。　其他四十二年のダンロップ護謨株式會社、四十四年の神戸製鋼所、大正元年の大正護謨工業株式會社、同二年の内外護謨合資會社等皆孰れも工業會社として有力のものなり。

歐洲戰亂開始せられて、工業一たび打撃を受けしが、戰局の發展につれて一般に工業熱勃興せしは市立圖書館入館者の閲讀書籍中工業關係のもの從來になき多數に上りしによりても窺ふを得べく、神戸市内外の工業茲に空前の發展をなすに至れり。　大正五年九月東洋燐寸株式會社起こり、日本燐寸製造株式會社と相並びて燐寸製造業の覇權を握るに至れる亦此勢に乘ぜるものなり。　同社は明治二十年泉谷よねの設立せる良燧社に濫觴し、三十年瀧川辨三等之を繼承するに及びて合資組織に改まり更に之に合併するに瀧川辨三が獨力經營し來れる瀧川燐寸工場を以てせるものにて、創立當時の資本金は二百万圓なりしが翌六

年一月增加して四百万圓となせり。神戸最初の金屬製錬工場なる日本金屬株式會社神戸製錬所も亦大正五年の設立に係かるものにして、同年の生產額は五万四千圓に過ぎざりしも、翌六年には千四百万圓以上に上れり。以上の外、大正五年乃至七年に新設せられし工場頗る多く、五年に百四十二、六年に百九十一、七年に百九十七を算せり。

工業會社

工場の大多數は個人の經營に屬し、其會社の經營に係かるは明治四十四年以後に於てすら一割內外に過ぎず。但し會社經營のものは資本豐富にして設備亦大規模なれば、其生產額は遙に個人經營のものに超えたり。工業會社の發達は商業會社よりも遲れたれば、明治二十年以前に在りては特筆するに足るものなかりしが如し。然るに二十年以後特に日淸戰役を經るに及びて其發達稍々見るべく、明治二十八年一千圓以上の資本を有するもの十二社、資本金總額百三十七万八千五百圓なりしに、三十四年の工業會社總數二十六、資本金總額五百六十二万三千八百圓となれるは、以て此六ヶ年間に於ける發達の狀勢を示すに足るものならむ。日露戰役以後會社數の減少せるに資本金の增大して二千万圓以上にも達せるを見れば、會社の合併及び資本增加の行はれしを察すべし。四十

一年以後に至りては會社の設立せらるゝもの多く大正二年に至る間に社數は三十六より七十五、資本金は二千五百餘万圓より五千六百餘万圓、拂込金は千四百餘万圓より四千四百餘万圓、積立金は二百餘万圓より三百餘万圓となれり。大正三年には資本金はさまで多くの增加なかりしも、社數は一躍百六となり、其後歐洲戰亂による好況に乘じ新會社續々として起こり、六・七兩年に至りて其勢極まれり。七年の調査によれば社數二百三十、資本金九千九百餘万圓、拂込金六千八百餘万圓、積立金二千百餘万圓あり。

同組織別

此等の會社の組織は四十二年以前に於て合資組織と株式組織と相伯仲し、其以後は合資組織最も多く、株式組織之に次ぎ、而して合名組織は最も少きを例とす。然るに大正七年には株式組織のもの著しく其數を增して殆ど合資組織のものと同數たらむとし、其資本金に於ては遙に彼に勝れり。

同資本別

次に資本別によりて會社數の增減を觀察するに、左表に示すが如し。

		壹萬圓未滿	壹萬圓以上五萬圓未滿	五萬圓以上拾萬圓未滿	拾萬圓以上	合計
明治三十五年	實數	八	九	五	七	二九
	比例	二七・六	三一・〇	一七・三	二四・一	一〇〇
同四十年	實數	三	四	五	一二	二四
	比例	一二・五	一六・七	二〇・八	五〇・〇	一〇〇

大正元年	實數	三〇	二九	一一	一七	八七
	比例數	三四・五	三三・三	一二・七	一九・五	一〇〇
同　三年	實數	三三	三四	一四	二五	一〇六
	比例數	三一・一	三一・一	一三・二	二三・六	一〇〇
同　七年	實數	七八	四六	二一	八五	二三〇
	比例數	三三・九	二〇・〇	九・一	三七・〇	一〇〇

明治四十年に十万圓以上の大會社が半數を占めたるは當時大會社の小會社を合併すること盛なりしに基因するならむ。爾後大正七年まで一張一弛ありと雖、要するに一万圓未滿の小會社と十万圓以上の大會社とが增加して兩者の中間に存する一万圓以上五万圓未滿及び五万圓以上十万圓未滿の中會社減少せるが如し。これ卽ち一面にありては資本の集中を示すと共に、他面にありては小資本の事業も亦增進して已まざるを證するものなり。

工業戸數、工場及び職工の增加

工業の勃興に伴ひ之に從事する者其數を增加するは當然にて、明治三十年の工業戸數は三千四百三十なりしに、四十年には一万二千百六十七、大正三年には三万七千八百五十、同七年には四万九千六百九に達し、其增加率の大なること遙に商業戸數の上にあり。工場數は明治三十年春の調査に、三百二十三を算へしが、其以後は久しく完全なる調査なく今之を詳にし難きも、使役職工十八以上の工場が三十三年に七十、四十年に百四十七、四十三年に百八十一となれるにより

使役職工數による工場の增加狀態

て略ぼ此間の增加狀態を知るを得べく、四十四年に全工場數五百八十三、大正三年に千百九十六、七年には千六百九十に達し、之を明治三十年に比して五倍以上となれり。されば明治三十年の調査に二万千餘人なりし職工數も、四十四年には三万三千餘人、大正三年には四万六千餘人、七年には六万七千餘人に增加せり。男工と女工との數を比較するに、明治三十三年以降使役職工五人以上の工場に就き調査せる結果は、十四五歲に達せざる年齡の者にありて女工の數概ね男工よりも多きを示す。これ燐寸・紡績等の如き少年女工を必要とする工業の殊に神戶に盛なるに因るならむ。

使役職工數の多少により各種工場の增加狀態を觀るに、明治三十三年には使役職工十人以上の工場七十なりしに、大正七年には五倍以上となりしが如きは、工業の發達に伴ひ大工場の增加を示すものなれど、之と同時に小工場の增加せること亦決して大工場に讓らざるのみならず、其設立の比較的容易なるよりして其增加率大工場よりも却りて大なるが如し。四十四年以後は左表に示すが如し。

		四人以下	五人以上十人未滿	十人以上	合計
明治四十四年	實數	二二七	一四三	二〇八	五七八
	比例數	三九・三	二四・七	三六・〇	一〇〇
大正二　年	實數	三五九	二一一	二八一	八五一
	比例數	四二・二	二四・八	三三・〇	一〇〇
大正七　年	實數	九六七	三二〇	三九二	一、六七九
	比例數	五七・六	一九・〇	二三・四	一〇〇

卽ち大正二年以前に在りては十人未滿の工場の增加率十人以上の工場よりも大にして其後大正七年に至るまでは四人以下の工場の增加特に著しかりしを知るべし。卽ち工業の大規模となるに從ひ大工場の增加するにも拘はらず、小工場も亦決して減少せず、其增加率の寧ろ大なるを想察し得べし。

石炭消費高

工場の動力使用盛となるに從ひ、石炭消費高增加せり。明治三十六年神戸に於ける石炭消費高三億五千九百万噸の中、工業用のもの一億三千六百万噸なりしが、四十三年には三億五千八百万噸中、工業用二億四千一百万噸、大正三年には四億八千一百万噸中、工業用三億五千万噸、七年には十二億三千七百万噸中、工業用八億四千四百万噸となれり。工業用消費高の中には動力用以外の消費も多かるべしと雖、全量の過半が實際に動力の爲めに消費せられつゝあること神戸市工業概況所載の私立工場最近數年間の狀態に徵して明なる所なりとす。工

業用燃料として石炭以外にコークス及び油類の消費もあれど、其量少くして數ふるに足らず。

工產物價額

工業の發達は工產物の製造數量を增加し、價格の昂騰と相待ちて製產價額を大ならしむ。明治三十年の工產物價額は七百七十八万餘圓にして、四十年には二千四百九十七万餘圓となり、大正三年には私立工場のみにて九千万圓となり、四年には一億圓を超え六年には二億圓を超え七年には終に三億一千万圓となり、官公立工場の工產額は大正五年以前五百万圓に達せざりしも、六年以後は一千万圓を超えたり。次に染織・機械・化學・飮食物・雜の五種に就き、明治三十年以後に於ける工產額の多少を觀るに、明治四十年以前は化學工業を第一とし染織工業之に次ぎ、他の三者は遙に劣れり。これ當時は燐寸及び紡績が他の工業に比し優越なる地位を占めしによるならむ。然るに其後機械工業次第に產額を增加し化學工業と相競ひ、大正二年以後遂に第一位を占むるに至れり。これ船舶及び諸機械製造の近時著しく發達せると、從來存せざりし金屬精錬業の最近勃興せるとに因るなるべし。大正五年以後飮食物工業の產額著しく增加し、將に化學工業を凌駕せむとするに至れるは、精糖・精穀・製粉等諸業の急速なる進步の

結果と見るべし。大正七年に於て年額百万圓以上の工產物は二十五種を算し、其中五百万圓以上のもの船舶の七千二百万圓、諸機械の四千一百万圓を始めとし、燐寸・紡績・精糖・製粉・金屬精錬・精穀・製油・織物・護謨・車輌等之に次ぐ。

四　富の蓄積

明治三十年以前の富の蓄積

商工業の發展に伴ひて市民の富力も亦增大せり。明治十六年に調査せる兵庫縣下富豪七十五人中、神戸在住の者十三人あれども、其資產は二十万圓を最多とせるは、當時市民の富力の未だ大ならざりしを想察せしむるものなり。明治二十年以後は經濟界の進運につれて富の蓄積も多かりしなるべく、今二十三年以後の狀況を所得稅統計に現はれし納稅者の所得額によりて推さむに、

年度	所得額	前年に對する增加率（△は減）
明治二十三年	一、一四二、三二〇円	
同　二十四年	一、一五五、一三五	一・一%
同　二十五年	一、一一六、七〇三	△三・四
同　二十六年	一、二一一、三一一	八・四

同	二十七年	一、三一〇、九八七	八・二
同	二十八年	一、四八七、三〇二	一三・四
同	二十九年	一、七八一、一二七	一九・八
同	三十年	二、一五二、三四九	二〇・八

これによれば二十五年を除くの外、逐年増加あり、二十九・三十兩年の増加率殊に大にして、二割内外に達せり。日清戰役以後の市民の富力其以前に比し著しく増大せるを知るべし。若し夫れ上表に加はらざる法人の所得をも合算せば日清戰後の増加率は恐らく一層大なるものあらむ。而して此期間郵便貯金の年末現在高に稍、減少の傾向あり、殊に二十九・三十兩年に於て甚だしきはこれ好況時にありては郵便貯金よりも有利なる方面に資本を投ずる者多きがためなるべく、これを以て直に富の減退せるものとはなし難かるべし。

明治三十年以後

明治三十年以後商工業の發展をなすと共に、富の増加も亦著し。明治三十一年に二百五十五万餘圓なりし個人所得が三十三年に著しく増加して五百九十九万餘圓となれるは、其一因明治三十二年改正の税法實施に際する嚴密なる調査にも存すべけれど、富の急激に増加せしこと其主因たるは否むべからざるが

如し。其後明治三十四年には個人所得前年に比し約一割五分を増加せしが、三十五・三十六・三十七の三ヶ年は毎年の増加率一割に達せず。これ日露戰前に於ける財界不況の反映と見るべく、三十八年以後日露戰役の影響により財界一時活潑となり、再び一割以上の増加率を示すに至り、四十一年の如きは前年に比し二割六分餘を増加して千四百五十万圓に達せり。然れども日露戰後の好況は之を日清戰後に比し其根柢薄弱なりしかば、其反動忽ち現はれ、四十二・四十三兩年には所得額の減少となり、四十四年及び大正元年に至りて僅に増加の曙光を見るを得たり。

三十二年以後　個人所得と共に法人所得も亦増加せり。今左に税法改正により法人課税の始まりし三十二年よりして大正元年に至るまでの法人個人兩種の所得額の合計と其増加率とを示さむ。

年度	所得額	前年に對する増加率(△は減)
明治三十二年	五、三九九、六三四円	
同　三十三年	九、五九〇、九九六	七七・六%
同　三十四年	一〇、三八五、三二三	八・三

同	三十五年	一一、二三一、八八五	八・一
同	三十六年	一二、六八八、九二三	一二・九
同	三十七年	一三、一一五、〇一四	三・四
同	三十八年	一六、七一一、四八六	二七・四
同	三十九年	一六、四四一、八六八	△一・六
同	四十年	一四、五八〇、四八五	△一一・三
同	四十一年	一七、七四〇、七四〇	二一・七
同	四十二年	一八、三五六、七二四	三・五
同	四十三年	一七、七九四、七一二	△三・一
同	四十四年	一八、五六六、一五六	四・三
大正元	年	一九、五四一、〇一二	五・三

明治三十九・四十兩年に減少せるは山陽鐵道の國有となりし影響なるべく、其他は財界の景況に伴へること個人の所得のみに就きて觀しと同樣にて槪して之を言へば明治四十一年後は富の增加すること其以前の如く急速ならず。郵便貯金の年末現在高が此間に年々增加し、殊に明治三十七年以後著しく其額を增

せるは、一には政府の獎勵によりしならむも、一には財界の景況如何に關せず小所得者の收入の增加せるによるなるべし。

最近の狀況

大正二年所得税法再び改正せられて免税限度引上げられしかば、大正元年以前の統計と比較して所得額の增減を論ずること難きも、財界の景況に大なる變化なきよりして推せば富の增加の速度も略〻同樣なりしなるべく世界大戰は其勃發の初、海運の梗塞等により市況の沈滯を來せしかば、富の增加得て望むべからざりしが、大正五年に至り始めて好影響を與ふるに至り、個人所得額は大正五年に約二割、同六年に約四割を增加せり。而して法人所得の增加に至りては更にこれよりも著しきものありしかば、法人個人を合算したる總額は左の如くにて其增加率の大なる實に空前と云ふべし。

年度	所得額	前年に對する增加率
大正二年	一五、九三二、二八一円	
同　三年	一八、八二九、七五五	一八・二%
同　四年	一九、一〇六、一一〇	一・五
同　五年	四一、七二五、七七八	一一八・六

同　六年　　一二七、三〇〇、〇三七　　一八一・一

大正五年の增加率は十割を超え同六年には二十割に垂んとするの勢を示せり。世界大戰による神戸市富力の激增以て推知すべし。大正七年の增加も著しけれど、此年稅法又々改正せられたれば、簡單に前年と比較し難きを以て茲に說かず。而して此の如き富力の激增は從來曾て見ざる多額の富を取得する者の續生せしこと主因をなせど、之と與に小所得者の所得亦頗る增加せしことは、郵便貯金の年末現在高の大正五年以後五割內外なる空前の增加率を示せるによりて察するを得べし。

要するに神戸は歷史的にも商業地たるの要素を多く具備せる地なりしが、此傾向は維新以後我國經濟社會の變遷によりて一層助長せられ、而して商業地たると同時に又工業地として發達し、今や商工業相竝びて神戸產業の大部分を形成し、農漁等の諸業は殆ど見るに足らざるに至れり。而して商工業發達の跡を通觀するに明治二十年以前に於ては共に未だ大に盛なるを得ず、工業の如きは殊に微々たるものなりしが、以後本邦一般の商工業發達に伴ひ神戸の商工業も

漸く隆盛の運に向ひたり。但し日清戰役以前にありては財界不振のため其進運未だ著しからざりしも、明治三十年以後戰役の影響大に現はれたれば、神戸の商工業はこれより一段の發展をなし、尋で日露戰役を經て其勢益〻助長せられ、更に最近世界大戰の影響により實に空前の飛躍を見るに至れり。而して此商工業發展の趨勢に伴ひて富も亦蓄積せられしかば市民の富力爲めに著しく増大せるなり。

引用書目

兵庫縣統計書。神戸市統計書。神戸稅關統計。横濱市統計。兵庫縣達。勸業概況。神戸市役所、神戸港貨物集散概況。同、神戸市之工業。同、神戸市工業概況。同、神戸港勢一斑。同、神戸實業要覽。大藏省所藏書類、理財局第一類、明治十二年銀行課之部。同、第二類、會社全書。兵庫津中明細錄。神戸稅關沿革史。神戸開港三十年史。横濱開港五十年史。神戸米穀肥料市場沿革誌。神戸米穀株式取引所史。横井時冬、日本工業史。相原重政、明治四十一年十一月一日神戸市市勢調査の結果(統計集誌第三百五十七―三百六十四號)。中外新聞外篇。神戸新聞。Japan Chronicle, Jubilee Number. Commercial Reports from Her Majesty' Consuls in Japan, 1868.

第一章　生活狀態の變遷

物質的及び精神的の變遷

明治維新以後五十年間市民の生活狀態は物質的に將た精神的に、其變遷の跡著しきものあり。富の增進は生活程度の向上を伴ひ、泰西文明の輸入は衣食住に洋風を交へしめ、延いて奢侈華美の風を馴致せざるにあらざりしも、進歩改善の見るべきもの亦少しとせず。敎育の普及は新聞紙の流布と相俟ちて市民の智識を增進し、文盲者の數爲めに次第に減少せり。然れども他面にありては人口集中と產業狀態の變化とにより、敦厚の俗次第に失はれむとし又智識の開發により宗敎に對する信仰の念漸次薄らぐに至れり。多數市民の精神的嗜好趣味の概して未だ大に向上せざるは物質的に急激の發達をなせる開港地として蓋し當然のことなるべし。以下此等の事項に就き項を分ちて敍述せむとす。

一　衣食住

明治維新の

明治維新は我邦多年の風俗習慣を一變せし如くなれども、仔細に之を觀察す

れば、當時思想にも習俗にも共に極端なる急進主義に對し、極端なる保守主義の峙立するありて、舊慣の容易に改め難かりしもの少からず。明治十年以前に於て特に其然るを見る。而して神戸も亦此例に洩るゝことなく、明治三年人力車大阪より將來せられ、新奇を喜ぶ者競ひて之に乘用せるも、之と同時に駕籠の用廢りしにあらざるは、其後三年を經たる明治六年の兵庫縣布達に、國稅の外附加稅を課せらるべきものとして、人力車と共に駕籠の列擧せられあるにても推すべし。又知事伊藤博文が當時人の珍とせし澤井フクリン・吳郎フクリン等にて仕立てし衣服を著用してより、此服裝一時紳士間の流行物となりしも、一方には市民中同知事の散髮なるをば侮蔑する者多く、之を綽號して坊頭奉行と云へり。されば散髮令出でし後も、縣令神田孝平は之を强制するを避け、專ら說諭によりて之を行はしめむとせしに、洋服著用の率先者たりし神田兵右衛門すらも散髮を厭ひ、縣令の切なる勸告あるに及び纔に意を決し、兵庫區內の公職に在る者約四十人と共に散髮することゝなり、髮結三人を招きて最後の結髮をなせしが、愈、斷髮をなさむとする際には、會衆散じ殘る者僅に九人なりしといふ。種痘に關しても、明治三年督勵の令發せられしに拘はらず、之を嫌惡する者依然として多

かりしかば、其の必要なる所以を一般に周知せしめむが爲め、同七年文部省雜誌掲載の種痘說を頒布せることとあり。　舊俗の容易に脫し難きものありしことと此の如くなるに拘はらず、一面には藤田積中・神田兵右衞門等の明治二年既に率先洋服を著用して流行の魁をなし、縣當局の依賴により、市民勸誘の爲め、洋服著用のまゝ市中を逍遙し、且つ撮影せるあり。　洋服の著用に伴ひて靴の必要を來すこと當然なれば三宮附近に一二の靴店の開業せるもありき。　當時燕尾服・フロックコート・モーニングコート等は凡て之を士官羽織と稱し、背廣服等は之を兵士羽織と稱し、チヨツキを胴著と云ひ、ズボンをば、在來の細仕立股引のパッチと呼ばれしに對し、太仕立なる故を以て之をバッチと云ひしが、洋服の種別、幷びに其著用の儀禮等に通せざるより、燕尾服を著して執務せる者もありきと云ふ。而して當時日本人の著用せし洋服は、多く西洋人の古著を仕立直せるものなりしかば、西洋人にして盛に古著を輸入し之を賣捌けるもありき。

牛肉の食用

百般の事物中洋風の最も早く神戸に行はれしは食品にして、開港後未だ幾ならざるに牛肉食用の風既に興こりしが如き、亦以て其一例となすべし。　所謂神戸牛なるものゝ主として但馬を原產地とするに拘はらず「神戸牛」の名にて海內

に喧傳せらるゝに至りしは、其由來開港以前に在り。慶應年間外人の渡來により て横濱に於ける肉類の需要增加し、外國よりの輸入のみにては不足を告げたれば、一外國船は神戸にて牛三四十頭を買入れ、之を横濱に持ち行きしに、味美なりとて好評を博せることありといふ。これ神戸牛の名の喧傳せる始めにして、當時開港前なれば、公然外人と取引をなすを得ざりしかど、利益多きに誘はれ、博勞等の和田岬松林中にて外人に牛を賣る者あり、外國船の乘組員等之を購ひ、松樹に縛して屠殺せり。開港後間もなく居留地には露店風の牛肉屋設けられ顧客多かりしが、明治二年元町の西端今の料理店音矢樓の位置に月下亭なる牛肉店開業せしに、時好に投じて頗る繁昌し、人之を呼びて關門月下亭と云ひ、神戸見物に來る人々皆此處にて名物神戸牛を味ひたりと云ふ。此月下亭は十九年頃燒失し、二十一年頃其跡に建てられし月下亭は卽ち今の三輪亭の前身なりと云ふ。屠場は明治初年英人キルビー之を海岸通に設けしを權輿とす。此屠場は土地の繁榮に赴くに從ひ、近隣よりの抗議に遭ひて閉鎖せしが、後英人ヲーボーの舊生田川尻に屠場を設くるあり、尋いで英・米・佛・淸四國人七ヶ所の屠場を同所附近に設け、本邦人中にも藤田泰藏等を始めとして屠場を開設せる者ありき。

肉牛の原産地

神戸牛の需要漸く加はり、供給之に應じ得ざるに至らむとせしかば、明治七年十一月但馬の有志者相議して同國養父郡上野村・七美郡大笹村等に牧場を設置し、以て供給の增加を圖りしが、收支相償はず、九年四月豐岡縣廳之を繼承し、從來の牧場を廢し、豐岡を本舍とし、養父郡藪崎村・氣多郡伊福村に假出張所を設け、同年豐岡縣廢せらるゝや、兵庫縣は其豐岡支廳をして管理を繼續せしめしも、資金乏しくして效果を擧ぐるを得ざりしを以て、十一年二月資金貸下を內務省に稟請し、七月七美郡大笹村に牧場を開き、擔當係員を派し、以て牛の蕃殖を計らしめしことあり。然れども但馬の產牛のみを以てしては到底需要の激增に應ずる能はざりしかば、其後は山陰・山陽・南海・西海諸道は勿論、遠くは琉球よりも移入することゝなれり。而して斯かる多量の需要は單に神戸市民への供給のみならず、他地方への移出をも含むものなること勿論にして、大規模の移出は既に明治初年より始まり、守谷類藏の如きは英國政府より船艦用肉牛取扱の命を受けし横濱在住英人キャベーと特約を結びて之に從事せりと云ふ。類藏は又た神戸にての牛乳販賣者の嚆矢をなし、居留地にて外人の搾乳販賣せるありしに倣ひ、小野濱三井倉庫附近に開業して繁昌せり。されど其搾取法頗る不完全なりし

牛乳搾取

が、明治十年頃小野濱七なる者の花隈に設けし搾取場は比較的完備せるものなりき。洋風食料品として牛肉牛乳の販賣以外に麵麭・鹽肉等の製造者も輩出せしは、兵庫縣が明治七年九月令を下して、縣下の麵麭製造人・鹽肉製造人・鹽肉貯藏者の有無及び貯藏高を調査せしことあるに徵して之を知るを得べし。但し市中にても牛肉を食する者專ら神戸部に多く、兵庫部に至りては明治二十二年の頃まで、牛肉營業者に家屋を貸與するを拒む者ありしと云へば、明治初年は尙更なりしなるべし。蓋し當時率先して洋風の輸入に努めし有識者は多く兵庫部に出でたりと雖、そは兵庫住民中の一部少數者に止まり、一般には兵庫部に洋風の浸潤すること極めて遲々たりしこと、自然の勢と云はざるべからず。然れども牛肉の需要年を逐ひて增加し、從ひて其價格も騰貴して明治十四年頃は之を明治八年に比して殆ど二倍となれり。

（神戸兵庫兩部の差異）

市民の好尙年を逐ひて漸く華美に趨り、明治七八年の頃衣服には熊谷紬流行せしが、十年頃には上流中流を通じて本八丈用ゐられ、唐縮緬亦此頃始めて輸入せられたり。又十年より十二三年まで薩摩の十絣多く著用せられしは西南戰役後の爲にもやあらむ。其後不換紙幣の濫發に基づく經濟界一時の活況によ

（明治十年以後生活の向上）

り、市民奢侈の傾向益〻增長し、洋服の流行亦漸く盛に、明治十二年縣會の初めて開かれし時には縣會議員中神戸選出の藤田積中・神田兵右衞門二名のみ洋裝にて出場せしが、十五年には議員一同の申合を以て皆洋服を著用することゝなり、從來西洋人の獨占事業なりし洋服の裁縫も此頃より舶來仕立屋と稱する邦人營業者を出すまでに進歩せり。洋風菓子の需要漸く起これるも亦此頃よりなり。市内の菓子舖としては兵庫戸場町の駒屋の如き維新前約百年に遡る歷史を有するものあれど、其製する所は專ら和風菓子にして、維新後神戸に於て初めて製出せられし瓦煎餅は開港後今の元町四丁目に松花堂と稱する店舖を構へて、紅梅燒其他の煎餅類を販賣せし灘の人松野庄兵衞が明治四年初めて考案販賣せる所なるが、時好に投じ賣行頗るよかりしより、之を模製する者續出し、終に神戸の名物として其盛名牛肉と竝馳するに至れり。洋風菓子の製造は明治十五年元町三丁目に開業せる二宮盛神堂の如きを其最も古きものとなせど、外人以外に之を需要する者少かりしより、俄に盛大なるに至らず。同家が兼業として營める旅館の宿泊人等の購求により、辛うじて營業を續くるを得たりと云ふ。

明治十五年不景氣の襲來に遭ふや、一旦慣熟せる衣食住の狀態は遽に之を改

の影響

め難く、市民頗る苦痛の色あり。　明治十六年中央政府吏を派して地方の狀況を調べしめし時、兵庫縣よりの報告書に「抑維新以來金銀米穀ヲ始メ百貨漸々騰貴シ、農產ノ得益、商工ノ利潤愈、加ハリ益々多ク、節約儉素ノ風漸ク去テ奢侈華麗ノ俗爰ニ來リ、笠簑變シテ帽套トナリ、麥食一轉精米ヲ食フ。　人民生計ノ程度遙ニ進テ復タ昔日ノ比ニ非ス。　習慣年ヲ累ネテ、漸ク其性ヲ成スニ至レリ。　然ルニ一朝今日ノ不景氣ニ遭遇スルヤ、其習慣ハ俄ニ改メ難ク、爲メニ農商工共ニ困難ノ景況ナリ。」と言へるは正に之を示すものにして、舶載品の需要容易に衰へざるのみならず、貨物の種類によりては却りて其增加を見しは、明治十八年縣が制度取調主務官への報告書中、舶來品商業盛衰の景況を記し、藥種商に關して「藥種ノ如キハ洋藥ノ賣高年々增加シ、漢藥ハ之ニ反シテ追々衰微ニ赴ケリ。　明治十四年ノ頃ハ原價十分ノ六ハ漢藥ニシテ四分ハ洋藥ナリシモ、現今ハ洋漢相半スルニ至レリ。」と言へるによりても、其一端を伺ふに足るべし。

住居

　明治維新以來神戸にては市民の衣食共に他地方に先だち夙に洋風に化せしこと上述の如くなれど、住居は容易に改まらず、明治六年一月の兵庫縣布達に、當港逐日繁榮、遠からず横濱にも讓らざる大都會となるべく、殊に昨年來新大道路

歐化主義の影響

を開きたれば、家作を美麗にすべく、財產ある者は成るべく西洋風にすべしと見えて、大に當局者の洋風心醉を示せしかど家屋構造の改良頗る遲々として、洋館の建築甚だ少く、從ひて速に瓦斯・電燈等を使用するに至らず。明治初年已に洋燈の輸入ありしも、それすら高價の故を以て一般に使用せられずして、多くはカンテラを用ゐしが、唯外人のみは居留地に瓦斯局を設置し、瓦斯燈を點火し、居留地以外の雜居地に於ても往々之を用ゐる者ありしかば、條約違反なりとて邦人より種々の抗議出でたり。爰に於て區長村野山人は兵庫縣令森岡昌純と謀り、區民に勸めて外人經營の瓦斯局を買收し、以て紛糾を絕たむとせしも、區民等未だ瓦斯點燈の必要を認めざりしより事終に行はれず。其後明治十六年の頃電燈我邦に輸入せらるゝや、山人復た區の事業として電燈會社を興さむとし區會に諮る所ありしも、時人電燈を以て危險とし、且つ電燈の光は吳服反物類を變色せしむとの謬說を信じ、之に同意せざりしかば、事遂に中止となれり。然るに井上馨外務大臣として唱道せる歐化主義一世を風靡し、時の兵庫縣知事內海忠勝亦頻りに夜會舞踏會等を催し、明治二十一年竣成の商業會議所の如きも、兼ねて舞踏場たるに適する如く建築せりと傳へられし程なれば、神戶上下の風俗自

然として洋風に化し、商人中に洋服を著する者少からず、町家の子女にして洋装する者亦往々にして之れありしと云ふ。女子の束髪は小磯吉人等の首唱によりて二十年頃より流行し、婦人の靴を穿つ者亦稀ならず、當時營業鑑札を有する十三戸の靴商店にて賣行の多かりしは女靴なりしと云ふ。電燈會社が明治二十年に設立せられ、翌二十一年白熱燈の取附數既に六百四十二の多きに達し、爾後も逐年增加せしはこれ市民漸く其利便を解せる故のみならず、一には新奇洋風の流行之を助成せしものならずんばあらず。

國粹保存論の影響

然るに國粹保存論一たび起こるや極端なる歐化主義は跡を絕ち、明治二十年頃一たび綠門と代はりし一月の門松七五三飾の如きも、二十四五年より又舊に復し、儀式めきたる場所に出づるには上下を通じて必ず黑羽二重の紋附を著するに至れり。然れども食物にありては、洋風食料品需要の增加依然たりしにや、二十五年明治屋の神戸に支店を開くあり。洋風菓子の需要亦增加し、同年下山手通三丁目に開業して和風菓子のみを製せし杵屋本店も、日清戰役後には洋風菓子をも加へ、三十年には風月堂支店の開業を見、三十四年には明治屋支店亦洋風菓子を製するに至れり。之を菓子舖に就て聽くに、戰役のある每に洋風菓子

の需要激增せりと云へり。蓋し戰役により神戶市勢の發展をなすと共に、市民の奢侈的欲望增大し、洋風菓子の需要を增加せるによるものならむ。

市民生活の向上と共に著しく變化せるは燈火及び燃料これなり。明治三十一年の電燈需要戶數は約千七百戶にして、其後十年間は增加極めて徐々なりしが、四十年に五千戶となれる後は逐年激增し、四年にして十倍以上となれり。此增加の主たる原因が市內全戶數の增加にあること勿論なれど、市民生活狀態の急速の進步亦其一因たること否み難し。大正元年以後は增加の度寧ろ顯著ならずして、大正七年の需要戶數は十万五千二百十四戶となれり。同年の市內全戶數は十三万千四百五十戶なるを以て、若し上述の需要戶數にして誤りなしとせば、市內には電燈を點せざる戶數尙ほ二万六千戶以上あるべき理なれど、これ恐らくは統計作製上の不備によるものにて、實際に於ては大正七年に至りても尙ほ電燈を用ゐざる家は市內に極めて僅少なるべし。瓦斯の一般に供給せらるゝに至りしは明治三十一年以後のことなれど、三十四年迄は統計不完全にて詳にし難し。三十五年の需要戶數は七百八戶にして、四十年に四千戶を超え、四十四年に一万二千餘、大正七年に二万四千餘となりたれば、瓦斯の需要は其普及

電燈に如かざれど、而かも次第に增加しつゝあること明に知るを得べし。

西洋造家屋の增加

建築の西洋化は、住宅に在りては遲々たりしかど、其他の家屋に在りては、明治四十二年以降頓に其數を增せり。明治四十二年より大正七年に至る迄に市內の西洋造(煉瓦造・鐵造・石造・コンクリート造を含む)住宅は百五十二戶より二百五戶となり、木造住宅は七万七千九百九十八戶より十万五千六百七十七戶となりたれば、其增加割合は西洋造住宅三割五分弱、木造住宅三割五分强なり。然れども營業場工場等には煉瓦造多きが故に、これらをも合算すれば、明治四十二年に西洋造家屋の棟數三百六十六、大正七年に五百五十五にして、其增加割合は五割二分弱となり、同期間內に木造は三万八千百二十四棟より四万八千九百九十三棟となり、其增加割合僅に二割九分弱に過ぎず。木造家屋の棟數の、其戶數に比して著しく少きこと此の如くなるは、長屋建の多きに因るものにて、棟數の增加割合の戶數の增加割合に比し少きは、近時長屋建の益〻增加しつゝあるを示すものなるべし。

住宅の平均一戶敷地坪數

煉瓦造住宅は木造住宅に比し戶數甚だ少しと雖、其多く宏壯なる故を以て、一戶平均敷地の坪數に於て木造住宅よりも遙に廣大なる地域を占む。卽ち明治

四十四年には平均敷地木造一戸の一〇・二九坪に對し煉瓦造一戸一四五・一七坪、大正七年には木造の一〇・七六坪に對し煉瓦造二五五・七五坪なり。殊に近時人口急激に增加するや、貸家拂底の聲高く、大正四年には百戸に對し空屋の數六戸七分三厘なりしに、五年には三戸四分八厘、六年には一戸一分七厘となり、尋いで七年には僅に九分四厘となり、從つて家賃も暴騰せしかば、此時に際して建てられし木造住宅殊に貸家には矮屋多く、其敷地坪數の增加は甚だ微小なり。

人力車及び自轉車

亦風俗の變遷と生活の向上とは市民の乘用車に就きても之を見るを得べし。維新以後乘用に人力車あるのみなること久しかりしが、明治二十二年の頃より自轉車流行し、忽ちにして市中貸自轉車多く、幾ならずして七百餘輛を算し、其一時間の貸料五錢なりしが、其後年を逐ひ流行盛に、二十五年には外人と合同の自轉車俱樂部設立せらるゝあり。斯くて人力車と自轉車とは相竝びて益〻其利用を加へしが、明治三十四年の市内人力車四千四百六十五輛なるに、自轉車は僅に四百九十五輛にして、之を二十二年の貸自轉車のみの數に比し更に少きを見るは、これ或は檢税の寛なるが爲め屆出洩れのありしによるなるべし。其後自轉車は益〻增加し、明治四十年に千三百六十一輛、大正四年に三千九百三十二輛とな

りしが、大正五年には檢税勵行のため屆出激增して、六萬を超え、大正七年には十万五十二輛となり、人力車は之に反し寧ろ逐年減少の傾向あり。即ち明治三十八年以前には四千輛を下ることなかりしが、三十九年二千六百八十一輛に激減し、四十年三千二百八十二輛、四十一年四千百四十九輛に增加せしも、其後は又次第に減少し、明治四十二年と大正元年との兩度を例外として其他の年には三千輛に達せしことなし。かく人力車の減せしはこれ自轉車流行の響影によると共に、四十三年以後市街電車の開通を見しにもよるべく、大正四年には其數二千五百五十輛なりき。然るに大戰亂による好況時に際し人力車も亦稍〻增加の傾向ありて、六年には二千七百五十九輛となり、七年には一躍三千六百十五輛となれり。

自動車

戰亂の影響は自動車に於て殊に著しく現はれたり。統計表中に自動車輛數の見ゆるは明治三十九年に七輛とあるを始めとし、而かもこれ悉く外人用のものにして、翌四十年の七輛の中にも邦人用のもの僅に一輛あるに過ぎず。其後も大正元年までは十輛に達せしことなきのみならず、其大部分は外人用なり。大正二年以後は之を其以前に比し大に增加を見しも、其半數以上は尙ほ外人用

なりしが、大正五年に至り五十三輛中邦人用は三十一輛となり六年には百十一輛の自動車中邦人用七十四輛、七年には百六十五輛中邦人用百十七輛となれり。此邦人用自動車の增加著しきは其主たる原因富の增大による生活の向上にあるや勿論なり。

二　智識

明治以前の兵庫は商業地の常として市民の敎育程度高からず讀書人は僧侶にあらずんば醫師なるが如き有樣にて、明治元年兵庫學校卽ち明親館の設立に際しても、其授讀たりし地方人は商人出身なる藤田積中の外は盡く背醫師なりき。然れども兵庫文化の發達如何に幼稚なりしとは云へ、神戸方面の諸村落に比し大に勝りければ、明治初年の有識者と目すべき者は神戸よりも寧ろ兵庫に多く出で、敎育の設備も先づ其端を兵庫に啓けること怪むに足らずして百事混沌の當時に於て兵庫に夙に學校の設立せられしは、其市民中に深く敎育の必要を覺れる者ありしを示すものと云ふべし。明治五年政府新に學制を定め、普く小學校を設立し、我國の文敎普熱として興こりしかば、兵庫神戸地方に於ても其

影響著しく、爾後開港場として神戸の殷賑漸く加はるや、市民の文化も之に伴ひて益〻向上せしかば、明治十一年の頃には教育思想の如きに在りても、兵庫却りて神戸の後塵を拜せむとするが如き觀を呈せり。　同年神戸北長狹通に設立せられし神戸商業講習所が其分教場を兵庫川崎町に設けしに、兵庫部よりの就學者僅少なるを以て、開校後一年半にして之を閉鎖せしが如き其一例なり。　然れども同講習所の神戸部に於て盛大を致せし所以のもの、一は其商業教育機關たるが故にして一般教育に對する市民の態度の依然として冷淡なりしことは、明治十一年設立の中學校が十六年廢止となれるによりても推知し得べく、當時元町五丁目に住せる井上東山は建議して中學校廢止不可を論せしかど、在學者中に市民の子弟少かりしを以て、輿論を喚起するを得ざりきと云ふ。　唯小學教育の普及のみは比較的良成績を擧げ得て、學齡兒童就學步合の如き、明治十六年には四三・〇一なりしに、十九年に既に六〇・〇三となれり。　然れどもこれ一には當局者奬勵の結果にして、必しも之を市民の教育に對する熱心のみによるとなすべからず。　缺席兒童の如きは其數甚だ多く、二十二年九月湊川小學校長犬塚竹二の「神戸市の教育所感」中にも「當市生徒ノ常狀タル、少シク眼ノ明ナル父兄ノ兒童

ヲ除クノ外ハ、概シテ盛夏隆冬又雨天ノ日ナドハ欠席甚ダ多ク、氣候溫和ノ候ニ至レバ京大阪ノ見物ニ、芝居見物ニ、須磨舞子ノ遊散ニ、女子ニ在テハ舞ノ溫習トカ、三絃ノ稽古トカ申シテ、公然欠席ヲ請フモノ甚ダ多シ。」とあり。 就學步合も二十二年以後減退し、二十四五年に至り、商況不振と米價騰貴との爲め生計の困難を感ずる者、其子女を燐寸其他の工場に通勤せしむる者多く、從ひて愈〻就學步合を少からしめたれば、二十六年には學齡兒童百に對する就學者四二・二六となりて實に空前の低率を示し、其後は少しく增加せしも、而かも數年間は六〇・〇〇に達する能はざりき。 二十九年頃より市民の教育思想稍〻革まり、一たび廢絕せる中學校も復興せられ、當局者の奬勵は一般風潮と相俟ちて三十三年には就學步合七九・五〇となり、三十四年には八三・二三となれり。 其後一進一退を免れずと雖、概して增加の趨勢を持續し、四十四年以後は九五・〇〇を超え、大正七年には九八・五九となれり。

教育の普及による市民智識の進步は、女子の場合之を徵すべき資料乏しきも、男子に就きては、壯丁教育程度の統計により略〻之を察するを得べし。 明治三十九年の受檢壯丁百人中無學者の數は一二・七八人にして、四十年には二七・〇六人、

四十一年には一五・〇〇〇人、四十二年以後は一〇・〇〇〇人以下となり、大正元年には更に著しく減少して一〇六〇〇人となり、二年に一〇七二二人となり、其後も三・〇〇〇人に達せること稀なり。されば小學教育普及の點に於て顯著なる進步ありし明治四十四年以後學齡に達せる輩の、更に長じて壯丁として受檢すべき時來らば、無學者の率の更に減少せむこと、想像し得べしとす。中等教育を受けし壯丁の數は、大正七年に二百三十七人にして、之を明治三十九年の九十八人に比すれば增加著しきも、尙ほ總數の一割にも達せず。

邦字新聞の流布

市民中の文盲者が斯く次第に減少せるは、小學教育及び補習教育の普及の外、新聞紙の流布亦與りて大に力あり。神戸に於ける邦字新聞の嚆矢は明治五年の發刊に係かる神戸港新聞にして、始めは日刊なりしが、後に一週二回となり、尋いで週刊となり、久しからずして廢刊せり。明治十三年發刊の神戸新報は日刊にして十八年まで繼續し、明治十七年五月發刊の神戸又新日報及び明治三十一年二月發刊の神戸新聞は、今も尙は發行しつゝありて兩者共に神戸市內に本社を有する新聞紙中の巨擘なりとす。以上諸新聞の外に神戸新聞なるもの明治二十二・三兩年に亙りて發行せられしことあれどもこは現今の神戸新聞とは全

く關係なし。大阪の新聞にして神戸に支局を有するもの亦少からず。其最も早きは大阪朝日新聞にして、其神戸支局は明治十七年四月の設置に係かり、通信及び販賣事務を取扱ひしが、阪神間に鐵道の開通してより以來既に十年の後なりしにも拘はらず、新聞紙輸送上不便少からざりしを以て、本社より荷車便を以て日々神戸支局迄運搬し、神戸支局よりして兵庫縣下への發送亦同じく荷車便によれりと云ふ。大阪毎日新聞は始め其通信事務所を楠町八丁目なる社員町田款次の宅に置きしが、暫くして後三十一年八月神戸支局を開設せり。朝日・毎日の兩紙は三十三年十月より共に附錄を發刊し、朝日新聞は之を神戸附錄と稱し、毎日新聞は之を兵庫縣附錄と稱す。其後大阪日報は明治四十三年八月より神戸支局を設けしが、大正三年八月發賣を禁止せられ、新に關西日報を發行するや同年十一月其支局を設け、又大阪日々新聞は大正元年九月より支局を設けたり。日露戰役後各新聞紙の發行部數著しく增加せるは、一には戶數增加に因るとは云へ、市民の智識進步し購讀者の比較的に增加せしに基づくこと明かなり。大正七年神戸神戸又新・大阪朝日大阪毎日四新聞を合したる販賣紙數は十五万にして、之を明治三十二三年頃に比するに約十倍以上なり。

外字新聞

神戸に於ける外字新聞の嚆矢は開港後三日即ち慶應三年十二月十日發刊の「兵庫アンド大阪ヘラルド」(Hiogo and Osaka Herald)にして、其發行者は横濱にてジヤパン・ヘラルド(Japan Herald)を發行せるエー・テー・ワットキンス(A. T. Watkins)なりしが、明治二年の初めフレデリック・エム・クリユッチリー(Frederic M. Cruchley)の手に移り、二三年間繼續せしに、後に起こりし「兵庫ニユース」(Hiogo News)の壓倒する所となりたれば、終に廢刊の已むなきに至れり。「兵庫ニユース」は「兵庫アンド大阪ヘラルド」の印刷植字人たりし葡萄牙人フイロメノ・ブラガ (Filomero Braga) により明治元年四月發刊せられ、始め週刊なりしが、明治二年四月「長崎タイムス」(Nagasaki Times)の發行者なるフランク・ワルシユ(Frank Walsh)なる者の手に移るや、一週二回刊行となり、明治二十年頃會社經營となり、明治三十二年「兵庫イーヴニング・ニユース」 Hiogo Evening News) と改稱して夕刊新聞となりしが、同年九月火災のため本社燒失せしを機として「神戸クロニクル」(Kobe Chronicle)に合併せり。神戸クロニクルは明治二十四年の發刊にして、三十三年よりは「ジヤパン・クロニクル」(Japan Chronicle) と改稱し今日に及ぶ。以上の外現存の外字新聞には明治二十一年創立の「神戸ヘラルド」(Kobe Herald)あり。

政治思想の發達

市民の政治思想は明治初年當局者の力を盡して誘導に努めしに拘はらず、其發達著しからず。明治十二年區會・縣會設けられ議員選擧行はるゝに至りても、市民は之に冷淡にして、少數の人々が家柄資產等を標準として議員を指定するに任かせ、從つて議員は少數の投票により選出せらるゝを常とせり。當時國內には民權自由の聲盛にして、十三年には國會開設の請願提出せられ、十四年には明治二十三年を以て國會開設の期と定むるの詔勅發せられ、十五年には政黨競ひ起こりて政論益々喧しく、此風潮は神戶にも波及して、神戶議政會・新聞講讀會盛學校話會等の團結成り、品川政藏等最も政治に奔走し、學校教員中にも往々政論に熱中する者あり、明治十五年改進黨演說會の催あるや、石油商井上保藏なる者其催主に對して、市民の政治思想を喚起せるを感謝し謝狀と金圓とを贈れるあり。然れどもかくの如きは市民の一小部分に止り、多數は依然として政治に無關心なりき。されば明治十六年以後國內の政論漸く沈靜するや、市中には政治を論議する者殆んど其跡を絕ち、板垣退助が一年有餘諏訪山に僑居するありしも、市民の出入甚だ稀なりしと云ふ。明治二十二年市制實施せられ、同年四月市會議員の選擧行はるゝに及びても選擧權を抛棄する者、有權者總數の三分の二

に及び、當選者の得票は多きも選擧權所有者の三分の一を超えずして姫路市に於ける選擧の成績に比し劣れるものありしかば、當時の神戸又新日報は論說を掲げて、神戸市民の政治に冷淡なるを責めしことあり。然るに同年六月施行の所得稅調査委員半數改選の選擧人選擧に際しては勸告書を配布して候補者を推薦する等稍、政治思想の興起せるを見翌二十三年第一回衆議院議員選擧行はるゝや、候補者として運動を始めしは、鹿島秀麿・村野山人・佐畑信之の三人なりしが、兵庫の有志者南逆瀨川町眞光寺に於て立會演說を試みむことを三候補者に申込みしに、山人及び信之は之に應せず、秀麿獨り臨場して意見を述べたり。明治二十四年十二月第二回帝國議會解散せられ翌年の總選擧に大干涉行はるゝや市民の政治思想之により却つて促進せられ、政黨に對する嫌惡の念を減せしも一方に於ては自由・改進兩政黨の競爭激烈となりて其影響神戸にも及び、明治二十七年以後は市會議員・縣會議員等にも政黨政派の關係を生じ、選擧は年を逐ひて激烈となれり。

三　道　徳

外人に對する道德

明治四十一年施行の市勢調査の結果によるに、市民の三分の二强は他地方の出生に屬し市内出生者は三分の一弱なり。かくの如き組成を有する市民の間に於て敦厚の俗を成し難く、人情輕薄に流るゝ恐れあるは、蓋し勢の免れざる所なるのみならず、外人との交際に於ても道德上缺くる所少からず。開港後日尚ほ淺き明治十一年に、人力車夫等外人に對し不都合の聞えあるにより徽章を作りて取締に便にし、外人に乘車を强要するを禁じ、若し乘車を需むる外人あらば先づ賃錢を定め、然る後乘車を乞ふべしと令せしことありしが、此の如きは惟り人力車夫のみに限らず、一般商人とても外人に對しては動もすれば不相當なる代價を要むる弊風行はれ、貿易取引上の紛議も明治十八九年より漸次其數を加へ、二十六年頃に至りて最も甚だしかりき。此等の紛議たる神戸在住外國商人の不當なる行爲及び商館番頭等の貪婪にも因れりと雖、一般市民の外人に對する態度にも亦遺憾あるを免れざりき。

犯罪の數に就きて觀察するに、警察犯處罰令に據るものは姑く之を措き、其他の犯罪者の數は、明治三十六年に四千二百七十四、同四十年に五千三百四十二、同四十四年に六千六百六、大正六年に八千三百三十九、同七年に九千八百二十九な

り。卽ち明治三十六年より以後十五年間に於て犯罪者を增すこと五千五百五十五人其增加率十三割なり。但し同期間内に於ける橫濱市犯罪者の增加率は十一割餘なれど、此期間に於ける神戸市人口增加率の橫濱市に比し高きを思へば、神戸犯罪者增加の橫濱に於けるよりも多き敢て怪むに足らざる現象ならむか。次に犯罪の種類別によりて觀察するに、比較的多數なるは金錢に關する犯罪なれど、增加率に於ては身體毀傷に關する犯罪最も著し。これ蓋し人口增加し競爭劇甚となり、日常生活に於ける刺戟强烈となれる結果殘忍性を增長せるものなるべし。又犯罪の增加率を男女別により觀察せば、明治三十六年より大正七年に至る間に、男子の十三割餘增加せるに對し、女子の增加は僅に八割餘なり。而して女子の犯罪中にては金錢關係のもの身體毀傷に關するものよりも其增加率更に多し。

泥醉者、瘋癲者

救護の要ありとして檢束せられし者卽ち泥醉者・瘋癲者等は年々增加し、殊に大正七年には著しく增加せり。就中泥醉者は明治三十五年より大正六年までは六百人に達することなかりしに、大正七年には一躍七百八十八人となれり。これ勞働者の收入急激に增加せるによれるものか。

商工業の發展は市內勞働者の數を增加せしめ、之を明治四十一年市勢調査の結果に見るも、勞働者は有業者の半數以上を占め、從ひて神戶にては資本家と勞働者との間の紛爭早くより起これり。明治十四年末より十五年初めに亙りて煙草刻職工等刻煙草製造主に對し賃銀增加を要求し、其拒絕せらるゝや、同盟罷工の手段に訴へて目的を貫徹せむとせしことあり。これ此種の運動の先驅と稱すべきものなるが、職工等生活の不安に脅かされ一致の行動に出づるを得ず、數日ならずして製造主に屈服せり。而して當時資本家勞働者間の感情の軋轢後日の如く甚しからざりしかば從つて紛爭の起こること頻繁ならず、此煙草刻職工の罷工を除きては殆んど擧ぐべき事件あらざりき。されば明治十四年十月條例制定準備のため農商務省より職工勞役狀態の調査を兵庫縣に命じ、縣之を各郡區に諮問せるに對し、翌十五年五月神戶區の提出せる答申中に雇人團結シテ雇主ニ迫ル等ノ事ハ時トシテナキニシモ非スト雖、多ク是等ハ至極下等職工ニアリ。例ヘハ木工石工等是レナリ。且事情ハ凡ツ物價非常ノ騰貴セル際ニ原因スルモノナリ」と云ひ又雇主ト被雇人トノ間爭論ヲ發シ法廷ニ訴ヘ亦ハ警察官ニ訴フルコト稀レナルナリ」と云へり。

商工業の發達と勞働問題

然るに爾後神戸の商工業に長足の進歩あり。從ひて勞働問題も漸く不穩を加はへ、二十六年以後屢、同盟罷工を企つるあり。卽ち同年一月海外輸出屏風製造職工組合員二百六十餘名は同製造業組合に對し、從來不定なりし請負賃銀を一定せむことを要求し、聽かれざるに及びて、同盟罷工を企つるあり、同年四月には燐寸製造職工の賃銀增加を目的とせる同盟罷工あり、二十九年四月には石工の同盟罷工、同年九月には郵便集配人同盟缺勤あり。然れども此等同盟は或は數日にして破れ、或は警察署の誡諭又は郵便局長の諭示によりて落著し、三十年に行はれし燐寸軸木職工等の同盟罷工を除きては勞働者の其目的を達せしもの殆んどなく、加之一般經濟狀態未だ發達せざりしかば、紛爭の規模も要するに些々たるものに過ぎざりき。其後大正四年五月燐寸軸木商組合の同盟罷工あり、大正六年六月神戸燐寸會社女工の同盟罷工を企つるありしも皆直ちに鎭靜に歸せしが、大正七年物價異常の暴騰をなし、米騷動の勃發あり、勞働者と資本家との間には未だ衝突を惹起するには至らざりしも、事態概して大に險惡となれり。

教育による基督教の布教

四　信仰

市民の信仰に關し先づ記すべきは基督教の傳播なり。基督教の神戸に入りしは開港後數ヶ月のことなりしも、當時は切支丹禁令の尙ほ存するありしかば、邦人の之を信ずる者殆んど絕無にして、明治元年佛國宣教師ムニクー(Mounicou)の元町に禮拜堂を設け每日曜日の禮拜を營み、同三年には居留地に天主教堂設立せられ、米國宣教師グリーン(Greene)も亦同年新教信徒のために日曜日の禮拜を始むるありしも、これに出入する者は在留外人のみなりき。其後邦人にして基督教を信ずる者漸く出で、アメリカ傳道教會は明治七年初めて邦人のための教會を設立し、舊三田藩主九鬼氏夫人其援助者の一人たりき。而して明治十一年の頃には傳道事業も頗る進み、信徒の數も增加せしこと同年神戸に來遊せるバード孃(Miss. Bird)卽ち後のビショップ夫人(Mrs. Bishop)の著書 Unbeaten Tracks in Japan に記せる所によりて知らる。同書には當時神戸市内に日本少女教育のために設けられし學校ありて、二人の西洋婦人及び若干の日本人助手之に從事し生徒の數二十七八西洋の音樂を學ぶあり、又聖書講義所の設けありて、バード

孃の之に臨みし時には、男四十六人と女十二人との出席者あり、中には老人の交れるもありしが、種々の質問を發し其狀いと熱心なりきとあり。茲に日本少女教育のため設けられし學校と云へるは、蓋し明治八年タルコット（Eliza Talcott）・ダッドレー（Julia E. Dudley）兩孃により舊三田藩士白洲退藏援助の下に開かれし神戸英和女學校卽ち今の神戸女學院の前身ならむ。外國宣教師等かく教育特に女子教育によりて布教を助けむと努力せしが、其教育たるや、日本風の家庭的訓練を蔑視せしが故に、基督教信徒の間にすら、外國婦人の教育せる女子は禮儀を知らずとの非難あり、明治九年以來ギューリック（O. H. Gulick）が神戸にて發行せし我國最初の基督教新聞七一雜報すら「若き男子は己が妻として宣教師により教育せられし女子を求めざるべく、又求め得ざるべし。」と云へり。一般邦人間に不評なりしことは察すべきなり。

醫療による基督教の布教

教育による布教の其效少かりしに反し、醫療による布教は效果を收むること大なりき。神戸在住の宣教師中に兼ねて醫療に從ふ者二人ありしのみならず、大阪在住のドクトル・テイラー（Dr. Taylor）亦自己の監督に屬する施藥所を神戸市內に設け、同所にては日本人醫師八人月番交代を以て施療に從ひ、テイラーは

月曜日毎に神戸に來りて約四十人の患者を診察せしが、當時我國の醫術未だ大に進歩せざりしかば、テイラーによりて救治を得し者深く之を德とし、延いて基督教の傳播に與りて大に力ありき。テイラーと共に施藥所の事務に從ひし醫師兼宣教師ドクトル・ベリー(Dr. Berry)あり。明治六年初めて日曜學校を開き、明治十年監獄内にコレラ病流行するや、當局の依頼により防疫のため獄内を視察し、囚人取扱の不備なるを見て献言する所あり、我國監獄改善に貢獻する所多しと云ふ。基督教信徒の增加に從ひ教會の數も增加し、明治二十年の頃には四五を算せしが、三十年に八教會となり、三十四年には教派の數十、教會の數二十に達し、大正七年には教派十五、教會三十二信徒七千人と稱す。

佛耶兩教の論爭

佛教に在りては此地方殊に兵庫に古來名刹乏しからず。明治初年には兵庫に二十五ケ寺あり、之に神戸及び其附近村落の寺院を合すれば合計三十五に達せり。然るに明治維新の神佛分離令により、僧侶の還俗して神職となれる者多く佛寺の權威一たび地に墜ちむとし、神戸の佛教界も自ら動搖を免れざりしが、基督教宣傳の市内に漸く盛を致すに及び佛教徒之に刺戟せられて起ちしかば、明治十二三年の頃より兩者の競爭漸く盛に、本願寺は市内城ケ口に說教所を開

設し、十四年九月三日大教正の此說教所に臨める際の如きは、市內近鄕より集まれる信徒夥しかりしと云ふ。而して基督教徒亦之に對抗して海岸通に講堂を新築し、盛に說教を試みしかば、十五年には婦人の基督教に歸依する者大に增加せり。然れども基督教の勢力あるは神戸部のみにして兵庫部にては住民頑として之を排斥し、公然信者と稱する者殆んどなく米國宣教師ジョセフ・クーク其の演說廣告の貼紙をなさむとするも許されず、十五年五月には兵庫各寺院の僧侶等各宗僧侶聯合大演說會を開きて、大に基督教を攻擊せり。當時講談師松井馬琴なる者兵庫算所町劇場に於て連夜耶蘇教排斥の講談を興行して好評を博せしかば、神戸の基督教信者之に憤激して佛教駁擊演說を催せしと云ふ。十六年より十七年に亙り佛耶兩教の競爭激烈を極むるや、神儒佛三道連合して基督教の傳播を防がむと企つる者あり、十七年十一月大黑座に於て破邪鐵槌大演說會を開きしも、基督教の勢力毫も衰へず、十九年四月には神戸基督教青年會の起こるあり。二十一年九月村野山人・小寺泰次郎等發起人となりて、兵神兩市の開發に力を盡せる故人藤田積中及び關戸由義のために湊川神社に於て神佛耶三教混合の追善靈祭を行ひしに、此靈祭に臨める米國宣教師アッキンソンは人の

靈を祭るは蠻人の所業なりとの意を演說せしより同じく此式に列せる佛教の鼓吹者目賀田榮はアッキンソンを以て死者を侮辱し國體を非議せし者として攻擊し湊川神社宮司折田年秀亦榮の說に同じ、一場の紛議を惹起し榮は楠社之一椿事護法活論一篇を著して、痛く基督教を排斥せり。榮はこれよりさき東京に於て山岡鐵舟・鳥尾得庵等の設立せし明道協會と提携し、明治十七年神戶に兵神明道館を創立し、佛教を主張し國粹主義を唱へしが、二十三年明道協會の政治運動を始むるや、素志に反すとして之と絕ちしを以て、兵神明道館は遂に瓦解せしも、榮は別に同志と共に多聞通六丁目に報國義會を設けたり。これ卽ち今の神戶報國義會の濫觴にして、佛教を以て其中心主義とせり。斯く佛教信仰の念一時其盛を致し、殊に兵庫部に於て其然るを見しは、蓋し當時基督教隆興の反動と見做すべきものにして、能福寺境內の大佛建立の如き亦其一端を示すものなり。此建立は兵庫の紙商南條莊兵衞の力によるものにして、莊兵衞初め一佛寺を建立せむとの志ありしが能福寺住職加藤慧晃の夙に毘盧舍那佛建立を發願せるを聞き、佛寺の代はりに佛像を建立せむとし、慧晃に謀りて能福寺境內に鑄造輻場を設け明治二十二年十月十五日大佛建立起工式を行ひ二十四年三月十

五日落成せしかば、同年五月八日より七日間開眼供養式を行ひしに、各宗の管長は數十名の大衆を率ゐて來錫供養せり。

寺院說敎所の增加

斯かる趨勢に伴ひ寺院の數も漸次增加するを得て、明治二十二年には淨土宗十六、眞宗十二、臨濟宗七、日蓮宗五、時宗四、眞言及び曹洞宗各〻三、天台宗二、合計五十二となり、寺院以外各宗派の說敎所も明治三十四年に三十四ヶ所となり、就中眞宗最も多くして十三ヶ所を有せり。其後廢寺の再建せられ、新寺の建立せられ、又は市外より移築せられしものありて、大正二年には市內寺院總數一百を超えしが、大正七年には少しく減じて九十七ヶ寺となれり。此中眞宗所屬の寺院最も多くして二十五を算し、淨土宗の二十四、臨濟宗の二十ヶ寺之に次ぎて多く、曹洞宗七ヶ寺、日蓮宗六ヶ寺、天台眞言兩宗各〻五ヶ寺、時宗四ヶ寺にして、新に加はりし黃蘗宗一ヶ寺あり、檀家總數一万二千戶なりと云ふ。寺院以外の說敎所も亦大に增加し、大正七年の統計によれば、眞宗は四十七ヶ所を有し、眞言宗の十七之に次ぎ、爾餘の各宗派の說敎所を合すれば總計九十ヶ所に達す。

神道

神道に關しては、明治維新の初め神佛混淆禁止と共に、神戶に中敎院の設けらるゝあり、明治十四五年頃には曩に大敎院より分離せる黑住派の神戶に支會を

設けて布教に從ふありしが、幾もなくして扶桑・大社・神習・大成・御嶽・實行等諸派の神道も亦神戸に支會を設け、信者漸く增加し、金光・天理・神理・永守・神宮・正理・大神等諸派更に之に次ぎて布教所を設けしかば、明治三十四年には此等神道諸派の布教所總計七十ヶ所に達せり。其後神道本局及び修成派等の新に說教所を開くありしも、永守・神宮・正理・大神等の諸派は其跡を潛めたれば、大正七年の神道說教所は十一派百十六ヶ所となれり。就中天理教最も盛にして三十七の布教所を有し、金光教の二十一、神道本局の十七、神理教の十四、御嶽教の十、黑住教の六之に次ぐ。

信仰心の減少

かくの如く各宗教共に寺院・教會・說教所等の數を增し、信徒の數亦增加せりと雖、明治二十四五年以後を以て之を其以前に比するに、宗教に對する市民の熱心却りて薄らぎ、佛教を信ずる者は唯因襲的に信者たるに過ぎず、神道・基督教等の信者中には比較的熱心なる者あれども、これ亦漸次形式的の信徒たらむとするの傾向あり。

五　趣味

市民の趣味に就きて各方面より觀察せむに、先づ讀書の趣味に關しては、急激に發達したる都市の常として市民の書に親む者多からず。圖書館設立の比較的後年に屬するは之を示すものなり。明治二十七年會員組織によりて設立せられし圖書館の如きも、二十九年には閉鎖となり、三十五年に桃木武平の私設に係かる桃木書院起こりしも、其圖書は多く國史國文に關するものにして大に振ふに至らず。三十九・四十兩年の頃、或は敎育會或は實業團體等の主唱により圖書館設立の議起こりしも、實現を見るに至らず、明治四十四年に至りて始めて市立圖書館設立せられしも、相生町の舊市廳舍を以て之に宛てたるものなれば、狹隘にして設備亦不完全なるを免れず。閱覽者の數は大正元年五万四千餘人にして、其後年々增加して大正七年には六万八千餘人を算するに至りたれど其多くは學生にして、一般市民の閱覽は比較的少く、閱覽圖書も文學語學類卽ち小說講談及び英語受驗用書籍等最も多く、歐洲戰亂勃發後は一般の浮華輕佻なる影響を受け、一攫千金を說ける書籍を愛讀する風あり。圖書館を中心として讀書に趣味を有する人々の組織する神戶讀書會の會員中にても、最も耽讀せらるゝは小說類なり。市內書店に就き賣れ行きの最も多き書籍を調査せる結果を見

るに時代の風潮に應じて多少の變遷はあれども、概して稗史小說にあらずんば實業に關するものにして、政治・法律・哲學に關するものは甚だ少し。英書の發賣部數は割合に多けれども、これ亦商業上實用上のものに限らる。女子の讀書者は近時著しく增加せしも、其讀物は多くは娛樂的か、若しくは家庭的の書籍なり。之を要するに市民の書籍に對する親しみは年を逐ひて增加すれど、多くは一時の娛樂か若しくは實利に誘はるゝによるものにて、市民の文學趣味は甚だ狹く、僅に擧ぐべきものゝ唯俳句あるのみ。俳句は維新前兵庫に於て盛に行はれ、維新後時勢の變と共に久しく廢れしが、明治三十六年一月癸卯俳壇と稱する團體組織せられてより再び稍〻盛となれり。

運動の趣味に關しては、明治十三四年の頃居留地外人の神戸競船及び體操會を設けて屢〻運動競技を催し、十五年十月には小野濱に於て橫濱神戸聯合短艇競漕會を開催するありしかば、運動を好むの風邦人にも及び、十六年頃より擊劍の流行を見るに至り、十八年頃よりは乘馬大に流行し、貸馬營業各處に開かれ、二十二年に至り益〻盛にして、馬術の心得なき者市中を乘步き危險少からざりしかば、明治二十年二月發布の街路乘馬規則を勵行して危險を防ぐの必要あるに至れ

り。其後乗馬流行少しく衰へ、自轉車之に代はり十數年間流行を持續し、明治二十五年外人と合同の自轉車倶樂部設立せられたり。明治四十二三年頃に至り乗馬趣味復興し、三菱造船所内に乗馬倶樂部の起こるあり、大正五年以後殊に盛にして、神戸乗馬倶樂部設立せられ、筒井ヶ丘に馬場を設け、大正七年五月十二日盛大なる馬場開を擧行せり。

競技

競技に托して金錢を賭するの風は早くより行はれ、明治十五年頃には玉投と稱する遊戯に營業者より景物を出せしことあり、其禁止せらるゝや、吹矢、鬮引等流行し、尋いで球突に及ぶ。球突の流行は明治二十年頃よりなり。是れより先き洋食店等にて此技を試むる者なきにあらざりしかども、そは極めて少數者に止まりしが、明治二十年元町四丁目に輕便球突場開業せられてより、下層民中にも之を嗜む者多く、翌二十一年には市内に四ヶ所の球突場を見るに至り、其後倶樂部の設立流行するや、倶樂部には必ず球突場を設備するを例とし市民此技を喜ぶの末、終に之によりて金錢を賭するの風を生せり。球突と前後して骨牌の流行あり。二十一年の中頃には割烹店多くは皆骨牌宿と化し、二十二年には上流人士にして骨牌の使用法を知らざる者は交際に不便を感ずるに至れり。

盆栽愛好の風は明治十三四年の頃に始まれるも、商況不振に遭ふや忽ちにして止み、僅に万年青の賣買行はれしに過ぎず。二十年頃蘭の流行を來し外人の設立せる神戸園藝會は屢〻陳列會を開き、邦人の出品亦多かりき。二十六年頃より万年青賞翫の風復た起こり、約十年間流行す。茶の湯は神戸人の趣味に適せざるが如く、之を解する人稀なれど、生花は頗る流行し、大正元年の頃より生花と共に盛花大に行はる。

音樂の趣味に關しては、明治二十三年十二月音樂改良を計るを目的として神戸市教育音樂會創立せられ、毎月或は隔月集會を開き、音樂に關する演説講話演奏等をなし、傍ら附屬講習會をも開き、或は委員を設けて小學校に課すべき唱歌又は軍歌の歌詞歌曲の調査をなし、小學校唱歌教育の進歩を計るあり。明治三十一年六月十一日講習修了證書授與式を兼ねて開ける演奏會に於ては、風琴・笙・笛篳篥・箏・胡弓・尺八等種々の音樂奏せられ、知事・參事官等之に臨み頗る盛會なりしも、其後如何なりしか明かならず。謠曲に在りては明治四十年以前には觀世流の少しく行はれしのみなりしも、四十一年十月神戸寶生會の組織せられてより寶生流も漸次盛となれり。此寶生會は後に會員の分裂を來し、大正元年十一

月遂に解散せしも、此以外に千翠會・長生會・兵庫寶生會・平野寶生會・娯雲會・寶松會・神戸五雲會・木曜會等、市内各處に謠曲會の組織せらるゝもの甚だ多し。

演劇

演劇趣味を滿足せしむべき機關としては、維新前兵庫算所村に村の芝居と稱するもの一ヶ處あるのみなりしが、明治三年頃元町六丁目に大西座建設せられ、八年兵庫外辨天の地内に移れり。別に湊川神社附近には明治七八年の頃喜樂座起こりしが、これは十五年大黑座と改稱せられたり。十六七年の交に至りては大西座も亦辨天地内より楠社境内に移りて多聞座と改稱し、其他にも同社西門外には各種演藝場の起こるありしかば、附近漸く熱閙を極むるに至れり。明治二十一年兵庫の村の芝居改築せられて明治座と稱す。其後市内の劇場には種々の變遷ありしが葺合區の千歲座、神戸區の歌舞伎座、湊東區の大黑座及び相生座湊西區の明治座及び柳座は共に第一流の劇場として算へられ、其舞臺開きには必ず名俳優を聘せり。就中代表的大劇場と見るべきは大黑座にして、相生座之に亞ぎ、共に楠社附近にあり。此他同處には朝日座あり、又浪花節・娘義太夫・娘手踊・落語等の寄席軒を竝ぶるありて、明治四十年前にありては市内の中心娛樂地たるの觀ありき。然るに同年湊川舊河道は一變して所謂湊川新開地とな

活動寫眞の全盛と大劇場の衰頽

り其地域廣くして且つ兵庫神戸の境界に位するより、娛樂場の建築にも遊覽者の集散にも便利大なりしかば、楠社附近の繁榮熱鬧は忽にして此新開地に奪はれ、相生座先づ之に移りてより之に倣ふもの續出し、劇場の大部分は新開地に集中するに至り、大正二年には東京帝國劇場を摸せる聚樂館の同處に建築せらるるあり。兵庫の熱鬧場も亦新開地の影響により衰へしが、三宮神社附近のみは神戸部及び葺合部の中心娛樂地として今尚ほ繁榮を持續せり。これ殷賑なる元町通に接せるが爲めなるべし。

大正二三年の頃より活動寫眞全盛の時代となり、常設活動寫眞館の續々として起こるあるのみならず、劇場漸次減少し、中には相生座の如く大正四年以來一變して活動寫眞應用連鎖劇を演ずることとなれるもあり、歌舞伎座亦同五年より活動寫眞館となれり。其所以を考ふるに、一には觀覽料の低廉なること、二には簡易に且つ短時間に歡興を充たすを得ること、三には俗惡なる脚色の低級趣味の觀客に共鳴する所多きこと等によるならむ。而して神戸に常住の俳優なきが故に興行はすべて他地より輸入の俳優に待たざるべからずして、從ひて觀覽料も自ら高價となることと劇場の振はざる一理由なるべし。阪神間に電車開

通し、往來利便を極むるに至りては、神戸の人にして大阪に赴き觀劇する者多く、神戸の劇場は爲めに益〻觀客を失へり。然るに活動寫眞も漸く世人をして倦怠を感せしめ、大正五年頃より稍〻衰微の兆現はれ劇場却りて復興を見むとするに至れり。同年大黑座の興行中多少注目に値すべきものは悉く松竹會社所屬の俳優によりて演せられしが、之に對し聚樂館は帝國劇場との開場以來の關係愈〻密となれり。即ち前者を關西系とすれば、後者は關東系たる差ありて自ら競爭の姿となりしが、此松竹合名會社は更に大阪堂島座の建物を神戸に移して其專屬劇場となさむことを企て、敷地を新開地に選び大正六年移轉を了して中央劇場と稱せり。而して大黑座亦此年營業者を更へ、日本劇場と改稱せしかば茲に神戸の劇場として著名なるものは日本劇場・聚樂館及び中央劇場の三を數ふるに至れり。

社交

市民の社交機關としては往時商人仲間に行はれし戎講等の舊慣の維新後廢れてより、之に代るべきものを缺くこと久しかりき。十一年商法會議所の設けられしと共に、社交的氣風稍〻其萌芽を示せしかど、純然たる社交團體と稱すべきものの未だ成らざりしが、明治十四年頃全國政論の勃興に會し、神戸にても神戸議

政會・新聞講讀會・盛學教話會等の青年の團結成り、十八年以後學術研究或は演說講談を目的とせる種々の團體起こり、益〻社交的氣風を釀成せり。神戶懇會及び坂神親睦會亦此頃に計畫せられしものゝ如し。神戶懇會は神戶兵庫兩港の人に限らず廣く四方有志と相會し交誼親睦を厚うし、互に利益を得るを目的とし、每月一回第二土曜日を以て定日とし、午後三時に集會し、席上は虛禮を存せず、書畫・琴棊・談論等各〻好む所に從ふべく、會員外の者も客員として之に加はることを得しめたり。坂神親睦會は大阪神戶兩地の有志相會し彼我の親睦を厚うし交誼を修むるため、每月兩地に於て各〻一回づゝ會合するものにて、例へば大阪にて上旬に會すれば神戶にては下旬に會することゝなし以て一方の會員が他方の會合に出席し得る便宜を得しめ、且つ一年四回兩地の會員相會して大會を開くべき約束を設けたり。然るに此兩社交團體の果して實際に組織せられしや否や不明なるのみならず、當時に在りて斯かる大規模の社交團體を設立せむことは事情頗る困難なりしなるべければ、恐らくは單に計畫せるに止まりしならむ。然れども此計畫既に以て當時市民の社交的慾求大に起こりしを徵するを得べし。

神戶に於て純然たる社交機關の嚆矢と認むべきは二十二年の湊川俱樂部

にして、二十三年の神港倶樂部之に次ぎ、兩者共に圍碁蹴鞠等の娯樂用具をも備へたり。然れども當時市民交際の風習は概して清雅の風を缺けり。其後市民の嗜好趣味の變遷と相俟ち種々の會合或は倶樂部等の設立せらるゝあり、中には少數者の會合にして重要なる政治的意義を有せしもあれども、其範圍孰れも狹小なりしが如し。有力にして包括的なる社交團體の缺乏は必ずしも神戸にのみ限りしことにはあらずして、我邦の大都會皆此傾向ありしならむも、神戸の如く本來主として移住者により成立したる都市にありては、近隣相親睦するの情特に薄く、男子すら然りとせば、女子の社交團體の見るに足るなきは怪むに足らず、嘗て神戸婦人會・婦人協會等の設立ありしも、皆微々として振はざりき。

引用書目

兵庫縣統計書。神戸市統計書。日本帝國統計年鑑。兵庫縣誌。神戸開港三十年史。神戸市教育沿革誌。神戸市學事提要。神戸市立圖書館概要。神戸市電氣事業買收顛末。神戸市水道誌。平井俊三、神戸大觀。阪神ダイレクトリー。明治四十一年十一月一日神戸市市勢調査の結果。寺院明細帳。職工勞役調材料。日本社會事彙、牛肉の條。文藝倶樂部。勸業概況。神戸市役所

事務報告。神戸懇會中合規則。坂神親睦會中合規則草案寫。もしほ草。神戸新聞。神戸又新日報。市内菓子舗に就ての調査。市内新聞社に就ての調査。神田兵右衛門談話。Bird, Unbeaten Tracks in Japan. Japan Chronicle, Jubilee Number.

第三章　人口の増殖

明治初年の戸籍事務

五十年間に於ける神戸市人口の異同を觀察せむとせば、先づ戸籍事務の沿革幷びに人口資料につきて概說する必要あり。　明治元年兵庫裁判所の設けらるるや、戸口の調査に關しては姑く維新以前の舊慣に從ふことゝし、兵庫津にては名主・年寄・五人組、附近の村落にては庄屋・年寄・五人組をして、宗旨人別改帳幷びに家數人別書上帳を錄上せしめしが、兵庫裁判所の兵庫縣廳と改まるに及びても、依然として舊慣を墨守し、事務を擧げて村役人の取扱に委し、唯外國人に關してのみ外國掛に於て國籍別に居住の概數を調査せり。　明治四年兵庫縣新に戸籍編製法を定めて之を達示し、例により三月を以て其編製をなさしめ、事務をば村役人をして之に當らしむること舊の如くなりしも、宗旨人別改をば之を廢止せり。　これ實に戸籍法の全國に布告せられし一ヶ月以前に在りとす。　今四年六月の編製に係かる戸籍簿によるに、一組合毎に編製する簿冊「産土神某社某國某村某組戸籍」と題するものには、百姓代・年寄・庄屋之に署名し、簿冊の始めには、先づ

平民戶籍として百姓及び組內社寺居住者の戶籍、戶主の檀那寺・職業・役名・年齡を載せ、家族幷びに厄介者をも洩すことなく、上欄に其所有田畑・宅地・飼養牛馬員數を錄し平民戶籍五戶每に、伍長及び各戶主の連署捺印を以て其記錄に遺漏なきを證し、平民戶籍の次には小屋住非人戶籍及び來住者幷びに奉公人戶籍を載せ、最後に一組合內の生產物田畑・宅地・戶口の總計を揭げたり。斯かる戶籍の編製は當時村々にとりての大事業にして、比較的多額の調查費を要せりと云ふ。產土神を定めて之を標題に記さしめしは、王政復古に伴ふ一現象と見るべきも、これが爲めに爭議を生ぜしこと稀ならず、例へば奧平野村の如きは其產土神を湊川神社と定められしに對し、古來生田明神に奉仕せるを證すべき幾多の書類を提出し、村民連署して屢〻產土神の變更を出願する等のことありき。

村役人の廢止

明治五年二月新戶籍法の愈〻實施せらるゝや、神戶・兵庫を六區に分ち、每區に正副戶長を置くこととなりしも、名主・庄屋・年寄・四人組等は直ちに廢止とならずして、正副戶長の事務も暫く此等村役人の管掌に屬せしが、同年四月庄屋及び名主は戶長となり、年寄は副戶長となりて、舊來の村役人の名稱全く廢せられ、正副戶長は戶籍事務を取扱ふと共に一般町政を視ることゝなれり。爾後兵神兩市街

の區劃には屢〻改正あり、七年七月に至り神戸・兵庫の二區に大別せられ、區に區長を置き、戸長を其下に配屬せしめ、戸籍事務は區長及び戸長の取扱ふ所となれり。

什長の制

神戸港の開港場としての繁榮漸く加はるや兵庫縣は之に對し特に屢〻戸口調査及び寄留人取締に關する縣達を發布せしが、明治十年西南事變起こるに及び、寄留人の取締嚴重となり、永く市内に滯在する者は固より、船舶乘組員を始めとし凡旅客の僅に一泊する者にありても其屆出を嚴にし、同年九月には神戸・兵庫兩港寄留人取締規則を定め、十戸を一組となし、組毎に什長を置き、其任期を六ヶ月とし、組合戸主をして之を互選せしめ、什長をして平素組合戸主の品行を檢察し、組合内の事件に關して縣及び區長の諮問に答申せしめ、寄留者ある時、組合戸主をして之を區長に屆出で、且つ組合内の各戸主にも通達せしめ、理由なく滯泊する者ある時は、區長の指揮を仰がしむることゝせり。

區及び市の戸籍事務

明治十二年一月兵庫・神戸兩區合して神戸區となるや、戸籍事務は神戸區長の管する所となり、同年十二月神戸・仲町・兵庫の三戸長役場設けらるゝに及び、戸長は區長に代はりて戸籍事務を處理することゝなりしが、其明治二十年一月に廢止せられし後、戸籍事務は神戸區長の所管に復し、市制施行後は兵庫縣の定むる

所により、神戸市長市の戸籍事務を管掌し、市廳內に戸籍掛を置きて之を取扱はしめたり。然るに明治三十一年改正戸籍法布告せられ、全國戸籍の取扱法劃一となり、同時に內務省より移されて新に司法省の所管事務となりしかば、神戸市長は司法省令によりて戸籍吏となり、神戸市役所は戸籍役場となり、三十二年七月改正條約の實施後は外人の關係の戸籍事務をも取扱ふことゝなれり。

神戸市民戸籍は其編製連綿として斷えざりしこと上述の如くなれど、其等記錄の現存するもの極めて尠く、明治初年の人口を知るべき資料としては、纔に兵庫津中明細錄・宗旨人別改帳・家數人別書上帳・兵庫縣史稿戸口編幷びに御用留庶務と題する記錄等數點あるに過ぎず。兵庫津中明細錄は明治二年宿驛經費の調査に際し、兵庫の株仲間及び戸口の增減を錄せるものにて、其寫本の現存するものに據り、明治元年及び二年に於ける兵庫津の戸口を知るを得べし。宗旨人別改帳は明治元年・二年及び三年に、維新以前の舊慣に依りて家數人別書上帳と共に提出せしめしものにて、其現存册數甚だ多からずと雖、研究上看過し難き史料なり。兵庫縣史稿は兵庫縣廳の編纂に係かり、明治十年以前の沿革を記述せるものにて、其一部たる戸口編に明治四年十月現在兵庫・神戸兩市街の戸口を錄

す。而してこの戸口の數の、同年三月布告の戸籍編製法に基づき六月、編製せられし村々戸籍簿によりしものなるは、現存する同戸籍簿との對照によりて之を察知し得べし。御用留庶務と題する記錄は、兵庫縣大屬廚川織部在職中の手記に係かり、書中明治二年十二月及び同四年八月現在の兵庫・神戸の戸口を收めたり。以上の外明治六年以降年々戸籍簿加除整理の結果を記入せる市役所保存の戸口表あり、神戸市の戸口につきて記述するものに兵庫縣統計書あり。兵庫縣統計書は明治六年以來每年刊行せるものにて、其明治十二年以降の分には、神戸區役所の報告に基づける神戸の戸口を載す。之を前記市役所々藏の戸口表と對照するに往々相違あり、加之明治二十二年以前の動態統計に關しては何等記述なきを憾とすれど、以て參考に資すべきもの少からず。明治三十六年五月に至り神戸市始めて「神戸市統計書」を刊行し、先づ三十四年現在の諸統計を掲げ、四十年四月に至りて第二回統計を刊行せり。三十八年現在の統計之によりて知るを得べく、爾後は每年統計書の刊行ありて、前々年現在迄の統計を公にするを例とせり。

明治元年戸口

明治元年の戸口は神戸市發達の基礎を示し、開港前後の狀況を考察すべき有

力なる資料なるを以て、今試みに當時の人口を推定するに、舊時の神戸・二ッ茶屋・走水三村より成りて、今の元居留地・元町通・榮町通及び海岸通の地を包含する當時の新市街神戸町の戸數は、神戸五百、二ッ茶屋三百、走水百四十、合計九百四十戸なりきとは神戸開港三十年史に見ゆる所なるが、慶應三年及び明治二年の宗旨人別改帳に據れば、神戸町に接續せる北野・花隈・生田・奥平野等諸村一戸の人口は平均三人八分五厘なり。因りて之を移して假りに神戸町の一戸平均人口となす時は三千六百十九人を得べく、更に之を兵庫津中明細錄に載せたる明治元年兵庫津の四千九百六十二戸、二万九十三人と合せば、五千九百二戸、二万三千七百十二人となるべし。然るに神戸町は一戸平均人口に於て附近村落に比し或は高率を持せりと想像し得べき理由なきにあらざるを以て、兵庫・神戸兩部を合せる戸口を約六千戸二万五千人と推定するも、蓋し大なる誤なかるべく、而して此推定にして實數に近しとせば、御用留庶務所載明治二年の戸口六千七百五十二戸、二万六千九百八十人とあるは、戸口增加の開港當初に於て既に著しかりしを示すものなり。明治三年の戸口に關しては據るべきもの全く缺けたれど、明治四年の戸口は兵庫縣史稿によるに、之を明治二年に比し戸數四千、人口一万を增

加せりとあり。同五年の記錄亦之を缺くも、同年行政區劃の改正ありて、神戸・兵庫に加ふるに地方と稱せし附近の村落一帶を以てしたれば、戸口も之と共に增加せること亦想像し得べし。明治六年の戸口は神戸市役所戸口表に一万六千五百戸、四万九百餘人とありて、之を兵庫縣史稿所載明治四年の戸口に比するに、六千戸、四千人の增加あり。人口增加の率の戸數に比して少きに過ぐるは、一見甚だ奇異の觀あれど、當時市街地新設に際し、將來の繁榮を豫想して、家屋を建築せし者多かりしこと、兵庫縣記錄に見ゆる所なるに、御用留庶務には兵庫・神戸に無住家屋數百戸を算せるを記しあるのみならず、明治六年に市況最も不振を極めし事實もあれば、人口の增加の戸數に伴はざりしこと、亦深く怪むに足らざるべし。但し市制實施以前に於ける戸籍整理の之を其以後に比し自ら正確を缺くこと亦顧慮を要す。

區時代の戸口の增減

爾後神戸の人口は年に從ひ增減一ならず。例へば明治十年は前年に比し七百戸四千六百人を增加したれど、翌十一年には前年に比し戸數百を增加しながら人口四千六百を減じ、之に反し十二年には前年よりも戸數百六十を減じたれど人口一万を增加せるが如き、又十六年には戸口共に殆んど增加を見ざるに、十

七年に至り遽に千三百戸八千人を增加したるが如き即ちこれなり。斯かる增減不定の原因を求むるに、十年の西南事變は神戸の市況をして活潑ならしめたれば、同年の戸口增加は其影響なりと推知するを得べく、十一年の人口の減少は或は前年の好況の反動とも見做し得ざるにあらず。增加せる戸數は前年の惰力によるものならむか。十二年一月第一區即ち神戸港一圓と第二區中の兵庫及び坂本村とを合し新に神戸區を置き、第二區の殘部即ち荒川・奥平野・石井・夢野・烏原等の諸村を八部郡の管轄に移せし故、神戸の地域は爲めに著しく縮小せられしに拘はらず、年末に於ける神戸の人口の前年よりも著しく增加し、戸數却りて減少せるは、其原因を詳にし難し。十五年には市況不振の極に達せしのみならず、惡疫流行し、餘勢十六年に及びたれば、十六年の戸口の增加少かりしことは解し得べきも、十七年の戸口の激增に至りては、其理由明かならず。十八年には二万四千戸七万八千人を算せしが、二十一年には三年前に比し更に四千五百戸三万七千人を增加して、總計二万八千五百戸十一万六千人に達せむとせり。

市の戸口增殖理由

明治二十二年市制實施せられて隣接町村の神戸市に併合せらるゝありしかば、此年の戸口の增加著しかりしも固よりにて、前年に比し戸數は二割、人口は一

割六分を增加し、總數三万四千戸十三万四千七百人となれり。然るに翌二十三年市況萎靡し、米價空前の高値を呈し、中產以下の窮乏甚しかりしかば、戸數の增加も四分に止まり、人口の增加は僅に一分にも達せず。其後二十六年迄は戸數は每年平均一分四厘宛、人口は四分宛を增加せしが、二十七年に至り前年に比し戸數は五分、人口は三分を增せり。されど翌二十八年戸口共に前年に比して二分の增加に過ぎざりしは、日清戰爭の影響の然らしめしなるべく、二十九年に於て前年より戸數に一割六分、人口に一割四分を增加し、總計四万六千戸、十八万四千人に達せむとせるは、其原因新に隣接町村を併合したるにも據るべけれど戰後の市況繁榮も亦與りて大に力ありしならむ。三十年より三十二年に至る三ヶ年には戸數一ヶ年平均一割宛、人口は平均九分宛を增加したれば、三十二年には六万一千八百戸二十三万六千人を超え、三十三年より三十六年迄は一ヶ年平均戸數三分八厘宛、人口四分七厘宛を增加し、三十六年には七万二千戸二十八万四千人に達し、三十七年にも尚は戸數四分、人口四分七厘の增加率を示せり。三十八年には前年よりの日露戰爭の影響愈顯著となり、市況頗る振ひたれば戸數六分七厘、人口八分の增加率を示し、三十九年にも略同率の增加ありて、八万五千

戸三十四万六千人となり、四十年市況最も活潑となるや、戸口共に前年に比して六分宛を増せり。然るに四十一・二年の經濟界の恐慌に遭ふに及び、戸口の増加も頓挫を免れずして、兩年ともに戸數四分七厘、人口三分三厘の増加に止まり、之を三十一・二年の經濟界の恐慌に際しても、戸口の増加尚ほ一割を超えしに比すれば、神戸市況の沈靜の更に甚しかりしを想はしむ。此恐慌以後は大正二年に至る迄戸數は平均二分宛、人口は三分六厘宛の増加率を示すに過ぎざりしが、歐洲大戰の起こりし大正三年には、戸口共に前年に比して四分宛を増加し大戰の影響漸く顯著となりし大正四年には戸數七分五厘、人口約一割を増し、總數十一万四千戸、五十万人に達せむとし、大正五・六兩年は共に戸數五分二厘、人口五分八厘を増し、大正七年には前年に比し戸數三分四厘、人口六分を増加し、總計十四万戸六十万人となれり。

神戸市人口増加の主因

神戸市人口の自然増加に關しては、明治三十二年以前の資料乏しければ、暫く其以後の統計のみによりて考察せむに、現住人の出産は明治三十三年に人口百に付三人三七の率なりしが、爾後年々減少し、大正七年二人〇八となれるも、出産百に對する生産は此十九年間に漸次増加し、八十六人八八より八十八人九八とな

れり。　次に死亡率は明治三十三年現住人口百に付二人四八なりしが、三十五年二人七七に增加し、三十九年二人二四に減じ、四十一年再び增して二人七八となりしも、爾後次第に減少して、大正元年に一人七六の最低記錄を示し、それより又增加して大正五年に二人〇二大正六年に二人一五となり、大正七年には遂に二人六一を算するに至りしが、死亡率の高昇は多く傳染病の猖獗なる流行によれるものにて、之を除けば死亡率却りて次第に減少せりといふを得べし。　然れども之を要するに概して極めて低き率を以て增加し來れる生產率に對し、死亡率は大體に於て減少すとは云ひながら而かも屢〻急激の昇騰ありしなれば、現住人生產數の同死亡數に超過せる年極めて多からざるのみならず、生產數の却りて死亡數に及ばざりしこと亦往々なり。　即ち明治三十三年より同三十五年迄は生產數年々死亡數を超過したれど、三十六年より四十二年に至る六年間、生產數は死亡數に及ばず、四十三年以後大正五年迄は生產復た超過せしも、大正六・七の兩年には死亡却りて多かりき。　此の如く十九ケ年間に生產の死亡を超過せること僅に九回なるのみならず、其差僅少にして、生產の最も多かりし大正元年に於ても尙は二千三百人の差ありしのみ、明治三十五年の如きは生產超過とは云へ

其差僅に二人のみ。而して九ヶ年の生産超過數合計は八千二百人なり。翻りて死亡超過の場合を見るに、大正七年の如きは生産よりも多きこと四千七百人、十ヶ年間の超過を合計すれば八千五百人を算ふ。但し本籍人以外の生産には直接神戸市戸籍役場に屆出でざる者多く、從ひて神戸市の統計表により市現住人生産の實數を得ること難きを以て、上述せる死亡超過の現象に基づき、直ちに神戸市に自然増加なしとは斷言すべからず。されど假りに神戸市人口に自然増加ありとするもそは極めて少數なるべく、神戸市人口の激増の原因は之を自然増加以外に求めざるべからざるものなること言を俟たず。

本籍及び寄留の増加

　神戸市人口の急激なる増加は社會的研究者にとり興味深き問題なるべきも神戸市統計書及び兵庫縣統計書の兩者いづれも本籍人口の場合に入籍・送籍・及び其差數、并びに生産死亡の數を掲ぐるのみにして、緣事關係の送入籍・一家創立・分家・廢絶家再興及び家督相續等の事項を收めず。出入寄留に關しても詳細なる數字を掲げざるを憾とす。本籍人口は明治十一年四万四千人に過ぎざりしに、二十二年に八万九千三百人となり、三十二年には十五万七千人を超え、四十二年に二十二万四千人に達し大正七年には二十八万七千人を算し、明治十一年以

降四十年の間に約五十四割を増加せり。　されど年々の増加率は多きも五分を超えず、少きも二分を降らざれば、以て急激なる増加を説明し盡し難し。　出入寄留に關しては明治十四年以前統計を缺くを以て詳にし難けれど、十五年には入寄留一万八百人、出寄留七百人あり。　二十一年には入寄留三万五千人に達し、出寄留は五千三百餘人なりしが、爾後出寄留の増減一ならず、二十三年に八千人、二十四年には千三百人に激減せしも、二十五年千四百人となりてより以後年々の増加著しく、三十九年には九千人となりしが、四十年には減じて六千三百人となり、四十一年より又た増加し四十二年には一万五千人、四十四年には二万五千人、大正元年には三万人に達せしが、翌二年には二万二千人に減じ大正四年には四万二千人、大正五年四万八千人となり、大正七年には六万三千人を超えたり。　入寄留は明治二十三年五万人に過ぎざりしが、二十四年には五万五千人となり、爾後の増加著しく、十年後の三十四年には十万人に達し、三十九年には十五万人となり、四十年には十六万二千人、四十一年には十七万人に達し、四十二・三・四の三ヶ年は毎年一萬人餘を増し、大正元年には二十一万五千人を超え、翌二年には二十一万三千人に減せしも、大正三年には又増して二十三万人となり爾後三ヶ年間

の增加は更に顯著にして、年々約三万五千人を增したれば、大正七年には三十七万人を超ゆるに至れり。　明治十五年本籍百に對し現住人口百二十人の割合なりしに、二十二年百五十人となり、三十四年百六十人、三十九年百七十人大正三年百七十六人となり、大正四年以降急激に增加して、大正七年には二百六人を算ふるに至れるは、偏へに入寄留者の急激なる增加によるものにして、約言すれば入寄留者の激增は卽ち神戸市人口の激增の主因なりとす。

神戸區の人口

　神戸市內の六區は其發展を致せる條件にも相同じからざるありて、每區其人口增加の歷史を異にし、一樣に之を律し難し。　開港當時人口四千未滿にして兵庫の三分一にも達せざりし神戸區の人口は、市制實施の際四万餘となりて、兵庫と相伯仲し本籍人口百に對する現住人口百五十四人となれり。　然るに其後九年を經たる三十一年纔に五万に達するを得三十三年六万に、三十八年七万人となり、爾後の增加も極めて遲々として、大正三年に至るも八万四千人を超えざりしが翌四年よりして初めて著しき增加を示し、其以前四年間の增加率二分四厘に過ぎざるに、以後四年間の增加率は一割六分强にて、大正七年の人口九万八千人に達せむとせり。　然れども之を同じ四年間に葺合區が四割五分、湊西區が二

割を増せるに比すれば、其増加率遙に劣れり。

湊東區の人口

湊東區の人口も其増加急速ならざること神戸區に似て、明治二十二年既に四万三百人を有し、本籍人口百に對し其現住人口百六十六人を算せしに、それより約二十年を經たる明治四十一年に至りて其數約二倍となり、大正三年に八万四千人となり、爾後四ヶ年間に一割五分を増して、大正七年には九万七千人となれり。

湊西區の人口

湊西區の中心たる兵庫津が維新後繁榮を神戸に奪はれしのみならず、兵庫人の保守的氣風は神戸の如く多數の移入者を迎ふる所以にあらざりしより、湊西區の人口増加率も亦從ひて高からず、されば明治二十二年の總人口四万四千人にして、神戸區より多きこと僅に數百に止まり、本籍人口百に對する現住人口百三十人に過ぎず、爾後八年を經るも、同區の人口尚ほ六万に達すること能はざりき。 然るに同區の大部分に亙りて徐々に開設せられし新市街も三十年には完成したれば、三十年以後の人口増加率は其以前よりも頗る高く、明治二十四年以後六年間に五割を増せしに過ぎざるに、明治三十年以後の六年間には十割を増せり。 而して日露戰爭を經るに及び更に一段の盛を加へ、就中國道以北の兵庫港地方、及び運河本線以南の御崎・尻池・吉田新田・今和田新田、並びに和田崎方面に工場の新設せらるゝと共に、發展

殊に顯著となり、人口の增加も俄然其率を高め、大正三年に十四万五千人、大正七年には十七万六千人を算し、神戸區の人口に二倍するに至りしが、寄留者の他區に比し少きこと依然たり。

葺合區の人口

明治二十二年人口一万に過ぎざりし葺合區は、二十六年に一万七千人となり、二十九年に二万二千人となりしが、爾後同區内の新道開設工事年を逐ひて進み、田圃漸く變じて規矩整然たる住宅地となるに及び、人口の增加も亦從ひて著しく、新市街設定の竣工せし三十九年には、二十九年の人口に比し十二割を增せり。　爾後中央の諸區に於て住宅缺乏の度の次第に甚しきを告ぐるや、葺合區の人口增加愈〻急に大正三年に七万五千人となり、即ち八年間に五割を增し、大正四年以降は增加の勢殊に盛にして、大正七年には十一万人に垂んとし、明治二十二年以降の葺合區の增加率は神戸・湊東・湊西の三區を凌駕するに至れり。

湊區の人口

明治二十九年に編入せられし湊區は、編入當時の人口三千四百人に過ぎざりしが三十三年に五千人となり、爾後急速に增加して、三十九年に一万人となれり。　これ主として　其住宅地として適當なると、奥平野方面に道路の開設せられたるとに由るものにて、大正三年には二万人となり、大正七年には三万一千餘を算せり。

林田區の人

湊區と同時に市に編入せられし林田區は、明治二十九年の

ロ　人口九千人に過ぎざりしも、爾後の增加率湊區に劣らず。　區の東部東尻池及び西尻池方面の新道が、湊西區の新市街設定と相俟ちて共に竣功に近ける頃より、其增加の度殊に急速となり、三十九年迄の十年間に二万四千人となり、大正三年には四万四千人に近く、大正七年には實に八万一千人を超ゆるに至れり。　されば明治二十九年より大正七年に至る二十二年間の人口增加率最も高きは、湊區の八十一割にして、林田區の八十割之に次ぐ。　葺合區は明治二十二年以降を以て論ずれば、增加率九十三割にして六區中の最高なるも、市街地としての發展殆んど完了せる明治二十九年以後の增加率は四十割にして、却りて林田區に次ぐ。　更に之に次ぐは湊西區の二十二割にして、湊東區の十一割又之に次ぐ。　神戸區は最も低くして其率十割を超えず。

六區の增加率

六區人口增加率に於ける上述の如き不均等は、從ひて全市人口に對する各區の權衡をして此二十二年間に大異動を起さしめたり。　即ち此期間に於て神戸區の人口は全市人口の二割五分六厘より一割五分六厘に減じ、湊東區は二割五分一厘より一割六分五厘に減じ、湊西區も亦二割九分九厘より二割九分七厘に減じたるに、湊區は三分三厘を增して五分一厘となり葺合區は六分を增して一

全市人口に對する各區の權衡

割八分二厘となり、林田區は八分六厘を增して一割四分となれり。蓋し中央地域たる三區の中、神戸・湊東の二區は二十二年間に增加して約二倍となり、湊西區はそれよりも更に著しく增加したれど而かも之を外邊三區の人口增加率にして遙に及ばず。これ既に發展飽滿せる諸區に在りては、限りなく都市に集中し來る人口を收容し難きを以て、大勢として中央部たる神戸・湊東幷びに湊西區より溢出し、周邊地區たる葺合・湊及び林田の三區に流入し、遂に後者の增加率をして中央地區に比して高率ならしめたるなり。中央地區の人口密度が明治二十九年乃至大正七年に於て約二倍半に達せるに過ぎざるに、市の周邊を爲す葺合・湊・林田三區の密度が同一期間に約六倍に達せるを以て徵すべきなり。而して周邊地區に於て本籍人口の現住人口に對し減退せること、中央地區に於けるよりも更に著しく、換言すれば本籍人口に對する現住人口の增加率の、周邊地區に於て特に著しく高率を示せるは、これ卽ち大體に於て此地區に入寄留者の多きを示すものにして、之を統計に徵するに、明治二十九年以降に於て本籍人口百に對する現住人口の增加の最も多きは林田區にして、大正七年に至る二十二年間に百十二人を增し、湊區の百八人之に次ぎ、湊西區の六十五人、神戸區の五十四人、湊

六區の本籍に對する現住人增加率

東區の四十二人、葺合區の四十八人更に次ぐ。而して明治四十一年乃至大正七年の十年間に於ける各區入寄留者増加率を見るに、其最も高きは四十八割を増せる林田區にして、之に次ぐは三十六割を増せる湊區、十八割を増せる葺合區、十割を増せる湊西區、七割四分を増せる神戸區にして、最も低率なるは六割を増せる湊東區なり。以上二種の序列に於て、葺合區の位置惟り同じからざるは甚だ奇異を感ず。これ或は同區が明治二十二年より二十九年迄に、中央三區が本籍人口百に付現住人口の増加僅に二人若しくは三人なりしに對して、實に四十人の増加を示せるに拘はらず、二十九年以後約十年間入寄留者の増加甚だ低率なりしによるものならむ。

六區人口密度の増加率

以上の記述を以て六區人口増加の狀畧、之を察知し得べけむも、更に六區の人口の一方里に對する増加を觀察して之を明かにすべし。明治二十二年には全市一方里に對する人口密度は十二万二千五百、就中湊東區は三十二万一千三百にして其密度最も高く、湊西區の十二万二千六百之に次ぎ、神戸區は繁榮の中心たるに拘はらず九万七千百人にして、其密度却りて第三位を占め、而して葺合區最も疎にして二万千百人に過ぎず。神戸區の密度の比較的稀薄なるは同區に

銀行、會社等甚だ多く、住宅の寡少なるが爲めなるべく、明治二十九年に至り、町村の市に編入ありしが爲め、市の人口密度は之を二十二年に比して、却りて大に減じ八万八未滿となれり。明治三十二年乃至四十一年の十年間には、全市人口一方里に對し約十万人より十五万七千二百となり、此增加數五万七千二百、增加割合六割强なるが三十二年に於ける六區の人口密度は、一方里四十五万七千六百の湊東區を最多とし、湊西の二十七万五千、神戸の十四万三千百、葺合の六万一千八百、林田の一万九千四百之に次ぎ、湊區は一万八百にして最も稀疎なり。而して此六區の人口密度の爾後四十一年迄は增加せる割合は、湊區最も多くして十八割を算し、林田區の十一割、葺合區の九割、湊西區の七割、湊東區の四割之に次ぎ、神戸區の三割最も少し。これ蓋し明治初年以來發展著しかりし神戸區及び湊東區は、此頃に至りて發展の餘地なく、人口增加の割合も全市增加の割合より少きに他の四區は之に反するによれるものにして、就中湊區に於ける增加最も多し。次に明治四十二年より大正七年に至る十年間には、全市の一方里に對する人口十六万一千七百より二十四万六千五百餘となり、增加數八万四千八百、增加割合五割强なるが、同期間に於て神戸・湊東兩區は四十一年以前の十年間に於け

るよりも增加の率少くして、各二割に過ぎず、湊西區は四割にして其增加率全市平均の率に及ばず、葺合・湊・林田三區の增加は平均以上にあれど葺合は八割、湊は十一割にして、此二區は四十一年以前の十年間に比して減少し唯林田區のみは其率十八割を算して却りて增進せり。更に三十二年より大正七年に至る二十年間を通じて之を觀れば、全市の增加割合は十五割弱にして、六區中此割合を以て增加せるは湊西區なり。神戶・湊東兩區は何れも〇・七にして湊西區の半に達せず、他の三區中、湊區は五・六、林田區は五・一、葺合區は二・六の增加割合を示し、就中湊區最も傑出せるは、其位置中央に近くして、他の二區に比し便利多きが故なるべく、葺合區の增加割合遙に之に及ばざるは、市の東部に偏在するのみならず、其新生田川以西は夙に市街となり、以東のみ市街擴張の餘地を存せしが爲めならむ。林田區の增加葺合區に勝るは、其市の西南隅に在りて、交通不便に住宅地たるに適せざるにも拘はらず、近時工場地として急激に發達せるに由る。斯くて大正七年末六區の一方里に對する人口、湊東區は七十七万一千二百、湊西區は六十八万三千、神戶は二十三万六千八百、葺合は二十二万二千九百、林田區は十一万八千八百、湊區は七万一千二百となれり。

神戸區諸町の人口

以上說ける市內六區人口增加の變遷は、之を移して以て各區內諸町の變遷の大勢となすことを得べし。神戸區の諸町は他區に比して孰れも夙に人口の增殖を見、他區が將に發展の緒に就かむとせる頃、既に區內に發展の餘地少きに至れるを以て、市制實施後は區內の海岸通。榮町通・元町通等諸町は、其人口の增加著しからず、元町通のみは大正三年以後稍、增加せるも、槪して諸町共に明治三十九年以後減少に傾けるは、これ此等諸街が區の中心として、街頭の諸建築次第に大を加へ、純然たる商業區域に變せし爲めなるべし。之に反し明治十五年に人口僅に二千八百なりし北長狹通が、大正七年に一万二千五百人を算し、明治二十九年以後十年間に於て殊に急速の增加を示せるは、元町通以南の發展の影響を受けしものなるべく、同區內にて中山手通の人口增加に至りては、其率更に北長狹通よりも高く、明治十五年には僅々七十八なりしに、大正七年には二万人となれり。而して其殊に顯著なる增加の明治二十九年より三十九年の間に在ること、北長狹通に同し。之を要するに神戸區は元町通を中心とし、其發展は之に隣接する諸町、北長狹通・加納町・三宮町等に及び、次に南して榮町通・海岸通に出で、轉じて山手一帶に及べるものにて、就中山手方面の人口增加は日露戰後に於ける市

勢發展に因る所最も大なりと解せらる。

湊東區諸町の人口

湊東區の多聞通・仲町通等は區內にて最も早く開け、人口の增殖最も著しかりければ、其明治三十年以後の人口增加率さして顯著ならざるに拘はらず、今日も尙ほ區內繁華の中心たるを失はず。 同區の楠町八ヶ町は明治十五年尙ほ八部郡に屬して坂本村と呼びし頃の人口八百人にも達せざりしが、大正七年に約二万人となり、又明治十五年荒田村と稱して三百未滿の人口を有せし荒田町四ヶ丁も、大正七年には二万七千五百人に達し、區內にて戶口最も稠密なる區域となれり。 而して此楠町も荒田町も、共に其人口に於て特に急激なる增加を見しは、明治二十九年以後の十年間に在りとす。次に同區中里俗有馬道と稱し、小賣商業の中心と目せらるゝ多聞通五・六丁目、仲町三・四丁目、橋通四・五丁目等は、明治十五年より大正七年までに人口合計二千七百人より八千人迄增加したれば、其增加率は比較的低きものと見るべく、遊廓の所在地として特種の發展を爲せる福原町に至りては、同一期間に千二百人より六千五百人となれり。

湊西區諸町の人口

湊西區中舊兵庫津に屬する部分が、爾餘の新開諸町に比し人口增加の著しからざるは當然にして、同區中增加著しく以て例外となすべきは明治十五年以來新に擴張整理をなせる湊町の三十六年間に二千八百より一

万人に、永澤町の同じく千人より五千八百人に、三川口町の同じく六百人より四千五百人となれる等なり。舊兵庫津の背面に在りては、明治二十四年開設の大開通は、明治二十九年以後二十二年間に千人より九千五百人となり、塚本通は千五百人より一万二千人となり、明治二十七年新設の小河通が、同じく二十二年間に四百人より七千人となり、殆んど無住なりし芦原通が大正七年には千五百人を算せり。明治三十年開設の上澤・下澤・大井・松本の四通は、其位置高爽にして住宅地たるに適せるより、人口の増加著しく、就中上澤通は明治三十九年以後十二年間に千二百人より八千人となり、下澤通は二千三百人より八千人となれり。明治三十七年に尚ほ舊湊川敷なりし所謂湊川新開地が、大正七年には市内第一の熱鬧の巷となり、延きて此附近一帶の人口增加の因となれるは疑ふべからず。

葺合區諸町の人口

葺合區には明治十五年まで町名を附せる街衢なく、舊生田川埋立地、卽ち瀧道以東の人口は五千人を超えざる有様にて、西國街道に沿へる人家を除けば、其他は疎々たる聚落に過ぎざりしが、明治三十年以後十年間に區內新市街の設定大半完成してより、人口の増加急速に、脇濱町の如きは明治十五年七百人の人口あるのみなりしに、明治四十年以降の増加特に著しく、大正七年には七千人に達せり。

湊區諸町の人口

明治三十二年開設の生田町は、三十五年以後十六年間に七百人より三千五百人に、琴緒町は三千人より八千人に、明治三十四年開設の東雲通は、明治三十九年以後十二年間に四百人より三千人に、日暮通は千人より二千五百人となり、三十六年開設の熊内橋通は、同じく十二年間に二百人より二千五百人に、國香通は百人より二千人となれり。此等諸町の著しき增加の原因は、阪神及び市街電氣鐵道の相踵いで開通せると、中央地區より溢れし人口が、新市街の開設を機として、急激に之に流入せるに歸すべし。湊區の市に併せられしは明治二十九年なれど、其街衢の大部分の開設は大正三年以降に屬し、其以前に於ける町々人口の精密なる統計を缺けど奥平野一帶は湊東區中人口增加の最も著しき楠町及び荒田町と隣れるを以て、人口の增加率甚だ高く、明治十五年頃四百人なりしも、大正七年には二万二千人となり、石井一帶は三百人より五千五百人となり、夢野一帶は二百八十人より三千三百人となれり。林田區市街地の設定は明治三十三年以後の六ヶ年に成れるも、其地域は長田・東尻池・西尻池三村の一部に止まる。明治十五年以來三十六年間に、長田村は千五百人より一万人に、野田村は二百人より千七百人となれり。東尻池村に至りては其地兵庫に接せると、運河完成による

利便の激增との爲め、新市街の設定多く、三十六年間に五百人より五万人に增加し、市內に於ての最高率を示せり。

交通機關の發達に伴ふ市の人口

交通機關の發達が人口の增加分配に與りて力あるは論なきことにして、神戸京都間の鐵道が、明治七年開通の後、漸次延長して遂に東海道線の完成となれるは、神戸市人口增加の有力なる原因なること亦言を俟たず。明治二十一年山陽線の起點兵庫に設けらるゝや、兵庫驛附近の人口忽ち倍加し、延きて街路の開設を促進せしが、其後阪神電氣鐵道起點の瀧道に置かるゝに及び、其附近なる三宮町・加納町等の人口急激に增加せり。明治四十三年神戸市街電氣鐵道が春日野兵庫驛間に開通し、大正二年迄に布引線・兵庫線・奧平野線等を延長分岐し總計七哩の敷設を了したれば、春日野・兵庫驛間軌道の起點たる葺合方面殊に北本町の如きは、其影響により、明治四十二年以後十年間に人口の增加十割に達し、脇濱町には十九割の增加あり、布引線に在りては大正元年以後六年間に筒井町二十一割、熊內橋通四十二割の人口增加あり。奧平野線の終點たる奧平野一帶は大正元年以後六年間に六割五分、石井一帶は十二割の增加を見たり。

神戸市近郊

神戸市郊外住宅地として最も適當なる、東に西鄕町及び西灘村あり。西に須

磨町あり。阪神電氣鐵道海濱に沿ひて開通せしより東方郊外地大に面目を更め、須磨方面亦兵庫電氣軌道により大に利便を加へ、神戸市內及び其他の地方より競ひて之に轉住する者多かりしかば、此等地方の人口は爲めに著しく增加し、大正七年西郷町及び西灘村の人口は合計一万二千八百人となり、明治十五年に比すれば其增加三十割を算し、須磨町は四十割を增して二万以上に達せり。之を電氣鐵道開通後のみにつきて見れば、西郷・西灘は十二年間に約十割を、須磨町は九年間に十二割を增加し、就中大正四年以後の增加最も急にして、三年間に前者は三割を、後者は五割を加へたり。

六大都市人口增加率

明治二十二年乃至大正七年に於ける我國諸大都市人口の增加を見るに、大阪市は二十二割、名古屋市は十七割、京都市は十四割、東京市は七割の增加にして、いづれも神戸市の三十四割を增せるに及ばず。横濱市が明治二十五年乃至大正七年に於て十九割を增せるに對し、神戸市同期間の增加は三十割にして遙に彼に勝れり。而して大正四年以後の四ヶ月間に就きて之を見るに、大阪市は一割四分を、京都市は一割三分東京市は一割一分、横濱市は四分を增し、名古屋の如きは七分を減せるに對し、神戸の增加實に三割の多きに達せり。これ歐洲大戰が

我が國諸大都市中最も著しく神戸に影響せるを明かにするものなり。更に明治三十二年以後二十年間に於ける六大都市の本籍人口增加率を比較するに、最高は横濱市二十割の增加にして、名古屋の八割八分之に次ぎ、神戸は七割八分にして第三位に在り、東京・大阪・京都之に次ぐ。而して横濱・名古屋二市に於ける本籍人口の增加が主として隣接町村併合に因れるものなるを考ふる時は、神戸の本籍人口增加率の實際は、必しも此二市に劣らざるを知るべし。入寄留者の增加に於ても、神戸は他の五市に劣らず。本籍人口百に對する現住人口二十年間の增加數に於て六大都市中の首位に在るは京都にて、本籍百に對し現住は九十一人より百五十人に增したれど、これ同市が最近に寄留者多き村落を併合せしによるものなれば、神戸の現住人口の本籍百に對して百四十九人より二百六人となれる增加率は、必しも京都に下るものにあらず。而して大正七年に於ける本籍人口百に對する現住人口は二百六人を算し、他の大都市の首位に在り。

六大都市人口密度比較

神戸市の人口密度は、明治二十九年に一方里八万人なりしが、三十九年には十四万四千人となり、大正七年には二十四万七千人となれり、卽ち明治三十九年以後十四年間に於ける增加七割八分にして、之を我國諸大都市の人口密度增加に

神戸市人口増加の主因

比較し遙に勝れり。神戸に次ぐは大阪市なれど、其増加率神戸の半に達せず。而して大正七年に於ける神戸市の人口密度は一方里二十四万七千にして、東京市の四十六萬、大阪市の四十三万に次ぎ第三位を占むれど、神戸は東京・大阪兩市と地形を異にし、全面積の四分三は山林・田畑・河川敷等を占め、宅地は僅に四分の一即ち約三百万坪に過ぎざるに、こゝに人口六十万を包容せるは、恰も東京市が人口密度最も大なる神田・淺草・日本橋三區約三百万坪に人口五十五万餘を容れたると相似たるものあり。大正四年以後の三年に就きて之を見るも、神戸の三割の増加最も多く、次は大阪市の一割四分にして、東京・横濱之に次ぎ、京都は却りて一割餘の減少を示し、名古屋も市區擴張の爲めにや、一割を減少せり。神戸市宅地千坪の平均人口は、大正四年以後三ヶ年間に三十一人を増し百九十八人となり、數に於ては大阪に及ばざるも、其三年間の増加率遙に彼に勝る。其他の大都市に至りては數に於て皆神戸に劣れり。

　神戸市人口の自然増加を他の五大都市と比較するに、東京・京都・横濱・名古屋の四市は、大正三年以降生産の超過を見、大正六年には名古屋市九人九五、横濱市四人七八、東京市四人七〇、京都市四人一二の超過を示すなるに、神戸は大正三・四・五

の三年間の生産超過率は一年僅に〇・一七に過ぎず、大正六年に至りては却りて二人七八の死亡超過となり、大正七年には死亡超過率更に增加して九人〇二となれり。斯く神戸市が大阪以外の諸大都市と反對の現象を呈しつゝ、而かも其現住人口增加率の尙ほ六大都市中の首位に居るは、これ蓋し最近移住者の多き、他都市に冠絕するの致す所なるべく、明治三十四年に於て神戸の人口の名古屋市より少きこと一万人、橫濱市より少きこと四万人、大正元年に於てすら尙且つ名古屋市より少きこと四千人、橫濱市に及ばざること二万四千人なりしに、大正七年に至り却りて名古屋市を凌駕すること十六万人、橫濱市に勝ること十五万人なるに徵し、市勢發展の最近に於て如何に駸々たるかを知るを得べし。

神戸市々勢調査

神戸市に關する人口諸統計にして、神戸市役所の戶籍簿に據れるものと、警察の戶別調査によれるものとの間には夥しき相違あり。明治三十五年政府は國勢調査に關する法律を公布し、三十八年を以て第一回の調査を行はむとせしも、日露戰役の爲に妨げられて果さゞりしが、此全國的計畫の蹉跌に關せず、神戸市は人口を正確に調査し、完備せる統計を得て以て市政施設の基準となさむと企て、明治四十一年東京市が始めて市勢調査を行はむとするを聞くに及び、神戸市

にても同時に之を行ふの便宜甚だ多かるべきを想ひ、東京に後るゝこと一ヶ月、即ち同年十一月一日を以て市勢調査を行ひ、翌四十二年に至り神戸市勢調査顛末幷要計表、及び神戸市臨時市勢調査人口及職業統計表の二册を刊行して其調査の結果を發表せり。

市勢調査の現在及び常住人口

市勢調査の結果に據れば、明治四十一年十一月一日現在人口三十四万三百二十四人、常住人口三十三万四千九百二十一人あり。常住人口とは生産若しくは其他の目的を以て市内に本屬常住せる者の謂にして、中に一時不在者三千八百九十五人あり。現在人口中にも或用務を以て一時現在せる者九千二百九十八人あり。故に現在人口中一時現在者を除き之に一時不在者を加へて以て常住人口となせるなり。而して此現在人口を以て市勢調査日即ち十一月一日を距る二ヶ月後なる同年末の戸籍人口に比すれば少きこと三万七千人、市勢調査期日に先つ十ヶ月なる四十年末の戸籍人口に比するも尚は少きこと二万三千人なり。

四十一年の所帶と十年間の增加

神戸市勢調査條例中所帶に關しては、同一場所に居住し、同一の家事經濟に屬する總員、幷びに獨立の家事經濟を營む單身者をば共に之を本所帶とし、之を專

住・相住の二所帶に分ち、領事館・病院・學校・寄宿舍・監獄・留置場・旅人宿・下宿屋・船舶等を準所帶とすとの規定ありて、四十一年の本所帶數八万五千四百九十四、其人口三十二万八千一人一本所帶人口平均三人八四、準所帶數七百三十二、其人口一万二千三百二十三人、一準所帶人口平均十六人八三にして、本所帶中の二割七分は相住所帶なりき。而して六區中本所帶の最も多きは湊西區にして、神戸市總本所帶數の二割九分二厘を占め、神戸區の一割七分之に次ぎ、湊區の〇・五一割は最も少く、準所帶の最も多きは湊東區にして、總準所帶の三割二分を占め、神戸區の二割之に次ぎ、〇・〇九割の湊區最も少く、其外に水面區の所帶をなす船舶は千四百二十一隻、六千五百八十七人を算せり。今大正七年の戸籍上の戸數を以て假りに所帶數と見做し、之を明治四十一年十一月現在の所帶數に比較するに、十ヶ年間の增加四万五千にして、市內六區中所帶の最も多きは湊西區なること、十年前と同じく、市總本所帶數の約三割を占め、葺合區之に次ぎ總數の一割八分、神戸區更に之に次ぎ、總數の一割七分を占む。最も少きは湊區なること亦十年前の如し。而して四十一年には總住家數八万一千六百八十九中、空屋殆んど其一割に達せしが、爾來約三万戸の住宅增加ありしに拘はらず、大正七年には空屋大に

神戸の體性統計と諸大都市比較

減じ總數の百分の一に止まれり。

次に市勢調査の結果に現はれし市民體性の統計につきて見るに、四十一年十一月現在人口中、男子は十七万六千七百二十七人にして總計の五割一分九厘を占め、女子は十六万三千五百九十七人にして、男子百につき女子九十二人五七に當り、同年の東京市勢調査の結果に比するに、神戸の女子の數は東京市の女子の數に勝ること、男子百につき六人二三なり。 男子の數女子に勝るは本邦一般の狀態にして、之を東京市勢調査の結果に徵して然るを見るのみならず大阪・橫濱等諸大市の戶籍人口皆同一の現象を示し、而かも此等諸大市に於ける男女の差、神戸の如く少きはなし。 大正七年神戸市戶籍上の現住人口に於ては、男子百人に對し女子八十七人八五にして、之を明治四十一年の市勢調査の結果に比すれば、十ヶ年間に男子百に對し女子四人七二を減じたりと雖、神戸市の男子に對する女子の數は、他都市に比し尚ほ依然として多し。 これ商工業其他に於て他の都市よりも多く女子を要すること、其主因なるべし。 市勢調査にあらはれし各區の男女の割合を比較するに、六區中女子の割合多きは林田區を第一とし、男子百人に對し女子百一人八五に當るを見るは、これ同區內に鐘淵紡績會社分工場

なる多數女工の集合所帶あるが爲めに外ならず。

市勢調査による市民出生地

市民の出生地に關する市勢調査の結果によれば、他府縣出生者は十二万九千八にして總數の三割八四、神戸市を除く兵庫縣出生の者十万六千人、總數の三割一五、神戸市出生の者九万八千人にして總數の二割九一に當れり。而して他府縣出生者中にては、大阪・德島・岡山及び廣島よりせる者多く、此等四府縣出生者中少き廣島出生者も一万一千を下らず、最も多き大阪府出生者は一万八千に及べり。之に次ぐは京都府の六千人なりとす。最も少きは沖繩出生者にして其數六十八人なり。外國出生者は千九百十一人を算せり。神戸市を含む兵庫縣の出生にして市內に留住する者、男子の女子より少きは、市內出生の男子用務を以て市外に在る者女子より多く、且つ兵庫縣出生の女子の結婚若しくは雇傭により て市內に來住する者、男子に比し多きが爲めなるべく、又他府縣出生者中、男子の女子よりも多きは、求職其他の必要によりて來住せる者多きに因るならむ。市勢調査による年齡別に於て、二十一歲乃至五十歲の男子百人中、神戸市出生の者十一人、神戸市以外の兵庫縣出生者三十五人を占め、殘餘百中五十四人即ち此年齡に在る市民の過半は他府縣の出生に屬し、同年輩の女子の場合にありても、略、

同樣の比例を示すも、亦明かに市の活動の外來人の力に俟つ所甚だ大なるを證するものに外ならず。

年齡別人口

日本全國の年齡別人口を見るに、一歲乃至五歲の者最も多く、六歲乃至十歲之につぎ、それより以上年齡加はるに從ひて其率減少すと雖、都市の人口は必しも然らず、特に大都市にては壯年有業者を吸收するが爲めに、中年の者最も多きを通則とす。 神戶市勢調査の結果にありても、最多數を占めしは一歲乃至五歲の小兒なれど、之に次ぐは二十六歲乃至三十歲にして、次は二十一歲乃至二十五歲、其他は六歲乃至十歲、十六歲乃至二十歲、十一歲乃至十五歲の順序にて之につぎ、三十一歲以上に至るに從ひ漸次に減少を示せり。 之を東京市勢調査の結果に比するに、東京市にて最も多きは二十一歲乃至二十五歲にして、十六歲乃至二十歲之に次ぎ、神戶にて第一位を占むる一歲乃至五歲は、東京市に於ては第三位に居り、二十六歲乃至三十歲、十一歲乃至十五歲、三十一歲乃至三十五歲は更に之に次ぎ、神戶にて第四位に居る六歲乃至十歲は、東京市にては第七に位す。而して東京市にては三十六歲以上は漸次に減少を示し居れり。

二十九年間

次に婚姻につきて之を觀るに、明治二十二年より大正七年迄の二十九年間に、

の結婚統計

本籍人の結婚は一ヶ年八百八十組、人口千に對する六・七より、三千十五組人口千に對する一〇・五一に增加したり。　統計の斯かる增減に關しては幾多の原因あるべきも、特に商工貿易を生命とする神戸に於て、經濟的變動の結婚に及ぼす影響の極めて有力なるは明かにて、例へば明治二十三年米價騰貴し市民の窮乏甚しきや、結婚數は前年に比し三割弱の減少を示し、二十四年市況恢復するや、前年の五割を增加し、日清戰爭後二三年間は活潑なる市況の影響として、結婚の件數多かりき。　日露戰役の初年なる明治三十七年が、前年に比し結婚件數に於て三割三分の增加を見しは、或は出征以前の整婚を急ぐ者多かりしによるべく、三十八年に現はれし五割の減少は、蓋し戰役當然の影響なるべし。　其後講和成り市況恢復するや、結婚率も亦激增し、三十九年には前年に比し十三割の增加を示せしが、四十二年財界の恐慌に遭ひ、前年よりも四割を減じたり。　最近歐洲大戰の影響を蒙り、市況未曾有の活氣を帶ぶるや、結婚數の增加亦著しく、大正六年には前年に比し一割五分を增し、大正七年には更に一割を增加せり。

結婚年齡の比較

戸籍に見ゆる所により明治十七年と大正六年とに於ける市民の結婚年齡を比較するに、二十一歲乃至二十五歲の男子の結婚は、一ヶ年結婚總數の一割六分

より減少して六分六厘となり、二十六歳乃至三十歳幷びに三十一歳乃至三十五歳の男子の結婚はいづれも増加し、前者は二割六分より三割となり、後者は二割二分より二割八分となれり。女子の場合にありては十六歳乃至二十歳にて結婚の者、二割三分より減少して四分となり、二十一歳乃至二十五歳にて結婚せる者、二割五分より三割七分に増加せり。こは男女共に晩婚の傾向を長ぜるを示すものにして、本邦一般の現象と異る所なきものなり。而して市勢調査の結果に據るに、明治四十一年十一月一日現在の市民中、未婚者四割七九を占め、有配偶者は四割四、鰥寡は〇・六二割、殘餘は離婚者なり。但し市勢調査に際しては、有配偶者には內緣者をも包含せしめたれど、鰥寡の場合に內緣の夫妻の死亡を含むや否やは規定明かならざるを以て、以上の計數は多少精確を缺けるものといふべし。

市勢調査による有業從屬關係

神戸市勢調査に際し、市民を大別して有業者及び從屬者の二類に分ち、明治四十一年十一月一日現在の有業者十四万四千七百二十五人、人口百中四十二人五八を除き、殘餘の十九万五千五百九十九人を從屬者となせしが、此有業者百人中八十人一三は男子にして、從屬者百中の六十九人八六は女子なり。而して二十

一歳乃至三十歳の男子の九割二分七厘は有業者にして、有業男子總數の二割七分三厘を占め、之につぎて男子有業者の多きは三十一歳乃至四十歳の者にして、四十一歳乃至五十歳の男子第三位にあり、十一歳乃至二十歳の男子更に之に次ぐ。女子の場合にありては、二十一歳乃至三十歳に有業者最も多く、有業女子總數の二割七分餘を占め、十一歳乃至二十歳の者之に次ぎ、三十一歳乃至四十歳の者更に之に次ぐ。從屬者に十歳以下の者最も多きは、男女共通の現象なり。

市民の職業別

市勢調査に際し職業を七欵に分類し、第一を農業・牧畜業・林業・漁業等、第二を工業、第三を商業及び交通業、第四を公務及び自由業、第五を其他の有業者、第六を財産によりて生活する者とし、無職業者及び職業申告をなさゞる者を第七とせしが、明治四十一年十一月一日現在有業者中、最き多きは第三類卽ち商業交通業に從事する者にして七万五千二百八十八人、全有業者の五割二分に當り、之に次ぐは第二類四万七千二百三十五人、第四類一万一千二百三十六人にして、第五類は四千九百五十二人、第一類は三千五百四十六人、財產に依る者二千四百七十六人なり。而して男子有業者は商業及び交通業に最も多く、工業之に次ぐも、女子有業者は工業に最も多くして、商業及び交通業之に次げり。從屬者は商業及び交通

業に最も多くして、總從屬者の五割四分を占め、工業の二割九分、公務及び自由業の七分等之に次げり。

有業者の負擔と神戸の生産組織

市勢調査に方り有業者を更に獨立經營者、役員及び職工勞働者の三項に區別せしが、其中最も多きは職工勞働者にして、總數の五割六分、七万六千九百九人、獨立經營者は五万六千五百二十九人にして、役員は三千六百四人に過ぎざりき。此等以外に從屬者たる無業家族十八万七千百八十二人、僕婢八千四百十七人ありて、有業者百に付僕婢五人八の割合に當れり。されば有業者一人の扶養すべき無業家族は一人二九にして、若し僕婢をも無業家族に合すれば、其扶養一人三五となり、四十一年十一月一日現在の一所帶平均人口は三人九五なるを以て、其間に二人六の差を示せり。これ一所帶内に一人以上の有業者在るを示すものに外ならずして、以て神戸の生産組織の共同生産、即ち共稼の狀態に在るを知るべし。之を神戸と同年に行はれし東京市勢調査の結果に比するに、東京市の無業家族及び僕婢を合する有業者一人負擔は一人二八に當り、其一所帶平均人口は四人三一なれば、一所帶内の有業者は神戸に比して多し。又神戸の獨立經營者の雇傭扶助する役員、職工勞働者無業家族、僕婢等は二十八万三千七百九十五

人にして、一人の負擔は五人〇二なるが、東京市の獨立經營者一人の負擔は四人にして、神戶の獨立者負擔よりも少きこと一人なるは、神戶の產業組織の東京市に比して大なるを證するものならむか。

引用書目

兵庫津中明細錄。　御用留庶務。　兵庫縣史稿戶口編。　花隈村・奧平野村・北野村・生田村・東尻池村・神戶村宗門人別改帳。　明治四年奧平野村戶籍簿。　明治十一年乃至明治四十年兵庫縣統計書。明治三十四年明治三十九年乃至大正七年神戶市統計書。　大阪市役所編第一回六大都市比較統計。　神戶市役所戶籍簿册。　都市計畫神戶地方委員會調査人口表。　大正元年乃至大正七年東京・大阪・京都・名古屋・橫濱市統計書。　帝國統計年鑑。　神戶市勢調査顚末幷に要計表。　神戶市勢調査人口及職業統計表。　相原重政神戶市勢調査の結果。　東京市勢調査原表。　神戶開港三十年史橫濱開港五十年史。　名古屋市史。　明治元年乃至同十八年兵庫縣達。　明治十九年乃至二十九年兵庫縣布令類集。　神戶市會成議錄。

第四章　市の膨脹及び充實

明治初年の市域

神戸市の地域は舊時の兵庫及び附近村落より成る。開港當初兵庫及び神戸・二ッ茶屋・走水三村を以て漫然一個の行政區畫と見做し、明治元年十一月令を發し、三村を合して一方となし、以て兵庫の三方に準せしめ、其支配振を兵庫と同一にせしが、兩者の間に存する仲町部も其海岸に近き方面は湊川神社の創建、福原遊廓の設置等により人家次第に櫛比せしかば、坂本村以南は自ら市街の一部と認められしものゝ如し。明治四年改正戸籍法發布せらるゝに及び、同年六月以後兵庫及び神戸は分れて、第一兵庫岡組、第二兵庫北組、第三兵庫南組、第四神戸上組、第五神戸中組、第六福原廓の六區となりしも、其地域に至りては從來と異る所なかりき。然るに同年八月區畫の變改あり、外國人雜居の村落及び新市街接近の地をも合して之を十區に分つに至りて、市域亦擴張せられ、略・今の神戸・湊東・湊西・湊四區の地を被ふことゝなれり。其後五年十月の改正によりて二區となる。其第一區は今の神戸區に同じけれど、第二區は湊東・湊西・湊三區の外に口妙法寺

此中に含まれしは、當時或は北部先づ市街として發達する如く想はれしにも因らむか。

明治十二年以後の市域

明治十一年郡區町村編制法公布せられ、翌十二年一月より兵庫・神戸は坂本村と共に神戸區を形成することゝなり、其境域は神戸・湊西兩區と湊東區中荒田村を除きたる部分とより成り、從來の第一第二兩區を合したるものよりも縮小せり。其後十年を經て明治二十二年市制施行のことあるや、葺合村及び荒田村を合し神戸・湊東・湊西・葺合四區の地を以て神戸市を成し、二十九年更に湊・林田兩村及び須磨村の中池田村を加へて大正七年現在の市域となれり。市の境域の斯く擴張せられし外に、致府又は民間の事業として海面の埋立あり、小野濱・川崎・和田岬方面の埋立は其主要なるものにして、市の面積之により増加せること少小ならず。大正七年末に於ける市の廣袤は東西最長二里五町五十九間、南北最長二里七町十間、面積二・三九八七方里にして、其中神戸區〇・四一二二方里、湊東區〇・一二五四方里、湊西區〇・二五七二方里、葺合區〇・四八五四方里、湊區〇・四三六三方里、林田區〇・六八二二方里なり。

　市境の擴張は市勢膨脹の一面に過ぎざるを以て、更に市內宅地の增加に就き其充實を考察する必要あり。今地域の大部分を占むる民有々租地の各地目に就き其段別增減の狀態を觀るに、明治二十三年以前は統計存せざれば姑く之を措き、二十四年には宅地三百五十九町六反、田二百五十一町二反、畑百八十一町一反、山林七百四十一町、原野十七町九反、雜種地七町一反、合計千五百五十七町九反にて、外に僅少の鑛泉地あり。此百分率は宅地二十三、田十六、畑十二、山林四十七、其他二となる。此後四年間は市の外形的膨脹皆無なるのみならず、內面的にもさまで充實を加へざりしが、二十九年隣接村の併合行はれて、面積に大膨脹あり、從ひて宅地も其數を增せること勿論なれど、田畑等の增加宅地に勝りしを以て、全體の割合よりして宅地は減少せり。即ち宅地四百二十六町九反、田六百五十四町八反、畑三百三町五反、山林千四百四十七町六反、原野二十二町三反、雜種地二町七反、合計二千八百五十七町八反、其百分率宅地十五、田二十三、畑十、山林五十一、其他一にして、之を明治二十四年に比し宅地の百分率二十三より十五に減せるなり。其後市境に變更なけれど、宅地の膨脹即ち內面的充實は逐年加はり、其百分率は三十二年に十九、三十七年に二十三、四十年に二十七、大正三年に三十一と

なれり。斯くして明治二十九年以後段別數に於て山林及び田に次ぎ第三位を占めし宅地は、三十三年以後田と其地位を顚倒し、山林に次ぎ第二位を占むることと二十八年以前の舊に復せり。

大正七年の各地目段別

大正七年の民有々租地各地目段別は宅地千町一反、田二百九十六町六反、畑百六十七町八反、山林千四百町九反、原野三十三町九反、雜種地七町九反、合計二千九百七町二反、其百分率は宅地三十四、田十、畑六、山林四十八、其他二にして、之を明治二十九年に比し、宅地は著しく增加し、田は著しく減少せり。山林の明治二十九年に比し約四十七町を減ぜしは、これ人家櫛比に從ひて山林すら漸次開拓せられて宅地となれるを示すものなるが、而かも尙ほ全段別の約二分の一を占むるはこれ市の背後に峯巒の連亙するがためにして、地勢上已むを得ざる現象なり。原野及び雜種地の少しく增加せるは、田畑の荒蕪に歸し、或は山林の伐採せられたるものゝ地目を變換せるによるなるべく、これ亦やがて宅地となるべき過程たるに過ぎず。以上の地目の外に池沼あり。明治三十二年以前は雜種地に合算せられし故に其段別明かならざれど、三十三年に一町七反あり。其後三十九年まで變化なく、四十年以後一町五反となりしが、大正五年以後は統計に見えず。

但し民有免租地中溜池は明治三十九年に六十五町歩あり、其面積四十四年迄は増減なかりしも、爾後大正七年に至る迄に約二十町歩を減じたり。　明治維新前には海に遠き諸村農業を主とし、隨處に用水溜池の設ありしが、此等の池沼は維新後產業狀態の變遷により漸次不用となり、埋立てられて宅地に變じ、最近の歐洲戰亂の影響により市勢空前の發達をなすに及びて、更に池沼の埋立を增加せしが、大正七年現在の四十五町歩を算する溜池とても、近き將來には之が廢止處分を見るべき勢にあり。

區制施行前の宅地膨脹狀態

市街宅地膨脹の狀態に就き更に詳細に觀察せむに開港前に於て市街の觀をなせしは兵庫及び神戸・二ッ茶屋・走水三村のみにて、而かも神戸村の如き其鯉川以東には殆んど人家なかりしが、開港後三宮神社以南生田川鯉川間に居留地の設定ありてより、市街は稍〻東方に延び、又宇治川湊川間の所謂仲町部に於ても湊川神社以南は概ね市街となりて、茲に兵庫・神戸兩部の接續を見るに至れり。　然れども北方への膨脹は頗る遲々たりしものにて、之を神戸部に就て觀るに、明治六年一月中宮町・生田宮町・北野町・花隈町・宇治野町に令して、既に村の稱呼を廢し町と改めたる上は、家作も村里同樣なるは宜しからざれば、藁屋を除くべしと云

へるが如き、以て此方面の光景の未だ村落狀態を脫せざりしを知るべく、又同年三月居留地北手鐵道以南東生田川より西鯉川迄卽ち今の三宮町附近の低濕の地を埋立つるに當り、從來ありし不體裁なる家の移轉先として鐵道以北下山手通を指定せるは、下山手通に空閑の地多かりしを示すものなり。されば五年十二月鐵道線以北の道路整理に著手し、六年十一月竣成し、七年五月市街名稱の改正ある等、市街地を北方に設定せむとして種々企畫せられしに拘はらず、實際の狀態之に伴はず。鐵道線以北の八年一月頃まで尙は寂寥なりしに、當時の布達に鐵道線以北通行少き道路は兩側雜草繁茂し、下水溝埋沒の場所多く、見苦しきのみならず健康に害あるを以て、兩側地主及び建家居住者時々掃除し、下水溝も取浚へる樣、各戶長注意すべしとあるによりて察せらる。九年三月に著手し十年二月に成れる地理局測量課の實測圖によれば、六年に埋立てられし三宮町附近の如き、其外國貿易の中心たる居留地に接せるに拘はらず、尙ほ草地のまゝに抛擲せられあり。されぱまして鐵道以北は北長狹通の穴門筋以西と宇治野町とに聊か家屋の密集せる外、人烟稀薄にして村落狀態を脫せず。生田川埋立によりて生じたる加納町の如き雜草の茂るに任せしは怪むに足らずして、山麓に

近く用水池沼の存するもの三十に垂んとせり。又同圖に見ゆる仲町部には湊川神社附近と海岸鐵道用地との間に畑地の尙ほ殘るあり、同社よりして山手の方は湊川に沿ひて福原遊廓のある外、茅屋の點々するに過ぎず。東川崎町には畑多く、川崎方面は草地のまゝなり。兵庫部にありては是より先き舊時の外廓たる堤防及び溝渠を撤去して其地を新市街に編入せしが、尙ほ舊市街の背後新町橋より柳原町に到る新道以内の耕地をも整理して市街地たらしめむと計畫し、七年十一月其土工を完成せしも、上記實測圖には其附近畑あるのみにて人家なく、事實上市街とは見做し難き狀態に在り。新道以外山手の方に至りては唯田圃の遠く連れるあるのみ。新川の開鑿により築島入江は早く其跡を留めざるに至りしも、川崎町には佐比江の一部の殘れるあり、須佐入江の遺跡は和田神社附近に池沼の狀をなせり。要するに兵庫の市街は德川時代末期の狀態と大差なし。されば當時の行政區畫は市街の實際と合致せず、甚だしく廣大に過ぎたるものと云ふべくして、明治十二年區制施行に際して縮小せられしは、實情に適せる處置と云はざるべからず。

區制施行後は山手方面に人家の次第に増加せしのみならず、區の東隣葺合村

も亦漸く市街化する傾向ありしは、明治十六年一月葺合村が神戸區と同じく居畜場幷びに牛蠟製造場及び羊豚畜養場を人家遠隔の地に移轉すべき命を受けしにても知るべく、同村の中にて先づ市街となりしは神戸區に接せる新生田川以西の地なることは、此方面が明治二十年四月神戸區と共に屎尿汲取幷塵芥掃除規則施行區域となりしに徵して明かなり。又福原遊廓に接近せる荒田村方面にても此頃新築家屋の增加せるより、縣は同年七月三十日長屋裏屋建築規則を同村にも施行すべしと告示するに至れり。而して久しく荒蕪に屬せし三宮町・加納町方面にも人家漸く增加の傾向ありしかば、二十一年此方面幷びに葺合村新生田川以西鐵道以北の地に新市街開設町割を定めむがため、道路線に沿へる家屋を改築する場合には、必ず先づ區役所に屆出で檢査を受けしむることゝ定めたり。兵庫部にては明治七年に耕地整理を了りし鐵道線路と國道との間の地に人家漸く稠密となり、更に國道を越え山手に向はむとする勢なりしかば、明治二十三年地主等相謀り中道以南の耕地整理に著手し、翌年八月竣工せり。

神戸市街の各方面に向へる擴張上述の如くなるも、之を要するに東部の擴張は西部に勝りたれば、葺合村は其最東端なる脇濱組を除くの外、夙に神戸區に合

併せられむことを望み、明治十六年既に之を縣に請願せることありしが、認可を得ざりき。　されば二十二年市制施行に際し、同村が市の中部に接する荒田村と共に神戸市に　入せられしこと蓋し偶然にあらず。　今明治二十四年十月出版の地圖を見るに、神戸部には山麓僅少の耕地を除けば、既に家屋建設の餘地殆んどこれなく、池沼の數減じて十に足らず。　仲町部にては新に編入せられし荒田村の耕地と大倉山西方の草地との外は皆人家なり。　兵庫部にては舊市街及び其以北國道迄は人家稠密なれど、其他の方面は耕地大半を占めたり。　西方山陽鐵道以南の地は二十六年に至り始めて耕地整理を經しものなれば、今の濱崎通・入江通・小河通・須佐通・松原通・盧原通・住吉通・今出通は當時殆んど人家なく、道路甚だ不整なり。　新に編入せられし葺合部は、其鐵道線以南新生田川以西のみ市街を成し、其他は村里の舊態を脱せず、大部分は尙ほ耕地なりき。

日清戰後市街は益膨脹し、神戸區には擴張の餘裕を存せず、湊東區卽ち仲町部も亦僅少の空地を殘せるのみとなれり。　然るに湊西區卽ち兵庫部及び葺合區の南區は明治三十一年十月發行の神戸開港三十年史所載の地圖にすらも尙ほ少からざる耕地の存するを示し、市街地擴張の餘地多かりしかば市街の膨脹は

主として此二區に於て行はるゝことゝなり、二十九年兵庫中道通以北會下山に至る間の耕地整理起こりて翌三十年竣工し、三十一年よりは葺合の耕地整理開始せられ四十一年に至り竣工せり。又三十二年以後東尻池方面に於ける道路の改修等あり。而して日露戰後の好況により市街地は益〻擴張せられ、明治四十二年の神戸市統計書に收むる略圖によれば、湊・林田兩區の大部分は未だ市街を成さず、葺合區東北方一帶も尙ほ田園なりしも、湊西區は會下山麓に多少の空地を存するのみとなり、神戸・湊東兩區は全然市街化せり。

最近の膨脹

歐洲大戰亂開始の當初に於ては、海運に障碍を來し、貿易は一旦不振に陷り市況沈滯せしが、大正五年頃より一變して神戸に甚大の好影響を與へ、市街の膨脹を促せること顯著なり。而して是より先き、大正三年以來市の北部石井・夢野方面と西部長田・野田・池田・駒ヶ林・西尻池方面とに耕地整理行はれ、殊に石井・夢野方面は比較的市の中央部に近く、交通の便亦西部に比して勝るが故に、市街の膨脹は先づ此方面に行はれ、大正七年には神戸・湊東・湊西・葺合四區に殆んど空閑の地なく、湊區にては空地尙ほ夢野に多く、石井之に次ぎ、奥平野は全く市街と化し、林田區にては新湊川以西田圃連り未だ村落の狀態を脫せざりしも、海岸は稍〻工場

地化し、新湊川以東は概ね市街地となり了せり。

市街の膨脹は即ち家屋の新築多きを意味す。明治四十三年以後の統計を檢するに、住宅新築の數は遙に廢毀の數に勝り、年々の增加二千を下らず。而して大正六年には此差三千七百、七年には三千九百を超えたり。六區中增加の最も多きは葺合・林田の兩區にして、湊區之に次ぐ。市街膨脹の餘地なき神戸・湊東兩區には增加も著しからず、大正七年には却つて減少を示せり。湊西區の大正二年以前に增加多くして、其後減少せるは、これ亦膨脹の餘地漸く少きに至りしがためなるべし。

一市域内に於て住宅・商業・工業等の區別により自ら地帶を異にするに至るは都市の發展に屢〻見る所にして、兵庫の舊市街の如きも岡方・北濱・南濱の三方其專らとする職業各〻相同じからざるものありき。輓近の神戸市に於ても、葺合及び林田の兩區は鐵道以南に工場多く、以北には住宅多し。神戸區の鐵道以南は商業地にして其以北は住宅地なり。湊東區に在りては海岸方面は神戸停車場と川崎造船所とに占有せられ、概して工業地と稱すべく、其他は商業地なり。湊西區は住宅地たる山裏方面を除けば色彩分明ならず、舊兵庫市街に於て殊に然り

となす。湊區は住宅地帶と見做すべし。

工場の分布

神戸市工業概況に記す所により、新生田川以東・新生田川以西葺合區・神戸區・仲町部(湊區を含む)・川崎部(東川崎町、西出町、東出町、川崎町、北宮內町)・新川方面(南逆瀨川町、關屋町、今出在家町以東新川以西)・和田崎部(和田崎町、上庄通、今和田新田、和田宮通)・兵庫中部(湊町、永澤町、三川口町以南小川通、入江通迄)・運河沿岸(須佐通以西運河以東、御崎村吉田新田、尻池御藏通)・兵庫地方(大開通、羽坂通以北五番町以東)・尻池部(鐵道以南新湊川以東運河以西)・林田部(新湊川以西)の十二方面に就きて明治四十四年以來の工場の分布を觀るに、每に最多數を占むるは神戸區なり。大體に於て寧ろ商業地と見做すべき神戸區が多數の工場を有するは、畢竟小工場の同區に存するもの多く、中には工場と云はむよりも、寧ろ店舖を以て目すべきものあるが故なるべし。之に反し三菱造船所の如き大工場を有する和田崎部は、諸方面中最も工場數の少きものなり。されば工場の數のみを基として方面の特徴を論ずること難しと雖、而かも數年に亙る增加の狀況に鑑み、工業地として何れの方面が最も發達せるやを推想すること必ずしも不當なりとせず。左に表示するは明治四十四年乃至大正七年の各方面工場數增加の狀況なり。

	明治四十四年	大正七年	增加數	增加割合
新生田川以東	四七	一九〇	一四三	三・〇

新生田川以西葺合區	六四	二〇一	一三七	二・一
神戸區	九六	二四六	一五〇	一・六
仲町部	八一	二一九	一三八	一・七
川崎部	四三	一四二	九九	二・三
新川方面	一七	六〇	四三	二・五
和田崎部	四	一八	一四	三・五
兵庫中部	八〇	二三〇	一五〇	一・九
運河沿岸	四六	八〇	三四	〇・七
兵庫地方	六五	一二二	五七	〇・九
尻池部	二二	一三〇	一〇八	四・九
林田部	一三	四一	二八	二・二
合計	五七八	一、六七九	一、一〇一	一・九

卽ち同期間に於ける全市工場數の增加は一・九にして、十二方面中此率の之と同じきは兵庫中部、之より少きは仲町部・神戸區・兵庫地方・運河沿岸、之より多きは尻池部・和田崎部・新生田川以東・新川方面・川崎部・林田部・新生田川以西葺合區にして、

就中增加割合の最も大なるは、尻池部の四・九、和田崎部の三・五、新生田川以東の三・〇等なれども、此三方面にはもはや工場地たるべき空地を餘すこと少し。全市の平均數よりも增加率低き方面は、運河沿岸を除くの外は、皆孰れも本來工業地にあらず。林田部の增加割合二・二に過ぎざるは、地勢・交通其他種々の點に於て從來劣る所ありしが故なり。

郊外の發展

神戸の比類稀なる發展の順序を約說すれば、神戸・湊東の兩區先づ開けて葺合區の新生田川以西に及び、又湊西區に於て兵庫背後の地市街化し、次に北は湊區、東は新生田川以東の葺合區、西は林田區等住宅地或は工場地となり、開港後五十年の後には空閑の地の殘れるもの少く、人口の密度亦甚だ高く、其餘剩人口は自ら接續町村に流出し、こゝに所謂郊外の發展を促せり。然るに神戸の地勢南は海に面し北山を負ふを以て、南北の發展は自ら限られ、東の方西灘村、西の方須磨町に向はざるを得ず。

西灘村

東郊西灘村の人口は明治四十四年には現住四千二百五十七なりしに、大正七年には九千七百六十九、卽ち明治四十四年の二十二割九分强となれり。之と同期間内に於て武庫郡全體の現住人口が九万三千五百九十より十五万二千二百

九十三、即ち十六割三分弱の增加なるに比すれば、以て西灘村が武庫郡中神戸市に隣接せざる區村に比し人口增加率の著しく高きを知るべく、而かも其增加の主因の自然增加に存せざること言を俟たず。此人口增加に伴ひ耕地漸く減じて宅地となり、明治四十一年には田百十九町九反三畝、畑四十三町四反八畝、宅地三十八町九反五畝、即ち各地目總反別中田は三十三、畑は十二、宅地は十一の割合なりしに、大正三年には田百十三町七反、畑四十二町九反、宅地四十八町二反六畝となり、大正七年には田百町六反、畑四十一町、宅地六十六町四反、即ち田二十七、畑十一、宅地十八の割合となれり。即ち明治四十一年乃至大正七年の十ヶ年間に田は一割六分を、畑は四分を減じ、宅地は七割を增せるなり。

西郊須磨町の明治四十四年の現住人口は八千九百八にして、大正七年には二万三百七十六、即ち明治四十四年の二十二割九分弱を算す。其增加率の武庫郡平均に比して頗る高きこと西灘村と同じく、耕地の宅地に變せしもの亦從ひて多し。大正元年以前の同村に關する資料は火災のため燒失し、其後の統計も亦備はらざるを以て、精細には知り難きも、大正二年には田四百二町八反、畑六十町七反、宅地九十四町七反にして同七年には田三百九十町、畑六十町九反、宅地百二

十町六反となり、卽ち畑には殆んど增減なけれど、田は三分を減じ、宅地は二割七分を增せり。

東郊と西郊との比較

神戸市の東郊と西郊とを比するに、發展の大勢に於て西方は東方に及ばず。之を東西兩郊の交通機關に徵するも阪神二市を連絡する阪神電氣鐵道の明治三十八年に開通せるに對し、神戸明石間の兵庫電氣軌道は、明治四十三年三月纔に兵庫須磨間の開通を見しに過ぎず。これ市內に於て葺合區の發展は林田區に勝るが故のみならず、大阪市の影響も亦看過し難きものあり。

港灣

最後に述べざるべからざるは神戸の港灣なり。抑も神戸の港灣は大阪灣西北の一部にして、其海岸線は東胕濱郡市界より起こり、西野田村郡市界に至る約三里なり。此間に小野濱・舊湊川尻及び和田岬の三突出ありて、小野濱より舊湊川尻に至る間と、舊湊川尻より和田岬に至る間とは、共に略〻半圓形に灣入し、前者を神戸港、後者を兵庫港となす。兩港共に水深く、大小船舶の碇泊に便なり。而して神戸の五十年間に比類稀なる膨脹をなしゝ根本の原因は、實に此良好なる港灣の外國貿易港たるに適するによる。然れども開港の初め港灣としての設備完からず、入港の船舶は兵庫港の繫泊に便なるを擇び、帝國海軍も兵庫港を以

て其碇繋所となせしが、明治十六年二月始めて神戸港を以て兵庫港に代へたり。これ此頃に至り神戸港の諸般の設備漸く具備せるが爲めなり。而して神戸港の繁盛は一方に於て兵庫港の衰頽の因をなせしより、茲に兵庫港挽回の運動起こり、明治二十一年十二月十一日兵庫の有志北風正造・神田兵右衛門・柏木庄兵衛・川西清兵衛・有馬市太郎・魚澄惣左衛門・岡田元太郎・加藤治郎兵衛・上田榮次郎等相會し、兵庫港を神戸港と同じく開港せば商人の利便は勿論、兵庫の商業を進むること明かなればとて、船舶碇繋區域を擴張し、兵神兩港を一たらしめざるべからずとの意見を定め、商法會議所會頭村野山人に謀り、其贊同を得、二十二年一月十二日希望を縣知事内海忠勝に陳じ、又有志者鹿島秀麿と謀りて具申書を認め、同月二十八日縣を經由して之を政府に提出せしに、商法會議所亦同様の建議を採決し、會頭よりして之を縣知事に進達するあり。此運動は明治二十五年まで繼續せられ、其間或は精密なる兵庫港現狀調査書を提出して港域擴張の利あるを說き、或は兵庫區會の稅關敷地に必要なる地所及び家屋の寄附を議決するあり、或は米商組合の五百圓寄附の手續となり、明治二十五年遂に其目的を達し、勅令第七十七號を以て神戸港船舶碇繋所の區域を舊生田川口より正南に向ひ、和田

岬の尖角より北東に向ひ直線を畫し、其兩線交叉以内と定められ、同年十月一日より施行することゝなりたれば、港域大に擴張せられ、水深十八尺以上の面積百二十九万坪、十八尺以下二十五万坪、合計百五十四万坪を算するに至れり。然るに爾後の駸々たる發展によりこれすらも狹隘を感ずるに至りしかば、明治三十三年勅令第二百五十二號を以て更に港界を改定し、市の東端脇濱の東角より正南に引ける一線と、和田岬より北東に向ひて引ける一線との交叉線内とせり。即ち脇濱線は約一哩四分、和田岬線は二哩にして、不正三角形をなし、面積約三百万坪、其九割以上は干潮時水深十二尺以上にして、最深は三十六尺、港内海岸線の延長は大約四千七百八十二間となれり。

引用書目

兵庫縣統計書。神戸市統計書。兵庫縣達。兵庫縣令。兵庫縣告示。神戸市會成議錄。神戸開港三十年史。運輸日報社明治運輸史。神戸市工業概況。神戸港勢一斑。武庫郡西灘村役場書類。神戸市役所須磨出張所書類。神戸區へ編入願書類。兵庫港地方新道開鑿書類綴。葺合新道書類綴。神戸市西部北部耕地整理組合事業報告。明治五年兵庫神戸實測圖。明治十年兵庫神戸實測圖。明治二十四年神戸市全圖。大正七年神戸市全圖。

各説 下

第五章 市政機關の沿革

一 明治初年

維新と兵庫神戸の行政

慶應三年十二月兵庫開港の後幾もなく將軍慶喜大阪を去り江戸に歸りしかば、兵庫奉行柴田日向守は代官齋藤六藏以下を率ゐて倉皇兵庫を逃れ、神戸附近は遂に統治の機關を缺くに至れり。是に於て新政府は慶應四年(明治元年)正月十四日參與外國事務取調掛東久世通禧をして、其屬僚岩下佐次右衞門等と共に神戸に抵らしむ。よりて通禧は外國事務並びに一般行政の假事務所を兵庫島上町諸問屋會所に置き、十九日之を切戸町に移し、新政の施行を布告し村々取締並びに公事訴訟等すべて事務所に申出づべき旨を達示し、ついで兵庫神戸の名主庄屋・年寄等を召喚して、施政の秩序定まり官吏の任命決する迄、從來通り執務

すべきを命じ、開港地たる神戸方面の庄屋・年寄等には、別命を下して、外務掛に屬し、開港事務にも奔走せしめたり。

兵庫鎭臺の設置

明治元年正月十七日新政府の職制定まり、參與兼軍事參謀東久世通禧は外國事務總督を兼ね、參與岩下佐次右衛門は外國事務掛に任ぜられたれば、神戸は一時外國事務に關する最高官衙の所在地となり、通禧其長として、併せて神戸の一般行政事務をも管せしが、同月二十二日兵庫鎭臺設置せられ、通禧其總督となり、岩下參與は兵庫取締に任ぜられ、二十三日には寺島陶藏二十五日には伊藤俊介相踵いで共に參與兼外國事務掛に任ぜられて兵庫に來著せり。兵庫鎭臺の政務は民政方・司農方に分ち、御用掛を置き、秦鑑一郎擧げられて民政御用掛となりしが、外國掛は全く此鎭臺の外に立ちて外國事務を司り、運上所御用掛として北風莊右衛門を任じ、後畠山助右衛門をも加へたり。

兵庫裁判所の政務

明治元年二月二日兵庫鎭臺の改まりて兵庫裁判所となるや、東久世通禧は裁判所總督として、參與・外國事務總督をも兼ねしが、翌三日新政府の職制更改あり、通禧は外國事務總督を罷められて外國事務局權輔に任じ、參與兵庫裁判所總督たること故の如く、岩下・寺島・伊藤の三參與は皆外國事務局判事に任ぜられ、内務

は寺島判事、外務は伊藤判事專ら其衝に當り、通禧は其大綱を統べ、岩下判事之を輔佐せり。然るに三月十九日東久世通禧は横濱裁判所總督に任せられ、判事寺島陶藏と共に神戸を去り、兵庫裁判所の事務は四月二十九日を以て大阪裁判所總督醍醐忠順の兼攝する所となりたれば、岩下佐次右衛門は大阪府判事を以て兵庫裁判所の事務取扱を兼ね、同じく大阪府判事に任せられし伊藤俊介專ら神戸・兵庫の事務に當ることゝなりしが、閏四月二十一日官制又改まり、五月二十三

兵庫縣設置

日兵庫裁判所廢せられて兵庫縣置かれ、伊藤俊介兵庫縣知事に、東條慶次・中島作太郎判事に任せられ、切戸町の事務所を以て兵庫縣廳となし、六月坂本村今の神戸地方裁判所敷地に廳舍新築の工を起し、其竣工迄兵庫湊町の民家を以て假廳舍に充て、九月十八日工事成りて新廳舍に移轉せり。而して是より先き六月十

內外行政事務の統一

五日開港場を有する地方の長官は、皆外國事務を兼攝することゝ定まりたれば、從來神戸町會所即ち今の神戸小學校敷地内に在りし外國掛をも此新廳舍に移し縣の事務中、內國方即ち民政事務は東條判事之を擔任し、外國事務は中島判事之を管掌せしが、十一月内治人民に關するものを總稱して民政と云ひ、更に之を分ちて市政・郡政とし、外務と相竝びて三局を置き、郡政局事務は之を會計・捕亡・庶

獄・營繕・聽訟等に分ち判事喜田村慶次之を督し外務は之を反譯・聽訟・斷獄・地所・應接・東運上所・西運上所・借庫・荷物改・船改等に分ち中島判事之を統べ、市政局は事務を區分することなくして判事田中顯輔其衝に當り、秦鑑一郎・北風莊右衞門・波多野小太郎の三人之に屬し、庄屋名主以下村役人を支配し、人民願屆伺書等の取扱順序を定め、神戸附近の市政に關する事務すべて此局に於て取扱ふことゝなれり。

知事の交迭

明治二年四月知事伊藤俊介罷め、久我通城知事に任ぜられたれど神戸は特に樞要の地なればとて、伊藤俊介は暫く判事として開港場の要務を指導すべき命を受けしが、久我知事遂に赴任に至らずして罷め、五月中島錫胤知事に任ぜられしも亦赴任せずして更迭し、七月陸奥陽之介知事となりて著任するに及び、伊藤俊介始めて神戸を去りしも、陸奥縣知事亦幾もなくして罷め、同月の官制改革により稅所長藏兵庫縣權知事に任ぜられ其明治三年八月を以て罷むるや、閏十月兵庫縣大參事中山信彬之につぎて權知事となる。然るに四年七月廢藩置縣の令出でゝ兵庫縣新に置かれ、知事廢せられて縣令之に代はることゝなりしを以て、同年十一月中山權知事罷め、神田孝平新に縣令に任ぜられたり。

廢藩置縣前の縣知事の施設

廢藩置縣以前に於ける歷代の兵庫縣長官は、或は訴訟規則を定め、示談和解を奬勵し、庄屋・名主等に事務裁決の權を與へて煩累を省き、或は宗門人別改帳を錄上せしめて町村の狀況調査に資し、五人組の制を存置して互に不逞を戒め、或は村費の支出を嚴にして濫費を制し、苛斂誅求を禁じ、又神戸・二ッ茶屋・走水三村將來の發展を豫察し、三村を合して一方となし、兵庫の岡方・南濱・北濱の三方に準じて公務を取扱はしめ、神戸の總年寄を名主と改稱し、町毎に年寄一人を置き名主をして之を支配せしむること兵庫の如くならしめ、兵庫三方の三會所鼎立を廢し、總會所を設けて之を統一し、同時に名主の專ら商業を、年寄の專ら年貢及び町費を掌れる舊慣を廢し、名主をして一切の町務を統轄せしめ、年寄を其補佐となし、其他舊幕府制定の兵庫津條目に準ひて市郡心得條目を頒ち、數十項の注意事項を掲げ、村役人の取扱事務を定め、市兵隊を組織し、名主をして之が司令として以て兵庫保安の任に當らしめ、且つ船改役に命じて市中取締をも兼ねしめ、更に改めて捕亡方を置き警察の任に當らしめ、貿易に關しては船改役・荷物改役等を置き港內警備をも司らしめ、貿易業者より貿易五厘金を徵收して神戸の市街敷を補助し、土木事業の完備を圖り、他都市に先んじ沽券税法を實施して、從來の宿

弊を洗滌する等、行政上必要の施設をなし、以て市中及び附近の治安を保持し、人心の鎭靜を致せり。明治四年戸籍法の發布せらるゝや、同年六月兵庫・神戸は兵庫岡組・同北組・同南組・神戸上組・同中組及び下組、幷びに福原廓の六區に分たれ、各區に戸長・副戸長を置きしが、七月廢藩置縣の令あり、八月十四日此區劃廢せられ、廣狹を參酌し、且つ外國人雜居地及び兵庫市街接近の村落をも合せて新に十區を設け、街衢のみの區には戸長二名、若しくは戸長・副戸長各一名宛を置き、村落を以て成る區には戸長又は副戸長一名のみを置くことゝせり。

神戸附近諸領地の收公

兵庫鎭臺の管轄區域は明治元年正月政府の收公せる兵庫津及び神戸、幷びに附近に散在する幕府直轄地にして、鎭臺の裁判所と改まれる後も、其管轄區域に異動なかりしが五月兵庫縣廳の置かるゝや、區域擴張せられて、同月收公せられし櫻井遠江守所領生田宮村・坂本村、土井大炊頭所領宇治野村、幷びに旗下鈴木正左衞門の西尻池村内にありし采地をも包含することゝなり、九月には北野村内にありし旗下片桐鉦三郎采地亦收公せられて更に之に加はり、三年四月には旗下長谷川爲次郎采地たる野田村、旗下片桐鉦三郎采地たる奧平野村の一部、幷びに足利本久麿采地たる奧平野村の一部、夢野・御崎二ケ村、蒔田鐙太郎の采地池田

村等亦沒收せられて兵庫縣所管に入り、四年七月廢藩置縣の令出づるや、同年十一月迄に尼崎藩領中村及び古河藩領長田村・瀧寺村は兵庫縣に引繼がれ、神戸附近一帶の處分こゝに完了せり。今大正七年神戸市內に含まるゝ地域にして、明治元年より同四年迄に沒收せられしものを擧ぐれば左の如し。

幕府直轄地

兵庫津地方	高二四〇九石	同地子方	高一三三四石
走水村	同　三三三石	二ツ茶屋村	同　九三石
神戸村	同　五四三石	中宮村	同　三五石
花隈村	同　二九四石	北野村の內	同　二一四石
荒田村	同　三三九石	奥平野村の內	同　一九六石
石井村	同　一八九石	夢野村の內	同　二六石
鳥原村	同　一〇一石	東尻池村	同　七〇六石
西尻池村の內	同　二九六石	駒ヶ林村	同　六〇八石
筒井村	同　四二三石	脇濱村	同　六六五石
生田村	同　三八〇石	熊內村	同　七〇四石

尼ヶ崎領

中尾村　同　二二六石　小野新田　同　三〇石

櫻井遠江守所領(尼ヶ崎藩後の尼崎縣)

生田宮村　高　四三石　中村　高　二三七石

坂本村　同　二九一石

古河領

土井大炊頭所領(古河藩後の古河縣)

宇治野村　高　一七三石　瀧寺村　高　五五石

長田村　同　八五二石

旗下采地

足利木久麿(元畠山式部大輔)采地

奥平野村の內　高　二〇四石　夢野村の內　高　三〇一石

御崎村　同　九五石

旗下蒔田鐵太郎采地

池田村　高　三二〇石

同　片桐鎭三郎采地

北野村の內　高　二七石　奥平野村の內　高　二八石

同　長谷川爲次郎采地

野田村　高　三七二石

同　鈴木正左衞門采地

西尻池村の內　高　四八〇石

區畫の改正

明治四年十一月領地の處分全く終り、同月縣令神田孝平の就任を見しは、蓋し神戸の行政上新時期に入れるものにして、五年二月復た區の分合を行ひ、新に戸長職務章程を定め、左の如く戸長の配置を更めたり。

第一區　神戸西ノ町外六ヶ町　戸長一名

第二區　神戸城下町外四ヶ町　戸長二名

第三區　八部郡花隈村四ヶ村　戸長一名

第四區　同郡坂本村外五ヶ村　戸長一名

第五區　新福原町　戸長一名

第六區　兵庫相生町外一ヶ町　戸長一名　副戸長一名

第七區　兵庫湊町外十六ヶ町　戸長二名

第八區　兵庫北仲町外十一ヶ町　戸長一名

第九區　兵庫島上町外九ヶ町　戸長二名

第十區　兵庫出在家町外九ヶ町　戸長一名　副戸長一名

從來第十一區たりし八部郡長田・池田・東尻池・西尻池・今和田新田・吉田新田・御崎・駒ヶ林・野田の諸村、及び第十四區たりし菟原郡小野新田外六ヶ村にはいづれも變更を見ざりき。

村役人廢止と區長新置

然るに五年六月從來の村役人全く廢止せらるゝと共に、又區域の改正あり。蓋し明治四年戸長及び副戸長の新職の設けられし當初、名主は現職のまゝ戸長の管すべき戸籍事務を執り、年寄は副戸長の職務に當りしが、明治五年四月の太政官達により、同年六月神戸の名主・年寄等從來の村役人廢せられたれば、舊名主は戸長となり、年寄は副戸長となり、戸長は年番戸長と呼びて一ヶ年毎に交代することゝなり、之と同時に同年二月制定の區畫を改正し、舊第一・第二・第三の三區を合せて第一區と稱し、舊第四區を第二區とし、舊第五乃至第十の六區を合併して第三區とし、坂本・荒田・奧平野・石井・夢野・烏原六ヶ村を第四區となせしかば、神戸・兵庫の中の市街地は茲に判然第一・第三の二區に分たるゝことゝなり、此兩區に限りて區長一人宛を置き、戸長・副戸長は其下に附屬することゝなれり。當時の達示に「兵庫神戸兩港の儀は、內外人民輻湊追日相開け、土地盛大なるに隨て事務も亦多端なれば、公私の取締は勿論、人民保護產業永く安全ならし

むるの法を設けざるべからず、然るに兩港幷びに宇治野村外四ヶ村は、從來九區に分れ、毎區取扱方も區々の事不少、殊に神戸外宇治野・花隈・中宮・北野・生田宮五ヶ村は內外雜居に付、萬事一様ならずては自然不取締且不都合の儀も有之候間、今般從前の區分を廢し、更に二區に分ち、一區に一名の區長を置き、其區內を總轄せしむ」とあるはこれなり。而して兵庫津にて名主・年寄を選擧し來りし舊例に準じ、神戸・兵庫兩區長をば區內住民をして選出せしむることゝし、縣達を以て「家格を論せず人望才力有之用弁相成候者公撰入札すべし」と令し、尙ほ重ねて市在役人入札の節、舊弊を去らず、門地又は富ある者を入札するも、開化の今日此の如き弊風を存するは、政府の意に反するを以て、以後は必ず人材を推擧すべく、若し偏頗の處置ある者は嚴に咎め申付くべしと戒め、六月先づ區長を、踵いで戸長を選擧せしむ。當時の改正區畫左の如し。

五年六月の改正區畫

第一區　大手町　濱之町　札場町　松屋町　仲之町　西之町
城ヶ口町　城下町　東本町　市場町　西本町　八幡町
生田宮村　北野村　中宮村　花隈村　宇治野村

第二區　坂本村　荒田村　奧平野村　石井村　夢野村　鳥原村

第三區
湊町 佐比江新地 江川町 西大路町 木戸町 木場町
小物屋町 魚棚町 塩屋町 細辻子町 鳥屋町 鹿屋町
富屋町 西宮内町 三川口町 永澤町 算所村 北仲町
切戸町 新町 磯之町 小廣町 神明町 北逆瀬川町
南逆瀬川町 東柳原町 西柳原町 門口町 宮前町 鍛冶屋町
松屋町 匠町 島上町 東出町 西出町 川崎町
北宮内町 宮内町 船大工町 濱新町 魚屋町 新在家町
出在家町 今出在家町 和田崎町 今和田新田 相生町 東川崎町
福原町 多聞通 橘通 中町通 古湊通

二區役所設置

然るに此區畫改正後期月ならずして七月更に區の分合あり、第一區をば舊の如く三組に分かちしも、第三區をば改めて第二區とし、之に加ふるに舊第二區中の坂本・荒田・奥平野・石井・夢野・烏原の六ヶ村と、第十二區白川・車・口妙法寺・奥妙法寺四ヶ村とを以てし、從來の三組と併せて四組となせしが、十月又改正を行ひ、第二區中の四番組を廢して之を三番組に併せたれば、第一・第二の兩區共に三組宛となり、第十一區たりし八部郡長田村外八ヶ村は第三區となり、第四區たりし菟原

郡小野新田・生田・中尾・中・瀧寺・熊内・脇濱諸村(明治九年二月十五日此等の諸村を合して葺合村と改稱す)は第五區と改まれり。 明治七年四月八日組の區分を廢止し、神戸及び兵庫を各一區とし、兵庫縣攝津國第一區役所を神戸北長狹通四丁目に置きて、神戸の五十三ヶ町を管し、同第二區役所を兵庫小物屋町に置きて、兵庫の七十六ヶ町十ヶ村を管し、區長一名、副區長二名を新任し、戸長の管轄區域をば町の大小を參酌して之を改正したれば、從ひて正副戸長の改選を必要とするに至りしも、其當選迄は從來の正副戸長をして暫く事務を取扱はしむることゝせしが、九年二月副區長を增員して三名とし、五月正副戸長の配置を改め、戸長の兼務を停めて皆專任たらしめ、悉く町會所を廢せり。

町の分合改稱

爾後神戸・兵庫の發展に從ひ、道路開設、市街新設等の土木盛に興り、區内從來の町劃を整理し、町政の不便を除去するの必要生せしかば、五年八月花隈・中宮・北野生田宮・宇治野諸村改められて町となり、六年八月には兵庫の木戸・木場二町併合によりて戸場町と改稱せられ、佐比江新町は佐比江町となり、西大豁町は江川町に合併せられ、鹽屋町・細辻子町及び鳥屋町は合して西仲町となり、小廣町は神明町に合し、翌九月算所村は算所町となり、十一月には神戸山手新道の竣功により

山本通・上山手通・中山手通及び下山手通の新設となり、七年一月には西國街道卽ち今の元町通と海岸通の間に新に一條の大道開かれて榮町通と云へり。而して同年五月二十日神戸に於ては舊來の町名を廢し、佳名を選びて之に代へ、同時に町の分合をも行へること左の如し。

神戸の新舊町名

新町名	舊町名	新町名	舊町名	新町名	舊町名
元町通一丁目	大手町。	同　二丁目	濱ノ町・札場町・松屋町。	同　三丁目	松屋町・中ノ町・西ノ町。
同　四丁目	城下町・東本町。	同　五丁目	市場町・西本町・八幡町。	同　六丁目	八幡町・市場町。
榮町通一丁目	濱ノ町。	同　二丁目	札場町・濱ノ町。	同　三丁目	松屋町・中之町・西ノ町。
同　四丁目	城下町・東本町。	同　五丁目	西本町・八幡町。	同　六丁目	市場町・西本町・八幡町。
海岸通一丁目	濱ノ町。	同　二丁目	濱ノ町・札場町。	同　三丁目	松屋町・中ノ町・西ノ町。
同　四丁目	城下町・東本町。	同　五丁目	西本町。	同　六丁目	西本町。
北長狹通一丁目	北野町・生田宮町。	同　二丁目	大手町。	同　三丁目	濱ノ町・大手町。
同　四丁目	濱ノ町・札場町・松屋町	同　五丁目	松屋町・西ノ町・中ノ町・花隈町。	同　六丁目	城下町・東本町・市場町。
同　七丁目	市場町・八幡町。	下山手通一丁目	生田宮町・第一番組。	同　二丁目	神戸一番組。
同　三丁目	神戸一番組。	同　四丁目	神戸一番組・花隈町。	同　五丁目	花隈町。
同　六丁目	花隈町・宇治野町。	同　七丁目	宇治野町。	中山手通一丁目	生田宮町・北野町。

同	二丁目	生田宮町・北野町・神戸一番組。	同	三丁目	神戸一番組。
同	四丁目	神戸一番組・中宮町・花隈町。	同	五丁目	花隈町・中宮町。
同	六丁目	花隈町・宇治野町。	同	七丁目	宇治野町。
宇治野表通（一ヶ丁）		花隈町・神戸下組・宇治野町。	宇治野裏通（一ヶ丁）		宇治野町。

尙ほ北野町・神戸一番組・中宮町・花隈町の一部を上山手通として之を六ヶ丁に分ち、（上山手通は明治十一年山本通及び中山手通に分割編入し、其名稱亡べり。）北野・神戸一番組・中宮町の一部を山本通と名づけて同じく六ヶ丁とし、坂本村・宇治野町及び兵庫町と稱したる新開の市街、即ち今の湊東部の南半をば、新に命名して上橋通七ヶ丁、橋通六ヶ丁、多聞通八ヶ丁、仲町通六ヶ丁、古湊通四ヶ丁となせり。

町村會區會の開設

神戸・兵庫の議政機關が他に先んじて進歩を見しは、縣令神田孝平の遠識による。神田孝平夙に進歩主義を持し其著任以前既に人民進歩の程度に適へる會議を起して、地方行政を革新するの要あるを思ひしが、六年十一月二十六日に至り民會議事章程略を布達せり。此章程に據れば、町村會に於ては人口百未滿の場合に十名の議事役を選出せしめ、百人以上に在りては、百を增す每に議事役一名を加ふることゝし、總計二十名を最多となし、選擧人の資格をば十六歲以上の不動產所有者の戶主と定め、區會は區長之が議長となり、區內の町村會をして、其

町村內正副戶長中より二名宛を選擧せしめて之を區會の議事役とし、一年四回開會し、縣會は區長を以て議事役とし、縣令又は參事其議長として、一年二回之を開會することゝし、且つ此三會議の選擧人名簿、入札の方法等につきても各〻規定する所あり。而して順序として先づ町村會を開き、其體裁略〻成れる後、序を逐ひて區會・縣會をも開設することゝし、町村會假規則及び町村會議事心得を定め、町村費の豫算、戶長以下役場の人員及び其給料の決定、區會議事役の選擧、町村內の小學校・水利・道路及び橋梁等の工事等、皆町村會にて之を議決することゝせしが、孝平は更に町村會の開設を命ずるに臨みて諭達するに、抑も會議を開くは衆庶公同の利益を圖るに在りて、衆庶の迷惑を顧みず強て執行せしむる主旨にはあらざれば、會議を開くことを迷惑なりとなす町村は、當分開設せざるも苦しからず、一旦開設するものも、時宜によりては閉づるも可なるを以てし、其開否を町村の自由に任かせたり、而して七年五月に至りて區會議事略則をも頒ち、議事役を議員と稱し、町村會を開設せる一町村より二名宛とし、內一名は戶長とし、一名は町村會議員より互選せしめ、其任期を二年とし、臨時の會議を除き、毎年四度開會することゝせり。

かくて神戸にては町村會及び區會の相踵いで開かるゝありしが、當時恰も民選議院設立の聲全國に喧しく、政府之に促されて地方官會議を開くに決せしかば、七年五月神田縣令は管下に達示して、己れ諸民の代表となり、地方官會議に出席して存意を開陳せむとするも、諸民の見込と異なるものあらば最も遺憾なるべきを以て、先づ廣く存意を聽き、以て之に臨まむとすと云へり、以て神田縣令の民意を尊重せるを察すべし。　此地方官會議は翌八年六月に至りて開かれしが、民會の組織に關し、議員公選制をとるべきか、或は區戸長を以て議員となすべきかに就き種々の論あり、神田縣令は前年既に管下に試みし如き區戸長と公選議員との混同の民會を開くべしと主張せしも、會議は遂に區戸長を以て議員とする府縣會、及び區會を開くに決し、而もそれすら直に實施せらるゝに至らざりしを以て、神田縣令は歸任後直に其所見の實行に著手し、八年九月二十一日縣會議員選擧規則を發布し、不動産所有者を選擧人として、一區より正副二名の議員を選出し、其中正員一名をば區長と共に縣會に列せしめ、副員をば其豫備員となし、選擧終りて十二月八日縣會を開き町村公借金取締の件外四件を議せしが、九年一月神戸兵庫の區長を改選し、二月には地租改正に關し議員の希望を容れて臨

時に縣會を開けり。神田縣令が斯く他縣に率先して縣會を開きしのみならず、一區三名を限りて議事の傍聽を許せしに至りては、以て其達識群を抜けるを見るべし。九年九月森岡昌純は兵庫縣權令として神田孝平の後を承け、十二月其將に縣會を開かむとするや、先づ議事章程を改正し、新に區會及び町村會議事規則を定め、區會は區內、町村會は町村內の事を議し、汎く政府の大政に及ぶべからず、議事は其土地の主腦の事にして、議事公平なれば、寒僻の地も住居し易く、議事公平を缺くときは、繁華の地といへども住居し難ければ、宜しく公平の議論を悉くし、其土地をして安全の樂土たらしむべしとの懇諭を示達せり。然るに爾後神戸・兵庫は地租改正に關する事務に忙殺せられ、區町村會及び縣會の事績の見るべきもの多からず。

一　神戸區時代

神戸區役所の開廳

明治十一年七月發布の郡區町村編制法に據り、兵庫縣は十二年一月八日縣達甲第一號を以て從來の行政區畫を廢し、改めて兵庫縣管內を一區二十八郡に分ち、舊第一區神戸全部と、舊第二區中兵庫の市街、及び坂本村とを併せて新に神戸

區と稱し、神戸區役所を北長狹通四丁目に置きて之を管せしめ、舊第二區中、坂本村以外、即ち荒田・奥平野・石井・夢野・烏原等の諸村落をば、舊第三區と共に皆之を八部郡役所の管轄に移し、舊第五區の葺合村をば菟原郡役所の所管となせり。かくて同月九日には區長の職制章程を發布し、十日には舊區長事務引繼心得を定め、舊區長をして舊戸長・書役中若干名を選び、區役所に於て引繼事務に從はしめ、事務終了と共に之を解職することゝし、且つ新區役所の開廳迄は舊區長及び戸長をして、暫く舊に依りて公務を取扱はしめ、十五日新區長の心得を示し、十八日武井正平を神戸區長に任じて八部郡長を兼ねしめ、同日神戸區役所を開廳せり。區役所の事務は分ちて庶務・戸籍・租稅・出納の四掛とし、庶務掛は勸業・學事・社寺・衞生を、戸籍掛は戸籍及び兵事を、租稅掛は國稅及び地方稅の收納を、出納掛は常備金及び用度品出納、幷びに徵稅外の金穀の出納を掌りしが、十三年一月新に衞生掛を置きしかば、合計五掛となれり。

三戸長役場設置

明治十二年十二月三日兵庫縣達丙第五十六號を以て、神戸區内に三戸長役場を設け、區域内の行政及び戸籍事務を取扱はしむることゝし、北長狹通四丁目神戸區役所内に神戸戸長役場を、仲町通三丁目に仲町戸長役場を、小物屋町に

兵庫戸長役場を置き、各戸長役場に戸長一名を置き、役場吏員選擧規則を定めたり。翌十三年九月九日縣又戸長配置を改正し、市街地は千戸乃至三千戸を一區域として、新に戸長を置くことゝなせしが、神戸にては戸長役場の區域を變更する必要なかりしかど、此改正を機として名稱の改正あり、神戸を第一、仲町を第二、兵庫を第三戸長役場と稱せり。三戸長役場の管轄區域左の如し。

戸長役場管轄區域

第一戸長役場

海岸通六ヶ丁、榮町通六ヶ丁、元町通六ヶ丁、北長狹通七ヶ丁、下山手通七ヶ丁、中山手通七ヶ丁、山本通六ヶ丁、三ノ宮町再度筋、濱宇治野町、宇治野町、辨天町、本町（本町は十二年二月埋立成功して命名）三宮町、加納町。（加納町は明治六年命名し、十二年の頃人口漸く増加したるを以て、始めて三宮町と共に町として取扱ふ。）

第二戸長役場

多聞通七ヶ丁、仲町通六ヶ丁、古湊通四ヶ丁、上橋通三ヶ丁、橋通五ヶ丁、（上橋通及び橋通は各〻六ヶ丁に分れたれど、十二年には未だ住民少なかりけむ、上橋通は一丁目より三丁目迄を除き、橋通は一丁目を除きたり。）福原町、相生町、東川崎町、坂本村。

第三戸長役場

湊町、佐比江町、江川町、戸場町、小物屋町、北仲町、南仲町、魚棚町、磯之町、切戸町、神明町、北逆瀬川町、南逆瀬川町、鹿屋町、富屋町、算所町、宮前町、西宮内町、宮内町、北宮内町、門口町、三川口町、永澤町、東柳原町、西柳原町、東出町東組、同西組、同中組、西出町、川崎町、鍛冶屋町、松屋町、匠町、島上町、新町、濱新町、關屋町、新在家町、船大工町、出在家町、今出在家町、和田崎町、和田崎三丁目（和田崎一・二丁目を缺く。）

此時奥平野・石井・夢野・烏原四ヶ村は八部郡第一戸長役場に、長田・東尻池・西尻池・御崎・吉田新田・今和田新田六ヶ村は同郡第二戸長役場に、駒ヶ林・野田二ヶ村は同郡第三戸長役場に、池田村は須磨村と共に同郡第四戸長役場に、葺合村は菟原郡第一戸長役場に屬したり。　神戸區内の戸長役場には十六年四月又名稱の改正あり、第一戸長役場を神戸組戸長役場、第二を湊川東組、第三を湊川西組戸長役場と稱することゝなり、十九年六月又之を改めて各役場をば其所在地の町名と所管の町數を冠して名稱となすことゝなり、神戸北長狹通外五十ヶ町戸長役場兵庫湊川東上橋通四丁目外十ヶ町村戸長役場、兵庫湊川西小物屋町外四十三ヶ町戸長役場と稱することゝなりしが、此三戸長役場は二十年三月廢止となり、其事務は神戸區役所に引繼がれたり。

神戸區長武井正平は十三年其職を罷め、同年七月村野山人區長となり、明治十四年區役所は北長狹通四丁目より縣廳內に移り、十八年六月には渡邊弘區長に任ぜられ、二十年一月二十八日區役所は東川崎町一丁目（二十八年一月町の分合ありて廳舍所在地は相生町一丁目となれり。）の新築廳舍に移轉し、同年十一月渡邊區長罷むるや、鳴瀧幸恭其後を承けて區長となれり。　區役所吏員は開廳當初書記・雇・筆生等を合するも、其數二十名を超えず、戸長役場吏員を合して八十餘名にして、戸長役場廢止となり、其事務區役所に統一せらるゝに至りても、吏員の數尙ほ四十名に達せず、區の經濟も僅々二三萬圓を算するに過ぎず。　神戸區長の權限亦甚だ大ならずして、明治十二年の職制章程には、命を縣令に受け、法律命令を區內に執行し、一區の事務を總括し、法律命令又は規則に依りて委任せらるゝ條件、及び縣令より分任を受くる條件につき、便宜處分の後之を縣令に報告し、町村戸長を督監すとありて、處分後縣令に報告するを得る事項としては、徵稅、諸稅不納者處分、徵兵取調、身代限の財產處分、官有地の倒木枯木賣却、電線、道路、田畑幷びに水利に障害ある官有樹木の伐採、河岸地借地の檢査、職銃獵器願書及び小學校資金取扱の十件あり。　而して區民よりの願書中、此等十件に關係あるものには、其管轄區域の戸長先づ之に奧印を

捺して區長に差出すことゝし、此以外の事項に渉るものに在りては、戸長奥印のみにて、區長を經由せず直ちに縣廳に進達することゝせり。同年五月に至り處分後報告し得べき事項中に、町村會及び臨時會議の件等追加せられて總計三十項となり、爾後も毎年追加改正あり、十九年九月に至り國稅・地方稅・備荒貯金及區町村稅不納者處分の件等十五項亦追加委任せられしが、二十年六月に至り前年追加に係かる十五項以外の委任事項を削り、新に七十七項を規定して合計九十二項とし、同年七月一日より施行せり。以上の外區長學務章程なるものあり、十五年二月の制定に係かり、區長は之によりて縣令の指揮に從ひ、法令條規を遵守して部內の學務を幹理し、敎育の普及を圖るの任に當ることゝなれり。

戸長役場の事務

神戸區內の三戸長役場には、戸長の下に用掛・筆生・臨時雇・手傳人等を置き、區役所に準じて事務を五掛に分てり。戸長の職務は明治十二年一月の規定により縣令又は區長の命令する事項の外、地租幷びに其他諸稅を收めて之を上納し、太政官布告及び縣達を其管下町村に周知せしめ、且つ戸籍・徵兵下調・地券臺帳整理等十三項の施行を任とせしが十三年一月よりは、浦役人の事務をも兼ぬることとなり、町村會開設せらるゝに及びて、發案者及び其議長として之に干與するこ

者少くして、議員の選出に不利を感せし湊川東組は、これによりて利する所少からざりき。

神戸區會の成立

明治十二年兵庫縣會の成立するや、同年四月一日發布の縣達丙第十七號神戸區會規則によりて、神戸區會も亦成立せり。此區會は通常會と臨時會とに分かれ、通常會の會期を十日以內として、五月及び十一月に開き、時宜により招集開會する臨時會の會期をば一日と定め、區會の定めし議事細則により、區長は議案を提出し、議員定員は二十名にて、被選擧資格をば區を本籍として區內に居住し、若しくは區內に於て不動產を所有する滿二十歲以上の男子に限りしも、選擧資格をば被選擧資格よりも稍々擴張して、三年以上區に寄留し、區內に不動產を有する者にも之を賦與し、代人の投票を許し、議員の任期をば四年として、二年每に半數を改選し、議員をして議長及び副議長を互選せしめ、區會の議決事項としては、區限りの經費を以て支辨すべき事業の起廢及び伸縮、區限りの經費の豫算及び其賦課法、區の共有財產の增減及び其貸附、其他の增殖維持法、區內共同の名義を以てする土地・家屋・金穀等の借入、戸數割稅額徵收の爲めの各戸出金の乘率決定等の五項を定めしが、十三年二月第一項及び第二項の「區限りの經費」を「區內一般に

係かる經費」と改め、第五項を削除せり。以上の外議事規則中には、會議の論說法律規則を犯し、又は區會の權限を超ゆることありと認むる時は、區長は其會議を中止せしめ、縣の指揮を請ふべく、又此の如き場合、縣廳より直ちに閉會を命ずることあるべしとの規定もあり、尙ほ區會の決議は區長より知事に報告し、十日を經るも何等指令する所なければ、之を施行し得る定めなりき。而して十二年四月一日發布の縣達丙第十八號にて定まれる議員選擧區幷びに定員左の如し。

區會議員選擧區及び定員

神戸鐵道南部　議員五名

海岸通、榮町通、元町通、濱宇治野町、三宮町、辨天町。

神戸鐵道北部　議員五名

北長狹通、下山手通、中山手通、山本通、加納町、宇治野町。

兵庫湊川東部　議員五名

多聞通、仲町通、古湊通、橋通、相生町、福原町、東川崎町、坂本村。

兵庫岡組部　議員八名

湊町、佐比江町、江川町、戸場町、小物屋町、北仲町、南仲町、魚棚町、礒之町、切戸町、神明町、西仲町、鹿屋町、富屋町、算所町、永澤町、三川口町、門口町、西宮内町、北逆

瀨川町、南逆瀨川町、東柳原町、西柳原町。

兵庫北濱部　議員四名

東出町東組、同中組同西組、西出町、川崎町、北宮內町、宮內町、宮前町、鍛冶屋町、松屋町、匠町、島上町。

兵庫南濱部　議員二名

新町、濱新町、船大工町、鬮屋町、新在家町、出在家町、今出在家町、和田崎町、同町三丁目。

町村會規則

神戸區町村會の規則は明治十三年二月を以て定まり、其條項は區會の規則と大同小異にして、只議事の範圍を町村內の事に限り、議員は人口百未滿は十名とし、百人以上二千百人迄は三百人を增す每に一名を加へ、其以上三千百人迄は五百人を增す每に一名、六千人以上は一千人を增す每に一名を增加すること等を異りとす。而して其決議をば戸長より區長を經由して知事に報告し、十日を經るも何等指令する所なければ之を施行し得ること、區會の場合と同じかりき。

新區町村會法の發布

明治十七年五月太政官は布告第十四號を以て新に區町村會法を定め、區會をば專ら區費支辨の事件、及び經費支出と徵收方法とを議定する機關となし、區長

は區會を招集し、議案を發し、會議の議長となり、區會の決議を施行し、必要に應じて議事中止の權を行使し、縣令は區會の停會解散を命ずることを得ることゝなせしかば、兵庫縣は七月十四日縣達甲第六十號を以て兵庫縣區町村會規則を定め、神戸區會の議員を神戸組四名、湊川西組四名、同東組二名合計十名とし、町村會議員を百戸未滿は五名、百戸以上は百戸を增す每に一名を加へ、總員は十名を超ゆるを得ざることゝし、議員の任期をば區會及び町村會ともに六年とし、三年每に半數を改選すべく、每年五月通常會を開き、其會期を五日以內とし、臨時會の日限をば三日以內となせり。 而して之と同時に定まりし聯合區町村會規則に於ては、二町村會乃至四町村聯合の場合に於ける議員數を一町村三名宛とし、聯合町村數五個以上は其多きを加ふるに從ひ一町村の代表議員數を遞減して、三十ヶ町村の聯合にも三十名を超ゆるを得ざることゝし、尙ほ同年八月一日には縣達乙第百二十一號を以て、區町村會議定の費目を、收入科目に在りては地價割・反別割・營業割及び戸別割とし、支出科目に在りては戸長役場費・土木費・教育費・衞生費・救助費・災害豫防費・警備費及び勸業費と定めたり。 同年十二月通常會の開會は每年二月と改められ、翌十九年より之を實施せしが、神戸區會議員の定員は二

十年一月四日縣令第二號を以て增加せられ、神戸組八名、湊川東組四名、同西組八名合計二十名となりしを以て、同月增員選擧を行ひ、以て市制實施の時に及べり。

三　市制實施後

市制實施に伴ふ市會議員選擧區及び定員

明治二十一年四月十七日法律第一號を以て市制及び町村制の公布ありしかば、六月兵庫縣知事內海忠勝は市制實施に關する內務省訓令を神戸區長鳴瀧幸恭に內示し、併合すべき町村の編入方針を授け、同時に市制實施順序を內示し、翌二十二年二月二日內務省が告示第一號を以て市制實施地の一として神戸を指定するや、同月二十二日兵庫縣も亦縣令第二十五號により四月一日を以て神戸市制實施の期と定め、神戸區長鳴瀧幸恭をして市制實施準備の任に當たらしめたり。是に於て三月神戸市會議員選擧區を定めて、第一選擧區卽ち新に編入すべき葺合村の選出議員定員四名、第二選擧區卽ち神戸部の定員十一名、湊東部と新に編入すべき荒田村とを合する第三選擧區の定員四名、第四選擧區卽ち湊西部の定員十七名、議員總計三十六名となせり。

議政執行兩

かくて同年四月一日神戸區は菟原郡葺合村及び八部郡荒田村を併せて、新に

機關の成立

神戸市となり、四月二十四日選擧掛長及び選擧掛定まり、二十五日三級、二十六日一二級の選擧を行ひ、市會議員の選擧了るや、縣は告示第六十七號により、五月十日を以て第一回の神戸市會を區役所樓上に開き、議長及び同代理者の選擧をなさしめしに、議長には神田兵右衛門當選し、同代理者には中西市藏當選し、踵ぎて市長の選擧を行ふことゝなれり。是より先き市長候補者として著目せられしは、神田兵右衛門と鳴瀧幸恭の二人なりしが、神田兵右衛門既に議長に當選せるを以て、市長には鳴瀧幸恭第一候補者に當選して同月二十一日裁可ありて就任せり。五月二十七日第二回の市會を開き、小林市次を助役に、瀧本甚右衛門・小寺泰次郎・中西市藏・松原良太・有馬市太郎・池長通の六名を名譽職參事會員に選擧し、六月十三日市長年俸を千五百圓とする原案を可決し、吏員定員として書記二十七名、附屬員三十名、使丁二十七名を置くことゝし、六月十九日齋藤政矩を收入役に選擧し、十三日の市會にて可決せる條例第三號常設委員組織及權限によりて、常設委員の選擧をも行ひ、市制を基礎とする市條例及び市例規等亦市會の議決を經て實施せられ、市の議政・執行兩機關は茲に全く其構成を了し、二十二年度豫算も亦決定せしかば、六月二十一日東川崎町の神戸區役所は改稱せられて神戸

市役所の開廳と處務規程

市役所となり、同日開廳式を擧行し、六月以後九月迄に市長代理順序市會議員定員及び選擧區に關する條例、市稅賦課等の主要案件相踵ぎて定まれり。事務の處理は暫く舊神戸區役所處務規程に據り、庶務・衞生・戸籍・稅務・出納の五掛を置きて之を分掌せしめしも、九月新に處務規程并事務分掌規程を制定し、庶務・戸籍・收稅・出納の四掛となし、十月一日より實施せり。

常設委員會の組織

明治二十二年六月市會議員の互選を以て組織することゝなれる常設委員會には、勸業と土木との二あり、勸業委員は四名、土木委員は六名より成り、兩委員會共に市參事會の監督に屬し、其諮問に應ずるを任務とし、委員に當選せる市會議員は其議員としての任期中在職し、委員長は參事會員中より之を互選するの制にして、土木常設委員會は同年十月以降毎週火曜日を定日とし開會することゝせり。

葺合神戸湊西區會成立

市會に踵ぎて組織せられしは區會なり。明治二十二年十月兵庫縣知事は神戸市會に諮問するに、市に葺合・神戸・湊西の三區會を設置するの件を以てし、市會之に答申して支障なしといふや、神戸市區會條例を發布し、市は同月二十二日告示第二十七號を以て之を公示せしが、此に所謂區とは學區にして、市制に所謂勅

令を以て指定する區にはあらざれど、爾後便宜上之を行政上の區分として假用するに至れり。而して該區會條例に據れば、區會は共有財産に關する規定を設け、之が收支豫算を定め、其決算を承認し、保管人を定め、財産の賣買讓與に關することを議定するものにして、其議事には市會々議規則を適用することゝし、十一月區會議員の選擧あり。神戶及び湊西區は區內を分割して更に選擧區を設けたれど、葺合區は之を設けざりき。各區々會議員の定員及び選擧區左の如し。

區會議員選擧區幷定員

神戶區會　元神戶部　二十四名。

第一選擧區　鐵道以北諏訪筋以東。六名。

第二選擧區　鐵道以南諏訪筋以東。六名。

第三選擧區　鐵道以北諏訪筋以西。六名。

第四選擧區　鐵道以南諏訪筋以西。六名。

湊西區會　元兵庫湊川西部　二十名、

第一選擧區　元岡方。十名。

第二選擧區　元北濱。六名。

第三選擧區　元南濱。四名。

葺合區會　元葺合村。十名。

明治二十三年

明治二十三年一月十三日の市會に於て神田兵右衛門議長に、中西市藏同代理者に當選せること前年の如くにて、三月十七日通常市會を開き、四月十一日閉會せり。此市會は執行機關を擴張し、書記一名を增して二十八名、附屬員六名を增加して四十三名と定め、十二月二十二日庶務・兵事・收稅・土木の四掛を改めて課とし、翌年一月より實施することゝせり。

衛生委員設置

市會常設委員は從來勸業・土木の二つあるのみなりしに、此年七月十一日長崎地方虎列剌猖獗にして、早晚神戸に傳染せむも計り難しとし、常設衛生委員八名を置く、爰に於て三種の委員合計十八名となれり。

明治二十四年

明治二十四年一月十四日市會は議長に神田兵右衛門、同代理者に中西市藏を選擧し、四月二十四年度豫算を議了せしが、此豫算の議事中に調査委員選擧の新例を作れり。これ是より先き通常縣會にて衛生費の市郡負擔率を議するに當り、市部議員は郡部議員が其多數を恃み、市部の負擔を過重ならしめむとするを憤り、連袂議場を去り、議爲めに紛糾して、議案の市部に關係あるもの一も議了に至らずして、從來縣會の決議を基とし、市費賦課の標準を定むるを例とせる神戸

明治二十五年郡市經濟分離

市參事會は、爲めに大に困難を感ぜしを以て、市會亦之を等閑に附し難しとなし、遂に調査委員を選擧することゝなれるなり。

明治二十五年一月九日開會せる市會は小寺泰次郎を議長に、加藤治郎兵衛を同代理者に選擧せしが、縣會に於ける郡市經濟分離の決定せるは實に此年に在りとす。是より先き明治二十四年府縣制の發布あり。三府以外の各縣經濟は總べて郡市共通となりしが、神戸市參事會は市部縣會議員等と共に利害を調査せる結果として、若し郡市の經濟を共通にせば、爲めに神戸市の負擔を增加すること一ヶ年五萬圓に達すべきを知り得しを以て、市長之を市會に諮り、市會は委員十二名を擧げて更に調査を、申ね、曩に明治十四年郡區經濟分離運動に成功せる先例を逐ひ、陳情書を內務大臣に提出し、三名の委員を選び、市長と共に上京せしめ、三府と同じく市郡の經濟を分離せむことを請願奔走せしめたり。然るに直ちに希望を達する能はざりしかば、翌二十五年にも請願書を政府に提出すること再度に及びしに、目的の貫徹依然として容易ならず、市民中にも該運動を市會の事業となすは、市制上不當なりと難ずる者生じたり。然れども市會は此等の反對論を排し、却りて上京委員を增員して六名とし、更に大に努力する所あり。

其効空しからずして、同年六月郡市經濟分離を主とせる府縣制改正案衆議院及び貴族院を通過し、十二月改正府縣制の公布により該問題の落著を見しを以て、市は該運動に盡力せる者に謝辭を贈れり。

葺合區會議員選擧區設定と湊東區會開設

郡市經濟分離に次ぎて此年改正を見し重要事項は葺合區內に新選擧區を設定せることなりとす。葺合區にては曩に縣が明治二十二年神戸市區會條例を制定するや、選擧區の設定を見ざりしが、これ專ら市が當初同村共有財産の整理處分を以て極めて簡單なりと解し、選擧區の設定を不必要なりと答申せしに基くものなるが、之を實施するに臨みて、其整理の意外に複雜なること明白となり葺合村民は區會開會後、別に協議會を設けて學區所屬以外の財産を保管するに至れり。然るに區會との交渉往々にして圓滑を缺くに至りたるを以て、同協議會は二十四年十二月區會議員八名を增し、同時に三選擧區を設けむことを市に上申し、以て從來の協議會を解散し、其財産を區會に引繼がむとし、葺合區會亦之に賛同したれば、市も之を諒として禀請する所あり。よりて兵庫縣知事は二十五年一月神戸市會に諮問するに區會條例改正の件を以てし、同年四月神戸市區會條例を發布し、葺合區會議員八名を增して十八名とし、之を新設の三選擧區に

六名づゝ均分せり。踵ぎて同年九月知事又市會に湊東區會開設を諮問し、十一月從來の區會條例の外に地方學事通則により、新に神戸市湊東區會條例を發布して、元湊東部に荒田村を併せ、湊東區會を設け、議員を二十名とせり。

議員の市政に對する態度

市制施行の初年には、市會の流會せること、二十八回の開會中僅に一回のみなりしに反し、翌二十三年の通常市會には流會頻繁にして、已むを得ず定數を缺けるまゝ會議を開きしことありて、市政上支障少からざるのみならず、市民非難の聲高かりしかば、遂に定數を缺くも議事を開くを得べき條項を議事規則中に追加するに至れり。然るに二十四年の通常會にも、議員の出席不定にして、流會多く、二十五年に至りても開會度數三十回中、三分の二以上の出席者を得て開會せるは稀有なりしかば、同年十一月の市會は此狀態を遺憾とし、市制第四十一條を改正し、過半數の議員の出席あるにあらざれば、議決するを得ざることゝなさむと建議する者ありしも、可決を見ず、神戸市會議事規則を改正して、理由なくして缺席する者を處罰する條項を設けむとの建議をさへ見るに至りしかど、これも亦可決を見るに至らざりき。尙ほ是年四月助役小林市次退職せるを以て後任として石川武夫を選擧し、五月六日就任せり。

明治二十六年

明治二十六年一月六日開會の通常市會は、前年の議長及び代理者を再選して議事に入りしが、此市會が議決せる市制上重要なる改正は、常設委員制度の變更なり。

常設委員制度の變更

是より先き小寺泰次郎は常設委員の數多きに過ぎ、事務捗りて擧がらざるを理由とし、委員減少を提議せることありしが、是年四月八日再び改正案を提出して市會の可決する所となり、常設委員十八名は減せられて八名となり、衛生と土木とは合併せられて、毎週一回開會の一委員會を組織することゝなり、勸業委員會は毎月一回開會することゝなり、此改正は翌二十七年一月より實施せられたり。

新處務規程編制

市行政事務分掌制度の改正も亦明治二十六年に在り。逐年增加せる市の行政事務は、從來の處務規程を以てしては不便を感ずること少からざりしかば、二十六年三月知事の訓令により新に處務規程を編制して、庶務課をば庶務・勸業・學務・衛生の四掛に分かち、戶籍課を戶籍及び兵事の二掛に、土木課を工事・地理の二掛に、收稅課をば賦稅・徵收の二掛に分ちて詳細に事務の分掌を規定せしが、此改正處務規程は翌二十七年二月一日より實施となれり。

明治二十七

明治二十七年一月十五日市會は前年の議長及び同代理者を選擧し、二月十二

日には前年内務省に稟請、此年一月十二日認可ありたる改正常設委員條例により、委員の選擧を行ひ、土木衞生委員六名を從來の慣行に從ひ、市内の四區に配當し、葺合・湊東各一名、神戸・湊西各二名とせしが、二名の勸業委員をば市會議員中より適材を選擧することゝし、共に其選擧を了せり。

明治二十八年

明治二十八年の通常市會は一月十五日前年の議長小寺泰次郎、同代理者加藤治郎兵衞を重選せしが、此市會の決議せし市制上の改革は頗る多し。其第一は

豫算査定委員選擧の新例

豫算査定委員の設定にして、曩に明治二十三年郡市經濟共通の事問題となるや、市會は之に關聯して、市費賦課の標準を決定せんが爲め、豫算調査委員を設けしが、此委員は臨時のものにて、爾來久しく之を設くることなかりき。然るに二十八年の通常市會が、三月十九日次年度歳出入豫算の議事に入るや、市制實施後、市の議政執行兩機關はこゝに一期を終らむとし、市政の半面には漸く宿弊の生せるものあるを以て、此際刷新を行ひ、吏員を淘汰し、豫算の議事にも愼重ならざるべからずとの動議を提出する者あり。議員中之に反對を表する者ありしかど、提案者は其情弊を摘發して、以て其必要なる所以を明にすべしとて、遂に動議を成立せしめ、茲に豫算査定委員を選擧せり。これよりして以後重要問題には必

ず委員をして調査せしむるを例とするに至る。四月十日市會議員三名を增し、總計三十九名となりしにより、市告示第二十九號を以て、新に市會議員選擧區及定員條例を發布し、各區の配當を左の如く定め、同月半數改選と共に增員選擧を行へり。

市會議員增員

第一選擧區	葺合區	五　名	一級一名、二・三級各ゝ二名。
第二選擧區	神戸區	十二名	一・二・三級各ゝ四名。
第三選擧區	湊東區	六　名	一・二・三級各ゝ二名。
第四選擧區	湊西區	十六名	一・二級各ゝ五名、三級六名。

五月三日の市會に於ては、市會を代表する議長及び同代理者の名譽職參事會員又は常設委員を兼任するは、權力集中の弊あればとて、將來は孰れか一方を辭せしむる申合せをなし、議長に小寺泰次郎、同代理者に池長通を擧げ、常設委員を改選し、市長年俸を千八百圓に增額する建議を可決し、市會の再選せる市長候補者鳴瀧幸恭の就職は、五月二十一日裁可あり、同月二十七日名譽職市參事會員の改選及び補缺選擧行はる。市長年俸は是より先き明治二十二年に千五百圓に定まりしを、翌二十三年市會之を削減して千二百圓となすの議を可決せしかば、

鳴瀧市長重任

同年四月二十一日鳴瀧市長は此削減を以て市長不信任の意を寓するものなりとして、辭表を提出せり。然れども市會の此削減が市の財政と横濱其他二三都市との比較より來れるものにて、市長排斥の爲めならざること判明せしを以て、鳴瀧市長も辭意を飜し、減俸問題は茲に落著を見たり。然るに市會の此決議內務大臣の認可する所とならざりしを以て、鳴瀧市長は市の施設調査費として、金三百圓の寄附を出願せしに、市會は此種寄附を許容するは將來の惡例なりとて、遂に之を容るゝに至らず。而して今廿八年に至り增額して千八百圓となせるなり。

明治二十九年

市務の繁劇と處務規程の改正

明治二十九年一月十一日市會は議長に池長通、同代理者に横田孝史を擧げしが、此年水道敷設の議大に興り、市會は四月水道委員八名を置き、市會議員及び市公民より四人宛を選擧するの建議を可決し、之に伴ひて水道事務所職員幷同處務規程改正案を可決せしが、水道以外にも築港問題、湊川改修等、公私の大事業相踵いで起り、市務頓に繁劇を加へしを以て、市參事會開會定日一週一日なりしを改めて二日とし、戰後企業の勃興に伴ひ物價の騰貴を來し、他の都市に比し神戸に於て殊に著しきものありしを以て、市吏員特に下級者の生活窮迫を緩和せむ

が爲め、十月二十二日給料增額案を可決し、十二月處務規程中、收稅課を稅務課と改め、同時に分掌規程にも少しく改正を加へ、翌年一月より實施したり。而して區會條例の改正も亦實に此年に在りとす。

區會條例の改正と湊林田區會設定

明治二十八年二月曩に地方學事通則により開設せられし湊東區會は、區會條例を改正し、其共有財產に係かる件をも併せ議決するを得むことを要求し、市會亦之を可決して稟請する所ありしかば、縣は再び之を市會に諮れる後、新に神戸市區會條例を制定して之を發布したれど、該新條例は從來の定員及び選擧區には變更を加へずして、唯葺合・神戸・湊西三區會と湊東區會の議決すべき事項中に、小學校設立維持に關する件を追加し、以て學區關係の財產と、其以外の財產をも併せて議決し得ることゝなせるのみなりしが、二十九年十二月又區會條例を改正し、既設の四區會には變更を加へざりしも、此年四月市に編入せる湊村（明治二十二年二月二十二日縣令第二十四號に據り、奥平野・石井・夢野・烏原四ヶ村と荒田村飛地とを併せて湊村と命名す。）に新に湊區會を開き、議員定員を十二名とし同時に編入せる林田村（湊村の命名と同時に、東尻池・西尻池・長田・駒ケ林・野田・御崎・今和田新田・吉田新田を併せて林田村と命名す。）及び須磨村の内の池田村（湊村及び林田村命名と同時に池田村外九ヶ村を須磨村と稱す。）に林田區會を設け、議員定員を十八名となし、湊區內には選擧區を設けざるも、林田區內には三選擧區を設け、第

一選擧區長田・池田二ヶ村は五名、第二選擧區駒ヶ林・野田二ヶ村は十名、第三選擧區東尻池・西尻池・御崎・今和田新田・吉田新田五ヶ村は三名とせり。區會條例は爾後十年間改正を見ることなかりき。

明治三十年府縣制實施と豫算

明治三十年一月七日市會は前年の議長及び同代理者を再選して議事に入りしが、前年十月兵庫縣にて新府縣制の實施ありて、從來地方税の一たりし營業税は國税となり、縣市部會の議決によりて賦課し來りし地方税附加税は悉く特別市税に移り、市會に於て其科目と課率とを定むることゝなりたれば、三十年度豫算を上議するや、市會は例年に比し頗る緊張せり。此年月俸十二圓以上の吏員を書記とし、以下を雇員として任用し來れる制を改め、雇員の最高級を十五圓とし、書記缺員の場合、隨時雇員中より拔擢し得ることゝし、且つ吏員定員中雇員三名を增して、書記四十二名、雇員五十名となせり。これ市一ヶ年の取扱文書二十五万件に達し、前年より多きこと三万件、事務著しく繁多となれるによる。

市會議員選擧區及び配當改正

明治二十九年に於ける湊・林田・池田三村の市區編入は、三十年に入りて市の議政機關に變更を加ふるの必要を生じたれば、三十年三月六日市は告示第十號を以て神戸市條例第八號を發布し、議員定員をば舊に依らしめしも、選擧區及び配

當數を改め、第一選擧區巷合をば一・三級各一名、二級を二名、合計四名、第二選擧區神戸を一・二級各、三名、三級四名、合計十名、新に湊村をも加へたる第三選擧區湊東をば一・二級各、二名、三級三名、合計七名、林田・池田の兩村を編入せる第四選擧區湊西をば各級各、六名、合計十八名となし、三十一年の改選期よりして實施することゝせり。

常設委員規程新定

常設委員の數も亦二十九年の隣接町村の編入と共に其定員を增加し、勸業三名、土木衞生八名、合計十一名となせしが、三十年一月常設委員に關する事項内務省の許可を經るを要せざることゝなりしを以て、四月六日知事の認可を經て新に常設委員規程を設け、兩常設委員會の事務に改正を加へたり。

市制實施後の縣會

兵庫縣會に於ては是より先き二十二年四月神戸市制の實施と共に、從來の區部會を市部會と改め、選擧區を改正し、同年十二月議員三名を增して市部會定員を十五名とし、二十三年三月第一回の市部會を開きたり。然るに明治二十九年十月新府縣制兵庫縣に實施せられ、從來市部會に於て決定せる市部地方税附加税をば特別市税に移し、市會之を議決することゝなりたれば、神戸市選出縣會議員は茲に至りて五名に減少し、選擧區も消滅に歸せしが、十一月五名を增員し、同月市部參事會の組織を見、三十二年七月改正府

縣制の實施に伴ひて、神戸市選出議員は十二名と定まれり、其後三十四年に至り市部參事會の權限定まり、四十三年には同參事會委任條件の改正あり、以て大正七年に及べり。

明治三十一年

明治三十一年一月六日市會は議長に横田孝史、同代理者に加藤治郎兵衞を選擧せしが、五月兩人共に失格せしを以て、池長通を議長に、渡邊尙を同代理者に選擧し、九月渡邊尙の辭任により、本多義知を選擧して議長代理者となせり。此年の市會の決議中主要なるは、二月市吏員賄料支給規則中一部を改正し、二十四年制定の衞生組合及町村衞生委員設置方法を廢して、衞生組合假方法を可決し、三月官有地宇治野山の無代拂下を稟請して之を公園とするの建議を可決し、二十二年七月制定の吏員賞與并手當金支給規則中一部を改正し、助役の定員を増加して二名となせること等なり。

助役增員

助役定員の増加は、日清戰後市務俄に繁劇を加へしが爲め、二十九年よりして既に市會の問題となり、同年八月市條例を改正して一名の増員を行ふべしとの議市會の議に上りしも、可決を見るに至らざりしが、此年五月増員の議遂に市會を通過せり。而して助役石川武夫の任期五月五日を以て滿了せしが、再び當選し六日就任せしが、助役増員の議市會の可決する

所となり、五月七日助役增員條例の認可せらるゝや、市會は十月三日次席助役として漆畑春吉を選擧せり。

明治三十二年處務規程改正幷に改正條約實施に伴ふ市務

明治三十二年一月十四日開會の市會は渡邊尙を議長に、上田榮治郎を同代理者に選擧し、遂年增加せる市事務の處理は、從來の四課制を以てしては不便少からざりしかば、三月二十二日處務規程を改正して、市行政事務を三部に大別し、第一部に庶務・土木の二課を、第二部に戶籍・稅務の二課を、第三部に文書・議事・出納及び外事の四掛を置き、庶務をば更に庶務・勸業・學務・衞生の四掛に分ち、戶籍課をして兵事をも司らしめ、稅務課をば賦稅・徵收・雜務の三掛に分ち、部每に部長を置き、助役をして之を兼ねて課長・掛長を統括せしむることゝせしが、此時新に置ける外事掛は、改正條約の實施準備の爲めにして、書記二名を配して事務を取扱はしめたり。吏員の定員從ひて增加し、書記六十四名、附屬員五十五名となれり。改正條約實施準備に關しては、是より先き市會既に準備委員を置き、兵庫縣廳及び外國人代表者と熟議を重ねつゝありしが、七月十七日よりして新條約愈〻實施を見るに至りたれば、兵庫縣は直ちに居留地事務及び財產を外國人代表より引繼ぎ、更に之を市に移管し其結果として市の管理に移れる消防、遊園地幷びに外國

入墓地等につき、各必要の規則を制定せり。

明治三十三年
水道部及び水道委員設定

明治三十三年一月八日の市會は前年の議長及び同代理者を重選せしが、前年既に假給水を開始せるを以て、三月二十七日新に水道部を設け、部長・工師長以下の職員を置き、水道の維持と給水事務を掌らしめ、市會議員五名、市公民三名より成る水道委員八名を置き、市參事會員中より委員長を擧げ、水道臨時工事部を置き以て殘務整理の任に當らしめ、水道事務に干與すべき水道工事職制をも定め、四月一日より實施し、

庶務規程改正

五月五日市役所處務規程を改正し、從來庶務課の分掌せる衞生・學務を獨立せしめて新に二課とし、附屬員なる名稱を廢して總べて書記と稱することゝし、吏員の定員をば技手を合して百三十四名と定め、十月市長年俸二千五百圓、上席助役千四百圓、次席助役千三百圓とするの案を可決せり。

明治三十四年

明治三十四年一月八日開會の市會に於て、議長及び同代理者の重選せられしこと前年の如し。三月市吏員定員を書記百三十三名、技手十一名となし、

市會議員增員

嚢に人口增加により市會條例を改正し、市會議員三名を增して四十二名となすの件は、三月認可を得しを以て、同月十二日市條例第十五號を以て之を公示し、議員數を

配分して、第一選擧區卽ち葺合區に一・三級各〻一名、二級二名、合計四名、第二選擧區卽ち神戸區に一・二級各〻四名、三級五名合計十三名、第三選擧區卽ち湊東區・湊區に一・二・三級各〻三名合計九名、第四選擧區卽ち湊西區・林田區に一・二級各〻五名、三級六名、合計十六名となし、四月市會議員半數改選と同時に増員選擧を行ひ、二十六日市會は議長に渡邊尙を重選し同代理者には新に鎌田覺藏を擧げしが、此選擧に際し始めて二名の立會員を置けり。此議長選擧の當日四十二名の議員中、缺席者僅に一名なりしは、市會稀有のことなりしが、議長選擧に踵ぎて行ふべき常設委員・水道委員及び築港準備委員選擧をば、新任者の多き故を以て、議員互に相知るに至るまで暫く之を延期すべしとの動議あり、其成立を見ざるや、延期派議員十九名は一齊に退場せり。然るに自治の機關一日も闕くべからずと爲す者多く、遂に殘留者のみにて委員の選擧を行ひしも、四月二十九日議長代理者を始めとして、新に選擧せられし常設委員の多數辭表を提出せしを以て、市會之を承認し更に議長代理者として專崎彌五平を擧げ、常設委員等の改選をも行へり。議場の空氣斯くして不穩となりしかば、追加豫算案の上議せらるゝや、質問續出し其原案は辛うじて通過するを得たりき。

不穩なる市會

坪野市長就任

鴨瀧市長の任期此年五月二十日を以て滿了すべかりしかば、これに先ち同月十五日市長候補者の選擧を行ひしに、坪野平太郎第一候補者に當選し、二十七日裁可を經て就任せしが、市會は六月一日市長年俸を前年と同じく二千五百圓となせる原案を修正して二千圓となし、其他にも市の財政に緊縮の餘地ありとて、曩に設けし新税源調査委員の外に、七月二十二日新に經費節約調査委員を設け、該委員五名を選擧せり。

吏員淘汰問題

而して市長が新任後幾もなくして水道部長及び二三課長を始めとし多數吏員を淘汰するや、九月十七日の市會にては其罷免の理由を糺し、爲めに起れる事務曠廢の責任を問ひ、十二項を列擧して、此の如きはこれ參事會が市長の專斷に一任せる結果なりとて、大に理事者を詰責せる者あり、同日收入役選擧の件を提案しながら俄に之を撤回せること、亦理事者の心事を疑はしむる因となり、收入役年俸八百圓の原案修正せられて五百圓となり、從來市費決算調査委員に併せ附託するを例となせる前年度水道費決算諸報告に就きても、大に調査の要ありとて、別に調査委員を置き、市會の形勢甚だ穩かならず。同月二十日吏員淘汰に關し名譽職參事會員の辨明あり、市長亦之を補ひて述ぶる所ありしも、而も市會の承認する所とならず。然れども一方には市長の處斷

を以て積弊の一洗、市政の刷新なりとなす者なきにあらざりしかば、市長の責任につきては何等の決議を見るに至らずして止めり。十一月五日處務規程の改正あり、從來の三部制廢せられ、新に庶務・學務・衞生・土木・會計の五課置かれ、戸籍・兵事幷びに外事の事務は悉く庶務課に移り、租税の徵收出納等は會計課の分掌となりしが、特別會計に屬する水道部には改正を見ざりき。

處務規程改正

明治三十五年

明治三十五年一月十七日市會は議長及び同代理者選擧の爲めに開會せしに、四十二名の議員中、參集せる者四十一名に達しながら、議場に入れる者其半數に過ぎず、因りて該選擧を延期すべしと主張する者ありしも、遂に選擧を行ひ、岡田元太郎を議長に、高德藤五郎を同代理者にあげたり。然るに三月四日市長以下の增俸案が從來の如く協議會の決定を經ることなくして提出せらるゝや、これ慣例を無視せるものにして、收入役の增俸に至りては、これ前年市長が收入役の選擧に際し斷じて增俸せずと言明せるに矛盾すとて、之に反對する者多く、二十六日市長及び收入役俸給共に增加せざるに決定し、吏員定數百二十五名を百十一名に、技手十二名を九名に減じ、巡視三名を廢止せり。

明治三十六

明治三十六年一月九日市會は前年の議長及び同代理者を再選し、三月十七日

年

同年度豫算案中市長の年俸を二千八百圓、收入役の年俸を八百圓に增加する件は原案を可決し、市吏員定數を改正し、書記を百二十五名、技手を十二名とし、前年に比し十七名を增すの件につきては、市長が斷行せる淘汰の情弊打破に出でしを諒とすれど、爲に事務の曠廢せるは喜ぶべきにあらざるを以て、將來吏員の採用に方りては、十分の考慮を回ぐらすべしとの希望條件を附し、以て原案を可決せり。

常設委員廢止と處務規程改正

八月二十六日市制實施の初より設置せられし土木・勸業及び衞生常設委員、幷びに三十三年三月設置の水道委員を存續せしむるは、却りて事務の敏活を缺くものなりとて、之を廢止すべしとの建議あり、直ちに可決せらる。　九月又處務規程の改正あり、從來の五課を改めて、庶務・教育・衞生・土木・戸籍・財務・調度及び出納の八課とし、別に內局を置き、市參事會事務、外事及び吏員の進退を掌らしむることゝし、元庶務課に屬せる戸籍及び兵事々務をば戸籍課に移し、元會計課所屬の事務を財務・調度・出納の三課に分屬せしめし外、三十三年三月設置の水道部をば、水道完成の故を以て之を廢止し、其事務を土木・衞生兩課に分掌せしめ、衞生課に衞生・給水の二掛を置く等、主管事務の移動少なからず。

明治三十七

明治三十七年一月七日市會は議長に藤原吉三郎、同代理者に中村謙藏を選擧

年

し、三月十二日書記の次に新に事務員を置き、市吏員定數を增加して、書記以下百七十五名とし、明治二十六年四月現金取扱の爲め設定せる爲替方設置規程をば、其必要なしとて之を廢止し、四月二十九日議長代理者退任の補闕として吉尾利八を擧げしが、此日坪野市長突如辭表を提出す。

坪野市長辭表提出と留任

これ避病院敷地選定に關し、市會議員中理事者を責むる甚だ急なる者ありしが爲めにして、市會は委員を擧げ留任を勸告せしめ、市長は五月八日此勸告を容れて留任に決せしも、六月二日には市參事會員も亦相踵ぎて職を辭せしを以て、同月二十五日補闕選擧を行へり。而して上席助役石川武夫は此年五月、次席助役漆畑春吉は十月を以て、共に任期滿了となりしかば、十月十一日岡田泰藏及び小手川信次其後任として選擧せらる。

避病院敷地買收問題

曩に市長辭表提出の原因となりし東山病院敷地買收の件は、調査委員に附託せられ、十一月二十五日調査委員長よりして、原案可決の報告ありしも議員中には、市參事會が原案提出に先ち三万圓の假支出をなし以て事實上の買收を了せるは、假令其眞意市の利益を圖るに出でしとするも、不法行爲たること明白にして、若し之を是認せむか、將來弊害百出すべしとて、該案否決を唱ふる者あり、然るに一方には理事者が價格の暴騰を防がむとせる苦衷を諒とし、參事會員既に

其不法行爲を認め謝罪の意を表する上は、須らく之に時日を假し、以て自ら處決するを得しむべしと爲す者もありしかば、遂に原案の可否を決するに至らずして年を終へたり。

明治三十八年

明治三十八年一月十一日市會は議長に太田保太郎、同代理者に若林金七を擧げしが、二月二日東山病院敷地買收の顛末市會に報告せらる。此報告は明治三十六年避病院敷地を夢野村に選定せるも、公然之を購入せば、種々の支障を生ずる惧れありしを以て、暫く參事會員の名を以て購入を了し、三十八年一月所有權移轉を登記して市有と爲せし經過を明にせしものにて、市理事者は此報告によりて市會の事後承認を得むとせるなり。然れども市會は報告書中不備の點多きを理由として、其撤回を要求せしのみならず、同月十三日收入役が其獨立の權能を顧みずして參事會に盲從し、不當支出を敢てせるを難詰し、之を要するに此件に關し理事者が採れる處置は失當にして、市會を無視せるものなりとの理由を以て、該報告を承認せざるに決定す。是に於て坪野市長及び收入役は責を負ひて辭表を呈出し三月十七日市會之を承認し、上席助役岡田泰藏市長代理事務を、次席助役小手川信次收入役事務を代決せしが、三月二十九日内務大臣より市

避病院敷地買收顛末

坪野市長辭職

長候補者を推薦すべき命令あり、六月十五日市會は第一候補者を選擧せしも、武田千代三郎・西村眞太郎の得票同數となり、決する所なし。因りて八月三日に至り市長の選擧は滿場一致を以て推薦するにあらざれば、自治行政爲めに圓滿を缺くの惧れありとて、新に市長候補者推薦委員八名を擧げ、委員の詮衡により、九月八日の市會にて滿場一致を以て、市長第一候補者として水上浩躬を選擧し、九月二十七日裁可あり。前市長辭職後約七ヶ月にして後任始めて定まる。而して新市長俸給四千圓、舍宅料五百圓給與の建議亦可決せられたり。

市長水上浩躬就任

収入役の補闕としては、十二月十八日柴田龜太郎選擧せられしかば、之をして出納課長を兼ねしめたり。此年日露戰役の影響として市務激増し、取扱文書四十五万件に達し、防疫事務幷びに新に市營となれる船舶給水事業は、いづれも繁忙を加ふる因となりしかば、四月市長委任事項の範圍を擴張し、五月廳内に於て印刷を開始して、以て事務の進捗を圖り、書記以下百九十七名の定員にては不足を感ぜしを以て、臨時事務員二十名を增備せしも、市長・市參事會員等の缺員久しきに亙りしが爲め、市政の澁滯少からざりき。

市務の激増

明治三十九年一月十三日市會は議長に坪田十郎、同代理者に土本莊兵衛を擧

明治三十九

年

げ、五月二日處務規程を改正し、從來の財務・調度・出納の三課を廢し、其事務を新に置ける税務・會計の二課に分掌せしめ、會計課を更に會計・調度の二係に分かち、新に給水課を設け、衞生課中給水掛を廢して其給水に關する事務を管掌せしめ、尙ほ庶務課を庶務・勸業の二係に、衞生課を衞生・恤救の二係に、戶籍課を戶籍・兵事の二係に分かち、從來の內局及び敎育・土木兩課を合せて一局八課八係となし、各課分掌事項を定め、六月二十五日神戶市吏員任用規程及び市吏員給料額規程を可決し、七月五日市吏員登用試驗規程を制定し、九月第一回の試驗を行へり。十月二十四日市吏員給料支給規程に改正を加へ、助役岡田泰藏の辭職を承認し、十一月十日其補闕として市會議員鹿島房次郎を選擧し、年俸を千六百圓とするの議を可決せしに、十五日其就任認可あり。

處務規程改正

明治四十年

明治四十年一月十四日市會は前年の議長及び同代理者を再選せしが、四月市會議員の半數改選ありしを以て、同月二十九日新に選擧を行ひしに、議長に坪田十郞、同代理者に小林畳三郞當選せり。四月市吏員定數を三百三十六名とせしが、市務は益〻多端にして、一ヶ年の取扱文書五十二万件に達せし程なれば、此增員も以て急に應ずるに足らず。是に於て十一月十九日市書記・技手及び巡視の任

吏員任用規

程改正

用規程を改正し、已むを得ざる場合に限り、試驗委員の詮衡を經て特に任用し得ることゝし、吏員給料額規程にも改正を加へしが、同年末の市吏員は、臨時事務員を合せて總數四百名を超えたり。　公告式に關する條例定まり、公式新聞として神戸又新日報・神戸新聞の指定せられしは此年九月にして、該條例は翌年三月一部の改正を見たり。

市徽章制定

前年市徽章を制定せむが爲め、賞を懸けて募りし圖案中には適當なる圖案を得ざりしを以て、審査委員は市徽章の選定を市長に委任せり。こゝに於て市長は兵庫港のもと扇港と稱し、且つ兵庫・神戸兩港の恰かも雙扇の形狀なるとにより「カウベ」の「カ」字を以てせる圖案を採用し、之を市會に報告せしが、此報告は此年五月二十四日市會の承認を經、市徽章こゝに定まる。

明治四十一年處務規程改正

明治四十一年一月十三日市會は横田孝史を議長に、丹波助次郎を同代理者に選擧し、三月三十一日處務規程を改正し、庶務・敎育・衛生・土木・水道・稅務・戸籍の七課、秘書・出納・兵事の三係とし、内局を廢して秘書係と改め、市長に直屬せしめ、從來内局所管の一部たりし文書・統計と、會計課の所管たりし調度事務を庶務課の分掌とし、新に水道課を設け、從來の給水課の事務全部と、土木課中水道に關する事務とを掌らしめ、會計課を廢して出納課を設け、收入役に屬せしめ、稅金徵收をば之

を税務課に移し、兵事係を戸籍課に屬せしめたる等は其主要なるものなりしが、此の改正處務規程は四月一日より實施せられたり。　四月二十四日市吏員任用規程及び特別任用規程中一部を改正して、新に檢税員幷びに徵税員を置き、同日特別市税條例を改正して新に戸別税を加へ、雜種税にも六種の新税を起し、七月九日には市及び區有建物に對する火災保險基金規程を制定して直ちに之を實施し、八月十一日市會議事細則改正案を可決す。　該細則は市制實施の當初制定せしものにて、爾來二十年を經、改正を要する點多きに至りしかば、四月以來委員を舉げて之を調査せしめ、遂に之を決定せるなり。　此年日露戰爭の影響たる經濟界の恐慌ありて、市の歳入豫期の如くならざるに、歳出は却りて益々膨脹し、義務教育の延長に伴ふ區費の増加は、延きて學區廢止論となりしかば、市は屢々財源の調査を行ひ、市税を改正し、家屋税の調査に著手し、市勢調査を行ひ、事務從ひて繁多となりしを以て、年末の吏員總數四百十五名となり、前年に比し七十九名を増加せり。

議事細則改正

明治四十二年水上市長辭職

明治四十二年一月十四日市會は議長に坪田十郎を再選し、柏木庄兵衛を同代理者に選舉せしが、六月二十五日市長水上浩躬病を以て辭表を提出せり。　因り

て市會は七月二十三日之を承認し、其築港の事に盡瘁せる勞に酬いんが爲め、一万五千圓贈與の件を可決せり。水上市長の辭表提出により、七月二日助役鹿島房次郎市長代理となり、八月十二日市會は課長委任事項を改正し、十二月七日嚢に委員附託となれる水道擴張工事施工の件を可決す。

明治四十三年

明治四十三年一月十三日市會は初めて新築廳舍內の市會議場に開會し、議長に坪田十郎を、同代理者に松井仁介を選擧せり、市會は市制實施の初め市廳內の議場にて開會し、後に廳舍狹隘を感ずるに及び、時に或は神戸倶樂部を以て議場に充てしことあるも、多くは神戸商業會議所にて開會するを例とせしが、前年十二月橋通二丁目の新廳舍成れるを以て、茲に始めて廳內の新議場を利用するを得るに至れるなり。

市長辭職の善後と鹿島市長の就任

水上市長辭職の善後につきては、前年八月二日內務大臣の旣に市長候補者推薦を命令するあり、翌日緊急市會を開きて之を議せしに、議員中には、市長候補者を市外より求むるは、自治體の本義にあらずとて、之を排する者ありしかど、市內に之を求むることの往々にして情實に流れ易きのみならず、特に將來施設すべき幾多大事業を有する神戸市にとりては、官邊に緣故ある者を市長とすること、便宜少からずと爲す者多かりしを以て、遂に市長豫選協議委

員を擧ぐることゝなり、委員は數次上京して候補者選定に盡せるも、而も直ちに適任者の承諾を得るに至らずして、荏苒數月を經たり。爰に於て情實の弊を避くるに努めば、自治體より市長を推薦すとも、必しも不可なからむとの說勢を得、二月十五日議長指名の推薦委員七名を擧げ、委員は市長第一候補者として上席助役鹿島房次郎を推薦し、市會は滿場一致を以て之を選擧し、年俸三千五百圓、舍宅料五百圓給與の件、幷びに市長缺員中の事務勉勵慰勞として、鹿島助役に五百圓、小手川助役に二百圓給與の件を可決し、鹿島房次郎は同月二十八日裁可を得て就任せり。五月十日市會は議長代理者失格の補闕として室谷藤七を擧げ、曩に鹿島市長より請求せる上席助役の補闕には、十月二十七日議長指名にかゝる委員五名の推薦により乾長次郎を選擧し、其年俸を二千五百圓と定め同助役は十一月七日就任せり。此年六月二日文書編纂種目及保存期限に關する規程定まる。

明治四十四年

明治四十四年一月十二日市會は議長に坪田十郎同代理者に室谷藤七を再選せしに、二月二十七日議長代理者辭任せしを以て、其補闕として丹波良造を擧げ。三月確定の四十四年度の豫算により、市長年俸は四千圓に、收入役年俸は一千圓

に增額せられ、市視學新に置かる。前年十月滿期退任せる小手川助役の後任選擧は、其後屢、市會の議に上りしも、遷延決定を見ざりしが、此年九月二十九日詮衡委員の推薦せる專崎彌五平を選擧し、其年俸を一千二百圓と定め、十月二日就任せり。

新市制と市の事務

此年四月新市制發布せられ、其實施亦近きに迫りしかば、市會は九月十八日市制實施準備委員七名を擧げ、新市制に抵觸せざる限り、舊規程を有效と認むる方針の下に、市會議事規則、傍聽人心得、其他改正を要すべき諸規程を調査せしめ、十月一日新市制の實施期に入るや、市長は同日市會及市參事會招集附議事件取扱手續、幷びに市會議員選擧投票用紙樣式を定め、從來市參事會の職權に屬せる事項は總て市長に屬し、市會が市參事會に委任せる事項は、市長に委任せられしものと見做すべきものなるを以て、此變更に抵觸する例規は悉く廢止せられしものとすること、市參事會宛の諸願屆の類は、自今市長に宛て差出すべきこと等、新市制の實施に伴ふ幾多の訓令告示を發布し、同月五日始めて新市制による市會

新市制による最初の市會

を招集し、市會に出席し、議事に參與する者として、助役・收入役・課長、若しくは其代理者・技師長・技師・視學と定めしを市會に通告し、市會は市制實施準備委員の調査

參事會委任事項と市務の增加

報告を承認し、名譽職參事會員を選擧し、從來神戶市會會議規則中、每歷年始め、選擧によりて會議錄署名者三名を定むる規定ありしを改め、當日出席議員到著順により、先著三名を以て之に宛つることゝし、市會より市參事會への委任事項として新に九項を定めたり。　十一月二十五日新市制に基づく神戶市基本財產管理規則を可決し、十二月十九日には、同日滿期となるべき收入役は市長推薦により現收入役柴田龜太郎を再選す。　此年市會を開くこと十一回に過ぎざりしも、其附議件數は百八十の多きに及び、年末の市吏員は定員・臨時雇員・囑託等合計四百三十三名にして、庶務課外六課、秘書係外二係、東山病院、上水檢査所、幷びに臨時設置の家屋調查局、公債整理係、下水工事係及び塵芥燒却場建築係等に分屬し、其取扱文書四十八万件に上れり。

明治四十五年（大正元年）

明治四十五年（大正元年）一月十二日市會は前年の議長及び代理者を重選せしが、議長代理者は此時よりして副議長と改稱せらる。　二月八日市及び區の出納計算規則を制定し、里道使用條例を改正し、二月十七日市長年俸を五千圓とし、舍宅料支給を廢し、市吏員給料額規程を更正し、書記の上に新に主事を置くことゝし、副議長室谷藤七死亡の補闕として、議長の指名に基づき入江壽次郎を擧げ、三

月十六日傭人特別給與規程を定めて、從來各課區々の弊を革め、九月二十日には前年十一月の市會にて委員附託となりし市吏員退隱料及遺族扶助料條例、退職給與金及死亡給與金條例・給與基金條例等を可決し、特別市稅條例改正案も同日可決を見たり。

市區學務委員條例

十一月四日市及區學務委員條例を定めて、翌年一月より實施することゝし、十二月十三日には明治三十四年三月制定の市條例第十五號市會議員選擧區に關する規程を修正し、爾後十ヶ年の人口增加に鑑み、議員六名を增して四十八名、卽ち各級十六名宛とし、選擧區一を增して五とする原案を確定して、次の總選擧より實施することゝせり。

市會議員增員と選擧區

其選擧區及び議員配當數左の如し

第一選擧區　葺　合　區　六　名　一・二・三級各〻二名。
第二選擧區　神　戶　區　十四名　一・二級各〻五名、三級四名。
第三選擧區　湊東區湊區　十　名　一・二級各〻三名、三級四名。
第四選擧區　湊　西　區　十四名　一・二級各〻五名、三級四名。
第五選擧區　林　田　區　四　名　一・二級各〻一名、三級二名。

大正二年

此大改正は大正二年二月十四日市條例第十號として公布せられしが、其前日兵庫縣知事よりして諮問あり。

林田區會議

神戶市區會設定後に於ける林田區人口急激の

員選擧區存置

市會議員總選擧

會議事務取扱手續と參事會委任事項

増加が、同區會議員定員改正の必用を生せるは明かなれど、同區内に設けし三選擧區をば寧ろ之を廢するを適當とせずやとて、市會の意見を徵せり。然れども市會は其等選擧區が同區の市に編入せらるゝ以前よりの慣行に基づけるものにて、今俄に之を廢止せば、爲めに諸部落の間圓滑を缺く惧あるべしとて、當分舊の如く之を存置することゝせり。二月二十八日市町村財務規程に據り、新に神戸市金庫規程を定め、四月一日より之を實施し、四月十九・二十日兩日に亙り新條例による第一回の市會議員總選擧を行ひ、半數改選の制を廢す、此時選擧有權者一万四千五百人中、其權利を行使せる者九千四百人を算せり。同月二十八日市會は坪田十郎を議長に、齋藤正之を副議長に擧げ、五月二十六日には市會及び參事會の招集其他の事務を處理せんが爲めの會議事務取扱手續を可決し、且つ此手續は區會にも之を準用することゝし、以て明治四十四年制定にかゝる舊取扱手續に代へたり。六月六日新に市吏員休職規程を可決し、市吏員給料額規程に改正を加へ、市會會議規則中に、開會時限午前九時乃至午後二時迄とあるを改めて、午後二時乃至同七時迄と改め、次の市會より實施することゝし、十一月一日市税賦課規則幷びに市税徵收期に改正を加へ、實際の經驗に鑑み、明治四十四年十

一月收入役故障ある場合の代理者は、出納係上席吏員を以てすと定めし制を改め、市長に於て必要と認むる時、助役をして其職務を代理せしめ、此代理者にして故障ある場合には、出納係上席吏員をして之を代理せしむることゝせり。十二月二十四日市會より市參事會へ委任すべき事項として、新に六項を追加し、從來委任の九項と合せて十五項とし、以て事務の簡捷を圖れり。

此年四月十五日市會は市政檢査に關する調査委員長の報告を承認す。是より先き明治四十四年市稅及び督促手數料合計四千四百餘圓の横領費消事件あり、大正元年には船舶給水料の横領費消事件ありしが、之に次ぎて庶務課書記古巻坦平の公金費消事件起るに及び、遂に調査委員を設けて市政檢査を爲すに至る。

公金費消事件

古巻書記は明治四十一年以後大正元年十二月迄に、其保管にかゝる部落有財産中の有價證劵及び現金を横領し、以て米穀及び株式の投機を事とせしが、大正元年十二月十一日兵庫縣農工銀行よりの通告によりて事始めて曝露せしかば、理事者は翌十二日先づ口頭を以て之を告訴し、十三日之を市會に報告すると同時に、鹿島市長の辭表提出あり、十四日乾・專崎兩助役も亦辭表を提出し、該事件は十六日豫審に移れり。是に於て理事者の監督怠慢を難ずる者多く、議員太田

保太郎外四名は市政檢査を爲すべきを建議せり。抑も市制の條文に據る市政檢査は、明に理事者不信任を表示するものなれど、市會は滿場一致を以て此建議を可決し斯くして擧げられし檢査委員十五名は、檢査方針及び檢査程度を決定し、市務を三分し、第一部を庶務・衞生・土木・秘書、第二部を水道・敎育・戸籍、第三部を稅務・出納とし、委員は各自の分擔部當局吏員をして必要書類を提出せしめ、且つ市長指命の吏員を立會せしめて、事務の管理、議決の執行、幷に出納の狀態を調査し、必要に應じて三部合同協議會をも開き、會合すること二十六回にして、大正二年三月三十一日檢査を完了す。

檢査完了と理事者の責任

此檢査報告書には先づ改善の必要を認めし事務數十件を揭げしが、稅務に屬する事項特に詳細を極め、次に希望條件としては市長直屬の監査係を設け、市報を發行し、通信函を設くること等を列擧し、最後に現在の市政に於ては現金幷びに有價證券等の取扱に不都合と認むべきものなきも、事務統一を缺き、監督不行屆の點あるは否むべからずとあり。市會は此報告を承認し、之を意見書として市長に提出し、古巻書記に對しては三万一千五百十圓二十一錢の損害賠償請求の私訴を提起することゝし、五月十五日原告の申立通り判決あり。而して市長の責任につきては、六月六日協議員七名を擧げ、其善

後策を調査研究せしめ、十二月二十四日委員長神田兵右衞門代理太田保太郎は、委員會の取れる善後處分案として三案を報告す。其第一は市長は新市制實施後のみならず、實施の以前に遡りて責任を負ふべきものと認むれども、市會之に對して辨償を要求せざること、第二は新市制實施後にかゝる分のみ市長をして辨償せしむること、第三は市長をして全部を辨償せしむることとなりしが、市會は第一案を採るに決定し、事件茲に始めて落著を見たり。然るに橫領費消の爲め財産喪失の厄に遭ひし部落には不平百出し、町村總代は其任務を果す能はずとして辭意を懷き、町村の機關爲めに停廢せむとし、市會に陳情して善後策を講ぜられむことを乞ひしかば、市は其等部落の狀況を參酌し、衞生・土木諸費の補助等によりて、以て應急の策を講じたり。

大正三年

大正三年二月六日前年十一月退職せる收入役の後任として服部幸作を擧ぐ。七月二十八日市立小學校建設及設備費補助規程市會にて可決せられ、中央學區に比し區有財產寡く、或は區費の財源に乏しき市周邊學區の學校設備上の障礙之によりて大に排除せらるゝを得たり。

市政事務監

前年七月市政檢查委員會の意見と實際の必要とに基づき、法令及び市例規の適用に關する事項、金錢物品の會計、出納

査規程制定

の狀況文書簿册其他事務整理の狀況、幷びに其他必要と認むる事項の監査の爲め、事務監査規程を制定し、助役の統轄の下に庶務課員中よりして主事一名、書記四名を臨時事務監査員に任命し、先づ庶務・衞生・戶籍三課、兵事係、幷びに神戶・湊西兩區有財產管理事務の監査を行ひしに、其成績見るべきものありしかば、此年更に常務監査員一名を置きて監査を繼續せしめ、臨時監査員十一名をして、敎育・稅務・水道の三課及び海員掖濟會・赤十字社の兩神戶委員部、神戶奬武會・東川崎町有財產管理事務所等の團體の事務監査を了せり。

大正四年

大正四年二月二十六日市會は市長特別手當千圓、上席助役年俸二千七百圓、次席助役同千六百圓給與の件を可決し、五月十三日區有財產管理委員規程、傭人特別給與規程、幷びに市債劵條例の改正を可決し、市吏員給料額規程は之を市吏員給料規程とし、同時に條項を改正し、九月二十七日市區改正常設委員三十一名を推薦し、市區改正委員職務施行規程を定めたり。

大戰と市の事務

歐洲大戰の影響此年に入りて漸く現はれ、神戶の市況爲めに次第に活潑となり、人口の增加も亦從ひて著しく、年末には五十万に垂んとし、之を前年末に比して四万の增加を見しかば市務は愈ゝ多端となり、取扱文書は七十二万件を算し、前年に比し增加二十万件なりしか

ば、市吏員も四百七十二名となり、前年より多きこと十七名となれり。

大正五年

鹿島市長重任

鹿島市長の任期は大正五年二月二十七日を以て滿了となるべきを以て、之に先ち一月二十日內務大臣より後任市長候補者を推薦すべき命令あり二月四日市會の議に上りしも決定を見るに至らず、二月二十六日に至り現市長を第一候補者に擧げ、其年俸を六千圓に改正の件を可決し、三月十三日市長就任の裁可ありて再任す。　二月二十六日大正五年度の豫算決定し、視學一名は二名に增員せられ、書記事務員に減員あり。　三月二十八日の市會は同會の前年十月十二日可決せる神戸市會計規程が、一部更正の上認可ありし旨の報告を承認し、大正五年度より之を實施することゝし、明治三十四年十一月制定の物品會計規程を廢止し、五月三十一日處務規程中、水道課の分掌事務の一部に改正を加へたり。　大正三年十月滿期退任せる次席助役專崎彌五平の後任を缺くこと殆ど二年に及びて、此年七月五日市長の推薦に基づき、土岐益之進を助役に選擧し、其俸給を一千五百圓とせしに、二十七日認可ありて就任し、十一月六日任期滿了の上席助役乾長次郎の後任は、十一月二十八日市長の推薦により同助役再選に決し、十二月二日就任を見たり。

大正六年一月八日の市會は曩に大正二年四月制定の條例・規則・告示・告諭・訓令・内訓等、公示令達取扱手續を改正し、四月新市制實施後、第二回の市會議員總選擧を行ひ、五月七日議長に太田保太郎、副議長に丹波助次郎を選擧し、七月七日神戸

電氣局設置と關係例規

市電氣局條例、幷びに電氣事業に屬する會計事務を分掌せしめむが爲めの副收入役設置に關する條例、其他電氣局設置に伴ふ諸般の例規悉く確定せるを以て、市は七月三十一日市告示第六號を以て、電氣局を設置し、八月一日より電氣事業を市に於て經營すべきを告示せり。　八月十日物價騰貴により傭人中衞生費支辨にかゝる者に俸給の一割七分を增し、土木費支辨の者に一割五分を加給せむが爲め、一万四千餘圓の追加豫算を可決し、明治四十一年三月制定以後改正を加

課長委任事項改正

ふること既に六度に及びし課長委任に關する規程をば、此年更に改正して、課長・係長・東山病院長・衞生試驗所長・掃除監督長等の委任事項を定め、九月二十八日市長の推薦せる岡山次夫を副收入役に選擧せり。

區會條例の改正

區會條例の改正に關しては、是より先き明治四十年十月十五日市會の決議により、定員增加及び選擧區の增設を兵庫縣知事に稟請し、大正五年十一月同知事の諮問あるや、市會之に答申し、此年十月に至りて遂に條例第五號を以て神戸市

改正區會議員選擧區并定員

區會條例の發布を見るに至れり、其選擧區及び定員左の如し。

葺合區　定員二十一名

第一選擧區　鐵道以北、生田川以東。　七名

第二選擧區　鐵道以南、生田川以東。　六名

第三選擧區　生田川以西。　八名

神戸區　定員二十六名

第一選擧區　鐵道以北山本通・中山手通・下山手通・北長狹通四・五丁目境界を諏訪山に至り、左折し、再度谷筋に至る以東。　七名

第二選擧區　鐵道以南元町二・三丁目境界より海岸に至る以東。　六名

第三選擧區　鐵道以北第一選擧區を除く一圓。　七名

第四選擧區　鐵道以南第二選擧區を除く一圓。　六名

湊東區　定員二十二名　選擧區を設けず。

湊　區　定員十　三名　同上。

湊西區　定員二十六名

第一選擧區　元岡方國道筋以北。　六名

第二選擧區　元岡方國道筋以南。　十名

第三選擧區　元北濱。　六名

第四選擧區　元南濱。　四名

林田區　定員十九名

第一選擧區　池田村、長田村、自一番町至七番町。　五名

第二選擧區　野田村・駒ヶ林村。　六名

第三選擧區　第一・第二選擧區を除く一圓。　八名

大正七年

十月二十五日多年の懸案たる家屋税調査に關する方針を定め、其調査費を決定す。此年市吏員定數を主事四名、技師三名、視學二名、書記以下二百六十二名とせしが、其取扱文書八十万件を超えたり。

大正七年二月六日市長推薦にかゝる服部幸作を收入役に再選し、二月十六日大正七年度の豫算を決定し、市長年俸を七千圓、助役二名の年俸を三千二百圓と二千圓とに、收入役年俸を千四百圓となし、役所費支辨吏員定數を主事四名、技師

三名、視學二名、書記以下二百九十九名となし、市吏員給料規程を改正す。　市史編纂事業の著手亦此豫算によりて定まれり。　四月十二日市會は市區改正調査委員を增員して、市內縱貫鐵道改良事項をも調査せしむるの議を可決し、同日將來市有地賣却の際は之を一般に周知せしめ、公入札に附すべきことに定め、明治四十三年制定の市吏員旅費額支給規程を改正して、五月十六日より之を實施し、

吏員任用規程改正

明治三十九年六月制定、四十一年一部改正を經し市吏員任用規程を改正して六月七日より之を施行せり。　九月十一日神戸市にも東京市區改正條例及び同市區改正土地建物處分規則を準用せらるゝことゝなり、神戸市の市區改正は國家事業となりしかば、市は市區改正委員會費を特別會計に移し、十二月二十四日前年來調査しつゝありし家屋稅賦課法を可決し、大正八年度より實施することゝせり。

吏員增給

物價の異常なる騰貴の爲め、既に大正七年度豫算に於ても、市吏員給與一ヶ年の俸給千圓以上は五分、千圓以下は一割加給することゝ定め、六月十九日に至り更に改めて、年俸給六百圓以下二割、六百圓以上千圓以下一割、千圓以上千五百圓迄八分、全體の平均一割五分を加給することゝせしも、十月二十八日に至り俸給者生活の脅威を受くること愈〻甚しとの理由を以て、市吏員及び傭人に對して

市務の激增

復た最高一割五分、最低五分の率を以て臨時加給を爲すことゝせり。爰に於て前後の加給を通ずれば、年俸給四百圓以下は四割五分、四百圓以上七百圓以下は四割、七百圓以上千圓以下は三割五分、千圓以上千五百圓以下は二割五分、千五百圓以上二千圓以下は一割、二千圓以上は五分の加給となれり。歐洲大戰の市財政に及ぼせる影響は、此年に入り益〻良好にして、市が之を機とし學區の統一、家屋稅の改正等積年の宿題を解決せるもの多し。大正七年末神戶市の人口は六十万に達せむとし、市務愈〻複雜となれること自ら然る所にして、市參事會の開會度數二十八回、附議九十件、市會へ提出すべき議案にして、意見を附せること百五十件、市會の開會十一回、附議百四十五件、委員會を開くこと八十回の多きに及び、市の一ヶ年の取扱文書九十二万件にして、之を明治四十四年新市制實施の當時に比すれば正に二倍となれり。されば大正七年末現在の市吏員傭人數も一千五百人となり、之を七年前に比して一千人を增加せる、亦怪むに足らず。

以上敍し來れる市政機關中、名譽職市參事會員・土木衞生勸業常設委員・市學務委員幷びに市區改正調査委員の交迭を左に錄す、但し同じく常設なりし水道委員の交迭は之を詳にし難きを以て略す。

名譽職市參事會員表

當選年月日及選擧種別	退職年月日及退職事由	氏名
明治二十二年五月二十七日最初の選擧	明治二十六年五月二十六日 滿期	瀧本甚右衛門
同 二十六年五月二十七日半數改選	同 二十九年六月二十七日 辭職	
同 二十九年六月二十七日 補缺	同 年七月二十一日 辭職	井上藤次郎
同 年八月七日 補缺	同 三十年五月二十六日 滿期	小林春城
同 三十年五月二十七日 半數改選	同 三十四年五月二十六日 滿期	瀧本甚右衛門
同 三十四年五月二十七日 半數改選	同 三十六年十二月二十七日 辭職	山本繁造
同 三十七年六月二十五日 補缺	同 三十八年三月十七日 辭職	
同 三十八年九月二十七日 補缺	同 三十九年九月十一日 辭職	長濱清五郎
同 三十九年十一月十日 補缺	同 四十二年九月三十日 滿期	大森喜作
同 四十二年十月一日 半數改選	同 四十四年九月三十日自然失職	
同 四十四年十月五日新市制により選擧	大正二年四月十八日 滿期	井上善吉
明治二十二年五月二十七日最初の選擧	明治二十三年六月九日 辭職	小寺泰次郎
同 二十三年七月十一日 補缺	同 二十四年五月二十六日抽籤退職	船井長四郎
同 二十四年五月二十七日 半數改選	同 二十八年五月二十六日 滿期	
同 二十八年五月二十七日 半數改選	同 三十二年五月二十六日 滿期	桑田彌兵衛

同　三十二年五月二十七日　半數改選	同　三十六年五月二十六日　滿期	瀨鴻庄左衛門
明治三十六年五月二十七日　半數改選	明治三十七年四月二十九日　辭職	渡邊　侗
同　三十七年六月二十五日　補缺	同　三十九年十二月十九日　辭職	傘松房治郎
同　四十年一月二十九日　補缺 同　四十年六月二十二日　半數改選 同　四十四年六月二十七日　同	同　四十年六月二十一日　滿期 同　四十四年六月二十七日　同 同　四十四年九月三十日　自然失職	藤原吉三郎
同　四十四年十月五日新市制により選擧	大正二年四月十八日　滿期	太田保太郎
明治二十二年五月二十七日最初の選擧 同　二十四年五月二十七日　半數改選	明治二十四年五月二十六日　抽籤退職 同　年八月十六日　死亡	中西市藏
同　年八月二十七日　補缺 同　二十八年五月二十七日　半數改選	同　二十八年五月二十六日　滿期 同　二十九年三月九日　死亡	生島四郎左衛門
同　二十九年三月二十三日　補缺 同　三十二年五月二十七日　半數改選 同　三十六年五月二十七日　同	同　三十二年五月二十五日　滿期 同　三十六年五月二十六日　同 同　三十七年四月二十九日　辭職	丹波謙藏
同　三十七年六月二十五日　補缺 同　四十年六月二十二日　半數改選 同　四十四年六月二十七日　同	同　四十年五月二十五日　滿期 同　四十四年六月二十七日　同 同　四十四年九月三十日　自然失職	草鹿甲子太郎
同　四十四年十月五日新市制により選擧	同　四十五年三月四日　辭職	坪田十郎
同　四十五年三月十六日　補缺選擧	大正二年四月十八日　滿期	中野熊右衛門
明治二十二年五月二十七日最初の選擧	明治二十六年五月二十六日　滿期	松原良太

同　二十六年五月二十七日　半數改選 同　三十年五月二十七日　同	同　三十年一月八日　辭職 同　三十四年三月二十二日　同	直木政之介
同　三十四年五月二十七日　半數改選	同　三十六年九月三日　辭職	瀧川辨三
同　三十六年十二月二十一日　補缺 同　三十七年六月二十五日　同	同　三十七年四月二十九日　辭職 同　三十八年五月二十六日　滿期	川瀨彥輔
同　三十八年九月二十七日　半數改選	同　四十二年九月三十日　滿期	大庭竹四郎
同　四十二年十月一日　半數改選	同　四十四年九月三十日自然失職	直木政之介
同　四十四年十月五日新市制により選擧	大正元年九月十七日　辭職	稻葉福四郎
大正元年十一月四日　補缺選擧		丹波助次郎
明治二十二年五月二十七日最初の選擧	明治二十四年四月　辭職	有馬市太郎
同　二十四年五月七日　補缺 同　二十四年五月二十七日　半數改選 同　二十八年五月二十七日　同	同　二十四年五月二十六日抽籤退職 同　二十八年五月二十六日　滿期 同　三十一年十一月五日　死亡	川西清兵衛
同　三十一年十二月二十二日　補缺 同　三十二年五月二十七日　半數改選	同　三十二年五月二十六日　滿期 同　三十四年三月二十二日　辭職	岸本豐太郎
同　三十四年三月二十二日　補缺	同　三十六年五月二十六日　滿期	小曾根喜一郎
同　三十六年五月二十七日　半數改選	同　四十年五月二十六日　滿期	岡田元太郎
明治四十年六月二十二日　半數改選 同　四十四年六月二十七日　同	明治四十四年六月二十七日　滿期 同　四十四年九月三十日自然失職	川西清兵衛
同　四十四年十月五日新市制により選擧	同　四十五年二月九日　死亡	須田藤吉

同 四十五年二月二十七日 補欠	大正二年四月十八日 滿期	松井仁介
明治二十二年五月二十七日最初の選擧	明治二十六年五月二十六日 滿期	池長通
同 二十六年五月二十七日 半數改選	同 二十八年五月九日 辭職	
同 二十九年三月二十三日 補欠	同 二十九年六月二十七日 辭職	加藤治郎兵衛
同 二十九年六月二十七日 補欠	同 三十年一月八日 辭職	神田兵右衛門
同 三十年五月二十七日 半數改選	同 三十四年五月二十六日 滿期	
同 三十四年五月二十七日 同	同 三十七年四月二十九日 辭職	
同 三十七年六月二十五日 補欠	同 三十八年五月二十六日 滿期	本多義知
同 三十八年九月二十七日 半數改選	同 四十二年九月三十日 滿期	神田兵右衛門
同 四十二年十月一日 同	同 四十四年九月三十日自然失職	
同 四十四年十月五日新市制により選擧	大正二年四月十八日 滿期	丹波良造
大正二年四月二十八日 選擧	大正六年五月七日 滿期	太田保太郎
同 同	同 四年五月十一日 辭職	丹波助次郎
同 四年五月十三日 補欠	同 六年五月七日 滿期	井上善吉
大正二年四月二十八日 選擧	大正六年五月七日 滿期	三城彌七
同 同	同 四年六月五日 失職	中村謙藏
同 四年六月二十八日 補欠	同 六年五月七日 滿期	柴田友藏

同　二年四月二十八日選擧　同　田井與之助
同　同　同　松井和吉
大正六年五月七日選擧　勝田銀次郎
同　村上關藏
同　小曾根貞松
同　人見米次郎
同　宗國金平
同　中山理

土木常設委員

明治二十二年六月十九日選擧　山本繁造　同　二十七年二月十二日改選　山本繁造
同　加藤治郎兵衛　同　桑田彌兵衛
同　塚本伊左衛門　同　爲田喜兵衛
同　生島四郎左衛門　同　高德藤五郎

同　上田榮治郎
同　直木政之介
同　二十四年九月十五日補缺　森本六兵衛
同　二十五年五月五日補缺　山本繁造
同　桑田彌兵衛
同　藤原吉三郎
同　高德藤五郎
同　上田榮治郎
同　三十一年五月三日補缺　高德藤五郎
同　補員　糀谷慶藏
同　同　中村謙藏

同　加藤治郎兵衛
同　上田榮治郎
同　二十八年五月三日補缺　村上五郎兵衛
同　藤原吉三郎
同　上田榮治郎
同　須田藤吉
同　三十一年五月三日補缺　長濱清五郎
同　瀨鴻庄左衛門
同　三十四年四月二十六日補缺　物集伴次郎
同　木田義知
同　川西清兵衛

同　三十二年九月十八日補缺　生島五兵衛
同　三十四年四月二十六日補缺　若林金七
同　生島五兵衛
同　三十四年四月二十九日補缺　若林金七
同　桑田彌兵衛
同　本多義知
同　臼井雪次郎

勸業常設委員

明治二十二年六月十九日選擧　杉山利介
同　岡田元太郎
同　高徳藤五郎
同　井上藤次郎
同　二十七年二月十二日改選　有馬市太郎
同　二十八年五月三日補缺　鎌田覺藏
同　二十九年五月十五日補缺　半田藤吉
同　二十五年五月五日補缺　杉山利介
同　本城安次郎
同　二十七年二月十二日改選　横田孝史
同　三十三年六月二十五日補缺　本多精二
同　三十四年四月二十六日補缺　富山柴人
同　黒原好二

同　三十年五月二十一日補缺　森田佐右衛門　同　直木久兵衛
同　三十一年五月　三　日改選　大村佐七　同　三十四年四月二十九日補缺　坪田十郎
同　松井九兵衛　同　富山柴人
同　三十二年四月十二日補缺　牧野榮介　同　三十五年十月　二　日補缺　福橋龜吉

衛生常設委員

明治二十三年七月十一日選舉　山本繁造　明治二十三年八月十一日補缺　萬谷榮太郎
同　井上藤次郎
同　爲田喜兵衛　明治二十五年五月　五　日補缺　植田兵次郎
同　桑田彌兵衛　同　横田孝史
同　中島大二　同　高德藤五郎
同　友成德次郎　同

同		加藤治郎兵衛	明治二十五年九月十四日補缺		志賀玄光
同		黑田仁兵衛			

市學務委員

明治二十六年一月十七日選擧	市會議員	瀧本甚右衛門	明治二十六年一月十七日任命	教員	足立利庸
同	同	船井長四郎	同	同	犬塚竹二
同	同	高德藤五郎	同	同	神矢肅一
同	同	加藤治郎兵衛	明治三十一年五月二日補缺選擧	市會議員	生島五兵衛
同	市公民	岸田喜平次	同	同	大庭竹四郎
同	同	小林春城	同年六月補缺選擧	市公民	明石甚八
同	同	生島四郎左衛門	同	同	前田德左衛門
同	同	村上五郎兵衛	同三十三年三月一日補缺選擧	市會議員	本多義知
同	同	松原良太	同年八月選擧	市公民	前田德左衛門
同	同	直木政之介	同	同	船井長四郎

同（三十一年六月辭職）	同	池長通	同	
同　任命	教員	神矢肅一		
同（同　上）	同	有馬市太郎	同	
同	同	足立利庸		
同　任命	教員	平井儁	以上の學務委員は脱漏多けれど關係書類不備にして選出辭職の年次今之を詳にする能はず	
明治三十七年九月二日選擧	市參事會員	漆畑春吉	明治三十七年十月四日助役辭任に付失職	
同　年十一月二十四日補缺選擧	同	岡田泰藏	同　三十九年十一月二十四日同上	
同　三十九年十一月三十日補缺選擧	同	鹿島房次郎	同　四十四年十月一日市制改正により失職	
大正二年六月六日	同	同	丹波助次郎	大正四年五月十一日辭職
同　四年六月二十八日	同	同	井上善吉	同　六年四月十九日滿期
同　六年六月十七日	同	同	勝田銀次郎	
同　二年六月六日	同	同	中村謙藏	同　四年六月五日失職
同　四年六月二十八日	同	同	田井與之助	同　六年四月十九日滿期
同　六年五月十七日	同	同	村上關藏	
明治三十七年九月二日選擧	市會議員	大庭竹四郎	明治四十三年四月十八日市會議員任期滿了により退職	
同　四十三年五月十日補缺選擧	同	中西鐵馬	大正二年四月十九日　同	

大正二年六月六日	同	同	人見米次郎	同　六年四月十九日　同
同　六年五月十七日	同	同	西見芳宏	
明治三十七年九月二日	選擧	同	福橋龜吉	明治四十年四月十八日　同
同　四十年七月十七日	補缺選擧	同	丹波助次郎	同　四十三年四月十八日同
同　四十三年五月十日	同	同	同　人	大正二年四月十九日　同
大正二年六月十日	同	同	下村才次郎	同　六年四月十九日　同
同　六年五月十七日	同	同	尾上米太郎	
明治三十七年九月二日	選擧	市公民	船井長四郎	明治四十一年九月一日滿期
同　四十一年十月一日	補缺選擧	同	本多精二	大正元年九月三十日　同
大正元年十一月四日	同	同	伊藤俊助	同　二年四月十九日　同
明治三十七年九月二日	選擧	同	中村謙藏	明治四十一年九月一日同
同　四十一年十月一日	補缺選擧	同	池長　通	同　年十月十五日辭職
同　四十二年八月二十六日	同	同	黑原好二	大正元年九月三十日滿期
大正元年十一月四日	同	同	池長　通	同　二年四月十九日同

同　二年六月六日　同	同	高田三郎	同　四年四月二十一日辭職
同　四年六月二十八日　同	同	丹波謙藏	同　六年四月十九日滿期
同　六年七月七日　同	同	竹林嘉七	同　六年七月十一日辭職
同　年九月二十八日　同	同	長田清曹	
明治三十七年九月二日選擧	同	山本常次郎	明治四十一年九月一日滿期
同　四十一年十月一日補缺選擧	同	小野喜六	大正元年九月三十日　同
大正元年十一月四日　同	同	同人	同　二年四月十九日　同
同　二年六月六日　同	同	白石米太郎	同　六年四月十九日　同
同　六年七月七日　同	同	同人	
明治三十七年九月二日選擧	同	藻川豐三郎	明治四十一年九月一日滿期
同　四十一年十月一日補缺選擧	同	同人	大正元年九月三十日　同
大正元年十一月四日　同	同	同人	同　二年四月十九日　同
同　二年六月六日　同	同	石丸甚兵衛	同　六年四月十九日　同
同　六年七月七日　同	同	高田三郎	
明治三十七年九月二日選擧	同	岸田喜平次	明治三十九年一月七日死亡

同 三十九年十一月三十日補缺選擧	同	長濱清五郎	同	四十一年九月一日滿期
同 四十一年十月一日	同 同	山本繁造	大正元年九月三十日	同
大正元年十一月四日	同 同	山本繁造	同	二年四月十九日滿期
同 二年六月六日	同 同	大庭竹四郎	同	四年五月十日辭職
同 四年六月二十八日	同 同	菅音次郎	同	六年四月十九日滿期
同 六年七月七日	同 同	同人		
明治三十九年五月八日任命	教員	笠原德重	明治四十四年十二月一日退任	
同 四十五年一月十日同	同	芥川梅次郎	大正六年六月退任	
大正六年六月十一日 同	同	加藤儀藏		
明治四十五年一月十日同	同	足立利庸	大正三年五月九日退任	
大正四年十月一日 同	同	渡邊權次郎	同	六年六月退任
同 六年六月十一日 同	同	阿江宏		

市區改正調査委員

大正四年九月二十七日選擧　市參事會員　松井和吉
同　同　三城彌七
同　同　柴田友藏
同　六年五月十七日選擧　同　小曾根貞松
同　同　中山理
同　同　人見米次郎
大正四年九月二十七日選擧　市會議員　尾水庄次郎
同　同　白崎潤藏
同　同　小野喜六
同　同　入江孝次郎
同　同　魚澄惣一郎
同　同　村上關藏
大正六年五月十七日選擧　市會議員　畑田寅之助

大正四年九月二十七日選擧　市會議員　三宅藤市
同　同　山本將雄
同　同　人見米次郎
同　同　野添宗三

市會議員改選につき
同　六年五月十七日選擧　同　富士市松
同　同　竹馬隼三郎
同　同　今井市藏
同　同　下村才次郎
同　同　西村德三郎
同　同　福原芳次
同　同　植田一郎
同　同　野澤定七
同　同　柴仁三郎
大正四年九月二十七日選擧　市會員　北野藤兵衞

同 七年七月十五日增員選擧	同	山中奈良藏
同	同	南陽二郎
同	同	福井捨一
同	同	西田富三郎
同	同	三城彌七
大正四年九月二十七日選擧	市公民	末正盛治
同	同	中澤利介
同	同	三田芳三郎
同	同	菅音次郎
同	同	森本勝次郎
同（大正六年五月廿三日辭職）	同	京橋繁藏
同（同 年二月五日辭職）	同	水渡甚左衞門
同	同	武岡豐太
同	同	丹波謙藏
同	同	物集伴次郎
同（大正六年八月廿五日辭職）	同	梅宮芳太郎
同	同	齋藤千次郎
同	同	吉井鐵四郎
同	同	大本藤市
同	同	森田金藏
同（大正七年一月卅一日辭職）	同	瀧川儀作
同	同	百崎俊雄
同 六年五月十七日補缺選擧	同	奥村忠吉
同 七年二月六日 同	同	田村子吉
同 同	同	大前光太郎
同 年七月十五日 同	同	本多一太郎

引用書目

内閣文庫藏、公文類聚目錄。大藏省藏、民部省記錄。兵庫縣史稿政治篇。子爵櫻井忠胤氏藏、尼崎領替地に關する書類。兵庫縣廳藏、管下所領沿革調。同管下石高調。市郡心得條目。神戸市内舊村々記錄。宗門人別改五人組帳。生田町藏、神戸區へ編入願。仲町戸長役場書類。八部郡編入關係書類。兵庫縣廳藏、庶務舊書類。明治史要。神戸開港三十年史。神戸區有財産沿革誌。慶應四年乃至明治十年法令全書。兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣例規類集。神戸市例規類集。明治十九年乃至二十一年神戸區會成議錄。明治二十二年乃至大正七年神戸市會議事錄。同年神戸市會成議錄。明治二十二年乃至二十八年神戸市區會成議錄。神戸市原議綴。明治三十五年乃至大正七年神戸市事務報告。神戸市訴訟書類。兵庫縣統計書。神戸市統計書。

第六章　市營事業

一　上水道事業

上水道敷設の理由

神戸の如き人家櫛比せる都市に於ては、上水道によりて住民に良質の飲料水を供給することの市民保健に切要にして、傳染病の流行亦依りて以て之を未前に防ぎ得べきものなるは論なし。而もこの水道事業は科學的智識と多額の經費とを要するを以て、各般の文化施設未だ大に進まざる時代に當りては、容易に著手せられ難き事情あり、神戸市が萬難を排して之を竣功せるは、頻繁に流行せる傳染病の刺戟與りて大に力ありとす。

最初の敷設論

維新以降神戸に於ける傳染病の最初の來襲を明治十年虎列剌病の流行となす。其病源は西南の役後海路凱旋せる軍卒の齎せるものにて、當局は鋭意豫防に腐心せりと雖、傳播頗る迅速にして勢甚猖獗、區内の死者日々十餘人を出し、歳末に及んで始めて終熄せしむるを得たり。これよりして市民の疫病を怖れ公

衆衞生に心を致す者漸く多く、兵庫縣が十一年九月縣令を以て飮料水取締規則を發布せる、亦蓋し此經驗によれるなり。然るに明治十二年虎列剌病又兵庫縣一圓に流行し其患者數八千九百餘名に及び、神戶區內のみにても千二百餘名を算するに至りしかば、飮料水の改善を叫ぶ聲益〻高く、縣當局も亦井圍の相接近するは汚物をして井中に浸入し易からしむる所以なるを思ひ、十二月取締規則に追加して、厠圍と井水の距離を二間以上とし、且つ糞池は專ら陶瓶を用ふべしと定め、翌十三年神戶區全部の井水を檢査せしに、有機物の混含多きを發見せるを以て、同年十一月又規則を改めて一層取締を嚴にせり。然るにも拘はらず十四年に又々虎列剌病流行して、百數十名の死者を出せしかば、新に種々の手段を講究し、殊に人家の益〻稠密を加ふる爲め、隨所に溜滯せる下水の地中に浸透して井水を汚すこと尠からざるを憂ひ、此害を除かむとて下水溝に煉瓦を布くの制を定め、以て其排除を快速ならしめむとせしが、其結果は却て豫期に反し、多量の水分の地上を流れ去るが爲め、水壓減少し、海水逆に浸潤し來りしを以て、海岸通の井水は漸次鹹味を帶び、到底飮用に勝へざるに至れり。此時に當り縣の爲替方にして嘗て福澤諭吉に從ひ米國に遊び泰西の事情に通曉せる關戶由義なる者

盛んに水道の必要を唱道するあり、且つ神奈川縣にて横濱上水道を企畫せりとの報の傳はるありしかど、當時神戸には經費の出所なく、且つ上水道の効用未だ一般に熟知せられざりしを以て、何等具體的反響を見るに至らざりき。

上水道私營の計畫

其後明治十八年また虎列刺病の流行あり、四百名の死者を出し、翌十九年にはその勢更に烈しく死者無慮二千名に達し、市内井水檢査の結果、元町及び北長狹道の井水中に無數の病菌を發見したれば、心あるもの漸く水道布設の忽にすべからざるを感ずるに至り、三井銀行の如きは三井家の所有地其大部分を占むる加納町にて簡易水道の布設を出願し、其水源を布引溪流に取らむとせり。然るに該溪流は他日區の水道事業を營むに當り重要なる水源たるべきこと何人も認めし所なれば、區は之を私人に委ぬるを欲せずして三井銀行の計畫を沮止せり。

區會の[illegible]

然るに水道の必要なる一日も之を忽諸し難く縣當局の頻りに區を慫慂する所あり、因りて區はこれが具體的設計を作らむとして其人を求めしに、會〻幾に横濱水道監督として其名既に聞こえたる英人エッチ・エス・パルマーの新に水道を設計せむが爲め大阪に滯在せるありしを以て、之に囑するに神戸區水道設計

の事を以てしたれば、パルマーは明治二十年五月來神し、實地を踏査せる後其設計及び資料につき詳細なる意見書を提出せり。爰に於て縣當局は之に基づき區長を促し直ちに調査に著手せしめむとし、區長渡邊弘は明治二十年六月區會を招集し、測量費三千圓の支出を諮りしに、區會にては水道布設の舉素より望ましきことなるも、近來民費多端の際これを企つるは策の得たるものにあらざるを以て、宜しく一兩年を延期し徐に其計を建つべしとの動議出で、多數の贊成を得、調査費支出の議は否決せられたり。

パルマーの設計

區會に於ける水道設計調査費の否決は、當時の神戸の經濟的事情よりして或は已むを得ざるものなりしならむ。然れども此際東京・大阪・長崎・函館等の諸市皆水道事業の急務なるを認め、橫濱の如き既に其工を了へむとしつゝあるあり。加ふるに經濟界も漸くに良好なる徴候を呈し來りしを以て、縣當局は更に新理由を加へ、一たび否決せられし議案の再審を促せしに、案は辛うじて區會の容るゝ所となりしも、其金額は一千圓に削減せらる。因りて此事情をパルマーに告げ、縣屬粕谷素直の擔任調査せる資料をも悉く彼に提供して設計立案を依囑し、翌二十一年三月に至りて設計成る。此案は其布設費を四十万圓と見積り、荒田

再度の[illegible]

村を除ける生田川以西の兵神全部を給水區域とし、一人一日消費量十七ガロン半と見做して、當時の人口十三万一千人を養ふ設備を成し、水源をば布引・再度兩溪流にとり、濾過池及び配水池を諏訪山麓井垣池の地點に置き、天然水壓に依て市街に配水せむとするものにして、尙ほ人口の增殖に隨ひ漸次に北野・會下山等の溪流を收むべく、斯くせば其水量は旱魃時に於ける最少流量より算出するも、確實に二十二万人迄を養ひ得べしとせり。縣當局は此設計によりて起工を急がしめむとせしも、區民之に應ぜざりしかば、縣は再び粕谷素直を橫濱に遣り、前年九月竣工の同市水道工事の經過幷びに竣成後の狀況等を視察せしめ「神奈川縣下水道事業景況」を編纂せしめ、四月之を神戶又新日報及び兵庫縣勸業月報に登載して以て輿論の喚起に力めしに、此方法大に効を奏し、水道に留意する者次第に多きを加へたり。

此時に方り汽罐用水の缺乏に困難せる山陽鐵道會社と、船舶給水の必要を感ずること切なりし日本郵船會社とは、神戶區水道の著手を待つこと能はざるよりして、相謀りて水道會社の設置を企て、その意を縣當局に通ずるありしかば、知事內海忠勝は區長鳴瀧幸恭を招きて告ぐるに此事を以てし、若し神戶區にして

急速水道を布設せざれば、將來非常に不利なる境遇に陷るべきを論せり。因りて區長は此旨を承け、明治二十一年十二月之を區會に諮りしに、議員の意見は先づ之を私設會社に委して其速成を計り、他日時機を見てこれを買收すべしといふものと私設に委するは斷じて不可なれば、寧ろ適當の時期まで之を延期すべしといふものとの二に別かれ、論議の末前者遂に多數を制せり。鳴瀧區長大に之を憂ひ、區會答申書の申達と共に所信を陳べ、大に努むる所ありしも意の如くならず、兩會社は遂に翌二十二年三月を以て私設水道布設を出願するに至りしかば、縣當局も區會の決議を遺憾としつゝ、已むを得ず兩會社の請願を許可するに決し、既に發起人內伺の出願條件によりて、給水事業處分方法をも議定するに至りしに、此消息の傳はるや區會は大に憂慮し、遂に百方縣當局を說き之を不詮議に終らしむるを得たり。

縣の諮問と市會の逡巡

然るに同年四月政府全國に市町村制を實施し、神戸區は葺合・荒田を合して新に神戸市となり、鳴瀧區長推されて市長の職に就きしが、制度の變更と共に諸般の事務多端にして新事業を計畫する遑なかりしかど、縣當局は熱心に市を督促し、七月二十三日市會に勸誘的諮問を試みしが、其經費の負擔に難ずる所を察せ

しが故、此回の諮問書には附するに工費收支計算書及び市民負擔額計算表を以てし、依て經濟的にも將來有利なるべきを周密懇切に示す所あり。この諮詢を受けし市會の翌八月廿六日を以て開會するや、知事內海忠勝は粕谷素直をして市會に臨み說明をなさしめ、市會は議員小寺泰次郎・直木政之介・高德藤五郎・池長通・岡田元太郎の五名を擧げて質疑の任にあたらしめ、水源水量設計工事方法・工事并びに維持法、費用の賦課及び水料徵收等の收支計算に關し、二十六・二十七兩日に互り粕谷素直との間に詳細なる問答をなせり。然れども市會は尙ほ愼重審議の必要ありとて討議を遷延し、議員の意見一致を缺き歸著する所なく、縣の督促に會ふこと數次に及び、同年十二月に至り遂に該事業の必要をば認め、市營を是とするも事頗る重大なれば、尙ほ諸般の調査を要するを以て、先づ委員を設け其報告を聞きて然る後議定すべしとの答申をなし、以て一時を糊塗したり。

バーキンの設計と賛否の論争

これより先き水道私營の論各地に起こるや、政府は歐米の例證に照らし、私營の一般に不利なるを察せるを以て、二十三年二月法律を發布し、水道事業は市町村の公費に依るべしと規定せり。此立法の結果は却りて大都市に在りてすら私營者に特許權を奪はるゝの虞なきを恃み、布設を遷延せむとする形勢を誘致

せざるにあらざりしが、是年虎列刺病の長崎より神戸に侵入流行し、患者千四百餘名を出し、死亡者其八割に達するや、市民遽に覺醒の色あり、市長は長崎・函館兩市の水道企畫を調査し、市會亦前年より決定を遷延し來りし給水事業調査委員十名を選び、調査委員は横濱既設水道の實績を視察して十月七日の市會に報告し附加するに水道經營の時期既に熟し、費途亦容易に辨じ得べしとの意見を以てせしも、當日出席議員少數の故を以て之を討議するに及ばずして閉會し、爾後此議暫く歇めり。　然るに二十四年に至り諸種の傳染病又發生し、市民往年の經驗を追想したれば、懸案たる水道問題市會に再燃し、九月十五日の會議に於て始めて起業の議を確定し、卽時七名の委員の選出を見、參事會も亦三名の市書記を囑任して前記委員と共に水道事業調査委員會を組織し、曩日のパルマー案は設計以來既に年所を經、直ちに之を實施し難きものありしより新設計を案出せむとして縣に稟請し、技師吉本龜三郎・技手粕谷素直を招き、屢、調査委員協議會を開きしが、机上の論議徒らに日を費すのみにて何等解決を見る所あらず、因りて實地調査に入らんとして先づ縣技師をして市の水源調査に從事せしめ、翌二十五年三月其終了と共に復命書を市參事會と調査委員會に移牒せしめたり。　この

報告によれば布引再度兩溪流の外に天王谷・烏原兩溪流を合して得べき水量は、豫期の人口二十三万を支ふるに足るべしとのことなりしかば、水道事業の調査爰に始めて實際的傾向を帶び來らんとするに至り、此年四月行はれし市會議員半數改選によりて調査委員の缺員を生ずるや、これを補充すると共に、尚ほ一名を加へ、合計八名を以て委員會を組織せり。 而して此時恰も曩に照會を發せる横濱・長崎・函館等諸市よりの復牒を得しかば、此等を基礎とし六月一日方案を具して市參事會に提出し、水道調査費を別途會計とし、且つ速に横濱・長崎諸市の現場に就き實査せしむことを請求せしに、此提案參事會の容るゝ所となり、六月十五日の市會は滿場一致を以て調査費別途經濟の議を可決せり。 それよりして委員會は經營に關する諸般の調査に從ひ、水道視察員を長崎・横濱及び東京に派遣すると共に、新に縣當局を介し、衛生局雇工師英人ダブルユー・ケー・バルトンに設計を依頼し、二十五年七月バルトンの來神となり、同氏の設計幾ならずして成るや、市會はこれを容れて水道事業調査假事務所を設置し、各委員の分擔事務を規定し、水道布設議案を編成し、計畫の基礎茲に樹立するを得たりしも、此議案の報告は暫く理事者の篋裡に納めらる。 斯かる間に市會議員桃木武平は、神戸市水

道布設方策と題する一篇を草して水道布設の尚早を論じ、小冊子を要路の人々に配布せしを以て、調査委員等亦辨惑論を草して之に應酬する所あり。布設方案市會の議に上るに及びても、市民の間囂々として尚早、急設の兩説を相闘はして神戸又新日報の紙上を賑はせるあり。其他葺合區民にして農を業とする者、爲めに水利を失ふを恐れて土地の收用を拒み、當局につきて百方水道敷設の延期を請願する等ありて、問題の解決一時困難となりしが、これは鹿島秀麿の調停により、市より同區民に補償を給し、且つ同區をも給水區域に編入することゝして、以て無事落著せしむるを得たり。

敷設案の可決と其善後

市會に提出せられし水道布設案の內容は、荒田村を包容する新生田川以西の兵神全部を給水區域とし、人口十五万に一人一日平均量十五ガロンの水を給し、將來人口の增加に伴ひ更に十万人に給水すべき餘地を存せるものにして、其經費八十二万圓をば起債を以て之を支へんとせるなり。然るに議半にして葺合區との係爭あり、其解決法として補償金を支出することゝなりしのみならず、新生田川以東をも給水區域に編入することゝなりしを以て、更に方案を修正し布設費を增加して九十七万圓となし、二十六年七月三日を以て此案の第一讀會を

開きしに、劈頭に桃木武平の提出せる修正動議には賛成者なく、踵いで議長が原案の大體審議の開始を告ぐるに及び、二三の異論なきにあらざりしも大多數を以て第一讀會の通過となれり。而して逐條審議に入るの後も亦雜給及び臨時費に小修正を加へしのみにて第二讀會を了せしかば、神戸市積年の懸案は茲に始めて眞に其解決の途につくを得て、調査委員より提出せられし敷設費九十七万圓中の三十万圓を國庫補助に仰がんとの議も、滿場一致を以て可決せられ、斯くて七月八日議案全部の確定を見しかば、市長は十三日を以て一件書類を具し知事の副申を經て起工の許可を內務大臣に禀請し、工事經費國庫補助金の禀請に關しては、市會決議の報告を添へ、同じく知事を經由して之を政府に提出し、且つ市會議員横田孝史・山本繁造と共に上京して內務省を訪ひ、禀請の許可につきて懇請する所ありしに、政府は九月二十六日の閣議に於て、補助金を廿七年度豫算中に編入するに決したれば、上京委員等は更に轉じて在野政客の間を奔走し以て議會の通過に力むる所ありしが、同年の議會は此案を議するに及ばずして解散せられ、改選後の新議會亦幾ならずして解散の厄に遭ひしを以て、神戸水道問題も進捗を停止すること更に一年を加へたり。而して此間に於て輸入材料

の昂騰あり、工事費の增加ありて豫算修正の必要生じ、工事費に十一万二千百餘圓、公債費に一万九千七百餘圓、外に將來の變動に應ずる準備金として四万六千七百餘圓、合計十八万圓を追加し、總經費百十五万圓を支出せざるべからざることゝなりしかば、從ひて國庫補助金の請求額をも五万圓を增加し、總額三十五万圓の下附を稟請せしに、事未だ定まるに至らずして日淸戰役の起こるあり、軍國多事を極め、神戸水道國庫補助の件の如き亦何等進捗を見ず、市は爲に頗る窮境に陷れり。代議士濱田儀一郞之を憂ふる所あり、同志を糾合して議會に建議案を提出し、其熱心漸く好果を見るに至らむとして、恰も日淸講和の頓挫し、政府戒心を解く能はざるに會せしかば、此建議案も遂に省らるゝに至らずして了れり。然るに馬關條約成り、財界頓に活氣を呈し來るに及び、市長は二十八年六月初旬更に市會に諮りて國庫補助金稟請書を草し、兵庫縣知事之を齎して上京し、當局に會して說明に努めたれば、國庫補助の議遂に政府の容るゝ所となり、翌二十九年二月貴衆兩院も之に協賛を與へたれど、其補助たる神戸市修正以前の原案に依り、三十万圓五ヶ年等分法によるものなりしかば、市は茲に起債總額に更正の必要を感じ、總額を百十五万圓と改め、之を全工事經費に充當し、國庫補助金をば

募債運用上の豫備資金となさむとして、三月三十一日公債募集及償還方法を同四月八日公債條例設定稟請書を政府に提出せしに、政府の允許する所とならず。されば敷設の認可及補助金下附の令書は夙に四月九日を以て受領したれど、工事に著手すること難く、已むを得ず政府の命のまゝに補助金三年分十八万圓を控除せる九十七萬圓を募入することゝし、十月二十六日漸く其許可を得たり。

既定計畫の擴張

是に於て市は十一月所要の職員を任命し、嚢にバルトンの調製せし設計を基礎として調査を始めしに、給配水量一人宛平均三立方尺とし、二十五万人を養ひ得べき設備のみにては、爾後の人口の迅速なる膨脹に應ずべくもあらずして、少くも給水人員を三十五万人迄に見積らざるべからざることを覺り、從來の設計に比し著しき擴張の必要を感じ、從ひて敷設費總額を三百九十二万圓に增加せざるべからざるに至りしかば、市債既定額九十七万圓に加ふるに、新に百九十四万圓を以てし、合計二百九十一万圓となすのみならず、更に既定の國庫補助金三十万圓の外、市費より布設費への繰入金十四万圓、及び三十六年より向十二ヶ年經常水道費に對する市費補給額三十六万圓を加へ、尙ほ國庫補助金として新に受くべき六十八万圓の中、三十四年迄に得べき見込ある二十四万圓を合せて二

れに充てむとし、翌三十年五月二十六日新に設計擴張の稟請書を出し、起工の式をば二十八日に之を擧行したれど、實際の工事をば補助金の確定を見る迄休止の狀態に置きしが、補助金の明治三十四年より五ヶ年間に十万圓宛第六年に十八万圓、總計六十八万圓を給すべきこと閣議に於て內定し、神戸市の願意貫徹すと聞くに至り、始めて工事に著手せり。然れども物價騰貴の爲め餘裕なき資金は忽にして不足を感ずることゝなり、豫算額を以て所期の工事を完成せむこと到底保し難きこと明白となりしを以て、市當局は窮餘一策を案じ、曾て設計中に萬全を期し、雨量標準見積を實際よりも遙に寡少ならしめたるを顧慮し、一部貯水池を控除するも實際に支障なしと斷定し、其筋の指令を受けて設計を變更し、工費の節減を計り、以て豫算の範圍內にて工事を完了せむことを力めたり。

國庫補助の決定

　物價騰貴に伴ふ不足額は斯くして之を償ふを得しも、日清戰役後內閣の交迭議會の解散等相次ぎ、國庫補助金の下附は議會の協贊を得る能はず、懸念を懷きつゝ施せる工事は、新舊兩設計の間に彷徨する粗雜なる假工事なりしかば、若し斯くして遂に休止せば忽にして頹壞の虞あるものなりき。故を以て市長は事情を主務省に訴ふると共に、三十一年五月末開會の第十二議會に望を屬し、政界

の形勢を觀望しつゝありしに、同議會も亦解散となりたれば、纔に追請補助金に關係なき四工區のみに於て工事を續くるに過ぎざることゝなれり。然るに議會解散後組織せられし隈板內閣は其成立後幾ならずして倒れ、十一月山縣內閣其後を承くるに及び、衆議院の多數黨との結托により、一瀉千里の勢を以て政府案を通過せしむるを得ることゝなり、神戸水道國庫補助案も松方內閣に於て內定せる如く、六十八万圓を六ヶ年賦を以て下附さるべきに決せり。

水道市債とモールス事件の始末

第一回市債は二十九年十一月告示の條例により、額面九十七万圓、利子年六分とし、四十五年間（後三十二年間となる）に抽籤法を以て償還することゝ定め、翌年匆々募集に著手せしに、一般財界の歡迎する所となり、遂に額面超過額一万五千八百圓に達するを得たり。而して追加稟請に係かる百九十四万圓の市債募集は、三十二年五月下旬許可の指令を得、六月三十日條例を發布し、發行額面百九十四万圓、利子年六分、發行より十ヶ年据置、其翌年より、三十六ヶ年以內に抽籤により償還することゝせり。然るに將に其募集に著手せむとするや、會ま金利漸く高騰し、募債困難の兆ありしかば、新に條例中に額面より一割以內の割引をなせる價格にて募入するを得る條項を設け、此條項により約九十三圓にて募入せむとせしに、市

内銀行團との協定成らざりしを以て市當局は已むを得ず外資に依らむとし、七月百圓につき九十二圓の價を以て額面百万圓を横濱なる米國貿易會社代表モールスに賣渡すべき契約をなし、同月十五日半額の四十六万圓を領收せり。然るに殘半額の受渡に際し、證書面に記載せし條文の解釋に彼我見解の相違を生じ、還債貨幣につき議協はず解決困難となり、前約の履行到底望み難きに至りしを以て、遂に殘半額五十万圓に豫定全額百九十四万圓中未募集にある九十四万圓をも合して百四十四万圓を他に調達せんとせしに、當時金融益〻逼迫せるのみならず、十一月以降市內ペスト病の流行により貿易頓挫を來し、各銀行いづれも貸越の嵩みし際なりしかば、市債の引受を肯んずる者なく、市は已むなく翌年四月日本商業銀行に交渉し、額面一割引となす外種々銀行に有利なる條件を附して契約を結び、額面百四十四万圓に對し百二十九万六千圓を收納するを得たり。而してモールスとの紛議は其後和解となり、其結果額面五十万圓を折半し、其一半を當初契約の價格にて市に買戻し、殘半額二十五万圓をば英貨支拂の市債に引き直すことゝ定まりたれば、市は新に英貨支拂の市債條例を設定し、卽時支拂の二十五万圓に關しては、額面一割引を以て日本商業銀行より借入れたり。斯

くして第二回募債の缺損は十八万九千圓となり、財政上大打擊を被りしも、工事は爲めに多大の遲滯に至ることなく、著々其進捗を見たり。唯烏原水源工事のみは用地收用の困難に遭ひ、工程著しく遲延せしのみならず、紛爭の結果賠償金をも增額せざるを得ざることゝなり、爲めに二十六万四千四百圓の不足を來せり。されば之に合するに第二回起債に依る前記の缺損金を以てする時は、不足金合計四十五万三千四百圓となり、內不用工事材料の賣拂等による雜收入十万二千四百圓を控除するも、尚ほ三十五万一千圓の缺損となれり。因りて之をも市債に依りて補塡せむとし、三十六年四月條例を發表せしも、當時募債の困難依然として去らず、額面の八割五分以上の手取金を豫期する能はざりしかば、起債額面を四十一万二千五百圓、利子年六分、三ヶ年据置、翌年より三十九ヶ年內に抽籤法を以て償還するの條件により、市內十銀行と契約を結びしに、愈〻募入に著手せる頃金融次第に緩慢を告げしを以て、應募價格豫定を超え、額面三十九万圓を以て、所要の三十五万一千圓を滿すを得たり。

第一次水道の完成

原計畫圖の工事全部成り、屆出を了せしは三十三年一月にして、三月水源構場の整頓を終へ、二十四日を以て通水式を擧ぐるを得たれば、三十日水道事務所徵

せられて、四月一日水道部新に置かれ、經常經營を掌ることゝなり擴張圖の施工事務をば別に水道臨時工事部を設けて、之を管掌することゝせり。此工事も前述の如き財政上相踵げる困難の爲め、一時頓挫せむとせしが、三十六年最後の起債の好結果を呈してより、工事大に進捗し、同年末には主體の工程八分五厘を成就し、遂に明治三十八年五月期限に先だつこと三ヶ月にして竣工するを得、同月十五日屆出をなし、二十三日監査完了の通牒に接し、十月竣工の式を擧げ、十二月を以て水道臨時工事部を閉鎖するに至れり。

工事の連絡と材料の輸送裝置

工事は方針として精緻を旨とし、事務は專ら市職員直接之に從事し、作業上の聯絡を敏活ならしむる爲めには、各事務所構場間に私設電話を架設せり。北野沈澄池築造及び水源放水路開鑿の如きは、已むを得ず之を請負業者に委ねしも、其材料は市より之を供給し、工事中樞要なる箇所には市職員直接之に當れり。主要材料中の砂及び石材等は、施工地域にて之を發見し、人夫をして隨時採取せしめしも有れど、セメント・煉瓦・石灰・砂利の如きは商人の手よりして之を購入せり。其購入に際しては、豫約を以てし、布引谷の需要品に對しては生田川口を、烏原谷及び奥平野構場に送致すべきものにありては、湊川口を揚陸地と指定し、そ

れより軌道にて運搬せしが、烏原谷・奥平野用の軌道は直接に構場地迄通せしかど、布引谷に向へるものは苧川谷を以て終點とし、それよりして五本松構場に達するには尚ほ峻坂七町を餘し、而かも此間機械應用の便なかりしを以て、已むを得ず人馬の力に依れり。　北野構場は材料を要すること多量ならざりしを以て、特に軌道を設くることなく、納入者をして構場下迄搬來せしめ、それより構場地に至る急坂には汽力索揚機械を使用せしも、セメントのみは布引線軌道を利用し、熊内橋より分岐せしめて以て索揚機に聯絡せり。

セメント及び築堤工事

　材料中主要部を占むるセメントは、大阪セメント會社其大部分を供給し、殘餘は中央セメント會社及び日本セメント會社の供給に係かりしが、品質の良否は工事の成績に重大なる關係を有するものなるを以て、揚陸地毎にセメント檢査場を置き、購入に方り精密なる檢査を施し、合格品のみを各構場内の倉庫に分配し、練土には汽力機械を用ゐ、立ヶ畑築堤の如き同時に六臺を運轉せしことすらあり。　堰堤根の掘鑿は地盤の震動を惧るゝよりして概ね手鑿に依り、皮層岩のみには少しく火藥を使用せるも、地盤岩層には一切爆破を行ふを避け、堰堤を築造するには先づ根掘岩面を洗滌して、其洗滌面にセメントを撒布し、之を摩擦せ

る後セメント三、石灰一、スルキ二、細砂六より成るモルターを布くこと厚さ一寸、鑿面の凹み且つ狹隘なる部分には直ちに之に粗石工を施せしも、其他は凡て二晝夜を隔つる後先づモルターを布き、濕氣を加へし粗石を併列し、栗石を以て空隙を篏塡し、打擊によりて表面に溢出するモルターを均齊せる後、更に次層を築き、一日の築程をば粗石二重其高さ二尺內外と限定して、一日の工終る每に圍壁を設け水を湛へ以て築石面の保護に備へたり。而して五本松及び立ヶ畑は其地高峻にして冬季寒冷なるより、築堤の作業中煉材の結氷するあらむことを恐れ、五本松にては二・三の兩月、立ヶ畑にては十二・一・二・三の四ヶ月工事を休止し、尙ほ立ヶ畑に於ては夏季の劇燥を惧れ八・九の兩月にも休止せり。

セメント以外の材料中、鐵管鐵具に關しては其大半を歐米の製品に仰ぎ、補ふに市內の石田鐵工所以下阪神各小工場の製品を以てせり。石材・細砂・眞砂土・粘土等は殆んど之を市內に採りしが、就中石材・眞砂土をば、之を工事地附近に、細砂の水源工事用に係かるものをば之を其溪流域に求めしが、布引工事用としての購入五百八十坪、採取七百六十坪、烏原工事用としての購入百五十坪、採取二十二坪に達せり。粘土は其初め之を淡路に仰ぎしも、價格甚だ不廉なりしを以て後

之を附近に求めむとし、遂に之を會下山麓西方に發見するを得て、爾後之に依ることゝせり。專ら奧平野工事に使用せられし漆膠土は、其原料を宇治野山に求め、輕便軌道によりて之を所要地に運搬せり。砂利は市內に產するもの稀なりしを以て、使用總量四千五百坪の內、工事地附近に採りしもの、奧平野に於て八十五坪、烏原にて五坪ありしのみ、大部分は之を明石・舞子の海濱に仰ぎ、補ふに淡路西岸のものを以てせり。煉瓦は主として和泉貝塚產のものを用ゐ、石灰は之を伊豫・土佐に仰げり。

敷設費收支と低利債借換の成功

工事に要せし總經費は三百四十五万五千八百餘圓にして、其主なる費目は俸給・雜給・需用費合計三十万七千三百餘圓、市債費四十一万二千四百餘圓、信號及電話費六千九百餘圓、建築費四万四千六百餘圓、賠償費六十六万八千九百餘圓、調査費二千百餘圓、工事費百九十二万九千八百餘圓、臨時費八万二千六百餘圓なり。これに對する收入は國庫補助金二十四万圓、市債の實收額三百七万二千圓、市費補助金十四万圓、雜收入十三万一千餘圓、合計三百五十八万三千餘圓にして、これより總支出金三百四十五万五千八百餘圓を差引ける七万七千餘圓の剩餘金は經常水道費中に繰入れたり。水道公債三百三十万圓は逐年償還の結果、四十三年

一月には二百六十八万四千四百圓を殘し、是年の償還額を控除するも尙ほ二百六十二万八千圓を算せり。時恰も金融緩慢となり、加之國債の償還ありて金利著しく低下し、且つ政府にても低利債發行の意あるを知るや、鹿島市長は此趨勢を看取し、年利率六分の既發行水道公債を低利債に借換を爲すの有利なるを認め、八月五日條例を制定し、年利率五分額面二百七十万九千圓の新規水道公債を起さんとし、市會の決議を經、大藏省の認可を得るや、銀行業者と協定して、額面百圓に付九十七圓とし、十一月これが募入をなし、舊水道公債全部の償還をなすを得たり。

上水道設備
貯水池及び
淨水構場

茲に第一次水道工事の大略を敍し了るに方り、其完成を見し當時卽ち明治三十八年に於ける設備の一般を述ぶるの要あり。布引貯水池は生田川の上流字五本松の廣濶なる溪谷に、高百十尺長三百六十四尺幅十二尺の堰堤を築造し、溪水を堰き止めしものにして、其滿水面積五町八反餘、貯水容積凡そ十三万五千立坪餘に及び、十一万四千八、九十四日間の給水量を貯ふ。池水流れて鼓瀧に至れば鼓瀧取水場あり、一部の水量はこれより鼓瀧導水路を經て北野淨水構場に送られ、餘水は流下して雌瀧取水場に至り、これより雌瀧導水路を辿りて奧平野淨

水構場に至る。烏原貯水池は烏原谷字立ケ畑にあり、其堰堤は高百一尺長三百七十二尺幅十二尺にして、貯水の滿水面積十二町餘、容積凡そ十七万立坪にして、十三万六千人九十一日間の給水量を貯ふべし。貯水は烏原導水路によりて奥平野淨水構場に至る。此所には北野の如き沈澄池の設けなきを以て、强雨の際流入する濁水を處分する爲め、烏原貯水池の堰堤下方に沈澄池の設あり。北野淨水構場は高燥地域に給水する目的にて設けられしものにして、北野町一丁目丘陵地帶の半腹海拔凡そ三百尺に位す。構內には量水池・沈澄池・濾過池・取水池及び濾砂洗滌池の設あり。奥平野淨水構場は前者の給水區域を除ける市內全般に給水する目的にて設けられ、市內奥平野村の東端にあり、海拔凡そ百六十尺にして、構內の設備は沈澄池を除き北野淨水構場と同樣なり。

第一次計畫の配水管

市內配水の爲め敷設せる配水本管は北野・奥平野兩淨水構場の淨水池に發し其北野より出づるものは九吋管、奥平野より出づるものは二十四吋管と十八吋管とを以て各配水地域を廻れど、末流に至るに從ひ分岐縮小して最小四吋管に至りて止む。此等大小の配水管の總延長實に九十哩に達せり。

當初の給水

工事竣成に先だち、三十二年原計畫工事の大半を了するや、井水不良に苦しめ

戸數

る一般市民の希望を察し、非濾過上水の假給を始めしに、給水を乞ふ者甚だ多く、翌年二月下旬本給水に移らむとせる際には、既に放任水栓千二十三戸、計量水栓四百二十六戸、共用千六十四戸の多きに及び、其外請求中に係かるもの數千戸に達するの盛況を呈したりき。然るに本給水後の給水需要戸數は假給水の頃の如く多數ならざりしかば、當局者は其減少の原因有料となりしに在るを察し、給水管敷設工費月賦償却法及給水用具貸與法等を制定し、百四十三の申込所を置きて大に勸誘につとめ、同年十二月末には七千五百七十七戸の需要者を得るに至れり。

擴張計畫と其財源

其後四年、明治四十二年に至りて水道工事擴張の必要起これり。是蓋し三十八年竣成の第一次水道工事の規模狹少に失せると、爾後人口增加の豫想外に急激なりしによるものにして、單に一人宛實際消費量の當初推定給水量を遙に超過せしのみならず、給水戸數數年の增加も亦初期の豫想に倍するものあり、給水設備の擴張焦眉の急に迫りしを以て、四十二年十月十八日該擴張案の市會に提出せらるゝや、直ちに審員の審議となり、十二月七日委員が原案の妥當なるを報告するや、市會之を可決せり。此案は明治四十三年度以後八ヶ年間の繼續事業

として、工事費九百八十五万圓公債費二百十四万餘圓、總經費一千百九十九万五千圓を計上し、其一部二百四十七万圓をば之を國庫の補助に仰ぎ、八百七万五千圓は市債により、百四十万圓は水道基金より繰入れ、雜收入の見積額五万圓を併せて之を支辨せむとせしものにて、附帶するに八百五十万圓の擴張市債條例及公債條例及公債償還の基礎となるべき神戸市水道基金規程を以てせり。然るに國庫補助の稟請に對して政府は財政整理を理由とし四十四年度以後の補助金下附を肯んぜず、且つ工事開始をも許可せざる旨を指令せしを以て、市は已むを得ず前計畫を變更し、工事年限を延長して四十四年度より十二ヶ年の繼續事業とし、工事費九百八十五万圓、市債費二百四十六万四千五百五十圓合計一千二百三十一万四千五百五十圓は國庫の補助を俟たず、八百八十三万五千圓の市債募集金と水道費よりの繰入金三百四十一万四千五百五十圓と六万五千圓の雜收入とを以て之を支辨せむとの案を立て、是に附帶して公債條例をも更正し、四十四年一月市會の可決を經て更に許可を申請せしに、幾もなくして認可の指令に接するを得たり。然れども此計畫は元來政府の意嚮を慮り已むを得ずして編成せる窮餘の案と見るべきものなれば、市理事者更に考慮を回ぐらし、四十四

年六月二十七日の市會に於て原案復活の承諾を得、繼續年限を八ヶ年に復し、事業費一千百五十万七千七百圓中、工事費九百八十五万圓の四分の一に當る二百四十七万圓を國庫補助に依り、四十五年度より七ヶ年間に交附を受けむとの案を立て、政府に再考を求めつゝ、一方に於ては既に得たる起工許可の指令により、明治四十五年一月を以て烏原・天王谷間隧道の起工準備をなし、二十日地鎭祭を執行して擴張工事の第一歩を起こし、二月二十七日の市會に於て工事費歲入出豫算九万圓を決議せしが、四月五日に至り水道擴張費國庫補助金二百四十二万三千圓を、同年度以後十二ヶ年に割宛て交附すべく内定せりとの政府の通牒に接したり。因りて市會の決議を經て四月三十日更に正式の申請をなせしに、七月一日八ヶ年竣成計畫による施工を許可せられ、同時に國庫補助額も市の申請通許可の指令あり、水道擴張公債條例、實地調査による工事變更に伴ふ收支豫算表の追加更正、及び繼續年期支出方法變更等亦相踵いで其筋の許可を得たれば、市會は同年度歲入追加豫算二十一万九千圓を決議し、大正元年十一月六日水道擴張部處務規程を定め、本部に庶務係・工務係・經理係・會計係を置き、四出張所を設け、各出張所に施工區を區分し、工區每に工營所を置き、各〻其擔任者を任命せり。

かゝる間に施工の準備設計のみならず、一部著手の工事亦漸く進捗を見、支出爲めに增大せしに加へて曩に許可を得し公債の一般財界の金融逼迫の爲め募集困難に陷るあり、已むを得ず一時借入金を以て支辨せしも、斯かる姑息なる手段の損失多き寧ろ利率高き公債によるに若かざるを思ひ、大正二年十一月認可を受け市債百七十万圓を發行し、額面百圓に對する九十五圓、利率年六分、三ヶ年据置、其後十二ヶ年間に抽籤法により償還するの條件を以て十二月募入を了せり。爾後大正三年五月に五ヶ年据置其後三十ヶ年內償還其他前同樣の條件を以て額面二百萬圓を、大正四年九月に二十ヶ年內償還、其他前同樣の條件にて額面百五十万圓を、大正五年九月に額面無割引、二十五ヶ年內償還、其他前同樣の條件にて額面二百万圓を、大正六年十一月二十二ヶ年內償還、其他前同樣の條件にて額面百万圓を逐次發行せり。

擴張の理由と天上再度水源

抑も此擴張の必要は人口の激增によるのみならず、第一次水道計畫に於て一日一人の給水量三立方尺と見積りしに對し、實際の使用量五立方尺に達せるに在るを以て、新計畫により一戶一日使用水量二十五立方尺を基礎とし、新舊兩水道を併せて十万戶に給水せむが爲め、其新水源をば之を有馬郡千刈に求めて一

大貯水池を新設し、且つ現在の貯水池には新に天王・再度兩溪流をも合せて之を擴張せむとし、先づ烏原水源に於て新に天王谷の溪水を引く目的を以て、既設の堰堤に更に九尺の嵩上をなし、以て水深を增加すること十尺ならしめ、斯くして貯水容積一千二百八十万立方尺、七千八百の給水戸數を增加せむとせり。然るに天王谷溪水を引くにつきては、同地に貯水池を設くること地勢上困難なるを以て、字東服に簡單なる堰堤を築造し、斯くして得たる源水を天王導水路により烏原貯水池に注がしむることゝし、强雨の際、烏原谷の源水混濁甚だしき場合、比較的清淨なる天王谷源水を直接貯水池に注ぐの不利を除く爲めには、池側に沿ひ別に備ふる引用渠により堰堤下の取水池に通せしむることゝせり。又天王谷源水につきては水利の既得權鐵道院に存し、之を市に收容せむとせば相當代償を要するものなるを以て、これに對しては別に代償的設備をなせること後に述ぶるが如し。再度谷水源地には天王谷と同じく貯水池を設くる餘地なきを以て、字樫木原に取水堰堤を構築し、斯くして得たる水をば約五十間の隧道によりて奥平野構場に導き、以て直ちに濾過池に送るべき設備をなせり。

千苅水源は有馬・川邊の兩郡に介在し、武庫川の支流をなす溪水によるものに

其設備

して、其集水面積烏原・天王・再度・布引四水源を合せるものゝ三倍に當り、擴張工事中の眼目と稱すべく、且つ神戸水道の主腦部となるべきものなり。而して工事計畫は此溪流を有馬郡道場村の內生野村地內に堰き止め、以て實用容積二億千百万立方尺の大貯水池を構築するにありて、神戸市水道擴張後の給水戸數十万の中、六万四千を此水源の負擔となすのみならず、次期の擴張案實行による給水戸數十三万中の九万七千も供給を之に仰ぐべきものとせり。堰堤は溪水と武庫本流との合流點より遡ること約十一町半に在りて、堤の高さ百二十尺、敷幅百四十三尺、頂幅十三尺、長三百二十六尺、滿水面の標高を五百六十三尺五寸とし、而かも堤頂迄尚ほ七尺二寸を餘すことゝし、將來擴張の際にも應壓強度一平方尺六噸を超過せずして而かも堤頂を高むること二十尺、頂幅をば十二尺となし得る如く設計せらる。堰堤の下方、溪流の東岸に近く水道及び灌漑用として二の量水池を竝設せしが、兩者共に內法長二十一尺幅十尺の長方形をなし、水深十尺を有するものにして、兩池內に開口する三十吋鐵管各二條あり、之により池中に流入する水は塵除鐵格子を潜り、煉瓦積波切通水壁を通じ、幅五尺高二尺五寸の量水板を越えて池外に出づべき裝置なり。千苅水源に於ける最大水量は每秒

一萬五千立方尺にして、之を悉く堰堤より放流せしむるは危險の恐れあるを以て、特に放水路を設けしが、此水路口は池の東岸堰堤を去る北方約百七十間の所に開き、これより池に沿ひ長さ五十一間の隧道を潜りて堰堤の下方に出で、千刈溪流に落つるものなり。

千刈の附屬工事

以上の外に附屬工事として發電所・運搬電車・架空索道・インクライン式捲揚機等あり。發電所には火力による直流五十キロワットの發電機二臺を据ゑ附け、別に汽罐二臺を備へて其原動力となせり。運搬電車は道場停車場より千刈倉庫に至る約一哩の間に敷設せしものにて、軌道は軌間二呎の單線式なるも、道場停車場構內には特に三線を敷き、尙ほ兩端より等距離の所に二鎖十節の待避線を敷設し、終點七鎖をば複線とし、本線より分岐する支線もあり。架空索道はモルター石材等の運搬の爲めにて二線あり、一は延長八百四十呎、一は四百五十六呎其一時間の輸送合計十三英噸なり。

新設導水送水路

擴張工事により新に設定せられし水路は、烏原導水路・天王導水路・再度導水路・布引導水路・千刈導水路・上ヶ原送水路なり。烏原導水路は烏原貯水池より奥平野淨水構場に至り擴張以前にも二十四吋の鐵管を埋沒せしめありしものなる

に、今回の工事にて更に加ふるに隧道線を以てせるなり。蓋し擴張の爲め天王谷の水をも烏原貯水池に入るゝことゝせるより、既設線以外に導水路を要するに至りしも、路幅狭隘にして既設水路の擴張を容さざるものありしを以て、今隧道線新設の必要を見しなり。天王導水路は天王源水を烏原貯水池に導くが爲めに新設せるものにて、開渠及び隧道の延長合計六百六十三間とす。再度導水路は再度源水を奥平野淨水構場に導くが爲めの新設にして、隧道の延長四十八間なり。布引導水路は布引堰堤下より北野淨水構場内の喞筒室に至る延長七百十八間の十二吋埋設鐵管にして此水力を利用して喞筒を動かし、以て上ヶ原淨水構場より送り來る淨水を北野構場内なる高層及び中層淨水池に昂揚する裝置あり。千苅導水路は千苅貯水池より上ヶ原構場に至るものにして、貯水池堰堤を潜流する水は量水池にて計量せらるゝ後、隧道・暗渠・水路橋等により山嶽起伏の間を貫き、更に高渠水管橋によりて鐵道線路を越え、川邊郡川面村に至り、それより内徑三十吋鐵管によりて上ヶ原構場に入る、其延長實に八千二百八十八間なり。上ヶ原送水路は淨水を上ヶ原構場より市内熊内・北野及び奥平野各構場に送るものにて、特に逆水管の名あり、上ヶ原調整池より發し内徑三十三吋

の鐵管を以て、武庫郡大社村・西宮町・精道村・本山村・住吉村・御影町・六甲村・西灘村を通過し、市內熊內橋通三丁目に達し、それより分岐せる二十四吋鐵管延長百四十三間の熊內支線は熊內淨水池に至り、幹線更に延長し加納町一丁目に及へば、茲に再び十六吋管延長二十七間半の分岐線を出して北野構場內の喞筒室に至らしむ。幹線はそれより三十吋鐵管により奥平野淨水構場に至り上ヶ原よりの延長實に一万三百三間に及ぶ。

淨水池の增設と奥平野淨水構場

次に各構場內設備の擴張を誌さむに、擴張前八個の濾過池と三個の淨水池との設ありし奥平野淨水構場には別に一個の急速濾過池と三個の淨水池とを、三個の濾過池と二個の淨水池との設ありし北野構場は更に高層配水用、中層配水用の淨水池各二個を增築し、市內熊內橋通に新設せる熊內淨水構場には新に淨水池二個を、武庫郡甲東村に新設せる上ヶ原淨水構場には濾過池八個を構築せるを以て、斯くして增築せる淨水池の合計九、給水量の增加七十三万九千五百四十九立方尺、濾過池の新設は九、濾床面積の增大約二十三万八千四百平方尺なり。更に之を詳說すれば、當初奥平野淨水構場の構內一万六千八百五十八坪なりしを、擴張によりて更に二百七十一坪を增し、新設せる二階建煉瓦造の急速濾過室

は其大さ長百五十二呎六吋幅三十六呎八吋にして、其内部には内法長二十四呎、幅十二呎深九呎四吋の鐵筋混凝土より成る十個の等形濾過槽を備へ、尚ほ次期の擴張に際し二槽を增設し得べき餘地を存せり。又新設せる三淨水池は既設の三淨水池と共に、神戸市中海拔百尺以下の地域に於ける見積戸數六万九千の給水負擔を有するものにして、三池皆其大さを同じくし、長百四尺、幅百三尺有効水深十尺なれば、三池合して總容積二十八万一千八百六十九立方尺なり。構内の北端にある濾過用砂の洗場には五十坪の砂置場と、百五十坪の洗砂置場との外に機關室あり、石油發動機によりて洗砂を行ふ。構内の特設沈澄池は構内不用水を集收して鐵道院所屬溜池に送るものにて、天王谷溪流の既得水利權を有せる鐵道院に同溪流を遮斷の代償として神戸市が設備せるものなり

北野淨水構場の設備

北野淨水構場は其當初の坪數一万四百四十二坪なりしも、擴張によりて更に一千九百五十一坪を增加せり。其新設高層淨水池は構内北方山腹にあり、高層地域即ち市中海拔二百尺以上の部分にある見積戸數二千二百に給水する爲め設けしものにて、全部鐵筋混凝土より成り、直徑九十尺の圓形の等分によりて成る二池の深さ各十四尺、有効水深十尺總容積約五万四千百立方尺あり。新設の

二ヶの中層淨水池は中層地域卽ち市中海拔百尺以上二百尺以下の部分に給水するを目的とするものにて、總容積約十一万五百立方尺あり、擴張前に既設せる二池の供給見積戶數千六百五十と合し豫定給水戶數八千八百を負擔す。擴張以前には布引貯水池の水を自然流下法によりて導き、市中中層地域に配水し來れるも、擴張工事に於て中層高層共上ヶ原淨水池の水を該地域の給水に充てし爲め、高度の關係上自然流下法を採用するを得ざるに至れるを以て、改めて布引貯水池より奥平野構場への導水の落差により生ずる力を利用し、喞筒裝置を以て揚水することゝなせり。

熊內淨水構場

熊內淨水構場は市內熊內橋通に新設せしものにて、構內一千九百九十二坪あり、市中東部の低層地域に在る二万戶の給水を負擔すべき淨水池二個を此處に新設す。二池の大さ各長百二十二尺、幅百十九尺、有効水深十尺、總容積二十六万五千四百十七立方尺あり、其武庫川送水管幹線よりの分岐點には、瓣室を設けて本支管の水量を調節す。

上ヶ原淨水構場

上ヶ原淨水構場は武庫郡甲東村字上ヶ原新田甲山の麓に新設せるものにて、構內二万五千二百三十二坪、源水池・沈澄池・濾過池及び調整池を有す。源水池は

長二十八尺、幅十尺、深十尺、滿水面の標高三百三十五尺餘、全部鐵筋混凝土より成り、千刈より來れる源水を超堰により計量す。沈澄池は圓形にして直徑百九十尺、水深十尺、濾過地に對し三時間分の水量を容る。濾過池は其濾床面積二十二万八千四百九十九平方尺にして、構內の大部分を含み其狀蛇の目の一部缺けたるが如し。大體を圓形とせるは構場の地形に循ひしものにて、外圓の半徑三百二十五尺、內圓の半徑百三十尺、全部鐵筋混凝土より成り、八池に分る。調整池は此圓形の中央部にありて、池邊は直徑百尺の圓を畫き、濾過池の內壁と八十尺の間隔を保ち、濾過水を送水するに方り、其水量を調制する爲めに設けられ、七万九百立方尺の貯水量を有す。

擴張後の配水管

配水管に本管と支管の別あり。本管は高層・中層・兩部にありては一戸一日の見積最大給水量六十五立方尺に、防火用一分間六十立方尺を加算したるものを、低層部にありては一戸一日の最大給水量六十立方尺に、防火用一分間百立方尺を加算したるものを配水し得るを標準とし、其實用水頭を六十尺以上に保つべく算定したり。

擴張工事の

工事は大正七年度末迄に豫定計畫の大體を了し、部分的の加工及び事務の整

歲入

理を除すのみとなり、經費も其大部分をば既に支出し了れるを以て、爾後は繰越金及び雜收入により殘餘の支出をなせり。明治四十四年度以降大正七年度末に至る擴張工事總歲入の累計は一千百二十四万一千餘圓、歲出累計は一千五十万餘圓、此剩餘として繰越されたるは七十四万一千餘圓にして、歲入內譯は補助金八十一万五千圓、市費よりの繰入金百九十三万六千圓、雜收入五十五万圓、市債七百九十四万圓、歲出內譯は給料・雜給合計八十八万九千圓、需用費五万一千圓、電話費一万七千圓、建築費十万三千圓、賠償金九十三万七千圓、調查費二万二千圓、工事費六百二十万二千圓、雜費一万八千圓、市費への繰入金三千圓、市債費二百二十五万五千圓雜支出四千圓なり。

給水狀態

水道開始以來の給水狀態を見るに、明治三十三年末の給水戶數七千五百は翌三十四年に至りて倍加し、三十五年には更に增加して二万三百となれり。爾來三十九年に至る四年間は每年僅に二千餘戶を加ふるに過ぎざりしが、四十年には一躍三万五千戶を算して市內總戶數の約三割八分を占むるに至り、當初の給水豫定數三万七千九百戶に對し殆んど其極限に達せり。其後四十二年即ち擴張當年には給水數三万七千五百戶に達したるを以て、夏季に給水の不足を感じ

使用制限の必要を見るに至りしが、爾來給水の不足を告ぐること比年、四十四年に至りて最も甚だしかりき。而して其玆に至りしは當初一人宛使用量の算定過少に失せるによると認められしかば、應急の防止策として從來の給水規程に改正を施し、從來官公衙・會社・病院等の特殊なる場所を除き、家事用としての一般需用者には專用・共用に論なく放任供給をなし來れるを改め、一樣の計量水栓を裝置して供給することゝなし、此改正規程を直ちに全市に實施せしに、給水の不足稍、緩和を見、其後一兩年間は夏季と雖給水制限の必要生ぜざりき。然るに大正二年給水戸數四万六千六百に增加し、且つ數十年來の旱天に遭ひ、夏季の給水又不足を來せるを以て、九月十二日に噴水撒水使用を嚴禁せるを始めとし、爾後屢、給水制限に關する布告を發し、市中一般に給水時間を限定し、船舶給水は全部之を止め、以て不足の緩和に力めしも、尙ほ不足となる恐れありしかば、十月一日大阪市と契約し、其水道の補給を仰がむと計畫するに至れり。此計畫は十月二日に至りて豪雨により中止となりしも、翌年以後夏季給水に不足を告げざる年なかりしかば、當局者は節約勵行の達示其他の方法により其緩和に苦心し、大正六年夏季長期の旱魃に遭ふや、給水區域を八區に分ち、一日二回二時間宛の輪番

給水を始めしが、後にはそれすらも繼續し得ざるに至りしを以て、改めて一日一回となし、船舶の給水は大阪市水道の補給に依り、其運搬のため毎夜小蒸氣船を大阪港築に回航せしめしも、而かも市内の給水益〻困難を極めしかば、應急處置として井水の無料檢査をなし、之を使用せしむると共に、近隣の村落より飲料水の搬入をなさしめしが、吏員は尙ほ配水の及び難き區域に對する給水方法及び火災に對する非常警戒等に忙殺せられ、其辛勞晝夜に亙れり。然るに第三次擴張工事漸く竣成に近づき、給水も亦潤澤を加へ來れる爲め、同年度末には給水戶數を增加し得て六万四千八百に達し、翌七年度には七万の多きを算するに至りしかば、近き將來に給水不足の經驗を再びする恐れなきことゝなれり。

水道費歲入　終りに臨み市營事業としての水道經理狀態を見るに、其收入の部に於て營業上の收入たる使用料・手數料及び導水收入等の合計は、給水開始の明治三十二年に纔に一万二千餘圓なりしも、翌年は一躍八万八千圓となり、爾來增加率漸次に昂上し、明治四十年には二十六万一千圓、四十一年には三十四万六千圓となり、四十二年乃至四十四年の三ヶ年は殆ど增加を見ざりしも、大正元年度より又年々十万圓以上の急激なる增加を續け、大正七年には實に百十九万六千圓となれり。

水道費歳出

支出の主なるものは經常費として給水費・俸給・雜給及需要費・公債利子及元金償還費・信號電話費・建築修繕費・工事費・船舶給水費・臨時工事費・維持費・導水費・量水器費等、臨時費として俸給・雜給・水源工事費・配水工事費・借入金費・擴張費繰入・導水工事費繰入・船舶給水費・工事費・公債整理費・公債利子及元金償還費等にして、明治三十二年の支出は纔に四千餘圓なりしも、三十三年に十三万圓となり、公債整理の爲め特に膨脹せし四十三年の三百二万七千圓を除けば、爾來年々增加し、大正七年には百二十一万六千圓となれり。　公債元利の償却は明治三十三年に始り、同年約九万三千圓、翌三十四年に十五万一千圓を支出せしが、爾來年々增加し、三十九年に三十五万三千圓を支出せるを最高とし、それより漸次減少して大正七年には十八万四千圓となれり。

水道費特別收支

純收入と見るべき使用料・手數料及び導水收入の大正七月迄の累計は八百四十四万四千圓にして、此期間の總支出は一千二百四十三万七千圓なり。　而して此總支出中より四十三年公債借換の際の特別支出二百六十二万一千圓を減ずれば九百八十一万六千圓となり、純收入に對し尙ほ百三十七万二千圓の超過を見る。　此收入不足は雜收入・各種補助金等によりて補塡し來れるものなるが、抑

も斯かる經理狀態を示すに至れる原因は、擴張の必要上每に收入に先んじて支出を要するの已むを得ざる勢に制せられしに在るものとす。

大正七年度の水道費

之を大正七年度水道經營費に徵するに、收入は使用料九十八万九千九百餘圓、手數料二千四百餘圓、導水料十九万四千二百餘圓、雜收入三万百餘圓、前年度繰越金三十八万三千圓總計百五十九万九千餘圓を算せるに、支出は經常費に給料・雜給需用費計十一万五百餘圓、建物修繕費二千四百餘圓、維持工事費四万六千九百餘圓、量水器費五万三千九百餘圓、導水費十九万一千三百圓、船舶給水費九万二千五百餘圓、雜支出吏員給與基金・財產管理費・公金取扱費計四千百圓、臨時費に工事費三千百餘圓、船舶給水設備費十二万四千圓、公債元利償却費十八万四千七百餘圓、總計八十一万三千四百圓に過ぎざれば、之を前記收入に比すれば七十八万五千六百圓の剩餘金を生ずべけれど、此支出の外に尙ほ擴張工事費として繰入るべきもの四十万二千二百圓を計上せしを以て、之を合算すれば總支出額百二十一万餘圓となり、結局剩餘金は三十八万餘圓となれり。比較的經理狀態に餘裕を示せる大正七年度にして尙ほ上述の如し。又以て水道經營上新規工事の爲め經理上如何に切迫を感じつゝあるかを知るべきなり。

船舶給水事業

水道と共に記すべき市營船舶給水事業は、明治三十八年四月に著手せり。是より先き明治三十一年船舶に良水を供給する目的を以て組織せられし神戸良水株式會社は、神戸市水道の給水開始の頃より船舶に對する給水を開始せしが、出入船舶の年を逐ひて增加するに伴ひ、之が給水を私營に委するは種々の支障を免れずとて、三十八年四月良水會社の事業を買收して市營とし、給水船十八隻を以て事業に著手し、同年內に五隻を新造し、船舶給水事業經濟を特別會計とし、四十四年度より之を水道費に合併せり。 今同事業の成績を見るに、日露戰役中減退せる出入船舶も、平和克復後の三十九年には漸次舊に復せむとしたれば、一日の給水量を約一千噸と豫定したれど、偶、同年ペスト病神戸に流行して給水成績豫期の如くならず、年末に及びて出入船舶多きを加へたれば、新に喞筒船二隻水船二隻を加へたり。 四十年には橫濱市水道に支障あり、爲めに神戸港にて給水を需むる船舶激增せるを以て、給水量は前年より約三万噸を增して二十一万五千噸に達せり。 四十一年觀艦式參列の爲めの多數の艦船出入せるに拘はらず、海運界の不振の爲め同年の給水量は前年より一万餘噸を減少せり。 而して此年給水用船舶の整理改造を行ひ、古船一隻を廢し代ふるに新造船一隻を加へ、

合計二十七隻を以て給水せしが、海運界の不振は翌四十二・三兩年にも及び、爲めに給水量著しく減じ、兩年共十七万五千噸を超えざりき。然るに海運界は四十四年より頓に好況を呈し、出入船舶著しく增加したれば此年の給水量は二十万六千噸を超え、前年よりの增加三万二千餘噸にして、尙ほ引續き增加すべき傾向顯著なりしかば、古船三隻を廢し、給水船二隻を新造し合計二十八隻となし、東川崎町二丁目所在舊良水會社の建物を假用せる市從來の船舶給水所の狹隘不便を感ぜしを以て、大正元年同町蟹川海岸約二百坪を埋立て事務所及び附屬倉庫を新築せしが、此年の給水量は二十四万三千噸に達せり。大正二年九月旱天の爲め市水道の貯水枯渴するや、制限は船舶給水にも及び、終には給水を爲すを得ざるに至らむとせしかば、神戸機關士協會は此危機を救はむが爲め自ら給水に當らむとして市の給水船の一時貸與方を請願するありき。此年給水制限の解除せられし後にも、苦き經驗を嘗めし船會社は萬一を顧慮し、成るべく神戸以外の港にて給水を受けむとするに至りしを以て、海運界の依然好況なるありしにも拘はらず、神戸市同年の船舶給水は前年に比して僅少の增加を見しに止まり、總量二十五万噸を超えず、翌大正三年には歐洲大戰勃發の影響を蒙り、給水量二

十三万噸に達せず、大正四年には引續き出入船舶の増加を見ざりしかど、艦隊の入港多かりしにより、給水量は前年より増して二十六万噸を算したれど、大正五年の給水量は前年よりも減少し、二十五万噸に達せず。大正六年夏季大旱の爲め大正二年の經驗を再現せむとせしも、遂に事なきを得たるのみならず、此年海運界の好況は出入船舶を激増せしめ、延きて給水量も三十万噸を超え、大正七年には更に前年より増加すること三万噸、總量三十三万噸を算せり。而して大正七年の給水設備は陸上よりの給水には市營の四吋及び八吋管各一本と、船會社各自に備付けたる自用船舶給水栓十八本とにより、海上に於ての給水には市の小蒸汽船三隻、喞筒船九隻、水船十九隻、小廻船三隻、荷足船一隻を使用せしが、此等の設備は一日約千噸の給水能力あり、尚ほ同年小蒸汽船・喞筒船各一隻、水船二隻を新造することゝして其給水力の増加を圖れり。

二　電氣事業

市營以前の電氣事業

神戸市には上水道以外に電氣・病院・公設市場及び食堂等の市營事業あり。電氣事業は其規模の大なる點に於て、水道と共に市營事業中の雙璧と稱すべきも

のにして、其始め市財政の關係上私設會社に委ねしを、大正六年に至り之を買收して以て市營となせるものなり。蓋し電氣事業の如き市民の日常生活に缺くべからざる文明的施設は、公共團體の經營によらざるべからずとは、市有識者の夙に認むる所なりしを以て、市も之に關し周密なる注意を拂ひ屢、調査を行ひ、遂に明治三十七年の市會委員會にて之を市の經營となすの適當なるを決議せしことあり。然るに爾後調査機關を置き更に之を精査するに及び、直ちに市の經營となし難き事情あるを認め、暫く之を私設會社の經營に委し、適當の時期に買收して、以て市の經營に屬せしむるを可とすることゝなりしかば、遂に當時出願中に係かる私設電氣鐵道會社の設立を許可せり。但し電燈につきては是より先き神戸電燈會社の明治二十年十月二十五日資本金十万圓を以て設立せらるゝあり、二十一年一月二十六日許可を得てエヂソン第八號型二臺、同第十號型二臺即ち白熱燈十六燭光四百燈用の發電機四臺を以て事業に著手し、同年九月十日點燈を開始し、開業後五年即ち明治二十六年には點燈數三千二十七を算し、日清戰役後更に激增し、三十五年九月五日には須磨村にも送電を開始し、四十一年末には點燈數四万、四十三年末には十一万を超え、大正元年には十七万に達せり。

加之同會社は明治三十九年三月電力の供給をも始めしが、最初は纔に六臺二十九馬力の發動機に供給するに過ぎざりしも、爾來年々增加して、大正元年には三百八十臺千二百五十二馬力となれり。

電鐵敷設と市會の態度

明治三十七年以前に於ける電氣鐵道の計畫は、明治二十六年池田貫兵衛外七名と土居利正外四名とより出願せるを以て嚆矢となす。就中前者は後年特許を得し神戸電氣鐵道株式會社の基礎を成せるものにして、敷設豫定線路は現在のものと大差なく單線延長七哩とし、許可の日より起算し六ヶ月以内に著手し、著手後六ヶ月以内に竣工せしむべく、軌條は三十磅乃至四十磅の凹字形鋼製のものを用ゐ、二十八人乘の客車十四臺を運轉せむとせり。然るに此設計中に里道使用の件ありしを以て、縣當局は其支障の有無を神戸市會に諮問せることありしが、其後明治二十八年出願者が其設計を變更し、里道を使用せざることゝせしを以て、此難關は自ら排除せられたり。然れども同年七月二十三日の市會は電氣鐵道の經驗淺き我國に於て一般に得失を速斷し難しとするも、少くも神戸市の如き、市街狹隘にして高低迂曲甚しく、而かも海陸百貨の出入頻繁なる都市に於て、直ちに之を敷設するは危險少からず、加之其目前に横はれる給水事業に

大影響を及ぼすべきに思ひ至りて、終に電氣鐵道敷設は時機尙早なりと決議せしかば、電氣鐵道敷設の事茲に暫く頓挫せしが、其後世運の進步に促され市民電氣鐵道の必要を感ずること切なりしを以て、數年ならずして出願者續々として現はれたり。而かも市會の方針依然として一定するなく、三十二年鹿島秀麿外一名より攝津電氣鐵道株式會社設立の出願ありしに對しては、里道使用支障なしと答申し、敷設を許容するが如き態度に出でながら、三十六年八月神戶市街電氣鐵道會社設立の出願に際しては、道路設備の關係上公益に支障ありと答申せり。斯かる甚だしき矛盾は、これ畢竟該事業に對する一般の理解の尙ほ至らざるものありしが爲めならむ。然るに三十七年八月四日に至り市會大に悟る所あり、市街電氣鐵道調査委員八名を擧げ、精密に調査を遂ぐることゝし、同月十五日技師及び書記各、一名をも任命し、且つ曩に公益上支障ありと答申せる神戶市街電氣鐵道線路變更に關する知事の諮問案を覆議し、之を前記調査委員に附托することゝし、委員會にては市營論を主張する者すらありしも、これは決定延期となり、踵いで撤回せられたり。

明治三十九年に至り完了せる委員の調査は、參事會を經て市會に上議せられ、

電氣鐵道敷設條件として發表せられしが、其要旨は先づ線路敷設を二期に分ち、瀧道より柳原に至る縦貫線、柳原より兵庫部を廻りて多聞通に出づる線、裁判所前を過ぎて山手を東走し加納町四丁目に出づるものを第一期に掲げ、舊湊川に沿ひ北進するもの、山手線より西走して湊川線に合するもの、更に之を延長して長田・林田を廻り南下して吉田、新田を經て神明町に至るもの、瀧道より加納町を經て上筒井に至るもの、更に南下して脇濱に至り磯上通を經て一期線に合するものを第二期線に包含するも、此豫定線に對しては市は必要に應じ適宜の變更を命じ、又は適當と認むる新線路の敷設を指定する權を保留し、起工認可の日より三ケ月以内に著手せしむべく、竣工期間をば第一期線二ケ年、第二期線四ケ年とし、乘車賃金は四錢以下の均一制を採用すべく、營業期間をば五十ケ年と定め、滿期後は無償にて市に讓渡すものとし、期間内は報償の意味にて利益の幾分を市に提供せしむべく、營業開始後三十ケ年後、會社は市の希望により適當の價格を以て賣渡に應すべきこと等を規定せしものにて、市會は此條件だに失はれずば、何人に許可あるも更に支障なき旨答申をなせり。然るに當時市街電氣鐵道の敷設出願中にかゝるものに、池田貫兵衛等の計畫し明治二十六年以來屢、設計

に變更を加へ反復出願し來りし神戸電氣鐵道會社の外、秋山忠直等の資本金六百万圓、線路延長十六哩餘の神戸電車鐵道株式會社、後藤勝造外八名の資本金三百万圓、線路延長六哩の神戸市街鐵道株式會社、岩崎虔等の資本金八百万圓、線路延長二十三哩餘の神戸電鐵株式會社、渡邊萬壽太郎等の資本金八百五十万圓、線路延長二十三哩の兵神電鐵株式會社等ありしが、前記市會の決議ありしを知るに及び、いづれも其特許を得むとして競爭を始め、就中池田貫兵衛等の神戸電氣鐵道株式會社は其設計及び發起人に新に變更を加へ、資本金をも六百万圓に改めて再出願をなし、三十九年十一月十七日ついに其特許を受け、直ちに春日野・兵庫間卽ち東西に市を貫通する幹線三哩五十七鎖の工事に著手し、四十三年三月竣成を見、四月一日より運轉を開始し、四十四年七月十五日には電燈及び電力供給事業を兼營するの許可をも得て神戸電燈會社と競爭の姿となりしが、其競爭の結果市民の永久的利益を害すべきを察し調停の勞をとる者あり、合併の議遂に成りて大正二年五月一日神戸電氣株式會社成立す。　此合併に先だち電氣鐵道は、大正元年十二月二十八日布引線一哩三十五鎖を開通せしが、會社合併の後二年六月七日楠公前・島上町間七十八鎖、同年八月十二日島上町・西柳原間五十五

鎖、同九月三日平野線六十九鎖をも竣工開通せり。

線路は斯くして漸次に延長せるも、而かも前記諸線と東西貫通の幹線三哩五十一鎖との合計七哩半にして、豫定線路の半に過ぎず。　然るに會社は其營業狀態年を逐ひて良好に、株主の配當亦大に增加せるに拘らず、線路の延長に著手せむとせず。　此の如きはこれ特許に伴ふべき市の主張條件に悖るのみならず、爲めに市民の被るべき不便甚だしく、到底默過し難きものありしを以て、市は斷然此事業を市の經營に移し、以て速に未成線を完成し、併せて早晩行はるべき市區改正事業の實施に資する所あらんとし、大正五年市營に關する必要なる調査を遂げ略、其成案を得るに及びて、之を七月二十日の市參事會に提出し、其承諾を得たれば、市長は七月二十二日神戶電氣株式會社專務取締役內村直俊と交涉を開始せり。　其條件は會社の事業及び營業設備、幷びに物件の全部、其他營業に伴ふ一切の權利義務の代償として、同會社に其大正二年上半期より四年下半期に至る滿三年間の利益配當平均額の二十倍を與ふることゝし、年六分利附市公債證書額面一千七百萬三千六百圓を交附せむとするにありしが、會社は此交涉に對し屢、協議を重ねて而かも決する所なく、荏苒久しきに彌りしを以て、市會は交涉

の進捗を圖らむが爲め、九月十一日協議委員十四名を選任し、以て會社側の委員と折衝せしむることゝせしも、價格に關し議速に熟するを得ず。爰に於て市は到底協議により圓滿なる解決に達すること難しとなし、將に內務大臣の裁斷に俟たむとするに至りしかば、兵庫縣知事淸野長太郎、商業會議所會頭瀧川儀作等之を憂慮し、種々調停に盡力する所あり、澁澤榮一を以て調停者に擬せむとせしも、會社が無條件の調停委任を肯んぜざりしにより事成らず。瀧川儀作は此頓挫に屈せずして百方斡旋の末、會社側委員の同意を得たる仲裁々定書を發表するに至りしかど、株主總會は紛擾を重ね、此裁定書も決定を見るに至らず。然るに大正六年二月に至り會社側の意見漸く一致を見、三月二十三日の總會に於て定款に追加するに解散に關する條項を以てし、賣買契約を承認することゝなりしかば、市も亦三月二十四日を以て買收委員會を開き、契約書は三十日市會の承認する所となりしが、其契約の要點としては、監督官廳が讓渡を許可せる月より起算し、第三月目の第一日を以て買收期日とし、物件全部に對する代償として、年六分利附市公債證書額面一千九百四十六萬二千四百五十圓を、買收期日より六ヶ月以內に交附し、尙ほ別に現金百八十八萬五千九百二十八圓を買收期日より

一ヶ月以内に交附すること、貯藏物品に對しては買收期日に於ける時價と等額の市公債を交附すること及び大正五年十一月一日以後買收期日迄の間に財產に增減ある時は、相當金額を買收決定額より增減すること、買收後從來會社に勤務し來れる使用人をば、買收後も成るべく解任せざること等を規定し、此契約の承認と同時に市會は市公債發行に關する條例を定め、又經營準備金として三千五百圓の追加豫算を議決せり。而して電氣事業讓受及び起債に關する主務大臣の許可は六月三十日を以て下附せられたれば、契約の條項に循ひ、事業は八月一日より市の經營に移るべきに定まり、市會は電氣鐵道乘車料條例・電氣使用條例・副收入役設置に關する條例、電氣局條例等事業に伴ふ條例を議決し、七月十六日鐵道院技師井上銳雄・同河野繁一・同赤星朝晴・參事淸水德太郎の四名に引繼物件の檢査を囑託し、同二十七日更に檢査幷びに調査事務補助として同院技師三名、書記一名、雇三名を囑託し、二十一日助役乾長次郎を引繼委員長に、技師船越茂次・主事森野左近・川島右次を引繼委員に任命し、二十八日委員補助として書記六名、技手一名を追加し、事業幷びに物件引繼に關する手續を定め、之を神戶電氣株式會社專務取締役內村直俊に通せり。

電氣事業の市營

引繼の當日なる八月一日には、先づ市長と內村直佼との間に、引繼委員幷びに囑託員等の精密なる實地調査を了へし事業及物件の引繼幷びに證書の交換を了し、會社の使用人一千二百十五名に市主事・技師以下の職名を與へて引續き從來の職務を勤續せしめ、別に本廳よりの轉勤又は兼任により主事二名、書記六名、臨時雇員一名を增加し、乾助役に電氣局長事務取扱を命じ、且つ同日より五日間全線に亙り五臺の花電車を運轉して祝意を表し、記念繪葉書を發行して回數乘車券購買者に頒布せり。

買收費と買收物件

買收の財源とすべき市公債の發行につきては、市會は大正六年三月二十四日を以て、電氣事業買收費及び爾後の事業擴張費に充當すべき市公債合計二千九百七十二万圓を年利六分以下を以て發行し、大正六年より同十年迄に募集すべきことを議決し、市は六月二十一日其認可を得、八月一日事業の引渡しを了するや、賣買契約に從ひ市は九月十九日現金百八十八万五千九百二十八圓を、十一月五日市公債債券一千九百四十六万二千四百五十圓を、十二月四日貯藏品代價として同債券九十三万五千圓を交附し、尙ほ大正五年十一月以後の增加財產の對價として二十万四千三百四十六圓七十七錢七厘及び買收金の端金二十二圓を

も交附し、此支出に充當せしむる爲め市公債二千四十万六千五百圓を發行し、現金交附による支出に在りては一時借入金二百八十八万圓を以て之を支辨せり。

斯くして市營に移れるものゝ概略を擧ぐれば、第一及び第二區電氣鐵道建設費幷びに電燈電力設備費の對價總計一千四百四十三万二千三百十三圓、複線軌道總延長七哩四十九鎖五十五節、電車車輛普通四輪車八十九臺、同上一號車一臺、撒水車四臺、計九十四臺、事業用電燈三千四百二十五個、十二万五千七百二十燭光、需用電燈二十六万二千二百二十九個、三百三十一万六千五十九燭光、電力需用戸數市内千百七十六、市外二十一合計千百九十七にして總馬力數八千二百九十七を算せり。

市營後の經營狀態

市營後大正六年は歐洲戰亂に伴ふ我商工業の好況の影響を受け、乘客數豫想外の好成績を示し、電燈電力の需用亦異常の增加を見たりしも、炭價の暴騰は事業經營上打擊を與ふること甚大にして、財政上豫期の成績を擧ぐるを得ざりき。大正七年に入り財界引續き好況にして、一般交通亦頻繁を極めしかば、電車乘客の收入に於ても好成績を擧げ、電燈及び電力の需用も著しく增加せしかど、財界の好況に促されたる百般事業の勃興の爲めに、從業員の轉職する者甚だ多く、其

防止の爲め支出に少からざる膨脹を來し、且つ一般勞銀、炭價の暴騰及び建築材料の拂底等の延いて諸般工事の進捗を阻害するありしかば、軌道の敷設及び電燈電力設備に於て豫期に副ふ能はざるものなきにあらざりき。茲に於て市營開始當時需用者の負擔輕減の意味にて會社時代の一キロワット六錢を五錢に低減せし動力使用料金を復舊して六錢となし、七年五月一日よりこれを實施し、且つ乘客の增加の爲め持續困難となれる電車乘車料金區間制を改め、七年十月一日より均一制となし、以て經營上一大刷新を計り、經營法の刷新と共に新線路の敷設をも著々進行せしめたり。上筒井線卽ち從來の熊內終點より上筒井高等商業學校前に達する新線路は、八年度の初め其開通を見るべき豫定を以て大正七年度內に其工事を竣成せり。

大正六年度の收支

今大正六年度の電車事業費決算によれば、總收入二千五百八十五万一千八十七圓にして、この內二千三百二十八万六千五百圓は市公債及び一時借入金によるもの、二百五十万七千二百十三圓の使用料收入中、八十四万五千三百八十圓は電車、四十二万二千三百十三圓は電力、百二十三万九千五百二十圓は電燈に依るものなり。支出合計二千五百六十三万七千百九十八圓にして內臨時費に屬す

るものは、新營費百三十万二百六十二圓、買收費二千百三十四万八千四百圓、公債費八十一万一千四百八十二圓、繰入金六十五万七千圓、計二千四百十一万七千百四十四圓にして、これ專ら電氣事業經營の資金となりしもの、經常費は事務費九万五千三百十九圓、作業費百三十八万二千九百五十六圓、公金取扱費千六百六十七圓、市費へ繰入四百九十三圓、雜支出三万九千七百十八圓、計百五十二万五十三圓にして、こは經營費とも見るべきものなれば、之を營業上の收入たる使用料雜收入の合計二百五十二万五百八十二圓に比し、差引百万五百二十九圓の益金となる計算にして、實際に總收支の差引として七年度に繰越せるは二十一万三千八百八十九圓なりき。

大正七年度の收支

大正七年度の總收入八百八十一万四千四百四十一圓にして、使用料四百七十六万六千八十二圓中の百四十九万九千三百二十九圓は電車、百十三万五千九百十六圓は電力、二百十三万八百三十七圓は電燈に依るものなるが、其他には財產收入三百十二圓、雜收入十一万三千二百七十九圓、繰越金二十一万三千八百八十八圓、市債及び借入金合せて三百六十七万三千四百四十圓、財產拂代四万七千二百三十九圓あり。支出總計は八百六十万一千五百十七圓にして、之を總收入より差

引ける二十一万二千五百二十四圓は繰越となれり。支出中臨時費に屬するものは前年度借入金二百八十八万圓の償却、其他新規公債費及び公債利子の支拂合計四百二十八万二千九百四十七圓、電力設備費・建設費・工場費・發電所擴張費・同上調査費等合計七十八万四千五十三圓、總計五百六万七千圓にして、經常費は事務費二十二万二千百三十九圓、動力費二百五十五万四千五百九十圓、運輸費四十万四千五百五十四圓、公金取扱費二千五百圓、給電費二十八万五千七百四十二圓、市費へ繰入八百二十圓、工場費三万三千六百八十八圓、雜支出三万四百七十八圓、總計三百五十三万四千五百十三圓なれば、今此經常費を營業上の收入使用料雜收の計四百八十七万九千三百六十一圓より差引く時は、純收入百三十四万四千八百四十八圓となる。

乘車賃金と電力收入

終りに使用料につきて述ぶれば、電車大正六年度の營業日數二百四十三日乘客總數二千六百八十二万七千九百四十三人、此一日當り十一万四百三人にして大正七年度の總數は五千百三十五万三千四百十一人、此一日當り十四万六百九十四人なり。賃金に於ても六年度に一日平均三千三百七十六圓なりしもの、七年度には四千百七圓となれり。但し一人宛平均乘車賃は區間制の行はれし七

年九月迄は大抵三錢を下らざりしも、同年十月均一制となりてより二錢七八厘となれり。されば前記の增收は全く乘客數の激增に因るものにして、區間制最終月の乘客は一日當り乘客數十万七千七十二人なりしに、翌月均一制の施行せらるゝや、一躍十八万九千九百八十五人となれるにても之を徴するを得べし。電車以外の收入たる電燈料は六年八月に十四万二千餘圓なりしが、漸次增加して八年三月には十九万五千餘圓となり、又六年八月に三万二千餘圓なりし電力料も、財界の好況に伴ふ工業勃興の影響により激增し、八年三月には十三万圓を算するに至れり。

三　東山病院及び衛生試驗所

常設東山病院開設

東山病院は法定傳染病患者の隔離救治を以て主とし、傍ら之に關する學術的調査をも目的とするものにして、其濫觴を傳染病避病院に發す。蓋し神戸市の市勢未だ大に振ふに至らず、百事草創に屬し衛生設備亦整はざりし時に於ては、傳染病の勃發するや、必要に應じて避病院を開き、必要止むと共に之を閉鎖するを例とせること、猶ほ今日地方村落に見るが如くなりき。明治三十二年夏赤痢

病發生の際にも、七月十五・六日の市會決議により患者隔離收容の爲め豫防委員を設置し、東山傳染病院を開きしに、該病の稍、終熄に近づける十一月の初めペスト病亦侵入し、猖獗を極むるありしかば、引き續き病院を開きて秋冬に亙りしに、一方に於て市街の繁榮加はり人家稠密となれる結果、各種傳染病の患者四季斷えざればとて、避病院を常設機關たらしめむとの議を唱ふる者ありて、市長鳴瀧幸恭よりの提案は翌年一月二十二日市會の承認を得、茲に遂に常設傳染病院の開設を見るに至れり。

病院の組織

今當時の病院規則なるものに由り其組織等の概要を見るに、本院を兵庫港地方字東山に、分院を葺合村に置き、本院には院長一名、醫長・藥局長各一名、醫員・調劑員・書記・看護人等若干名の職員を置けるも、葺合分院には、臨時開設すべきものなる故を以て、常時は看守のみを置き、開設に際し醫長一名、醫員以下若干名を置くことゝせり。必要に應じ臨時に消毒人・洗濯人・使丁等を雇傭するは兩院に通ずる規定にして、入院患者の治療費は患者特別の希望に基づく費用以外は、一切市費を以て之を支辨することゝせり。

施設の充實

然るに爾後僅に一年を經て、翌三十四年三月に至り、該病院の經費多額なるに

比し効果擧らざるを理由とし、閉鎖若しくは縮小を斷行すべしとの議市會に提出せらるゝあり。これ蓋し入院患者僅少にして、設備殆んど無用に屬せしによるものなりしが、偶、腸チフスの發生流行するありて、十二月に至る迄衰へず。入院患者の累計は百八十餘名を算し、一日に三十餘名を收容せることすらありしかば、廢止・縮小の論自ら止みしのみならず、擴張の必要よりして醫員・書記各一名の增員を見、患者の診察は毎日二回と改まり、面會者に對しても看護婦附添人等をして相當の消毒を施さしむることゝなり、院務大に改善の途に就けり。なほ同年六月よりして、神戸醫師會の請求を容れ、市內開業醫の需に應じて細菌學的檢査を施行することゝなり、同年內の取扱件數七十九に達せり。細菌檢査の方法に至りても從來主としてヴヰダール反應にのみよりしを改めて、患者の尿及び糞便中の細菌の有無をも檢査することゝし、收容患者に對しても、細菌檢査を經たる全治者にあらざれば退院せしめざることゝせり。

傳染病流行狀態と病院施設の改善

明治三十五年及び翌三十六年には、市內に傳染病患者の發生少く、從ひて兩年共に葺合分院の開設を見るに至らざりしが、三十七年に及びて赤痢及び腸チフス患者續發し、十月益、猖獗を極めしを以て、同月七日分院開設の必要生じ、同方面

の患者を此處に收容せしが、而かも幾ならずして狹隘を感ずるに至りしかば、市は更に本院病室の模樣替、修繕及び其增築を行ひ、且つ市內東川崎町縣有建物をも借り入れ以て焦眉の急に應じたり。然るに三十八・三十九の兩年にも赤痢・ペスト等の患者續發し、爲めに葺合分院開設の必要を生じ、定數醫員の外に臨時調劑員・事務員等をも增員せしが、四十年には虎列剌の爲め、四十一年には痘瘡の爲め、亦同じく分院の開設を見たり。翌四十二年七月院長天兒民惠匈牙利國ブタペストに於ける萬國醫師會に參列を兼ね約一ケ年歐米都市衞生狀態視察の目的を以て出發せるを以て、此期間院長代理を置き、ペスト患者發生につきて四月以降雇傭せる臨時醫員一名・看護婦若干名をば、病勢終熄と共に年末之を解雇して常置員のみに復せり。

病舍の新築

病舍新築の必要は市當局の夙に認むる所にして、三十六年臨時衞生費として二万三千餘圓を支出し、夢野村字下司女に於て一町三段四畝の土地を買收せしは、實に其敷地に充てむが爲めなりしに、其買收の事後承認に關し一時市會に紛議を生じ、三十八年三月に至りて漸く市會の承諾を得たり。而かも新築の事容易に行はれざりしが、明治四十一年に至り、三ケ年の繼續事業として著手するこ

とゝなり、病院敷地買收費四千四百三十四圓、同新築費七万三千七百六十四圓の更正豫算は七月九日の市會の承諾を得、增加敷地二段九畝の買收を了すると同時に直ちに工事を開始し、四十二年度には更に工事費・設備費・雜費等計五万七千三十三圓を計上して、只管工事の竣成を急げり。然るに中道にして豫定敷地の買收に齟齬を來し、從ひて當初平家建の豫定なりし事務所を二階建とし、事務所の一隅に置くべかりし氷庫を別棟とし、三等病室六室を減ずる等、敷地節約のため市會の承認を得て設計に變更を加ふる必要生せしが、四十三年五月工事幷びに內部の設備を竣成せしを以て、直ちに院務を此處に移せり。而して從來臨時に開設せし萓合分院は此病院の新築と共に使用の必要を見ざること數年に及びしかば、大正四年七月遂に之を全廢し、其建物をば賣却せり。

入院規程

新築病舍の位置は夢野村字下司女に在りて舊病舍敷地の東北に隣接し、總建坪千八十三坪六合、病室の外に事務室・氷庫・試驗室・診察室・汽罐室・著衣室・看護婦宿舍・賄所・屍室・倉庫・門衛等の附屬建築物あり。入院患者に對しては、從來一樣の待遇をなし全部市費により支辨せしも、新築落成と同時に患者取扱の樣式を三等に分ち、市費支辨として三等病室に收容するを以て通則とするも、患者の希望に

より規定の料金を徵して一、二等病室にも收容することゝなせしが、其後大正五年に至り、病室を擴張すると共に、市費支辨に屬する者をば等外とし、三等以上皆料金を徵することゝ改む。料金納入の患者は一名毎に一室を占め得るも、等外患者には二名以上同室の不便あり、副食物も等級に應じて多少の差別あり。患者附添人の食物は實費を徵して病院より之を供給せしむ。

収容患者數

病院新設後には著しき傳染病の流行なかりしも、此年異常なる人口增加の爲め患者數も自ら增加し、病源系統の不明なる傳染病四時絕ゆることなく、其累積は驚く可き多數に上り、大正七年に於ける收容者數は實に千八百餘名、此延人員三万三千六百餘名に達せり。

衛生試驗所

次に病院內併置の衞生試驗所につき一言せむに、さきに傳染病院の開設を見、細菌檢査の設備整へるや、明治三十六年院內に上水檢査所を置き、當時恰も市の經營を開始せる上水道の水質檢査に從事せしめしが、大正元年之を廢止し新に衞生試驗所を設くると共に、更に事務の擴張を計り一般の請求に應じ手數料を徵して下水其他一切の水質試驗幷びに諸種の細菌學理化學的試驗・體格檢査・公衆及び個人衞生に關する試驗調査をも行ふことゝし、所長の審査許諾を經し者

は所內に入りて實地研究をなし得ることゝなれり。大正七年現在に於ける職員は所長一名、技師二名、囑託技手三名、書記二名にして、試驗取扱件數は、上水檢査に於て千苅・上ヶ原兩構場內四十九ヶ所、千四百三十六件、一般公衆の依賴による衞生試驗三千五百二件、其料金二千六百八十四圓に上れり。

四　屯田療養所

肺結核療養所

大正三年三月肺結核療養所設置に關する法律公布せられ、翌四年七月內務大臣より設置の命令あるや、神戸市は直ちに患者百人を收容すべき療養所を計畫し、敷地を夢野村頓田山に選定し、豫算八萬圓の半額を市の負擔として建築工事を起こさむとせり。然るに遷延未だ著手せざるに先だち、諸物價暴騰し、既決の豫算を以てしては竣工の難きこと明白となりしを以て、市會は六年度既決豫算一萬七千九百六十六圓の外に、大正六年八月追加豫算八萬四千九十八圓を決議し、主務大臣の認可を經、合計十萬二千六十四圓を以て工事に著手し、七年九月其工を竣成せり。建築以外の設備費・雜費等を合すれば總費額約十三萬五千圓なりき。敷地は背面小丘を以て圍まれ、東南全市を俯瞰し、遙に紀淡の遠景を望む

べく、總坪數八千坪、建坪六百八坪に及ぶ。主要建物は凹字形の木造平屋建にして、特に採光通風に留意せり。所屬職員は所長一名、副所長一名、書記二名、醫員二名、藥劑員二名、機關士一名、事務員二名、看護婦十四名にして、十月一日開所式の擧行あり、七日患者の收容を開始す。本所に收容せらるべき者は、神戸市在住結核患者にして療養の道なき者に限られ、被收容者には藥劑・食餌・衣服・寢具其他必要なる日用品を給與又は貸與し、全治若しくは他に適當なる療養の道を得たる時、退院せしむるの定めあり。大正七年内三ヶ月間に於ける收容患者五十名、内男三十九名、女十一名にして、退所十三名、死亡十二名、治療中の者二十五名、此延人員百四名を算す。開設以來日尙ほ淺きを以て其成績を詳にするを得ずと雖、難病に惱み悲慘なる境遇に沈淪する患者の之により救濟を得べきこと蓋し少小にあらざるべきは明なり。

五　公設市場及び食堂

輓近の物價騰貴は市民の實生活の根本を劫さむとし、經濟的危機はやがて國民思想をも惡化せむとするの傾向あり。大正七年八月の米價騰貴に際して起

これる騒擾事件の如きは、此點に於て看過すべからざる現象に屬す。　市理事者茲に見る所あり、底止する所なき物價の騰貴の影響を緩和せむが爲め、物價の法外なる吊り上げを抑制すると共に、比較的安價を以て一般市民に日用品を供給する目的を以て公設市場を興さんとし、其成案を得るに及び、大正七年九月六日市會の決議を經て、先づ市內の中央及び東・西に合計三ヶ所の市場を設置することゝせり。　其豫定地は元神戸監獄留置場跡・湊川公園內及び新生田川右岸にして、木造・石綿盤葺平屋建床板石敷三百三十七坪五合のもの二ヶ所、バラック建九十七坪のもの一ヶ所とし、三所共に水道栓を敷設し、市民の日常生活に必要なる物品の生產者をして直接に販賣せしめ、成るべく仲介機關を省くを期し、已むを得ざる種類の物品にありては、組合若しくは卸業者をして之を供給せしむることゝし、各市場に主任書記一名、使丁一名を置きて其取締りに任せしめ、開市を午前中とし、販賣品には種類ごとに一定の單價を表示せしめて價格不當のものを取締るに便せり。　設立の經費としては品川合名會社品川ムラ外五名よりの寄附金四千百圓を採納し、之に市費を合せ、創設費十万圓を以て九月二十九日より建築に着手せしが、十一月四日に竣工開設を見しは東部中央の二市場のみにし

て、西部市場は土地買收の關係上翌年度に延期となる。東部市場は旭通一丁目に位し、賣場・倉庫・使丁室・事務室に區分せられ、賣場は間口二間、奥行一間半のもの十九房あり、全部木造、石綿盤葺平屋建にして、床は煉瓦敷、腰煉瓦、セメントモルター塗なり。中央市場は湊川公園内勸業館裏手に位し、東部と同じく木造、石綿盤葺平屋建にして、普通賣場・野菜賣場・木炭賣場・車置場・倉庫合して四棟あり、繞らすに木柵を以てし、西及び北に各一門あり、別に塵捨場一ヶ所を設く。普通賣場は硝子と無双窓とを交互に設け以て採光と通風とに便し、周圍の板壁をば白色ペンキ塗りとし、床をば全部切石にて敷き詰め其中央を縱貫する幅三間の通路の兩側には間口二間、奥行二間の賣場二十房を設け中央通路の兩側には排水溝を設けて汚水排除に便せり。中央市場に設けたる野菜賣場は煉瓦敷吹き通しの建物にして其面積五十坪あり。木炭賣場は二十四坪にして容積大なる木炭陳列に便ずる爲め、柱を少くし、車置場は床煉瓦敷にして内部柱なく、周圍取り放ちとなし、野菜賣場に連續して事務室及び使丁室あり、倉庫は三十五坪、三戸前にして鹽物・生乾物類を貯藏するに便にす。公設市場販賣品目は白米・肉類・魚類・乾物・野菜・果物・味噌・漬物・雜穀物・蒲鉾・蒟蒻・油揚・粉類・砂糖・菓子・醬油・代用食品たる饂飩・白玉・

麵包幷びに食鹽・酢等の食料品及び布帛・雜貨・傘・履物・文房具・荒物・薪炭等の日用品にして問屋・卸商其他の商人を指定して販賣人とし、市場使用條例により賣場を賃貸して販賣せしめ、蔬菜類は多く農事組合をしてこれを販賣せしむることゝせり。　市場の取締に關しては特に規定を設けざるも、市と指定商人との間に交換せる誓約書中に取締心得に關する條項あり。　此市場設置の効果未だ明かならずと雖、少くとも價格の低廉と量目の確實とに於て一般の店舗に優るあり。直接購買者に利便を與ふるのみならず、間接に一般商賈の弊風を矯正するに力あるべきは疑なからむ。

公設食堂

公設市場と同時に市會の決議によりて設置せらるゝに至りし公設食堂は、一般寄附金三万七千九十九圓及び市費一万九千七百七十二圓餘を創設費として、大正七年度内に市内の中央・東・西の三ヶ所に建設せられしものにして、內帑下賜金二万六千七百四圓と地方有志寄附金中本市割充金八千四百五十圓とを合せるものを經營上の基金とし、事業の開始を見たり。　東部食堂は元居留地東遊園地內の東端高臺に位置し、建物は木造洋風瓦葺平屋建にて、食堂・炊事場・事務室・物置・宿直室に區分し、食堂は床煉瓦、炊事場は切石敷にして、食卓は黑色レザー掛共

同卓子を備へたり。中央食堂は相生町一丁目なる舊市廳舍跡の一部に建設せられ、西部食堂は眞光寺境内を借り受け同寺東方に建設せられしが、中部・西部共に其室內の設備東部と等しく、只だ洗足所を特設せるを異りとするのみ。食堂は市の直營にて吏員・傭人を置き、食料の購入調理に從事す。開閉時間は時季により多少の相違あり、入場者には一回限りの通用食劵を賣下げ、之を引換へに食膳を供す。食堂の入場者は主として勞働者及び俸給生活者にして、各食堂共一日平均三千人を降らず。卽ち全市民の約二百分の一に當る。西部食堂に在りては女子・兒童・老人の入場者多く、且つ一般の休業日に比較的多數の入場者を見るを例とす。これ一家を擧げて食をこゝに取る者あるに因るものなるべし。之を要するに經營日尙ほ淺しと雖、價格の低廉なると、比較的衞生に適するとは此食堂の特長なるが如く、簡易生活を必要とする市民の多き神戸市に於て利便最も大なること爭ふべからず。

引用書目

神戸市水道誌。神戸市水道略誌。神戸市水道擴張誌。神戸市電氣事業買收顚末。神戸市社會

事業概況。東山病院沿革誌。神戸市財政要覽。神戸開港三十年史。神戸市會議事錄。神戸市會成議錄。神戸市事務報告。神戸市例規類集。神戸市統計書。兵庫縣統計書。兵庫縣達。

第七章　市の財政

一　市制實施以前

維新當初の神戸の稅制

神戸市の財政を叙するに當り、先づ說かざるべからざるは、神戸に於ける國稅徵收の沿革、就中沽券稅法の施行、及び地租改正等なりとす。抑も明治維新の當初には、德川時代の遺制を承け、或は運上といひ、冥加と稱し、或は歩一金と名づけて、有らゆる生業に正稅以外の課稅をなせるのみならず、山野・池沼・海濱等利用の特權賦與に對して、所謂浮役なる課稅あり。小物成卽ち高掛役、後年の所謂雜稅と目すべきものに至りては、其種類殆ど枚擧に遑あらず。而して神戸の如く幕府直轄地、大名領、旗本の采邑、幷に社寺領等の相交錯せる地方の租稅に至りては、特に複雜を極めしこと言を俟たず。されば神戸が開港場として早く新政府の直轄に屬せるに拘はらず明治元年八月苛法弊習の堪へ難きものに限り、特にその停廢を行ひし以外には、一般稅務に於ける改正遲々として、明治四年に至るまで

で稅制の亂雜舊の如く、課稅甚だ不均衡を免れざりしは、蓋し新政府が稅制釐革の急務なるを認めざりし故にはあらずして、急激なる改革の困難にして、民情に反むくあらむことを恐れたるによれり。 爰に於て兵庫縣權知事中山信彬は明治四年七月を以て、神戸に地劵稅法を施行するの適當なるを建議す。 其建白書には、先づ神戸の狀勢を叙べて、開港以後數年に過ぎざるに、其繁榮既に隔世の感あり、新市街は兵庫の舊市街に比し殆ど徑庭なきのみならず、兩市街に介在する相生町附近も亦全く面目を新にしたれば、兩部の接續して大市街とならむこと將に近きにあるべしと云ひ、斯かる開化變遷の急激なる市街地に於て、尙舊慣を株守し、村落同樣高反別を以て課稅せむとするは、これ矛盾の甚しきのみならず、今にして之を匡正するなくんば、遂に農商の區別を失し、地租は愈、不均衡となり、外國人へ貸與地の租稅とも相匹敵せざるに至るべし、されば現在の耕地と商農漁の居屋敷とをば凡べて沽劵地とし、町並に應じて三等に分ち、地價及び貸地料を定め、課稅を輕減して以て改正の實を示さば、人民必ず悅服せむ、而かも一時に全部を改正せむか、或は人心動搖の因をなすべきを以て、今年の改正をば先づ商賈居屋敷の改正に止め、將來農漁業より商賈に轉業する場合に、之を沽劵地とし

て加除すべしと論せり。今大藏省記錄によりて明治四年以前の市街地、及び村落を包含せる神戸・兵庫兩部の年貢小物成を徴するに、神戸の平均百坪につき二兩三分と永二百四十文なるに對し、兵庫は八兩三分と永二百三十三文なり。當時既に市街地として頗る發展せし神戸の貢租平均額が、かく著るしく兵庫より低きは、これ正に舊税法の不均衡を證するものといふを得べく、中山權知事の建言せる所以、亦職として之に由れるなり。されば外務省は此建議に接して、權少丞花房義質を神戸に遣し、同じく來神せる大藏大輔伊藤俊介と合議して、外國人雜居地の地租を定め、各國領事との交渉を了して、神戸雜居地及山手地所規則按を決定せり。

雜居地々券規則制定理由

兵庫縣廳記錄并びに明治三年寺島外務大輔より辨官に差出せる伺書等に據るに、是より先き慶應四年(明治元年)三月居留地以外に於ても、東は生田川、西は宇治野川、北は山手、南は海岸を限る區域、卽ち今の舊居留地を除く神戸區全部を雜居地と定め、外國人の此地域内に於て、田畑を借受け、家屋を建築し居住するを許すことゝなり、同月七日伊藤兵庫縣知事之を駐神各國領事に通告し、附言するに外人も邦人同樣地租納附の義務あることを以てし、十一月には家屋新築地所貸

與規則を、二年正月には地家貸與規則を定めて、以て將來內外人間の紛議を豫防せむとせしに、當時居留地の土木未だ成らざるより、外國人にして既に邦人との相對により雜居地にて地所家屋を賃借せる者少からず、因りて各國領事等が伊藤知事の通告に接するや、外人といへども日本人よりも高率なる地租を負擔すべき理なきを主張し、固く執りて讓らざりしかば、政府遂に橫濱雜居地の例に準じ、地租以外に道路新設修繕費を賦課し、土地の競貸を行はむと計畫せり。然れども神戸雜居地數十万坪を擧げて之を貸附し盡くすべき見込も無く、さりとて多額の土木費を少數の外人に負擔せしむること亦至難なりしかば、伊藤知事の通告は遂に實施を見ずして止まむとせり。然るに內外人の來住漸く多きに從ひ、土地の紛議も亦增加し、曩に發布せる地家貸與規則のみにては、到底之を律し得ざるに至ること明かなりしかば、兵庫縣當局は三年八月大藏省に稟議し、長崎港の例に準じて、雜居地一帶を官有地とし、相對賣買を禁止し、相當の地代を徵して希望者に貸與し、從來の年貢を參酌して借地料を收納するの許可を得、其旨を神戸町幷に花隈・宇治野・北野・中宮等雜居地內村々に布告せしが、其後大藏・民部兩省の間に異議を生じ、此買上命令は同年十二月取消となれり。是より先き同年

十一月外務大輔寺島陶藏(宗則)建議して、從來土著人との相對にて既に貸借を了せる者のみは之を許認して將來の相對貸借讓渡を禁止し、既に賣買を了へしものをば政府に買戻して官地とし、丈量により地租を確定し、課税をして一途に出でしむべしと論し、此議遂に政府の採納する所となれり。されば神戸に於て地所規則按の定まるに至りしは、寺島大輔と中山權知事と兩者の建言に促されしものと云ふべきか。然るに該規則も亦直ちに之を實施し難き事情ありけむ、翌四年十月中山權知事は更に前案を參酌して、別に神戸雜居地内地券税則を定め、

雜居地々券税則

國籍の内外に論なく、苟も雜居地内に居住する者は、此規則により、市街地は勿論、田畑の相對貸借の場合にも、一地面毎に地券二枚の下附を請け、其一通は借主、一通は縣廳地所掛之を保管し、地券を請くる時の印税としては、地價百圓以下は千分の五、百圓以上二百圓迄は五十錢とし、二百圓以上一万圓迄を六等に分ち、一万圓以上の印税を五圓とし、地租として地價百分の一を課するも、地價は時の實況によりて修正せらるゝことあるべく、納税を怠る場合には、地價十分の一乃至三分の一の過怠金を徴することゝし、之と共に讓渡・質流・地券亡失の場合の處分方法をも規定し、大藏省の許可を得て之を施行せり。而して此地券税則と同時に

雜居地積金規則

制定せられし雜居地積金規則により、雜居地居住者中、地所借主は地稅以外に道路費として、百坪に付年三圓五十錢、取締費として一圓二十五錢、町役人給料及び町會所入費等の町費として五十錢を出金することゝ定まり、納附を怠る者は地劵稅法犯則者と同樣に處分せらるゝことゝなれり。

明治五年の地租

此沽劵稅法が神戸雜居地に踵ぎて兵庫にも施行せられしこと、四年中の兵庫縣大藏省稟議中に見ゆ。蓋し全國に於ける新稅法の嚆矢と爲すべきものにして、かくて明治五年の市街地に賦課すべき地租は、舊來の定免によらば、年貢米二千百四石二斗八升九合、卽ち當時の石代三圓三十一錢八厘として之を換算せば、其金額六千九百餘圓となるべき筈なりしに、此沽劵稅法による市街地租は二万四千百六十五圓となり、茲に一万七千餘圓の增徵となれり。但し沽劵地にして免租となり、或は潰地處分を見しものゝ亦多かりければ、其後の地租は上記の額よりも稍〻減少せしものゝ如し。

地租改正順序

明治六年七月政府の地租改正條例を布告するや、兵庫縣にても此改正に必要なる經費の賦課の爲め、縣達を發すること屢次にして、明治九年一月に至り改正著手を令し、十一年一月を以て成功せり。神戸の地租改正に方り、土地の測量に

は專ら三斜法を用ゐ、一筆毎に其地積を丈量し、測量の完了後更に一筆毎に正否を檢するを通則とし、十年三月丈量全く了るや、兵庫縣は同月市街地々位等級調査條例を達示し、一戸長管內より四人若しくは五人の地主總代人を選擧し、地租改正施行までの事務に當らしめ、市內を三組に分ち、等級を二百等に區分し、第一等地を千個と見積り、それより順次遞減して、第二百等地をば五個とし、然る後地主總代人と區長及び戸長との合議により、地位の等級を決定し、同年八月には地位等級の調査を了りしを以て、次に縣達地價調査條例に據り兵神兩市街地の比較を爲し、土地賣買價格及び貸地料を根據とし、土地盛衰の實況をも參酌して、十一年一月迄に地價を決定し、地租を定め同年十一月には改正地券と舊地券との引換をも完了するを得たり。

改正後の兵神兩港面積地價の比較

此地租改正の結果、神戸・兵庫兩市街の面積合計九十四万四千二百六十一坪、其地價百八万二千二百七十七圓となり、此中兵庫の宅地三十四万二千三百坪、地價四十六万二千四百六十三圓之に田畑及び綱干場をも加ふれば、其全面積四十三万九千二百四十三坪、地價四十八万千六百三十三圓となり、改正以前に比し、面積に於て一万九千五百五十五坪を增加したれど、地價に於ては却りて四十五万九

百五十一圓の減額を見たり。神戸の宅地は二十九万二千三百九十一坪、其地價五十五万四千七百六十四圓、更に之に田畑及び雜種地を加ふれば、全面積五十万五千十八坪、地價六十万六百四十四圓となり、之を改正以前に比し、面積九千三百坪を增加し、地價百二十一万三千九十圓を減じたり。神戸の斯く兵庫に比して面積の增加少く、地價の減少著しかりしは、是蓋し開港以後神戸部に麕集せる移住者等、相競ひて居住地を購入又は賃借せむとして、自ら地價を高くせるのみならず、縣當事者等も之を以て市街地の發展繁榮の妙策なりとし、喜びて之を許可し、明確に地種名稱類別を定むることなく、漫りに宅地の稱を附し、地價を高め、以て地租の增收を計りしものが、地租改正に際し嚴密に地種を區別し、地價を評價せしによるなるべし。地價のみならず神戸にては地租亦減少し、改正地租は一万八千十九圓にして、舊地租よりも少きこと百七十二圓となり、之に反し兵庫にては地價減少せるに拘はらず、其改正地租一万四千四百五十圓にして、之を舊地租に比して五千百圓を增せり。これ蓋し當時の地租改正たる、從來の亂雜なる丈量を改正し、嚴密に地價を評定し、地租課率を高くせるを以て、地價は減ずるも地租の增加すべきは一般の通則たりしなり。されば兵庫に在りても從來土地

丈量及び地價の評定の亂雜なりしこと神戸と異るなかりしも、其程度神戸の如く甚しからざりしかば、其地價の減少神戸に比して少く、從つて地租の增加を見しも、神戸の改正地租の舊地租に比して減少を見しは、前記新開地特殊の事情の爲め地價の減少著るしく、從つて兵庫と同率の地租の課率も以て地租を增さゞりしならむ。以上の外、兵庫の宅地の百九十七等に分れ、一等地百坪の平均地價四百七十二圓なるに對し、神戸の百九十八等に分かれ、其一等地の平均地價は千三百圓、之を兵庫に比し約三倍の高額を示し、又兵庫全體の平均地價百坪百三十五圓なるに對し、神戸の平均百八十九圓にして、同じく兵庫に比して遙かに高き評價を見しは、開港場として當に然るべき所なりしならむ。

九・十兩年度地租の遞徵

改正地租は明治九年上半期より全國一般に賦課せらるべきに定まりしも、諸種の事情により延引せられ、同年下半期分より徵收のことゝなりしが、神戸の如きは十一年一月に至り調査完了せしを以て、九年下半期迄遡り、九・十兩年度分合計一万六百圓をば、十一年度分に追加して一時に徵收せらるべきことゝなり、市民の負擔甚重からむとせしかば、十一年三月兵庫縣令森岡昌純民力衰弊の狀を陳じて、この遞徵の免除を請ふ。政府之を許可せざりしも、而かも同年度內の徵

收は遂に不可能に了れり。爰に於て森岡縣令は更に翌十二年一月再び伺書を呈出し、改正税法を九年度より施行のことは、人民一般の知らざりし所なればとて、追徵の不當なるを論じ、抑も神戸兵庫兩港改租の一定期限に後るゝ所以のものは、畢竟西南事變、虎列刺病流行等天災の致す所にして、素より人民の怠慢に因るものには無之、而して事業從事歲月の久しき、巨多の民費を要し、加之商業は近年別して衰微し疲弊を極め、民費も支へ兼ぬる程の今日、新租九・十兩年の增額一時に追徵は、事實民力の堪へざる所にして、到底最前御指令通りには施行し得難き見込に有之候條、實際難默止の情狀御洞察、先書伺之通御許容難相成義に候はゞ、九・十兩年の增租の金額特別を以て拜借御許可有之度と云ひ、增租金額幸に貸下げを許容せらるれば、其金額は年賦返納を許されむことを請へり。然れども政府は神戸の追徵を免ぜば、直ちに他府縣に影響せむを惧れ、斷然之を許さゞるに決し、增租金額の貸下げすら、詮議成り難しと指令せり。

明治初年の町費賦課方法

明治初年に於ける町費は村々舊記及び縣達に據れば、維新前の舊慣に從ひ、必要に應じて石高又は戸數に按分賦課せるものゝ如く、明治五年の縣達にも、獄舍徒刑場等の建築費の三分の二をば町費を以て之を支辨すべく、其課出法は高割

に據るべしとあり。然れども一方に於ては政府既に明治四年を以て沽券金高の百分の三を以て町費に充當すべしと定め、幾もなくして地方の事情を參酌決定するを許せしかば、神戸區内住民は協議により定むる所の豫算によりて町費を賦課し、別に區内在住者より一人につき一錢宛を賦課徴收して戸長給料に充て、鄕社祠官の給料をば之を氏子に賦課し、明治六年太政官新に僕婢・馬車稅等の國稅を定め、道路の修繕及び小學校費等の町村費に充當するものに限り、この國稅に附加徴收するを許すあり、兵庫縣もまた同年七月貸席・藝娼妓及び劇場等に課する賦金規則を定め、もと年稅たりしものゝ一圓宛の月稅に改まりて、町費の一部を辨ずることゝせしが、其他にも商工營業者が營業の大小に應じ納附する鑑札料・露店より掃除料として納附する筵稅、及び生田祭の開市稅等臨時の收入は、孰れも皆町費に充當せられたり。然るに明治七年四月太政官よりして民費課出方法の寛苛は、民情に影響する所大なるものあれば、地方官吏最も茲に留意し、以て將來の費用を釐梅すべしとの令ありしかば縣は此意を體し、八年三月を以て土地に賦課する區費は地租三分の一を超過すべからずと達示し、神戸にても同年十二月醬油稅・濁酒稅を廢し、新に造高に應じ等級を附し、鑑札を與へ、鑑札料

金を徴收し、俳優・寄席藝人・相撲稼・音曲諸藝師匠の月税を定め、九年二月貸席・藝娼妓の月税にも改正を加ふる所あり。　同年九月府縣税始めて定まり、從來市街地に於て賦金と稱して收入せる諸税皆此中に包含せらるゝことゝなり、馬車・人力車・質商・絞油・生魚市場・牛馬市・屠牛檢査手數料・威銃鑑札手數料等の税率亦定まり、十一年二月兵庫縣税取扱心得の規程公にせられしかば、神戸の町費賦課の方法も自ら一大變革を見ざるべからざるに至れり。

十一年以前の神戸の歳出入

明治初年神戸の歳出入は詳に知り難し、明治四年の歳入は約八千兩にして、此金額中、神戸部よりの納入にかゝる金額は商工鑑札料・貿易商納金、幷に內外人雜居地の土地家屋に賦課徴收する當時の所謂積金を合算すれば約五千兩にして、殘餘は兵庫部の納入に係かれり。　明治八年神戸兵庫兩區の賦金歳入は合計一万八千六百圓にして、この中一万二千八百圓は兵庫區よりの納入に係かり、明治十一年上半期の賦金歳入一万三千八百圓中、九千四百圓は同じく兵庫區の納入せるものなり。　即ち神戸區は賦金額のみに於ては兵庫區に劣れるも、十一年上半年に於ける兩區の歳入合計約六万三千圓中、四万五千四百圓は神戸區よりの收入にして、其中區費として賦課せるものは、賦金の外に商工鑑札料千六百圓、即

舍宿稅幷びに貸地料合計百圓內外あるに過ぎざれど、この以外に前年の繰越金一万五千八百圓、貿易商納金一万二千三百圓、臨時收入七千八百圓、繰替金戾入二千五百圓貸下金戾入七百七十圓等あり。　兵庫區の歲入一万七千五百圓中には區費として徵收せる賦金、別途賦金の外には、商工鑑札料二千八百圓、繰越金及び臨時收入に屬する共有地拂下代、貸下金戾入等合計約六千圓あり。　而して兩區支出總計四万七千五百圓中、三万三百圓は神戶の土木・警察・消防・病院・小學校・町會所諸費・英語師範・醫學の三校費・區會議事堂修繕費・黴毒病院費・時號報費・邸舍入費・爲替方給料・虎列剌病藥代・出火類燒人救助費・貸下金・繰替金等二十費目を支辨するものにして、兵庫の爲めに支出せるは土木・警察・消防・黴毒病院費・學校扶助・英學生徒・醫學生徒費等十三費目一万七千二百圓なり。　之を要するに神戶は區費としての賦課徵收額少きも、全體の收入兵庫よりも多く、支出亦從ひて多かりき。明治十二年神戶兵庫の二區合して神戶區となりし以降には、神戶區歲出入豫算中に貿易商納金を計上せざるも、土木其他區經營事業等、此納金により支辨せられしもの甚だ多かりしこと舊の如くなりしなり。

貿易商納金は一に貿易五厘金と稱す、貿易商人より賣買價格の千分の五を徵

收せるによりて此名起る。蓋し開港の當初、人口尙ほ少く、移入者の住所不定にして、町費の賦課徵收極めて困難なるに、一方には開港に伴ひ施設を要するもの枚擧に遑あらざりければ、其財源に苦める政府は、旣に長崎・横濱兩港に行へる方法に倣ひ、神戸にても此貿易五厘金を徵收することゝせるものにて、其方法たる、先づ貿易商二十一名を諭して元組商社なるものを組織せしめ、神戸港の內外貿易商人一同より賣買金高の千分の五を出金蓄積せしむることゝし、其總積金中、賣込商人より出金せる五厘金全部をば之を神戸の公費に充て、引取商の出金に係かるものをば、其六割を公費とし、殘餘を商社の經費に充て、尙ほ餘剩ある時は社中に配當することゝせり。商社事務所は初め東運上所內に設けられ、明治元年二月より五厘金の徵收に著手せしが、明治三年六月其事務を神戸町會所に委託することゝなり、町會所が今の神戸小學校の地に新築せらるゝや、四年一月より同所にて厘金事務を取扱ひ、兵庫縣勸業課之を監督せり。然るに貿易額の增加に伴ひ、公費として納附すべき金額亦多額となりしを以て、同年六月五厘金全額の六割を公費とし殘餘をば町會所經費及び會所建築費償却に充て、尙ほ殘餘あれば之を利殖することゝし、同時に神戸・二ッ茶屋・走水三村を上・中・下三組に分

ち、組毎に新に貿易頭取一名を置き、三村の名主及び年寄をして事務に與らしめ、之に城下町及び相生町貿易頭取各、一名を加へ、總役員二十名を會所に出勤せしめて事務處理の任に當らしむることゝし、五年二月には再び組織を改めて貿易頭取を廢し、名主・年寄各、一名、書記若干名をして事務に從はしめ、且つ其課税と同視せらるゝを避けむが爲め、從來監督の爲め縣官吏の出張ありしを廢し、五厘金をば道路・橋梁・警察・病院及び洋學校等、都て土地人民の爲めのみに費し、官の爲めには一切用ゆべからずとの心得書を定めたり。　貿易品の鑑定も亦此町會所の管する所なりしが、同年六月以降關税の大藏省所管となると共に、税關は直屬の鑑定人を置くことゝなれり。

五厘金徴收事件の顛末

當時大阪商人の神戸にて貿易に從事せる者其數少からずして、一樣に五厘金を負擔せしが、其徴收及び支出に關しては毫も大阪商人の容喙を容さゞりしかば、これ當初商人の協議によりて成りし五厘金の性質を失し、純然課税の姿と化せるものなりとて、大阪商人等大に不平を懷き、其引取品をば外人をして大阪に運搬せしめ、以て此徴收を免れむと企てたり。　蓋し五厘金の初め長崎にて徴收せらるゝや、外國商人等之に抗議を試み、關税以外に一種の貿易商人税を課する

ものなりとて、其撤廢を迫りしことあれど、大阪商人の不平は之に異り、貿易商人として五厘金を負擔するに反對せるにはあらで、唯神戸に於ける收支に對し不滿を懷きしものなるが、神戸商人中、商社に加盟せずして、而かも五厘金の徵收に遭ふ者、亦之と感を同じくせり。兵庫縣廳は關戸由義をして之を諭さしめ、纔に事なきを得しが、由義は尙ほ將來をも慮り、五年四月許可を得て貿易商社を組織し、神戸大阪の貿易商以外に、新に京都の貿易商をも加盟せしめ、三井組・小野組を社長とし、橋本藤左衞門・長井金三郞・武田九右衞門を副社長に擧げ、其事務所をも神戸中組總會所に移し、此商社に附與するに五厘金の徵收幷に貿易上取締の權能を以てしたれば、紛紜茲に落著を見たり、

五厘金徵收に關する紛議と徵收廢止

斯く組織を一新せる商社は五月許可を得、五厘金中二千五百圓を一ヶ月の公費定額とし、徵收不足の場合には商社の損失として社員之を負擔し、餘剩ある時は利益として之を分配すべきに定めしに、貿易の隆盛に伴ひ、五厘の率にて徵收せずとも優に定額の上納をなし得べきに至りしかば、六年五月率を減じて四厘とせり。然るに兵庫縣が瓦斯燈建設の資金として四千圓の寄附を命ずるありしかば、商社は之を理由として七年一月より再び率を五厘の舊に復し、明治八年

に至り公費定額を改めて一ヶ月二千圓となせり。九年乃至十一年に在りては上納金は徵收總額の六割五分にして、殘餘は商社の費用に當てられしが、尙ほ餘剩を生じ、五毛の平均配當をなすを得たり。然るに斯く配當となすに及びては、漸く增加せる貿易商人中、出金の義務を荷ひて而かも社員ならざる故を以て配當に與るを得ざる者之に平かならず、斯かる配當はこれ商社が利益を私するものなりと難じて、遡りて五厘金の徵收にすら反對する者あり。加之三井、小野兩組の同盟脫退等あり、社員中不正を謀りて信を外商に失する者あり、商社の經營漸く困難ならむとせしかば、縣令森岡昌純之を憂ひ、屢〻改革を促す所あり、十二年二月商社遂に改正を斷行し、貿易商全部を網羅し、資力に應じて身元金を三等に分ち、九年乃至十一年の五厘金を基準とし、一ヶ年平均三万五千圓と見積り、其六割を公費として上納し、殘餘をば社費と配當とに充つることゝし、縣の許可を得たり。然るに此時恰も郡區經濟分離のことあり、區內の土木事業中地方稅の支辨に移さるゝありて、區の經費も自ら減少を見るべき形勢なりしかば、十二年十二月更に出願して、徵收定額三万五千圓を一万八千圓に改めむとせしが、縣の許可する所とならず。是に於て又規定を變更し、六割の上納を改めて五割とし、從

ひて分配の方法をも變更したり。十四年一月大阪府が屢〻紛議の因たりし五厘金徵收を廢止するや、大阪商人等、神戸にて徵收せられ來りし五厘金の制に就きても改正の必要ありとなし、大阪商業會議所よりして、大阪商人の五厘金をば特別積立となさむことを兵庫縣廳に請求し、事容易に解決を見ざりしのみならず、神戸商人間にも紛紜屢〻發生せしを以て、十八年四月社員總會を開きて遂に商社の解散を議決し、五厘金の徵收も亦自ら廢止となれり。

五厘金徵收額と公費充當額

貿易五厘金の徵收は實に十八年間の久しきに亙り、其金額明治二年には一万七千兩、三年には三万兩、五年には四万五千七百兩を算し、其後數年間の金額は詳ならざれど、九年乃至十一年には三万五千圓と見積られしこと上述の如く、十二年以降の金額は之を神戸貿易額より推算するに、約五万圓乃至七万圓なり。其中公費として上納せる額は一定せざれども、十八年間の概算四十万圓に達し、創業時代に於ける神戸の土木事業の盡く此上納金により支辨せられしのみならず、二万五千兩の新川開鑿費、約三千兩の福原移轉費亦此中より支出せられ、布引を遊園地となさむが爲め組織せられし花園社は四千兩の貸與を受け、其他小學校創立費、衞生消防費等貸附を受けしもの數千圓あり、施設の改善、商業の繁盛に

資せること多く、就中明治十二年以降五年間に、此厘金による道路の新設改修三十三線、其費額十万圓に上りし如き、其著しきものなり。

神戸區時代の支出

神戸區時代の財政に關しては資料具備せざるを以て之を詳にし難けれど、今其歳出及び歳入の梗概のみを叙せむに、明治十二年度より二十一年度迄に毎年支出の費目に役所費・會議費・土木費・教育費・衛生費及び救助費あり、以上の外に十二年度に限り商法會議所補助費・商法講習所補助費及び火災消防費を支出し、十六・十九兩年度には警備費を、十七年度より以降五ヶ年度に亙りて勸業費を支出せり。此等支出費目中、毎に最も多額を占めしは教育費にして其額明治十二年度に八千五百圓なりしが、爾後年々增加し、十七年度には二万三千圓となりしも、十八年度以後漸次に減少し、二十一年度に一万三千圓となれり。教育費につぐ多額の支出は役所費なれど、これは一ヶ年七千六百圓に達せしことなし、土木費の支出は最多額九千三百圓に達せしことあれど、多くは四千圓以下なりき。衛生費は明治十九年虎列剌病流行の年に一万一千圓の支出を要せしも、爾餘の年は毎に二千圓以下にあり、會議費・救助費・勸業費の如きは、其支出多き年にも千圓を超えず。而して此等支出總計明治十二年度に二万六百圓なりしが、其後漸次

に增加し、十七年度には約四万圓に達せしも、後又た漸次に減少して、二十一年度には二万八千圓となれり。

区時代支出の財源

以上神戸區支出の財源となれるものは地方稅附加稅を主とし、爾餘の收入は數ふるに足らず、而して地方稅附加稅中地價割のみは、明治十二年度より引續き二十一年度迄徵收せしが、戶別割は十三年度より三ヶ年間、營業割は十七・二十・二十一の三ヶ年度、戶數割は十二年度より六ヶ年度、戶別割は十八・十九兩年度のみ徵收せり。地價割は明治十二年度より十八年度迄每年の徵收額約一万二千圓を算へしも、十九年度には六千圓、二十一年度に更に減じて四千圓となれり。此減少は蓋し率の低下の爲めにして、此減收を補はむが爲めには、營業割の率を改正し、二十一年度には七千五百圓を徵收せり。明治十三年六千圓に過ぎざりし戶數割は、爾後漸次に增收あり、十七年度には二万圓に達せしが、十八年度より戶數割の代りに戶別割を徵收することゝなり、同年度に一万四千圓、十九年度に二万圓を徵收せり。此等の收入を合算すれば、明治十二年度より二十一年度迄に、多き年には約四万圓、少き年には二万圓となるも、而も之を支出に比するに、明治十二年度及び十三年度に於ては收入支出を償ふに足らず、殊に十三年度の如き

は收入の支出に及ばざること千五百圓にして、區の經濟甚だ困難なりき。されば十二・十三兩年度の如きは、翌年度の收入を以て此不足を補塡するが如き窮策をとりしこともあり、爾後財政經理の方法漸く備はりけむ、支出超過を見ることなかりしも、而も繰越金を生ずるが如き餘裕は、之を見るを得ざりしが如し。

郡區經濟分離問題

地方稅附加稅に因みて一言せざるべからざるは郡區經濟の分離なり。初め明治十一年七月政府府縣會規則の發布に踵ぎ、從來府縣稅及び民費の名を以て徵收せる府縣費、并びに區費を地方稅と改稱し、地方稅規則を發布せしかば、兵庫縣會は之に基づき、翌年二月地價割戸數割徵收法、營業稅賦課規則を議定せり。然るに當時縣會議員中、郡部選出の七十二名に對し、神戸區選出に係る者僅に二名にして、多數の郡部議員等神戸區よりして成るべく多額の營業稅・雜種稅を徵收せむとし、而も其支出の多くは郡區連帶なりしを以て、區の事業殆ど擧らず、急施を要する土木事業の如きも、貿易五厘金によりて僅に施行し得たる有樣なりしかば、區當事者の苦心名狀すべからず。會、神戸と同樣なる不利益の事情に在りし全國諸區にて所謂經濟分離運動起こりしかば、神戸區にても委員を擧げ、上京して當路有志に說き、以て區の不利の除去に力めしむる所あり。其効空し

からずして、十四年三月遂に郡區經濟分離の布告ありしを以て、同年四月より神戶區部會規則の實施を見、爾後神戶の負擔すべき地方稅は、縣會區部會の議決に據ることゝなり、區民の之によりて得し利益少なからず。其後明治二十九年府縣制の實施せらるゝに至り、市は縣經濟の一部を負擔することゝなれるを以て、爾後は地方稅をば縣市部會の議決に據らず、特別市稅に移して神戶市會之を議決することゝなれり。

明治二十一年神戶區の人口十一万六千に達し、之を區制の初年卽ち明治十二年に比し約六万の增加を見しに拘はらず、區の經費なほ四万圓を超えざりし所以のものは、蓋し當時區內に神戶・仲町・兵庫の三戶長役場ありて、役場區域內の經費をば、同區域內の町村協議費より支出せるが爲に外ならず。此協議費なるものゝ收支沿革は今之を詳にするに由なけれど、明治十九年度の協議費決算表に據れば、其支出費目に役場費・廳費・土木費・學校費・衞生費・火災消防費・共有物保管費・救育費・勸業世話掛手當・避病院費・前年度町費補助金返濟金等あり、收入科目に繰越金・寄附金・小學校授業料・地租割・家屋割・土木費地方稅補助金・救育補助金等あること三役場部內略、同一なり。而して此三役場部內協議費を合算すれば、十九年

度の支出決算四万五千七百圓にして、同年度の神戸區費よりも多きこと一万四千圓なり。惟ふに當時區の財政は其財源戸長役場部內に比して寧ろ餘裕少なかりしが如く、又實際に於て區內の各種の施設は、主として戸長役場區域の協議會之に當りしが如く見ゆるなり。

二　市制實施後

市財政と其調節

神戸市大正七年度の市費歳出決算を以て之を其三十年前に比すれば、增加百割に近く、市費歳入決算の增加は百五十割を超え、同一期間の市税は五十割の增加をなせり。市制の定むる所に據れば、市は財產より生ずる收入、使用料及び手數料、幷びに科料、過怠金、其他法律命令に依り市に屬する收入を以て市の義務支出に充て、尚ほ不足ある場合には市税を賦課徵收するを得とあれども、其實市税は市の主要財源にして、神戸市明治二十二年度の決算に於ても、市税は歳入總額の九割三分に當り、爾後十餘年間尚ほ其過半を占めたり。其後は一高一低あるも大體に於て減少し、大正七年度には二割九分强となりしが、其斯く減少せるは主として一時借入金の激增によるものにて、大正七年度の如きは借入金以外に

も、雜收入・繰越金等激增せるを以て、市稅の總歲入に對する割合特に低下を來せるなり。市稅を除ける諸收入中例へば雜收入の如きは確實なる收入額を期待し得べき性質のものにあらざること、大正七年度雜收入の豫算額が、同年度決算額の十二分の一にも達せざる少額に止まりしに徵して知るべく、財產より生ずる收入は、明治三十八年度より始めて豫算に計上せられしも、其割合歲入總額の一厘五毛に過ぎず、爾後にありても其割合は却りて減少を示せり。使用料及び手數料は每に財產よりする收入よりも多額を計上するを例とすれど、亦歲入中の一小部分を占むるに過ぎず。附加稅は其稅率に一定の制限ありて、之に望むに多きを以てし難し。されば市稅によりて積極的に歲入增加を圖る能はずとせば、市歲入の不足の補充調節は、公債の發行に待つか、然らざれば短期の借入金に依らざるべからず。而して公債の發行は種々の事情に阻まれ、實行困難なる場合あるを以て、市が殆ど唯一の調節策として、借入金に依らむとするは、勢自ら然る所ならむ。神戸市が市制實施後三十年間、殆ど每年不利益を忍んで借入金を計上し、以て財政を調節せる、亦實に之に職由するものならずんばあらず。

市制實施當時歲入として計上せられしは僅に五項なりしが、爾後增加し、大正

七年度には二十一項八十目となれり。　就中主要なるは市稅にして、市稅は更に之を國稅附加稅・地方稅附加稅、及び特別市稅に分つべし。　國稅附加稅は其徵收の初、即ち明治二十二年度に在りては地租割のみにして、二十七年度より所得稅割之に加はり、三十年度より營業割、四十二年度より取引所營業割、大正二年度より賣藥營業割等更に之に加はりしが、此等直接國稅附加の外に、明治二十六年度より二十九年度迄は、間接國稅の附加として船稅割と車稅割とを徵收せり。　而して神戶市は三十年度以降特に許可を得て制限超過の賦課をなし、以て歲入の增收を計れり。　地方稅附加稅としては、二十二年度より營業割及び家屋割を徵收し、二十七年度に雜種割を營業割より獨立せしめしが、二十九年新府縣制の實施ありしを以て、地方稅附加稅の徵收は三十年度より之を廢止せり。　特別市稅としては二十二・三の兩年度に限り戶數割を徵收し、二十六年度より新に國立銀行稅及び步一稅を興こせしが、三十年度より府縣制と營業稅法との實施とにより、特別市稅目に大變動あり、從來徵收せし國立銀行稅を廢し、新に步一稅・家屋稅・營業稅・雜種稅の四種とし、四十二年度より戶別稅を加へて五種とし、以て大正七年度に及ぶ。　五種の中にて步一稅は土地家屋賣買により利得せる者より、其賣

買額の百分の一を徵收せしに始まり、其後其課稅の範圍に改正擴張を加ふること兩度に及べり。　家屋稅は年々其稅率を異にし、且つ其市稅中最も主要の財源たるより、市民注意の焦點となり、屢々改正の議あり、大正七年度に至りて漸く之が實行を見たり。　營業稅は商業と工業の二つに分かれ、商業にありては卸賣・小賣・雜商・古着・古金・古道具・旅人宿・下宿屋・物品貸附・陸運・回漕・質屋・金錢貸附・兩換・爲替及び請負等の營業者に對し、其賣上又は收入等上り高三十圓以上九百圓迄を十三等に分ちて、一圓二十錢乃至十四圓以内を賦課し、九百圓以上は百圓を增す每に一圓五十錢以内を增加することゝし、工業にありては製造所・大工・石工・左官・指物・錻力工・鍛工・表具屋・紺屋・形置屋・印刷業・寫眞業、其他工業に屬するものに對し、其製造高賣上高若しくは收入額三十圓以上五百圓迄を八等に分ちて、一圓乃至七圓以内を課し、五百圓以上は百圓を增す每に一圓以内を增課することゝせしが、四十三年度よりは商工業の別なく、其上り高六十圓以上九百圓迄を八等に分ちて二圓四十錢乃至十五圓を課することゝ改め、大正四年度更に改正を加へて、上り高六十圓乃至千八百圓を十三等に分ち、二圓乃至二十五圓を課し、千八百圓以上百圓を增す每に二圓以内を增課することゝし、以て大正七年度に及べり。　雜種

税は其種類甚だ多く、其稅率も從ひて一ならず、其初めには芝居茶屋・飮食店・料理屋・待合茶屋・遊船宿・湯屋・理髪人・遊藝師匠・同稼人・相撲・俳優・馬匹・水車・船・車・發動機械・市場・漁業採藻・人寄席・遊技場・幇間・藝妓・遊覽所・劇場・興行・屠畜・乳牛等二十七種とし、其後畜犬稅・狩獵稅・タンク稅・瓦斯管稅・代書人稅・藝妓置屋稅・妓夫稅・妓丁稅を加へ、車稅中に自用及び營業用自動車、自用及び營業用自動自轉車を加へ、酌人稅を藝妓稅より獨立せしめ、更に酌人稅中に雇仲居稅を新設し、其後遊船宿・乳牛・發動機械・瓦斯管・妓夫・妓丁の五稅を廢止し、大正七年度には三十種となせり。

市稅以外の收入

市有財產より生ずる收入の初めて豫算に計上せられしは明治三十八年度に在り。これ基本財產の造成遲かりしによる。爾後其收入額に多少の增加あれど、歲入總額に對する割合は百分の五を越えしことなし。手數料としては市制實施以前徵收せる海員雇入雇止取扱料なるもの、市制實施後も引續き徵收せられしが、二十九年度に至り廢止となり、二十八年度より新に諸稅滯納督促手數料の徵收あり、其後病院手數料・入學試驗手數料・收入證紙發行手數料等の名目起これり。使用料には二十九年度以前遊園地及び堤塘使用料あるのみなりしが、三十年度より新に埋造使用料を興こし、其後更に墓地・病院・勸業館・市場等の使用料

をも徴收することゝなり、學校授業料をも此中に包含せしめたり。此等使用料及び手數料は年と共に增加すれど、其の歳入總額に對する割合は、兩者を合し、明治二十五年度に一割二分を算せる外は、多きも四分を越えず。報償金は從來瓦斯管税を特別市税雜種税として徴收せしを廢し、明治四十一年度より神戸瓦斯株式會社と契約して、同社の決算期毎に純益金の百分の五を納附せしめしに始る。四十三年度より新に神戸電氣鐵道株式會社をして、決算期毎に純益金の百分の五を納附せしむることゝせしが、同社に對しては、四十四年度に條件を附して報償金納附を免じ、大正三年度には同社との報償金契約を改訂し、市内の電氣鐵道及び其附帶事業より生ずる純益に對しては千分の五十、電燈電力及び其附帶事業より生ずる純益に對しては千分の五十五を徴することゝし、大正六年其事業を市に買收する迄繼續納附せしめたり。其他阪神電氣鐵道株式會社との契約により、大正二年度より同會社をして毎年一千圓を納附せしむることゝし、以て大正七年に及びしが、此等報償金の合計も、歳入總額に對する割合は、最も多き年にても六分を超えず、最も割合の少き年には二厘に滿たず。雜收入には過年度市税・不用品賣拂代・林產物賣却代等あり、其性質上、收入額に年々差異あるを

免れざれど其歳入總額に對する割合は、歐洲大戰勃發以前には五分乃至九分に過ぎざりしが、大戰進行中には一割乃至二割七分となれり。繰越金も歳入の主要の科目として年々計上せらるゝものなれど其歳入總額に對する割合、大戰勃發以前には一割九分に達せる年もありしかど、爾餘の年には一割以下にして、最も少き年には五厘に滿たず、大戰進行中も大正三四年度には九分を越えず、大正五年度より急激に增加して、大正七年度には二割を超えたれど、これは例外とすべし。國稅徵收の爲め市に交付せらるゝ國庫交付金の額は、國稅の增減に伴ひ消長不定なれど、歳入總額中の二厘八毛乃至二分七厘を占むるに過ぎず、縣稅徵收の爲めの縣交付金は、明治二十九年度迄市の豫算に計上せられしが、これとても總額中の一分五厘乃至四分三厘なりき。其他には歳入總額の三厘六毛乃至七分七厘に當る傳染病豫防等の爲めに收入する縣補助金の、二十二年度以降引つゞき每年計上せらるゝあり、區返納金の三十七年度より計上せらるゝあるも、これも歳入總額に對する割合は最も多き年にも七分に過ぎず、最も少き年には五厘を越えず。教育に關し國庫より受くる補助金に至りては其額更に少し。特別經濟及び基本財產よりの繰入金・國庫分配金・國庫下渡金等も亦歳入の一科

目たることあれど、總額に對する割合はいづれも五厘を越えざりき。借入金及び債券收入・公債募集金等の合計は、時に市税額よりも遙に多きことあれど、これ經常收入と同一視し能はざるものなり。之を要するに神戸市の市費歳入は市税其大半を占め、其以外の經常收入は僅に其一小部分を爲すに過ぎず。

市制實施初年度の財政

明治二十二年市制の將に實施せられむとするや、三月神戸區會は、内務大臣の指示せる市制實施順序によりて市會を組織し、明治二十二年度神戸市歳出入總計豫算の議決を見る迄に要すべき時日を三ヶ月と見込み、四月より六月までの經費として二千二百餘圓の歳出入を可決し、六月神戸市會成立するや、七月以後の同年度豫算中、先づ急を要する經費として二万九千圓の歳出入を可決せしが、年度末までに更に約二万圓の追加ありて、二十二年度歳出入總計豫算四万九千九百圓となれり。當時市税として徴收せるものは、地租一圓につき十二錢二厘の國税附加税と、營業税一圓につき一圓二十錢、及び家屋一個につき三厘四毛の地方税附加税あるのみにして、財政頗る困難なりしかば、二十二年七月官地拜借人に借地料一圓につき十四錢以内、官舍居住者に年額三圓以内、貸席一ヶ月五十錢以内、娼妓同十錢以内を賦課し以て歳入二千圓を增さむとして稟請せしも、遂

に許可を得るに至らず、而も他に財源の覓むべきなかりしかば、已むを得ず借入金を以て不足を補充せり。然るに同年度の歳出決算は豫算に比し二千二百圓を減じ歳入決算には幸にして營業割の千三百圓を首とし、合計二千六百圓の增收あり、歳入超過約五千圓を算したれば、三千餘圓を繰越金とし、千八百餘圓は之を市内三學區の經費となせり。

二十三四年度の財政狀態

明治二十三年度には土木費及び教育費の增加あり、且つ虎列剌病流行し豫防費を要すること多く、爲に豫算に一万二千圓追加の必要を生じ總計七万三千六百圓の歳出となり、一方に於ては米價騰貴による市況不振の爲め營業割の減收千三百圓に達せしも、前年度に比し甚だ高率なる家屋稅を徵收せるによりて、歳入決算は豫算に比し三百圓の增收となり、歳出決算は豫算に比し二千六百圓を減じたれば、遂に三千圓の歳入超過となれり。然るに翌二十四年度の市況前年に比し一層不振なりしかば、前年增課せる營業割の賦課率をば更に增して本稅一圓につき二圓八十錢となし、二十二年度に比し十三割の增收を得、地租割をも前年度に比し三錢五厘を增して六錢二厘四毛となせるも、家屋割をば八厘を減じて五厘三毛となせしかば、歳入決算は八万九千二百圓となり、豫算よりも五千八

百圓の不足を示せしが、歳出豫算中支出を要せざるもの七千四百圓を生ぜしを以て結局千六百圓の剩餘となれり。而して是年度にも前年に引つゞき虎列刺病及び天然痘の流行ありしかど、市は豫備費を有せざりしを以て、六百圓未滿の臨時支出をも借入金に仰ぎ、其支拂の爲めには二十五年度の市稅を增徵して之が償還に充てたり。

二十五年度の財政

明治二十五年度の歳出入豫算は七万八千八百圓なりしも、歳出決算は減じて四万五千圓となれり。これ從來の豫算には市稅を以て充當すべき區費を包含せしも、是年十一月從來の神戸・湊西・葺合の三區會の外に新に湊東區會組織せられしを機とし、區費を市豫算より除き、區會の議決に任せしに因る。されば二十五年度市費歳出入決算を以て既往年度に比較せむには、各年度の決算より區費を控除するを要す、卽ち左表の如し。

	區費を含める市費歳出決算	區費歳出決算	差引純市費歳出決算
明治二十二年度	四七、七〇〇	一六、三〇〇	三一、四〇〇
同　二十三年度	七一、〇〇〇	二五、七〇〇	四五、三〇〇
同　二十四年度	八七、六〇〇	四三、〇〇〇	四四、六〇〇

同　二十五年度	七八、八〇〇	三三、八〇〇	四五、〇〇〇

二十五年度の地租割は二錢にして前年度よりも四錢二厘少く、營業割は七十五錢にして前年度より二圓五錢少く、家屋稅は五厘餘にして前年度より三毛少し。此等の低下はいづれも後半期よりの區費削除に伴ふ市歲出豫算の減額に應せむが爲めなり。是より先き二十四年府縣制の發布ありて、其實施の曉には郡市經濟再び共通となり、爲めに神戶市の損失一ヶ年五万圓に達すべく、斯かる負擔の增加は、財政困難なる市の到底堪ふる所にあらざりしかば、市は新府縣制發布と共に郡市經濟分離運動を試み、二十五年に至りて其目的を達するを得たり。

二十六年度財政整理の困難

明治二十六年度豫算には全然區費を計上せず。而して其額四万六千圓なれば、前年の決算より多きこと一千圓なり。然るに自治體の基本財產造成等の爲めに、年度內に追加すべきもの三万圓に垂んとせしが、二十六年度豫算編成の初め決定せる市稅額すら既に歲入總額の九割を超え、而も此市稅中には前年度の課率以上のものありしを以て、今追加補塡をなさむとするに方り、其補塡の全部を從來の市稅科目の增徵にのみ仰ぎ難きより、當局者遂に特別市稅を起こすの必要を覺り、區制時代に賦課せる歩一稅を復舊し、賣買讓與に際し、其目的物たる

土地又は建物の價格百分の一を、其買得者又は讓受人に賦課し、國立銀行稅として市內本店及び支店に純益金千分の十以內を賦課し、尙ほ間接國稅たる船稅・車稅・取引所稅、及び地方稅たる演劇興行の二稅に對しては、其附加稅を徵收し、以て市稅一万圓の增收を圖らむとせしに、此七種の新稅中、步一稅・國立銀行稅・船稅・車稅は年度內に徵收を許可せられしを以て直ちに之を實施したり。然れども其他の新稅は年度內に遂に許可を得る能はず、許可の新四稅も、許可遲延の爲め悉く減收となり、加之傳染病豫防費、埋火葬場新設費、幷に道路改修其他土木費等多額の追加を要し、歲出總計七万六千圓を算するに至れるに對し、歲入決算には雜收入・國庫交附金・手數料等の增收ありしも、歲出を償ふを得ず。因りて土木事業の繰延を行ひ、其他一般に節約を加へたれば、歲出決算は豫算に比して一万一千圓を減じ、歲出入同額となり、辛うじて同年度を終るを得たり。

日清役の影響を受けたる二十七八年度の財政

明治二十七年度の豫算は力めて緊縮の方針に從ひ編成せられしも、年度末迄に二万圓の追加を要し、總計七万五千圓となり、翌二十八年度には追加四万圓を併せて總計十一万七百圓となれり。而して二十七年度には從來の市稅々率に異動なかりしも、新に國稅附加稅として所得割を起し、且つ地方稅附加稅中にて

從來營業割に包含せる雜種税をば獨立せしめ、此所得割と雜種税とにより歲入一万圓の增加を圖りしが、日清戰役の影響によりて市況活潑となるに伴ひ、歲入に一万四千圓の增收ありて、總計八万九千圓を收入せり。されば歲出決算の豫算を超過すること二千四百圓に達せしも、尙ほ一万圓の剩餘となり、此形勢は二十八年度にも持續され、同年度歲入の增收二万九千四百圓に達したれば、最初二万四千圓を計上せし借入金も、其四割は遂に之を借入るゝに至らず、歲出の減少と相待ちて三万三千三百圓の剩餘を生せり。

二十九年度財政整理狀態

明治二十九年度豫算編成の際には、新編入の湊村・林田村及び池田村より、市税雜收入、國庫交附金等歲入合計九千圓を收入することゝし、市税中地租割課率九厘を增して九錢二厘となし、歲出及び歲入を七万四千九百圓となせしも、湊村以下の併合は、市をして其財政に約三千圓の損失を豫期せざるを得ざりしめ、且つ同年道路溝渠の新設改修を要するあり、築港調査等新事業の起こるあり、加之未曾有の大水害復舊工事費、幷に天然痘腸窒扶斯等の流行による傳染病豫防費等臨時支出多額に上りしかば、年度末迄の追加額二十五万八千七百圓となり、豫算の三倍を超ゆるに至れり。されば其補塡の爲めに要せし借入金も亦例年に超

え、二十二年度乃至二十八年度借入金は之を通算するも尙ほ六万圓に達せざるに、是歲一ヶ年の借入金のみにて實に十七万圓以上となれり、財政の困難なる、蓋し市制實施後未曾有と云ふべかりき。爰に於て大に支出の節約及び事業の繰延べを行ひ、以て四万五千圓を減ずることを得、一方には經常歲入の增收ありしにより、幸に市稅の增徵を行ふなく、歲入決算三十一万七千圓、歲出決算二十八万五千三百圓、剩餘三万千七百圓にて同年度を終ることを得たり。これ一に戰後の好況と市の發展との齎せし賜にして、從來幾多の論爭を經て、而かも財政上の顧慮より實施に躊躇せる水道の敷設事業が、總額四百万圓十ヶ年繼續の特別會計として、此年可決、直に著手せられしも、亦實に戰役の餘響による。

府縣制及び營業稅法實施に伴ふ市稅目の變動

明治三十年度より市稅目に大變動あり、地租割及び所得割の外に、新に營業割を加へし三種直稅附加稅と、家屋稅・步一稅・營業稅・雜種稅の四特別市稅とを徵收することゝなれり。是より先き明治二十四年發布の府縣制は、兵庫縣に於ては二十九年十月一日より實施せらるゝことゝなりしかば、神戸市が舊市制第二十七條第四項により郡部と其經濟を異にし、市部地方稅及び其附加稅として市稅を徵收せし制度は自ら消滅し、市は爲めに歲入の一半を失ふに至れり。加之市

三十年度の財政

は別に勅令により、府縣豫算の十分の一を限度として、臨時少額經費を分擔することゝ定まり、神戸市も三十年度よりして兵庫縣經濟の一部を負擔せざるべからざるに至りしかば、市は二十九年十一月特別市税に關する細則を定め、從來の地方税をば市税とし、以て縣費負擔に備ふると共に、市費にも充當することゝし、曾て特別市税として徴收せし歩一税を復興し、同時に特別市税の範圍を改正擴張し、三十年二月再度の稟請によりて遂に許可を得たり。然るに三十年度より營業税法新に實施となり、從來地方税たりし營業税の大部分は國税に移され、地方税として殘れる部分も、國税との權衡上、課率改正の必要を生じ、加之從來の國立銀行税・船税及び車税の廢止せらるゝありしかば、神戸市は三十年六月二十九日條例第十號を以て特別市税に關する細則を發布し、且つ二十七年六月を以て稟請し、三十年三月を以て許可を得し里道使用條例により、里道建設の電柱一本に付年額五十錢以内を賦課することゝせり。此外には三十年六月許可を得し督促手數料條例も亦歳入增加の一方法なりき。而して三十年度には前年度に賦課せる地租本税一圓に付九錢二厘の地租割を四十一錢四厘とし、所得本税一圓につき三十錢なりし所得割を四十錢とし、新に加へし營業割に在りては本税

一圓につき五十錢を課し、特別市稅中家屋稅をば附加稅としての前年度地方稅課率より二錢一厘を增して二錢三厘とし、步一稅に在りては依然百分の一を以て課率とせしも、營業雜種兩稅と共に其範圍を改正擴張し、かくて前年度に六万四千圓なりし市稅歲入豫算をば增加して二十一万一千七百圓を計上し、別に里道使用料及び雜收入に於て新に合計五千圓を計上したれば、從來兵庫縣より受けし交附金と、土木費・衞生費等合計二万三千七百圓の補助とは、地方稅の消滅によりて之を受くる能はざることゝなりしかど、尙ほ二十二万八千四百圓の歲入豫算を編成するを得、歲出科目中には始めて縣費負擔額五万七千九百圓を計上せり。　然るに此豫算の決定後歲出中の敎育・衞生・土木等の諸費に臨時追加を要するあり、縣費負擔にも一万二千圓の追加ありて、歲出豫算總計二十八万三千九百圓となりしかば、家屋稅の增徵及び借入金等によりて均衡を計らむとせしが、市稅に二万五千四百圓、國稅附加稅・使用料・手數料に合計八千五百圓の增收ありしより、雜收入に少額の減少ありしに拘はらず、豫算以上の增收二万五千七百圓に及び、歲入總額は三十万九千六百圓に達し、借入金中九千圓は實借に至らず、一方に於て歲出の決算は豫算に比して一万四千六百圓を減せしを以て、剩餘四万

四百圓を翌年度に繰越すことゝなれり。而も施行すべき事業にして未だ著手せざるものあり、計畫の事業にして繰延べたるものあり、財政に眞の餘裕を示せるにはあらざりき。

三十一年度の財政

明治三十一年度に於ける市の縣費負擔は十二万四千圓にして、前年よりも多きこと五万四千圓、市經常費の五割七分を占むるに至れり。されば臨時費に三万圓の減少ありしも、歳出總額は前年度を超ゆること三万四千六百圓となれり。因りて經常歳入中地租割をば前年増加のまゝ四十一錢四厘を課し、家屋税をば賦課個數一個につき、前年度に一錢三厘を加へ三錢六厘とせり。然るに是年財界恐慌の餘波として、歳入に九千圓の減收ありしに對し、年度末迄の歳出追加總額五万九千圓に達し、經常歳出たる縣費負擔の追加のみにても五万圓を算せしかば、土木事業の繰延によりて歳出を減ずること一万五千圓、以て約八千圓の剩餘金を翌年に繰越すを得たり。

三十二年度の財政

明治三十二年度の豫算は三十九万一千九百餘圓にして、歳出經常費中前年度に比し増加の著しきは縣費二万七千圓、土木費二萬圓、役所費一万二千圓等なり。臨時費には最初約五万圓の減額ありしも、而も年度末迄に土木費の三十二万圓、

衞生費二万七千圓、改正條約の實施により、新に市の管理に移れる居留地費一万二千圓等夥しき追加ありしかば、歳出の豫算總計七十九万四千七百圓となり、此中事業の繰延べによりて、決算歳出は六十万六千四百圓となれり。されば是年家屋税をば一旦前年度より一厘を減じて三錢五厘となせしに拘はらず、更に改めて個毎に二錢一厘を增徵することとし、又新に諸證明閲覽手數料の徵收を始めたり。而も此等の加徵は居留地費國庫補助と合するも合計八万圓を超えずして、到底以て四十万圓の追加歳出を補塡し得べくもあらざりければ、市は遂に二十六万八千圓の公債募集と、約六万圓の臨時借入金とによらむとせしに、歳出中事業の繰延べとなり、不要に屬せるもの約十九万圓に及びしを以て、市税及び雜收入等に減收ありしに拘はらず、歳入決算は六十万七千六百餘圓となり、歳出を差引き一千百圓の剰餘となりしかば、市債も十万五千圓の實借に止めたり。

三十三年度の財政經理狀態

明治三十三年度の歳出豫算は五十六万九千餘圓にして、別に新事業費の計上なきも、尙ほ前年度當初の歳出豫算に比し十七万餘圓の增加を來せり。これ比年增加し來れる縣費負擔は是年三十万圓に達し、これのみにても市税の七割を

占むる勢なりしを以てなり。因りて前年度本税一圓につき四十一錢なりし地租割を減じて十五錢とし、特別市税中、家屋税を二錢五厘として、前年度初の課率より一錢を減じ、海員雇傭取扱手數料をば之を廢止せしも、其他の特別市税に改正を加へ、新に墓地使用料を興こし、以て市税及び雜收入に於て三万圓の增收を計り、其不足の補塡をば之を借入金に仰ぐことゝせり。然るに年度末迄に里道改修費十五万二千圓、高等商業學校の敷地買收及び其工事費等十三万八千圓、汚物掃除法の實施に伴ふ經費九万圓、衞生費四万二千圓等追加せられて歲出總計百一万三千圓に達し、年度當初の豫算に比し約倍額となりしかば、歲入中家屋税は年度初の課率に比し一厘五毛の增徵に止めしも、地租割に於ては十三錢六厘を增徵して五十五錢とし、營業割及び所得割に於て各二十錢宛を增徵して七十錢宛とし國稅附加稅增徵の許可を得、以て此歲出の膨脹に應ずることゝせり。而して此國稅附加稅には幸にして二万圓の增收ありしも、此增收は縣費負擔額の追加によりて相殺せられたれば、市は遂に市債及び借入金合計三十六万圓を以て歲入の不足に充てざるべからざるに至りしが、決算に於て遂に五万二千圓の剩餘を見、市債及び借入金の實借十八万五千圓、卽ち豫定の半額に止まるを得

しは、事業繰延により歳出決算八十万五千圓となれるに對し、歳入決算は市税、雜收入等に増收ありて、八十五万七千圓となれるによる。

三十四年度の財政

明治三十四年度には新事業の計畫なかりしも、而も歳出の自然増加著しく、歳出豫算八十三万三千圓に達せしに、前年度の收入中、元居留地の外人に課せる家屋税七千六百圓は、其後課税の當否に疑義を生じ、是年之を計上するを得ざるに至りしかば、家屋税を三錢五厘とし、前年度に比し九厘の増徵をなせしも、歳入の不足尙ほ二十九万圓あり。已むを得ず市債と借入金とによりて歳出入の均衡を計りしも、年度末迄に土木費及び衞生費等の追加歳出合計六万六千圓ありしを以て、營業割及び所得割の課率は前年通り七十錢となせしも、地租割に二十錢を増して七十五錢とし、家屋税に一錢三厘四毛の増徵をなし、雜種税の改正及び脫漏調査を行ひ、且つ市税調査委員を設けて財源を調査し、專ら増收を計れり。然るに歳入豫期の如くなる能はずして、却りて三万圓の減收を見、歳入決算は七十五万一千四百圓となりしが、歳出決算も亦豫算より減じて七十一万五千圓となりしかば、差引三万六千四百圓を翌年に繰越せり。

三十五六年

明治三十五年度の豫算は年度末迄の追加を合算すれば七十三万圓を越え、市

公債及び借入金の未償還額は二十五万圓に達せり。　而して歳入の大宗たる市税は、之を極限迄徴收すとも五十万圓を得るに過ぎず、其他の收入は三万圓以内に止まり、強て特別市税の營業税を増徴せむか、國税營業税額を超ゆる誅求となり、市民負擔に堪へずして廢業者を出すべく、却つて財源を失ふの虞れあり。是に於て數年來制限超過の課税をなし來りし國税附加税をば更に増徴するの外なしとし、新に許可を得て地租割をば一圓迄、所得割及び營業割をばいづれも七十錢迄徴課し得ることゝなし、年度初めの豫算に於て地租割九十錢、所得割及び營業割各七十錢を賦課し、家屋税をば前年度より二錢八厘九毛を減じ一錢一厘となせしに、市税及び使用料手數料等二万三千圓の減收あり、歳入決算は七十一万二千五百圓となりしが、歳出にも土木事業未完の故を以て支出を要せざるに至れるありて、三万八千五百圓の繰越となれり。　三十六年度歳出豫算は六十七万二千九百圓なりしが、歳入は商工業不振にして、市税の増收到底期すべからざりしを以て、地租割をば前年度より増して一圓四十錢とし、家屋税をも増して一錢七厘として其他督促手數料をも増徴せしかば、年度末迄に土木・衛生・勸業等に三万七千八百圓の追加ありしに拘はらず、別に市税の増徴を行ふことなくして

支辨するを得、歳入決算に七千七百餘圓の減收を示して七十万二千九百圓となれるも、歳出決算亦豫算よりも少きこと二万三千九百圓なりしを以て、一万六千餘圓の繰越金を生ずるに至れり。

日露戰役中の市財政

明治三十七年度には日露戰爭勃發の爲め諸般の施設を現狀維持の程度に止めしかば、其歳出豫算は五十二万二千六百圓となりて、三十二年以降未曾有の少額を示せしが、歳入に於ては雜種稅中に五個の新稅を起こし、別に特別市稅中に支店稅を加はへ、里道使用料の增徵をも行ひたれど、地租割をば前年度よりも引き下げて七十五錢とし、所得割及び營業割をば各六十錢に減じ、家屋稅をば僅に五厘を課するに止め、年度内の追加九万圓をば借入金を以て之に充てたり。然るに戰役は歳入に好影響を與へ、增收三万八千八百圓を算したれば、歳出の一万一千二百圓減と相待ちて五万圓の繰越となれり。翌三十八年度には歳出豫算六十五万四千圓の外に、戰時應急施設の必要生じ、且つ始めて黑死病の流行ありしと、元居留地外國人永代借地内の家屋に課せる家屋稅を、三十二年度に溯り還附せざるべからざるに至りしとにより、追加額三十五万圓を算するに至りたれば、家屋稅を前年度よりも二錢三厘多からしめ、外に二十五万圓の借入れをなせ

し、前年より繼續せる戰役の好影響により、歳入の增收一万一千一百圓に達し、歳出決算は豫算に比し三万三千二百圓を減せしかば、差引四万四千二百圓の繰越となれり。

膨脹せる三十九年度の財政

明治三十九年度歳出豫算は追加五十九万圓を合して總計百四十万九千圓、之を戰前明治三十六年度の總豫算に比すれば約二倍なり、蓋し戰時緊縮の反動として、戰後市勢の急激に發展し、必要なる施設遽かに增加せるに外ならず。而して歳入に於ては市民の負擔加重を避くるに努め、税率の多くは前年度に於て既に前々年度よりも輕減せる税率を適用せるを襲ひ、家屋税は前年度よりも更に低減して二錢五厘としたれど、而も決算に於ける市税の增收七万二千圓を算せり、蓋し戰後の好況によるものなり。因りて市廳舍新築、東山病院、塵芥燒却場の新築、幷に下水溝幹線改修費等の新事業費に充て、且つ從來の借入金中高利のものを償却せむが爲め新に神戸市債券條例を制定し、額面八十八万圓、利率年六分以內の公債を發行し、年度內に三十二万九千七百圓を收め得しを以て、是年借入金豫算十六万七千圓も實借の要なくして了り、歳入決算は豫算に比して二万三千八百圓の增收となれるに對し、歳出決算は事業未完了の故を以て、豫算よりも

二十五万二千七百圓を減じ、歳入超過二十七万六千五百圓なる未曾有の記錄を示すに至れり。

四十、四十一年度の財政

明治四十年度の歳入決算は二百五十一万四百餘圓、其歳出決算は二百十九万圓にして、之を前年度の決算に比し歳出歳入共約百万圓を增加せしが、これ專ら築港分擔金を計上せるによる。築港費の財源は初め之を公債に仰ぐ豫定なりしも、其納入時期に際し、財界恐慌を來せるを以て先づ百十五万圓を借入れ、以て公債發行に有利なる時期を待つことゝし、前年決定せる市債劵發行條例により、年度內に十万圓を收めて、廳舍新築及び其他の新事業費とし、一般經常費の爲めには家屋稅を三錢とし、步一稅の課稅範圍を改正擴張し、以て歳出との均衡を圖りしが、歳出の著しき減少と市稅の增收とによりて、三十二万圓の繰越金を生ずるに至れり。翌四十一年度には前年度よりの繼續事業及び築港分擔金の外に縣費負擔額の增加もあり、市勢調査費亦新に計上せられ、歳出百二十六万九千六百圓となりしかば、市稅中三十八年度以降同率を保ち來れる地租割を九十五錢に、所得割を五十三錢に、營業割を六十五錢に增加せり。然るに年度末迄に尙ほ臨時費百二十三万圓、經常費六万圓の追加を要することゝなり、一方に於ては財

界の恐慌に累せられて、市税に二万三千七百圓の減收を見るありしも、市税以外の收入即ち縣補助金・雜收入・報償金等に少からざる增收ありしを以て、公債二十七万一千圓、借入金百一万二千五百圓、及び前年度よりの繰越金を合して、歳入決算は豫算を超過すること十二万四千九百圓、而して一方に於て歳出の減少二十四万二千二百圓に及びしを以て、結局三十六万七千圓の繰越金を見るに至れり。

歳出の自然膨脹と四十二年度の財政

市費施設を要する事業年と共に增加せるのみならず、歳出の自然膨脹亦勢の免れざる所なれど、三十八年以後五年間の增加は特に顯著なるものあり。日露戰役の起るや、市費は大に緊縮せられ、三十七年度歳出決算は之を三十六年度に比し八万圓の減少を見たりしが、三十八年度に至りては前年より三十七万圓を增して九十七万餘圓となり、三十九年度には百十五万圓、四十年度には二百二十万圓、四十一年度には二百三十餘万圓となれり。然れども市税の課率には一定の限度ありて、濫りに踰越を許さゞるのみならず、一般經濟界の影響を蒙り、徵收往々にして豫期の如くならず。歳入總額中市税の占むる割合は年々減少し、三十七年度には七割六分なりしも、三十八年度に五割六分、三十九年度に四割五分、四十年度に二割八分、四十一年度には二割九分となれり。之を三十七年度より

四十一年度迄に、市稅の一戶負擔六圓八十八錢より八圓五十五錢に增加せしのみなるに對し、市費歲出一戶平均負擔十圓より激增して二十五圓七十錢となれるを考ふれば、歲出の支辨を專ら市稅に待つこと益、困難となれるを明にするを得べし。況や市負擔の縣費のために、此市稅の大半を割かざるべからざるは、市の最も苦痛とする所にして、市が年々施設すべき事業の爲めに、公債の發行に、將た又借入金に腐心せるは、實に已むを得ざるに出でしなり。されば未曾有の財政膨脹の後を受けし明治四十二年度に於ては、地租割以外の諸稅の課率を高くし、特別市稅の大改正を行ひて新に特別市稅條例を制定し、且つ新に國稅取引所稅の附加稅を興して、以て歲入百二十四万三千六百圓中の六割强をば、市稅により て收入せむと圖り、曩に決定せる債劵條例による未募集額十七万圓をも歲入豫算に計上せり。然るに歲出豫算總計四百十一万圓にして、就中追加としては經常費四万圓、臨時土木衞生費二十六万圓、市債費二百十万圓等あり。此巨額の市債費は築港工費の分擔の爲めに外ならずして、是より先き市は其總工費中、市の分擔金四百三十七万圓を明治四十年度以降十ヶ年間に分納することゝなり、四十年度分擔金百万圓をば、公債發行の時機を得ざりしより、一時借入金により

納附を了せしが、四十二年五月財界稍々恢復せるを以て、神戸市築港公債條例を制定し、同年度より大正五年度迄に額面四百六十万圓を募集することゝし、同年七月先づ前年度借入金百万圓の償却と、四十一年度分百万圓納附との爲め、利率年六分、價格額面百圓に付九十五圓以上として、二百五十万圓を募集し、以て二百四十四万七千四百餘圓を得たるなり。以上の外歳入の不足塡補の爲め、十万五千五百圓の借入金をなす豫定なりしも、實際に於ては市税及び雜收入等に增收多くして、決算は豫算に比し增收十六万圓を算し、歳出決算は豫算に比し十九万五千圓の減少を見しを以て、差引三十五万五千圓の繰越金を生じたり。

四十三四年度の財政

明治四十三年度には新事業の計畫なかりしも、前年度に比し、經常費中役所費、土木費等の增加あり、縣費負擔の激增あり、臨時費に於ても國庫納附金・市債費等の增加ありて、歳出總計百四十八万三千圓となれり。然るに是年法令改正の結果、地租割は之を宅地租・田租・及び其他の三種に類別して賦課することゝなりしかば、本税一圓につき宅地租割を二十一錢、田畑地租割を五十二錢、其他の地租割を四十四錢とし、以て地租割合計に於て前年度に比し四万圓の增收を圖り、其他特別市税の家屋税に三厘を增して三錢三厘の課率とし、一方に於て所得割をば

前年度より三十三錢を減じて二十二錢とし、營業割をば四十錢を減じて三十錢となせるも、尙且つ市稅全部を通じて六万圓を增收し得べき豫算となせり。然るに年度末迄の歲入の增收十八万千八百圓を超えて、其決算百八十四万四千八百圓となり、歲出追加は十八万圓に達せしも、歲出決算は豫算に比して六万五千六百圓を減せしを以て、差引二十四万七千五百圓の歲入超過となれり。此年度の借入金は其額僅に五万圓にして、歲入總額に對し二分七厘に過ぎず、且つ前年度には歲入の五割七分を算せる公債募集も、是年には皆無にして、市稅は歲入の四割七分を占め、前年度の一割九分なるに比し其差著るし。然れども縣費負擔は其額四十万圓に垂んとし、市稅の約二分の一を占めたれば、之が爲めに市の困難せること依然たり。翌四十四年度の總歲出は二百四十五万九千六百圓にして、年度當初の豫算に比し約百万圓の追加あり、此追加中、經常費に屬するは僅に一万六千圓なるも、臨時費には市債費の六十八万圓、公園費の三十万圓等あり。此市債費は既定の築港分擔金納附の爲めにして、公園費は舊湊川埋立地買收の爲めにせるものなり。市は同埋立地を以て公園となさむとし、九月事業公債條例を制定せしも、財界の事情公債發行に利ならざりしかば、一時三十万圓を借入

れて以て十一月公園地の買收を了せしが、年度末に至り利率年五分、額面三十一万五千圓の事業公債を發行して、借入金を償却せり。　是年一般經常費に充つべき市稅科目中、前年度より賦課率を引き下げしもの多かりしに拘はらず、市稅總額に於ては十一万圓の增收ありしが、募集豫定の公債中六十万圓をば發行するに至らざりしを以て、歲入決算は百九十五万九千圓となり、豫算に比し約五十万圓を減せしが、歲出にも事業繰延べにより約七十万圓の減額を見しを以て、約二十万圓の歲入超過となれり。

大正元年度の財政

明治四十五年（大正元年）度に於ても財源豐ならざるよりして、新事業の計畫なく、豫算の編成は節約を旨とせしが、而かも其歲出豫算は百四十六万二十圓を算し、之に追加を合算すれば百八十九万四千三百圓に上り、而して其主要部分を占むる縣費負擔は、市部分賦率の改正によりて、負擔額六万圓を增し、四十三万二千四百圓となれり。　歲入に於ては市稅の自然增收を豫想し、務めて市民負擔の輕減を圖り、課率の引下を行ひ、使用料・手數料・雜收入等に合計二万圓の減收ありしも、市稅及び報償金等に增收あり、決算の豫算より多きこと十四万圓にして、歲出の決算が豫算より八万圓を減せると相待ち、二十二万一千圓の剩越金を算せり。　是

年築港公債額面六十万圓を發行し、五十七万圓を收めて以て前年度分擔金納附の爲めの借入金を償却し、此年度の分擔金をも納附せり。

大正二年度の財政

大正二年度の豫算編成の消極的ならざるを得ざりしこと前年度と大差なかりしも、而かも此年度には治水堤防費・市立商業學校新築費等約三万圓の新事業費を計上し、總計百五十五万圓となれり。然るに土木・衞生・敎育費等に十七万圓追加の必要生せしを以て家屋稅の增徵と報償金及び雜收入の豫想增收とを以てその財源に充てしが、此增收は略、豫想の如くなるを得、加ふるに歲出豫算中支出を要せざるもの十万一千四百圓に達せしを以て、市況不振による市稅の減收一万四千六百圓使用料及び手數料の減收合計三万圓に達せしかど、歲入決算は豫算に比して約三万六百圓の增收となり、歲出決算との差十三万二千圓を算せり。

緊縮せる大正三年度の財政

大正三年度の歲出豫算總計百六十四万三千百餘圓にして、之を前年度に比すれば八万圓少く前々年度に比すれば約三十万圓を減せり。而して前年度政府財政緊縮の影響を蒙り不振に陷りし市況は、是年七月歐洲大戰の勃發によりて更に一層の沈滯を增せるを以て、年度の初め市稅の稅率を引き上げ、步一稅の課

税範圍を改正擴張するありしも而も市税の減收五万圓に及び、歳入決算は豫算に比し二万三千圓の減收を見しが、歳出の減少十六万圓に及びしを以て、差引十三万五千圓の歳入超過となれり。 築港分擔金に關しては、前年度迄に既に三百十万圓の公債を發行し、四百三十七万圓中三百万圓の納附を了せしが、是年政府よりして既定分擔額中百三十三万圓を免除すとの命令あり、因りて殘額約四万圓をば基本財産よりの流用と、既發行公債の殘金とにて納附を了し、以て其分擔金を完納せり。

大正四年度の財政

大正三年の緊縮方針は翌大正四年にも繼續せしかど、此年度の歳入豫算に於ては、明治二十六年度以降引き續き百分の一の課率を襲用せる歩一税を、此年度限り千分の十二とし、雜種税の科目及び課率を改正し、家屋税をば前年度に比し五厘を増して四錢八厘とせしかば、市税に五万圓の増收あり、雜收入・使用料及び手數料の増收も合計五万圓に上れり。 されば國庫交附金・縣補助金・財産賣拂代等の減收合計六万圓に達したれど、尚ほ歳入に四万圓の増收を見、其決算百八十五万七千圓となり、歳出決算の豫算に比し二十万一千六百圓を減せるにより、結局二十四万一千圓の歳入超過となれり。

大戦の影響と大正五六年度の市財政

大正五年度にも新事業の計畫なかりしかど、物價の騰貴は自然に歳出の増加を促し、其總計豫算は百九十二万八千圓を算へ、前年度に比し約十万圓の増加となれり。而して歳入に於ては地租附加税中、宅地租の明治四十三年度以降引つづき本税一圓に付二十一錢なりしを、是年二十四錢に改め、四十四年以後五十錢六厘なりし宅地租以外の地租附加税に於て七錢を増徴し、家屋税率をも前年度より四厘を増して五錢二厘となし、以て歳出の増加に應ずるに力めたり。然るに前年度に始まれる市勢好況の繼續により、市税二十五万五千圓、雜收入二十一万圓の増收を見、爾餘の歳入科目にも多少の増收なきはあらざりしかば、歳入決算は二百三十六万五千圓に達し、豫算を超過すること四十三万六千八百圓となれるに、歳出決算は豫算に比し十二万一千圓を減じたれば、結局五十六万圓の繰越金を見たり。蓋し市制實施以來未曾有の巨額なり。此巨額の繰越金を受けし翌大正六年度の歳出總計豫算は二百四十二万五千圓にして、前年度に比し五十万圓の増加を見しが、これ經常費中役所費一万七千圓を増し、新事業費として女子商業學校費に六千圓を計上せる外に、歳出各科目を通じ、いづれも多少の増加を要し、其合計十七万圓に達せると、臨時費にありて教育費三万圓、區費充當金

十三万圓を主とし、各科目合計三十二万圓の增加ありしとによれり。而して歳入に於ては財產賣拂代及び雜收入をば前年度に比し合計五万五千圓を減せしかど、雜種稅中に自用自動車、雇仲居稅等の新稅目を加へ、市稅總額に於て十万圓、使用料・手數料・報償金、幷に國庫補助金に於て合計六万二千圓の增收を豫想し、借入金を增加すること十四万五千圓とし、且つ繰越金二十四万圓を增加計上して以て歳出との均衡を計りしが、市況愈〻繁昌となり、商工業大に振ひしを以て、市稅の增收七十四万圓に上り、雜收入の增收も亦七十四万圓を算し、報償金にも十五万三千圓の增收ありて、歳入決算は其豫算に比し百六十九万圓を增加し、實に四百十一万五千圓となり、歳出は十二万圓を減せしかば、結局百八十一万圓なる巨額の繰越金を出すに至れり。

膨脹せる大正七年度の財政

歐洲大戰の好影響は上述の如く大正四年より漸く顯はれ、爾後年を逐ひて加はりしかば、大正六年度には市の財政の上にも激甚なる變化あり、市稅・雜收入等は未曾有の增收を示せしかど、同時に有らゆる物價を騰貴せしめたれば、市費亦從ひて增加膨脹し、大正七年度歳出豫算總計は四百八十三万四千八百圓に上り、前年度に比し二百四十万圓を增加せり、卽ち經常費にありては役所費九万圓、土

木費七万六千圓、中等學校費二万圓、汚物掃除費七万圓、及び縣費負擔三十二万圓等合計九十一万圓を增し、臨時費にありては區費充當金に七十八万五千圓を增加せる外、新事業費として公設市場、同食堂費合計十七万四千圓、市史編纂費五千五百圓を計上し、合計百五十万圓を增せり。而してかく激增せる歲出に對し、歲入豫算に於て市稅は全體を通じ稅率を低下せるに拘はらず、前年度に比して百十六万圓を增收すべく、之に加ふるに公設食堂の收入六万二千圓、雜收入十万圓を以てし、區費充當七十八万五千圓の殆んど全部は借入金によりて之を支辨することゝせり。然るに未曾有の好況の影響により、歲入決算は雜收入二百三万圓、市稅九十八万圓の增收を首とし、豫算に比して合計三百二十六万八千圓の增收となり、歲入總計八百十万三千四百圓を算へたり。市稅々率を低下してすら尙且つ斯く巨額の增收を見、就中豫算十九万圓なりし雜收入が、決算に於て二百二十二万圓を越ゆるに至れるが如きは、蓋し未曾有の現象なり。而して歲出中支出を要せざるもの五十四万八千圓に達せるを以て、歲入の歲出に超過することと三百八十一万七千圓となれり。神戸市多年の問題たりし家屋稅賦課方法の解決を見しも亦實に此財政の好況による。

明治十九年神戶區が家屋稅賦課法を制定するや、明治十一年地租改正の際の土地等級に準據せしが、市制實施後も依然として該賦課法を襲用せり。然るに日清戰爭後市勢著しく發展を加へ、從來下位に在りし土地の、一變して上位となれるもの多く、永く此舊制によらむこと、負擔の公平を期する所以ならざるに至りしかば、改正の議は既に明治二十八年の市會に上りしかど、當時市勢の前途尚未だ測り知り難しとの理由を以て否決となれり。三十年九月に至り家屋稅賦課法改正案可決せられたれど、これは一部の改正に止まり、實際に適應せざる憾多かりしに、爾後十年間殆ど何等の變更を見るに至らざりしかば、之が改正の必要を唱ふる聲年を逐ひて愈、高く、三十九年十二月に至り賃貸價格に據らしむる目的を以て、市內家屋調査をなさむとの提案あり。此案は急激なる改正の市民生活に影響する所甚大なりとの理由を以て、四十年十一月市會の否決する所となりしも、改正の必要は市會の明かに認めし所なれば、調査方針を改め、建物の種類・坪數・賃貸價格及び敷地の地位等を參酌して、以て賦課個數を定め、賦課率は建物の構造と用途とによりて算定することゝし、此方針によりて進めし調査は四十二年に至りて完了し、市は之によりて一ヶ年數万圓を增收すべき立案をなせ

しが、此案亦市會の可決する所とならずして、爾後荏苒十年を經たり。然るに大正六年九月に至り、建物の構造の精粗幷に敷地の地位に應じて等級を定め、之を以て賦課個數を算定するの議市會の可決する所となり、其調査の結果により定めし家屋税等級改正の件は、大正七年十二月市會の承認を經、以て多年の懸案を解決するを得たり。

市税特別税條例の改正

是に於て市は此家屋税賦課法の改正を機として、明治四十二年五月制定以後、一部の改正を見しのみなる條例第二十九號市税特別税條例に大改正を加へたり。其改正は從來賦課期日及び納附期限をば單行規程となせしを廢して、之を新條例中に包含規定し、營業休止後、次の課税期日前に再び同一の營業を開始せる場合、新規開業として課税せる從來の條項は苛酷に失する嫌あるを以て、之を改正して次の課税期日まで課税を延期することゝし、收入金額を課税標準とする營業税及び雜種税々率の從來多額納税者に輕く、少額納税者に重かりし弊を改めて、少額納税者に輕からしめ、從來最低收入金額六十圓以上の者より課税せしを百圓以上と改め、雜種税中に含めし藝妓置屋業を轉じて營業税中に含め、課税標準たる收入金額を定むるに當り、從來卸と小賣の區分、及び銀行業保險業の收入金額計算方法の規定なかりしを、新條例に之を設け年額

五十圓に過ぎずして、徵稅手數と相償はざりし漁業稅を廢止し、免稅事項の規定を明確ならしめ、且つ其範圍を擴張せる等を主とし、條文の配置にも改正を加ふる所あり。此改正條例は大正七年十二月市會の可決を經て、大正八年度より實施することゝなれり。

特別會計に屬する諸事業費

以上の外市の財政に就き述ぶべきものに特別會計に屬する事業費あり。今其總額のみに就きて之を見むか、明治二十九年度より三十八年度迄の水道敷設費歲出合計約五百万圓、歲入約八百万圓、明治三十二年度より四十年度迄の導水事業費歲出入各約七十万圓、明治四十四年度乃至大正七年度迄の水道擴張費歲出約千五十五万圓、歲入約二千万圓、明治三十二年度より大正七年度迄の水道費歲出約千二百四十二万圓、歲入約千五百六十万圓、三十七年度より四十二年度迄の船舶給水事業費歲出入各約二十七万圓、大正六・七兩年度の電氣事業費歲出約三千四百二十四万圓、歲入約三千四百六十六万圓、同年度の電氣事業用資金歲出入各約百七十五万圓あり。別に區會の議決を經て、專ら區の小學校の經營維持に充當せる明治二十二年度より大正七年度迄の區費歲出約一千百五十万圓歲入約千三百六十万圓あり。

神戸市立小學校の維持經營に充つべき區費につきても亦説明の要あり。市制實施後明治二十五年迄は、區會の組織未だ整頓せざりし故にや、區費をば市費の中に包含せしめて、市會之を議決したれど、二十六年度以降は區會自ら之を評決し、其歳入は地租割・反別割・家屋税幷びに戸別税に據りしも、市費歳入以外に別途の徴收をなし、其賦課率は學區有財産の多寡により一樣ならざりき。而して區費に充當すべき此等諸税中、財源として主要なるは家屋税にて其賦課個數一個の課率明治二十二年度より明治二十八年度迄は、神戸・湊東・湊西・葺合の四區中神戸の五毛最も低く最高は葺合の四錢三厘なりしが、湊・林田二區を加へし二十九年度には湊西區の二厘三毛最も低く林田の九厘五毛最も高くして神戸は四厘五毛を課せり。然るに爾後區費の膨脹に伴ひ此家屋税も次第に增加し、大正七年度には六區中、課率最も低き神戸區すら九錢二厘を課し、湊東區は十五錢、湊西區は十五錢二厘、林田區は二十一錢、葺合區は二十一錢八厘となり、湊區の如きは實に四十五錢を課するに至り、同年度六區の家屋税收入合計六十六万圓を以て、市費に充つべき家屋税收入十五万圓に比すれば、其課率に雲泥の差あるに至れり。區費地租割も家屋税と同時に徴收を始め、明治二十六年度迄本税一圓に

付神戸・湊東は五錢、湊西區は二錢一厘、葺合區は四錢を課せしも、爾後各區皆五錢に改め以て四十二年度に至りしが、四十三年度より各區共に更に改めて一錢となし、四十四年度には又改正して宅地租割を一錢、其他の地租割を二錢四厘となし、以て大正七年度に至れり。反別割は三十三年度より四十二年度迄林田・湊二區に限り之を徴收し、一段歩につき兩區共に田六十錢、畑四十錢、宅地七十錢とし、開墾地反別割は林田區のみ之を徴收し、其率七十錢なりき。戸別割は大正七年度にのみ之を徴收せしものにて、神戸の二錢三厘を最低とし、最高は湊區の三十八錢なりき。

諸税以外の區の歳入

市内諸區の歳入は此等諸税の外に財産收入・國庫下渡金・市補助金・雜收入等ありて、明治二十二年度には約一万圓に過ぎざりしが、三十二年度には二十九万圓、四十二年度には六十二万圓、大正六年度には百九万圓となり、大正七年度には更に急激に増加して二百二十万圓に垂とせり。然れども區費の膨脹も亦年と共に甚しく、以上の歳入のみを以てしては到底義務教育施設の完備を期し難かりしかば、區は屢市より補助を受けて區費の不足を補ひ、區の家屋税を以て其償還財源に充當し、其額市制實施以降大正七年度迄に約二百万圓を算し、大正四年以

降に市より受けたる補助額のみにても百五十万圓に達せり。然るに大正七年十二月に至り、翌年度より學區制を廢止することゝ定まり、市は各區の負擔せる債務を繼承することゝなりたれば、區費に充當すべき諸稅は大正七年度を限りとし、賦課の必要なきに至れり。

神戸市には市有財產・區有財產及び市が委託を受けて保管に當れる部落有財產あり。市有財產は明治二十二年市制實施に際し、地方稅經濟より新に神戸市に引繼げるものと、從來神戸區費にて支辨せるものとを神戸市長の管理に屬せしめしに始まる。當時市有財產となれるは市廳舍敷地・建物・揭示場・神戸市製產物品評會場・避病院敷地建物等にして爾來三十六年迄は水道用地建物以外に市有財產の增加なし。換言すれば三十六年度の市有財產なる市廳舍敷地二千餘坪、水道用地九万一千餘坪、病院敷地・墓地等三万七千七百坪、建物合計千六百九十坪、現金二万五千百餘圓中より、水道用地及び其建物五百坪を除ける殘餘を以て、略、市制實施當時の市有財產と推定するを得べし。其後市有財產次第に增加し、明治四十四年度に至りては市役所敷地千六百餘坪、圖書館敷地八百九十坪を始めとし、公園及び水道用地・病院敷地・塵埃燒却場・墓地等三十万三千九百坪、建物三

千八百坪、有價證券二万八千二百圓、現金一万一千三百餘圓となり、爾後學校敷地・屯田療養所敷地・屠場敷地・電氣事業用地等を加へ、水道用地も擴張せられたれば、大正七年度には土地總計百一万二千坪建物一万四千坪を算し、有價證券には增加なきも、現金は一万二千五百餘圓となれり。此等有價證券及び現金の管理につきては、舊市制に何等の規定なかりしも、四十四年改正市制の實施せらるゝや、同年十二月神戶市基本財產管理規則制定せられたり。

資金及び積立金

以上の外に市の特別財產として奬學資金・慈惠資金及び積立金あり。奬學資金は故澤野定七の遺志により、澤野久七より公債證書額面三千圓を寄附せるを採納し、大正元年八月神戶市澤野奬學資金規程を制定せるを初めとす。川崎芳太郎より甲號五分利公債證書額面一万九千圓の寄附を受くるや、大正二年五月神戶市川崎奬學資金規程を定め、爾後大正七年度迄に兼松・中村・成瀨・森本・細・植田・百々・長谷川及び湊山小學校・御幸夜學校・女子技藝學校奬學資金等加はるありて、寄附の採納毎に規程を設け、奬學資金の總額は四万八百圓に達せり。慈惠資金は大正二年五月川崎芳太郎の寄附せる甲號五分利公債證書額面三千圓を採納し、神戶市川崎慈惠資金規程を定めしに始まり、爾後田村・川村・柳田・成瀨の四慈惠

資金規程を制定し、總額九千五百圓あり。積立金は大正元年十二月市吏員の退隱死亡、遺族の扶助等の場合の給與の爲め、條例を以て規定せる給與基金を始めとし、大正二年四月設定に係かる工業改良、商品販路擴張等の爲めの實業奬勵基金、大正七年設定の御下賜金積立金、同年内帑下賜金と寄附金三万五千餘圓を以て設定せる公設食堂基金、寄附金四万六千餘圓を以て設定せる救濟基金等にして、大正七年末總額八万三千九百九十四圓を算せり。大正六年度設定せる市史編纂準備積立金は、大正七年度より編纂事業を起すことゝなりたれば、六年度内に之を廢止したり。

區有財産の管理規程

區有財産に關しては明治十年小學區畫改正以降幾多の變革あるも今之を詳にする能はず。明治二十二年市制實施せられ、神戸市に神戸・湊西・葺合の三區會を設くるや、地方學事通則に據る學區と、市制による財産區とは茲に合致したれば、區は區會條例によりて區有財産保管規程を設け、區内居住の市公民三名を其管理人とし、以て區内市立小學校の設立維持を經營し、二十五年湊東區、二十九年湊・林田二區の追加せられて總計六學區となりし後も、學校關係の財産と、其以外の財産との管理規程は共に改正を見ず、區會專ら其責に任せしが、明治四十二年

六月學校關係以外の財產を有する神戶・湊西・葺合・湊東の區有財產管理委員規程新に制定せられ、神戶に五人、湊西に四人、葺合に二人、湊東に二人の委員を置き、其事務取扱規程をも定むる所あり。同年九月湊東區が其財產を擧げて市に寄附するや、四十四年六月管理委員規程の改正となり、殘餘の三區に加ふるに新に林田區の委員を以てせしに、林田區も亦四十五年三月其財產全部を賣却せり。一方に於ては學區關係以外の區有財產中、神戶・湊西二區の所有にして、貸與により利得するもの丶爲めに、四十三年二月特に貸與規則の制定あり、大正二年四月葺合を追加して神戶・湊西・葺合區有財產貸與規程を制定し、同時に神戶・湊西二區の積立金管理規程を定め、大正四年九月には區有財產管理委員規程を廢して新に神戶・湊西・葺合區有財產管理委員條例を制定し、四人宛の委員を選擧せしめ、踵ぎて大正五年二月其事務取扱規程に改正を加へたり。

學校關係財產の引繼と共有山林

大正七年十二月多年の懸案解決せられて、大正八年三月を限り市內六學區は廢止せらるゝことゝなりたれば、六學區は學校關係の區有財產卽ち有價證券一万九千三百五十圓、現金一万二千百八十八圓餘、圖書機械器具見積價格二十五万二千四百餘圓、校舍見積價格百二十二万七千九百餘圓、學校敷地四万七千七百九

十餘坪、其見積價格四百六万三千九百餘圓を神戸市長に引繼げり。爰に於て學校關係及び其以外の區有財產をも有せざるに至りし林田・湊二區幷びに學校關係の財產のみの所有者なる湊東區を除き、爾餘の三區卽ち神戸・湊西・葺合は學區關係を離れて單一なる財產區となり、大正七年度末には湊西區は宅地八千三十五坪、山林・原野・墓地合計百四十七町四畝餘、神戸區は宅地一万六千四百十七坪、山林・原野・墓地・保安林・溜池合計五百七十一町六反四畝餘、葺合區は山林原野合計三百三十一町一反步餘を所有し、湊西區には他町村との共有山林三百三十町步あり。建物は三區の所有合計五百坪に足らず。而して此等區有財產中主要部たる山林は、多くは神戸市背後の口一里山及び中一里山に屬するものにして、此山林は其境界の決定までに數百年に亙り幾多の變革あり、所謂山論として屢〻訴訟を經しものにて、特に中一里山につきては、明治五年地劵發行に際し、神戸の各町村を始め、當時八部・菟原兩部に屬せる三十八箇町村聯合し、古來其地租を負擔せるを理由として、其下附を申請せしに、其地元山田村民大に驚き、妥協を試みて成らざるや、三十八箇町村を相手取り中一里山所有權確認の訴訟を兵庫裁判所に提起せしことあり。一件記錄に據れば、中一里山はもと山田庄に屬し、被告三十

八箇町村は山田庄に借地料を出して之を借受けしに、延寶六年の檢地以降、被告町村に同山の年貢を割賦納入せしめしより、所有權自ら被告町村に移りしものゝ如く解せらるゝに至れりと云ふ。因りて山田村は其訴訟理由として、慶長以來の沿革を叙べて、所有權の所在を明にし、同山は當然山田村有として下附あるべきものなりと主張せり。然れども第一審に於て原告の敗訴となり、控訴して再び目的を達せず、明治九年十一月に至りて中一里山の所有權は全く被告三十八箇町村に移るに至れり。其後同山は各町村に分割せられしも、明治四十四年同山中百七十六町歩の神戸區有となれるに對し、葺合區は享保年中の菟原・八部兩部境爭論裁許狀を證據とし、神戸區のみの專有に委する能はずとて之を爭ひしが、同年十二月鹿島市長の調停により、神戸區は前記反別中七十四町三反歩餘を無償にて葺合區に分割し、爾後入會の關係を絕てり。明治三十三年に起こり、大正二年に至りて解決せる奥平野村外六箇村共有にかゝる山林分割の紛議も、亦中一里山分割に關聯せるものなり。

神戸市の町村共有財產即ち所謂部落有財產は、夙に各部落によりて造成せられしものにて、維新以降幾多の變遷を經しも、財產の維持管理に關し規定する所

ありしは、市制實施の時を以て嚆矢となす。明治二十二年各部落の共有物にして新市三十部落の共有財產として引繼がれしは、現金三千三百圓の外に、元町五六丁目の共有財產を始めとし、宅地一万一千五百坪、田畑・山林・雜種地合計八町三反步、溜池敷四反六畝餘、建物二千九百坪にして、以上の見積價格に現金を加ふるも尙ほ三万圓を超過せざりき。爾後隣接地の編入に伴ひ、財產を有する部落の數も著しく增加するに至りたれど、部落有財產は因襲の久しき幾多の情弊ありて容易に整理し難く、且つ市制の條文は市の一部の事務、特に部落有財產の管理に關する規定に於て明確を缺くものありしを以て、市參事會をして其管理の大綱を掌り、管理方法を規定し、保管人を選定せしめ、以て其整理維持及び增殖を圖る所ありしも、而かも統一せる管理事務取扱方法の制定速に成り難く、三十六年に至り調査稍〻進捗して、六十部落の財產を整理し得たりしが、當時の見積價格は約百五十万圓を超えたり。其後六十部落中、賣却又は寄附によりて其財產を失ふものあり、地目を變換するものあり、溜池を開墾するものある等、其異動數百件に及び、今一々之を記す能はざれど、大正七年度に市に屆出であるもの四十九部落となり、其財產宅地一万八千四百餘坪、田五畝餘、山林七百六十六町步、原野四町

四反歩、溜池敷二十四町歩、墓地七反八畝歩、以上見積價格四百四十万圓、之に建物・立木・有價證劵の見積價格并に現金・預金・貸附金等一切の財産を加ふれば、五百三十万圓に達すべく、各部落にはいづれも協議會を設け、議員五名乃至十八名を選擧し、協議會長其保管の責に任じて維持增殖の事に當れり。

納税成績

最後に市民の諸税納附の成績、滯納による缺損、及び市民の負擔に就きて一言せむに、神戸市諸税納附の成績は、他の大都市に比し久しく下位にありしを以て、市は此滯納の弊を矯正せむが爲め、或は指定納期の經過と共に直ちに注意書を發送し、或は法定納期の切迫するや、吏員を派して懇諭を加へ、國税の督促狀と共に附加税、特別市税納附の督促をも行ひ、或は税務署との聯絡を周密且機敏にし、多額の納税者にして滯納常習の弊ある者に對しては、特に再三督促を爲し、或は滯納者の一定期間差押物件保管の習慣を即時引揚の取扱に改むると同時に、滯納常習者に對し差押を勵行する等、滯納督促及び其處分方法につき改正施設する所あり、其成績漸次に良好なるを得るに至りしかど、尙ほ遺憾の點甚だ尠からず。之を最近十箇年間の神戸市統計に徵するに、國税にありては明治四十二年度に督促狀發送三万八千八百件、金額六十万圓を超えたりしも爾後漸次に減少

して、大正五年度には八千五百件、十七万四千圓となれり。然るに大正七年度には滯納者又激增して一万餘件、百五十万圓を超えしは、蓋し歐洲大戰の影響により、營業稅・所得稅の前年以來激增せるが爲め、納稅者中異議を申出づるもの多かりしにも因るべけれど、一面には神戸市民の納稅に關する弊風尙ほ未だ全く矯正し得ざるものありしに基くならむ。然れども大正七年度の國稅缺損額は僅に千八百圓に過ぎざれば、之を既往九年間平均五千圓を算するに比し、良好なる成績を示すものといふを得べし。市稅の督促狀發送は四十二年度に七万九千件なりしが、爾後減少し、大正七年度に六万件となれるも、金額は三十八万圓より七十万圓に增加し、每年一万圓乃至二万圓の缺損あり。財產差押處分は國稅にありては、最も多きも一ケ年一千件二万圓、少きは三百件四千圓を超えざれど市稅の場合には、少くも一ケ年七百件五千圓を下らず、大正三年度以降には著しく增加を示し、大正七年度には三万四千件十八万圓を超ゆるに至れり。

次に市民の負擔は明治二十六年度以降大正七年度に至る二十四年間に、國稅一戸平均負擔は三十一倍し、市稅は十七倍、區費充當市稅は十三倍し國稅一人平均負擔は二十七倍弱、市稅は十五倍、區費充當市稅は十二倍となり、諸稅合計一戸

平均負擔は二十七倍して百五十六圓、一人負擔は二十四倍して三十四圓七十五錢となれり。其增加率の大正五年度以降に特に著大なるものあるは、主として時局の影響による市況繁昌の致す所なるべし。大正元年度乃至大正七年度六大都市諸稅一戶負擔を比較するに、神戶市民の負擔は、大正四年度以前には第五位又は第六位にありしが、大正五年以後には負擔激增して一躍第二位となれり。此一戶負擔の增加は國稅の增加其主因たるべく、國稅の增加は以て神戶市民の富の增加の、他の諸大都市の市民に比し、著しく多きを想はしむるものあり。されど市稅のみにつきて之を觀れば、神戶市民一戶の負擔は、大正六年迄は第四位にあり、大正七年第五位に下れり、以て諸大都市に比して市民の負擔甚だ輕きを知るべし。これ蓋し神戶にありては、市稅以外の歲入の他の諸大都市に比して多く、市稅課率はよりて以て低率となすを得るに因るなるべし。

引用書目

大藏省舊地租改正局別冊、兵庫縣町村費賦調帳(?)。同理財局參考書兵庫縣神戶市街改正(?)。同省(?)縣官從(?)(?)。地租改正紀要。地租改正會議日誌。地租改正入費精帳(?)。眞平野村地租減額歎願書(?)。

中一里山一件記錄。生田村及び花熊村舊記。五厘金關係記錄。明治四年兵庫津中入費書上帳。兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣會史。兵庫縣史稿。兵庫縣統計書。神戸市財政要覽。神戸市會議事錄。同成議錄。神戸市原議綴。神戸區會成議錄。神戸市區會成議錄。神戸市事務報告。神戸市統計書。六大都市比較統計。

第八章　衛生

神戸病院の濫觴

開港の初め神戸及び其附近の施政未だ緒に就かざるに方り、病院を建設するは人命を保助し、貧民の病みて醫藥を得ざるものを救助するの道なればとて、明治元年四月兵庫裁判所は政府の許可を得、貴賤の別なく有病者を治療し、貧民に醫藥を施さむとし、病院掛を置き、其事務を掌らしむることゝなれり。　これ蓋し當時外國人中に神戸を以て甚しき不健康地なりと爲す者ありて、衛生的設備を忽諸し難き事情ありしによるならむ。　建設に要する資金は之を寄附に仰ぐことゝし、管下各町村に周旋掛若干名を置き、兵庫神戸にては十一名の商人をして之に與らしめ、以て勸誘に力め、七千九百兩の寄附金を集め得たるを以て、宇治野村庄屋荘右衛門の寄附に係かる今の下山手通八丁目所在の地所一反八畝歩を敷地とし、元年四月十日上棟式を擧げしに、竣工に垂んとして暴風の爲めに倒壊せしを以て、復た新に工を起こし、二年三月竣成し、四月二十日米國醫師を聘して創めて治療を開始せり。　これ卽ち縣立神戸病院の濫觴なりとす。

此病院開設の二年四月には同院内にて醫師養成の方法を講ずることゝなり、六年には大に設備を整ふるあり、翌七年には黴毒病院の福原町に建設せらるゝあり、其他醫治に關する施設は、爾餘の一般行政に先んじ著々實行せられ、其成績亦稍、見るに足るものなきにあらざりしも、保健衛生の思想及び其施設に至りては、尙ほ殆んど見るべきものなかりき。抑も神戸居留地の、之を横濱に比し卑濕甚しく、健康に適せざるは、開港の當初外字新聞の既に指摘せる所にして、之に對する衛生的設備甚だ不完全なりしかば、明治元年居留地の土工に著手するや、英人ジエー・ダブルユー・ハートの設計によりて大に埋立を行ひ、道路を廣くし、區劃を整へ、街路樹を植ゑ、特に下水の排除に留意し、歐洲都市の下水道に準じ施行する所あり。居留地のみは之によりて別天地の觀を呈するに至りたれど、足一たび居留地を出でむか、道路掃除の村々の負擔として、舊慣により僅に繼續せらるゝ外に、何等保健上の施設なきのみならず、淸潔に留意する者尠く、道路は迂餘狹隘、下水溝亦不完全にして屢、壅塞し、降雨ある毎に汚水街上に溢れ、加之市民の私に路上及び下水溝に尿桶を備ふるあり、塵芥は馬糞と共に隨處に堆積し、之を取締らむとせる幾多の縣の嚴達も、よく其實效を擧ぐる能はざりき。

區時代の衛生事務

明治十年に於ける虎列刺の大流行は、官民をして初めて衛生の重んずべきを悟らしめしものゝ如く、衛生上の施設茲に稍〻其面目を新にするを得たり。是より先き明治九年區長及び戸長をして衛生事務を管掌せしむることゝせしを、十年二月改めて神戸・兵庫二區に專任醫務取締を置き、以て衛生及醫務に關する一切の事務に與らしめしが、十一年四月之を廢し、其事務を區長に復歸せしめたり。十二年四月兵庫縣は町村衛生委員の設置を令し、三万人以上の町村に二名の委員を置きて、其町村內衛生狀態の調査改善に從事せしめ、惡疫流行の際には、更に臨時委員を增員することゝなし、十三年には新に衛生課を置き、以て管下の衛生事務の統一を圖りしかば、神戸區役所にも衛生係新に置かれたり。同年神戸區內に神戸・仲町・兵庫の三戸長役場を設くるに及び、役場管內の衛生事務は戸長之を管し、町村協議會其事務に干與し、塵芥掃除其他の經費をば、部內戸數に割賦徵收し、惡疫流行時には區長の命によりて適當の方法を講ずることゝなせり。十八年八月嚮に置く所の町村衛生委員廢せられて、區長其事務を引繼ぎ、神戸區衛生事務取扱條規は改定せられしが、二十年三月戸長役場の廢止と共に、區長は區の衛生事務を統轄するに至れり。

市の衛生事務

市制實施後市の傳染病豫防淸潔法は市營事業となり、市役所には衛生掛ありて其事務を掌りしが、二十二年九月庶務規程の改正によりて衛生事務は庶務掛の管掌となり、二十三年庶務掛は改まりて庶務課となれり。此庶務課分掌の衛生事務は明治二十七年の改正によりて庶務課中衛生係に屬することゝなり、三十三年五月新に獨立して衛生課となり、上水道の一部竣工するに至りて、給水事務も亦衛生課の掌る所となりしが、三十九年給水課の新設と共に給水事務は同課に移れり。爾後衛生課の事務には大正五年迄殆んど變動なかりしが、同年五月の改正によりて、衛生課は傳染病豫防・汚物掃除・上水檢査・撒水・衛生組合・病院及び醫師・扶助救護・慈善團體・救護費調定及び其徵收、墓地及び埋葬火葬に關する事等十項を分掌することゝなれり。

衛生常設委員の制

衛生課と共に衛生事務に干與するものに、明治二十三年設置の衛生常設委員會あり。同委員會は是より先き同じく市會議員を以て組織し來れる勸業・土木兩常設委員會と並置するものにて、八名の市會議員より成り、傳染病豫防消毒・避病院・埋火葬場・種痘・屠場・貧民施療・街路・廁圊・糞尿汲除・塵芥掃除等に關する計畫出願等に關し、市長の諮問機關たりしが、二十七年衛生・土木兩常設委員會は合併と

なりて其事務を擴張し、三十六年其廢止に至るまで、市衛生上一切の事に干與せり。

良水の缺乏

神戸市が上水道敷設の必要を感ぜしは、其理由主として良水の缺乏に因るものにて、神戸の井水の不良なる、他の大都市に比して特に甚しきものありしが如し。されば明治十年虎列剌病の猖獗を逞しくするや、其原因主として飲料水の不良にありとせる兵庫縣當局者は、屢〻縣達を發して井戸の改造を命じ、同時に糞池構造の改良下水汚物の掃除を嚴命し、以て汚水の井水に混ずるを防がしめしが、爾後戸口急激に增殖し、新に井戸の穿たるゝもの、市內特に山手方面に多きを加ふるや、下町方面の井戸は爲めに水量の減少を來し、海岸接近の井戸は潮水の浸入を受くるに至り、良水の缺乏更に甚しきを加へたりしかば、傳染病流行の原因此に在りとなす者多く、明治十九年傳染病患者二千人を超ゆるに及び、上水道敷設論現はれしも、爾後得失を論爭する約十年に亙りて決せず。此間市は屢〻井水の調査を行ひ、其改良の方法を講じつゝありしが、明治二十二年の調査に據れば、全市の井戸一萬九百の中、飲用に適するもの僅に百七十にして、此良水を使用する者は六千人卽ち總人口の百分の四に過ぎず。其外に濾過又は煮沸により

て飲用に堪へしめ得べき井戸八千餘、其慶によるもの九万四千人、卽ち總人口の百分の七十あり。換言すれば總人口の十分三弱、約三万四千人の使用する二千七百餘の井戸は、全く飲用に適せざるものなるを示せり。されば惡疫一たび襲來するや、傳染の迅速猖獗なる怪むに足らず。明治二十六年に施行せる井水調査の結果は、之を二十二年に比し大差なかりしも、明治三十一年の調査には、井戸の構造此間に改良せられしが爲か、全市の井戸約一万六千の中、飮用に適するものの大に增して三千二百となりしも、濾過又は煮沸により飲用し得るものは著しく減じて僅に二千五百となりたれば、總人口の七割四分、十六万人は、飲用に堪へざる井水を使用しつゝあるを示し、衛生上の危險一層加はれり。不良井水の斯く夥しく增加せるは、其原因汚水・海水の浸入、土壤成分の溶解、及び地下水路の壅塞に存するものにて、其中汚水の浸入のみは堀鑿を一層深からしめ、井戸側を改良して以て之を防止し得べしと雖、さりとて改造の普及を一時に市民に强ふること難く、其他の諸原因に至りては、全く之を排除すべき道なかりき。これ市の急速に上水道敷設工事を施行せる所以にして、三十三年には一部の給水を開始し、三十八年全工程の完成を見しかば、市民茲に始めて愁眉を開くを得たれど、而

かも人口の激増は、四十四年遂に給水計畫の大擴張を必要とするに至らしめ、大正七年には擴張工事殆んど其半を了せり。然れども飲料水の供給には遺憾の點尙ほ未だ少しとせず、大正七年の上水使用戶數は約七萬戶にして、總戶數の五割五分を占むるに過ぎざりき。

汚水の排除と下水道の計畫

上水道と相竝びて市民の保健に必要なる下水道は、外國人居留地に在りては、明治の初年より外人の設計に基づき、稍、見るに足るべき施設之なきにあらざりしも、其他の地區に在りては、設備の見るに足るものなく、市は兵庫縣の再三の命により、重要なる市事業の一として溝渠を改造し、其汚塞の疏通に力めざるにあらざりしも、而かも其工事多くは一時の彌縫に止まり、市の地形の急勾配は下水路の施設上、他の大都市に優る便宜を有するに拘はらず、四五條の大下水を除けば、新設の溝渠悉く狹小なる開渠に過ぎざりしを以て、往々にして壅塞し易く、然らざれば構造の麁惡なるよりして、汚水地中に浸潤し適當に排除せらるゝものは半に過ぎず。加之衛生思想の發達せざるより、塵芥を溝渠に委棄する者多かりき。されば明治二十四年神戶市會の決議により、下水道により排除さるべき物質開渠と暗渠の比較、流域の區分と其排水量、大下水の適否及び其改良法等の

調査に著手し、明治二十七年に至りて完了し、宍門筋より居留地を貫通する戀川下水、宇治川を利用せる宇治川下水、東川崎町を流通する東川崎下水、兵庫八幡通より入江町に通ずる樋ノ上下水、柳原蹈切より新川に流入する眞光寺下水の五大下水を幹線として、完全なる改修を行ひ、同時に厠圊の改築をも行はしめむとせり。然るに此の五大幹線下水の改修計畫すらも、調査のみに止まり、著手せらるゝに至らざること數年に及びしが、上水道工事の進捗するに及び、下水道敷設の必要再び唱道せられて、市は三十三年八月再び其設計に著手し、雨水と汚水とを併せ排除する目的を以て混合流下法を採り、配水區域を九區に分ち、四十年後の將來を豫測して、工費二百万圓を要すべき完全なる下水道敷設計畫を立つるに至りしも、財政の窮乏に支へられて亦實施を見るに至らず。茲に於て三十九年八月曩の大計畫を改め、主として雨水排除のみを目的とする四ヶ年繼續事業を起工し、大下水中、琴緒・盤川・宇治川・奥平野・外川・柳原の六大幹線に工費二十三万五千餘圓を投じて、幅平均一間、延長約四千間の改修を行ひ、四十四年三月其工を竣り、翌四十五年三月外川線の延長工事をも竣工せり。然れども此等暗渠の大下水も、浚渫の必要を生ずること頻繁にして、之により下水の完全なる排除を期

する能はざりしかば、大正七年下水道敷設の一日も緩うすべからざるを認め、大正八年度より二ヶ年繼續事業として、先づ下水道基礎調査に著手することゝ定まれり。

塵芥汚泥の處分

塵芥汚泥の掃除及び其處分につきては、明治三年居留地及び外國人雜居地內の道路掃除を請負制度となし、塵芥を投棄すべき箇所を指定して掃除を勵行せしめしことあり。然れども塵芥を路傍若しくは空地に堆積し、或は之を河川溝渠に投ずる者多く、取締規則により違犯者を所罰せるも、尚ほ其實效を擧ぐること難かりしものゝ如し。明治八年海岸通五丁目なる從來の塵芥船積場を廢し、市內河筋の塵芥掃除を請負に附し、脇濱海岸より船積として、遠く港外に搬出せしめ港內投棄を嚴禁せり。明治十一年五月兵庫・神戶兩部溝渠の掃除を市民の負擔となし、十二年七月市街掃除取締規則及び溝渠浚除規則を定め、居住人の掃除範圍を指定し道路及び溝渠の掃除と時々の撒水とを負擔せしめ、年四回の汚泥浚除を地主の負擔とし、戶長及び伍長をして之を督勵せしめ、汚泥及び塵芥をば掃除の翌日迄に隔絕せる場所に搬出投棄せしめ、命に背く者に對しては、區役所若しくは警察署より叱責を加ふることゝせり。されば街衢の掃除は年と共

衛生組合の濫觴

に改良せられ、明治十四年三月に至りては塵芥溜塵捨場規則改正せられて、市民の居宅裏には塵芥容器として、桶若しくは箱を備へしめ、別に一定の場所に共同塵捨場を設けしめ、海上投棄をば海岸より一里以上の沖合に限り、此等の經費は之を現住人の負擔とし、請負人を定めて塵芥の搬出處分を爲さしむる場合には、町村衛生委員連署を以て、豫め許可を請はしむることゝし、明治二十二年七月には新に神戸市道路溝渠掃除取締人夫服務規程を定め、市内を宇治川以東市郡境界迄、宇治川以西湊川迄、及び湊川以西一帶の三區に分ち、人夫取締一人を置き、毎區十五人宛の人夫を配し、其巡回心得を規定して掃除を勵行せしめ、二十五年には神戸市衛生組合及び町村衛生委員設置方法を定めて、塵芥掃除をも之によりて處理せしめしが、三十一年三月兵庫縣令により該規則廢止となりしを以て、市は新に衛生組合假方法を規定し、組合の事務として溝渠及び塵溜を掃除し、其塵芥汚泥をば一定の運搬器に容れ、健康上有害ならざる場所に投棄し、一部の塵芥は之を燒却せしむることゝなせり。　明治三十三年發布の汚物掃除法は更に之に改良を加へしものにて、兵庫縣の定めし施行細則に基づき、毎戸若しくは一地域毎に所定の塵芥容器を備へ、運搬器をも定めて、市の檢査を受けしむることゝ

し、市は掃除監視吏員職務章程及び同服務規程を制定し、市役所内に、監視事務所を置き、其派出所を二ヶ所に設け、市内を二十七區に分ち、掃除監督長をして監視吏員及び人夫を指揮し、私人の義務に屬する場所の掃除の狀況を調査監督せしめ、尚ほ別に神戸市汚物掃除法を制定し、掃除區域を十區に分ち、毎區に人夫八人乃至二十四人を配置し、指名入札によりて定めたる掃除請負人をして塵芥溜及び私道の溝渠を掃除せしめ、公共溝渠の爲めには五十五人の人夫を使役し、二十日毎に一回宛浚除せしめ、生田川尻・辨天濱及び關屋町濱を以て塵芥汚泥の船積場とし、海上に投棄する場合には、海岸より五海里以上の沖合に於てせしめ、塵芥中肥料となるべきものは之を販賣せしむる等、規定頗る具備するに至れり。　然るに市の戸數は當時既に六萬を超え、市中より搬出する塵芥は一日平均二萬五千貫に達し、曩に定めし衛生組合の設備を以てしては、僅に其一小部分を燒却し得るに過ぎず、加之燒却は多く人家の傍近に於て行はれ、惡臭堪へ難く、請負に附し港外に投棄せしめし塵芥は、風潮により港内に流れ入り、禁に背きて港内に委棄せるものと共に、公衆衛生に甚しき危險を與へたりしが、明治三十六年二月に至り京都市の採用せる方法に倣ひて、五ヶ年間の塵芥燒却請負を出願する者あ

塵芥燒却と塵芥搬出量

り、願書の如くんば、港內の不潔を除き、海中投棄費四千圓を節し、併せて灰代一千圓の利益を收むべかりしを以て、試みに之を許可せしに、成績豫期の如くならず、爰に於て三十九年八月塵芥處分方法を改定し、市會は燒却場二ヶ所新築の豫算二萬八千餘圓を可決せしが、其後計畫を變更し、濱添通に唯一ヶ所の燒却場を建設せり。塵芥の燒却のみは斯くして爾來市營となりしも、塵芥の請負搬出方法宜しきを得ざるより、市民の非難多かりしかば、市は更に一歩を進め、塵芥の搬出をも市營となし、日々吏員督勵の下に人夫をして運搬に從事せしめしに、一ヶ年の塵芥搬出量約一千萬貫に及べり。然るに此一千萬貫中、燒却塵芥は三十九年より四十二年迄年々五百萬貫を算し、賣却するを得しは二百万貫に過ぎず、海中に投棄せられし三百萬貫の中には、逆に港內に流入するもの尠からず、其後賣却し、或は無料にて讓與せる塵芥著しく增加し、大正元年には四百万貫、大正五年には五百万貫となりしも、海上放棄も亦增加し、其量大正二年に四百五十萬貫、大正三年には五百万貫となりしかば、塵芥燒却場を增設して海上投棄を減少せんとの議あり。然れども敷地の關係上直ちに起工するに至らず、大正六年に至りて始めて之を林田區內に建築するを得たるも、其處分量は著しく增大せらるゝに

至らず。大正七年の搬出總量は千六百万貫を算せしが、燒却は設備完からざるが爲め、百七十萬貫を超えず、無料讓與は六百萬貫を超えたれど、殘餘の八百萬貫は海上に投棄せられたり。此外從來年々約二百萬貫を算せし汚泥は、初め其大部分を海上に投棄せしも、其後一部分を埋立其他の需要者に無料にて交附せり。大正七年の汚泥は總量四百四十万貫なりき。

當初の屎尿處分

完全なる下水道を有せざる都市に在りては、發達愈、其大を致すに至り、屎尿の處分が衞生上の大問題となるは數の免れざる所にして、神戸も亦其例に洩れず。明治初期十餘年間の神戸は、市内の人口稠密ならず、近郊には耕地多かりしを以て、殆んど屎尿の處分に苦しむことなく、明治十四年頃に至り神戸區と湊東區の一部との屎尿汲取に從事せる者は組合を成せしも、兵庫方面に在りては尚は直接農家の汲取るに委せ、組合と單獨とを論せず、若干の報償を提供して汲取りをなせること舊時と異る所なかりき。然るに明治三十三年兵庫縣は其縣令第二十八號を以て汚物掃除法施行細則を制定し、之によりて市内の土地所有者、使用者又は占有者は其所有、占有又は使用地域内の汚物掃除と清潔保持との義務を負ひ、掃除義務者なき部分は、市其掃除を負擔することゝなり、屎尿も此細則によ

り、汲取營業者以外に委託して汲取らしむるを得ざることゝなりしに、舊慣を繼續し、依然農家をして直接汲取りをなさしむる必要ある神戸に於て、直ちに此規定を施行し難き事情あり。若し此規定を勵行せむか、爲めに市內の農業者に必要なる肥料を供給する能はざる恐れあるのみならず、內務省令にて屎尿處分を掃除義務者の負擔とせる趣旨に副はざる嫌あり。されば七月一日を以て施行細則實施の期日と定めしに對して、市民中其延期を請ふ者多く、六月中旬には數百名の市民結束して、數次市役所及び縣廳に參集して懇願已まず、神戸市參事會亦公益上默視すべからずと爲し、知事の反省を促す所ありしが、縣當局遂に之を納れず、豫定の期日より之を實施し、市內を數區に分ち、若干營業者を指定して其屎尿汲取に從はしめしに、其設備不完全にて、到る處屎尿の停滯を來し、衞生上の危險名狀すべからず。此に於て市參事會は反復其改正を知事に請ひ、知事亦遂に其必要を認め、一部の改正を爲す所ありしも、而かも其改正は毫も市及び市民請願の要旨に合せず、之に憤れる數百の農業從事者、湊川堤防に集り、物情恂々たり。爰に於て神戸市會は又意見書を提出し、掃除義務者をして隨意處分せしむるの便なるを述べ、細則の改正を請ひしも、知事之を可かざりしかば、同年九月更

に意見書を内務大臣に提出し、爾後内務省と兵庫縣との間に此問題の研究せらるゝこと數年に及びし後、明治三十七年三月に至り、縣令第九號の發布あり、三十三年の汚物掃除法施行細則中、汲取業者にあらざれば取扱の委托を受くること能はずとの條項は依然存置せられたれど「郡村に接近したる地域にして、市長の指示したるものは此限りにあらず」との但書追加せられて、掃除義務者の隨意處分に委任し得ることゝなり、市長は新生田川以西一圓、湊村一圓、長田・池田・東尻池・西尻池・野田・駒ヶ林六ヶ村、大開通・水木通・中道通各七丁目以西、上澤・下澤・松本・大井通一圓等を郡村接近地と指定したれば、積年の爭議茲に解決せり。而して從來湊川以東、新生田川以西に於て組合を結び、汲取に從事せる屎尿汲取業者は、汚物掃除法の實施と共に其組合を解き、新に屎尿汲取を營業とする自衛株式・神戸行清・共同衞生・神戸肥料等四會社の神戸部に組織せらるゝあり、兵庫部には兵神肥料合資會社の設立を見しが、明治四十二年四月には個人の營業者にも汲取を許可することゝなれり。

自由なる屎尿處分

屎尿汲取者の補償提供は明治二十四年衞生組合の設立せられし頃、一般の習慣として尚は存せしも、汲取を衞生組合に一任し、組合をして補償を收受せしむ

る家主ありしより、衞生組合中にも此代償を以て主要歲入となし、一戶の屎尿代を一ヶ年二十錢乃至三十錢と定め、汲取業者より徵收するもの少からざるに至れり。大正七年の市の調査に據るに、衞生組合を組織せる町々の中、屎尿代を收受せざるもの約二百、主要の財源として收受せるもの約百あり、汲取業者より納入せる屎尿代一ヶ年約四萬圓を算すと云へり。汲取れる屎尿は、汲取組合の成りし初めの頃、即ち明治十四・五年には、組合より之を郡村の農家に販賣し、而かも供給每に足らざりしが、後には船積として近くは攝播地方、遠くは和歌山・德島及び瀨戶內海沿岸地方に販賣することゝなり、二十五年頃には一日の平均搬出量約一千荷となり、屎尿船港內に充滿して、衞生上甚だ憂ふべきものありき。因りて市は湊川尻及び辨天濱に限り屎尿船の繫泊を許し、三十八年八月新に脇濱海岸・新生田川尻・小野濱・辨天濱・闢屋町・兵庫運河枝線、及び新湊川尻の七ヶ所を指定し、以て漸時增加する屎尿船の混雜を防止せり。然るに今一人一日の屎尿量約五合强とするも、明治三十三年には神戶市の屎尿量一日千二百石、四十二年には二千石となるべき計算なるに、市內に於ては此時耕地の跡殆んど絕え、近郊肥料の需要も亦激減し、販賣に努力せる結果、同年には一荷平均七錢、一ヶ年總計十二

萬六千圓を得たるに拘はらず、其取扱に數万圓の經費を要し、而かも屎尿の需要に一定の季節あり、一方に於て貯溜方法の講せらるゝなかりしかば、其停滯堆積を避け難く、餘剩の海中に投棄せられ、甚しきに至りては港内に委棄せられて、衞生上の大問題となれり。 大正七年に於ける神戸市一日の推定屎尿量三千二百石中、蒸發及び土中浸潤等により減少する分約二割なりとせば、殘す所約二千六百石にして、之に對して同年神戸・兵庫・兵神・大正・共同の五肥料會社、明石郡農會、幷びに個人營業者二人の汲取れるもの合計一日約二千五百石に相當せるを以て、計數上は一日の停滯量僅に約百石に過ぎざるべき理なれど、實際は供給の過剩、人夫の不足風浪による運輸の遲延、需要季節を待てる會社の故意の汲取遲延等の爲めに、停滯豫想外に甚しかりしを以て、同年の末市會は汲取監督機關を設けて汲取を勵行せしめむとの建議を可決し、以て將來屎尿の汲取及び其處分を市營事業となさむとするに至れり。

神戸病院の沿革

神戸に於ける保健上最初の施設たる神戸病院は、明治二年四月二十日を以て開院式を擧げ、米國人醫師ウェトル治療を司り、醫師森龍玄病院取締たり、三年四月外人醫師を解雇し、邦醫をして專ら治療に當らしむることゝし、病院敷地も當

初四反六畝なりしを、明治五年七月更に隣地一反六畝を併せ、經費をば貿易五厘金と病院收入とを以て之を支辨せしが、十二年之を地方稅經濟に移し、十五年縣立神戸病院と改稱す。爾後拂下げの議屢〻縣會に提出せられ、中には廢止說をすら唱ふる者ありしかど、いづれも成立せず。三十二年職制の改正あり、内科・外科・眼科・婦人科の四科設置せられ、明治三十三年には楠町七丁目元共進會跡六千八百坪の地に新築移轉せり。同病院患者數は明治二十二年外來延五萬人、入院延一万二千五百人なりしが、大正七年には外來延七万一千人、入院延六万七千人となれり。開院後院内に置かれし醫師養成所は、明治九年神戸病院附屬醫學所と稱し、十二年辨天濱に假校舍の設置あり、明治十五年縣立神戸醫學校と改稱せしが、二十一年に至り縣立神戸藥學校と共に廢止せられたり。

福原病院の沿革

神戸病院の開設後、幾もなく英國公使は外務省に勸めて、神戸に黴毒病院を設立せしめむとせしが、當時福原町移轉のこと未だ決せざりしを以て、此勸告は直ちに容れらるゝに至らず。福原の荒田町に移轉を了するや、兵庫縣は明治七年十月神戸・兵庫兩市街の娼妓賦金を以て黴毒病院を設立するに決し、新福原町の娼樓を買入れ、修繕を加へ、同年十一月工事竣功するや、翌八年二月十五日開院し

て診察治療に從ひ、當時の娼妓約五百人を六組に分ち、一人每週一回診察をなし、同年院內に授業局を設け、入院患者に算術・讀書等小學校の初等科目を授けしが、これは十年四月に廢止となれり。十一年六月病院を公立神戶病院附屬黴毒病院と改稱し、下山手通七丁目二千八百坪の地を購入し、十三年二月新築成りて此に移轉し、明治二十二年四月更に縣立黴毒病院と改稱して、兵庫縣管下全部の娼妓の檢診を爲すことゝなり、三十二年二月又改稱して縣立驅黴院となり、同年十月福原町貸席營業者の出願せる荒田町二丁目畑地三反三畝餘の寄附を納れ、改築の工を起こし、三十三年四月之に移轉し、同時に縣立福原病院と改稱せり。大正七年の入院患者延人員五萬四千五百人にして、之を明治二十二年の二千八百人に比すれば約二十倍に垂とせり。

市立避病院の濫觴

神戶に初めて傳染病院を設けしは明治十年なり。蓋し當時虎列剌病猖獗にして、病者道路に斃れ、慘狀甚しかりしかば、內務省は國費を以て夢野村字東山に避病院を設け、患者を收容し、且つ入港船舶を檢疫して、其患者を和田岬なる避病舍に收容し、神戶及び兵庫區も亦各臨時避病舍を設けしが、此等は虎列剌病の終熄と共に、東山避病院の外、皆廢止せられたり。 其後明治十二年神戶區が東山避

病院の敷地内に病舍を建設するあり、十四年には兵庫縣の傳染病院を下山手通七丁目に設くるありしも、共に幾もなくして廢止せられたれば、避病院と稱すべきは僅に東山一ヶ所を殘すのみなるに、其設備完からずして、十五年以後屢〻傳染病の大流行に遭ひ、衞生上寒心すべきものありき。明治二十二年市制實施せられて後、東山の避病院は縣より神戸市に引繼がれ、葺合村の避病院亦同村の市部編入により市の管理に歸せしかば、市は明治二十六年葺合避病院を改築し、明治二十八年には宇治野町所在元監獄敷地三千三百坪を購入して、先づ東山病院を移轉し、以て大に設備の改善を計らむとせしに、住民の烈しき反對に遭ひ、已むを得ず其計畫を中止し、翌二十九年更に敷地を御崎村に相し移轉を企てしも、再び村民の拒斥する所となりて果たさず。三十一年移轉地として、東尻池村に一万餘坪の敷地購入せられしも、又附近住民の反對に遭ひ、加ふるに市會議員中、同村發展の爲め別に適當なる候補地を定むべしとする者あり、この建議遂に市會の容るゝ所となりて、而かも新候補地の選定を見るに至らず。三十三年借入金により四万五千圓を投じて避病院を改築すべしとの案市會を通過せしも、敷地依然決せざりしを以て、工事に著手すること能はず。斯くしつゝある間に三十二

年には傳染病猖獗を極め、終歳患者を絶たず、而して自宅に於て療養する能はざる細民患者その多數を占むるのみならず、生計に餘裕を有する者にありても、衞生思想尚ほ幼稚にして、消毒方法の理解完からざりしを以て、翌年一月市は從來流行病の終熄と共に閉鎖するを例とせし東山避病院を常設に改め、三十四年三月院長以下十八名の職員を任命して市立東山病院と稱し、同年六月より市醫師會の請を容れ、需に應じて細菌學的及び顯微鏡的檢査を施行することゝし、三十五年には細菌學的檢査の範圍を擴張し、從來ペスト及びチフス菌、幷びにウヰダール反應の檢査を主とせしに加へて、チフス患者の尿及びコレラ患者糞便の檢査をも行ふことゝし、明治三十七年傳染病流行するや、同病院を擴張し、且つ曩に葺合村に設けし避病舍を同避病院の分院とせしが、尚ほ病室の不足を感ぜるを以て、東川崎町の所有に屬する建物を借入れ、應急の設備を加へて患者を收容せり。

常設東山避病院

此の如く同年の傳染病流行の、避病院設備の不完全を感ぜしむること特に痛切なるものありしを以て、市參事會は市會の委任により、東山避病院に隣接せる夢野村字下司女に於て、敷地として一町三反四畝歩を買收せしに、これよりして

病院敷地購入問題さ其紛擾

市政上の大問題を惹起こし、市長坪野平太郎の不當支出の故を以て引責辭職するあり、病院移轉問題茲に一頓挫を來さむとせしが、東山避病院の建物中、古きは明治十年の建築にかゝるあり、病室腐朽して使用に堪へざるもの多かりしかば、兵庫縣知事は之を傍觀し難しとなし、內示によりて市に改築を促し、市會之に應せざる場合、縣にて之を改築し、所要の經費を市に負擔せしめむとせしかば、市會は遂に敷地購入を承認し、水上浩躬市長となるに及び、四十一年七月始めて改築費七万三千七百圓を可決し、同時に別に二反九畝餘を增加購入して敷地を擴張し、四十二年更に五万七千餘圓の設備費を追加し、四十三年五月に至りて工事を竣成せり。

東山避病院の新築

新築の病院は二十六棟より成り、總建坪一千八十三坪にて、院內の設備も全く面目を一新せしが、大正三年には貿易製產品共進會より建物の寄附を受けて、之を改築して病室を增加し、爾後尙ほ再三の增改築をなせるを以て、大正七年には其敷地五千餘坪、建物千二百五十坪となれり。されば東山病院新築後久しく使用せざりし葺合分院をば、大正四年七月全く之を廢止し、其建物二百坪を賣却せり。東山病院收容患者數につきては、明治三十六年以前を詳にするを得ざれど、

其延人員明治三十七年には一万千七百人あり、四十一年には五萬三千四百人あり。新築以後は傳染病の甚しき流行なかりしも、病源系統不明の傳染病患者絶ゆることなく、大正七年の收容は延三萬三千六百人なり。

市立衛生試驗所の開設

神戸市内井水の概して不良なるより、市は屢〻水質の檢査を行ひしも、常設の檢査機關を缺くこと久しかりしが、市の上水道敷設工事の進捗に伴ひ、三十六年上水檢査の爲め囑託技手三名を置き、事務所を東山病院内に設けて、細菌學及び理化學的檢査を行はしむることゝせしを以て、同技手等をして兼ねて市内井水の檢査をも行はしむることゝせり。然るに大正元年此檢査機關廢止となりて、市立衛生試驗所新に設けられ、上水のみならず一般水質に關する檢査、幷びに公衆衛生及び個人衛生に關する細菌學的、理化學的檢査を行ふことゝなれり。同試驗所は所長以下六名の職員あり、一定の試驗料を徵收して檢査の需に應じ、且つ志望者には所長の認可を得、所内にて研究に從事するを許すの制あり。爾來此機關を利用するもの年々增加し、大正七年には上水檢査千四百件、有料試驗三千五百件に達し、之を大正元年の上水檢査一千百件、有料試驗二百件に比し、莫大なる差異を示すに至れり。

市立屯田療養所の開設

政府は肺結核患者年々の增加に驚き、大正三年法律を公布し、大都市をして肺結核療養所を設置せしむることゝしたれば、神戸市も內務大臣の命令に基づき、五年三月療養所設置の件を決し、九月敷地八千坪を夢野村に選定し、六年九月起工、七年十月一日開所式を擧げ、神戸市屯田療養所と稱す。建坪六百餘坪にして、病室及び消毒機關等の設備見るべきものあり。所長・副所長・醫員・藥劑員・書記・機關士・事務員及び看護婦を置き、神戸市在住民にして、療養の途なき肺結核患者を收容し・藥餌・衣服・寢具其他の日用必需品を給與又は貸與し、全治者及び他に適當なる療養の途を得る者をば退院せしむる規定あり。大正七年中の收容患者五十人にして、其內同年內の退所十三人、死亡十二人なり。

埋葬火葬の設備

埋葬火葬に關する設備を擧ぐれば、明治二年居留地前町公園、卽ち今の三宮郵便局敷地附近にありし墓地及び火葬場を廢止し、新に墓地を下山手通四丁目に設け、明治三年相生町所在火葬場及び榮町六丁目所在墓地を廢し、墳墓をば安養寺山に改葬し、明治六年火葬の禁止せらるゝや、宇治野山・山本通一丁目及び同六丁目所在の火葬場を廢し、新に城ケ口に墓地を設け、八年五月火葬の禁解かるゝに及び、火葬場をも同所に設け、明治十年には會下山にも火葬場と墓地とを設け

たり。　十四年三月縣が市街寺院境内に屍體を埋葬するを禁ぜし後は、墓地をば城ヶ口・安養寺山・外墓の三箇所に、火葬場をば城ヶ口・會下山の二箇所に限り、明治十七年墓地及埋葬取締規則發布せられて兵庫縣其細則を定むるや、神戸も亦之に基づきて施設の改良を圖れり。　然るに明治二十二年には當時神戸の墓地總面積六町歩のみを以てせば、二ヶ年後には埋葬の餘地を剩さゞらむとするに至りしを以て、縣は夢野村に埋葬場及び火葬場を新設し、同年市に編入せる葺合村の墓地を擴張し、且つ同村字一ノ谷に火葬場を新設せしめ、其他の火葬場をば二十三年限りとし、爾後其使用を禁止することゝせり。　二十四年五月に至り兵神埋火葬株式會社の組織せらるゝあり、夢野村字松本及び葺合村字春日野に合計九町四反歩を購入して埋火葬場を經營せむことを出願し、市會は異議なく副申せしも、出願者等其後計畫を更め、埋葬及び火葬場敷地をば之を市に寄附し、會社は火葬と神佛葬具喪服の貸與のみを營まむと乞ひしを以て、許可を得す。　此外に二十五年五月夢野村に於て火葬のみを營まむと乞ふ者ありしも、亦許可を得るに至らずして止めり。　蓋し當時市會議員中には、火葬場及び墓地を市營となすを至當なりとする者多かりしを以て、市は遂に埋葬場及び火葬場敷地を買收

し、火葬のみは出願者に許可することゝ定め、夢野村松本・葺合村春日野に於て合計八町二反餘の山林を買收し、二十七年一萬餘圓を投じて地均工事を竣へ、三十四年九寶株式會社の出願を許可して火葬の事に當らしめ、三十五年十一月共葬墓地使用規則を制定して埋葬場を開けり。此規則は三十七年五月に一たび改正せられ、三十九年九月更に取扱手續を定めたり。四十二年市は夢野墓地を擴張し、夢野・春日野兩墓地に達する里道の修築竝びに墓地の整理等の爲めに、約十萬圓を投じて土工を施こし、大正三年安養寺及び廣嚴寺の墓地を廢して、其墓碑を夢野に移し、大正四年には城ケ口墓地を廢し、其墓碑を城ケ口谷に移さむとして工事に著手せしが、大正七年には未だ完了を見るに至らざりき。然るに是より先き大正六年以來夢野村火葬場は、同村の發展を阻害するのみならず、當時將に開設を見むとしつゝありし市立屯田療養所に接近すとて、其移轉を主張する者あり、兵庫縣廳亦之を市に慫慂する所ありしを以て、市は大正七年二月九寶株式會社と交渉し、十一万圓を以て其事業を買收し、市營に移すことゝし、同時に火葬場移轉地を長田村笠灰に相し、同地地主等が長田村の發展阻害を理由として、之に反對せるを排し、六反五畝餘の土地を買收して、著々市營の準備を進めしに

偶、同年流行性感冒未曾有の猖獗を極め、死亡者續出するあり。私營の火葬場のみにては到底死體を處理し了ること能はざりしかば、夢野及び葺合に二ヶ所の臨時市營火葬場を設け、以て其急に應じたり。

外人共同墓地

大正七年末市有共葬墓地の面積は合計十六町九畝にして、此外に支那人を除ける諸外國人の共同墓地あり。此共同墓地は開港の當初徳川幕府の許可せる所にして、元居留地の東、生田川堤防に沿へる小野新田にあり。明治二年十月兵庫縣廳は其地域を定めて九反餘とし、永代借地とせしが、三十二年四月外國人との契約により、市は筒井町字筒井一町二反二畝餘の地を以て、新に外國人墓地と定め、九月外國人埋葬地規則を制定して其使用料を徴收することゝし、爾後小野濱なる舊墓地に埋葬するを禁止せるも、先塋の側に埋葬を欲する者に限り、料金を徴して、特に之を許可することゝせり。支那人の爲めに設けし宇治野村二反歩の墓地は、明治三年六月地代を徴して之を貸與せるに始まり、爾後再三の擴張により三反四畝を増せり。

諸衛生會の事業

上述の外、保健的施設として舉ぐべきものに、衞生會並びに衞生組合あり。兵庫縣地方衞生會は明治十二年發布の地方衞生會規則に基づける同年三月の兵

庫縣達によりて成立せしものにて、其委員は地方衛生事務に參與し、其管區內に衛生關係の布達を周知せしめ、其實行を奬勵し、區町村の質疑に應答し、區役所に上申し來る衛生上諸般の報告を調査するを任務とせり。明治十五年五月兵庫縣が別に郡區衛生會規則を定むるや、神戸區は該規則により別に區長の管理の下に、戸長二人、區吏員一人、醫師三人、町村會議員三人、町村衛生委員五人を以て衛生會を組織し、區の衛生狀態の視察、及び布告布達の趣旨の徹底に力めしむることゝし、區役所を會場として每月一囘會議を開き、所要經費は町村協議費を以て之に充てたり。然るに此衛生會は明治十九年に廢止となり、地方衛生會も翌二十年に至りて廢せられ、閣令により新に地方衛生會規則發布せられたれば、神戸にても之による衛生會の組織を見るに至れり。以上諸種の衛生會以外に、明治十七年四月藤田積中・神田兵右衛門・小磯吉人等の主唱により組織せられし大日本衛生會神戸支會あり、市內唯一の私立衛生會として、夙に報知新聞と稱する月刊新聞を發行し、衛生思想の普及發達を計り、市民を鞭撻して水道敷設の必用を唱へ、傳染病豫防、防疫吏員の養成、看護婦養成、捕鼠の懸賞奬勵等を行ひ、トラホーム患者に施療し、衛生講話會、路傍講話會を開催し、大正六年には衛生博覽會を開

きて、保健防疫に關する智識の普及に力めしを以て、市も其功勞の顯著なるを認め、大正二年以後之に補助金を交附し、以て其發展に資せり。

衛生組合の組織及び事業

衛生組合の前身たる町村衛生委員の設置せられしは明治十二年四月にして、同年六月には町村委員より區への報告事項に關する規程定まり、梅毒患者の狀況、開業醫師の缺乏より特に町村醫の設置ある地方の衛生成績種痘普及の狀況、賣藥鍼灸業等の狀況、學校病院其他旅籠屋・芝居・貸座敷・湯屋等の衛生上の設備、埋火葬場の利害改良法、衣食住其他職業上の衛生狀態、及び井戶・溝渠・廁圊等の狀況に關しては定期に、傳染病、飲食物の中毒、有害なる著色料、顏料等發見、獸畜流行病、魚鳥獸肉牛乳等による被害等に關しては臨時に報告を提出せしむることゝなれり、爾後數回の改正追加ありし後、明治十八年に至りて町村委員廢止となり、其事務は戶長に引繼がれ、町村の衛生事項は協議會にて必要に應じ施設することゝなれり。 市制實施後明治二十四年六月市條例にて衛生組合及び町村衛生委員設置の方法定まり、委員は一ヶ年を任期とし、市會の衛生常設委員會の推薦により市參事會之を指名し、委員の協議によりて約二十戶毎に一衛生組合を設け、組合をして組長一名を互選せしめ、組長及び組合委員の任期を一ヶ年とせり。

組合の心得としては、隣保の交誼を以て互に警戒扶持し、家屋內外の掃除、飮用水・便所・塵芥溜・下水等の掃除、及び種痘に留意するはもとより、惡疫流行時は特に相警めて衛生に注意し、組長は時々組合內を巡視し、異狀ある時之を町村衛生委員に申告し、衛生組合委員は町村衛生委員の招集に應じて協議に與ること等なりき。三十年八月傳染病豫防法に基づき縣令衛生組合規則の發布せらるゝや、神戸市は該規則に據り、翌年三月神戸市衛生組合假方法を定め、之と同時に明治二十四年制定の衛生組合及び町村衛生委員に關する條例を廢止せり。組合假方法は一町村を以て一組合區域とし、其組合幹部たる組合長・副組合長をば、衛生常設委員會の推薦に基づき市參事會之を指名し、別に十戸每に組合長の指名による委員一名を置く。各組合は組合內の居住人をして、市長の指示による定期及び臨時の清潔法を行はしめ、井戸・臺所・厠圊・芥溜及び溝渠の修理改造をなさしめ、組合の負擔として公衆便所の掃除を行ふ等の義務あり。傳染病流行に際しての飮食・交通・集會等に關する注意事項、及び種痘に關する施行方法等、亦此時を以て規定せらる。然るに三十六年に至り衛生組合規約に關する標準、縣令に定められしかば、神戸市衛生組合假方法は自ら廢止となり、市はこれより市內諸町に

組合組織の勸告をなし、規約を作らしめ、指示誘導する所ありしを以て、三十六年二百八十八を算せし衞生組合は、逐年增加し、大正七年には三百四十二組合となれり。而して此等の組合は、組織の當初區域內の屎尿代を其汲取營業者より收受して、經費唯一の財源となせしも、後には此外に組合內家屋の賃貸價格を標準として等級を定めし衞生費を徵收せり。此衞生費は、屎尿代の收納減じ、或は却りて費用を投じて汲取らしむる場合漸く多きに及び、組合唯一の確實なる財源となれり。

最初の防疫記錄

神戶の防疫史中特筆すべき事件は、明治十年の虎列剌病流行を以て第一とす。前年東京府下にコロリ類似の疫病流行すとの報あるや、此コロリ即ち虎列剌は、傳染病中慘害の最も劇甚なるものなりとて、兵神兩港にても深く警戒を加へたりしが、翌十年九月二十二日西南事變より凱旋せる兵士を載せて兵庫港に歸還せる船舶中に初めて虎列剌病患者あり、病毒直ちに市中に傳染せり。是より先き神戶にては同年春天然痘の流行ありて、市民恐怖の念を懷きしに、踵ぎて虎列剌の襲來を受けしを以て、人心恟々たりしが、病勢猖獗十月に入りて益〻甚し。是に於て內務省衞生局は其豫防に關する諭告を發し、神戶病院は綿密なる防疫法

を訓示し、縣亦豫防心得を達示して、鰹・蟹・果實其他不消化物の賣買を禁止し、祭典及び興行を停止せしめ、海岸通三丁目に兵庫縣檢疫委員派出所を設け、神戸・兵庫兩區長及び副戸長合計九人をして檢疫の任に當たらしめ、檢疫消毒所を和田岬に設けて、入港船舶の檢疫を開始し、東山避病院の外に吉田新田・和田岬等にも病舍を設けて患者の收容に努め、市内の死亡者は其病症の如何に拘はらず、埋葬に先だち嚴に屍骸の檢案を行ひしかど、當時衞生思想尚ほ頗る幼稚にて、豫防方法の遺憾なき實行を期する能はず、道路に斃死する者さへ生じ、十二月に至りて僅に其終熄を致すを得て、市民始めて安堵の思を爲せりといふ。

十一年乃至二十三年の防疫施設

明治十一年には二月大阪及び和歌山に虎列刺流行の兆ありしも、神戸は其傳染を免れしが、同年十月長崎港に該病患者の發生を見るや、神戸にても家屋内外の掃除を勵行し、和田岬に消毒所を設けて、長崎經由の船舶を檢疫し、船中に死亡者ある場合、船員及び乘客の著衣に熱氣消毒を行ふ等、百方防止の策を講せしを以て、幸にして傳染を見るに至らざるを得たり。翌年二月兵庫縣が縣達を以て虎列刺・痘瘡・發斑窒扶斯・腸窒扶斯・實扶的利亞を五種傳染病と指定し、四月更に赤痢・麻疹をも加へて七種となせしは、これ實に内務省が始めて系統的なる傳染病

十二年の虎疫流行

豫防規則を發布し、虎列剌・腸窒扶斯・赤痢・實扶的利亞・發疹窒扶斯・痘瘡の六種を傳染病と定めしに先だつこと約一年なり。　然るに同年六月神戸又虎列剌病の襲ふ所となり、日々多數の患者を出せしを以て、檢疫委員出張所を海岸通四丁目に設け、同所なる舊荷改所を衞生委員の詰所とし、和田岬に消毒所を設けて、流行地たる愛媛・大分兩縣經由船舶の檢疫を行ひ、市民の集會を禁じ、溝渠の大浚渫を行はしめ、指定不消化物の賣買を停止し、死亡者の火葬場を會下山に限り、其葬送通路を制限して十七線となす等、諸種の方法を講ぜしも、患者遂に千二百人に達し、死亡者を出すこと六百五十、十二月に入りて漸く終熄せり。　流行の激甚なるや、侍從長の叡旨を奉じて實狀を聽取するあり、翌十三年三月に至り兵庫縣は內帑一千圓下賜の命に接せり。　內務省は是より先き十二年三月省令虎列剌病豫防規則を發布し、十三年九月には清潔法・攝生法・隔離法及び消毒法等に亙り詳密なる豫防心得を達示し、神戸にても此年衞生委員を設置し、飲料水取締規則・下水溝構造規則幷びに街路便所構造規則等を發布し、虎疫亦幸に年を終るまで發生せざりしが、明治十四年鹿兒島地方に虎疫蔓延の兆ありしを以て、神戸にても入港船舶の檢疫を開始し、十月香川縣を流行地と認めて、金刀比羅神社參詣を禁じ、諸異

行には午後八時を限り閉場を命ずることゝせしかど、死亡者通計百四十名を出すに至れり。因りて翌十五年には流行期に先だち、豫め各町衛生委員を督勵して衛生談話會を開催し、衛生思想の喚起に力めしに、八月に入りて又虎疫の發生ありしかば、新に船舶檢査規則を發布し、檢疫出張所を海岸通三丁目及び島上町に設けて、入港船舶の檢疫を開始せしも、死亡者百二十餘を生ぜり。

十八年の傳染病

明治十六・七兩年にはいづれの傳染病も甚くし流行するに至らざりしが、十八年に至り春期に入り、痘瘡の流行猖獗にして、患者千三百人、死亡約四百人を出し、踵ぎて虎疫の襲來あり。初め長崎港に虎疫發生せりとの報至るや、入港船舶の檢疫直ちに開始せられ、和田岬沖には新に檢疫船を置き、其施設頗る具備せるものありしかば、日本政府の消毒及び避病院の設備に不安を感じて、一度は艦內該病患者を隱匿せむとせし長崎經由米國軍艦々長も、和田岬の消毒所を檢分するに及びて、大に意を安じ、始めて患者隱蔽の事實を告げ、正當の檢疫及び消毒を受くるを肯じたり。因りて先づ該艦と他船との交通を遮斷し、其患者十二人を直ちに避病院に收容し、同艦乘組軍醫をして醫療に從はしめたり。此時熊本・鹿兒島・佐賀・福岡諸縣にて該病の流行を見しを以て、其等地方の諸港をも流行地と認め、病毒の高島

炭に附著し輸入せらるゝ虎ありしを以て、其輸入取扱心得を定め、神戸市中の諸興行を停め、生鰮の賣買を禁止する等、種々の方法を講じたり、而かも患者四百七十八人、死亡者四百人を出し、十一月下旬を以て始めて終熄を見たり。

十九年の大流行と防疫施設

翌十九年には五月に至り又虎疫流行の兆ありしを以て、先づ諸興行の停止を令し、神戸警察署内に檢疫監督部を設け、湊川を限りて市の東西兩部に各、一檢疫支部を置き、六月新に檢疫所を海岸通四丁目に建築し、檢疫本部を置き、且つ再三布告を發して豫防方法を諭せり。 然るに同年の虎疫患者總計二千人、死亡者千七百人を算せるのみならず、腸窒扶斯及び發疹窒扶斯患者各、七百を超え、傳染病患者の總計四千三百餘人となれり。 二十年より傳染病患者著しく減少し、二十二年に至るまで一ヶ年多くも六百五十人を超えず、而かも其多數は赤痢又は腸窒扶斯にして、虎列刺病者は僅に十人内外に過ぎざりければ、市民安堵の思を爲せしが、

二十三年の傳染病と市民の窮乏

二十三年七月に至り又虎列刺病流行の兆あり、是に於て市内四區に巡回醫一人宛を配置し、貧民部落の巡視診療を行ひ、八月豫防本部を開設して防止消毒に力めたれど、患者一千五百人、死亡千二百人を出し、米價の騰貴、細民の窮乏と相俟ちて、慘狀言語に絶せりといふ。

二十六年の慘狀

明治二十四年腸窒扶斯及び發疹窒扶斯の流行纔に、虎疫も亦百餘人の患者を出し、翌二十五年には痘瘡最も流行して患者六百餘人を出し、腸窒扶斯患者亦二百人を超え、二十六年には虎疫患者僅に五人なりしも、前年來の痘瘡の流行衰へず、爰に於て從來毎年約一万人に施こせる種痘を擴張して約四万人に施こせしかど、尙ほ千四百人の患者、八百六十人の死亡者を出し、七八月の頃より赤痢の流行を加へ、患者續發二千人、死亡者を出すこと六百人に及べり。而してこの外に尙ほ五百餘人の腸窒扶斯患者ありしを以て、同年の傳染病患者の總計四千人、死亡千六百人となれり。就中赤痢の流行は延きて翌二十七年に及び尙ほ終熄を見ざりければ、市は私立衞生會神戸支部に囑して、衞生講話會を開き、巡囘醫を置き、細民部落を巡視し、隱蔽の危險を說かしめしも、患者數は遂に四百人を超え、外に二百名以上の腸窒扶斯患者あり。加之此年は英領香港に於けるペスト病流行のありしかば、市の防疫事務大に多忙を極めたり。

二十八年の虎疫の流行

二十八年五月に入り四年間殆んど跡を絶ちし虎列刺病の新に流行せむとする兆ありしかば、市內各停車場に檢疫所を設け、六月健康診斷を開始し、葺合區に五人の患者を發見するや、直ちに祭典興行等苟も群集の因となるべきものを停止し、不熟果實の賣買を嚴禁

二十九年の痘瘡の大流行

せしかど、患者千八百人中、死亡者千四百人を出し、虎疫以外にも腸窒扶斯患者の如きは四百人に上れり。翌二十九年には痘瘡・腸窒扶斯共に流行し、患者合計三千人を算せしが、就中痘瘡最も猖獗を極め、毎日平均十七八人の新患者あり、且つ流行の長期に亙りしこと從來曾て見ざる所なりしを以て、市は新に一名の市醫を置きて、市內を巡察せしめ、熱心に種痘を奬勵せしかど、遂に患者二千人、死亡者一千人を出し、流行は延きて翌三十年に及び、患者六百人に達し、三十一年に至りて纔に終熄を見たり。唯幸なりしは三十・三十一の兩年に、痘瘡以外の傳染病患者殆んど跡を絕てることとなりき。

三十二年乃至三十九年の防疫施設

明治三十二年七月神戸市は前年政府新に定むる所の八種傳染病豫防法により、傳染病豫防委員を設けたり。同年よりして以後三年間はペスト以外に傳染病の流行甚しからざりしが、三十五年六月に至りて虎列疑似患者、翌月同眞症患者を出し、その發見の頃には、病毒既に全市に散布蔓延したりしもの丶如くにて、忽にして患者續出の狀態を呈せしかば、臨時防疫部を市役所內に、其出張所を橋通に置き、豫防委員をして兵庫縣防疫官吏と協力せしめ、清潔方法・交通遮斷・健康診斷等を行ひ、衛生會神戸支部は縣當局と共に約二万人に豫防注射を施こせ

り。然るに同年の虎病患者八百四十、死亡者六百に達せしのみならず、腸窒扶斯及び實扶垤里亞患者も合計三百五十人を超えたり。三十六年には傳染病患者總計四百人中、實扶垤里亞最も多くして百三十人あり、腸窒扶斯之に次ぎ、三十七年の患者總計九百人中にては、腸窒扶斯最多數にして五百人に達し、三十八年の總計千三百人中にては、赤痢最も多くして七百五十人を算し、三十九年の七百五十人中にて最も多き腸窒扶斯は、約三百人、實扶垤里亞之に次ぐ。虎列刺病患者は三十六年以後甚だ少かりしが、明治四十年又流行し、患者四百八十餘人に達し、勢頗る猖獗なりしのみならず、三十一年以來殆んど終熄し、多くも一ヶ年三十人に達せざりし痘瘡患者も、此年八月淸國人中に發生せるより遽に傳染流行し、市が施行せる强制種痘も、檢病的戸口調査も、容易に撲滅の功を奏する能はず、遂に患者總計四百人を出し、翌四十一年一月に亙りて更に流行の勢を逞くせしかば、市は之を防止せむとして、强制種痘を施こすこと二十二万人に及びしも、患者尙ほ依然として減ぜず、避病院及び臨時の隔離所も狹隘を感ずるに至り、同年の患者總數四千四百人中、約二千人の死亡者を出せり。加之同年は痘瘡以外の傳染病亦流行し、其等患者の總計五千八人、死亡者二千二百人に上れり、

四十二年以後十年間の防疫施設

明治四十二年以後大正七年に至る迄の十年間に、赤痢患者は多きは一ヶ年千四百人、少くも百二十人を下らず、腸窒扶斯患者は六百人乃至百四十人を算し、猩紅熱・實扶垤里亞、及び明治四十四年に法定傳染病となれるパラ窒扶斯等は、孰れも年々多少の患者を出し、痘瘡は明治四十二年より大正五年に至る八年間殆んど其跡を絶ちしも、大正六年又猖獗を極め、市は定期種痘場六十一ヶ所を開設して豫防に努めしが、而も患者の總數五百五十人に達し、翌大正七年にも二百四十人の患者を出たせり。虎列剌は明治四十三年に約四百人の患者を出して頗る市民を脅かせし以後、屛息凡五年に及びしが、大正五年八月に至りて患者續發全市に渉り、兵庫運河以南特に甚しく、縣市聯合して豫防事務所を兵庫警察署內に設けて、其豫防消毒に全力を傾けしも患者遂に六百五十人を算し、死亡三百五十人に及べり。然れども大正六年には五人、七年には一人の患者を出だせるに過ぎず。

腦脊髓膜炎の流行

大正七年四月流行性腦脊髓膜炎新に加はりて、法定傳染病の數茲に十種となりしが、該病は此年三月以前大阪市を中心として猛威を振ひしも、神戸に於ては五月末迄に僅に十五人の患者ありしに過ぎざりしに、六月より漸く患者數を増加し、七月には病勢最も熾に容易に終熄を見ず、遂に總數百七十人の患者を

出せり。該病は市民中其惡性傳染病なるを知れる者尙ほ少かりしを以て、市は其豫防注意書を市民に配布し、病毒濃厚なる區域內の市民約五万人に豫防注射を行へり。

ペスト病と防疫施設

ペスト病の神戶市に發生せるは明治三十二年にして、實に我國本土に於ける該病發生の嚆矢なり。是より先き二十九年一月該病の臺灣に發生するや、神戶にては直ちに和田岬に檢疫所を開設し、同地經由船舶の檢疫を行ひしが、爾後も香港・臺灣より入港せる船舶內に該病患者を發見せること往々なりしに拘はらず、市民幸にして其傳染を免れ來れり。然るに三十二年十一月八日葺合濱邊通五丁目に該病患者發生し、同年末迄には東川崎町・辨天町・荒田町、幷びに神戶の中心たる元町・榮町等よりして、合計二十二人の患者を出せり。市は該病患者の發生するや否や、直ちに患者の住宅及び其傍近の交通を遮斷し、同時に葺合區民一帶に對して周密なる健康診斷を行ひ、神戶警察署內に檢疫委員事務所を設け、葺合出張所には檢疫官及び檢疫委員・警察官等九十人を派遣する等、百方防止に力め、跣足の禁止、鼠族の驅除、古着襤褸の處分、急性病の屆出、疑似症に對する法律の適用、幷びに豫防心得等に關し、命令諭告を發すること頻繁なりしも、該病に對す

る防疫の經驗に乏しきより、十分の効果を收め難かりき。其後ペスト患者は三十三年に三人、三十五及び三十七の兩年には各一人に過ぎざりしと雖、市は病毒の勦絶を期せむとして努力を惜まず、三十八年五月市內の有菌鼠二頭を發見するに及び、更に大に豫防手段を周密にせしが、八月鐘ヶ淵紡績會社兵庫分工場職工中より又患者を出し、踵ぎて榮町及び海岸通にも之に罹かる者あり。當時軍隊滿洲よりの凱旋近きに迫り、神戸は其歡迎準備に忙はしき際なりしを以て、十一月以前に該病を撲滅せむと期し、當局大に焦慮せしも、病勢は却りて愈熾に、同月に入り一層の猖獗を加へしかば、政府も傍觀し難く、勅令により臨時防疫職制を定めて黑死病豫防事務を管理せしめ、諮問機關として新に防疫評議員會を組織せしが、十二月に入りても、病勢依然として衰へず、因りて防疫評議員會は同月市內必要の區域三万五千戸の除鼠的大清潔方法施行の件を可決し、縣と市とは協力して直ちに其實行に著手し、鼠族交通の虞ある護岸・下水等石垣の間隙充填を行ひ、襤褸・古着・古綿の處分方法を定め、消毒機關にも改善を加へたり。而かも同年患者の通計遂に八十九人を算するに至る。

防疫評議員會と其徹底的施設

根本的清潔

ペスト病流行の延きて翌三十九年に及ぶや、曩に定めし大清潔法施行區域を

法及び防鼠施設

擴張して、三万五千戸に加ふるに、更に一万五千戸を以てし、病毒濃厚區域の下水溝一万八千餘間、及び生田川尻と宇治川との間の護岸二千餘間の間隙充塡を行ひ、倉庫取締規則を設けて防鼠施設の改善修理を督勵せしが、同年有菌鼠の發見せらるゝもの二千四百頭、ペスト患者遂に六十四人に達せり。翌四十年は患者僅に二人に過ぎざりしも、四百頭の有菌鼠を發見せしを以て、四十一年三月捕鼠隊六組を組織し、春季擧行を例とせる淸潔法の實施を繰上げて除鼠的淸潔方法を行ひ、移動し得べき一切の物品をば悉く之を日光に曝露せしめ、嚴重なる標準を設けて、天井裏床下等に鼠族の交通すべき孔穴を塡塞せしめ、五月新生田川護岸千五百間に亙り、セメントモルタル又はコンクリート充塡を行ひしも、而かも月として患者の發生絶ゆるなかりしかば、觀艦式擧行の豫定期日近きに迫るに及び市は遂に拔本的施設を爲すに決し、十一月葺合二千五百戸、兵庫一千七百戸に對し、最も嚴密なる除鼠的消毒法を行ひしが、病勢依然として終熄を見ず、年を終るまでの患者總數七十六、發見有菌鼠二千二百頭に達せり。而して四十二年に入りてペスト病は遂に未曾有の猖獗を逞しくしたれば、同年一月除鼠を目的として吾妻通・北本町・三宮・元町・榮町・島上町・宮内町等の七千二百戸に淸潔方法を

四十二年ペスト病の猖獗と公私の防疫施設

行ひ、有菌鼠の發見せられし家屋には、モルモットを放ちて蚤の捕獲に力め、巡査部長・監吏・人夫等二十七人より成る消毒班三組、及び市吏員・人夫等七人より成る防鼠工事隊三組を置き、且つ特に必要を認むる家屋には鼠の交通遮斷の爲め、家主をして亞鉛板を以て地上高サ三尺の包圍をなさしめ、九月防疫評議會の決議により、市吏員・監吏・亞鉛張職工・石工・人夫等三十人より成る工事隊三組を編制し、市費を以て二十九ケ町、一万一千戸の防鼠工事を行ひ、兵庫縣は必要ある家屋に防鼠工事を命じ得べき規程を發布し、市は縣と相俟ちて著々防鼠計畫を進め、吏員・巡査・人夫等十五人より成る消毒班二十七組を增設して、合計三十組とし、殺鼠劑捕鼠器配置掛と協力せしめ、十二月衞生組合に命じて防鼠工事の保持と捕鼠とを奬め、清潔方法勵行の爲め、各組合內を若干區域に分ち、一區域每に擔任者を置きて巡檢せしめ、市の人夫をして公共溝渠を掃除せしむる等、全力を擧げて豫防消毒に努むる所ありしかば、此徹底せる豫防消毒法遂に其功を奏したりけむ、十・十一兩月共に八十人を下らざりしペスト患者も、十二月には十八人に減じたり。　爰に於て市は更に奮勵し、翌四十三年三十一ケ町、二万六千戸に防鼠工事を行ひ、衞生組合を督して、前年の防止方法を一層勵行せしめたり。　されば同年數

百頭の有菌鼠を發見せるに拘はらず、患者は僅に七人に止まり、爾後も有菌鼠の發見は絕無にあらずと雖、患者は殆んど跡を絕ち、大正二年には六人、大正七年には僅に一人を出せしのみにて、全く流行を見ざる年多きに至れり。

鼠の買收

鼠の買收は明治三十二年より引き續き實行しつゝあるも、其買上價格はペスト病流行の狀況によりて時々變更ありて、一頭二錢乃至七錢の間を昇降せり。市は尙ほ三十六年より三十九年迄、及び大正三年に懸賞法を設け、買收と併行して捕鼠を奬勵し、衛生組合中には市の買收價格に更に一定の割增金を加附し、或は懸賞金を附せしもあり。其買收頭數は三十二年一万頭を超えざりしが、爾後年々增加し、明治四十一年には七十七万頭に達せり、其後は最も多き大正二年といへども五十四万頭を超えず、最も少きは大正七年の二十三万頭なり。

法定外の流行病

神戸の流行病中、法定傳染病以外にありては、明治十八年に麻疹猖獗を逞くし、二十九年に再歸熱猛威を振へる外、久しく特記すべきものなかりしが、大正七年冬期に入りて流行性感冒の傳染流行迅速なること驚くべく、幾もあらずして全市に蔓延せり。されば市は其法定傳染病以外なるに拘はらず、防疫の忽にすべからざるを認め、豫防注意書を配布して市民に自衛を促し、醫療を受くる能はざ

る者一万餘人を調査し、極貧者に對しては、醫師・吏員・巡査各〻一人、看護婦四人より成る治療班四組を編制し、自宅に就きて治療投藥を爲さしめたりしが、同年十一月最も甚しく、一ヶ月間の該病死亡者四百五十人を算へたり。尙ほ同月死亡の肺炎患者千三百人中原因の流行性感冒による者多きを考ふれば、十一月に於ける該病の猖獗想ふべく、一ヶ年を通ずる流行性感冒死亡者の實數は、蓋し同年の法定傳染病死亡者四百人に數倍せるなるべし。

終りに神戸に於ける醫師・藥劑師・病院等增加の狀を述べむ。神戸には開港場の故を以て夙に外國人醫師の開業し、縣立病院に治療を司り、或は醫學生養成の任に當りたる者あり、土著の醫師中にも洋法を學べる者尠からず。加之縣立神戸醫學校の存立十餘年間の卒業生も、年々十數人を下らざりしかば、明治二十二年には市内醫師の總數百七十人を算し、明治四十二年には三百人を超え、大正七年には五百人に達せり。されど一方に於て人口の增加の更に顯著なるものあるを以て、明治二十二年に市民八百人に醫師一人の割合なりしも、大正七年には市民千二百人に醫師一人となり、又患者と醫師との割合は、明治三十八年に患者延十七万六千人に對し、醫師二百四十一人にて、即ち一人平均七百三十人の治療

に當りしに、大正七年には患者延四十五万人、醫師一人に對する平均は九百人に增加せり。齒科醫は明治三十八年以後大正七年迄に二十二人より九十四人に、藥劑師は五十四人より百二十三人に、產婆は二百人より四百八十人に、看護婦は百五十人より千百人に增加せり。

私立病院と治療患者

私立病院に在りては、坂本村今の楠町に開ける杉田病院の如く明治五年三月創立に係かるものあれど、爾來明治十九年までは私立病院の增設を見ず、二十年佐野病院の北長狹通に開かれてより其數漸く加はり、明治三十四年には其數二十に及べり。然れども當時の私立病院には設備の不完全なるもの多く、其全數を通じて醫員の總計三十六、看護婦十名に過ぎざりき。四十四年に至り更に七院を增し、醫員通計九十人、看護婦百六十人に達し、爾後逐年增加して、大正七年には病院三十六、醫員百二十六人、看護婦も三百人に達せむとし、其設備亦見るに足るもの少からず。公立病院入院外來患者の合計は明治三十八年に八万七千餘人、延四十五万人なりしが、大正七年には十二万四千人、延六十五万人を超えたり。

病院患者病症別比較

公私立病院患者病症別統計によれば、明治三十八年より大正四年に至る迄一ケ年の患者數六万乃至八万人中、每に多數を占めしは神經系及び五官病、呼吸器

病并に消化器病の三にして、就中神經系及び五官病患者殊に最も多く、總患者の約四割あり。大正五年に至りて泌尿及び生殖器病最も多數を占め、總患者九万三千人の二割五分は此種に屬せり、大正六年にも泌尿及び生殖器病は依然第一位に居り、大正七年には外襲性病第一位に上りて總患者十二万五千人の二割を占めたり。開業醫の治療を受けし患者の病症別は、大正二年以後の統計を缺けど、明治三十八年より大正元年迄消化器病毎に最も多く、總患者の二割乃至五割を占め、之に次ぐは呼吸器病にして、總數の二割乃至三割なり。神經系五官病更に之に次ぐ。外襲性病は時に多數に上るも、概して其數少きは、これ此種患者の大部分が病院にて治療を受くるによるならむ。

總患者病症別比較

次に病院治療患者と開業醫師治療患者との兩者を合算し、以て明治三十八年より大正元年迄の患者病症別を見るに、消化器病患者の數毎に第一位に居り、呼吸器病之に次ぐこと一般なるも、明治四十四年及び大正元年に第二位に在るは外襲性病なり、神經系五官病は概ね第三に位し、泌尿生殖器病、皮膚及び筋肉病之に次ぎて多く、

傳染病と飲料水の關係

傳染性病患者は明治十七年より大正七年に至る三十四年間に、少きは一ヶ年三百人、多きは五千人を超え、明治三十二年以前は人口千に對する患者の割合少きは〇・四三人、多き時

は四人・四六を算へしも、水道給水を開始せる三十三年以後は、多きは一ヶ年人口千に對し患者一人三三に達したれど、最も少き年には〇・一四人に過ぎざるに至れり。これ市民衞生思想の向上にも由れど、上水道の使用與りて大に力ありしものにて、上水使用戸數は給水の開始せられし明治三十三年には僅に全市戸數の五分なりしも、明治四十三年には約三割五分之を使用し、大正七年末の水道使用者五割を超えたるに見て之を推知するを得べし。

三十四年間の死亡率

明治十七年より大正七年に至る迄の市内死亡者總計二十四万五千人、此中最も少きは明治十七年の二千人、最も多きは大正七年の一万五千七百人、現住人口千人に對し、死亡者の最も少き年は十五人九、最も多きは六十四人九六なり。此最高死亡率を示せる明治十九年、及び之に次ぐべき明治二十六年は、共に傳染病の大流行ありし年なるが、爾來死亡率は著しく減少せり。死亡者の病症別は大正三年以後の統計を缺くを以て、暫く明治十七年以來三十年間につきて之を見るに、中毒病に因る死亡者は、其最も少き年には僅に一名なりしこともあり、明治四十三年に二十二人となれるは、其最多數に達せる場合なるが、概して三十九年以後には稍、增加の傾向ありといふべく、骨及び關節病に因る死亡者は、最も多か

りし明治十九年にも百人に達せず、概して明治三十四年以後著しく增加したれど、四十三年及び大正元年のみは其數三十人に達せざりき。　皮膚及び筋肉病に因る死亡者は概して著しき增減を示すことなく、四五十人內外にあり。　唯明治十九年の百五十六人を例外に多しとなす。　外襲性病に因る死亡者は年を逐ひて增加し、明治十七年の十二人は、十年後に六十五人となり、二十年後に百六十人となり、大正二年には二百人となれり。　泌尿生殖器病に因る死亡者も概して每年增加し、十七年には七十六人、其十年後には百四十人、二十年後に百六十五人、大正二年には三百七十二人となれり、但し例外に增加の急なりしは明治四十三年にして、前年に比し六十人を增し四百人の多きを算せり。　血行器病による死亡者も次第に增し、十七年に百四十人、其十年後に二百人、二十年後に三百五十人、大正二年には四百三十一人となれり。　發育營養不良病に因る死亡者は、三十五年に千餘人、三十六年に九百人を算せしこともあるも、其他の年にありては三十八年に至る迄七百人を超ゆることなかりしが、同年以後每年千人に餘り、大正二年には千四百餘人となれり。　神經系五官病による死亡者は、十七年に最も少かりしも、尚ほ五百人を越え、三十七年及び四十二年には千七百人に達したり。　此病に

よる死亡者は概して市況甚しく不振なるか、又は戰役等非常事件の突發せる場合に多きを例とす。呼吸器病による死亡者は、明治十七年に四百人ありしが、二十四年に九百人となり、二十五年に千七百人を超え、二十六年には減じて九百人となる等、之を要するに三十六年迄は增減上下一ならざりしが、三十七年以後逐年增加して、大正二年には二千七百人となれり。消化器病に因る死亡者は、明治十七年に三百五十人あり。爾後年と共に增加し、三十年に九百人となり、三十一年には千四百人となり、其後約十年間は著しき增加なく、四十二年に稍、增して千五百人となりしも、其後又減少し、大正二年には一千二百人となれり。傳染性病による死亡者の最も不定なるは當然にして、明治十七年には二百人なりしに、十九年に二千三百人となりしが如き其例なり。最も多きは明治四十一年の三千人なるが、爾後の減少年々著しく、大正二年には七百人となれり。これ衞生觀念の發達と、豫防方法の周備とによるものならむ。死因不詳の者は、二十三年の如き四十人に達せざるも、三十七年の如きは五百人を超えたり。三十九年には三百六十人ありしが、以後は漸次に減少の傾向を示し、大正二年には二百五十人となれり。

神戸にて一ヶ年間に死亡者の多きは八月にして、九月・十月・十一月・十二月及び一月之に次ぎ、四・五・六の三ヶ月は死亡者少く、就中四月最も少し。これ明治三十七年以後十五ヶ年間の統計の示す所なり。四十年十二月より翌四十一年二月迄痘瘡猖獗を極め、大正七年十一月には流行性感冒の大流行を見るや、死亡の夏期よりも冬期に於て却りて多かりしは例外なり。年齢別を以てせば、死亡の最も多きは一歳乃至五歳の兒童にして、毎年人口百中少くも十人以上あり、大正五年の如きは五十人を超え、十五ヶ年を平均すれば、人口百中此程度の兒童の死亡率四十を超ゆ、就中零歳より一歳の死亡率は最も多く、之を我國諸大都市の統計に比するも更に多し。之に次ぐは二十一歳乃至二十五歳なるも、其死亡數は遙に前者に劣り、十六歳より二十歳の青年又之に次ぐ、最も死亡率の少きは十一歳乃至十五歳の少年にして、毎に人口百中其死亡率三に達せず。然れどもこれとても他の諸大都市に於ける割合よりも多し。

引用書目

兵庫縣誌。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。兵庫縣會史。兵庫縣ペスト誌。神戸市會[illegible]

錄。同議事錄。神戸市事務報告。神戸開港三十年史。神戸市水道誌。神戸市水道擴張誌。神戸下水道設計書。下水道調査關係書類。兵庫縣統計書。神戸市統計書。六大都市比較統計。

大正七年神戸市下水道圖。

第九章　土木

神戸の土木費財源

明治維新の始、國政の多端なるに際し、土木事業の閑却せられしは、全國一般のことなれば、神戸が新開港場の故を以て、港灣・河川幷びに道路の修築に忙かりしは寧ろ例外といふべく、而して費途多端なる政府の支出と、限りある地方の收入とのみにては、到底幾多の大土工を完成する能はざりしかば、不足の補塡は貿易商より徵收せる五厘金によれり。　明年十二年七月兵庫縣は、將來國道及び縣道の修築費をば地方税により、其他の土木費をば暫く町村協議費によりて之を支辨し、唯從來國費を以て修築せるものゝみ依然舊慣に據ることゝ定めしも、市制實施に至る迄の事業中、稍〻見るに足るものは、盡く此五厘金によりて施工せるものなりき。　十三年七月神戸港の土木費をば國費にて、兵庫港・湊川及び生田川の土木費をば地方税にて支辨し、町村費によるべき里道の修築には地方税よりの補助を與ふべきに定まりしかば、十四年八月兵庫縣區部會にて神戸區河港・道路・橋梁・堤防の起工をば擧げて之を縣廳所管となすに決し、其土木起工具申手續を

定め、同時に一等道路の工費は其八分を、湊川の修築は五分を、各〻地方稅より補助することゝし、區內の里道中、補助すべきもの六十八線を指定せり。此里道の數は後に至り更に十線を追加し、其中內外國人雜居地域の里道三十三線は、特に貿易五厘金により改修を行ひしも、十九年以後地方稅補助を以てすることゝなせり。

市の土木費

明治三十年神戸市が縣費の一部を負擔し、從來の地方稅目は市稅として徵收せらるゝことゝなるや、地方稅により補助を受くべき規定なりし市內里道の土木費は、縣費の補助を受くることゝなり、市內國縣道の更正費は盡く縣費支辨となれり。然れども明治二十二年より大正七年まで三十年間の土木費とても、一ヶ年の支出平均十万圓に達せずして、急速なる市の發展に應ずべき土木施設は之を見ること難かりき。蓋し市の財政上止むを得ざる所なるべし。

市の土木事務

明治初年に於ける神戸の土木事務は悉く兵庫縣廳にて之を取扱ひ、事大小となく大藏省土木司大阪出張員の實地檢分を經て、本省の許可を請ふを例とし、區戸長等は僅に奧書副申を爲すに止まりしが如し。明治十二年神戸區置かるゝや、土木事業中、區費支辨のものは區長之を取扱ひ、其下に區會議員を以て組織せ

る土木評議會ありて、諸案の諮問に應じ、縣費支辨の土木は、縣區部會又は區部會常置委員の決議によりて之を實施することゝなる。市制實施後は神戸市役所に土木掛を置き、後之を土木課と改め、二十九年十二月土木課の中に工事・地理二係を置きて、土木事務を分掌せしめたり。此等市吏員の外に、明治二十二年七月市條例により、市會議員を以て組織せる土木常設委員會あり、市の道路・橋梁・港灣・溝渠等の新修改築・海岸埋立、市費に屬する土木工事の監督、土木材料の善惡、其價格の當否調査、工事の目論見書調査、治水・疏水・水利・土功に關する利害調査等を擔任せしが、此委員會は明治三十六年廢止となる。

西國街道の改修

兵庫開港以後の土木事業中、市の發展に與りて最も力ありしは、公私道路の新設及び改修なり。神戸の市街は之によりて開港後約十年間に其面目を一新せしが、就中特筆すべきは西國街道の改修なり。西國街道は維新當初神戸を通せる道路中、往來最も頻繁なりしも、其幅二間を出でざるのみならず、紆餘曲折多くして、行通の不便甚しく、且つ同街道が開港場たる神戸市內を貫通すること、外國人との事端を發生する惧なきにあらざりしかば、德川幕府既に開港に先だちて西國往還附替の議を決し、大阪より菟原郡即ち今の武庫郡住吉村迄は舊街道に

よりしも、同村より西北に折れ、神戸・兵庫の背後を迂回して播磨國明石大藏谷に出で、此に於て復た西國街道に合せしむることゝし、其土工成り、宿驛の改正も行はれしが、明治元年三月斯かる大迂回の要なきに至りしを以て、兵庫裁判所は更に路線を變更し、神戸町のみを迂回すべき新道を設け、兵庫相生町より宇治川岸を溯り、再度筋に出で、宇治野・花隈・城ケ口・北野の諸村を過ぎて生田川畔に達することゝし、其中七百餘間は從來の細徑を利用し、路幅を擴げしも、新道路の開設亦千間に及べり。然るに此新道は其幅廣きも四尺を超えず、西國街道としては、交通運輸の不便甚しかりしを以て、明治二年二月大改修を加へ、路幅を三間とせしに、明治五年外國人居留地の交通自由となり、此迂回すら全く不用に歸し、路面は幾もなく市民に拂下げられたり。

仲町部市街の開設と福原町の移轉

西國街道の附替工事につぎて行はれし仲町部、卽ち今の湊東區中央新市街の開設は、明治四年に著手せらる。是れより先き明治三年六月福原町及び其附近一万五千八百坪は停車場敷地と定まりしかば、其住民を神戸山手方面に移轉せしめむとせしに、住民等兵庫地方字蓼原及び字橘方面に移轉を命せられむことを請ひ、其後停車場豫定地に變更を見るに及び、新に敷地に當てられし川崎・相生・

福原三ヶ町及び宇治野村の住民等、亦命のまヽに神戸地方に移轉するを欲せずして、福原町民が曩に出願せる兵庫地方に移らむことを乞へり。然るに當時恰も湊川神社造營中に屬せしかば、縣當局者は此際寧ろ此等住民の願意を容れ、速に町割を行ふの利なるを思ひ、四年四月西北は當時の縣廳卽ち今の地方裁判所裏通り、西南は湊川、東北は相生町、東南は宇治川を限り、九万八百坪の地域を劃して移轉地に當て、道路の設計及び家屋の建築に關する細則を定め、道路の開設を二万千三百兩にて小曾根喜一郎外四人に請負はしめ、福原町の暴風雨に遭ひば多大の損害を被れるを機とし、之に移轉料二万六千餘兩を給して、同年六月新指定地湊川堤防下に移り、新福原と稱せしむ。同地域内の土工は同年十月に竣工せしが、仲町部新市街の土工も六年十一月全く竣工せり。斯くして成れる新街路は縱線に上橘通・橘通・多聞通・中町通、及び古湊通の五條、横線に楠社門前筋・東門筋・御前筋・西門筋・東中筋・大中筋・中筋・西中筋及び福原大門筋の九條ありて、路幅は縱線六間、横線四間乃至六間なりき。此仲町部は神戸の新市街開設工事中最も早く竣工せしものにして、其位置神戸・兵庫兩市街の間に介在せるより、從來野徑の相交はるのみなりし畑地は、湊川神社造營竣工と共に全く其面目を一新する

を得、爾後此域內人口の增殖著しく、稠密の度市內他部に傑出するに至れり。

鐵道沿線道路の開設

仲町部に次ぎて市街開設工事の早く著手せられしは鐵道沿線道路なり。　鐵道は明治三年七月線路の測量に著手し、潰地として神戸町にて二町六反七畝、脇濱以西生田村及び小野新田以東、卽ち後の葺合區にて四町一反餘を買收し、四年六月地平均に著手し、同年十一月略〻其功を竣るや、兵庫縣は鐵道寮の同意を得て、直ちに沿線街道の修築に著手せり。　然れども三宮驛の位置屢〻變更を見しが故に道路工事も容易に進まず、五年八月宇治川より三宮驛迄の鐵道線兩側幅四間道路延長合計千三百六十間、五年十一月に三宮驛と舊生田川との間の幅四間道路延長合計五百五十二間の竣工を見たり。　工費は地代二千八百兩の外に約九千二百兩を要せりといふ。

山手道路開設計畫

鐵道線路の土工は延きて山手道路の開設を促せり。　蓋し神戸地方山手一帶は夙に內外國人雜居地と定まりながら、其道路は幅一間を超えざる野徑田畦に過ぎざりしを以て、外人等屢〻此地域に道路を新設せむことを求めしも、直ちに容れらるゝに至らず。　知事伊藤俊介は山手道路開鑿を計畫せることありしも費給せざりしよりして、僅に生田神社前より宇治川に至る幅三間の道路を開きし

のみ。然るに明治四年山手に通ずる道路の、鐵道線路地平均工事の爲め遮斷せられしもの多かりしかば、此不便を除かむが爲め、先づ四千兩を投じて、鐵道線以北山手に幅三間の道路十條、鐵道以南海岸迄の間に、札場町より幅五間半の道路二百十一間、西ノ町より幅五間半の道路百八十間、八幡町より幅五間の道路百十六間、合計三條總計十三條を起工し、五年四月悉く之を竣工するを得たり。然れども此中鐵道線以北に開ける道路は、從來の細徑の稍〻擴張せられしに過ぎざるのみならず、其延長も短くして、鐵道線と山麓との距離の半に及ばず、且つ東西に通じて此等の諸線と聯絡すべき道路未だ開設せられざりしかば、市街として山手方面の發展極めて遲々たりき。されば兵庫縣は沽券稅法制定に際し、山手居住の內外國人をして、同方面の道路開設費を負擔せしめんと立案せしことありしかど、これは實施を見ずして止めり。

第一次山手道路工事

明治五年兵庫縣は山手新道開設の必要を大藏省に稟申し、同年六月八日東西三條、南北五條の大道路を起工せしが、當時大藏省の指令には、神戸の將來の發展を豫想し、新道路の幅を七間乃至八間となすべしとありしかど、兵庫縣廳は山手一帶は將來とても、人家稠密の度下町に比すべからずとて、路幅を六間又は七間

として大藏省の許可を得、勾配急峻なる箇所をば、翌六年二月設計を變更し、迂回によりて其傾斜を緩ならしめ、且つ三月には東西道路一條を増すことゝし、大藏省の許可を得て工事に著手し、同年九月全部竣功す、之に要せる潰地五町五反六畝にして、工費四万六百兩に達せり。斯くして成れる道路東西に通ずるもの四條あり、其路幅凡べて七間なれど、各條の延長詳かならず。南北道路は五條にして、其中縣立病院前より宇治野村新東西道路交叉點迄は幅六間、延長二百七十三間あり、幅六間の土橋一を架し、三宮神社より以北山麓迄は幅七間、延長五百七十三間にて、幅七間の土橋一、六間の土橋二を架し、札場町通鐵道線以北山麓迄は幅六間、延長四百二十間にして、幅六間の土橋六を架し、西ノ町通鐵道線以北山麓迄は幅六間、延長四百三十間にして、幅六間の土橋三を架し、八幡町鐵道線以北山麓迄は幅六間延長五百四十間として、幅八間及び六間の土橋各一を架せしが、尋いで三宮筋溜池の埋立により、迂回道路は直線となり、宇治野村民の計畫に係かる村内幅二間の道路を七間に改修する工事も、之に次ぎ落成せしを以て、六年十一月新開道路の爲めに佳名を撰び、山麓以南東西の道路をば山本通・上山手通・中山手通・下山手通と命名し、下山手通をば東より西へ七ヶ丁に、爾餘の三通をば各六ヶ

丁に分ち、下山手通七丁目の西には宇治野表通・同裏通を設け、南北に通ずる新五大道路及び從來の三間幅なりし三條の道路をば東より西へ、有本・生田宮・三ノ宮・城ケ口・前山・諏訪・再度及び宇治野西と命名したれば、山手一帶の地も茲に其面目を一新したり。然れども此等道路にして尚ほ一段の改修を要するもの多きのみならず、東西に通じて此既成道路を連絡すべき新道の開設亦未だ完からざりしが、費給せずして、荏苒十年を經たり。

榮町通の開設と宇治川の架橋

山手新道の竣工に次ぎて成れるは榮町大道路なり。神戸の貿易に一段の進歩を見し明治五年には、居留地の柵門既に撤去せられて、神戸の交通自由となりしも、鐵道線以南にて東西に通ずる道路は、路幅三間を超えざる元町通と宇治川鯉川間に、四年十一月竣工せる海岸通の道路あるのみなりしかば、將來の頻繁なる交通運輸の必要に備へんが爲めには、神戸より兵庫に通ずる大道路の必要ありしことは論を俟たず、因りて兵庫縣は此大道路線を海岸通と西國往還、即ち今の元町通との間に設定し、五年七月縣達を以て、「頗る大業につき一時混雜可致候へども、永遠本地盛大の爲に候條、篤と相辨へ、一同勉勵すべし」と諭し、九月實測に著手し、道路の延長五百六十三間、幅を溝共十間と豫定し、（市土木課實測圖に據れば大正七年榮町通道幅は概略八間と）

あり、史料缺けて此道幅縮小の理由を詳にせず第一區長生島四郎左衛門に新大道取開總括を命じ、神戸の區長・戸長中より七名を擧げて取開掛とし、縣官町會所掛關戸由義をして新大道取開掛を兼ねしめ、十月新道全線東西五百六十三間、南北三十八間、一万六千九百餘坪の地所を買收し、同時に家作一万二千坪には移轉料每一坪七兩を交附し、借家人三百五十八人には一人移轉手當二十兩を給し、十二月十五日を限り、建物の取拂を命じ、以上の外、一間につき六兩二分の新道石垣築造費をも合算して、經費總額十七万七千兩と見積り、神戸爲替會社と契約して必要に應じ支出せしむることとし、神戸町大塚良助をして工事を請負はしめ、六年四月著手、十一月竣工し、佳名を撰びて榮町通と名づけ、東より西へ六ヶ丁に分てり。初め此道路の設計成るや、官民中には幅十間を以て廣きに失せりとなすありしが、道路掛關戸由義夙に米國に遊びて視察する所ありしを以て、斷然之を排し、遂によく坦々たる大道を竣功し、百年の大計を成すを得たりといふ。　此新道路なる榮町一丁目より海岸迄の鯉川筋西側道路は、明治八年二月竣成せり。　榮町道路の竣工に先だち、其北なる西國街道には、長二間幅三間の石橋を、舊福原町道路には長一間四尺、幅五間の石橋をいづれも五厘金にて架設し、宇治川口には三井組私費を以て又一橋を

架せしかば、宇治川兩岸の交通に大に利便を增せしかど、宇治川西岸の道路は尙ほ卑濕且つ狹隘なりき。然るに此道路は榮町の竣成によりて、海岸なる鐵道寮との交通運輸上、必要の度を增せしかば、之を擴張することゝなり、七年一月幅八間延長百二十間を竣工せり。

神戶驛周邊の道路工事

榮町通の竣工につぎ神戶驛周邊の道路も、明治八年一月を以て竣功せり。始め明治五年兵庫停車場卽ち今の神戶驛の地域を擴げ、域內民家を移轉せしむるや、相生町及び川崎町の中、爲めに廢道となる部分ありて、不便少からざりしかば、第一區長は兵庫縣廳の許可を得、同年五月幅六間延長三百七十間の新道を竣工せり。此一線のみにては、相生町附近交通運輸の不便到底緩和し得ざりしも、當時相生橋を架すべき地點尙ほ未だ決定せず、同年十月架橋の位置定まり起工せられしも、停車場の區域未定の故を以て、新道工事の著手更に延期となりしが、十一月に至り縣は第一區長に命じて、相生町に於て八反二畝餘の民有地を潰地と爲し、豫め道路四條を設計せしめ、驛區域の定まるを待ちて直ちに工を起こすことゝし、七年三月驛區域略ゝ定まるや、先づ驛以西及び驛以南に小道路各一條を通じ、同年五月驛區域全く決定するや、縣は其決定遲延の爲め地價騰貴し、道路新設

經費の不足すること五千圓に達せりとの理由を以て、補助金の下附を內務省に請ひ、五厘金及び賦金を下附金に併せて工費とし、八年一月始めて全部の竣工を見たり。斯くして成れる新道路合計四線、此中有馬道通相生町より東川崎町迄は幅六間、延長三百六十六間、湊川神社前より神戸驛迄は幅六間、延長四十三間、相生町より海岸迄は幅四間、延長百二十間、神戸驛西側堀に添へる道路は幅四間、延長三百二十二間あり、後に東川崎町より湊川東堤防までの道路一條を開けり。

兵庫通過の西國往還の附替

神戸及び仲町方面の新道開設工事に次ぎて著手せられしは、兵庫方面の土木工事にして、其最初に成れるを西國往還の附替及び改修とす。初め明治四年仲町部の新市街開かれ、相生町より湊川神社前を過ぎ、湊川に達する六間幅の道路成りしも、此道路に接續すべき湊川以西の道路は其幅二間を超えず、兵庫津を迂回せる舊西國街道、卽ち當時の二等官道も、其幅三間に過ぎざりければ、交通運輸の利便を增進し、仲町大道路開設の功を完くせむには、湊川よりして以西、西柳原迄直通すべき大道を開くの必要あり。此に於て兵庫縣は五年十一月大藏省に稟申して新道開設の許可を得、六年二月工を起こし、七年三月六間幅の道路延長約三百間を竣工し、此道路を以て新西國街道とし、此街道の湊川渡渉點に始めて

幅四間、長十五間の木橋を架し、新町橋と名づく、明治元年湊川に初めて架設せる橋は舊西國街道たりし相生町と湊町との間の湊橋なりしが如し。七年新西國街道に架設せる木橋は縣廳の記錄によれば當初新町橋と命名せられしも、十三年五月縣費を以て石橋に架換せる後は新橋と稱せらる、更名の理由詳かならず。或はいふ十三年の改架以前より新橋と稱せりと記錄缺けて明かならず。西國街道擴張の一部なる西柳原町より西して須磨境濱に至る工事をば、六公四民の出費にて施工せむとせしも、大藏省の許す所とならずして、九年七月先づ其一部たる西柳原町・東尻池村間幅三間の道路のみを竣工するを得たり。然れども兵庫迂回の舊西國街道八百八十間の修復工事は、既に七年五月を以て著手し、幾もなく竣工せしかば、東は生田川畔より西は東尻池村に直通する國道の改修は爰に全く成れり。

兵庫新市街開設と外輪堤削平工事

兵庫背面を通過する國道につぎて成りしは、兵庫新市街工事なり。初め明治六年五月兵庫地方の耕地を整理して新に市街を開くの議官民の間に起こり、同時に兵庫外輪堤を拓きて市街地に編入せむとの企もあり。此外輪堤は往時湊川の氾濫して兵庫津に及ばむことを惧れ、湊口總門北方八幡神社裏より算所村・永澤町及び三川口町を經、西柳原總門に達し、逆瀬川石橋北詰附近に終る迄約七百五十間の堤防を略半圓形に築きしものなるが、後傍近の町民私に其土を採り、或は開墾を爲すものあり、明治六年の頃には全く堤防の用を失ひ、徒に交通運輸

を阻み、發展を害するに過ぎざりしかば、遂に此堤防の削平を行はむとするに至れるなり。兵庫地方の耕地整理は、七年一月兵庫縣之を大藏省に稟申し、許可を得るや、湊町副戸長以下關係町村代表者は、町割に要する費用幷びに道路潰地をば地主より寄附すべきを以て、道路の開設費をば縣に於て負擔せむことを出願せしに、縣其乞を容れ、實測六万三千餘坪を新市街地域と定め、此中一万二百餘坪を道路溝渠敷地とし地主の請書を徵し、八月工を起こし、十一月竣工を見たり、而して外輪堤の處分も八年一月決定し、十一月削平工事成る、此等工事に要せる經費總計一万千五百圓なりしといふ。之によりて成れる道路東西六條、南北四條にして、六間幅延長三百四十七間、五間幅三百九十六間、四間半幅七百三間、四間幅七百三十九間に達せしが、此新市街は湊町・永澤町・三川口町及び西柳原町等に分割編入し、外輪堤削平によりて生ぜる約二千坪の地も、皆傍近の町々に編入せられ、此區域これよりして整然たる街衢となり、所謂兵庫新町場と稱し、急激の發展をなせり。

有馬道の改修

神戸兵庫と六甲山脈背後山田村との交通は、從來唯一條の有馬道に由りしが、此道路は神戸市中にてすら路幅一間半を超えず、天王谷に至れば僅に一間にし

て、其以北は益、狭隘険悪となり、且つ溪水往々暴漲し、行旅困難を極めたり。　然るに神戸港の繁盛に赴くに從ひ、遠く三丹地方より兵庫縣有馬郡を經て、此道路に因り以て神戸に往返する者漸く多く、改修の必要頓に加はりしかば、此道路に沿へる神戸・兵庫兩港の町々、奥平野・坂本・荒田幷びに山田・三田の諸村等相圖り、六年十一月聯合して三田・兵庫間道路延長を六里三十一町と豫定し、此中三里十五町の新道を開き、殘餘は舊道を改修することゝし、其路幅を神戸市内四間、市外二間と設計し、内務省の許可を得たり。　然るに發起の町村經費の出所に苦みしかば、兵庫・三田間の運輸業を營むべき會社を設立し、其利益金を以て工費を補ふこととし、七年九月土工に著手し、十一月に至りて竣工せり。　之によりて成れるもの、即ち後の二等丹波街道にして、其中市内に屬するもの、奥平野村所屬二百七十四間、荒田・坂本兩村所屬四百六十間、天王谷道二千八百三十二間にして、市内の工費合計四千九百圓を要せりと云ふ。　此有馬道の竣工につぎて、花隈町より奥平野村に達し、有馬道と連絡する幅三間延長千二百十二間の道路も、八年八月に至りて竣工せり。　以上明治維新後十年間の工事により、神戸・兵庫主要道路の新設改修略、成りて、市街の面目大に改まり、交通運輸の便亦加はりしかば、それよりして

後明治二十年頃までは、專ら力を既成道路の改修に盡すことゝなれり。

第二次山手新道開設工事

明治二十年以後の工事中特記すべきものに、第二次山手新道の開設あり。初め明治十四年神戸區長及び神戸港地方町々の總代等、願書を縣令森岡昌純に提出し、歐米都市市區改正の例を擧げて、曩に開設せる神戸の山手方面道路の不備を論じ、改修の必要を說き、工費は區にて負擔すべきも、改修に要する潰地一万一千四百坪をば、國費を以て買收あらむことを乞ひしかど、直ちに其目的を達する能はざりしに爾來市內の地價急速に騰貴し、其道路工事に及ぼすべき困難年を逐ひて加はらむとせしかば、明治十九年七月北長狹通外五十ヶ町の協議を以て、山手道路の改修を出願し、同時に道路豫定線上の家屋新築を禁止せむことを乞へり、因つて兵庫縣廳は此等五十一ヶ町聯合協議會を開かしめしも、當時の地價之を明治十四年頃に比して約二倍となり、必要なる土地買收に困難を來せしを以て、荏苒二年に亙りて何等の決議を見ず。然るに其後國庫よりして二万二千七百餘圓の補助を得ることゝなりしかば、總經費の殘額四万三千八百餘圓をば、改修により直接に利益すべき新道沿線地主の寄附によることゝし、明治二十一年六月工事著手を決議す。新道路に要せる潰地は、東西の道路に約七千坪、南北

の道路に三千三百坪、移轉せしむべき家屋四十七戸、其移轉料豫算千三百六十四圓にして、工事は二十二年五月竣成し、六月八日盛大なる開通式を擧げたり。斯くして成れる道路は、東西に通ずるもの三條、卽ち上山手通に於て延長約八百間、路幅溝渠共五間、山本通に於て延長三百八十間、路幅四間半、大坂通に於て延長六百五十四間、道幅二間半、南北に通ずるものは五條にして、其路幅はいづれも溝渠共四間となし、延長は新田筋百六十間、西内筋百七十六間、女學校筋百八十五間、天神筋二百七十間、生田筋二百四十五間なり。斯くして改修道路は縱横合して延長三千間を算し、山手一帶の道路爰に於て大に整へり。

元町通及び其他國道の改修

此山手第二次の改修工事と前後して、國道の大改修あり。曩に明治六年七月生田・脇濱諸村民等、新生田川より斜に脇濱に達する細徑を改修し、三間幅延長五百間の道路を竣工して新に之を國道とせしが、明治十八年二月兵庫縣は之を廢し、此の道路の北方なる舊西國街道を改修して國道となし、更に之に接續せしめむが爲め、明治二十三年縣費一万圓を投じて、幅四間の新道を新生田川小野柄橋東詰より開設し、同時に小野柄橋を改め架せり。而して當時國道たる元町通は夙に神戸市殷賑の中心なれど、路幅僅に二間に過ぎずして、之を相生橋以西なる

六間幅の國道に聯絡せしめむが爲めには、大に改修を加ふるの要ありしも、經費の不足に妨げられて久しく著手を見ざりしが、明治二十年三月に至り兵庫縣は路幅を五間に取擴ぐべければ、自今家屋も新築又は改造せむとする者は、前以て檢査を受くべしと元町六ヶ丁に達示し、漸次に宅地の買上げを行ひ、二十三年に至り元町通六丁目より起工して、同年百十七間を竣工し、二十五年には同町四五丁目二百二十間を、二十六年三丁目にて百十六間、二十七年元町一二丁目にて百八十間を竣工し、改修道路の延長六百三十三間に達し、之に投せる工費七万六千五百圓なりき。元町通國道に接續すべき相生町國道百十七間は、一万二千七百餘圓にて二十四年に成り、西柳原町の國道三百六十間は、工費三万三千三百餘圓にて二十八年に竣工せり。

二十二年乃至三十年の道路工事

以上國道工事と前後して行はれし工事中に、舊荒田村道路の改修あり。荒田村は仲町部に接續し、市部編入以前よりして人口の増殖既に著しかりしも、其道路悉く紆餘狹隘畦畔のまゝなるもの少からずして、道路の新開又は改修により、速に街衢を整頓するの必要ありき。されば明治二十二年同村の市部に併合せらるゝや、舊同村地主よりして工事施行を市に出願し、同時に經費として五千圓

を寄附し、市は幅三間の道路四線、延長合計六百五十間を開設して、有馬道との連絡をも圖れり。　宇治川尻の新道は荒田村の工事に踵ぎて成れるものにて、是より先き神戸驛構内の擴張により、兵庫・神戸兩部の海岸に沿ひし從來唯一の交通路遮斷となり、不便甚しかりければ、二十三年神戸市は宇治川尻より神戸驛構内を過ぎ、東川崎町に出で、更に有馬道筋に達する幅三間、延長百六十間の道路を設け、以て海岸に於ける神戸・兵庫兩部の交通路を復舊せり。　是につぎて改修せられし兵庫北濱道路は明治二十五年外國船碇繋場擴張せられ、兵庫港にも外國船の來泊を見るに至りしに基因するものにて、市會は將來の交通頻繁を豫想し、道路擴張の建議を可決したれば、市は同年約五万圓を投じて、北濱一圓、卽ち湊川中土橋より西出町・川崎町・鍛冶屋町・島上町等を經て築島橋に達する幅三間未滿の道路の改修に著手し、二十九年延長四百三十四間、幅六間半の道路を竣工し、築島橋をも改架せり。　此北濱道路擴張工事につぎて同年兵庫南仲町より同西柳原に達する幅三間、延長三百間の道路も、幅五間半に擴張せらる。　三十年には四万四千圓の工費にて神戸部山本通五丁目より下山手通・花隈町を經、北長狹通六丁目に達する延長三百七十間、幅三間の道路は、幅六間に擴張せられ、神戸山手の行

通一層の利便を加へたり。又夢野及び春日野兩市營墓地附近の道路は悉く幅二間以下なりしを以て、夢野墓地への道路は、湊川堤より四百八十間を幅三間四尺、兵庫中道筋より會下山表字大井手川まで二百五十間を幅五間、會下山字大井手川より同山裏夢野墓地道迄延長百六十六間を幅三間半とし、春日野墓地への道路は、葺合村國道筋字春日野より熊内橋筋迄延長五百六十六間、熊内橋筋より葺合避病院下迄延長三百八十間熊内橋筋より春日野墓地迄延長四百間を幅各、四間とし、擴張工事費に約四万圓を投じて、明治三十年竣成せり。同年榮町通及び海岸通一二丁目共に燒失せしかば、市は其跡に市費一万二千圓を投じ、幅一間乃至三間の小路六線、延長合計二百八十間を新設し、三十年市費五千圓を投じ、中山手通より宇治野山の一部を切開き、沿道地主より潰地五百餘坪と金二千圓との寄附を納れて、奥平野村縣道に達する幅四間延長約二百間の新道工事を起こし同年内に竣工し、葺合村布引谷に沿ひ、山田村に達する山道延長約七百間を幅二間とする擴張工事も同年竣工せり。

三十二三兩年竣成道路

明治二十二年頃よりして市は新設改修を要する樞要道路を豫定せむとし、其調査に從ふこと數年なりしが、三十年に至り五十九線、延長約一万間を定め、同年

中に從來幅三間未滿の元町四丁目及び海岸通四丁目間延長百五十一間、下山手通八丁目より安養寺前を經、有馬道に達する延長四百二十間、湊川中土橋より佐比江町を經て湊町迄延長百二十五間、幷びに兵庫切戸町より新川迄延長百三十五間の四線をいづれも幅六間に、同じく幅三間未滿の加納町より二宮町縣立中學校前迄延長二百七十三間を幅五間とする擴張工事を起こし、三十二年悉く之を竣工せり。　三十三年には從來幅三尺の東尻池村道路延長百五十間を二間に、幅一間の荒田町三丁目の道路を三間に擴張し、尙ほ同年中、下山手通八丁目舊神戸病院跡に幅六間延長九十間と、幅四間延長百四十間との二條の新道を開設し、三菱合資會社の寄附金を容れて、御崎村及び今和田新田に幅五間延長三百五十間の新道を開設し、神戸高等商業學校の葺合上筒井に新設せらるゝに及び、熊内橋筋春日野道より市郡境界迄延長四百四十間幅四間同校正門より舊國道迄延長三百四十間、幅四間の新道を開設し、石井・長田・東尻池三村に於て幅一間の道路延長合計九百間を三間とする擴張工事も、亦三十三年に竣工せり。　而して斯く著々進捗せる道路工事の工費は、主として三十一年十月借入れの十萬圓を以て之に充てたり。

三十四年以後の道路工事

明治三十四年以後四十年迄は市營新設道路の記するに足るもの多からず、就中稍、顯著なるは、相生町一丁目・塚本通二丁目・加納町六丁目・大開通・山本通・東川崎町一丁目・濱邊通二丁目等に於て延長合計約三千間の修繕、及び會下山山道三百間の改修等なり。四十一年三菱合資會社の寄附を容れ、外墓新道より南へ、和田崎町を經て海岸に達する二間幅の道路延長二百十間を六間幅に擴げ、四十二年三井銀行の寄附を容れ、加納町・布引町等に於て新に幅一間五尺乃至三間半の道路延長千五百間を開設し、四十四年楠町七丁目より奥平野村に至る大倉山麓の道路幅二間延長百四十六間を新設し、大正二年和田山通と御崎村間に幅三間二尺の道路延長三百三十六間を新設し、大正三年より同七年迄に東尻池村に於て幅二間又は三間の道路三線、延長合計三百三十間を新設せり。此等市營工事の外に、神戸電氣鐵道株式會社の軌道敷設に當り、市は報償金免除の代はりに、同社に命じて有馬道をば十二間乃至十五間に、神戸驛前を十五間に、其他の軌道を敷設すべき道路をば八間幅に改修せしめたり。

私營の道路開設事業

市の交通運輸が以上述べし道路工事の市營により、年を逐ひ利便を增せしことは勿論なるが、此等工事以外に、私營の道路、就中地主の協同によりて成れる數

万間の新道路、數百ヶ町の新市街の開設が、市の發展を促進するに與りて大に力ありしこと亦著しとす。蓋し神戸市には大正三年以前市區の改正に關する機關の設定なく、市が漸く發展の緒に就ける明治十四・五年の頃までは、市の中心を除けば、道路多くは狹隘にして、家屋は亂雜に並び、街衢の美觀、交通の利便未だ全く顧られず。縣市の當局者は將來を慮り、改正を計畫せざるにあらざりしも、困難なる當時の財政は其實施を妨げ、荏苒數年を經たり。然るに明治二十一年山陽鐵道株式會社が兵庫西柳原町を起點として鐵道敷設に著手し、翌二十二年に神戸・兵庫間をも竣工して官線との聯絡成りしかば、新家屋は先づ該鐵道沿線及び之に並行して北部に通ずる國道沿線に建築せられ、それよりして更に國道以北に及ばんとせり。是に於て兵庫地方の地主岡田德兵衞等九名は、速に街衢の整理を行はずんば、將來行通の困難甚しく、延きて土地の發達を阻礙するあらむことを惧れ、明治二十一年地主を糾合し、工費及び潰地をば地主の負擔として、兵庫地方全部の耕地を整理し新道を開かんとし、同年其實測著手を出願し、二十二年工事を起こし、爾後約十ヶ年を費して、湊川以西、林田區境界以東、會下山以南、鐵道線以北、即ち兵庫港地方全部に亙る廣濶なる地域の新道開設事業を完成せり。

これによりて成れるもの、大開・水木・塚本・羽坂・中道・上澤・下澤・松本・濱崎・入江・小河・須佐野・松原・蘆原・住吉・今出・大井等十七通百十六ヶ町にして、其中七間幅の道路七百間、五間幅五百間、四間幅四千五百間あり、更にこれに加ふるに三間幅以下の道路を以てせば、總計四十七線、延長一万二千間に達す。湊西區が三十年頃よりして人口の急激に増殖を見しは、主として兵庫港地方に此四通八達の大市街の開設ありしに因るならむ。葺合區の土工も同じく地主の共同經營によれるものにて、三十年以降約十年間に幅二間及び三間の道路合計八十線、延長一万五千五百間を竣工せり。今の葺合區市街の大部分は卽ちこれなり。三十五年以後四十二年に至る間には、林田區の中、東尻池村の新道開設工事によりて、一間幅より三間幅の道路五十線延長九千間と、同區和田岬方面にて幅一間乃至五間半の道路二十三線、延長三千五百間との工事成り、此等の道路新設によりて、正慶・明治・昭和・御所・和田山・梅ヶ香・東尻池・眞野・三石・上庄・中庄・和田宮・笠松・小松・濱山・濱添・苅藻・尻池・御藏・菅原の二十通約百ヶ町の市街開設を見、兵庫の西南は爲めに全く面目を新にし、林田區人口の急激なる増加の因をなせり。舊湊川敷は湊川改修株式會社の經營により、一間乃至六間幅の新道三千二百間の工事竣成して新開地となり、

市内第一の熱鬧の巷たるべき基礎をなし、新湊川以南にても、長田村の一部に幅一間乃至六間の新道三十二線、延長三千六百間の工事竣成して、番町一帯三十九ヶ丁の市街開設せられ、此以外に番町市街に接續せる須佐・入江・小河の三通に於て、幅一間半乃至二間半の道路七線約八百間の開設もあり。之を要するに明治三十年より四十二年迄に行はれし道路開設事業は、主として神戸市西部の開發に資せるものにて、而かも皆地主の努力によるものなるが、市の北部にては耕地整理組合が市の補助を得て、大正三年八月より石井村面積三十六町歩の區域内に、幅三尺より三間半迄の道路七十六線、延長六千五百間の新道開設に著手し、同年同月神戸市西部耕地整理組合も亦長田・池田・尻池・駒ヶ林・野田の諸村面積約百五十餘町歩を區域として、道路の開設に著手し、後に一部の設計を改めて、八間幅一線九百餘間、六間幅三線千三百間、三間乃至五間幅四十八線一万三千五百間、一間乃至二間半幅の道路合計三十六線約二千四百間を開設することゝし、尚は大正四年七月長田村の大部に於ても耕地整理に著手せり。此等北部・西部及び長田村の三耕地整理事業完成の曉には、市内全部の耕地整理は大體に於て完了を告ぐることゝなるべし。

市の道路幅と延長

斯く公私の經營によりて次第に改良せられし神戸の道路は明治二十六年に延長九万間を算し、三十四年には十三万間に、四十一年には十六万間となり、大正七年には十八万二千間に達し、其中國道四千九百間、縣道二千四百間、里道十七万五千間あり。然るに其中幅八間以上十五間の道路は約五千間に過ぎずして、三間幅未滿の道路は大正七年に於てすら尙ほ十万餘間あり。されば道路整否の點に於て、神戸は本邦六大都市中最下位に在るものなり。歐洲大戰勃發以後、都市道路改正擴張問題は有識者の高唱する所となり、自動車が交通上の主要機關となるに及びて、都市の道路は愈〻莫大なる重量と高速力とに堪ふべき路幅と鋪裝とを必要とするに至りたれど、工費を支出すべき財源に乏しきより、容易に著手せらるゝに至らず。

鋪裝道路

神戸の鋪裝道路は明治初年外國人居留地人道を石張りとし、後に煉瓦の鋪裝四千間を竣工せる外に、明治四十四年始めて市營にて北野町天神道坂路五十六間に煉瓦雜石鋪裝を行へるあり、ついで同年內に著手せる濱邊通二丁目乃至四丁目外十線合計三千百四十間のター・マカダム式碎石鋪裝は、大正三年に至りて竣工せり。尙ほ四十四年より大正三年迄には、北長狹通六丁目・元町通一丁目・東

川崎町一丁目・榮町通四丁目等に合計四百十間のタービヤン・コンクリート鋪裝を施工し、大正三年度には榮町通一丁目より三丁目・五丁目・六丁目・相生町一丁目・北長狹通六丁目等合計約一千間にアスファルト鋪裝を施工し、大正五年には東川崎町一丁目宇治川沿道に四十間の鐵筋コンクリート鋪裝を、駒ヶ林村海岸道路に百八十八間の雜石鋪裝を行へり。斯くて大正七年末神戸の鋪裝道路は其延長五千間にして、元居留地人道を加ふれば約九千間に達す。然れども神戸に在りても他の大都市と等しく、道路鋪裝の材料は未だ試驗時代に屬するを以て、其施工も各種の材料を部分的に試用せるに過ぎず。

廢止せる公園

神戸市公園の沿革は頗る複雜なり。明治六年政府全國都市に令して公園を設けしむるや、神戸にては諏訪・生田・和田三社境內を以て公園と定めたれど、其設備十分ならず、和田神社境內は幾もなくして公園の名稱を失ひ、生田社境內五千餘坪、諏訪社境內三千坪は、明治三十四年迄尙ほ公園の名稱を存せしも、其實なく、爾後幾もなくして此二公園亦廢せられたり。是れより先き明治十四年神戸區は當時兵庫縣の管理せる湊川堤塘が市民散策の地となり、茶店を開く者漸く多きを加ふるを見て、縣に請ひ同堤塘の一部を遊園地と定め、此遊園地使用料を規

定せしも、直ちに遊園の設備を施すに至らず、明治二十三年神戸市が兵庫縣より同堤塘の管理を引繼ぐや、翌二十四年同堤塘の一部千餘坪を遊園地とし、市條例を以て其使用料を規定し、二十八年市民の寄附を容れて櫻樹一千本を栽ゑしが、これは幾もなく枯死し、または盜奪に遭へり。三十年に至り市は新に天王川堤塘の一部二千餘坪をも遊園地と定めしかど、何等設備の見るべきなきこと湊川遊園地と同じく、湊川遊園地は三十七年、天王川遊園地は大正二年に廢止となれり。

市營の公園

現存する市内の公園にして其由來最も古く且つ存續の久しきもの、先づ指を加納町遊園即ち舊居留地東遊園地に屈せざるべからず。兵庫縣が開港の當初公園として米國人に貸與せる面積は九千四百九十一坪にして、同公園は明治八年八月諸外國公使との約定により、新に内外人遊園と稱することゝなり、其開設費及び維持費等一切は居留外國人の負擔と定まり、明治十六年更に地域千七百十八坪を增加せしが、明治三十二年改正條約實施後、海岸遊園・前町公園と共に神戸市の管理に屬し、大正七年に於ける總面積一万二千百八十五坪あり。同遊園にては明治三年頃既に外人のクリケット競技、競馬等を擧行するあり、外國人倶

樂部も夙に建設せられ、ローン・テニスコートの設備もあり、神戸唯一の運動競技場たりき。海岸遊園は明治三年日本政府が居留外人の爲めに設けし所にて、其面積一千八百餘坪なれど、もと道路敷を圍込み、此に松樹少許を栽ゑしに止まり、遊園の體を具備せず。前町公園は今の三宮郵便局の敷地に在り、もと神戸村の墓地なりしを、外人の請により明治五年地料を徴して千坪を公園と爲せしが、三十六年に至りて之を廢止せり。大倉山公園は明治四十三年八月市が公園と爲すの條件を以て、大倉喜八郎より山林一町四反二畝、畑一反五畝二十八歩、宅地二千餘坪及び建物十一棟建坪百八十七坪の寄附を受け、且つ同時に湊東區の楠町外九ヶ町より其共有財產たる墳墓地二町九反四畝十八歩の寄附を受けしに濫觴し、十月二十七日大倉山公園の經營市會の可決する所となるや、直ちに工事に著手し、翌四十四年九月には更に隣接の墳墓地二反八畝十二歩を一万二千八百圓にて安養寺より買入れ、公園を擴張して一万九千四百坪となし、同山頂上に公爵伊藤博文の銅像を建設せむとの大倉喜八郎の希望を容れて工費を補給し、山麓の道路を新設し、十月竣功と共に開園せり。大正六年市は更に一万圓を投じて、同山中腹に長六十九間、幅五十四間の展望臺を築造し、兼ねて運動場に充て、尙

ほ路面改修、芝植付、柵建設、幷びに電燈設備をなし、大に其面目を革む。湊川公園も亦大倉山公園と同年の開設に係かるものにて、これより先き湊川遊園の廢止せらるゝや、湊川埋立地を以て公園となさむとするの議屢ゝ市會の議に上りしかど、財政上直ちに實施の運びに至らざりしが、四十四年十一月市は三十万圓を以て荒田・福原・上澤・下澤諸町に所屬せる舊湊川切均地三町五畝六歩を湊川改修株式會社より買收し、直ちに土工を施して同月開園し、大正元年には石垣二百三十間の工事を行ひ、大正五年公園表門を建設し、柵を作り、芝生を植付け、六年勸業館前に築山泉水を造り、公園東側に遊動圓木等運動具の設備をなせり。同公園の現在の面積は一万九百餘坪なり。

區營の遊園

以上現存二公園二遊園は、いづれも市の經營に係かるものなるが、此外市内には尚ほ區費經營の公園二あり。就中諏訪山遊園を以て由來最も古しとなす。諏訪山はもと神戸附近諸村の入會草山なりしが、明治四年頃兵庫縣の公金を取扱へる小野組は、同山の將來有望なるを思ひ、一坪一分二朱の割合を以て、入會村村より同山を買入れしことあり。然るに同組破產の際政府の沒收する所となり、同山麓なる諏訪神社境內は、明治六年神戸三公園の一に指定せられしこと上

に述べし如くなり。然るに明治十四年頃同山拂下の運動をなす者ありしかば、時の神戸區長村野山人之を私有に歸せしむるの不可を思ひ、區會に諮り、同山を區に拂下げて區有遊園地たらしめむとせしに、區會議員中、拂下を不必要とする者多くして、一度は否決となりしも、村野區長熱心勸說に力めしかば區會も遂に前議を飜し、拂下げを大藏省に稟請することゝなり、十九年許可を得、五厘金七千九百圓を縣より借りて代償に充て、同山一万四千餘坪は茲に區有となれり。然れども爾後十餘年間依然として何等遊園の設備なかりしに、明治三十六年第五回內國勸業博覽會の大阪に開かるゝや、同會神戸協贊會は同山の遊園設備費として一千圓を神戸區會に寄附せるを以て、區會は之を機とし更に區費五千七百圓を投じて切均工事に著手し、金星臺に五百五十餘坪の展望臺を開き、山頂三ケ所に合計四百餘坪の平地を造り、幅三尺と六尺の山道延長合計千餘間を新設し、尙ほ別に八千圓を投じて休息所其他の設備を施こし同年六月開園せり。爾後神戸區は區費又は區民の寄附を以て、或は喫茶所・休憩所等を設け、或は櫻苗・藤・檜等を栽ゑて、遊園の美觀と便利とを加へたり。湊西區の經營する會下山遊園は面積一万三千五百坪あり、四十二年一月の開園に係かり、年々千四五百圓を投じ

て道路の改修、花卉の補植を爲し、市西部の公園として市民の利用する所たり。市費區費によりて維持せらるゝ公園の外に、私人の經營するもの布引遊園ありき。

私營の布引遊園

始め明治四年獨逸前領事布引瀧附近の景趣を愛し、私に臺榭を設けむとして縣に請へるや、神戸港名主及び神戸貿易商社員等相謀りて布引山を開き、其東方の砂子山に皇太神宮幷びに神武陵遙拜所を設け以て獨逸副領事の希望を絶たむとせり。然るに此時恰も諸國浮浪の新開港場なる神戸に移り來る者多くして、風俗敦厚を缺くのみならず基督敎の漸く神戸に昌ならむとする頃なりしかば、縣當局は名主等の請を容れ、横濱港の例に倣ひて太神宮を遷座し、神威を熾にして國風を發揚するの可なるを思ひ、太政官に上申し、九月神祇官の許可を得、先づ山麓より布引雄瀧までを四十八區に分ちて競賣に附し、其所得を以て社壇造營費及び遊園開設費に充當せしむることゝし、經營をば一切之を商社に委ねたり。此に於て商社員は新に花園社を組織し、資金として合計九百兩を醵出し、別に五厘金をも借入れて之が經費に充つることゝし、糶貸規則を定め、布引地域内にて許可すべき營業の種類を定め、次ぎて三千餘坪の競貸を行ひ、敷金約一万二千兩を得たり。因りて翌五年金六千圓を投じて、橋梁・木戸及び門を建設し、

山道を改修し、雄瀧附近の巖を切開き、雌瀧降り口に石段を築き、山中に休息所を設け、且つ花卉を栽植し、同年八月更に五千六百餘圓を以て布引山十五町八反七畝餘を拂下げむことを出願せしに、縣廳は花園社が同山の施設に巨額の資金を費せるを思ひ、無代償下附あらむことを大藏省に副申せしを以て、六年二月に至り同山は縣の副申の如く花園社に無償下附せらる。然れども此遊園の經營豫期の如くならず、花園社は資金の償却に困しみ、同山樹木を伐採して償却に充てむとして其許可を得ず、山林をば社員の名義となして少許の資金を得しも、遂に維持に窮し、幾もなく解散し、布引山の所有權は其後轉々して明治十七年に至り川崎正藏の買得する所となる。明治二十八年三月市營にて布引瀧道路を修築し、大に遊覽者の便を增せしも、明治三十年布引谷を以て市水道貯水池となし、且つ鼓ヶ瀧及び雌瀧に小堰堤を築きて取水場とするに及び、瀧の水量著しく減じて、頗る美觀を殺ぐに至れり。

下水工事

神戸の下水工事は明治の初年道路の新設と共に著手せられ、溝渠の掃除に關しては頻繁なる縣達によりて、其取締りを嚴重にせるのみならず、其構造にも改良を加へしかど、多くは一時應急の施設たるに過ぎざりしが、明治二十九年神戸

市は兵庫縣訓令を奉じ、爾後溝渠改修の場合に、必ず溝緣石垣をも修繕若しくは新設し、溝底に煉瓦張工事を施こすことゝし、明治三十年工費一万四千圓を以て溝渠七千間の改修と、暗渠三百間の新設とを成就し、爾後每年約一万間づゝの改修を行ひしかば、三十五年末には市の溝渠延長二十五万間に達したり。されど其大部分は軒下溝渠にして、其等小溝渠の汚水雨水を集むべき大下水に至りては、其延長二千間に滿たず、されば市が年々區費を投じ、溝渠の新設及び掃除を行ひ、市制實施以後明治三十三年迄は、其費せる所總計十二万圓に達せしに拘はらず、下水の排除完全ならずして、降雨ある每に床下に浸水することと屢〻なりき。是を以て市は三十三年八月完全なる下水道を敷設せむとして其調査に著手し、三十五年市內を九區に分ち、下水幹線及び枝線の總延長を七万二千間とし、延長六万二千間の土管を埋設し、延長十六万七千間の軒下下水を新設する計畫を定めしも、其經費見積額二百万圓は、當時市の財政事情の能く辨ずる所にあらず、三十九年八月下水道法に基づきて、新に雨水のみの排除を目的とする溝渠改修を計畫し、從來の大下水の中に就き幹線六を選び、工費二十三万四千餘圓を以て四十年二月工事に著手し、四十四年三月竣工せり。これによりて成れる琴緒線幅二

尺八寸乃至一間一尺、延長六百六十二間、外川線幅四尺五寸延長四百八十八間、奥平野線幅二尺五寸延長百八十間、柳原線幅五尺五寸乃至一間一尺延長七百三十五間等は新にコンクリートの暗渠となり、宇治川線幅二尺五寸乃至八間二尺、延長四百七十間、蟹川線幅二尺五寸乃至一間二尺、延長千六百間をば、下流の一部のみ開渠となし、爾餘の大部は從來の暗渠のまゝにて改築し、尙ほ外川線を延長すること八百間に及びたれば、新設改修合計四千九百三十五間となり、之に在來の脇ノ濱・尙井・狐川・裏川・鯉川・花隈・新蟹川・新外川・逆瀨川等の大下水溝を加ふれば、市内の大下水は延長一万間に達するに至れり。爾後下水道法に據る大下水溝の改築なかりしが、大正七年末に及び、大正八、九、兩年度の繼續事業として、下水道調査に着手すべきことゝ定まれり。

生田川の附替

河川の附替改修工事中、最も古きを生田川の附替とす。生田川は其源を山田村に發し、布引瀧となりて落下する後、苧川と合し、其合流點より千四百五十間にして小野濱に注ぎしが、水源の荒廢せるが爲め、豪雨ある毎に川水暴漲し、堤防の決潰すること屢なりき。されば明治元年居留地設計の際、外人等旣に居留地の水害を除かむとして、生田川堤防改修の必要を唱へしかど、其設計案によれば、工

費に十數万兩を投ずるも、尙ほ完全を期する能はずとのことなりしを以て、明治三年外務大輔寺島陶藏は民部・大藏兩省官吏と共に實地を檢分し、堤防の修築よりも寧ろ河身附替を利ありと認め、四年二月生田川落口を東に移し、布引瀧下なる熊內村字馬淵より脇濱地先小野海岸に注がしむることに決定し、三月工を起こし、六月竣工せり。新川の爲めの潰地は田畑合計六反六畝にして、河身一千間、川床幅十間、深二間五尺、堤防敷六間、高一間一尺、馬踏二間半、東西堤防延長各八百八十間、附替經費三万六百七十二兩を要せりと云ふ。而して舊生田川敷及び堤防敷合計五万九千坪中、神戸町に屬するもの四千餘坪、生田宮村二千百五十坪、北野村一万七百餘坪、熊內村九千五百餘坪、生田村三千七百坪、中尾村千六百五十坪、筒井村四千四百餘坪、中村及び脇濱村各三千餘坪にして、外に官地一万坪ありしが、此總面積中、中道以北の四万一千七百餘坪をば入札賣却に附することゝなりしに、五千五百十八兩にて神戸上組加納宗七及び和歌山町の有本明に落札し、二人の共有となりしを以て、落札人等四年十一月より地均工事に著手し、舊川敷中央に幅十間の道路九百七間、幅六間の橫路五線延長合計三百間を開き、六年五月竣工せり。中道以南の埋立地は其中一万一千六百餘坪を稅關用地とし、殘餘の

舊生田川敷の埋立

九千六百八十四坪をば約千二百圓を以て、兵庫縣下の還祿士族に拂下げたり。其後再三の測量により、六年六月には舊生田川敷總面積は六万三千餘坪と決定し、最初測量面積より增加すること約四千坪、而して其中央道路は神戸・葺合兩部の經界となり、其以西の街衢は加納町と名づけられしが、爾後同町の人口增殖著しかりしを以て、二十一年一月同町及び三宮町の道路を新設改修して、新に町割を正し、二十七年九月加納町を六ヶ町に分ち、神戸港地方字川端山を同町一二丁目に編入せり。　此加納町附近は三十二年葺合區の新道開設工事の一部竣工して、舊生田川埋立地中央道路北東に新市街開設せらるゝに及び、其等の新市街と共に更に急激に發展せしのみならず、幾もなくして阪神電車終點の加納町六丁目に置かるゝあり、市街電氣鐵道の該中央道路に敷設を見し等により人口の增殖甚だ顯著となれり。

兵庫新川の開鑿と沿岸新市街の開設

　生田川の附替に次ぎて行はれし兵庫新川の堀割も亦明治初年に於ける大工事の一にして、其成功に約二年を費せり。　初め兵庫縣當局は和田岬を迂回する小船の風浪の難に遭ふもの甚だ多きを憂ひ、運河を掘鑿し、小船をして該岬を迂回することなく兵庫港に入るを得せしめむとし、屢、兵庫の市民に說く所ありし

も、工費の財源を得ずして、久しく計畫の實現を見る能はざりしが、明治五年に至り、時の第二區長神田兵右衛門奮起して、兵庫和田堀より今和田新田・御崎・東尻池・西尻池を經て、駒ヶ林海岸に通ずる延長千三百六十間餘、幅四十間、滿潮時水深二丈八尺、干潮時水深一丈八尺の堀割と、一万四千四百坪の舟溜とを計畫し、明治七年更に其設計を縮小し、小舟の避難場として、島上町海岸より略、半圓を畫き、西仲町・逆瀨川町を經、出在家町海岸に達する運河を開鑿し、同時に新川沿岸の土地を開拓して新市街と爲すことに改め、同年一月三十一日戸長副戸長等と連署して縣の實地檢分を出願せしに、縣廳之を許可し、專任の新川掛官一名を置きて、其工事々務を擔任せしめしかば、出願人等は一社を組織して新川社と稱し、開鑿費として縣廳保管の貿易五厘金中より二万五千圓の貸下を請ひ得たる外、社員をして各五千圓を出金せしめ、之に對し百圓につき日歩四錢の利息を附し、土工竣成によりて得べき土地をば、區長・戸長及び社員の決議によりて處分することゝ定め、神戸町島田組と約して、豫算以上の費用を要する場合に一時立替出金せしむることゝし、二月には川幅を十五間とし、新川の兩側に設くべき屋敷の豫定奥行及び道敷の豫定幅を合計十九間宛兩側にて三十八間として、總計五十三間幅の

地域の地所買收、家屋移轉に著手し、六月には新川潰地全部の貢租免除の許可を得、七月工事を一万千六百圓にて西田梅吉なる者に請負はしめ、同月十一日起工せり。而して新川々敷豫定線に當れる切戸町元大阪町奉行兵庫勤番所敷地約千坪、今出在家町元長吏屋敷二百四十坪の拂下は、十月許可せられ、十一月八棟寺跡及び平清盛墳墓地合計千七百八十八坪、藥仙寺境内の一部約七百坪の拂下をも得たりしが、新川の土工も此頃大に進捗し、元築島舟入場の滙渚の埋立、及び島上町の新川入口兩岸の整理を竣り、船改所を此に移すを得たり。然れども新川社に入社する者なかりしのみならず、一方には此新川開鑿を以て營利事業なりとして之を誹議する者無きにあらざりしかば、神田兵右衞門等之を慨し、七年九月地方名望家を說き、伊丹町小西新右衞門をして一万五千圓、神戸北風莊右衞門をして一万圓を出金せしめ、借下金二万五千圓と合して資金を五万圓とせしが、八年一月島田組破產し、經費の出所を失ひしを以て、事業將に頓挫せむとし、兵右衞門等の苦心名狀すべからざるものありき。幸にして九年一月御影村加納治郎右衞門をして經費支出を繼續せしむるを得たれば、事業これより速に進み、同年五月一日新川の土工全く竣工せり。其所要經費十二万六千九百圓にして、潰

地一万四千六百二坪、屋敷道敷等九千五百坪の買收費に三万千六百圓、建物取除料二万二千六百圓、工事費に六万七千六百圓を要せりといふ。新川社は運河開鑿の副事業として、新川沿岸に新に三万一千三百坪の市街を開き、濱地の開拓をも成就せしが、此濱地は是より先き明治三年頃兵庫灣內の洲島開拓者よりして檢地を請ひしことあるも、沽劵稅法施行の期近けりとの故を以て、許可する所とならざりしを、明治六年十二月縣之を實測し、海岸地一万千四百坪を得て、地劵の下附を行ひしものにて尙ほ海岸延長二百五十間、幅二十二間の埋立を行ひ、之を擴張し九年五月竣工せしかば、兵庫の海岸爲めに大に整頓せられたり。

兵庫運河の開鑿

新川の開鑿が小船をして避難場を得せしめ、大に交通運輸の便を加へしこと論なけれど、和田岬迂回の危險と不便とが全く除去せらるゝに至りしは、兵庫運河株式會社事業の竣成によるものなり。該會社が明治二十九年一月に起工せる運河は、爾後三たび設計を變更し、三十一年五月竣工せしものにて水深十五尺水面幅百二十八尺の本線千三百三十五間と、水深十二尺、水面幅五十尺の支線四百間、本線船溜約一万九千坪、支線船溜六百坪とより成り、此潰地總計十三町步、工費六十万圓を超えたり。此運河の竣工により、小船舶は八部郡東尻池村より和田岬

を迂回することなくして兵庫南逆瀬川町に達し、新川によりて兵庫港に入るを得、別に支線によりて兵庫驛に達するの利便をも加へたれば、年々此運河に入るもの五万隻、筏一万連内外ありき。然るに利用年と共に加はりし此運河も、竣成以來殆ど修理を施すなく、設備漸く曠廢せしかば、明治四十四年兵庫縣知事は運河會社に命ずるに、運河を干潮面以下八尺八寸の深に浚渫し、同時に護岸を修築し、橋梁を改築すべきを以てし、同時に神戸市に對し道路の改修を諭告せしを以て、市は直ちに十四万餘圓を以て開運橋通道路を擴張し、荷揚場を設けて改良の實を擧げしも、會社の施設は遲々として進まず、市民の往々之を批難する者あり、大正六七年頃遂に市營論起こるに至れり。

湊川の改修

湊川の附替は運河開鑿に比して更に多くの變遷を經たり。抑も湊川は源を再度山の西北方に發する天王川と、鍋蓋山の北方に發する石井川との合流に成り、其合流點より川崎濱落口迄は延長千四百十二間、川床幅平均七十八尺、上幅九十六尺、最大水深三尺八寸、川床より堤防上まで六尺乃至十二尺なりしが、水源地方山林の荒廢により、大雨毎に河水氾濫し、其被害少からず明治七年の洪水にも堤防決潰し、被害甚だ大なりしかば、大藏省は湊川修築心得及び修築方法を定め

て兵庫縣に通達し、土木司出張所を置き、所員の事務取扱心得を定め、其工費として二万四千圓を貸下げたり。因りて兵庫縣廳は同年二月工事に著手し、堤防八百間を修築し、一部の川幅を擴げ、六月に至りて竣工せしに、竣工の當夜偶、暴風雨ありて堤防再び決潰すること三百間に及び、石垣の崩壞亦多かりしかば、同年七月更に工を起こし、石垣をば總て龜朶篩に改め、堤防千二百間の改築を行ひ、十月竣工し、同時に道路を擴げ橋梁をも改め架せり。然れども湊川の流下する夥しき土砂は、年々其川床を高め、從ひて堤防の嵩上を促し、明治七年の堤防決潰當時にも、川床の平地より高きこと既に二十尺に垂んとし、交通運輸の支障甚しかりしを以て、是より先き明治六年計畫の築港設計にも、當事者既に此土砂吐出に留意し、明治十年神戸港修築の議世論に上りし時にも、先づ湊川附替より著手すべしとの說甚だ有力なりき。されば兵庫の有志者中には、湊川を附替へ、洪水の危險と交通上の障害を除かんとして、熱心に斡旋する者あり、政府の要路にある人人の神戸を經由する每に、之を湊川に案內し、國費附替を行はむ事を懇願せしが容易に其目的を貫く能はず。民間事業として附替工事を計畫せる者亦これ無きにあらざりしも、これも遽に著手せらるゝに至らず。然るに明治二十九年四

湊川附替工事の概要

月湊川改修株式會社の附替及び舊川堤防切均工事を出願するや、市民中之に反對する者ありて、工事著手の許可を得る能はざりしが、同年九月の大洪水により、市民早急の改修を切望するに至り、會社の出願遂に許可せられて、計畫俄に進捗し、翌三十年十一月起工式を擧け、三十四年七月通水式を行ひ、附替事業の完成を見たり。斯くして成れる新湊川は天王・石井兩川合流點たる兵庫地方字下地ヶ鼻を起點とし、隧道を穿ちて會下山を貫通し、長田村にて苅藻川と合流し、南下して東尻池の海に注ぐものにして、延長二千四百四十二間、川床幅十二間乃至二十四間、洪水時水深五尺五寸乃至十四尺二寸、之が爲めに要せる潰地五万三千餘坪なり。之を舊湊川に比するに、舊水路は水面勾配甚だ急にして、落差千分の八、洪水一秒時速力十一尺九寸、同一秒時流量三千九百立方尺なりしに、新湊川に在りては、起點より隧道入口迄三百七十五間をば川床幅二十四尺乃至九十六尺、最大水深十四尺、水面勾配千分二乃至二・五とし、隧道三百七十間をば高二十五尺、幅二十四尺とし、高七尺三寸迄は厚一尺五寸の石疊とし、其上部は總て厚さ四枚の堅燒煉瓦張とし、水面勾配を千分の二・五とし、最大水深を十四尺二寸とし、隧道入口には上流水路より落差六尺の瀧を設けて、河水を隧道内に導き、隧道出入口河床に

長三間の張石を施こし、隧道出口より苅藻川合流點迄は之を二區に分ち、共に河床幅八十尺、最大水深十四尺、水面勾配千分の二となし、合流點以下流末迄は、苅藻川の洪水量一秒時千七百立方尺をも收容し得べき設計にて、同川を利用擴張し、河床の幅平均百三十尺、水深五尺五寸、水面勾配千分の五とし、川口には突堤を築き、波浪による新川口の壅塞を防ぐ工事をも行へり。　堤防及び隧道の維持修繕は、命令書の定むる所に據り、附替竣功後五ヶ年間會社之を負擔せしが、明治三十九年八月九日より神戸市に於て之を管理することゝなる。

辨天濱の埋立

海面埋立工事中最も早く著手を見しは宇治川尻東方の辨天濱入江にて、明治五年三月起工し、五月一部を竣成し、尙ほ二千五百餘坪を殘せしが、同入江年を逐ひ埋沒し、小舟すら通行し難きに至り、存在の必要を失ひしかば、明治十一年五月兵庫出在家町久保善五郎は、自費埋立成效の後、埋立地の下附を得るの條件にて埋立の許可を得、同年五月起工、經費一万七百圓を投じて十二年二月二千五百四十五坪の埋立を竣工し、名づけて辨天町と云ひ、埋立地先に長三十間、敷十四間、上幅二間の波止場も設けしかば、大に貨物積卸の便を増せり。

川崎濱一帶

川崎濱一帶の埋立工事は、和田岬方面と共に屢〻施工せられたり。　明治九年第

二區副區長松井吉右衛門等、東出町・西出町間舟入場千五百坪を浚渫して波止を築設せむことを出願せしも、其必要なしとて許可せられず、其後の出願者亦目的を達する能はざりしに、明治二十六年此入江に隣接せる西出町地先千百餘坪は、兵庫船渠會社の埋立つる所となり、東川崎町一丁目字高濱入江北方の海面九百坪は、湊東區有財産造成の爲めとして埋立を許可せられ、三十年九月竣工し、日本貿易倉庫株式會社は三十一年高濱入江六百八十坪を埋立てたり。　東出町・西出町間の入江は殆んど埋沒し存置の要なきに及びて、三十五年區有財産造成の理由を以て、湊西區其埋立を出願して許可を得、同入江八百五十坪の埋立を竣工せり。　川崎造船所は三十七年十月東川崎町二丁目地先二千三百坪を、大正元年其隣接海面五百坪を埋立て、湊川改修株式會社は三十八年東川崎町・東出町間地先の湊川尻約二万坪を埋立て、三菱倉庫株式會社は四十三年十一月東川崎町一丁目字治川尻一万五千百餘坪の埋立に著手し、大正二年一月竣工し、東京倉庫株式會社は明治四十三年高濱地先三万五千坪の大埋立を起工し、大正四年竣工し、東神倉庫株式會社は大正三年十二月小野濱一丁目一万六百坪埋立の許可を得四年六月工事に著手し、大正七年一月竣工し、繫船壁百七十間、荷揚場七十五間も同

時に落成せり。

兵庫濱及東尻池の埋立工事

兵庫濱に於ては明治七年新川社の北濱埋立以後久しく埋立工事に著手する者なかりしが、和田倉庫株式會社は明治二十九年六月和田崎町地先にて三千七百坪の埋立を竣工し、三菱造船所は三十年九月工費四十四万圓を以て、今出在家町新川入口と和田崎町との間二万七千坪の埋立を出願せしが、其後屢〻設計に變更を加へ、三十五年五月埋立面積を九千五百坪に縮小して、明治四十四年竣工す。同社が此埋立及び防波堤・船渠等に支出せる總額は約五百万圓にして、此種事業中の最大工事なり。爾後兵庫濱沿岸に於て屢〻埋立を出願するものありしも、其等は皆許可を得るに至らず。東尻池方面にては兵庫運河株式會社の明治二十九年五月三千坪を埋立てゝ今の苅藻島を築き、三十三年一月其隣接海面三千五百坪の埋立をも竣工せるあり。

葺合方面の埋立工事

葺合方面にては葺合區が明治二十八年十二月區有財産造成の爲め、元小野濱造船所入江の加納橋以北埋立を出願すること再度に及びて許可を得、三十一年千四百六十坪を竣工せるあり、葺合港灣改築株式會社の事業たる眞砂通二丁目脇濱町三丁目間地先海面三万三千六百餘坪の大埋立は、四十一年七月著手せられ、全部を四工區に分ち、四十二年七月第一工區四

千三百坪を爾後四十三年二月迄に全部を竣工し、埋立地内の縱横八條の道路・宅地・小船の避難場・荷揚場・倉庫等も亦落成せしが、其工費九十五万圓を要せりといふ。此以外に東神倉庫株式會社は大正二年十一月濱邊通八丁目地先一万三百坪の埋立を出願し、大正三年其設計を變更して一万百餘坪とし、大正六年竣工し、次に鐵道院の計畫に係かる埋立工事中、濱邊通舊加納灣四千餘坪は、大正五年十月竣工し、其以東二万坪の工事は、大正九年中に竣工すべき豫定を以て、大正六年三月起工せり。尙ほ既に起工せるも、大正七年中に竣工を見るを得ざりし工事中には、川崎造船所の葺合港灣改築會社埋立地隣接海面の埋立あり。此工事は大正二年一月四万四千坪の埋立を出願せるに始まり、其後坪數を增加して九万七千坪となせしが、大正三年に縮小して一万七千四百坪となせるものなり。此川崎造船所埋立豫定地に隣接して、神戶製鋼所は脇濱二三丁目地先五万一千坪の埋立を出願せしが、後に縮小して三万九千八百坪とし、大正四年十一月工事に著手し、森本合名會社は大正六年濱邊通一丁目地先に於て九百五十餘坪の埋立工事に著手せり。

海面埋立工事に次ぎて述べざるべからざるは池沼の處分なり。維新當初に

於ける神戸市內包含諸村の記錄に據れば、溜池の數三百反別合計五十町步に餘りしといへど、其明治三十二年以前に於ける處分は之を詳にするを得ず。　三十三年以後大正七年迄に埋立てしは約百ヶ所反別十三町步餘にして、其大部分は宅地となれり。　神戸の如き宅地面積の狹小なる都市にては、市の急激なる發展に應じて、宅地を增さんこと容易にあらず、されば溜池を埋立て、更に進んで海面に及ぶは勢の然らしむる所にて、維新以降大正七年迄に、河川の埋立、溜池の廢止、海面の埋立によりて、新地を增せしこと約四十万坪に達し、之に加ふるに築港によりて成れるものを以てせば、更に八万坪を增すべく、大正七年工事中の埋立面積をも合算せば、總計六十万坪に達すべし、人口の增殖、商工貿易の發展に適應するを得しは、此埋立によること蓋し大なりとす。

明治初年の港灣設備

神戸灣に在りて高濱以東、兵庫灣に在りて新川兩入口間は、未だ埋立工事の許可せられしものなし。　これ蓋し前者は神戸築港計畫と、後者は兵庫港修築と相關聯するが故ならむ。　神戸の港灣設備としては、明治元年閏四月貿易品を入るべき倉庫の建築あり、同年兵庫縣外國掛は、海岸一帶砂濱にして、逋稅を取締ること困難なる故を以て、海岸石垣の築造と、波止の新設とを大藏省に稟申せしかど、

これは直ちに許可を得るに至らず、明治三年に至りて大藏省は生田川尻に波止新築の要を認めしも、直ちに工事に著手せざりしが、兵庫縣が更に大藏省に稟申して、逋稅防止の爲め石垣及び波止急設の要あるを說くに及び、同年十二月始めて施工に決し、十一万四千兩にて京都府及び長崎縣の石工に之を請負はしめ、殆んど竣工に近づくに及びて四年五月海嘯の爲めに石垣悉く崩壞せり。因りて改造費六千二百餘兩を以て再び工を起こし、十月竣工す。此工事によりて成れるは浪除石垣三百間、倉庫周圍の石垣百六間と、各〻敷十三間二尺、馬踏三間、延長五十間及び百七十間の波止二ヶ所、幷びに長七間幅六間半の鯉川荷揚場等なり。

應急港灣設備とマルシヤルの築港計畫

生田川尻の舊海軍操練所船渠の北には、開港の初一小灣あり、東西六十二間入口百八十間總て繞らすに石垣を以てし、神戸港の貨物積卸場として唯一のものなりしが、居留地の下水此に注ぎ、爲めに土砂の堆積すること甚しかりしを以て、明治元年五月外人の要求により之を浚渫し、五百石積の船舶も貨物積載のまゝにて繫留し得べからしめ、爾後も屢〻浚渫を加へ、四年六月には居留地溝渠を西方に移轉して、以て此小灣の壅塞を防止せむとせり。然れども其效なく、幾ならずして荷足船の出入すら困難となりしかば、外人の不平絕えず。六年三月神田孝平

は此入堀の埋塞して、輸出入に少からざる障害を與ふるを憂ひ、長二十間の防波堤を築きしも、尚ほ土砂の侵入を防ぐ能はず、浚渫を反復して一時を糊塗する外なかりき。　明治六年に至り縣當局の努力空しからずして、神戸海岸の石垣延長九百五十二間の工事成り、且つ東西兩運上所、鯉川及び辨天濱兩荷揚場、幷びに二ヶ所の波止も竣成せしが、此等の諸設備は皆一時應急の施設に過ぎざるものなれば、貿易港としての設備の未だ具はらざりしは言を俟たず。　されば明治三年以來神戸港長として港內潮汐干滿の調査に從事せる英人ジョン・マルシャルは、神戸築港を計畫し、其明治六年十月兵庫縣令に建白せる設計は、工費三十万弗、二ヶ年繼續事業として、舊生田川東堤及び湊川東堤の二ヶ所より、延長各〻八百呎、上幅二十五呎の防波堤を築き出し、堤端に白色燈明臺を設け、港門を千九百呎とし、港內に二三百隻の大船を安全に碇泊せしめむとせるものにて、縣令神田孝平之を容れ、大藏卿大隈重信に上申せしが、其許可する所とならず。　爾後陸上の設備年を逐ひて成れるにも拘はらず、海陸聯絡設備に至りては甚だ乏しく、稍〻見るに足るものとては、神戸島田組の架設せる棧橋其他二三に過ぎざりき。

海陸聯絡設備

此棧橋は島田組が神戸港に毫も海陸聯絡の設備なきを慨き、明治六年旅客の乘降、貨物の

積卸に便にせむが爲め、西運上所前に架せし木橋にして、其長十五間幅三間あり、然るに翌七年神戸貿易會社は之を取毀ち、別に船棧橋を架し、許可を得て橋錢を徵せり。之に次ぎて成りしは明治九年鐵道寮の架設せる蟹川鐵道棧橋にして、長約七十五間幅六間五尺あり。其後明治十五年に至り神戸船橋會社は神戸貿易會社の船橋に接して更に長九十間の船橋を架せり。明治十七年神戸棧橋會社は小野濱鐵道棧橋を架設し、二十年更に約十五間を延長して合計約九十七間半とせしが、此棧橋は四十二年政府の買收する所となり、大正三年に取毀たり。

明治二十二年七月設立の兵庫船橋株式會社の設けし島上町船橋は長四十一間あり、後に兵庫運輸會社之を買收改築して、幅三間長六十五間半となせしが、大正二年大阪商船株式會社更に買收して、又改修を加へたり。明治三十一年四月政府は第四土木監督局長沖野忠雄の意見に基づき、二十三万五千餘圓を投じて、東西兩突堤・米利堅波止場・百間波止場等、神戸港の波止全部に亙りて增築若しくは改築を行ひ、三十三年小野濱及び加納町海岸に護岸工事を起こし、艀船荷役の便を計り、三十五年神戸稅關の工事として、加納町地先に防波堤幅一間四尺海面上高四尺長百間と、幅一間四尺海面上高一間二尺長百間とを築きしを以て、舊生田

川尻の波止場爲めに其效用を增加せり。

鐵道分岐と稅關擴張工事

神戶海陸聯絡設備及び稅關擴張工事も亦海港設備として記述の價値あるものなり。政府が市民の希望に副ひ、築港工事に著手する能はざること久しきや、稅關を擴張し、其取扱手續を簡捷にし、海陸を聯絡すべき鐵道線路を敷設するにあらざれば、發展して止まざる神戶港貿易の必要に應ずること能はず、年々增加する滯貨の處理困難となるべきこと明かなりしを以て、神戶市會は明治三十三年三月大藏・遞信兩省に計畫を稟請し、此施設の一日も緩うすべからざるを陳せり。其計畫は住吉三宮兩驛間に灘驛を新設し、此より斜に新生田川を渡り、延長約二哩にして稅關構內なる海濱に出でしめ、之に連續して三千六百餘坪を埋立て小野濱停車場を置き、築港完成迄の假貨物積卸場を設け、別に海岸に四ケ所の荷揚場を新設せむとするにありしが、政府之を容れ、三十六年工費百二十万圓を以て工事に著手し、日露戰爭中は一時工事を中止せしも、三十八年九月再興し、四十年七月に至りて竣工せり。

國產波止場メリケン波止場の修築

國產波止場附近の整理及び米利堅波止場の增築も亦其工事の重要なる點に於て特筆の價値あり。明治元年國產波止場及び第四波止場を設けて、專ら內國

貿易の荷揚場となせしが、三十九年七月此の兩波止場の外に、新に幅五間、延長七十九間と、幅二間延長十六間の棧橋各一と、幅二間延長九間半の棧橋二とを架し、尙ほ百間波止場の長きに過ぎ、却りて艀船の集散を妨ぐ故を以て、之を四十間に縮小せむとし、工事に著手せしが、此等諸工事は皆四十二年に竣工し、鯉川筋以西、辨天町以東の海岸設備爲めに大に完きを得たり。　而して鯉川尻米國領事館今の日本郵船會社神戸支店前に設けし第三波止場、卽ち米利堅波止場は、外國航路唯一の乘降場たるに拘はらず、明治元年八月に成りし長十間幅六間の荷揚場あるのみにて、爾後改築工事の行はれざること久しく、爲めに明治二十五年の頃には小蒸汽船の碇繫すら困難なるに至りしかば、二十九年兵庫縣之を改築し、幅を五間半に、延長を四十二間となせしが、其構造海に向ひ低下せるを以て、滿潮時には其突端潮水に浸され、不便甚しく、其改造屢外人の要求する所となり、市も亦其必要を認めざるにあらざりしも、財政の困難に阻まれて直ちに工事に著手するを得ず。　三十六年市は應急の設備として一万圓を投じ、低き部分の嵩上げを行ひ、四ヶ所に階段を附し、四十三年一月には更に約四万圓の豫算を以て起工し、波止の幅を八間五尺とし、延長に四十四間を加へて八十四間とし、水深をば五尺乃

至八尺となさむとし、且つ四個所の昇降場新設をも計畫し、四十四年三月竣成せり。尚ほ此等施設の外に、東京倉庫株式會社は三十六年より兵庫灣内山陽鐵道和田支線荷揚場に設備を施こし、艀荷役の便を計り、三十九年長百間、十間半水深二十六尺の鐵道棧橋を架設して、以て海陸聯絡を容易ならしめたり。

第一期築港工事と第二期計畫

以上諸工事の竣成により海陸の聯絡頗る其便を加へたりと雖、之を要するに築港工事を完成するにあらざれば、以て發展息まざる神戸港内外貿易の要求に應ずる能はず。されば神戸市當局の此狀勢に鑑み、明治二十九年頃より奮起せるありしのみならず、市内の實業團體亦大に築港の期成に斡旋せしが、其盡力空しからずして、明治四十年九月に至り始めて工費千七百七十餘万圓、十二ケ年繼續事業たる神戸港第一期築港工事の起工式を擧ぐるを得たり。而して此事業の完成は其初め大正七年と豫定せしが、後に延期せられて大正十年となれり。第一期工事中海面埋立は、東は小野濱突出部より西は元居留地前面に亙り水深二十尺前後の同深線を劃して八万三千坪を埋め、干潮面以上十一尺の高さを保たしめ、八十間乃至百二十間を隔つる四箇の突堤を櫛齒狀に設け、突堤側の水深をば三十尺乃至三十六尺とし、突堤岸壁を延長合計千五百九十二間半とし、大小

船舶十九隻を同時に維繫するを得しめ、各突堤間に物揚場總延長二百九十六間、及び埋立地護岸壁九十八間を設け、吃水九尺前後の小蒸汽船を繋留し、第一突堤護岸をば延長三百八十間とし、各突堤には鐵造及び木造の上屋合計十九棟、一万六千坪を建設し、延長十一哩の鐵道を敷設し、埋立地には幅七間乃至十二間の碎石道延長二千十八間を設くべき計畫にて、明治四十三年先づ干潮面以上八尺五寸の東防波堤六百三十二間の築設に著手し、大正六年干潮面以上十八尺の南防波堤五百間を加へ、兩防波堤共に其兩端に燈臺を設置することゝせり。尙ほ此計畫の外に大正七年末には第二期築港計畫成り、次年度より十ヶ年繼續二千七百十万圓を以て、兵庫港の內國貿易設備を主とし、外國貿易設備にも擴張を加ふることゝなれり。

神戸の土木事業の記述を終るに當り記すべきものに市區改正事業調査機關の沿革あり。東京市の如きは既に明治二十二年より市區改正事業に著手したれど、神戸市に市區改正調査機關の常設せられしは大正三年に在り。是より先き神戸市にては明治二十二年以來地主等の引つゞき行ひし道路開設事業に依り、東は葺合より西は林田村に至る間四通八達の新市街開設せらるゝに至りし

が、神戸の發展更に長足の進步をなし、舊市區整理の必要を感ずること切なるに至りしを以て、大正二年十月市は臨時市區改正委員規程を設け、名譽職參事會員三名、市會議員十名、市公民十八名を以て委員となし、同委員會の決議によりて道路、橋梁の位置、等級を定め、且つ市區改正に關する施行方法、幷びに溝渠・河川・港灣・公園・軌道等の附帶事項につきても調査研究を遂ぐることゝなせしが、大正三年四月此規程を廢し、神戸市區改正調査委員條例を制定して、事業を繼續することとなし、翌四年九月には市區改正調査委員職務施行規程成れり。同委員の數は舊に依り三十一名にして、五年一月には議事規則定まり、大體の調査方針として、第一に新設街路の計畫・等級・道幅の決定、及び等級に應ずる構造を決定し、第二には現在道路の等級決定、改正必要の有無等を調査することゝし、委員會をば調査事項によりて四部に分ち、同年四月第一部會は公園幷びに住宅區開設の爲め市內北部地方の開發を、第二部會は市內貫通の鐵道の改良監獄本監及び分監の移轉幷びに築港防波堤速成を期する件を、第三部會は市內道路局部の整理及び改正を、第四部會は市區改正財源及び市營事業調査の件を議決し、爾後屢〻開會して道路の擴張、電氣事業買收等に關しても調査研究をなせり。同年九月新に第五

部會を設け、市の區域擴張調査に當らしむる事となせしが、大正六年五月の改正によりて、五部を改めて三部となし、第一部會は舊第一・第五兩部會の調査事項を、第二部會は舊第二部會の擔當事項を、第三部會は舊第三・第四兩部會の擔當事項の調査に當り、同年兵庫港修築市營、火葬場市營、生田川改修市營、小野濱附近海陸聯絡道路新設、高架線による縱貫鐵道改良速成稟請并びに道幅等級等を議決し、大正七年七月條例を改正して市參事會員及び市公民より選出の委員定員は舊に據りしも、市會議員より選出せる委員は五名を增して十五名とせしが、同年中委員會はメリケン波止場增築并びに埋立、貯炭場市營をも議決し、住宅を增加せむが爲め生田川を改修し、神戸地方山部を開き、隣接町村を編入して市域を擴張し、將來大都市の出現に應せしめむとせるなどは、いづれも時宜に適せるものといふべく、尚は該委員會の議決せる市營事業中、火葬場の市營は大正七年末に決定實施することゝなり、兵庫港修築は市營として實施を見ざりしかど、大正七年末に國家事業として第二期の神戸築港計畫中に之を包含するに至れること既述の如し。　大正七年四月政府大阪京都及び其他內務大臣に於て必要と認むる都市に對し、東京市區改正條例を準用すべき旨の勅令を發布するや、神戸市は同

年九月十一日準用市としての指定を得たり。茲に於て大正七年末には曩の調査機關たるに止まりし神戸市區改正委員會は、大正七年度限り廢止せられ、同時に國家事業として新に神戸市區改正調査委員會組織せらるゝに定まり、神戸の市區の改正は實にこれよりして新時期に入ることゝなれり。

引用書目

神戸開港三十年史、乾坤。條約彙纂。兵庫縣會史同附錄。神戸區有財産沿革史。神戸築港問題沿革史。神戸港修築工事概要。兵庫縣統計書。神戸市統計書。兵庫縣史稿、工業編及拓地編。兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。神戸市例規類集。神戸市會成議錄。神戸市事務報告。神戸市役所藏山手新道開鑿書類。同、湊川附換一件。同、湊川改修關係書類。同、兵庫運河關係書類。同、兵庫地方新道關係書類。同、葺合新道關係書類。同埋立關係書類。同、小野濱・高濱・葺合港灣海岸埋立書類。同道路工事關係書類。同東西尻池新道關係書類。同、東尻池・御崎・今和田新田新道關係書類。同長田村新道關係書類。同道路新設擴張書類。同北部・西部耕地整理組合關係書類。同、溜池關係書類。同電氣鐵道關係書類。同、下水道調査關係書類。同下水道設計書類。兵庫縣廳藏舊土木書類。同鐵道關係書類。同改正條約實施關係書類。村田平左衛門氏及生田町藏、布引花園社關係書類。神戸市內舊村々明細帳。鐵道省埋立回答書類。神戸製鋼

所回答書類。　神田兵右衛門氏藏、最初の運河設計圖。　大藏省藏、明治五年神戸地圖。　同、神戸東町繪圖。　同、兵庫新川沿岸宅地舊税据置伺。　同、外輪堤處分圖。　神戸市役所藏明治十四年神戸市地圖。　明治二十四・三十・四十二・大正七年神戸市地圖。

第十章　勸業

市制以前の勸業事務

明治元年兵庫裁判所の設置せらるゝや、兵庫・神戸の勸業事務は專ら同所民政用掛にて之を取扱ひ、後に之を司農方の所管に移せしが、兵庫縣廳設置以後市政局之を管掌し、區戸長等をして其事務を補助せしむることゝせり。明治九年縣廳其事務分掌に改正を加ふるに及び、勸業事務は第二課の所管となり、十年四月勸業心得の制定あり。爾來事務次第に繁多を加ふるや、明治十二年第二課を勸業課と改め、且つ地方稅を以て支辨すべき新費目として、豫算中に勸業費を計上せり。然るに是年兵庫及び神戸を合して神戸區と稱することゝなりしかば、新設の神戸區役所にては庶務掛をして區內の勸業事務を處理せしむることゝし、同年二月には縣制定の農事通信規則に據り、神戸區に通信員一名を置き、以て區內農事關係一切の事項の報告の任に當らしむ。十六年三月政府町村に令し、事情に從ひて農區又は商區を置かしむることゝするや、神戸は三商區を設け、宇治川以東の五十一ヶ町を第一商區、宇治川以西湊川以東の三十四ヶ町、一ヶ村を第

二商區、湊川以西の四十四ヶ町を第三商區となし、第一商區に二名、第二・第三兩商區に一名宛の世話掛を置き、以て商區內產業關係願屆の調査及び副申等に與らしむ。十八年兵庫縣は前年發布の太政官布告に據り、縣內各郡區をして、勸業委員一人宛を選擧せしめ、之を以て民間事業興起の方法、同業組合準則利用の方法、及び勸業に關する事項の諮問機關となし、且つ同年七月新に勸業會準則を定め、以て明治十五年の縣會にて議定せる農工商業會認可方法に代へ、大に勸業會の設立を奬勵せしかば、二十二年には斯くして組織せられし諸の勸業會の聯合成り、其創立總會は神戸に開かれ、私立兵庫縣勸業會茲に其設立を見るに至れり。

神戸市の勸業事務

明治二十二年市制實施せられてより、神戸市の勸業事務は庶務課の處理に屬し、同年七月市會議員四名より成る勸業常設委員會設けられ、市參事會監督の下に市の諮問機關として、凡百の勸業事項に干與することゝなりしが、三十六年同委員會廢止となり、三十九年五月庶務課內に勸業係特設せらる。爾後大正七年に至る迄勸業に關する職制に變動なし。

市の實業奬勵規程

神戸市の實業奬勵に關する規定久しく具備せず、從ひて事務の取扱方區々に流れしが、大正二年四月初めて實業奬勵金規程を制定して、將來重要物產となる

べき見込ある工業の創設、改良、又は振興を圖る者、重要輸出品として有望なる商品の販路擴張を圖る者并びに是等の目的を以て學術技藝を修め、又は調査に從事する者其他市長に於て必要なりと認むる者に對し、毎年豫算の定むる所によりて奬勵金を交附し、其目的を達成せしむることを圖り、且つ實業上の施設に關する建議をなし、又は諮問に應じて意見を市長に具申し得べき實業奬勵評議員十五名を置くことゝし、同評議員の任期を二ヶ年と定め、同年十二月評議員の囑託を了せり。此外に明治四十四年五月制定に係かる日清貿易研究生補助規程あり、其目的とする所、實業奬勵金規程に類し、志望者をして東亞同文書院商務科に入り、支那の商業及び支那語學を修得せしめ、卒業後五ヶ年間、市の指定する業務若しくは市の承認を得たる業務に從事する義務を帶ばしむるに在りき。

神戸商業會議所の濫觴

勸業に關する市民私營の機關中にて特筆すべきは神戸商業會議所の設立なり。明治初年兵庫區長神田兵右衞門は兵庫津の商業神戸に比し振はざるを慨き、神戸商法講習所長甲斐織衞に諮り、兵庫に商人懇談會を開きて、商業を振興せしめむとせしに、偶、東京に設立せられし商法會議所に倣ひ、十一年八月縣官及び兵庫の有志を會して兵庫商法會所を設立し、後幾もなく兵庫商法會議所と改稱

して、新に規則を定め、同年十月設立の認可を得たり。其目的とする所は、時勢推移し、問屋・仲買等の舊慣破壞せる後に續出せる弊害を矯正し、米穀・肥料の二大商業の復興を圖り、金融を圓滑にするに在りて、同時に兵庫の倉庫をば悉く之を會議所に借入れ、以て從來の倉入の弊害を除去せむとせり。明治十二年兵庫・神戸の二部合して神戸區となるや、此會議所をば兩港にて之を維持するを利便ありとし、神戸商法會議所と改め、區より一時金五百圓の補助を得、十三年六月神戸商業新誌を發行するに至りしも、其後會議所の維持困難となり、商業新誌の發行をも繼續し能はざる狀態に陷りしかば、縣勸業課員本山彦一等之を憂ひて盡力する所あり、遂に貸下金の出願となりしが、縣の容るゝ所とならず、十四五年以降は會議所の名ありて其實を失へり。加之此頃貿易會所も紛糾を重ね、貿易商人の統轄に困難を感ずるに至りしを以て、夙に別に會議所を設けて商工貿易上の機關とし、著々成績を擧げ來りし神戸の外國商人等は、內外商事上の交涉起こる每に、或は大阪商法會議所に、或は直接兵庫縣令に交涉し神戸の商人をば度外に措くの有樣となり、市內商人の不利擧げて數ふべからず、而して一方には神戸以外の諸都市中、商業會議所を新設して、商業の振興を圖る者漸く多かりしかば、明治

商業會議所の再興

十九年兵庫縣令内海忠勝有志に勸めて神戸に商法會議所を再興せしめむとし、神田兵右衞門・山川勇木・小寺泰次郎等亦大に斡旋する所あり。同年十一月神戸俱樂部内に神戸商法會議所の再興を見、翌二十年六月會頭村野山人以下副會頭、理事等の選擧を了し、同月貿易會所の財產賣却代金六千圓を縣より下附せられしを機とし、曩に縣補助金二千圓を以て拂下げし東川崎町鐵道用地を敷地として、會議所の新築を起工せしに、神戸區之に三百圓の補助を與へ、米商會所其他寄附金をなすものあり。而して再興と共に縣官及び區吏員等の援助により、募集せる會員も百名の多きに達せしかば、同年七月最初の總會を縣會議事堂に開き、九月常議員の選擧を行ひ、會議所の組織茲に全く成り、二十一年四月新築落成と共に此に移り、十月農商務大臣の命に基づき、商業諮問員六名を擧げ、明治二十三年九月商業會議所條例の發布あるや、十二月九日を以て新に神戸商業會議所を組織し、舊商法會議所の財產を新會議所基本財產となし、二十四年二月會議所議員四十名の選擧を行ひ、ついで會議所定款の認可を得たり。爾來神戸商業會議所は市商工貿易の鎖鑰となり、二十一年一月以降引つゞき刊行の月報によりて内外の商況を明かにし、神戸商人間の紛議を和解し、當局の諮問に應じ、或は進み

て建議をなし、又内外商業の爲めに賣買紹介の任に當り、市内鐵道の改良港灣修築等に斡旋し、其目的の貫徹に與りて大に力あり。

神戸實業協會の事業

神戸商業會議所と共に市の勸業上の機關として重きをなすもの、神戸市實業協會あり。初め明治二十三・四年頃貿易取引上の惡弊甚しかりしや、有志の輩其矯正を圖らむが爲め、神戸雜貨貿易商組合事務所に協議會を開き、更に雜貨商以外の貿易業者をも網羅し、會員を廣く京阪兩市に募りて二百餘名を得、明治二十五年神戸貿易商業倶樂部を設立し、機關雜誌として神戸商業倶樂部雜誌を發刊し、商況を明かにし、會員の意見を發表せしが、此機關雜誌は其後幾もなく廢刊となれり。二十八年日清戰役の影響により市況著しく活氣を呈するや、五月同倶樂部は神戸實業協會と改稱し、同年十二月會員有志の事業として關西商業日報を發刊し、其他にも協會の事業見るべきものあり。土鶴鐵道問題、港灣の修築、稅關擴張等の如き、いづれも協會の大に力を注ぎし所なり。然るに明治三十年三月資金の關係より關西商業日報は廢刊となりしのみならず、此頃神戸商業會議所の基礎大に定まり、而して協會員は多く商業會議所會員たりしを以て、特別の場合を除く外、商業會議所と離れて活動する機會なく、爾來協會は寧ろ社交機關

同業組合組織の沿革

の性質を帯ぶるに至れり。

神戸市同業組合の組織は、明治十七年組合準則の發布によりて、急速の發達をなせり。是より先き同業相排の弊に堪へざりし神戸商人等、明治八・九年頃より私に組合を結ぶもの多かりしと雖、其勢極めて微々たりしが、十七年組合準則の發布せらるゝや、各業者相競ひて組合を結びたれば、二十一年末には材木・生魚・漁業・水車・燐寸・貿易・煙草・米小賣・氷・理髪・酒類・呉服・太物・洋服・菓子・蠶糸・茶商等の二十四組合成り、爾後も益〻増加の勢を示せり。然るに同業組合の本旨たる、同業者間に無益の競爭の弊を絶ち、信用を増進するに存するに拘はらず、神戸の商人中には、組合の組織のみを以て直ちに大に同業の利益を加へ得べしとなし、組合濫設の弊に陥るあり、或は規約の拘制する所となりて、進取の氣象を失ひ、萎靡不振に陥るあり、或は組合を以て利益を壟斷するの具となすあり、或は準則の發布を以て政府の組合組織を强制するものとなし、之に反抗せむとするものあり。此等はいづれも皆組合設立の本旨を失ふ者なれば、縣廳は時弊救濟の目的を以て、組合設立の利害を商業會議所に諮問せしが、組合中にても雜貨商組合の如き、明治二十二年同業者の自制により、粗製濫造の弊を除き、需用供給の關係を詳にし、信用

を博するに努力すべきを標榜するあり。　明治三十年に於ける組合の數は農業二、蠶業二、茶業二、漁業二、商工業三十六、合計四十五組合なりしが、其後重要物產組合法の發布ありしより、組織を變更し、廢合するもの多く、四十年には組合數減じて二十三となり、大正七年には更に減じて漁業二、商工業十二、合計十四組合となれり。

產業及び重要物產同業組合

以上述べたる同業組合の外、明治三十三年發布の產業組合法に據れるものに、明治三十九年創立の有限責任神戸第一信用組合あり。　本社を三宮町一丁目に置き、其出資者大正七年に四百人、金額六万圓を算ふ。　大正四年創立の神戸中央信用購買販賣組合及び大正五年創立の兵庫縣信用組合聯合會も亦同法に據るものなれど、共に出資額僅少にして、未だ大に振ふに至らず。　三十三年發布の重要物產同業組合法に據る組合は、明治四十年に神戸蠶絲販賣同業組合以下十四、其組合員合計八百人あり、就中花筵及び眞田業組合の如きは、其區域甚だ廣く、其組合員の住居範圍は一府六縣に亙れど、多數の組合は其範圍を市內に限れり。一たび組織せられて後に解散となれるものに、神戸蠶絲販賣・日本花筵・關西眞田・神戸麥稈眞田・神戸海產物及び日本燐寸の七組合あれど、神戸米穀商・神戸商標印

刷・神戸輸出包裝箱製造・兵庫縣貝釦・同パナマ帽子製造・同麻眞田・神戸コークス及び神戸藥種賣藥等八組合の新に成立するあり、更に之に加ふるに從來より存續の神戸麻眞田・同材木・同貿易・同竹材・同燐寸軸木商・兵庫縣燐寸小箱及素地製造・神戸石炭商及び日本安全燐寸等八組合を以てすれば、大正七年組合總數十六、其組合員合計三千五百人に達せり。

明治初年の農民

神戸に於ける市街の發展に伴ひ農業・牧畜、及び漁業等の衰退せるはいふまでもなし。開港後神戸附近日を逐ひ繁盛に赴き、農民の本業を廢して猥りに商家に移り、或は土工に從ふ者ありしを以て、兵庫縣當局は村々人口減少の、荒地を增加し、遂に農業衰微の因となるを恐れ、明治元年七月令して、許可なく縱まゝに在方より神戸に移住し來るを禁じたり。然れども開港に踵いで起れる大土工の受負人等、工夫を募るに當り、利を以て農民を誘ふありしかば、農民等移住制限の縣令を喜ばず、生活窮乏を名とし、小作米の減額を地主に強要するあり。因りて縣は制限を稍寬にし、本業を怠る者ある時は嚴しく處罰すべきも、農隙を以て日雇稼を爲す者は之を許すことゝし、且つ諭すに舊弊一洗の折柄、租稅寬容の沙汰

もあるべきにより、目前の小利に走りて將來の福利を忘るべからざるを以てし、農民の動搖を鎭むるに力めたり。

然れども神戸の發展につれて耕地の漸次に減少すること、勢奈何ともし難く、明治二十一年迄全面積の約五割を占めし耕地も、二十二年には周邊村落の同年市域に併合せらるゝものありしに拘はらず、減じて全面積の四割となり、二十九年にも廣域なる村落の併合ありながら、耕地は全面積の三割に減じ、明治四十年には一割九分となり、大正七年に至りては僅に約一割を殘すに過ぎず、而かも全耕地四百五十町步の中に、作附を廢せるもの三百町步を超え、實際の耕地は僅に全面積の百分の三に止まるに至れり。農民の增減に關しては正確なる統計を缺けど、總人口一万につき、明治二十九年には百人强ありしが、明治四十二年に三十八人となり、大正七年には僅に五人に減じたり。されば主要作物たる米の產額の如きも、其減少著しく、維新當時の兵庫・神戸及び葺合村の石高計八千石なりしが、大正七年の產額は七百石に滿たず。開港以後五十年間に於ける農業の衰退之を以て推すべきなり。而して此衰退は、之を以て當局が奬勵を怠りし結果とはなし難く、農產の種類によりては却りて發達を見しもののなきにあらず。養

蠶の如きは維新草創の際より當局の留意せし所にして、兵庫縣知事伊藤俊介は明治元年十一月諏訪山・奥平野天王谷外六ヶ所約八町步の荒地を開墾し、桑苗を下附して栽培を奬め、明治二年再び諏訪山及び湊山溫泉附近等の無稅地二十餘町步を桑樹栽培地と定め、囚人をして之を開墾せしめ、又開墾費桑苗代等の貸與によりて、大に桑樹栽培を奬むる所あり。然るに斯かる奬勵も其效なく、桑樹の栽培は遂に失敗に歸せる如くなるが、之につぎて明治四年十一月には米國種大麥及び小麥を輸入し、之を花隈村及び石井村に試播せるあり。大麥は一反步三石九斗、小麥は二石一斗の收穫ありしを以て、五年六月其結果を大藏省勸農寮に報告し、風土に適し國益たるべしとて奬勵を加へしかば、爾後播種するもの漸く增加せり。大麥・小麥に次ぎて兵庫縣令神田孝平の明治五年米國產馬鈴薯の種子若干を奥平野村村田平左衞門等に分與し、試作を奬むるあり。平左衞門是時桑畑の拂下を受けし際なりしかば、直ちに之を同地に試作し、春秋二期の收穫を得たれど、其味食用とするに堪へざりき。然れども平左衞門は衆の嘲笑を顧ずして、栽培の改良に焦慮し、神田縣令亦指導を怠らざりしかば、數年の後初めて良種を得、近隣の農夫も亦之に倣ひて栽培する者あり。明治十七八年旱魃風霜等

の災害相踵ぎ、農家の困窮甚しきや、平左衞門會、縣會議員の職に在り、縣民の食料補充には收穫豐かなる馬鈴薯の栽培に若しくものなきを唱へ、良種を縣民に頒ち、縣廳も亦之を奬めしを以て、明治十五年迄四十町歩に過ぎざりし縣下の馬鈴薯作附反別は、明治十八年に增加して百五十町歩となり、爾後も其栽培愈〻盛にして、遂に縣下の主要農產物となるに至れり。

兵庫縣模範農場

農事改良を目的とする機關としては、明治十年三月下山手通四丁目に設けられし兵庫縣模範農場なるものあり。一万餘坪の地域を米麥・穀菜・桑苗・果樹・食用及特用植物・用材・苗木の七區に分ち、外國產亞麻・米國產棉・大麥・小麥等をも試作し、十三年九月には種苗分配規則を定めて良種を農民に分與せしが、十四年縣會議事堂建設の爲めに其地域縮小せられ、且つ試作をば民間に依託すべしとの議も起れり。然れども明治十五年迄は縣營にて繼續し、十三年以來の配分の種苗米十石、麥十六石、馬鈴薯十九貫、綿實三十三貫に達せしに、明治十六年此農場の經營は兵庫縣農會の事業となり、十八年試驗農場と改稱し、地方費の補助を受くることゝなりしが、二十六年全く廢止となれり。

神戸市農會

兵庫縣農會は明治十三年十月の縣達なる農會設置方法の發布によりて設置

せられ、其事業としては、神戸區製產物品評會・同園藝品評會等を催し、模範農場を經營せる等、神戸の農事の改良に資する所少からず。 然るに神戸市人口の增加に伴ひ、內外人の嗜好に投ずべき蔬菜・果物・園藝植物・家畜幷びに畜產製品の改良の、啻に勸業上切要なるのみならず、衞生上重大の關係を有することゝなりしかば、農會の活動以外に完全なる成績を擧げ得べき方法なしとせる有志者等、新に神戸市農會設立を計畫し、末正繁太郎外九名を設立委員とし、市長坪野平太郎亦大に斡旋する所あり。 明治三十六年法律を以て農會法の發布せられしを機とし、明治三十七年三月神戸市農會の組織を成就し、市は同年度に四百圓を、爾後大正四年迄引つゞき四百圓乃至八百圓を補助して其發達を圖れり。 此市農會は其設立後幾もなく葺合に蔬菜試作場を開き、諸種の外國蔬菜及び本邦產各種の結球白菜・瓜果類を栽ゑ、間作として麥を播種し、畦畔にはクローバーを栽ゑ、石井に果樹試作地を設け、又耕作者に補助を與へて、螟蟲・浮塵子の嚴密なる驅除法を勵行せしめ、明治三十八年には共同苗代を野田村に設け、蔬菜園をも開き更に東尻池村にも蔬菜試作地を作り、野田村と共に略ゞ葺合と類似の試作を行ひ、同年又神戸地方山林一町四反步に果樹林を設けて、嚢に明治十年佛國より輸入せられ、福

羽逸人によりて神戸に試作せられしオリーヴを栽培し、其他家畜の改良、飼料の改善にも盡力せること少からず。四十一年野田・東尻池の兩試作場廢せられ、オリーヴの栽培は前田正名の經營に移り、市農會の事業稍〻縮小せしも、而かも尙ほ履〻產米の檢査に關する講習會、俵米及び小作米品評會・畜產品評會・蔬菜園藝品評會等を開催し、或は耕地整理を奬勵して、一面に於て市の面目一新に寄與する所多し。之を要するに市農會は其設立當初に在りては直接指導を事とせしも、神戸の商業都市として發展するに從ひ、其事業漸次間接の奬勵に傾けるは、蓋し勢の已むを得ざる所なるべく、大正五年には市補助金減じて百圓となり、大正六年より全く廢止となれるも、此大勢に循へるなり。

神戸の農產物

更に各種農產物の產額に就きて之を見るに、粳米及び糯米は明治二十九年に合計八千石を算し、三十九年にも尙ほ六千八百石を產出せしが、大正元年には大に減じて二千六百石となり、大正七年には七百石に滿たざるに至れり。大麥・小麥・裸麥等は明治三十一年に合計一万四千石に達せしが、三十六年以後減少年每に著しく、大正元年には三千石、大正七年には僅に二百石となれり。米麥以外多量の產出ありしは豌豆・蠶豆及び馬鈴薯にして、就中馬鈴薯は明治三十一年に十

万貫を産せるも、これ亦途に減少を免れずして、大正七年には僅に二万貫となれり。舊時神戸の名産の一たりし蕎麥も、明治三十四五年の頃より産出なく、明治初年兵庫縣廳の奬勵せし綿の栽培も、二十五・六年頃より既に全く其跡を絶ちしが、果實の産出は比較的多量にして、明治三十九年に四千貫あり、爾後も一万五千貫に達せる年ありて、大正七年尚ほ約七千貫を出せり。蔬菜中蘿蔔・胡蘿蔔・蕪菁・茄子・水菜・菠薐草等市民日常の食用物の、大正七年に於ける産出價額は約十万圓なり。洋種蔬菜は之を兵庫全縣に就きて見れば、其産額次第に增加し、大正七年には販路を海外に求むるに至りたれど、神戸市内にては早くより試栽せられしキャベージ及びトマトーすらも、其産額極めて少量なり。

明治初年の外人經營屠場

牧場の初めて神戸に設けられしは明治四年二月に在り。是より先き慶應元年兵庫沖に來泊の外國軍艦乘組員等、農家につきて牛肉を求めしも、農民嫌忌して應ずる者なく、已むを得ず長田村糸木の牛商人に說き、生牛數頭を得、艦内に於て之を屠殺せしが、後には兵庫和田岬にて屠獸を行へりといふ。明治元年外國艦船の出入頻繁となり、外國人の神戸に移る者漸く多きに及び、其需要に應せむ

が爲め、英人キルビーは神戸海岸通の酒造庫を借りて屠場と爲せり。これは幾もなく市民の抗議に遭ひて廢業せしも、當時別に英國人にして小野濱海岸に屠場を開く者あり、佛・米・淸三國人之に加はるに及び、共同して屠場七ヶ所を設け、生牛の供給は米利堅波止場前の墓地に牛馬市場を開ける邦人之に當れり。明治三年に至り藤田泰藏は外人經營の屠場に隣接せる地所を縣より借り得て、諸鳥獸取締商會なるものを設け、牛馬の賣買を開始し、四年神戸の藤田組・宇治野組・神戸組・大榮組、及び京都の京都組等の商社聯合して小野濱に鳥獸賣込商社を設け、外國人に牛豚家畜類を供給し、同時に屠場設置の許可を得たり。これ邦人經營屠場の嚆矢たり。同年二月御崎村の彌三郎なる者、諸地方の博勞に交涉して商社を組織し、牧場を東尻池村に設けむとせしに、縣は牧畜獎勵の爲め冥加金の上納を免じて之を許可せしかば、彌三郎等卽ち牛馬を放養し、牛馬市をも開きしが、此牧場は幾もなく廢止となれり。然れども邦人にして屠場を經營する者爾後漸く多く、明治八年頃には神戸の需用牛肉の大半を邦人屠場より供給するに至り、明治二十二年外國人の屠場閉鎖し、二十七年淸國人屠場も亦廢業せし以後は、屠畜業は邦人の獨占する所となれり。

邦人屠場の嚆矢

神戸牛の惟り市内に供給せらるゝのみならず、遠く内國各地に販路を有すること、其由來頗る古し。明治元年英國政府が横濱在住一英人に命ずるに、軍艦乘組員用として、毎年肉牛百頭宛の供給を以てするや、該英人は神戸の高松助次郎なる者に資金を貸與し、以て肉牛買入に當らしめしが、後守谷類藏なる者高松に代り、各地方牛馬商と圖りて肉牛の供給に從事し、運輸會社と特約して横濱及び東京へ海路の輸送をも開きたれば、爾來神戸は牛馬の集散市場として益〻盛大に赴き、明治十四年頃鳥獸賣込商社の廢業するや、守谷等小野濱に牛問屋を設け、明治十六年之を新生田川尻に移し、二十二年屠畜取締規則の發布となるに及び、翌年一月組織を改めて神戸屠畜株式會社となし、屠場を新築し、設備にも頗る改良を加へたり。同會社は明治三十年に解散せしも、三十五年には東尻池村に株式會社神戸家畜市場を開く者ありて、附屬屠場をも設けしが、大正六年屠場營業滿期となりしを以て、新に大正八年三月迄の繼續許可を得たり。然るに其滿期後には解散すべき豫定なりしかば、神戸市は之を買收して市營屠場を設けむとし、大正六年八月先づ市會の可決を經、翌年六月屠場新設費二十二万四千五百圓の支出を決し、大正八年度より開場すべき豫定を以て屠場の建築に著手せり。

神戸牛の優良なる理由

神戸牛の製産地は三丹地方及び淡路・四國・三備地方・安藝・長門の諸國なれど、其神戸牛として賞美せらるゝ所以は、當初外人よりして巧妙なる屠畜法を習得せるに因るなるべし。神戸にては他地方の如く、屠殺に先だち多量の水分を給して重量の增加を圖ることなく、數日間乾飼料を與へて以て肉質を善良にし、放血を十分ならしむるのみならず、筋膜等の不用物を除去すること巧妙に、且つ其集散の分量多きよりして、肉牛の撰擇自由なるを得、加之主として和種牝牛を屠ること、皆其名聲を博する所以ならむ。初め外人屠場にては、外人の嗜好に應じて專ら壯齡肥滿の牝牛を屠り、柔軟多脂肪の肉を供給せしも、邦人は寧ろ脂肪少き赤味肉を嗜みしを以て、邦人屠場にては最初多く使役に堪へざる老齡の牛を屠りて需用に應せしが、後邦人の嗜好一變するや、邦人經營の屠場にても、外人の屠殺法に倣ふに至れりといふ。

神戸牛賣買高と屠畜數量

神戸牛の賣買高は明治三十四年以前を詳にするを得ず、三十五年以後の神戸家畜市場に於ける賣買は年により不同なれど、多きは一万二千頭に達し、少きも五千頭を下らず、而して此中七割は東京・横濱及び大阪に輸送せられ、殘餘の三割は神戸市民の需要に充てらるゝものなりといふ。神戸市にて屠殺の獸畜は明

治十七年に四千六百頭百二十三万斤、明治二十七年には六千五百頭百七十七万斤なりしが、日清戰爭後頓に增加し、二十九年には一万一千頭となり、斤數二百八十万を越え、三十三年には一万四千二百頭三百五十万斤に達せしも、其後は頭數及び牛肉の斤量却りて減少を示せることあり、大正七年には九千頭二百六十二万斤となれり。牛肉以外の獸肉に羊豚肉及び馬肉あり。羊豚の飼養は神戶市内に限られしものにて、羊の屠殺數は明治二十七年以來年により不同なれど、多きは八百頭三万五千斤、少きも三百頭二万斤を算へしが、四十一年より年を逐ひ減少し、大正七年には絕無となれり。豚の屠殺は明治十九年頃より頓に增加し、明治四十年には四千頭四十二万五千斤に達せしが、其後漸次減少の傾きありて、大正七年には二千三百頭十八万斤となれり。馬の屠殺は明治三十四年以前には多く行はれざりしものゝ如く、其後屠殺の最も多き年に在りても七百頭二十三万斤を超えず、大正七年の屠殺は四百五十頭十二万斤なり。

神戶に於ける牛乳の需要は明治初年に始まりし如くなれど、其取締規則の發布は虎列刺大流行の翌年なる明治十一年十一月を以て嚆矢とす。同年の牛乳販賣高は百石なりしが、五年後の明治十六年には搾取場十、搾取高五十石を增せ

り。其後は明治三十七年に搾取高三千石となり、前年に比し千石を増せるは增加の最も著しきものにして、大正三年には三千四百石となり、大正七年には四千八百石に上れり。山羊乳の搾取は明治四十一年頃より始まり、十石に上りし年あるも、大正七年には二石となれり。

畜產製品

畜產製造品中神戸に於て最も早く製造せられたるは牛肉罐詰にして、明治十二年三月兵庫縣立舍密所にて之を創製し好評を得るや、商人をして其製造に從事せしめたれども、遂に盛なる能はざりき。其後久しく畜產製品として擧ぐるに足るものなかりしが、明治四十一年十一月に至り縣農會の開ける酪農講習會一時大に當業者に歡迎せられ、牛酪製造所を起こすものあり、其他二三の燻肉製造所を起こすものありしも、大正七年には肉製品たるハム・ベーコン・ラード・ソーセージ及び乳製品たる練乳・バター・ヨーグルト等を合計するも、其價額二十万圓に達せず。

養雞業

養雞業の神戸に起これるは甚だ新しく、明治三十八年には飼養雞尚ほ未だ五百羽に達せざりしが、翌三十九年激增して三万羽、產卵百二十六万個となり、明治四十四年二万七千羽、產卵二百九十万個に達したれど、爾後は概して振はず、大正

七年には一万三千羽、産卵百七万個となれり。蓋し大正四年以後飼料及び土地賃貸價格等の暴騰の爲め、市の畜産業頓に萎靡不振となり、乳牛は泌乳量を減じ、養豚業は全く廢たれ、養雞業者亦著しく其飼養數を減ずるに至れるなり。

神戸市の地勢上もと漁業に從事する者多かりしも、其數年を逐ひて減じ、大正七年には其漁撈額市民の需要を充たすに足らざるに至れり。蓋し亦市の發達に伴ふ自然の勢なりとす。維新以後漁業に關する取締令の出づること屢〻なりしも、容易に漁業者の統一を見る能はざりしが、明治十七年組合準則の發布せらるゝに至り、兵庫及び駒ヶ林の漁業者等率先して組合を結び、後に脇濱にても組合の組織ありて、十八年には三組合員合計三百人ありき。其後明治二十九年十一月大日本水産會兵庫支會設けられ、翌三十年には大日本水産博覽會の神戸に開かるゝあり、市は市内出品人に七百圓の補助を與へて出品を奬勵せり。明治三十五年市長坪野平太郎は神戸漁業者の近海に跼蹐するのみにては到底發達の餘地なきを思ひ、先づ漁業組合の統一を計りて以て遠洋漁業の經營に及ぼしめむとし、三十七年四月神戸市水産組合の設立せらるゝや、同組合に市の補助を

與へて朝鮮近海の實況を視察せしめたり。駒ヶ林漁業組合が其專有漁場內に馬鹿貝の棲息せるを發見し、區劃漁業を出願して許可を受け、秋鯖の群來するや、鯖網の傳習を行ひて多額の漁獲を得しも亦同年にありとす。三十八年に至り兵庫・駒ヶ林兩組合は其漁獲物の爲めに共同販賣所を設けて新模範を示すあり、神戸市水產組合は神戸市水產會と改稱し、漁場の視察、漁法の講習、遭難船の救助等に盡力し、四十一年始めて朝鮮近海に出漁し、其後關東州・沿海州・堪察加にも出漁せり。四十四年小畑種吉は駒ヶ林及び野田村地先に一万餘坪の養魚場設立計畫を爲し、其後之を生洲として出願し許可を得たり。水產會に與へし市の補助は繼續して大正五年に及びしが、同年船價の暴騰により、トロール漁困難となり、遠洋出漁の事從ひて止めり。

漁獲高及び水產製品

神戸の漁獲物は脊黑鰮・鰈・黑鯛・鯔・鰣・鯆・鮸・鱧鯽・烏賊・鯖・馬鹿貝等を主とし遠洋出漁を爲すに及びて、乾鰯・乾魚煎魚等の加工品を增せり。其近海漁獲高は多きも一ヶ年二十万圓を超えず、大正五年には十万圓、大正七年には十四万圓となりしが、遠洋漁業高は四十一年には二十一万圓、大正二年には六十二万圓に達し、大正五年にも約二十五万圓を算へたり。水產製品は鹽鰮・煮乾鰮・煮乾田作等を主と

し、其價格多き年には十二万圓に達し、之に半平・蒲鉾等の純加工品を加ふれば約十万圓を增すべく、大正七年には是等水產製品價格合計六十万圓に達したり。漁業以外の水產品として、明治三年兵庫小物屋町井上治郎助なる者、東尻池村海濱にて西洋製鹽法により鹽田を設けむとせしも、遂に著手を見ずして了れり。

山林の荒廢と市の植林事業

維新前より引つゞき行はれし山林樹木の盜採濫伐は、神戶背面の山脈をして、遂に悉く赭山たらしめ、一朝豪雨臻れば、平素一滴の水なき市內の河川暴漲し、夥しき土砂の崩壞流下は、湊川川床をして平地より高きこと二丈に及ばしめたり。而して明治二十年頃兵庫縣の行へる植林も、其規模小にして施業全からざりしかば、明治三十年頃に至り林業の荒廢其極に達せり。同年湊川改修會社の湊川附替事業に著手せるは蓋し一は山林荒廢の結果なりと云はざるべからず。されば同年水道敷設の市營事業として經營せらるゝに決するや、偶〻來神せる日本水產會副會頭田中芳男は、水源池を視察し、其荒廢に驚きて大に水源涵養の要を說き、當局者の覺醒を促すあり。明治三十二年に至り市は林學博士本多靜六を聘して水源池を視察せしめ、其調査に基づき、案を具して砂防法施工方を兵庫縣

知事に申請せるを以て、縣は湊川水源池幷びに數ケ所の砂防工事費約十一万圓を支出し、明治三十五年先づ神戸區有山林の一部に砂防工事を行ひ、其成績良好なるを見るや、翌三十六年には縣市共同の事業として再度山鹽の池の工事に著手したり。同地附近は曾て東京農科大學講師フェレーをして、上水水源地として其荒廢世界に比類なかるべしと歎せしめし場所にて、從ひて工事も極めて困難なりしかば、市は技術者を滋賀縣に派し、同縣の砂防工事を見學せしめ、其調査に據り山林九町五反步に亙りて工事を施し、檜一万本、松六万本、榿六万本を植ゑ、其後國庫補助をも受け、以て縣費のみにて施工に難き區域四町二反步にも砂防工事を施し、工事施行區域及び其附近合計十二町步に松・扁柏等十万四千本を植ゑたり。然れども縣市共同の事業たる此砂防植林も、荒廢せる山林の一小部分を被ふに過ぎざるを以て、市は引き續き山林調査に從事し、三十五年面積約五町步の苗圃を開設し、各種の苗木凡九十一万本を植ゑ、十一月葺合區有地藏谷山林三十三町步、及び神戸區有口一里山山林十二町七反步の地拵に著手し、三十六年に松十五万本、檜十九万本を植ゑ、踵いで市百年の大計として大植林事業を計畫し、博士本多靜六の手に成れる造林施業案に依り、市會の可決を得て第一期造林

計畫を定め、三万四千圓を投じて布引谷以西烏原谷に至る口一里山約五百町歩の地に、四ヶ年繼續の植林事業を行ひ、更に之に八ヶ年間の手入を施すことゝし、同年內に神戶地方口一里山百十五町歩に赤松・檜・樟・櫟・杉・草槙・公孫樹・櫸等合計七十三万三千本を植ゑ、且つ赤松・櫟・公孫樹の種子合計三斗四升を播種せり。同年神戶區は同區有字口一里山合ノ谷八町歩餘に檜・黑松合計八万四千本を植ゑて學校林となし、葺合區亦三十五・六兩年度に植林せる字大平山二町五反歩を學校林として、之に檜・黑松等三万三千本を植附け、後屢〻補植する所あり。

植林の完成と植林反別及び苗木表

明治三十六年度に著手せる造林計畫は、豫定の如く三十九年に至りて完了せるを以て、市は引き續き、四十年に中一里山にも造林を行ふことゝし、同年より三ヶ年度に亙りて、新植及び補植を行へり。此等三十五年度以降の市の植林事業による反別を合算せば、反別六百五十町歩を超え、新植苗木三百五十万本に達し、補植反別約千九百町歩、補植苗木百二十万本を算せり、卽ち左表の如し。

年度	新植 反別	新植 苗木種類	新植 苗木數	補植 反別	補植 苗木數
明治三十五年度	三二、八九、一七〇 (町畝合)	檜、杉、松	二九九、七〇〇 (本)	五〇、六二、一六〇 (町畝合)	六四、二五〇 (本)
同 三十六年度	一二五、三五、五〇〇	檜、松、赤松、黑松、欅、櫟、ポプラ、樺、樟、コブシ、楓、櫻、梅、楊	七三二、八三〇	一二三、四三、〇一三	一二四、二〇〇

同三十七年度	一三五、一六、〇六八	赤松、黒松、檜、杉、櫟、欅、樫、櫻、楓、公孫樹、コブシ、ハゼ	六八一、七七〇	一七七、一六、〇九四	一八八、四五〇
同三十八年度	一二五、四七、一五〇	赤松、櫟、檜、樟、欅、樫、公孫樹、櫨、草槇、金松	六六三、六四三	四二一、六一、二三三	二二三、二五〇
同三十九年度	一二八、五八、二五〇	松、檜、杉、樫	五五九、五〇〇	四二一、五九、二三三	二〇五、七九〇
同四十年度	六八、一三、二〇〇	赤松、扁柏	二九五、一五〇	一九二、一二、二〇〇	一三三、五三〇
同四十一年度	—	—	—	三一八、六五、〇一〇	一三一、九五〇
同四十二年度	三三、〇八、二七〇	松、樟、櫟、扁柏	一三四、六五〇	六七、七一、二三〇	五四、七〇〇
同四十三年度	二三、九四、二五〇	扁柏、松	一〇五、九〇〇	一〇〇、八〇、二〇〇	一一七、五五〇
合計	六五二、六六、〇五八	—	三、四七三、一四三	一、八七三、七三、二七二	一、二三三、六七〇

而して四十四年以後は年々五万本以上の補植を爲すと同時に、周到なる手入をも行ひたれば、十五六年前荒廢見るに堪へざりし市背一帶の山容全く一變せるのみならず、苗圃にては年々數万本の松・柏・樟等の苗木を賣却し、樟腦及び樟腦油の原料二万五千斤を產出するに至れり。

錨山と徽章山

明治三十六年四月神戸港沖に觀艦式の擧行あるや、神戸港地方前山に錨形の植林を爲し、山を錨山と稱し四十年九月神戸築港起工式を擧ぐるや、錨山の東に神戸市徽章狀の植林を爲し、山を徽章山と稱せしに、此兩者の形狀、樹木の生長と共に年を逐ひて鮮明を加へ、遠く海上より認むるを得るに至れり。

精銅製鐵事業

神戸の工産物價格が大正七年に三億二千萬圓に達し、之を明治三十年に比し殆ど四十倍せるは、以て神戸の工業の異常なる發展をなせるを徵すべきものなり。而して諸種の工業中、神戸に於て最も早く計畫を見たるは、精銅及び製鐵事業にして、精銅工場は明治二年十二月民部省之を東川崎町に設け、幾もなく改めて大阪造幣寮の所管とし、熔礦爐等を築設し、明治三年東京商人岡田平藏をして精銅に從事せしめ、廢藩置縣の令出づるに及び、大藏省に沒收せる諸藩の砲礮を神戸に輸送して之を精銅材料とせり。此精銅工場は明治六年十一月平藏之を拂下げ、自力にて經營せしも、七年一月平藏死して事業亦廢絕せり。製鐵所は明治二年米國ツレジング商會が川崎濱に起こせるもゝの外に、同年四月金澤藩士等兵庫縣の許可を得、商社を組織し、川崎石堡塔西方の地三千坪を借入れ、製鐵工場を建設して之を兵庫製作所と稱するあり。明治三年兵庫製作所が工場敷地の永代借地を出願するや、兵部省は至急を要する海軍兵器をば、爾餘の注文に先だち製作せしむるを條件として之を許可せしが、工部省は翌四年十二月此製作所を買收せしのみならず六年にはツレジング商會經營の製鐵所をも併せて買

造船業及び其他の機械工業

收し、新に修船臺・船渠等を設けて、兵庫造船所と改稱せり。明治十九年四月に至り川崎正藏年賦を以て之を拂下げ、之を川崎造船所と改稱す、即ち株式會社川崎造船所の前身なり。明治十一年英人ギールの小野濱に開設せる造船所は、明治十七年海軍省之を買收して小野濱造船所と稱し、二十三年呉鎮守府の管轄に移せしも、二十八年之を廢止せり。以上の外三菱會社の三十八年に造船所を和田岬に開設するあり。歐洲大戰勃發後に及びては、造船所を起こす者前後相踵ぎ、大正七年には造船所の總數十九、其資本二千六百萬圓を超ゆ。造船所以外の機械工業には車輛・金屬精煉・諸機械器具及び金屬雜品等あれど、此等は歐洲大戰勃發以後に於て頓に其生産を增せるものにて、大正三年機械工業に從事する工場百七十、其工產額千萬圓なりしが、大正七年には三百二十八工場、一億四千三百萬圓となれり。

内外人の瓦斯事業

神戸瓦斯事業の濫觴は明治五年五月神戸居留外人等、三萬弗百五十株の資本を以て、瓦斯商社を起こさむと企て、縣廳に諮りしに始まる。縣廳其擧を賛し、貿易五厘金の收入を以て三株を引受くることゝし、商社設立の許可あらむことを大藏省に稟申せり。然るに大藏省は縣が豫め其許可を經ずして、私に外人設立

商社に加入を諾せるを難じ、且つ瓦斯會社の設立を一たび外人に許可せば、將來之を邦人の手に移すこと容易ならずとて、其設立を許さず。因りて外人等更に内外人の共同事業として、資金六萬弗の瓦斯會社を起こさむとし、小野濱外人墓地に隣接する千六百餘坪の地を借用せむことを乞ひしに、兵庫縣廳はこれ縣廳の限り許可するも差支なき地なりとて、獨斷にて之を貸與す。此事後に外務省の詰責に遭ひしも、縣令神田孝平其處置の不當ならざるを固執せしかば、外務省も遂に之を默認せり。斯くて居留地内の瓦斯燈點火は七年十一月内務省の許可する所となりしが、居留地以外の瓦斯事業をば本邦人の會社をして經營せしむるを可なりとし、上述の瓦斯商社が八年一月を以て居留地外にも瓦斯管を敷設せむことを出願するありしかど、遂に之を許可せざりければ、瓦斯商社は專ら居留地内の瓦斯事業に從ひ、後に組織を變更して兵庫瓦斯株式會社と改稱せり。一方に於て内務省は縣廳をして、設計の見込ある者を申出でしめたれど、之に應ずる者なく、爾後二十年間神戸には新に瓦斯事業の起こるなかりしが、明治三十一年六月に至り、北本町二丁目に資本七十万圓の神戸瓦斯株式會社の設立あり。三十九年九月神戸瓦斯株式會社は兵庫瓦斯株式會社の事業を買收し、大正二年

其事業を擴張して西尻池にも製造所を設く、大正七年に於ける同會社の資本四百七十五万圓なり。

内外人の製紙事業

製紙事業の起これるは明治七年にあり。是より先き明治二年米國人にして同國領事を介し、製紙工場敷地貸與方を縣廳に交涉せる者ありしを以て、知事伊藤俊介は其地點の選定を了り、出願するを待ち、支障の有無を調査して貸否を決すべしと回答せしが、事遂に著手を見るに至らざりき。然るに七年七月に至り米國人ウォルス、前英國公使ウォルコック等十餘名ウォルスホル商會と號する製紙會社を組織し、菟原郡小野新田に於て工場敷地を借用せむと出願するあり。其設立願書には、襤褸・古布屑等を以て原料とする製紙業は、將來有望にして、神戸運上所の主要の收入となるべく、大阪造幣寮製造に係かる硫酸の如きも、全部此製紙場にて購入使用するを得べく、又日本人職工を雇用すべきが故に、彼等之を傳習する後には、日本の工業發達にも資する所あるべしと陳べ、更に一歩を進めて、内外國人合同を許さゞる日本政府の態度を難じ、舊時の鎖國と同樣なる無謀なりと評し、此の如きは文明開化を唱道し、國利民福を圖る所以にあらずと詰れり。内務省は此出願に對し一たび不許可の指令を與へしも、明治八年一月遂に

設立を許可し、敷地として雜居地內三宮町に於て一坪四錢の地代を以て二千三百餘坪を貸與せり。然るに該會社は幾もなく解散し、明治九年英人其後を襲ひて日本製紙株式會社を設立し、明治十二年ウォルス等米國人數名更に英人に代りて合資組織に改め、神戶製紙會社と稱す。明治三十一年三菱合資會社の製紙工場を兵庫縣加古川に設立するに當り、此神戶製紙會社の事業建物一切を買收して、之を加古川に移せり。翌三十二年四月本邦人始めて神戶に合資會社神戶製紙所を設立し、神戶の製紙事業始めて日本人の經營する所となれり。爾後大正七年迄に製紙工場の新に開かるゝもの七ヶ所にして、大正七年の其製產高は五十六万圓に達したれど、神戶の工產品として甚だ微々たる地位にあり。

燐寸製造の沿革

燐寸は神戶工業の大宗たり。初め兵庫縣當局者は燐寸製造の有利なるを見、明治十年貿易五厘金中より約四千圓を貸與して、神戶監獄に燐寸工場を建て、囚人をして製造に從事せしめしが、同年別に下山手通に製造場を開く者あり、翌十一年には早くも上海に輸出するに至れりといふ。然るに明治十四・五年の頃同業者の續出するありしも、十七年輸出の激減により、多くは廢業し、燐寸製造業萎靡して振はざりしかば、明治二十年四月製造業者等組合を結び、翌年三月大阪の

同業者と聯合して、輸出檢査所を神戸稅關構內に置き、商標の不正、濫造品の輸出を監視し、且つ巡回視察の法を設け、製品改良に努むる所ありしかば、信用の增すと共に販路亦漸く擴がるを得たり。其後日淸戰爭後の物價騰貴に遭ひ、職工減少し、軸並べ其他手工を要する方面に於て支障殊に甚しかりしが、恰かも輕便軸並べ機械の發明ありしにより、僅に窮境を脫するを得、三十一年十月には重要物產同業組合を組織したり。明治二十二年に於ける製造工場は明治十二年成立の明治社、十四年成立の淸燧社等を始めとし二十あり、製產高六十五万圓に達せしも、其資本一万圓を超ゆるものなかりしに、明治三十年に至り日本紙軸燐寸會社は二万圓、瀧川合名會社は三万圓、良燧合資會社は十二万圓、開榮株式會社は十五万圓を以て、新に大規模の工場を開き、工場數も同年中に六十となり神戸工場總數の六割を占め、其製產高三百万圓に達し、神戸の主要產物となり、其輸出の增減は市況を左右するに至れり。爾後燐寸製造は年を逐ひて愈〻隆盛に赴き、其販路は支那・印度・南洋・濠洲に及び、其生產高明治四十年には五百四十万を超え、大正四年には千三百万圓、大正七年には二千二百五十万圓を超え、大正七年の八會社資本八百二十万圓、工場五十、職工は一万人に達したり。

石鹼製油精腦等の化學工業

製紙及び燐寸の外に化學工業として陶磁器・鑛物製品・石鹼・製藥・蠟・薄荷・製油・樟腦・人造肥料等あり。此中神戸に於て古き沿革を有するは石鹼にして、明治十年頃既に其製造所を開くものありしが、明治十三年四月播磨石鹼製造所開設以後斯業漸く盛大となり、明治十八九年頃には十四万餘圓の產額あり、多くは支那に輸出せられ、神戸主要の工業品たりしが、三十年頃よりして不振に陷り、大正七年にも四製造所の產額十万圓に過ぎず。陶磁器・蠟・樟腦・人造肥料・護謨・製油等は大正七年にいづれも二百万圓以上の產額あり。就中製油は明治四十三年の產額百万圓なりしに、大正六年には九百万圓となり、大正七年には千四百萬圓に達せり。護謨は明治四十三年には製產皆無にして、大正二年にも五萬圓に過ぎざりしが、大正三年には二百萬圓に達し、大正七年には八百四十萬圓を算せり。樟腦の製產は明治二十四年肯合樟腦株式會社の設立に始まり、三十三年には臺灣總督府の改良樟腦工場神戸に設立せられ、三十五年には合名會社鈴木商店の精腦所起こるありて、產額年々增加し、明治四十三年の產額百八十萬圓なりしに、大正三年には三百七十萬圓となり、大正六年には七百七十萬圓となれり。大正七年には減少して二百八十萬圓となりしも、尙ほ化學工業中主要の工產品たるを失

はず。此等化學工業製產總額は明治四十三年千三百五十萬圓なりしが、大正四年には其二倍を超え、大正七年には六千萬圓を超えたり。

染織工業

神戸の染職工業の隆盛となりしは、明治二十九年十月鐘ヶ淵紡績會社分工場の設立以後にして、其以前は主として家內工業の製綿・織物・染色等に止まり、明治二十二年に於ける產額合計二萬圓を超えざりき。然れども、織物中帆木綿のみは、古くより駒ヶ林にて製造せられ、兵庫帆の名聲を博せるありしが、明治十六年野田村南佐兵衞なる者、メリケン帆木綿と同樣の織法を工夫してより、其產額漸く增加し、三十年には約三万圓に達し、三十二年頃帆木綿廣幅物を發明する者あるに及びて、產額更に又增加せりといふ。鐘ヶ淵紡績會社兵庫分工場は諸地方に散在する同社の分工場中規模最も大にして、製產額も甚だ多く、綿絲紡績のみにても、其產額明治三十六年に五百万圓、四十四年に八百万圓、大正七年には二千万圓に達せり。神戸市の紡績・製綿・織物・染物・毛織・編物・刺繡等染職工業總產額は明治四十三年に九百万圓にして、爾後大正四年迄は增加著しからず、大正五年以後激增し、大正六年千八百万圓となり、七年には一躍して三千万圓を超えたり。

茶業及酒類釀造の衰微

神戸の飲食物工業中に於て特に記すべきは製茶なり。茶の取引は明治元年

より行はれ、當初外國商人は元茶を購入して橫濱に於て再製輸出せりといふ。明治四年米國が茶の輸入稅を免除するや、神戶よりの輸出大に增加し、內外商人等山城・大和・伊賀・近江等より元茶を仕入れ、神戶に於て之を再製し、其工場の數明治十年頃に十あり、明治十六年神戶區長勸めて製茶共進會を開かしめ、製茶改良に盡力してより、神戶茶の信用更に加はり、輸出額年を逐ひて多く、市內の再製額明治二十年に二十万圓、三十年に五十万圓、三十五年に百二十万圓となり、其盛衰は一時橫濱と同じく市況を支配する勢なりしが、三十六年以後の產額百万圓を超えず、大正六年以降には全く產出を見ざるに至れり。　酒類の釀造に在りては、神戶も灘地方と同じく、もと酒造を業とする者多くして、明治十四年淸酒及び味淋の釀造高七千石を算し、明治二十五年頃迄は減少を見ざりしが、爾後漸次に減じ、大正七年には微々として殆ど數ふるに足らざるに至れり。

機械精米精穀幷精粉業

精穀は水車によること久しかりしに、明治十八年英國人イー・エッチ・ハンターの兵庫に機械精米工場を設立せしより、之に倣ひて機械精米を爲す者多く、大正七年には三百十二の精穀工場中、水車工場僅に九にして、爾餘は電氣或は瓦斯動力により、精穀額は明治四十三年に二百三十万圓なりしが、大正七年には千五百

万圓となれり。神戸の精糖事業は明治三十九年臺灣精糖株式會社が其工場を神戸に開きしに始まり、明治四十三年の生産價額六百五十万圓なりしが、爾來漸次に增加し、大正七年には二千万圓に垂んとせり。機械製粉は明治二十年日本製粉株式會社の設立に始まり、四十年には同社分工場及び增田製粉工場の設立あり、四十二年には前年に倍して其生産額五百万圓を超え、大正二年には八百万圓となり、大正六年よりの增加更に著しく、大正七年には二千万圓に達したり。以上の外飲食物工業品に淸涼飮料水・菓子・飴・乳・肉製品・水産製品等ありて、飲食物工業生産總額は明治四十三年に千六百万圓、大正四年に二千三百万圓、大正七年には六千万圓を算せり。

竹材製品と屛風

上述諸工業の外に雜工業として大正七年百万圓以上を產せるもの竹木細工・屛風・印刷及び製本・燐寸軸木・同小函及び木地等あり。竹材製品は明治八年始めて輸出を見、爾後其輸出增加に伴ひて、市內に釣竿・晒竹等を製造する者多く、十八年には產額十万圓に上り、三十年には三十万圓、四十年には六十万圓、大正六年には二百三十万圓を超えしが、大正七年減じて百三十万圓となれり。屛風は明治三年榮町三丁目戀田工場の製作品始めて輸出せられ、外人の好みに投じて明治

二十四五年頃迄神戸の主要輸出品の一たり。其產額は輸出價格によりて徵するに、明治八年には千三百圓に過ぎざりしが、十六年に十万圓に上れり。然るに其價格曾て一雙六圓內外なりしもの、十八年頃には僅に七十錢內外となり、粗製濫造の聲囂しかりしかば、同業者は大に製造に注意し、二十年には二十五万圓、三十年には四十万圓の輸出を見しが爾後は漸次減少し、大正元年に三十万圓、大正七年に十二万圓となれり。

鑛業に在りては慶應三年舊幕府海軍操練所が長田村鷹取山炭坑を開き、稍々有望なりとの外人の鑑定に基づき採掘に著手せるを、神戸附近鑛業の嚆矢とし、石炭會所を兵庫に設け、豫定に近く二百六十萬斤の石炭を得たりしかど、幾もなく明治維新となり、此事業一旦中絕す。明治元年四月に至り東尻池・西尻池及び池田の三村よりして、此炭坑の採掘を出願し、許可を得たりしも、事業意の如くならず、忽にして又廢坑となれり。明治四年九月東尻池村末正久左衛門が採掘の許可を得し鷹取山に隣接する東村炭坑は、幾もなくして廢坑となりしが、七年四月には大阪商人の再び同炭坑を開掘するあり、又妙法寺村にても同年石炭坑を開く者ありしが、何れも良品を得ず、著手後幾もなくして廢業せり。銅坑は明治七

年熊內村布引山に之を發見せる者ありて、神戸松屋町山口幸次郎其試掘の許可を得たれど、著手を見ずして止めりといふ。爾後鑛業會社の神戸に設けられしもの多く、大正七年には十六社、資本合計八百万圓に達せしかど、皆市內に於て稼行するものにあらず。

市營の商品陳列所

神戸市實業獎勵の機關たる商品陳列所の市營となれるは明治三十六年にして、其以前には此種施設の見るべきもの殆となく、唯僅に明治十八年神戸區役所內に設けられし商標陳列所あるのみなりしが、これすら幾もなくして廢止となれり。然れども此種の施設の必要なるは市民一般の感せし所なれば、市は明治三十六年四月第五回內國勸業博覽會神戸協贊會が神戸に設立せる神戸商品陳列所の建築物を借入れ、市費と協贊會の寄附金とを以て、商品陳列所の經費に充て、所長・幹事・書記・看守等の職員を置き、博覽會閉鎖に引續き開館し、場內をば先づ二分して參考部及び賣品部となし、兩部の商品共に農業・水產・工產・鑛產・園藝品及び雜品の區分に從ひ、兵庫縣下一般に出品を勸誘せるのみならず、農商務省より內外商品の見本を借受けしが、翌三十七年には陳列品約二萬點、一ヶ年の觀覽者

延人員十三萬七千、賣上二萬三千點八千圓に達し、外人にして來觀せる者三千の多きを算し、其成績頗る見る可きものありしを以て、市は三十八年四月を以て此陳列所建物を買收し、四十年印刷物を在外日本領事館及び外國實業諸團體に送附して、陳列所の概況を廣告すると共に、取引を希望する者に對しては、爲めに仲介の勞をとることゝせり。

勸業館の開設

然るに此陳列所の敷地は四十二年九月縣より返納を命ぜられしかば、市は已むを得ず之を閉鎖し、爾後此種機關を缺如すること久しかりしに、大正三年に至り神戸商工協會は、兵庫縣下物産の陳列及び勸業獎勵の目的を以て、湊川公園に第二回貿易品博覽會を開催し、會期終了の後、會場本館・附屬建物・陳列棚見積價格五萬三千餘圓を神戸市に寄附せるを以て、市は之を採納して勸業館と稱し、同年六月使用條例を制定し、階下を商品の陳列に、階上をば小規模の展覽會・共進會等に使用することゝし、大正七年建物に大修繕を加へ、使用條例を改正し、階下には主として市の生産品の陳列を許し、三ヶ月間陳列の後は順次陳列替をなし、陳列棚をば無料にて使用せしむるも、看守人給料と點燈費は之を出品人の負擔とせしに、同年末には百四十人の出願者を得、同年夏期の入場人員は一日平均三千人に達せることあり。

各種市場賣上高

神戸の市場中には宮前町の魚鳥市場の如く、其創立享保年間に遡り、規模極めて廣大なるものあり、明治以後に始まれるものには元年に創始せられ、七八年頃より盛大に赴ける脇濱魚類市場あり、兵庫縣に於ける辨天濱青物市場あり、明治十五年に開始せられし脇濱魚類市場あり、兵庫縣に於ける市場規則の發布は明治二十二年一月の魚鳥青物市場取締規則を以て嚆矢とし、爾後市場は定市場及び定期と臨時との三種に分たれ、いづれも縣の許可なくして開設する能はざることゝなる。同年神戸には蔬菜果實市場三ヶ所、魚鳥三ヶ所、古着古道具三ヶ所ありき。辨天濱青物市場が音伍合資會社の經營に移りしも此年なり。宮前町の魚鳥市場は其賣上高明治三十年に在りて既に一ヶ年二十五万圓に達せしが、明治三十二年株式會社となり、脇濱魚類市場も亦明治四十二年を以て株式會社となれり。明治二十二年以後市場の數時に增減あり、多きは三十三に達し、少きは十ヶ所に減じ、大正元年には十九ヶ所を算せしが、大正四年以後年々增加し、大正七年には三十五ヶ所となる。此中魚類四、魚類及び蔬菜二、蔬菜及び果實三、家畜一、和洋古着古道具十九あり、古道具市場中外國人の營めるもの二あり。神戸に供給する魚鳥蔬菜及び乾物中に

は、北海道よりするもあれど、多くは山陰・山陽・南海及び朝鮮地方よりの移入にかゝり、其陸路よりするものゝ外は、概ね川崎濱以西苅藻島附近にて陸揚するを毎とし、其集散市場は明治三十九年の頃二十五に達したれど、東京・大阪兩市に比し、人口の割合に市場の數多きに過ぎ、其設備完からず、衞生上看過し難きものあるのみならず、價格の不統一なるは幾多賣買上の弊害をも釀すに至れり。因りて價格を統一し、弊害を矯正せむとして、新に完備せる市場を開かむと企つる者ありしも、許可を得る能はざりき。其他市場改善に關しては、兵庫縣南海水產組合聯合會の駒ヶ林漁業組合が明治三十八年四月を以て開始せる魚類共同販賣場の成績良好なるを見、之に則りて市內魚市場を改善せんとし、三十九年該共同販賣場を聯合會に借入れて模範市場を開設する等あり。神戶市役所の公設市場改善の計畫は、夙に明治三十四年に起こり、明治三十九年魚鳥蔬菜公設市場設置の議市會に上りしことあれど、當時は直ちに目的を達するに至らず。爾後十年を經、大正七年に至りて始めて公設市場の開設を見たり。市內各種市場にての魚類賣上高は明治二十二年に二十五万八千圓なりしが、二十五年に三十五万圓に達し、三十五年約五十万圓となり、大正四年には二百万圓、大正七年には約四百

万圓を算ふ。青物及び果物賣上高は明治十年に六千圓、二十五年に五万圓、三十五年に三十万圓となり、爾後增減ありて、多きは年額七十万圓に達したることあれど、大正四年には二十万圓に減じ、大正七年には五十万圓に過ぎざりき。古着古道具賣上高は、二十二年以後大正七年迄に、最も多き年には三十万圓に達したることあり。

博覽會等に對する市の勸奬と施設

勸業の記述を終るに當り、神戸に開催せられし博覽會及び共進會中、特に勸業上有效なりしものを擧ぐれば、先づ指を明治十六年の第二囘製茶改良共進會、二十年の神戸區製產品評會明治二十六年の日本產米品評會等に屈せざるべからず。二十六年第四囘內國勸業博覽會を翌々年を以て京都に開催すべき議決し、同市より贊同を求め來るや、神戸市官民中、神戸が良港灣を擁するに安んじ、從來勸業上何等有效なる施設を講ずる所なかりしを遺憾とする者少からざりしを以て、同勸業博覽會贊同を機として、市の繁榮策を樹てゝ市民を刺戟する所あらむとし、同年六月市會協議會に於て博覽會協贊を市の事業となし、且つ豫算一万五千圓を以て博覽會附屬水族放養場を兵庫和田岬に設くるに決し、二十八年三

月千七百圓を投じて湊川堤上點燈費、布引瀧道路の修築費に充て、尚ほ生田・湊川・和田三神社に裝飾設備費を補助し、四月一日より七月末日迄水族放養場を開けり。明治二十九年神戸市製産品評會及び關西府縣聯合共進會等の神戸市に開かるゝや、市は主催者の請を容れ、合計一千圓を補助し、三十年大日本水產博覽會にも七百圓を補助し、三十二年第二回五二會全國品評會の神戸に開かるゝに當り、市は之に二千五百圓を補助し、三十六年には內國勸業博覽會神戸協賛會の稟請を容れ千圓を補助し、三十七年には白耳義リエージ萬國博覽會・米國ポートランド博覽會の神戸出品兩同盟會并びに神戸に開催の神戸貿易品々評會に對し、各千圓宛を補助せしが、此兩外國博覽會への神戸出品者は悉く賞を受け、三十八年四月二十日より六月十日まで開會の神戸貿易品々評會は出品二万六千點、入場人員十二万五千人を算せり。三十九年第二回神戸貿易品々評會開會に際し、市は之に五百圓を補助せしが、同會は第一回に比し一層盛大にして、出品七万點入場人員十七万人に達せり。其他市は他府縣にて開催の博覽會又は共進會に對し市民に出品を勸誘すること屢々にして、明治四十年より四十三年迄の間のみにても、其回數約六十に達し、就中第九回關西府縣聯合會・東京勸業博覽會・第四回

五二品評會・關西九州聯合水產會等に對しては、市其出品經費の一部を補助し、或は吏員を派して事務を取扱はしむる等、奬勵大に至れり。四十四年に至り數年來萎靡不振に陷れる市況輓囘の爲め、有志相圖りて神戸市商工協會を組織し、三月神戸貿易製產品共進會を開かむとするや、市は之に對して三万圓を補助し、且つ吏員をして其事務を幇助せしめしに、同會の出品十五万點に達し、三月十五日より五月十三日迄の開期中、入場人員七十五万人を算し、市民の直接間接に受けし利益莫大なりき。大正三年には神戸商工協會の第二囘貿易製產品共進會開催を企つるありしを以て、市は之に五万圓を補助し、市長其會長となり、兵庫縣よりも三万圓の補助金を得、三月二十日より五月二十八日迄開會し、出品十六万點入場人員四十六万を超ゆるを得しが、此外に同年神戸にて大典記念神戸博覽會・全國製菓博覽會・農業展覽會・陶器意匠競技會等の開催ありき。大正四年二月より米國桑港に開ける巴奈馬太平洋萬國博覽會に對しては、市は神戸築港模型其他十點を出品し、吏員を桑港に派して事務を取扱はしめ、且つ兵庫縣出品協會に二千圓を補助せしに、市民の同博覽會に出品せるもの二百餘點中、褒賞を得しもの七十點を算せり。

度量衡に關する市の施設

勸業上附記すべきものに度量衡取締あり。營業の目的に使用する度量衡器につき、政府が取締令を發布せるは明治二十四年にあれど、兵庫縣に完全なる取締規則の制定を見しは三十七年二月にして、三器取締に關する市長の義務茲に規定せられ、始めて實際に有效なる取締を爲し得るに至れり。此規則により市は取締るべき器物を甲乙二種に分ち、業務上取引若しくは證明の爲め使用する度量衡器を甲種とし、其他を乙種とし、甲種に屬するものをば一定の場所に於て基準器に據りて檢定し、乙種に屬するものをば隨時臨檢することゝし、三十七年四月始めて二万七千個の乙種檢査を行ひしが、四十一年再び乙種檢査を行ふに際し、新に專任吏員を任用し、同時に外勤吏員服務規程を改正し、外勤吏員をして主管事務を取扱ふと共に、市民の度量衡器の異同を調査せしむることゝし、尙ほ從來度量衡の取締は庶務課内庶務係の事務たりしを改めて、同課内勸業係の事務とし、三器の販賣臺帳・個數臺帳及び三器調査原簿を作製し、同年二月檢査を實行す、其檢査戶數一万五千、個數五万四千三百に達せる中、約五万個の合格あり。翌四十二年五月市は營業者・使用者及び所有者に勸告するに、常に正確なる器物

を販賣し、使用し、所有すべきを以てし、法令違犯の事實を知らずして使用せる者には戒告を加へ、違犯者を未然に防がむが爲めに、新に神戸市度量衡取締規程を制定し、取締吏員を置き、一定の制服を著用し、市内を巡視し、三器の正否を檢査せしむることゝし、此年八月第一回甲種調査を施行せり。　然るに同年度量衡法の改正あり、新に水量及び瓦斯メーター、化學用量器幷びにヤード・ポンド法度量衡器をも併せて取締ることゝなりしかば、四十三年兵庫縣度量衡取締規則の改正に伴ひ、市の規程にも改正を加へ、九月第二回甲種檢査を行ひ、爾後大正七年迄に又屢〻檢査を施行せり。　市民使用に係かる此等器物の檢査成績を觀るに、四十二年營業の目的に使用せる六万二千四百個中の不合格は甲種百中七個、乙種百中十三個あり、度量衡器販賣者の檢査に於ては、百中一個の不合格を出だせり。　されば檢査の成績良好なりといふ能はざるのみならず、合格品中にも僞造變造、又は縱まに加工せるものの多數に上り、之が使用を禁せば、商業上の支障少からざりしを以て、市は吏員を督し、多くの手數と日數とを費し、其改善に努めしのみならず、此結果に鑑み、將來の取締を一層嚴密ならしむる方針をとり、檢査に先だちて豫備調査を行ひ、以て違犯者を防止せむとせしが、不正器數は直ちに減少するに

至らず、明治四十三年より大正四年迄に、年々百中七個、若しくは九個の不合格品を發見せり。然るに大正五年には不正器稍ゝ減じて百中四となりしが、大正七年に至り百中三個となり、從前に比し著しく正確の度を增し、諸大都市中最も良成績を擧ぐるに至れり。尚ほ市は度量衡器の取締を專ら市の事業とするよりも、寧ろ自治的に之を爲さしむるを可とし、大會社工場に對して督勵怠らざりしを以て大正七年には自ら取締に當れる會社工場六十二に達し、中には專門技術者をして調査に當らしむるものあるに至れり。市は又日用品の賣買に際しては、實量を表示すべき旨を訓諭し、大正七年其方法を指導し、表示箋を一々貼附販賣すべき樣獎勵したれば、酒類・砂糖・菓子・鰹節・素麵業者等の間には、此方法漸次實行せられ、特に公設市場に於ては此方法によるもの增加せり。

引用書目

神戸開港三十年史乾坤。 横井時冬日本工業史。 海軍歷史。 兵庫縣勸業年報。 兵庫縣產業調查書。 神戸市實業要覽。 神戸市農會誌。 兵庫縣畜產要覽。 兵庫縣達。 兵庫縣布令類集。 兵庫縣史稿工事編。 兵庫縣會史。 神戸市例規類集。 神戸市會成議錄。 神戸市會議事錄。 神戸市事

務報告。神戶市物貨集散概況。神戶港勢一斑。神戶市工業概況。神戶市度量衡取締概況。兵庫縣統計書。神戶市統計書。神戶商業會議所月報、雜誌、報告。地方事蹟雜俎。神戶米穀肥料市場沿革誌。貿易生產品評會報。花筵檢査年報。神戶實業協會沿革。兵庫縣廳藏貿易五厘金記錄。東尻池村舊記。神田兵右衞門氏藏、神田文書。藤田鉸吉氏藏商業關係舊記。村田平左衞門氏藏漁業慣行摘要。神戶瓦斯株式會社記錄。

第十一章　救恤

市の救恤事務

神戸區及び神戸市の救恤事務は當初衛生係の分掌に屬し、簡單なる規定によりて處理せられしが、明治二十七年處務規程の改定せらるゝや、貧民施療は衛生課恤救請支出は戸籍課の分掌となれり。　其後明治三十三年衛生・學務各新に獨立の一課を成すや、從來衛生課に屬せる救恤事務は擴張せられ、戸籍課の取扱へる救恤關係事務は學務課に移りしが、明治三十九年學務課分掌の救恤事務も衛生課に移されしのみならず、遺兒・迷兒・窮民扶助・行旅病人及死人・老幼・不具者・病者の扶助、精神病者の保護、遭難民の救護、慈善團體に關する事項、救護費調定に關する事項等、亦衛生課の分掌事項中に追加せらる。　大正七年十月に至り神戸市會は新に救濟課を設けて、社會の進運に應ずる諸般の社會的施設を統轄し、且つ研究調査に從事せしむべしとの建議を可決せしも、直ちに實行の運びに至らざりき。

明治初年の

明治元年十月兵庫縣廳は貧困飢餓に惱む者を調査し、翌二年七月無告の窮民

に對する救恤方法、支給すべき米量及び日數等を規定し、十二月村方が凶歉による米價高値の爲めの困窮者を顧みざるを責めて、詳に調査を遂ぐべきを命じ、調査粗漏の町村に對しては處罰を以て之を威し、五年二月改めて救助規則を設け、七年十二月之を改正せり。　明治九年夏季降雨を見ざること數旬、神戸附近の旱害甚しかりければ、縣廳は神戸・兵庫兩港及び市街接近村落の中にて、合計四百戸に約五千五百圓を貸下げしが、就中被害最も甚しかりしは熊内・生田・中・中尾・筒井村等にて貸下を乞へる者二百六十八、千六百圓に達せり。

救恤社貧民救養場の設立

明治十五年兵庫有力者北風正造・神田兵右衛門・藤田積中等の斡旋により、無告の窮民を救ひ、鰥寡孤獨を濟ふを目的とする救恤社設立せられしが、其社員中の一人なる前田又吉は別に三宮町に貧民救養場を起こせり。　明治十六年兵庫縣は恤救心得を定め、眞に無告なる窮民をして、洩れなく政府の救恤に浴せしむると共に、漫りに窮民と稱して恩典を濫用する者なからしむるを期し、神戸區長及び區內衞生委員等に深く注意を促せり。

明治十七八年の凶歉と救恤

然るに明治十七八年凶歉相踵ぎ、窮民俄に增加するや、限りある金穀の施與のみにては、一時の急を救ふに過ぎざるのみならず、却りて窮民を懶惰に導くの虞あるを以て、兵庫縣は諭して土木事業を

起こし、窮民を役して獨立自營の風を養はしめむと力めしが、從來救助の一端として、自家營業に多く貧民を使用し來りし兵庫の魚澄惣左衛門の如きは、更に一歩を進め、新に燐寸小函木地製造工場を起こして、多數の貧民を雇用せり。而して縣また神戸奥平野村なる村田平左衛門の議を容れ、凶荒被害の輕減法として、縣下町村に馬鈴薯の種子を頒ち、戶長及び勸業・農業兩委員をして、其栽培の奬勵に勉めしむる所あり。 明治十九年多聞通の大火には仲町戶長役場は直ちに救助に著手し、相生小學校を罹災民收容所に宛てゝ之を救療せしが、市內慈善家の施與も少からざりき。

未曾有の窮乏と救濟施設

明治二十三年春來氣候不順にして、雨量平年に三倍し、細民其業を失ふ者多く金融の逼迫は市況不振と相待ち、工場の閉鎖は職工勞働者の糊口を奪ひ、加之前年の凶歉に次ぐに平年の二分の一に足らざる豆麥等の收穫を以てせるが故に、白米小賣相場日々暴騰して細民飢餓に瀕し、四月に入りて愈、甚し。 此に於て湊東部有志者先づ部內貧民に白米を施與し、兵庫の小曾根喜一郎は市內極貧者一人に白米一升宛、合計三十石を施與し、川崎正藏は市役所の調査に係かる窮民葺合部千六百五十八人、神戸部二千八人、湊東部四千二百人、湊西部二千百餘人に對し、一

人一升宛の施米切符の配附を市に依頼し、五月十一日より三日間、川崎造船所裏門に於て其施與を行へり。尙ほ此外に神戸取引所、兵庫穀物會所等の救恤もあり、報國義會等も亦熱心に救濟に從へり。されば神戸市の當局も細民の調査を精密にし、救恤をば專ら疾病老弱の者に限り、苟も勞働に堪ふる者には之に業を與へて、自營の風を養ふことを力め、普く醵金を募りて得たる約五千圓を以て、赤貧者千三百十五人中、失業者に一日二錢、老衰者に三錢、疾病者に五錢を施與することゝなせり。而して失業に關しては、會々兵庫縣訓令を發し、救濟資金を轉じて土木工事を起こさば、細民業を得、費す所等しくして及ぶ所普く、且つ有效なるべしと諭すありしを以て、市役所は一日六十人を使役し、道路修繕材料となす目的を以て、新生田川底の小石を拾ひ上げしめ、人夫賃一日一人八九錢を給し、五十日間之を實施せしが、幸にして米價は五月頃より下落に傾き、六月には救恤を要する貧民六百人に減じ、七月の氣候適順は更に米價を下落せしめしのみならず、政府の外國米を拂下ぐるあり、勞力の需用の起これるありて、細民漸く安堵の思をなし、八月には要救貧民の數三百人に減せり。

貧民救濟義會

同年授産の目的を以て組織せられしものに神戸貧民救濟義會なるものあり。これは神戸攝陽青年會發起人と

なり、兵庫縣令林董及び板垣退助以下多數內外人の賛助を得て組織せるものにして、地を葺合村に相して授産場を新築し、同年八月十七日授産事業を開きしが、發起人中募集醵金を費消せる者ありて、事業爲めに中絶せり。

熊野授産場

明治二十五年十月兵庫の熊野卯藏なる者、吉田新田に熊野授産場を設け、幾もなくして之を小河通二丁目に移す。事務所・食堂・寢室・工場等建坪總計百四十坪あり、窮民及び孤兒に職を授け、自活せしめむが爲め、所內に燐寸工場を開き、一日十時間の勞働を課し、日曜の就業をば隨意となし、工賃の三分の一を蓄積して、退所の際之を交附することゝし、毎週二回眞宗派僧侶の說教を聽かしむる等、其施設見るべきものありて、明治三十年には十一歲乃至二十歲の者七十人を收容せしが、爾後幾もなく不振に陷り、三十四年には收容人員八人に減じ、三十六年に至りて全く閉鎖するに至れり。

神戶市奬武會の救濟事業

明治二十七年日清戰爭の起こるや、神戶の有志相圖りて組織せる神戶市奬武會あり。同會の目的は出征軍人をして後顧の憂なからしむる爲め、出征軍人の家族・癈兵・在營軍人と其家族・戰死者及び病死者の遺族等にして生計困難なる者に生業を與へ、又は現金を以て扶助するにありしが、後に壯丁豫備教育をも行ひ、

事業大に振へり。

二十九年の洪水と救濟

明治二十九年八月大洪水あり、湊川東堤決潰し、神戸驛前濁水膝を沒し、福原町・中町通・相生町等は泥海と化し、家屋の浸水六千、流失百八十、全壞十九、半壞五百四十、破損三百三十に達し、加ふるに深夜の出水なりし爲め、溺死者四十二人を出せり。よりて神戸市役所は直ちに罹災者二千人の焚出救助に著手し、湊川西門筋及び湊川小學校に臨時出張所を設けて、死傷者、流失物幷びに救助事務に從ひ、市參事會は義捐金を募り、金五百餘圓と米六十石とを得て之を罹災者に配與し、赤十字社兵庫支部は被害最も甚しき福原町に救療所を設け、治療救護に從へり。

神戸矯修會の事業

爾後十年間神戸には幸にして激甚なる天災地變の非常救護を要するなかりしと雖、移入者の多きに從ひ、窮民亦年を逐ひて增加し、之に職業を授くる必要益〻加はりしを以て、明治四十一年九月大森喜作は神戸警察署長と協力して、葺合眞砂通二丁目に神戸矯修會を設立し、細民の懶惰を矯正せむが爲めに、細民中の無職者をして、屑物の買入又は拾集を爲さしめ、同會に於て之を買收して、製紙會社に賣却し、其收益を以て窮民生活の改善に資することゝなせり。同會はまた大正元年以來細民の婦女子に對して、裁縫及び作法の敎授をも開始し、大正四年三

月組織を財團法人に改むるに及び其事業更に振へり。

神戸積德會の設立

財團法人にして慈善に關係あるものに神戸積德會あり。これは明治三十三年二月有志者の組織せるものにて、各宗の高僧碩德を招聘し、市内各所に佛教演說及び法話會を開くを事とせしが、三十九年財團法人組織となり、直接に救恤を事業とするにあらざるも、佛教弘通の本義に依り、信仰と道德とを鼓吹し、汎く公益慈善を獎勵し、且つ一般家庭及び社會の風紀改善を力め、大正七年には公益法人として市内有數のものとなれり。

大正七年の米價騰貴と市の救濟施設

大正七年全國一般に米價の暴騰を見しが、神戸の物價騰貴は他の諸大都市よりも特に著しく、住宅の甚しき不足と相伴ひて、市民の生活を脅し、勞働者と資本家との爭議は往々にして騷擾を起こし、物情恟々たるものあり。八月に至り兵庫米肥市場の定期米相場は一石五十三圓となり、大正三年の同期に比して三十七圓三十錢の高値を呈し、同じく大正三年の八月に一升二十錢內外なりし小賣白米は大正七年八月遂に六十二錢八厘となり、市民の窮苦愈〻甚しかりしかば、市は救濟施設の一端として、同月九日外國米を廉賣せしに、購買者殺到し、一時半にして四十石を賣り盡せり。同月十二日所謂米騷動起こり、十五日其鋒に鎮靜を

見るに及び、市は廉米供給事業を縣より引繼ぎしが、供給せる內外國米は合計二万一千三百石に達せり。

孤兒救濟

棄兒・迷兒・貧兒・遺兒等の救濟につきては、明治の初年既に之に關する法規ありしも、施設具備せず。居留外人宣敎師中には夙に孤兒の救濟に著手するありて、佛國天主公敎派の如きは、明治十年七月居留地裏町に女子敎育院を創設し、孤兒の養育を事とせしも、其規模大ならざりき。然るに神戸市の戸口蕃殖するに從ひ、此種の幼兒其數を增し、棄兒の如きは明治十三年以後、多きは一ヶ年四十六人に達し、少きも十五人を下らず、明治二十二年以後は棄兒其他の幼弱者をば、癈疾老衰の者と同じく國費を以て、迷兒・貧兒・遺兒在監人携帶兒をば市費を以て救助することゝ定まりしが、收容所の設備なきは尙は遺憾とする所なりき。然るに明治二十三年アントニン・ヒロメナ・ワランチンの、曩に天主公敎派が始めし育兒事業を繼承して之を擴張するあり。明道協會員も亦之に次ぎて救濟事業に著手せり、同協會は明治十七年五月目賀田榮等之を組織し、兵神明道協會と稱して、專ら皇敎を布演し、十八年十月楠町に一宇の會堂を新築して其事業を續けしが、

神戸報國義會の創立

二十三年四月同協會員中、政治運動の渦中に入るを喜ばずして脫退せる者三十

餘名別に神戸報國義會を組織し、其事務所を多聞通六丁目に置き、二十五年六月始めて醵金により救濟事業を起こし、育兒會を設け、育兒院を建築し、收容せる二十餘名の孤兒・棄兒及び貧困者の兒女に對し、家族主義による保育をなし、學齡者をば小學校に通學せしめ、希望者ある場合には里子として、又は徒弟として之を委託することゝせり。 明治二十八年十一月には同義會の事業天聽に達し、金二百圓を下賜せられ、三十年十二月には曩に拂下げを受け、開墾に從ひし荒田町四丁目の土功竣り、屋舍の建築も成りて之に移轉し、三十一年以後は兵庫縣より年々二百圓の補助を受くることゝなりしが、三十二年よりは基本財産より生ずる收入をも事業に投ずるを得るに至れり。

神戸孤兒院の事業

神戸報國義會につぎ二十六年六月布引孤兒院は再度筋に設立せられ、同年十二月吉川龜・飯田勇記・橫田勝治等は基督教主義による孤兒の救濟を目的とし、曩に明治二十三年授産の目的を以て創立せられしも、一旦廢絕に瀕せる神戸救濟義會の事業を繼承し、中山手通七丁目に神戸孤兒院を開始す。 此孤兒院は基本財産よりの收入と、有志の醵金とを以て之を經營し、當初三十四坪の建物に孤兒六十人を收容し、孤兒をして自營の精神を養はしめむが爲めに、一定の職業を與

へ、其工賃の二分の一を蓄積せしめ、退院後自活の資たらしめたり。同年十一月會下山に設立せられし救民院は、元兵庫縣警部井手豐次の時事に感じ、官民の賛助を得て創立する所にして、當初は不良少年の感化、免囚保護事業養老・育兒をも併せ行ひしが、中ごろ事業を縮小して、專ら育兒にのみ力を注ぐことゝなれり。

救民院の設立

明治三十四年財團法人に關する法律發布せらるゝに及び、神戸孤兒院は同年十月に、神戸報國義會は三十七年十二月にいづれも財團法人となり、神戸孤兒院は三十七年敷地を擴張し、三十八年建物を增築し、神戸報國義會は三十九年十二月育兒院及び學校校舍を新築し、四十一年三月より神戸市の依託にかゝる救護人の爲め、同會施藥院内に其救護院を併置し、同年六月より校舍を明道學校と稱し、收容兒童を教育せしが、此事業は四十四年三月限り廢止となり、就學兒童は市立小學校に入學せり。而して是より先き一時廢止に瀕せる救民院も、三十八年一月より移りて兵庫各宗寺院の經營に屬し、財團法人組織となり、名稱を佛教慈善財團救民院と改め、四十四年には收容兒童七十人に達せり。

報國義會の施設

神戸報國義會及び神戸孤兒院の兩者は、四十三年以後每年内務省より事業助成金の下附を得しのみならず、大正二年以後は神戸市が每年諸團體に配與する

輓近の孤兒救濟事業

慈恵資金をも受くることゝなりて、愈、發展し、大正七年には前者は評議員十二名、理事一人、主婦一人、保姆四人、事務員四人を置き、理事には矢野馨之に當り、土地八百四十坪、建物七棟二百五坪、現金一万五百圓の基本財産を有し、同年收容の孤兒・迷兒・棄兒合計百餘人、支出一万五千圓に及び、後者は幹事長・幹事及び理事を置き、その下に醫師・書記・事務員等の職員を置き、福原潜次郎專務理事として會務を掌り、其基本財產土地千餘坪、建物十一棟三百十七坪、現金二万圓に達し、其育兒院の收容數五十七人、支出一万圓に達せり。 其他前述佛國天主公教派の明治十年居留地裏町に創立せる女子教育院も、大正三年下山手通七丁目に移り、大正四年二月救濟團體として新に兵庫縣の認可を受け、三歲以上の兒童をば聖家族幼稚園に入れ、學齡兒童をば院內に於て教育し、長ずるに從ひ編物・裁縫等の手藝を授け、成績優良者は高等女學校に入學せしむるの方針をとり、大正七年には其敷地九百餘坪、建物五棟百八十餘坪にして、收容兒童は二十餘名あり。 されば布引孤兒院は大正三年收容者十人を超えずして、翌四年閉院し、規模の大なりし救民院も亦漸く振はず、大正二年に收容人員三十八人に減じ、大正三年七月には其收容兒童全部を神戸報國義會に收容し、救民院の事業全く廢絶せりと雖、神戸に於ける

孤兒救濟の事業、大體に於て輓近稍振興を見るに及べりといふべし。

戰役紀念保育會の事業

孤兒の救濟と近似する勞働者・癈兵及び戰死者等の幼兒を保育するは、其戸主又は家族從業の不便を減じ、窮乏を救ふ所以にして、之を目的とするものに財團法人戰役紀念保育會あり。同會は日露戰爭の際創立せる神戸婦人奉公會の事業を三十九年五月に繼承せしものにて、同年八月より財團法人組織となり、八王寺・八幡・楠・藥仙寺の四保育所を開設し、保育所には主任及び助手を置きて、晝間のみ就業者の乳兒及び幼兒を保育し、保育料として一日三錢を徵し、晝食を給す、其收容兒童三十九年末には百四十人なりしが、其後篤志婦人を評議員に擧げ、市長及び縣官吏、市參事會員各一名を囑託して相談役となし、リナ・フォース夫人を始めとし多數の在留外國婦人等の盡力をも仰ぎ、大正二年以後年々市及び縣より補助を得、收容兒童も漸次に增加して、大正七年末には其基本財產土地百四十三坪、現金三万九千圓を有し、收容兒童二百五十八人に達せり。同會はまた兒童の保育を同會に托して生業に齷齪する母親等を慰藉し、愛兒と共に之に娛樂を與へ、且つ自助自活の精神を養はしむる爲め、時々家族會を開き、春秋二季には運動會を催し、其他新年會・記念會を開く。同會の外にも財團法人神戸矯修會の大正五

年三月に新設せる幼兒保育所あり、開設以來保育兒童數平均五十人なり。此外帝國軍人後援會及び愛國婦人會の兩兵庫支部も、夙に小兒を保育し、且つ困窮者に金品を給與すれど、事業未だ大に振ふに至らず。

神戸矯修會の保育所

養老に關しては明治元年七月高齢者を扶持すべきの令ありて、兵庫裁判所は同月十二日管下に布達し、八十歳以上の者を調査せしめ、八十歳以上九十歳迄は二人扶持を、百歳以上には三人扶持を給することゝせり。然れども此布達は尙歯の意に基づきしものにて、窮乏を憐むを旨とせしにはあらず。老癈者の救濟は明治三十二年に始まれり。同年一月寺島信惠は友愛看護婦會を設け、其所得を以て無告の老人を救はむがため、夢野村今の都由乃町三丁目に友愛養老院を設立し、三十五年神戸養老院と改め、自活し能はざる六十歳以上の老者を收容し、餘生を全ふせしめ、毎週一回基督教主義の訓話によりて、精神上の慰安を與ふることに力めたり。同院開設以後毎年末の現在人員大抵十五六人なり。

老癈者救濟と神戸養老院

薄幸なる婦人を保護救濟し、之に正當なる職業を與へて自營せしめむが爲め組織せるものに、明治十一年居留地佛國人の創設に係かる進光女學院あり、大正五年三月城のふが基督教主義により下山手通四丁目に設立せる神戸婦人同情

婦人救護と神戸婦人同情會

會あり。後者は寮母一人、監事四人ありて、事業を救濟・授産・傳道の三部に分ち、收容者には衣食を給し、家庭の情味と精神上の慰安とを與へ、傍ら女子手藝を授けて訓化傳道に努め、適當の時期には保護者に引渡し、又は職業に就かしむるを本旨とす。大正五年三月組織を財團法人となし、大正七年七月宮本通二丁目に移りて、益〻事業を擴張し、收容人員約七十八人に達せり。

施藥救療事業と報國義會の救療

施藥救療を目的とする事業中にては、協諧社を以て神戸市に於ける濫觴となすべし。同社は明治十一年兵庫在住醫師の組織せるものにして、衞生思想の喚起と困窮者の施療とを本旨となせり。其後明治十五年兵庫の有志相謀り、施療規則を定め、醵金によりて貧民の救療をなすあり、二十五年八月日本聖公會監督ヒユ・ゼームス・フォース等によりて、中山手通三丁目に慈惠醫館設立せられ、貧民を救療すると共に、兼ねて看護婦を養成せしが、之は永續するに至らず。神戸報國義會も明治二十八年より施藥院を設け、其救療部には醫員看護婦を置き、一般赤貧者に對し施療するのみならず、救護院を同會施療院内に併設して、神戸市よりの寄託に係かる行旅病者其他救濟を要する病者を收容し、大正七年其施療千百六十餘人、延九千五百人に及び、救護院の收容患者二百四十八人に達せり。恩賜

濟生會及び日本赤十字兩支部の事業

財團濟生會兵庫支部は大正元年八月の開設に係かり、大正二年三月巡回診療班を設け、臨時診療所を細民部落内に開設して、長きは數ヶ月間に亙る救療をなし、又巡回診療所を市内諸所に開き、之によりて救療せられし者合計約一万人延人員五十万人に達せり。而して此等患者は疾病の種類、病勢の輕重により、或は之を自宅にて療養せしめ、若しくは費用を給して公私立病院に入院せしめ、肺結核患者には特に病院に結核病床を準備し、尙ほ細民部落改善事業の一として、トラホーム患者の治療にも盡力せり。同支部は又大正七年濟生會本部よりの特別補助と篤志者の寄附金とによりて、日暮通五丁目に濟生會神戸診療所建築の工を起こせり。同所より發せる救療劵の恩澤に浴せし細民は、開所以來大正七年迄に六千五百人に達す。日本赤十字社支部は大正七年南逆瀬川町藥仙寺内の救護所に於て貧困者の治療に、水木通一丁目の救護所に於て災害の救護に從ひ、其施療を受けし者同年内に合計千五百人あり。

イエス團友愛救濟所

夙に基督教傳道の傍ら貧困者救濟に從事せる賀川豐彦は、大正七年六月事業を擴張して篤志看護婦の巡回を開始せしが、同年八月吾妻通五丁目にイエス團友愛救濟所を開設し、救濟所に醫師及び看護婦を置き、所内にて施療を爲す外、重患者に對しては往診施療せり。

同年內に施療を受けし者延人員四千二百人を算すといふ。

百人部屋と勞働者取締及び救濟

明治の初年勞働者の取締りと其救濟とを兼ね大に成績を擧げしは、三年創設の人足屯所百人部屋なり。初め神戸の仲仕取締規則未だ制定せられずして、爭擾絕ゆることなかりしや、兵庫縣は關浦清五郎なる者に命じ、補助金を與へて之を取締らしめしかば、淸五郎は今の中山手通四丁目縣廳裏に千四百餘坪の地を借り、補助金七千五百兩を投じて五百餘坪の家屋を建て、之を人足屯所百人部屋と稱し、仲仕を宿泊せしめて之を監督し、所內に入浴場・理髮場等を設けたり。然るに前年の凶歉により、各地方の貧民にして、輸入外國米の多き神戸に移り來る者多きに拘はらず、神戸の市況振はざること甚しく、乞丐街頭に滿ちしを以て、縣は其處置に窮し、二千兩を清五郎に貸下げ、乞丐中の兒童及び癈疾者の處置を委托し、其中六百餘名を百人部屋に收容せしめたり。然るに同年免囚を管外に追放せし舊制改まりて原籍地に送還のことゝなり、原籍不詳にして送還に難き者多かりしかば、縣は又此等免囚をも百人部屋に收容せしめ、適當の職を與へて自營の風を養はしめたり。されば明治五年百人部屋に宿泊せるは、二百人の沖仲仕の外に、無宿の乞丐及び免囚等合計千人あり、而かも此等收容者中、幼年者・病弱

者等の、直ちに仲仕又は他の勞働に從ふ能はざる者多かりしを以て、此輩の爲め屯所内に學舍を設けて教育を授け、稍長ぜる者をば丁稚として市內商家に委托せりといふ。此百人部屋は明治七年加納町に移り、二百間長屋を建設せしが、明治十四年新生田川東に移りし頃より漸く振はず、淸五郎も東京に去り、十七年頃は事業全く廢絶せり。淸五郎其後明治二十二年神戸に復歸し、榮町五丁目に勞働請負業を開き、勞働者を統轄せむとせしも、事遂に成らず。

職業紹介事業

百人部屋の廢絶後、此種勞働者の保護救濟の機關を缺くこと久しかりしが、生存競爭愈、激しく、職を得ずして自暴自棄に陷る青年男女多きを加ふるに及び、有志相謀り、大正二年十月神戸無料職業紹介所を楠町二丁目に設け、勞働者及び一般下級通勤者の職に離れ、生活に困難する者に、無料にて職業を紹介せしが、大正三年十一月事業を擴張し、實費にて此等の人々を宿泊せしめむが爲め、同所に救靈隊勞働寄宿舍を設立し、理事一人、事務員三人を置き、理事は金子小太郎之に當れり。爾後事業大に振ひ、大正四年には求職申込者八千七百人中、就職せる者五千四百人を超え、大正七年には求職申込者七千人、就職四千人、宿泊延人員は毎年五千人内外に達せりといふ。外に大正七年六月兵庫縣救濟協會の吾妻通四丁

目に開設せる生田川口入所あり、同年内に約千餘人の就職者を紹介せりといふ。又海員を限りて宿泊救護を事とするものに、神戸海員ホームあり、同ホームは大正五年九月日本聖公會監督ヒユ・ゼームス・フォースス及び其他二三外人の後援により、平野下祇園町に開設し、下級海員を實費にて宿泊せしめ、基督教主義により品性を陶冶し、失業者には就職の便宜を與ふるを目的とせしが、後に海運業者の賛助をも得て事業を擴張し、大正六年湊山町に寮舍を新築して之に移り、船内訪問・講話・施療等をも行へり。同ホームの大正七年の宿泊延人員一万人、就職紹介九百人に達せりといふ。

免囚保護事業

百人部屋の一事業たりし免囚保護に關しては、明治二十三年福原町坂本善七なる者も亦之を計畫するありしが、其事業永續するに至らず。明治三十一年一月に至り村松淺四郎等の荒田町三丁目に出獄者保護會を創立するあり。同會は三十三年四月山本通五丁目に移り、專ら適當の保護者なき出獄人を收容し、基督教主義により之を感化善導し、以て獨立自營の途を與へむとせしも、當初は組織完からず、設備も具備せずして、事業振はず、明治三十八年米國宣教師の賛助を得て平野楠谷町に家屋を建設し、三十九年四月之に移り、神戸愛隣館と改稱して

より漸く盛大に赴き、四十年度より年々司法省の獎勵賜金を得、大正二年度より神戸市及び兵庫縣の補助をも受くることゝなりしかば、大正七年末には其基本財產土地約四百坪、家屋建坪約百坪あり。同會の事業開始以來大正七年迄に、直接の保護を受けし者六百五十八人、間接に保護せられし者千四百餘人に達し、大正七年末に於ける收容現在人員約六十八人なり。

苦學生保護施設

苦學生保護の施設は久しく之を神戸に見るを得ざりしが、明治三十五年八月有志相謀りて、志操堅固にして學資に乏しき青年を寄宿せしめ、自活の道を與へて、修學の便を圖り、基督敎主義により家族的慰安を與へむが爲め、神戸港地方字西谷に苦學青年保護會を設けたり。同會は三十八年神戸學習院と改め、再度筋に移りしが、收容せる苦學生は多くは中等學校在學生なり。創立以來毎年末現在二十人内外にして、出院者中專門學校・銀行・會社に入れる者約百五十人に上るといふ。

行旅病者の取扱及び市の要救者救護

行旅病者の取扱につきては、明治四年兵庫縣廳の定めにより、縣の添狀を以て宿村送りとなすことゝなりしも、爾後區戶長の送り狀を以て本籍に送還せる者もあり、取扱區々となりたれば、六年五月從來の規定を守り、且つ他管よりの送附

ある時は、一應之を縣に屆出で、其指令を待つべき樣達示せり。行旅病人及び遞送人取扱順序は明治十二年四月に定まり、十四年・十八年・二十二年等數囘の改正あり、三十二年六月內務省が省令を以て行旅病者の取扱方法を定め、外國人の場合をも規定せる後は、神戸市は兵庫縣の定めし細則により、行旅病者及び同作者取扱費として、醫師診察檢案料・醫師旅費・手當・藥價・看護人番人賃・行旅病人入院料等、市の支出すべき費用を一定せり。市が此取扱法により明治三十二年以後に取扱へる行旅病者は、三十二年に二百六十八人なりしに、爾後年々減少して、四十年には六十八人となりしが、四十一年に增して百二十八人となり、爾後大正元年迄は百人を超ゆることなく、大正二年に百二十人となりて後は、又年々增加し、大正六年には百七十人に達せしも、大正七年には六十八人を超えざりき。而して市は行旅病者の外に、市費にて迷兒・貧兒・在監人携帶兒・遺兒等を取扱ひ、尙ほ國費を以て救濟すべき棄兒・老衰者をも取扱ひしが、此等の取扱數は明治三十二年に二百人なりしも、爾後年々增加して、三十九年に四百人を超え、其後は著しく減少し、大正元年には六十五人、翌二年には五十六人となり、大正三年以降は稍〻增加し、大正四年には八十八人、五年には九十八人、大正六年には百人となりしも、七年には又減じて

六十人となれり。而して市內に於ける要救棄兒・迷兒・老衰・癈疾等にして、各種慈善團體に收容せる總數は、三十八年以後大正七年迄の十四年間に、三十八年に最も少く二百三十八人、三十九年に最も多く六百人を算し、爾餘の年には每年末現在收容五百人內外を算へたり。

難破船舶の救護

神戸港內にて大小船舶の風浪の難に遭ふもの、之を明治三十五年以後大正七年迄の統計に徵するに、一ヶ年平均約二百隻に上る。されば開港以來の沈沒破損の莫大なるは言を俟たずして、其救濟の爲めには明治十五年難破船救助社既に組織せられ、其後二三船舶遭難救助に從事する團體あり。然れどもいづれも永續するに至らずして、船舶遭難の際は神戸水上警察署所有小蒸汽船四五隻の活動に待つ外他に救助機關を缺くこと久しかりしが、大正二年船夫仲間の風紀を改善せむとする目的を以て設立せられし神港東部淸榮會は大正七年六月新に遭難救助部を設け、救助船迅速丸を建造して、同年末より救助に從ふに至れり。

縣の備荒貯蓄

最後に備荒貯蓄につきて記さむに、明治初年縣政の當局者、幕府時代に此制の大に整備せるに鑑み、四年兵庫縣管內金穀蓄積方法を制定し、石高一石に付十ヶ年間每日錢三文宛を積ましめ、縣下に於て統計八万九千二百三十兩を得、之を以

て米一万二千七百四十七石を購ひ、人口五万人百日間の糧に當てむとし、村々の同意を得之を大藏省に稟申せしが、大藏省は其甚だ良法なるを賞せしも、斯かる蓄積をば縣の制定よりも寧ろ人民の申合に據らしむるを可なりとし、此條件を附して許可を與へたり。因りて縣廳は其趣旨に從ひ、民間に諭して以て凶年に備へしめむとせしが、事中途にして廢絕し、其効を擧ぐるを得ざりき。其後數年を經て明治十三年に至り、兵庫縣會は兵庫縣備荒儲蓄金を設けしが、十五年に至り之を區部及び郡部に分割し、神戸區の爲めに區部備荒儲蓄規則を定めたり。此規則は二十二年區の市と改まりし後にも存續せるものにて、政府の補助金、地租割及び戶數割によりて徵收する公儲金を以て儲蓄金に充て、非常の凶荒、不慮の災害に罹る者に食料三十日以內、男一人一日玄米五合、女一人一日四合の割合を以て、罹災地の下等米相場により金錢にて給與し、且つ災害の多少により、農具及び種穀料として一戶二十圓以內を給與する規定にして、此外に儲蓄管守方法及び罹災者の地租補助若しくは貸與に關する規定をも包括せり。而して神戸區は此規則により明治十五年四月備荒儲蓄金保管人二名を選擧し、公儲金徵收及び不納者處分、貸與金取立及び返濟滯納者處分の件等の事務取扱をば區長に

委任せり。

区及び市部備荒貯蓄金の收支

此區部後に市部備荒儲蓄規則は其後屢〻部分的改正を見しかど、其大旨には殆變更を見ることなくして、明治三十一年に至れり。 支出は郡區合併時代に在りて、其合計支出額明治十三年度には四万四千圓、十四年度には八万八千圓、十五年度には約十一万圓に達せり、但し此支出額中、非常天災救恤の爲めの支出、三ヶ年間合計約一万圓にて、其以外の支出は總て國債證書購入代なりき。 當時に於ける區のみの支出は明かならず。 區部儲蓄規則制定後は、明治十六年度に千八百圓、十七年度に二千圓を支出し、爾後其支出年によりて異れど、最多額の支出ありし十九年度とても五千六百圓を超えず、二十・二十一・二十二及び二十六の四ヶ年度には三四千圓内外を算へしが、爾餘の年には大概二千圓内外なりしのみならず、其支出額の過半は國債證書の買入代金なりしを以て、明治三十二年度末には、現金と有價證券見積額を合して四万二千四百圓を殘せり。 然るに同年罹災救助基金法制定せられしを以て、此市部備荒儲蓄金をば之を郡部の儲蓄金と合せて兵庫縣罹災救助基金と稱し、基金の蓄積に力むることゝなり、大正七年には基金額二百万圓を超えたり。 兵庫縣は尚ほ此外に明治三十一年に創始せられし

慈惠救濟資金なるものを有し、其大正七年末の金額二十万圓に達せり。

引用書目

明治元年乃至十年法令全書。奥平野村藏明治四年圍夫喰書上帳。明治初年兵庫縣廳記錄。兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。神戸市會成議錄。神戸市事務報告。神戸市例規。神戸市私設救濟團體。神戸市社會事業概況。兵庫縣史稿救濟篇。兵庫縣會史。神戸開港三十年史。兵庫縣統計。神戸市統計。濟生會兵庫縣支部回答書類。神戸報國義會事業一班。淸榮會回答書類。

第十二章　教　育

兵庫神戸の寺子屋教育

純然たる商港として發達し來れる兵庫津にも、學問に志せる者古より少しとせず、從ひて此地に於ける文化の進步頗る見るべきものありき。されば明治維新の當時、兵庫が神戸方面と其趣を異にするありしも、蓋し當然ならむ。寺子屋は維新の當時兵庫に十四、神戸に四ありて、明治二年の調査によるに、收容子弟の總計二千三百人ありしと云ふ。されば之に加ふるに葺合・林田方面寺子屋の子弟を以てせば、其數三千に達せしならむ。兵庫の十四寺子屋とは北仲町若林愼太郎、新在家町青雲堂廣海多聞、宮內町紫天堂增倉義十郎、西宮內町室田養軒、切戸町千葉堂松田安左衞門、佐比江町雪廼屋竹中イト、同町播磨屋某、鹿屋町松鶴堂井上ツサ、南逆瀨川町內海肇、北逆瀨川町廣瀨某、今出在家町梅中周平、湊町太田愼太郎、關屋町今村元藏及び東出町山口屋八郎兵衞にして、其創立古きは安永年間に遡るもあれど多くは享和以降の開設にして、就中山口屋・若林及び增倉は、受業者四百名を超えしといふ。其教科は當時我國一般の寺子屋と同樣にて、讀書・習字・

算術、若しくは其中の一科を授けしが、增倉・太田等にては、材割・開平・開立等の高等算術をも特別に敎授せり。神戸の寺子屋は走水村の濱野玄道、二ツ茶屋村の問人市郎左衛門、神戸村の杜川傳兵衛、同村の日高彌一郎にして、就中間人最も傑出せしかど、いづれの寺子屋も高等算術を授けず、且つ其敎授商業敎育を眼目とすること兵庫の如くならざりしも、敎科書として百姓往來を用ゐざりしに徵すれば、偏する所、農業よりも寧ろ商業に在りしが如し。維新後兵庫にては和漢學を主とする明親館設立せられ、其敎授をば市中の商人醫師等より拔擢採用せしが、兵庫神戸の普通敎育を同館監督の下に立たしむるに及び、習字家規則によりて敎授法を統一し、手習に在りては、從來のいろは假名千字文・町目・金目・名頭・世話千字文・庭訓往來・商賣往來・問屋往來の草行二體の外に、周興嗣千字文を加へ、楷書をも課し、讀書には三字經・孝經・五經をも授くるに至れり。

洋學校の開設

開港に伴ひ、外人との取引に、外國語の知識を必要とするに至りしのみならず、神戸に於ける內外人の雜居は、此必要を感ずること特に痛切ならしめたりしかば、兵庫縣廳は縣官闕戸由義の建白を納れ、洋學校を興こして、手眞似による橫濱貿易の弊害をも矯めむと欲し、鳥取藩が慶應年中藩士敎育の爲め神戸村に設け、

維新の際兵庫裁判所に寄附せる校舍ありしを利用し、明治元年八月始めて洋學傳習所を開き、教師として東京より箕作貞一郎(麟祥)を聘して月俸百兩を給し、九月洋學校掛伊藤十之丞・小寺留四郎を書籍取締となし、學則を定め、學力の程度によりて生徒を四等に分ち、第一等の生徒は直接に教授を教師に受け、第二等以下の生徒は第一等の學生に就きて學習することゝし、傳習の時限をば午前九時より十一時まで、及び午後二時より四時迄と定め、午前十一時より午後二時迄を休息時間とし、日曜を休日とし、寄宿舍を設け、起臥時間を定め、禮讓に關する規定をも制定せり。

洋學校の擴張と其後の沿革

洋學傳習所は其創立に際し、官吏に外國語を傳習するを主眼とせしが、兵庫縣置く所の譯官の、公務に忙はしく民間の希望に應じ通譯をなす遑なかりしより其缺陷を滿さむが爲め、明治元年十一月に至り傳習所の規模を擴張し、廣く官民一般に習學せしむることゝし、十二月米國人ダブリュー・エル・ビキャツを聘して教授とし、一ヶ月洋銀百二十五枚を給し、千二百兩を投じて校舍を坂本村に新築し、翌二年正月之に移轉し同時に軍務官譯生大島益三郎、鳥取藩士片寄海造、杵築藩士山田清民を英語教授に新任し、各、月俸七兩を給し、大垣藩士吉川敬周を佛語

敎授となす。三月箕作貞一郎敎授を辭し東京に歸るや、五月越前藩士伊藤愼藏を聘して其後任とし、學校の基礎斯くて漸く定まれる如き觀ありしも、傳習者は官吏を除けば僅に十餘人に過ぎず。而して明治二年十二月大阪洋學校設立せられ、米國人敎師を始め、邦人敎師皆大阪に赴任し去るに及び、神戸の洋學傳習は一時中止の已むなきに至れり。然るに神戸の外國貿易隆盛に赴くに伴ひ、彼我商人の交渉事件增加し、商人中には詳に樣式を辨へず、纔に大意をのみ酌みて調印せる契約に累せられ、罰金或は違約金を徵せらるゝ者尠からず、從ひて外國語の必要を感ずるの切なること大阪に讓らざるものありしかば、明治四年三月神戸松屋町なる縣官舍を校舍に充て、再び洋學校を開き、縣官吏二名を洋學校掛として一切の事務を處理せしめ、四月兵庫縣譯官十三名をして洋學校敎導を兼ねしめ、一ヶ月の入費を四十八兩三分餘と定め、學生體育の爲めには金棒等の運動具を備へ、五月には大學南校に敎官一名の派遣を乞ふに至りしが、入學希望者多からざりしかば、同年六月兵庫・神戸兩港に達示し、普く入學志願者を勸誘し、九月譯官の敎導兼務を解き、盧高朗を小敎師として月俸十二兩二分、彭城昌實を助敎師として月俸七兩二分、横山奉盈・早野貞明・鈴木則治の三名を句讀師として各〻五

兩を給し、新に洋學校掛に任命せる福澤英之助を大教師とし、月俸五十兩を給し、洋學校の經費をば、兵庫縣管內を通し石高一万石につき米一石五斗の割合を以て徵收せる鄕學入費と、生徒の束修とを以て之を支辨し、不足ある場合には、貿易五厘金を以て之を補ふべしと定めたり。　然るに其後基金を設定し、其利息を以て經費を支辨するの良策なるを思ひ、曩に兵庫明親館が維持基金を設けし制に倣ひ、一般商人より七千五百兩を寄附せしめて以て基金となさむとし、兵庫の神田兵右衛門・藤田善右衛門、神戶の高濱太右衛門等を勸學掛とし、講金周旋掛を兼ねしめ、洋書講讀の文明を進め開化を促すに切要なること、及び會話の貿易上必須なる所以を記せる長文の諭告を發し、更に兵右衛門等の意見を容れ、經費の半額を兵庫・神戶兩港より、殘餘を兵庫縣管下一般より募ることゝし、勸誘大に力むる所あり。　然れども其計畫に遺漏ありしが爲めか、將た洋學の必要尙ほ未だ市民の解する所とならざりし故か、目的を達すること明親館の如くなる能はず、維持漸く困難に陷り、神戶西町舊洋學校建物を賣拂ひ、千餘圓を得て暫く經費を辨ずるを得しも、前途頗る憂ふべきあり。　四年八月句讀師の更迭あり、五年正月新に英國人オートンを雇聘し、興學の機運を刷新せむとせしも同年政府の學制を

頒布するあり、從來の學校は一般に廢止と定まりたれば、洋學校は十月明親館に併合せらる。

明親館開校

兵庫明親館の開校は明治元年六月にして、洋學校の創立に先つこと二ヶ月なり。維新の草創に方り、普通敎育を目的とする學校の民間に創立せられしは、蓋し之を以て嚆矢とすべし。始め明治元年三月兵庫裁判所は、海岸の防禦と兵庫市內の保安との爲め、兵庫津中の壯丁を以て市兵隊を編制せしめしに、一朝市兵となれる商人等、武士に取立てられし如く思惟し、驕慢粗暴に流るゝ者ありしかば、兵庫の名主神田兵右衛門は市兵風紀の矯正と、兵庫附近の子弟敎養とを兼て學校を設立せむとし、名主安田惣兵衛・同北風莊右衛門の賛同を得て、同年四月裁判所に上申する所ありしに、當時裁判所にては既に神戸に洋學校を開設せむとする意ありしを以て、速に此上申を容れて、和洋兩學の爲めの鄕學校を開かしむることゝし、兵右衛門の篤志を賞し、苗字帶刀を允せり。爰に於て兵右衛門は縣官吏及び兵庫の先覺者たる藤田善右衛門・南條新九郎・北風丈助・松井吉右衛門等と協力して設立の準備をなし、舊幕府時代兵庫切戸町に設けし函館物產會所の建物を以て校舍に充て、姫路藩儒菅野狷介を招聘して敎頭とし、月俸五人口米を

給し、兵庫裁判所管下に諭告して、一般の子弟の入學を勸め、六月十日を以て開校し、十一日入學の式を行ひ、十三日授業を開始し、二七の講日には官民有志亦講席に列し、學風茲に漸く興らむとせり。

幹事及び授讀の任命

明治元年九月兵庫縣廳が坂本村の新廳舍に移るや、兵庫郷學校は舊縣廳舍に移り、同月校名を明親館と稱す、狷介の撰ぶ所なり。（今神戸市立明親小學校に藏する「明親館」と刻せる額面は有栖川宮幟仁親王の染筆を刻せるものにて、もと明親館に掲げしを同館廢止後明親小學校に移せりといふ。）學校掛は初め租稅方官吏高橋徹之進・多久謹吾の二名なりしが、金生癸一（藤田積中）の授讀を辭し學校掛となるに及び、總員三名となれり。幹事は最初十二名任命せられしが、中には商業に忙はしく、校務を視る能はざる有名無實の者ありしを以て、更めて十名とし、神田兵右衛門を幹事惣監とし、喜多屋甚七と共に會計取締に當らしめ、別に助勤二名を擧げ、作事方に神田甚兵衛・伊勢屋源之助、作事方手傳に助勤柴屋重次郎、賄方に石屋茂兵衛・同治左衛門・荒物屋傳四郎・中屋源兵衛・明石屋彦市・西田屋彌二郎、賄方手傳に助勤岩間屋與三郎ありしが、其後幹事に異動ありて、兵庫の商人田中源兵衛・森茂喜知・英保四郎左衛門・諸井粘右衛門・藤田榮治郎・三木屋四郎助・小山屋源次郎等之に就職せしことあり、在職中はいづれも苗字帶刀を許され、袴料として一ヶ年三千疋を下

賜せられたり。又名主安田惣兵衛の如きは幹事に就職せずして、一時事務監轄を命せられしことあり。教頭菅野狷介の下に在りて子弟教養の任に當りしは、授讀眞島一郎・松尾乾同・正井大輔・藤田宏節・若林愼太郎・廣海多聞・同眞道・本城世祿・安藤貞三郎・西山宏平及び金生癸一等にして、此等も皆其在職中苗字帶刀を免されしこと幹事に同じ。

明親館學則

明親館の學則に據れば、閭塾にて普通の學科を修得せる十歳以上の者を生徒として收容し、之を九級に分ち、更に各級を上下の二に區分し、九級下より六級上迄を下等とし、五級下より四級上迄を中等とし、三級下より二級上迄を上等とし、一級上下をば等外とし、下等の教科を素讀・輪讀・書法とし、中等には素讀を廢し、輪讀に代ふるに輪講を以てし、且つ新に講釋・詩文・諳記の三科を課し、上等は輪講を省ける外、中等と異る所なく、等外即ち一級に對しては別に教科を定めず、生徒をして經史子集中好む所に從ひ講習せしめたり。日課の配當は素讀・輪讀・質問を毎日、講釋を偶日、輪講を奇日、詩會を四の日、文會を九の日、書會を三八の日とし、各教科用書の定めあり。試業は毎月二十五日に小試業を、春秋二期に大試業を行ひ、二七の日の大講釋には一般の聽講を許し、力めて通俗に事理を講じ、和漢古今

の忠臣孝子幷びに貞婦の行跡を引用し、聽者をして自ら感奮興起せしむるを本旨とせり。閭塾を監督し、就學を奬勵すること亦明親館の任とする所にて、貧困にして閭塾に通ふ能はざる者には、明親館より學資を給し、以て邑に不學の徒なからしむることを期し、兼ねて力を兵庫・神戸の風教の向上と維持とに致せり。

明親館維持法の成功

明親館は其經理規程の定めありしに拘はらず、維持極めて困難にて、神田兵右衞門の私財を以て立て替へ支出せることすらありしが、兵右衞門後に有志者と背り、縣より縣札五千兩を借入れ、之を商人に融通し、其利息を經常月費に充て、以て僅に維持することを得しも二年十一月菅野猾介の辭職するに及びて學風不振となり、加之明治三年二月縣札の價格下落し、其融通に困難を來せしのみならず、借用金返附の命を受けしを以て、學館幹事及び兵庫の名主等は、別に金三千兩を醵集し、其利息を以て維持費に充てむとせしも、事意の如くならず。此に於て兵右衞門は翌四年六月爾餘の幹事、名主幷びに御影村加納治兵衞、西宮町紅野平左衞門等と相謀り、五ヶ年間に返濟の條件を以て、學校の爲め一万兩の貸下あらむことを縣に乞ひ、二割增の抵當にて五千兩の貸附を得しかば、兵右衞門等之を資本として一社を組織し、開營社と稱し、學校維持及び擴張の必要缺くべからざ

るを說き、汎く兵庫縣管下に出金者を募りて之を社員とし、醵金額一万千六百三十九兩餘を得しが、此中一万餘兩は兵庫商人の出金に係れり。而して斯くして得たる金額中、千五百餘兩をば學館の造營及び書籍諸道具購入費に充て、殘餘の一万餘兩を社中の希望者に貸附け、每月一步の利息を收め、三ヶ年の後には此利息により貸下金の償却と、醵出元金の拂戾を了する外に、五千兩の學館維持基金をも作り、兵庫名主、學館幹事の責任を以て之を町會所に預入れ、每月利子を收めて館費に充て、餘剩あれば之をも町會所に預入れ、每年末に一ヶ年の總經費の精算を遂げ、收入にして餘りある時は、其超過金額を社中に按分割戾すことゝせり。されば兵庫の有志者が學校の維持經營の爲めにせる此計畫は、啻に敎育の目的を達するに效ありしのみならず、兼ねて兵庫の金融を助くるにも亦與りて力ありしものにて、其醵金の一万圓を超え豫期の成績を收むるや、明治四年九月大藏省は開覺社に對して篤く之を賞する所ありき。

社會教育と和洋兩學授業

明親館が入學の子弟に敎授するのみならず、兼ねて一般市民の提撕をも目的とし、兵庫縣が明治四年三月學問の切要を說きて、學館特定の講日には、有志の者はもとより、幼童卑賤の輩に至る迄參聽し、修業怠るべからずと諭せしは、これ正

明親館閉鎖

に社會教育上一種の試みと謂ふべし。　加之洋學校の不振を遺憾とせる縣令神田孝平は明親館に於ても英語の教授をなさしめむとし、五年三月文部省に請ひ、佛人リユ・トロンカを雇聘して明親館英語教授となせしに、トロンカは蘭語に通じ、日本語にも長じたれば、授業に便を得ること多く、習學者少からざりきといふ。同月二十三日明親館は小物屋町の兵庫町會所（今の湊西區有財産管理事務所建物）に移り、十月併合せる神戸洋學校の經費として、石高一万石につき米一石五斗の割合を以て、兵庫縣管內より徵收せる鄉學入費の外、市內有志者の寄附によることゝ定めたり。

是より先き五年七月學制發布ありて、從來の學校をば官學私塾を問はず、一旦悉く之を廢止することゝなりたれど、縣令神田孝平は俄に明親館を廢止するに忍びずとなし、文部省に稟請するに、將來明親館は學制に基づき、組織を改め、變則中學と爲すべければ、其準備成る迄、當分從來の儘存續を許可せられむことを以てせしに、文部省之を容れずして存續の希望あらば、私學私塾に關する布達に基づき、更めて伺を經べしと指令せり。　爰に於て兵庫縣廳は兵庫の有志者と共に明親館維持の方法を講究し、新に私學として許可を得むと企畫せしも、荏苒決す

る所なく、依然從來のまゝ存在を續けしが、翌六年三月トロンカの雇繼を上申するに及び、文部省は全國の諸學校の一旦悉く廢止すべきは既に達示せる通りなれば、教師雇繼の如き、許可すべき筋合のものにあらずと指令せしを以て、六月トロンカは解雇となり、明親館は同月二十四日を以て遂に閉鎖となれり。　廢校當時の經費一ヶ月百圓餘、寄宿生徒二十人、通學生徒九十人ありしといふ。

學制發布と市内學區の基礎

明治五年七月太政官は新學制の發布を豫告し、新學制は八月三日文部省の公にする所となり、兵庫縣は之によりて第四大學區第二十三中學區となり、神戸を其第一小學區、兵庫を第二小學區とし、更に之を四組宛に分ち組毎に學校の設立維持に當ることゝなり、六年四月第四大學區の改まりて第三大學區となれる後も、兵庫縣の中小學區には變更を見ざりき。　然るに此小學區の區劃宜しきを得ず、學區費負擔の關係等に支障多く、就中第二小學區たる兵庫の地域廣きに過ぐること、最も不便を感せしかば、明治十年十二月縣達丙第百五十三號によりて之を改正し、神戸・兵庫を通じて之を三小學區に分ち、神戸の元町・榮町・海岸・濱宇治野・宇治野・北長狹・下山手・中山手及び山本通、卽ち宇治川以東の諸町を第一番小學區とし、宇治川以西、湊川以東卽ち東川崎・相生・福原・多聞・仲町・古湊・橋・上橋の諸町幷び

に坂本村を以て第二番小學區とし、湊川以東の兵庫三十九ヶ町を以て第三番小學區となし、且つ從來學區內各組單獨にて小學校を設立維持せる制を廢し、各小學區にて經營せしむることゝせり。これ神戸・湊東・湊西の三學區の基礎を成すものなり。而して後日市に編入せられし荒田・奥平野・石井・夢野・烏原五ヶ村は、當時同中學區內に在りて第四小學區を成し、吉田新田・今和田新田・御崎・東尻池・西尻池・池田・長田の諸村及び長田村の支郷たりし西野は第五小學區、駒ヶ林・野田二村は板宿・大手・西代諸村と共に第六小學區、葺合村の大半は第十三小學區、葺合村の內の筒井・脇濱二村は、岩屋・原田・上野の諸村と共に第十四小學區となれり。

公立小學校の創立

學制發布の後幾もなく五年十月十三日切戸町に明親小學校の設立あり、これ兵庫・神戸の公立小學校中最初のものなり。是より先き兵庫の人士にして明親館の維持經營に努力せる神田兵右衛門等、學制發布後直ちに小學校の創設に盡力し蘭醫山岸松堂をして通俗なる文章を以て教育の忽にすべからざるを說かしめ、之を町々に告示して、以て區內兒童の就學を奬めしが、縣令神田孝平も亦普通教育の一日も忽にすべからざるを管下に令示し、小學校の創設を勸諭する所あり。斯くて兵庫縣令の勸諭と有志の努力とは其效を奏し明親小學につぎて

十一月には新在家町に和田小學及び七宮神社境內に七宮小學の創設あり、六年二月には神明町の廣明小學、三月には西大路町の大路小學及び東出町の湊東小學等の設立あり。兵庫にてはなほ同年十月までに福原町の福原小學校、湊町の湊南小學、多聞通の相生小學、東川崎町の湊北小學、西出町の湊西小學等相踵いで創設せらるゝありしも、神戸にては兵庫と異り、小學校の設立遲々たるものありしかば、六年二月縣令は開化日進を競ふ今日、區民宜しく學校の創立に努力すべく、新築する能はざるものは當分假設を許すも、精々完全なる學校を設くべしとの告諭を發せしに、同月始めて元町通三丁目善照寺內に神東小學の創設を見、三月には同四丁目に神西小學、及び宇治野町德照寺內に上田小學、四月には下山手通六丁目福德寺內に花隈小學等の設立あり。斯くて兵庫・神戸の公立小學校は六年末迄に十五校を算するに至れり。

創始時代の普通敎育狀況

然るに兵庫・神戸の有志者、閭塾師匠等の、斯く小學創立に努力せること至れるありしに拘はらず、其等小學校舍は皆町會所・寺院・民家・寄席等を利用し、以て一時の急に應ぜしものなれば、敎室の體裁を具備するもの少きは論なく、加之敎師も多くは寺子屋師匠を以て直ちに之に充てたれば、敎授上の方法未だ整はざるも

の多かりき。爰に於て翌七年より神戸は五厘金七千餘圓の借入れにより、兵庫は賦金により、且つ市民の寄附をも容れて、順次に校舍を新築し、同年末には男女兒童二千八百四十八人、敎師七十一人を算するに至りしが、明治八年には更に南逆瀬川町に平安小學を、七宮神社境內に進級學校を設けて、兵庫の下等小學三級以上の兒童を悉く收容し、明治九年には神戸の神東小學分校を北長狹通に新設せり。明治十年には學校の分合を行ひて十三校となせしが、此年の學齡兒童五千五百五十八人にして、就學兒童男女合計二千七百人、學齡兒童百中就學は四十八人六四に當れり。當時寺子屋の受業者大に減少せしなるに、公立小學校の就學步合尙ほ斯く低く、加之就學兒童數前年に比し却りて二百人の減少を見、縣が行へる就學步合調査が市民の喜ぶ所とならざりしこと、亦兵庫縣達に明かなりと雖、これ蓋し全國一般の風潮にして、必ずしも神戸に限りしにはあらざらむ。

創始時代の小學經費

當時小學校の經費支出法一定せず、或は學制定むる所によりて、區內町村民の負擔となせるあり、或は見附割と稱し、年寄の協議により、資産の程度を參酌し、一種の戸數割として徵收せるあり、或は證券印紙賣下の收入を以て區の學費となせるあり、區民の寄附によりて維持せるもあり、經費不足の場合或は賦金を以て

補助せることもあり、學齡兒童數を基礎とし、按分により、國費補助を受けしこともあり。授業料は當初之を徵收せざるを通則とせしが、明治六年一ヶ月五十錢と定め、完納し得ざる者は其半額を納めしめ、經費の不足は學校資金と稱し、每戶より三錢乃至八錢を徵收して之を補ひしこともあり。一般に授業料を納附せしむるを通則とせしは、明治十五年以降の事に屬し、而かも其額屢〻變更を見たり。

小學規則及び其改正

是より先き明治六年三月兵庫縣は文部省の學則に基づき、管下小學校の敎科試驗法、進級法等に關し詳細なる規則を定めて之を發布し、且つ其敎授法及び敎則をば舊來の寺子屋にも及ぼすことゝし、同年十二月には小學敎師心得を定めて之を公示し、受持生徒の定員・敎授法・衞生等につきても悉に諭示する所あり。又優良兒童及び特殊敎育の爲め、明治七年十月神西校に變則科を設け、十四歲以上の生徒を入學せしめ、優秀にして他生徒との均衡上授業に差支ふる者をば、之を神東小學校に收容して、特別の敎育を施こし、同月十四日神戶師範學校の開かるゝや、神戶・兵庫二區にては一區に二人を限り、十四歲乃至二十歲の男子希望者を募り、區の賦金を以て之を敎育せり。八年三月兵庫縣又新に小學敎則を制定し、且つ兵庫縣小學校規則を發布して兒童及び其父兄の心得を示し、入學及び退

學の場合の書式を定め、入學期を一月・四月・七月及び十月とし、從來の一六休日の制を改めて、日曜祭日及び十二月二十五日より翌年一月十日迄を休日とし、午前九時登校、午後三時退校と定めたり。

學區取締及び學校世話掛設置

學制の發布と同時に學區取締の職設置せられ、神戸にては區長之を兼ねしが、明治六年七月兵庫縣新に學區取締選擧心得を定め、區內戸長の協議を以て、區內居住人中の名望家を選任し、協議にて決し難き場合には投票によることゝし、其給料をも定めしが、協議の結果は、神戸にては舊の如く第一區長生島四郎を、兵庫は第二區長神田兵右衛門を兼任學區取締たらしめ、九年二月暫く醫務取締をも兼ねしめたり。 九年七月兵庫縣にては、小學校長及び學校世話掛を地方名望家より選任することゝせしが、神戸にては區戸長の校長を兼任するを許し、世話掛をば每校三名とせり。 九年十二月兵庫縣は學區取締及び官立師範學校派出訓導より成る教育會議を神戸城ヶ口眞宗說教所に開き、其決議によりて從來の小學教則學科表に改正を加へ、十年十月教育會議章程幷びに規則を制定し、同會議の決議によりて、公立小學校の建築法を定め、採光換氣等の改良を期せり。 十二年一月兵庫・神戸の合して神戸區となり、區長を置かるゝや、專任世話掛を置くを

止め、學區取締と共に神戸區長を兼ねしむることゝなる。

學務委員設置

明治十二年九月教育令の發布あり、學校事務幹理の爲め、聯合町村内に新に學務委員を置くことゝなりたれば、神戸にては同年十一月曩に區長の兼務となれる學區取締及び學校世話掛を罷む、十三年二月學務委員選擧規則新に定まり、十四年二月神戸區役所に學務擔任の書記置かれて、學齡兒童の就學督勵、學務委員の能否勤怠の監督等に當ることゝなり、十四年十一月學務委員薦擧任免規則の制定ありて、十五年五月より實施せられ、戸長役場管内にて委員二倍の人員を選擧し、縣令此中より學務委員を任命することゝ改まり、戸長は學務委員を兼ね得ることゝなりしが、此時神戸にては毎校一人の委員任命せられしが如し。而して此規則實施に方り、縣令よりして學務委員の職責は町村敎育の盛衰に關する重大なるものなれば、町村民は大に之を優遇すべしとの懇諭あり。十六年二月には區長學務章程縣達にて制定せられ、區長をして區内の學事を統轄せしむることゝなり、學務委員事務章程亦同月を以て制定せらる。十七年四月學務委員薦擧任免規則の改正あり。從來被選擧及び選擧の資格同一なりしを改め、町村會議員を學務委員薦擧人となし、從來定員の二倍を選擧せしめしを改めて三倍

の人員を選擧せしめ、從來四ヶ年なりし委員の任期を七ヶ年に改め、同時に小學校世話掛設置規則を制定して、曩に明治十二年廢止となりし學校世話掛を復舊し區長をして之を任免せしめたり。

學區と學校數の更正

明治十四年五月政府小學校教則綱領を發布するや十五年二月十六日兵庫縣にては教育令第九條の旨趣に基づき初等・中等・高等三科併置の小學校をば、一學區一校に限ることゝし、新に小學校設置區域幷びに小學校數を定めたれば、神戸にては之を機として、明治十年改定の、三小學區を更正し、宇治川以東の五十一ヶ町、六千戸、二万人の地域を第一小學區とし、北長狹通四丁目の神戸小學校を本校として、三小學科を併置し、宍門（北長狹通三丁目）・元三（元町通三丁目）・元四（元町通四丁目）・下六（下山手通六丁目）及び宇治野（宇治野町）の五分校に初等科のみを置き、湊川以東宇治川以西の三十四ヶ町、一ヶ村、四千六百戸、一万八百人の地域を第二小學區として、上橋通四丁目の相生小學校を本校とし、三小學科を併置し、東川崎町の湊北分校に初等科のみを置き、湊川以西の兵庫一圓四十四ヶ町、八千八百戸、二万四千五百人の地域を第三小學區とし、永澤町の兵庫小學校を本校として、三小學科を併置し、大路（永澤町）・湊南（湊町）・七宮（北宮内町）・湊西（西出町）・明親（切戸町）及び和田（和田崎町）の六分校に初等科のみを置き、附近村落中、荒田・奥

平野・石井・夢野・烏原の五ヶ村をば八部郡の第一小學區として、湊山小學校及び同分校を設置し、同郡長田村を第二小學區として、長田小學校及び同分校、同郡御崎・今和田新田・吉田新田・東尻池・西尻池の五ヶ村を第三小學區として眞野小學校、同郡駒ヶ林・野田二ヶ村を第四小學區として駒野小學校、葺合村一帶を菟原郡第一小學區として雲中小學校を本校とし、別に二分校を設置することゝせり。而して此等諸村落に在りても、三科併置校は神戸と同じく一學區一校宛にして、學區によりては初等中等二科併置校をも設け、或は林田村の如く進級學校を設け、中等高等併置校に代へしもありて、一定せざりしが如し。然るに翌十六年十一月神戸の三小學區に設置の小學校數又改まり、三科併置校數は從來の如く三校なりしも、第一小學區設置の五分校中、穴門及び下六兩分校を廢し、新に山本分校を山本通二丁目に設けて合計四分校とし、もと一分校のみなりし第二小學區には、新に相生町に枝ヶ尻分校を設けて合計二分校とし、もと六分校を置ける第三小學區には、新に湊東（東出町）及び中ノ島（新在家町）の二分校を增設して、合計八分校を置くことゝせしが、十八年二月第一小學區に下六分校（下山手通六丁目）を復舊設置したれば、神戸全區の小學校は茲に合計十八を算することゝなり、就學兒童數も之を明治十二

年に比し約二千八人を增して總計五千八百人を超え、就學步合は此六年間に、百中の四十三人〇一より五十五人一八に增加せり。

學區廢止

明治十九年四月小學校令新に發布せられて、小學校は高等及び尋常の二科に分れ、同年五月の文部省令にて、地方の狀況に從ひ簡易小學科を設置するを得ることゝなりしを以て、神戶にては同年十二月第一第三兩小學區に尋常小學各一校、簡易小學各三校を設け、第二小學區には尋常科・簡易科各一校を設け、三學區を通じ高等小學一校を設くることゝせり。然るに翌二十年一月三戶長役場の廢止と共に、從來其等役場管轄區域と同地域に設定せられし學區亦廢止となりしかば、神戶區全部は一學區として、高等小學二校、尋常小學四校、簡易小學七校を維持することゝなり其經濟共通となれり。然れども十數年間學區制に慣れ來りし市民中には、俄に舊套を脫するを欲せず、學區制の廢止を以て敎育の進步を阻礙すとなし、舊制の復興を希ふ者多かりしこと、亦人情已むを得ざるものならむ。

學區の復舊

明治二十二年市制實施せられ、神戶市の學事は市長の統轄の下に市役所庶務課の管掌する所となりしが、此時葺合・荒田二村の市に編入せられしを端緒として、學區問題は茲に偶然の解決を得たり。葺合村はもと菟原郡第一小學區に屬

し、同村の雲中小學校は明治六年四月の創立に係かり、始め熊内村法西寺に假設せられて熊内小學校と稱し、明治七年熊内橋西詰に移り、十四年に至りて小野新田に分校を、中村に支校を設け、其後筒井及び脇濱にも分校の設置を見しが、本校は十九年三月小野柄橋西詰の新築校舍に移り、散在せる諸分校を併せ雲中小學校と改稱す。即ち後の生田川小學校是なり。然るに同村の新に神戸市に編入せらるゝや、其普通教育機關の經營を直ちに在來の神戸と共通ならしめ難き事情あり、加之葺合村と同時に市に編入せられし荒田村は、其編入後も依然八部郡第一小學區との聯合を解かざりしを以て、市民中には之を機として學區分立の必要を唱ふる者多く、遂に葺合村を第一小學區、神戸部を第二小學區、湊東部及び荒田村を第三小學區、湊西部を第四小學區となし、以て當該學區尋常小學校の設立維持に當らしめ、高等小學校をば、第一第二の二學區聯合にて一校、第三第四の二學區聯合にて一校を設立すべしと建議する者ありて、神戸市會は同年十一月之を可決し、幾もなくして之を實施し、二十三年又小學校令の改正ありしに伴ひ、神戸には神戸尋常高等小學一校と、元三（元町通三丁目）・元四（元町通四丁目）の二分教場、及び宇治野尋常小學校を設け、葺合には雲中尋常高等小學一校、湊東には湊川尋常高等小學

一校と東川崎・坂本の二分教場を、湊西には兵庫尋常高等小學一校の外に、永澤・明親・東出・和田崎の四分教場を設けたり。

學區會の開設と區有財産

明治二十二年十月區有財産と學校關係の財産との兩者を議する目的を以て市内に葺合・神戸・湊西三區會の設置を見しが、二十五年十一月此三區會以外に學校關係の財産のみを議する湊東區會を新設し、同時に四學區に設くべき學校數を五と定む。 然るに偶、兵庫縣知事よりして、神戸市に設くべき尋常小學校數を六とし、之を葺合村・北長狹通四丁目・宇治野町・上橘通四丁目・永澤町及び和田崎町に設置するの可否を諮問するありしかば、市會は和田崎町に設くるの要を認めずとて、校數を五とするの可なるを答申し、二十六年四月此答申の趣旨により、明治二十二年以來不用に屬せる七簡易小學校中、三を神戸に、三を湊西に、一を湊東に引繼ぎ、雲中尋常高等小學校敷地・建物・圖書・器具等をば、聯學區より之を葺合區に引繼ぎ、雲中小學校の積立金をば、學事通則によりて之を同校の基本財産となせしを以て、葺合區は茲に財産として、學校敷地五反二畝、校舎五棟、現金八千餘圓を有することゝなれり。 其他の學區には葺合區の如く現金を所有せるはなきも、神戸區の學校敷地六反二畝十二歩、宅地三百八十二坪、校舎十三棟、其建坪七百

十一坪、湊東區の敷地四反四畝五歩、建物八棟二百八十三坪、湊西區の敷地七反四畝建物五棟、六百六十六坪は、各當該學區の區有財産となれり。

學區會の增設と學校の增加

湊西區は其地方學事通則による區會を有する點に於て他の學區と異るなかりしも、同區會が市制による共有財産の保護管理を爲す能はざるは、同區住民の往々不便を感ずる所以なりしを以て、明治二十八年六月の市條例にて之を改め、葺合・神戸・湊東・湊西四區會を設けたり。 然るに翌二十九年四月八部郡湊村・林田村幷びに同郡須磨村の内の池田村は市に編入せられしかば、舊湊村の區域に湊區會を、舊林田村と池田村との合併區域に林田區會を設け、神戸市學區の總數爰に至りて六となる。 併合以前湊村に一小學校、林田村に二小學校あり。 湊村の湊山尋常小學校は明治六年六月奧平野・石井・夢野三村共同にて石井村に創設せしものにて、八年奧平野村に移りしが、明治十五年烏原・荒田二村の奧平野・石井・夢野・三村と合して新に一學區となるや、六年七月以來存續の烏原小學校は湊山小學の分校となり、十七年本校に併せらる。 而して二十年湊山小學校に併置せし簡易科は、二十三年十一月同校尋常科に併合せられたり。 林田村の眞陽尋常小學校は二十年十一月の創立に係かるものなるが、同校創立以前には村内に眞野・

長田・西野及び駒野の四小學校あり、眞野小學校は六年八月東尻池村寶滿寺内に創設せられ、十五年二月初等科のみの學校となり、卒業者は駒ヶ林進級學校に入る制度となりしが、二十年十一月に至りて廢校となり、兒童は新設の眞陽尋常小學校に收容せられたり。　長田小學校は明治六年九月長田村福聚寺内に創立せられ、十四年支郷西野の分校に下等科のみを置くに對し、上等科のみの學校となり、十五年二月新に民家を購入し、福聚寺よりして移轉し、四月初等科のみの學校となり、十六年四月中等科を併置し、十七年再度移轉の後、二十年四月廢校となり、生徒は眞野小學校に收容せらる。　一時長田小學校の分校たりし西野小學校は、明治六年十一月獨立の小學校として創立せられしものにて、十九年に至り又獨立の尋常小學校となれり。　駒野小學校は明治六年九月駒ヶ林村に創立せられ、十五年四月中等・高等二科を併置して駒ヶ林進級學校と稱し、林田區内の初等修了者を收容せしが、十八年三月駒野小學校と改め、初等科のみを置けり。　十九年四月東尻池外十七ヶ村聯合にて、西代村に攝西小學校を設立し、聯合諸村内の小學校を廢止せむとせしも、此等諸村は一小學校の設置區域としては廣きに過ぎたれば、該計畫は遂に實施を見ずして止めり。　これ林田村にて新に眞陽小學校

を設立せる所以にして、二十年三月先づ駒野小學校を廢し、四月長田小學校を廢し、兩校の兒童は之を眞野小學校に併せ、ついで十一月眞野校をも廢して、其兒童をば同月新築落成の眞陽尋常小學校に併せたり。されば二十九年四月の市域擴張により、神戸市小學校は湊山・西野・眞陽の三を加へて合計八校となり、内高等科併置のもの四校ありしが、翌年眞陽小學校に、翌々三十一年湊山小學にも高等科を併置するに及びて六校となれり。

市制實施後二十九年迄の就學率の消長

神戸市内の小學教育は斯くして年を逐ひ整備の域に進みしが、飜りて市制實施より明治二十九年迄の學齡兒童就學率の消長を見るに左表の如し。

年次	就學兒童男女合計	學齡百中就學步合	年次	就學兒童男女合計	學齡百中就學步合
明治二十二年	九、一五六	四七・四七	同　二十六年	一一、六三三	四二・二六
同　二十三年	一一、九七六	四八・五八	同　二十七年	一三、二五八	四八・〇九
同　二十四年	一二、〇三九	四六・四二	同　二十八年	一二、六二四	四八・六〇
同　二十五年	一二、二〇一	四六・一一	同　二十九年	一五、六五九	四八・九〇

明治二十六年の就學步合前後數年に比し最も低きは、蓋し前年末より引續ける市況の不振と、此年學區の改正に伴ふ增改築の著手が授業上の不便を齎せると

により、就學率の下降せし故なるべく、日清戰爭の起れる翌二十七年以後市況の振ふや、就學步合も之に伴ひて漸次增加するに至れるなり。

三十年乃至三十三年の就學率

明治三十年に至り就學兒童は一万六千人に達し、爲めに學校の增築及び改築を促すに至りしかど、同年の就學步合は四十七人三五にて、前年より却りて一人五五を減ぜしかば、市は就學督勵の爲め種々の方法を講ぜしに、三十一年には就學兒童一万九千人にして前年に比し激增を見、眞陽・湊川兩校の改築成り、兒童收容力大に增加し、三十二年には就學兒童二万人、就學步合五十九人四六となれり。而して一學級を編成すべき兒童數には、從來一定の制限ありしも、其墨守を許さざる事情ありて、實際に於ては區々に流れしが、二十九年以後は平均五十人を以て一級を編成することゝ定め、男女兒童級を異にして敎授することゝせしも、湊山・眞陽・西野・宇治野の四校は兒童數少なかりしを以て、男女合併級を編成せり。

市敎育上の新紀元

明治三十三年は神戸市の普通敎育上に新紀元を劃せる年なり。從來神戸市の六學區は區每に高等科併置校一、尋常小學校二と其分敎場とを置きしが、就學兒童の增加と小學校令の改正による一學級兒童數の制限とは、敎室の不足を感ずること愈〻甚しからしめ、分敎場の獨立擴張のみにては此不足を緩和し得べく

もあらざりしかば、市は前年より學校增設を企て、三十三年四月諏訪山尋常小學校（開校當初は神戸尋常小學校と稱す）を落成し、九月生田川尋常小學校を開校せしのみならず、同月東川崎・橘・明親・入江の四分敎場を獨立せしめて尋常小學校となし、同年中の新設六校に及びたれば、市內小學校の總數は茲に十四となり、就學兒童は一万九千にて前年より約千人を減じたれど、就學步合は七十九人五となり、前年に比し百中二十人の增加を見、未曾有の高率を示せり。翌三十四年に至り市は又七校を增設して總數二十一となせしも、此中制限を超えて一學級に、六十八人乃至七十人を收容するの已むを得ざりしもの神戸校外八校に達せしは、以て敎室の不足の如何に甚しかりしかを示すものなり。

二部敎授の實施と學事振興

斯く神戸市は其財政上就學兒童の逐年增加に應じて小學校を增營すること能はざりしより、明治三十五年窮餘の一策として、雲中校外六校の尋常一二兩學年に初めて二部敎授を行へり。蓋し市長坪野平太郎の立案する所にして、全國に先鞭を著けたるものなるが、同市長はなほ曩に三十三年を以て庶務課より獨立せる學務課を敎育課と改め、小學校敎育を刷新し、就學督勵員を置き、水道巡視及び掃除巡視をして就學督勵を兼ねしめ、視學事務書記を置きて、普通敎育及び

社會教育を視察せしめたり。三十六年の就學歩合が九十二人三八となり、前年より四人三九を增せるは、此等の施設蓋し與りて大に力ありしならむ。明治三十七年には市內小學校の數增加して二十四となりしも、就學兒童亦同時に增加して約三万人となりしかば、全市の小學を通じ、尋常一二兩學年には悉く二部敎授を行ふことゝせしが、中には第三學年の一部にも之を施行するの必要を見し學校もありき。就學歩合は二部敎育の實施擴張によりて九十二人八に達するを得たり。三十六年私立夜學校九校を市立小學校に附設して、晝間工場通勤者を收容せしを、三十七年更に三校を增して總計十二校となせる、亦以て敎育普及方法の一端と見るべし。

二部敎授學級の增加

一たび高率を示せる就學歩合は、三十八年減じて八十九人七八となり、翌三十九年には更に大に低下して八十一人五三となれり。これ或は學齡簿整理の結果たるあらむも、戰後市況の大繁昌が工業を發達せしめ、延きて幼年勞働者を吸收する多大なりしこと、又其一因をなすならむ、今之を詳にし難し。然れども就學歩合の減退に反し、三十八年二万九千六百なりし就學兒童數は、三十九年に三万二千八百人となりしかば、講堂・應接室・敎員室等を利用して敎室となし、以て收

容力の增加を計りしに拘はらず、二部教授の必要益〻加はり、總學級五百五十中、これによるもの實に二百四十學級の多きに至れり。　但し此二部教授による學級の斯く多かりしは、一は敎員の不足にも基因せるものにて、戰後我邦企業熱一般の勃興に伴ひ、神戸市の事業界亦大に振ひたれば、小學校敎員中、職を轉じて之に走る者あり、神戸市物價の不廉亦此等敎員轉職の一因となりしが如くにて、平年に於てすら一ヶ年百名を超ゆるを例とせる小學敎員の變動は、三十九年に於て特に著しく、敎員四百六十六名中、缺員百四名ありしに加へて、更に百五十名の退職者を出し、其補充困難にして、敎育上の支障極めて大なりき。　されば敎員優遇法の制定を叫ぶ聲、此年よりして俄に喧かりしも亦故なきにあらず。

就學率の增加と學校の增設

人口に伴ふ學齡兒童の增加と共に就學者亦年々增加し、四十年以後大正七年迄に、就學兒童は三万七千五百人より六万八千七百人となり、就學步合は同一期間に九十人六六より九十八人四八となれり。　即ち左表の如し。

年次	就學兒童男女合計	學齡百中就學步合	年次	就學兒童男女合計	學齡百中就學步合
明治四十年	三七、五一九	九〇・六六	大正二年	四六、九七二	八六・七一
同　四十一年	四一、三七三	九一・五九	同　三年	五一、〇九七	九七・〇七

同　四十二年	四四、八五三	九四・九三	同　四　年	五三、〇二二	九八・二五
同　四十三年	四九、八六七	九三・四九	同　五　年	五九、三五五	九八・一三
同　四十四年	五〇、二九四	九二・二〇	同　六　年	六五、五二八	九八・七四
同四十五年 大正元年	五〇、九五九	八八・一六	同　七　年	六八、七一四	九八・四八

大正七年の市立小學校

かゝる就學兒童の增加は學校の增設を促し、明治四十一年に荒田・北野・永澤（四十三年本校を廢止して新に兵庫高等小學校となし大正四年永澤尋常高等小學校と改め同五年兵庫女子尋常高等小學校と稱す。）御幸（大正元年廢止）の四尋常小學校、四十二年に濱山尋常小學校、四十三年に若菜・中道の二尋常小學校、四十五年（大正元年）に下山手尋常小學校、大正四年には川池・平野の二尋常小學校、大正五年に筒井・遠矢・長樂の三尋常小學校、大正七年に水木・眞野・二宮の三尋常小學校の新設あり、大正七年に於ける市内の小學校は斯くして葺合區に尋常高等一校、尋常六校、神戸區に尋常高等二校、尋常五校、湊東區に尋常高等二校、尋常四校、湊西區に尋常高等二校、尋常九校、湊區に尋常高等一校、尋常一校、林田區に尋常高等一校、尋常五校、總計三十九校を算するに至れり。然れども二部教授によれる學級數は此等新設により毫も減少を見ることなく、却りて年々增加し、明治四十年に總學級六百十一中、二部教授學級は三百十四なりしに、大正七年には市內小學校總學級千三十八

中、二部教授によるもの五百學級を算するに至れり。

學區制維持の困難

就學兒童の斯く底止する所なき增加は、市が從來實施せる學區制の維持をして困難に陷らしめたり。市內六學區中、區有財產の比較的裕かなるは神戶區にして、湊東・湊西二區之に次ぎ制限內の率による賦課を以て、尙ほ相當なる施設を爲し、且つ區債償却の途を講ずるを得しも、其他の三區に至りては、必要なる施設改善を爲すことすら容易ならざる狀態に在り。就中湊・林田の二區を最も甚しとせり。蓋し中央學區なる神戶・湊東・湊西の三學區とても、區內人口の增加著しかりし時代には、財政に餘裕なかりしが、人口增加の餘地の減少に伴ひ、其財政も之を周邊諸學區に比して、稍ゝ餘裕を見るに至りしものにて、周邊諸學區に在りては、其財政に餘裕少く、人口の急激なる增加に伴へる就學兒童の激增に應ずること能はざりしなり。而して學區によりて斯く敎育費の負擔に輕重あり、敎育上の施設に差等あるは、これ明かに學區制の弊を示すものなれど、さりとて事情の直ちに學區制を廢止し能はざるありしを以て、市は先づ最も窮乏を告ぐる學區の困難を救はむが爲め、明治三十六年學區經費補助方法を規定せり。然れども當時と雖、限ある市の財力を以てしては、十分に窮乏諸學區敎育施設の缺陷を補

ふを得ざりしが如し。　明治四十一年改正小學校令の實施により、義務教育年限に二ヶ年の延長を見ることゝなり、市は爲めに更に普通教育費增加の必要に迫まられしが、市の教育費は是より先き明治三十九年に既に四十五万圓に達して三年前の倍額となり、四十年には全市小學校二十五中、高等小學併置校二十一を算し、小學教育費は五十二万圓に達して、市費歳出額の四分一强を占め、これ以上に擴張せむこと、市の財政上至難なるに至れり。

學區制廢止問題

是に於て兵庫縣知事は、明治四十一年度よりして神戸市學區制を廢止せしめむとし、四十年十二月之を神戸市會に諮問せしに、市會は調査委員を設けて、諸都市の先例と神戸の實情とを調査し、大體に於て學區制の廢止を是認し、尋常小學校の經費を市の負擔とし、高等小學校のみを依然學區の經營に屬せしむると共に、區をして學校基本財産を管理せしめ、區公借金をば公借當時の償還計畫によりて、其義務を濟さしむべしと決したれど、學區費の主要基礎たる家屋稅に關し、論議紛々たるものありて、其改正を見ること容易ならず、從ひて學區制に改變を加へ難き事情ありしかば、委員會の決議は遂に市會の承認を見るに至らずして止めり。

市の補助と

然るに此明治四十一年度よりして神戸市の教育費年額は、改正小學校令に基

づく義務教育年限延長實施の爲めに、五十七万圓を要することゝなり、之を前年に比するもなほ五万圓の增加を見るに至り、各學區の財政困難愈〻甚しかりしかば、市は曩に制定せる補助規程により、大正二年迄に合計七万圓を各學區に補助せしが、大正三年七月此規程を廢して、新に市立小學校建設及設備費補助規程、同施行細則を制定し、學區にして制限の超過六錢以上なる特別家屋税を賦課するも、尙ほ小學校建設費及び設備費を支辨する能はざる時は、其不足額の十分の五以内を市より補助することゝせり。然るに六學區の經費總計は、大正四年に六十八万圓を算して、市制實施の初に比し二十倍以上となり、大正六年には百万圓に垂んとし、學區の財政愈〻困難となりしを以て、市は大正六年度には二十万圓を、翌大正七年度には約百万圓を補助せざるべからざる狀態となれり。

學區制の彌縫

神戸市學區制彌縫の困難此の如くなりしかば、兵庫縣知事は大正六年再び該制の廢止を市會に諮問し、此諮問案は五月十七日市會に上議せられ、調査委員附託となり、委員は翌七年二月二十六日調査を了り、市會に報告して曰く、諸學區の施設を觀るに、湊區には七十八人以上の兒童を收容せる學級少からず、又校舎の腐朽して危險に瀕せるあり、湊東區には敎室少く、採光換氣設備の不完全なるもの

學區制廢止諮問と學區の施設狀況

あり、葺合區の小學校は特別教室を缺き、高等二年及び尋常六年の各學級は七十人以上を收容し、尋常三年以下に二部教授を行ひつゝあり、湊西區にも亦特別教室の設けなく、職員室を教室に假用せるあり、尋常三年以下には二部教授を行へり、林田區にては八十人以上を收容して一學級とせるあり、職員室を缺くもあり、而して尋常科全部に二部教授を行へり、神戸區は其設備爾餘の諸學區に比し稍〻優るものあれど、而かも尙ほ二部教授を全廢する能はざる狀態に在り、大正七年度の市內就學兒童は、之を前年度に比し、四千六百人を增し、學級は之が爲めに九十六を增すべく、此增加兒童の爲めのみにても、五小學校を新設せざるべからざるに、若し之に加ふるに前年來不足せる教室補充を以てせむか、增設を要する普通教室の總數二百四十八に達すべく、之を支辨すべき多額の財源は、學區制により到底見出し能はざる所なり、されば速に六學區を統一し、設備の完全を圖るは、市の教育上の急務なりと。

學區廢止

此調査の市會に報告せらるゝに先だち、學區制廢止に關して、市會と同じく兵庫縣知事の諮問を受けし諸學區中、葺合・湊・林田三區會は同制廢止に贊成せしも、爾餘三區會は之に反對を表せしが、市會の大勢既に學區制の廢止に傾き、委員の

調査報告も四月十二日の市會に於て承認する所となり、直ちに知事に答申せられしかば、知事は七月二十三日小學校令により分割せる神戸市の六學區をば、大正七年度限り之を廢止し、各學區に於ける教育關係一切の財産及び權利を無償にて市に引繼ぎ、同時に區の負擔せる債務をば、無條件にて市の負擔となすべき件につき、市會に諮問案を發し、十月二十八日市會は之に對して支障なしとの答申をなせしかば、多年の懸案たる學區統一問題は、茲に其解決を見るを得たり。

學區統一善後

學區統一は其目的とする所、從來の教育上の施設を改善すると共に、二部教授を廢止せむとするにありて、而して二部教授の廢止には、當時の市内小學校教室總數七百九十の外に、新に二百四十八教室を必要とすべきを以て、一校の普通教室數平均二十の外に、特別教室四、講堂兼雨天體操場一を設備すと假定し、十三校の新營費を約二百万圓と見積り、大正七八兩年度に亙りて此擴張を實施することゝせしが、此新營費以外に、區債中償還を要するものを合せば、總經費約三百万圓に達すべきを以て、其財源として大正七年度に利率年六分、額面三百万圓の公債を發行して、其償還財源を家屋税に求め、大正十年度より同二十九年度迄に其元利全部を償還せむと計畫せり。

神戸市には義務教育の補助として市の經營する夜學校あり。蓋し神戸市は早くよりして其市民中に多數の勞働者を含めるのみならず、幼年職工を使役する工場多きが爲め、就學の督勵極めて困難なるは當然なるを以て、市は明治三十六年を以て市立小學校に附設するに、修業年限三ヶ年の私立夜學校を以てし、市費又は區費を以て經費千六百圓づゝを補助することゝし、其教育の方針としては、十一項の規程を定め、小學校令第一條の趣旨を遵守し、特に道德及び日常生活に須要なる智識の賦與に努力せしめ、其管理は市立小學校長をして之を兼ねしめ、學科を修身・國語・算術とし、優良教員をして此授業に當らしむることゝし、かくて同年後半期より開設せるもの九校に及びしが、生徒の募集方法としては、先づ工場主に就きて幼年職工の入學を勸誘し、市立小學校兒童をして、各自近隣の不就學者を勸誘せしめ、或は吏員を職工の家庭に派して、不就學兒童の入學を勸奬せしめしが、勸誘其功を奏し、志望者甚だ多く、入學者千三百人に達したり。此夜學校は爾後次第に其數を增し、明治四十年には十六校五分教場に二千二百人を收容し、其成績頗る擧れり。大正二年に至り當時現在の夜學校二十二を廢合して十六校とし、全然市費支辨によらしめしが、爾來卒業生を出すこと每年六七百

て後者は二十一年永澤町に新築移轉せしも、三十一年四月より市營となり、兵庫尋常高等小學校に附屬し、三十五年四月獨立して市立兵庫幼稚園と稱す。　以上二園の外に、市は明治四十五年更に楠町五丁目に一幼稚園を設立し、之を市立楠幼稚園と稱せり。　此等市立幼稚園の收容兒童數は明治三十五年に百人、大正元年に二百五十八人、大正七年には三百人あり。

私立幼稚園

以上の外幼稚園中創立の古きものに、明治二十二年設立の頌榮幼稚園あり、神戸敎會の婦人信徒中、幼兒保育の切要を認めし者、或は雛人形の衣服を縫ひ、或は有志者より古器物の寄附を得て、之を米國に輸出し、斯くして基金稍、成れる後、米國人アンニー・エル・ハウ孃を招き、米國婦人傳道會社の寄附金をも仰ぎて開設せる所に係かり、其經營は明治三十六年神戸敎會婦人會より米國婦人傳道會社に移れり。　開園以來大正七年に至るまでの保育兒童數は七百人を算す。　頌榮幼稚園に次ぎては、二十二年設立の同文學校附屬幼稚園、明治二十八年吾妻通五丁目に設けられし善隣幼稚園、三十六年下山手通七丁目に設けられし聖家族幼稚園、三十七年中山手通四丁目に設立のランバス記念幼稚園、三十八年和田宮通六丁目に設立の鐘ヶ淵紡績會社經營に係かる兵庫幼稚園等の外、四十年以後には

信成・平安・兵庫北部・清風・二宮・東尻池幼稚園・同第二幼稚園・昇天・城ケ口・日本精華女學校附屬等の十幼稚園を增したれば、大正七年に於ける私立幼稚園は合計十六、其園兒は一千五百八に達し、之を明治四十二年に比し二倍半となれり。

師範傳習所創立

小學校創設の際には教員の等級を規定し、助教を大中小の三階級に、助手をば初めは二等に、其後三等に分ち、其任用はいづれも學區取締及び學校世話掛等の推薦によることゝせしが、任用せられし教員の多數は、寺子屋の師匠、若しくは僧侶なりしといふ。從ひて教授法の如きも未だ具備せざりしは言を俟たず。明治七年十月に至り兵庫縣師範傳習所を元町三丁目に設け、兵庫縣管下町村より傳習生を選拔入學せしめ、且つ學校教師中、成績優良なるものを拔きて、東京師範學校に入り教授法を傳習せしめ、習得の上は、更に之を神戸の小學校教師一般に傳習せしむる等の制を設けたり。

神戸師範學校

神戸師範傳習所は明治十年一月姫路及び豐岡の兩師範學校を併せて神戸師範學校と改稱し、同年十一月下山手通(今の縣立高等女學校所在地)の新築に移り、寄宿舍をも設け、實地教授の練習をば、十一年附屬小學校の開校まで、元町三丁目の神東學校に於て之を行へり。明治十七年生徒の入學年齡二十一歲以上とあ

るを改めて十八歳以上とし、明治十九年文部省令により兵庫縣尋常師範學校と改稱するや、生徒の制服を一定し、明治三十二年七月に至りて武庫郡御影町に移轉せり。

神戸の小學教員

神戸の小學校教員は明治七年七十一人にして、明治十五年に百人となり、明治二十一年には訓導五十二人、授業生七十人ありしが、此年縣令を以て尋常科假教員免許の制を設け、以て教師補充の途を開く、女子の教員となれるも此頃よりなり。明治二十五年には訓導百二十五人、授業生三十四人、三十年には正教員百八十六人、准教員四十六人となり、四十年學制改正せられて、教員を本科正教員、尋常本科正教員、專科正教員、准教員及び代用教員に分つや、神戸市の教員總數五百九十七名中、正教員四百十七名にして、其他は准教員及び代用教員なりしが、大正元年には教員七百二十三名中、正教員六百五十七名にして、此中女教員百四十六名に達し、大正七年には正教員一千名、准教員及び代用教員は僅に十一名にして、正教員中二百十一名は女子なりき。

教員の待遇

明治七年に於ける神戸の小學教師の俸給は、大助教月俸十二圓を最高として、二等助手の四圓を最低とせしに、明治二十年には平均月俸訓導十二圓七十錢、授

業生四圓八十錢となれり。されば此十數年間には教員の待遇に大なる差異なかりしが如し。其後明治三十年に正教員平均十六圓七十錢、明治四十年に二十五圓二十五錢、大正七年には三十五圓六十錢となり、市內教員俸給總額は明治二十年に七千五百圓、明治三十年に四万五千圓、明治四十年に十五万五千圓、四十二年に十九万圓、大正四年に二十七万圓、大正七年には四十五万圓となれり。小學校教員の優遇につきては、神戶市、市內各學區、并びに教育團體等深く之に留意し、諸種の方法を講せり、明治三十四年より小學校教員一人平均一圓六十錢の住宅料を支給し、明治四十二年に之を增額して三圓とし、大正三年更に增して四圓とし、大正七年に六圓とし、二部教授開始以後は、其擔任教員に對して月額手當を支給し、其勞を犒へる等是なり。神戶市物價の他の諸都市に比して特に不廉なるは、神戶市が此等教員優遇に關し、常に他都市に先鞭をつけし一因たらずんばあらず。

市及び區學務委員并視學

神戶に初めて學務委員の置かるゝや、學校每に之を設くる制なりしに、明治十五年委員の職掌を改め、之を一學校に限らずして、學區全體に亙らしむることゝせり。其後十八年八月の教育令改正と共に、學務委員一たび廢せられしに、明治

二十六年に至り又神戸市學務委員條例の制定あり。其人員を市會議員中より四名、市參事會の選任による市公民八名、及び市長の選任による小學校敎員四名合計十六名とし、之を葺合・神戸・湊東及び湊西の四學區に四名宛配當し、同年四月より之を實施せしが、二十九年湊・林田二學區の加はるに及び、市公民より四名、敎員より二名の市學務委員を增員して總計二十二名となせり。其後政府の地方學事通則を發布するや、神戸市は之に基づきて三十三年三月三十日新に神戸市學務委員組織及び任期規程を定め、定員は舊に依りしも、任期四年を改め、市會議員にして市會の選出に係かる委員の任期を議員在任中とし、市公民よりの委員を三ヶ年とし、敎員よりする六名の委員のみは其任期を定めざることゝし、同年四月より之を實施し、同年十一月八日には始めて區學務委員條例を制定し、葺合・湊・林田三區に各〻三名、湊東區に四名、神戸・湊西二區に各〻五名の委員を置き、區毎に委員中の一名をば必ず市長の選任する敎員を以て之に充て、殘餘は市公民中より市參事會之を選任することゝせり。然るに翌明治三十四年四月又學制の改革ありしかば、市學務委員制も之に伴ひて變更あり、定員減じて市會より二名、市公民より六名、敎員より二名、總計十名を出すことゝ定まりしが、五月には神戸市

學務委員職務規程亦定まり、區學務委員は學區内便宜の小學校内に毎月三回以上集合して區の學務を處理し、市學務委員は毎月一回市役所に集合して市の學務に與ることゝなり、三十七年四月には、市學務委員規程中、市制に違反せる廉ありとて、改めて名譽職市參事會員互選によるもの一名、市會議員より二名、市公民より五名、敎員より二名を擧ぐることゝせり。其後大正二年一月更に區學務委員條例の改正あり、區會議員・市公民・敎員を以て各區學務委員會を組織することとし、湊區三名、葺合・湊東・林田三區各五名宛、神戶・湊西二區各六名宛を以て定員とし、踵いで二月市學務委員條例をも改正し、名譽職市參事會員より二名、市會より二名、市公民より四名、敎員より二名を擧ぐることゝせり。市が吏員をして學事を視察せしめしは明治三十四年に始まれど、當時は敎育課の書記をして視學の職務を兼ねしめしに過ぎず、而かもそれすら暫時の施設たるに止まりしが、明治四十四年に至り始めて視學職務規程の設けあり、同年八月視學一名を置き、大正六年之を增員して二名となせり。

學校衞生と校舍

學校衞生に關する事項中、校舍の建築につきては、明治十年神戶に開かれし兵庫縣敎育會議に於て既に法規の定まるありしも、直ちに實施せらるゝに至らざ

りしが、明治二十二年頃より市當局者亦特に此に留意し、教室の採光換氣を顧慮し、兒童の保健を圖れり。然れども神戸市の校舍は悉く木造にて、設備に遺憾多きこと久しかりしが、大正五年諸物價の騰貴以來、木材の價格殊に著しく昂上し、從ひて木造小學校舍の新築困難となるに及び、木造よりも久きに耐へ、且つ衞生的なる洋館建築を可とするに至りしかど、大正七年には未だ此計畫を實現するに至らざりき。

専任校醫と學校醫會

市內小學校に校醫の置かれしは明治二十七年七月に始まり、每月數回小學校に出張して學校衞生を監視し、救急治療に從ひ、傳染病流行に際しては、豫防消毒法を校長に開陳し、意見を市長に申告し、年末には一ヶ年の衞生狀態を報告する等を其任とせしが、翌二十八年より兒童の體格檢査をも行ひ、二十九年天然痘の流行するや、始めて學校にて兒童及び職員に種痘を施こし、其傳染阻止に力めたり。三十一年學校醫設置に關する文部省令の發布あるや、市は此規定に準じて新に校醫を囑託し、體格檢査の外、春秋二期の種痘を行はしめ、又同年始めて兒童の眼疾を檢査して多數のトラホーム患者を發見せしを以て、直ちに其豫防法を講じ、各學校內に治療所を設け、患者たる兒童の爲め、特別の便所・手洗場・腰掛等を

新設し、洗眼所を設け、且つ家庭と聯絡して其治療根絶に力めしが、其效果は顯著ならず。　明治三十六年兵庫縣は訓令を下し、教室の定期大清潔法施行を命せしかば、市は市內小學校をして每月二回以上之を行はしめ、校醫の學校視察をも每月二回以上とし、其結果を校長に報告せしむることゝせり。　然れども之を要するに囑託校醫により學校衞生に遺漏なきを期するの不可能なること明なれば、市は同年十月先づ神戶區に專任學校醫一名を置きて、神戶尋常高等小學校外四校を擔任し、日々巡視せしめて頗る其效果を擧ぐるを得たり。　蓋し本邦に於て專任小學校醫を置くの嚆矢なりといふ。　而して翌三十七年には學校醫に關する職務規程をも制定したれど、未だ直ちに神戶區以外の各學區に之を實施するを得るに至らず、已むを得ず大部分は依然として囑託校醫の方法によりしが、大正二年九月に至り始めて各學區に一名の專任學校醫を置くを得たれば、從來の囑託校醫にして解囑となりし者あり。　同年十月學校醫會を再興す、これは曩に明治三十四年一たび設けられ、二年間存續せしものなるが、今之を復興して、每月一回打合せを行はしむることゝせるなり。　大正七年に於ける囑託校醫は二十三名にして、之を明治三十八年に比し四名を增加せり。

市の中等教育

神戸市に於ける中等教育の歴史を顧るに、明治十三年七月兵庫縣は神戸師範學校内に神戸模範中學校を設立し、神戸區の費用を以て其維持經營に充て、先づ十五人の生徒を收容し、十四年七月校名を神戸中學校と改めしも、其後經費支辨の途を失ひ、十六年五月終に廢校となし、爾後十三年を經て明治二十九年四月葺合二宮町一丁目に縣立神戸尋常中學校の設立あり。同校は明治三十二年中學校令の改正と共に神戸中學校と改まり、三十四年四月縣立神戸中學校となり、明治四十一年更に改稱して縣立第一神戸中學校と云ひ、同年四月長田村に設立せるをば縣立第二神戸中學校と稱せり。此等縣立中學校の外には、中學程度にして私立に係かるもの市内に二あり、一は以文學校にして、一は兵庫中學校なり。以文學校は永澤町一丁目に在り、小學校卒業生若しくは之と同等學力ある者に中等程度の學科を敎へ、實務につかしめむが爲め、谷熊次郎の明治二十五年四月仲町二丁目に設立する所に係かり、當初は私塾なりしが、三十三年二月以文學校と稱し、修業年限を三年とし、三十五年五月に改め、四十四年四月修業年限一年の中等學校受驗準備科を附設し、大正六年市は同校に對し奬學金三百圓を交附せり。兵庫中學校は尋常又は高等小學校の修了者に高等普通教育を施さんが爲

め、大正四年川口澄江の會下山に設くる所とす。此二校の大正七年に於ける收容生徒は五百六十人にして、縣立中學校收容生徒は二校合して二千人なり。

女子中等普通教育と縣市立高等女學校

女子教育の機關として市内に在るものに中等普通教育を授くる高等女學校の外、商業・技藝・家政・傳道・音樂等を教授する公私立諸學校頗る多く、其設備の充實は、男子教育に比し遜色なし。高等女學校は公私立合して五校あり。縣立神戸高等女學校は明治三十四年五月下山手通五丁目に開校せしものにて、最初兵庫縣高等女學校と稱し、修學年限五年の本科及び三年の技藝專修科を置き、同年校名を兵庫縣立高等女學校と改め、四十三年縣立神戸高等女學校と改稱し、大正二年技藝專修科を廢して本科のみとせり。定員は創立の際四百人ありしが、爾來再三の增員あり、大正七年に七百五十名と定まる。同年の在學生は六百七十人あり、大正七年迄の本科卒業生九百人、技藝專修科百九十人なり。此女學校の外神戸市亦一公立高等女學校を有す、神戸に適切なる高等女學校を設立して、以て年々增加する高等女學校入學志望者の入學難を緩和すべしとの議市會に起こるや、四十二年二月市立高等女學校設立案市會に提出せられ、調査委員附託となりしが、委員は翌四十三年三月諸般の調査を了し、市立高等女學校設置に關する

調査要項を報告せり、該報告に據れば、市立高等女學校は女學校令の範圍內にて成るべく神戸に適切なる實用的學科に重きを置き、第三學年以上には商業科を加設し、修業年限四年の本科の外、二年の技藝專修科、一年の補習科を置き、皮池を選定して敷地となさむとするものなりき。此報告市會の承認する所となりしを以て、市は翌四十四年六月湊西區湊町外十五ヶ町共有に係かる松本通一丁目所在皮池を借入れ、九月埋立工事に著手し、同年十二月設立の許可あるや、校舍落成迄、市立荒田小學校の一部を假用することゝし、四十五年四月開校せり。當初市は市會の決議を尊重して、四年の本科の外に、三年の實科及び一年の補習科を併置せむとする計畫なりしも、後之を改めて本科及び補習科を置くことゝし、大正二年一月校舍の一部落成するや之に移轉せり。大正七年の現在生徒本科七百人、補習科二十餘人にて、大正四年度以來卒業生を出すこと四百五十餘人なり。

神戸女學院

私立高等女學校中創立の最も古きを神戸女學院とす。明治六年傳道の傍ら花隈町に於て英語聖書の講義に從事せる米國女子宣教師タルコット及びダッドレーの二人、神戸の女子教育甚だ振はざるを慨きて女學校の創立を圖り、明治八年十一月米國傳道會社と神戸の有志との寄附を以て、山本通四丁目に小校舍

を設け、神戸英和女學校と稱し、基督教的精神によりて、智德具備の淑女を養成するを目的として、英語の外に和漢學を加へ教授せしが、明治十二年豫備科及び本科併せて八ヶ年の課程となし、音樂裁縫をも加へ、二十四年學科を改正して二年の豫備科及び各三年の普通科と高等科とを置き、高等科を理科及び文科の二部に分てり。爾來校運年と共に隆に、二十七年には神戸女學院と改稱し、二十九年學科を改正し、高等科は從來通りとせしも、本科を五年とし、三十九年音樂科を加へ、四十一年には修業年限二年の英語專修科を加へ、高等科を四年とし、翌四十二年專門學校令により、高等科をば專門部と改め、本科を高等女學部と改め、修業年限は舊に依れり。大正七年現在生徒は專門部四十人、高等女學部三百人、英語專修科、音樂科合計四十餘人にして、創立以來の卒業生六百人を超ゆといふ。

松蔭高等女學校

神戸女學院の外に基督教的女子教育を授くるもの、松蔭高等女學校あり。明治二十五年一月の設立に係かり、英國倫敦基督教婦人會が、日本婦女子の傳道と教育とを目的とし、神戸在留英國宣教師神學博士ヒユ・ジェームス・フォースに囑して設立せるものにて、初め松蔭女學校と稱し、山本通一丁目に開校せしも、二十五年十月中山手通六丁目に移り、三十二年松蔭高等女學校と改稱せり。學科は

最初本科を四年とし、別に三年の裁縫專修科、各二年の英語專修科と補習科とを置きしが、大正四年改めて五年の本科のみとなせり。創立以來の卒業生二百人にして、大正七年の現在生徒百四十八人あり。

親和高等女學校

基督教主義の女子教育に對して、佛教主義の教育を標榜し、明治二十年十二月に創立せる親和高等女學校あり。同校は僧佐々木祐哲の主唱により、初め元町三丁目善照寺内に設けられ、親和女學校と稱し、和漢文英語・和洋裁縫・家事・經濟等の學科を授け、維持は佛教信徒の寄附によりしが、二十四年に一旦休校となりしを、翌二十五年十一月に至り友國晴子同校名を襲ぎて下山手通六丁目に開校し、二十八年同七丁目の新築校舍に移り、三十年頃よりして校運大に振ひ、三十一年新に修業年限五年の本科及び三年の專科を置き、三十三年に至り一ヶ年の補習科を加へ、三十六年には音樂商業の二科を加へ、三十八年よりは學校新築の爲め、五ヶ年間に亙りて市の補助金合計一万二千四百圓を受くることゝなり、四十一年親和高等女學校と改稱し、新に四年の本科、三年の實科及び一年の補習科を置き、後實科を廢し、四十三年以後は毎年兵庫縣及び神戸市より經費の補助を受けたり。大正七年現在生徒本科及び補習科合計六百人あり。

特色ある諸種の女學校

以上五校の外、女學校の名稱を佩び、中等程度の教育を授くるものに、明治三十三年十月中山手通四丁目に設立の傳道女學校あり、メソヂスト派宣教師ドクトル・ランバス記念の爲めの創設にして、修業年限各三年の本科及び別科を置き、聖書・歷史・國語・音樂等を教授す。兵庫女學校は東出町和田四郎兵衛外四名の盡力により、明治二十四年四月夜學校として開設せしを、三十四年三月湊西區有志者の協議により、夜學部を廢し、博愛女子技藝學校と稱し、女子に適切なる技藝幷びに修身齊家に必要なる學科を授くることゝせしが、三十八年十二月に至り更に一歩を進めて女子に普通及び高等の學術技藝を授けむが爲めに、兵庫女學校と改稱し、本科と技藝科各三年、補習科一年を置き、大正七年の現在生徒百二十人あり。明治三十二年下山手通二丁目に創立の聖マリア女學校は、修業年限十年にして、英・佛語・音樂・裁縫及び圖畫を教授し、大正七年の現在生徒百三十人あり。明治四十一年三月中山手通六丁目に創立の神戸高等家政女學校は、市立神戸小學校明治三十三年以前の卒業女子の組織せる常盤會幹部の發起設立せしものにして、三年の本科、一年の補習科を置き、家政に關する學科を授け、大正七年の現在生徒百五十人あり。明治四十一年大井通に創立の精華女學校は、初め精華學舍

と云ひしを、大正三年十一月精華女學校と改稱せしものにして、本科及び別科各三年の外、一年の準備科及び兼修科を置く、大正七年の現在生徒百三十人あり、同年高等女學校認可申請の手續を爲せり。　次に程度に於ては以上諸女學校の下に在るも、私立女學校として特色を有するものに、鐘紡兵庫女學校あり。　同校は鐘ヶ淵紡績會社兵庫分工場が、同工場女工の教育の爲め、明治四十年十一月同工場内に設けしものにして、尋常科六ヶ年の外に、各三ヶ年の裁縫科及び本科を置き、特殊の教育を行ふものなるが、大正七年には其生徒八百人を算せり。

縣立工業學校

神戸市内にて實業教育中、工業を專とするものに縣立工業學校あり、明治三十五年十一月の設立に係かる。　是より先き前年十一月同校設立案の縣會にて可決せらるゝや、神戸市は其敷地として大開通八丁目にて五千餘坪を寄附したり。同校は三十七年四月先づ建築及び機械二科の生徒を募り、四十三年電氣科を加へ、大正六年より應用化學科を加へたり。　大正七年の現在生徒四科合計三百人にして、同年迄の卒業生約九百人あり。　別に同校は既に工業に從事し、又は將來從事せむと欲する子弟に必要なる教育を施さむが爲め、明治四十五年四月より二ヶ年修了の別科を設け、機械・建築・電氣の三科を置き、大正六年應用化學科を加

へ、夜間教授を行ひ、大正七年現在生徒三百五十八人、同年迄の卒業生四百人に達せり

實業補習教育

商工業を主とせる神戸市に於て、一般商工徒弟に適切なる補習教育を授くる機關を缺くこと久しかりしは、市民の最も憾とせる所なれば、神戸區教育會は此缺陷を補はむが爲め、明治二十二年五月元町四丁目に私立神戸夜學校を開き、三宮町一丁目に其分校を設けしが、市も亦二十五六年頃より同樣の計畫をなし、偶、二十九年湊東區會の實業補習學校設立を可決するありしを以て、同年四月始めて市立湊川小學校に市立湊川實業補習學校を設け、湊東區をして之を經營せしむ、其目的とする所、尋常小學校卒業生若しくは之と同等以上の商工業者の子弟又は徒弟に、適切なる實業的智識技能を授くるにありて夜間に讀書・算術・習字・商業書信・商業地理・英語等を授け、一ヶ年半を以て卒業せしむる規定なり。然るに此等補習學校の生徒逐年增加し、成績良好なりしを以て、三十一年七月曩に神戸區教育會が開ける私立神戸夜學校を神戸區の經營に移して神戸小學校内に設置し、市立神戸商業補習學校と稱し、同時に兵庫小學校内にも兵庫實業補習學校を開設し、湊西區をして之を經營せしめしが、同年湊川・神戸・兵庫の三補習學校に

收容せる生徒合計四百五十八人に達し、爾後も生徒益〻增加し、一時は合計千人に達せることあり。されど中途退學者亦頗る多くして、一ヶ年に六百人の退學者を出せることあり。これ工場通勤者及び一般商工徒弟の轉職頻繁なるにも因れど、此種學校生徒の學力及び年齡にも甚しき差違ありて、敎授上の困難多きこと亦其一因たりしが如し。されば實業補習學校令の改正を機として、市は三十五年四月修業年限を從來の三分一、卽ち六ヶ月に短縮し、學科をば市の產業と密接の關係ある機械・燐寸・商業等を主とし、之を商業及び工業の二科に配し、學力の程度によりて生徒を甲乙丙三級に分ち、甲級には實業敎育のみを授け、乙丙二級には甲級に課せる學科より程度低き實業敎育と普通敎育とを併せ課し、同時に生徒各自に一學科を選擇するの自由を與へしに、此改正以後生徒大に增加したれば、小學校長の補習學校長兼務の制をやめ、專任校長を置き敎務の刷新を計れり。其後此三補習校中、兵庫・湊川兩校は四十二年商工二科を合して實業科と改め、同時に新に普通科を加へ、神戸補習學校は三十八年其學科を專ら商業關係のものとし、之を本科とし、別に豫備科を置き、從來の夜間敎授の外に早朝敎授をも開始し、四十年本科を專修科と改めて豫備科を廢し、四十二年には專修科を實業科と

し、新に普通科を置けり。三補習學校の生徒明治四十年には五十四學級二千五百人に達せしが、大正七年には百三十五學級六千五百人を算せり。斯く神戸市が實業補習教育に努力せること他の諸大都市に優絶するありしは、一般の認むる所なれば、明治三十六年文部省が庶民教育調査を爲すに方りても、神戸の如く實業補習教育に深甚なる注意を傾注せるものあらずとて、小學校の二部教授と共に頗る之を賞揚せり。然るに市は之を以て足れりとせず、大正七年末に至り翌年度より以上三校の外、更に葺合・林田二實業補習學校を開校することゝ定めたり。

神戸商法講習所

兵庫縣立神戸商業學校は市内の中等實業諸學校中最も古きものにして、其前身たる神戸商法講習所は、實に明治十一年の創立に係かる。神戸の商業貿易漸く盛大となり、殊に明治十年以後市況頗に活潑となるや、縣廳にては商業學校設立を計畫し、甲斐織衞專ら其任に當りて、十一年一月北長狹通四丁目に神戸商法講習所を創立せり。此時東京には既に木挽町に商法講習所の設立せらるゝありしかど、神戸の事情は全く範を之にとるを許さゞるものあり、例へば原書に就きての教授の如き、到底神戸にて實行し得ざる所なりしかば、授業は總べて飜譯

書に依り且つ簿記の外に和式帳合法をも授けて、以て神戸固有の商習慣にも適應するを力め、生徒は十四歳以上とし、學科として書讀講義及び諳記には、商業地理・器械學・海陸運輸規則・商業沿革論・結社歴史・商法等を課し、算術は和洋共に之を授け、兵庫神戸名頭・町盡・貿易品名・商人往復書狀・證書々式等により習字・作文・書取を爲さしめ、簿記と併せて兵庫港商人仕來りの略式及び本式帳合を教へ、通貨の雛形を作りて實地練習用に供し、正科の外に夜學科を置き、兩科共に其修業年限を二ヶ年とし、かくて先づ正科に十九人、夜學科に五十人の生徒を收容して授業を開始せしが、同年六月更に分校を兵庫に設け、夜學科のみを置きて神戸商法講習所支店と稱せり。　而して本校は同年元町三丁目に移り、翌十二年には生徒正科七十五人、夜學科百十餘人を算せしが、十四年に至り收容すべき生徒の年齡を十三歳以上と改め、修業年限を延長して三ヶ年とし、學科中に外國語を加へ、同時に曩に十二年十一月神戸區長武井正平等の設立せる神戸英語學校及び十三年藤田積中等の設立せる支那語學校をも該講習所に併合せり。　此英語學校及び支那語學校は共に賦金よりの補助により維持せられ、講習所校舍の一部を借りて教授せり。　翌十五年講習所は新に教則を定め、四年の普通科と二年の高等科

を置き、十六年下山手通四丁目なる共進館を買收して此に移る。

講習所の廢止と縣立神戸商業學校の開設

講習所の經費は主として賦金を以て支辨し、補ふに寄附金及び授業料を以てする定めなりしも、十二年賦金よりの支出困難となりしより、五厘金を以て支辨することゝし、十五年以後十八年迄は主として農商務省の補助によりしが、十九年に至り此補助廢止となりしを以て、爾後は區部地方税よりする僅少の補助と、授業料との外收入の途なきに至りしに、偶、此年商業學校通則の發布あり。講習所は爲めに同年六月一旦廢止となりしも、同月修業年限三ヶ年の神戸商業學校新に開設せられ、同講習所を以て其校舍に充てたり。 此商業學校は二十一年四月橋通二丁目元神戸醫學校跡に移り、二十七年修業年限を改めて四ヶ年とし、三十三年楠町七丁目の新築成りて之に移轉し、翌三十四年兵庫縣立神戸商業學校と改稱し、四十五年三月新に一ヶ年の專修科を設けて中學校卒業生を入學せしめ、大正四年本科を第一部、專修科を第二部とし、大正七年に至り翌八年を以て武庫郡西灘村字原田に移轉することゝ定まる。 生徒定員は最初百五十人なりしも、爾後再三增加し、大正五年には六百人となれり。 商法講習所設立以來、大正七年迄の卒業生を通算せば二千五百人に達す。

市立神港商業學校

市立神港商業學校の設立は大正二年四月にあり。是より先き明治四十年の頃中等實業學校入學志願者激增せしも、縣立神戸商業學校以外には、設備十分ならざる私立實業學校あるのみなりしかば、神戸區にては同年五月神戸實業補習學校內に神戸區費を以て補助する乙種程度の私立商業學校を併設し、私立神港商業學校と稱し、高等小學卒業生をば修業年限二ヶ年の普通科に、中學校卒業生をば一ヶ年の高等科に入學せしむることゝし四十二年四月更に進めて甲種程度となし、三ヶ年の本科及び一ヶ年の補習科を置き、四十三年四月より全部を神戸區の經營に移し、校名を市立神港商業學校と改めたり。然るに是より先き明治四十一年市會の可決を經ながら實行を見るを得ざりし實業學校市營の計畫此頃に至り大に進捗し、大正元年十二月神戸區は金一万五千圓と神港商業學校設備一切とを神戸市に寄附するに決せしかば、翌二年四月より同校愈〻市營に移り、大正五年二ヶ年の豫科を增設し、三ヶ年の本科と合せて五ヶ年の課程とし、大正五年十月松本通八丁目の新築校舍に移轉せり。大正七年の在學生は本科三百三十八人、豫科三百人、補習科八十八人にして、創立以來の卒業生は約六百人を算せり。

育英商業學校

中等程度の商業敎育を授くるもの、以上二校の外に私立育英商業學校あり。明治三十二年十月柳井道民・庄野一英・鈴木謙三の三名相圖り、商業學校入學志望者の爲めに數學・英語・漢文三科講習の目的を以て山本通六丁目に數英漢學會を創設し、三十三年育英義會と改めしも、當初は一個の私塾たるに過ぎざりしが、三十六年頃より生徒漸く增加せるを以て、有志の賛助により四十年校舍を新築し、四十一年初めて中等程度の商業學校となし、大正二年大井通の新築校舍に移り、大正四年七月甲種商業學校となり、豫科本科の外に修業期限三ヶ月の專科をも設け、大正六年以來市より每年七百圓の補助金を受け、大正七年の生徒七百人に達す。

諸種の實業敎育機關

尙ほ同校が明治三十五年短期に修業し得べき珠算科を置くや、其每年二期の募集には多數の志望者あり。　以上の外に神戸貿易青年會設立の商業夜學校は、明治四十四年七月北長狹通四丁目に開校し、修業年限三ヶ年にして英語・珠算・書簡文を授け、大正三年鐘ヶ淵紡績會社分工場內に設立の職工學校は、修業年限を一年とし同工場必須の專門學科を授け、神戸基督敎青年會は大正六年五月乙種程度の青年會商業學校を開設せしが、大正七年に於ける以上三校の收容生徒は四百五十人を算せり。　神戸洋服學校は大正四年五月上橘通一丁目に創立

せられ、修業年限を四ヶ年とし、洋服裁縫を主として傍ら修身・英語を授け、大正七年には四十八人の生徒を收容せり。又特殊の職業敎育として列擧すべきものに神戸訓盲院・神戸盲人技術學校及び聾啞學校あり。神戸訓盲院は明治三十八年六月の創立にかゝり、音樂科六年、普通科五年、鍼按科四年とし、大正七年迄の卒業生二百餘人、神戸盲人技術學校は明治四十五年三月の創立にして、二年の按摩科、四年の鍼灸科を置き、神戸聾啞學校は大正四年九月の創立にして、五年の修業年限內に修身・國語・算術・圖畫・手工・裁縫を授く。此三校の生徒大正七年に百五十八人あり。

神戸高等商業學校

市內最高の實業專門學校たる官立神戸高等商業學校の創立は明治三十六年に在り。是より先き市民は神戸港の貿易逐年隆盛となれるに拘はらず、市內に高等なる商業敎育機關を缺けるを遺憾とすること久しかりしが會〻三十一年開港三十年記念祝典擧行に際し、有志の間に高等商業學校設置の必要唱へられしかば、夙にその必要を認めたる市當局は、同年政府に請ふに高等商業學校を市內に設立あらむことを以てせしに、此稟請幸に政府の容るゝ所となり、三十二年同校設置のこと定まる。是に於て同年十二月神戸市會は同校敷地寄附の件を可

決し、翌三十三年十一月市當局は地を葺合村上筒井(今の野崎通一丁目)に相し、約六万圓を以て一万一千八百餘坪を市民より買收し、別に約五万圓を投じて敷地の地平均工事を施し、道路を改修して、三十四年敷地を政府に献納し、尙ほ同年四月市は同校建物の一部をも建築して之を寄附することゝせしも、文部省の指示により建物の建築をば之を取消し、同校創立費中に金五万圓を寄附せり。斯くて設立せられし神戸高等商業學校は三十七年五月始めて豫科生徒を入學せしめ、四十四年四月第一回卒業生を出せり。

市立女子商業學校

壯年女子有業者の他都市に比し遙に多き神戸に於て、女子實業敎育機關を缺くこと久しかりしは識者の憾とせる所なりしが、大正六年二月鈴木商店主鈴木よねは、白石米太郎の勸誘に應じ、五ヶ年間每年四千圓宛を女子商業學校經營費として市に寄附せむことを申出でしかば、市は之を納れ、三月認可を得て神戸女子商業學校を設立し、十月開校し、其初神戸商業補習學校々舍を假用せしが、後に元町四丁目に移る。同校は乙種程度にして、三年の本科と、一年の專修科とを置き、專修科を特別・タイプライター・商業・英語・簿記・珠算及び商業實踐の七科に分ち、大正七年末現在生徒は本科二百人、專修科三十九人あり。同校以外女子に技術

教育を授くるもの公立及び私立各二校あり。

公私立女子技藝學校

神戸市立女子技藝學校は其初私立湊東女學校と稱し、明治三十五年六月湊東區有志の創立する所に係かり、裁縫其他女子に必要なる手藝を教へ、兼ねて淑德を養ふを目的とせしが、明治四十五年より之を湊東區の區費經營に移し、實業學校令に據り市立湊東女子技藝學校と改稱し、大正六年四月より更に移して市營となし、市立女子技藝學校と稱す。大正七年の生徒二百八十人、私立學校としての創立以來卒業生を出すこと四百五十八人なり。　葺合區の經營にかゝる市立葺合技藝女學校は明治三十六年の創立に係かり、三年の本科と一年の補習科とを置く、創立以來の卒業生二百人、學科の程度亦甚だ高からず。　私立親和高等女學校內に設けたる親和技藝女學校は明治四十二年の創立にして、二年の普通科と一年宛の本科及び高等科を置く、大正七年の現在生徒百餘人あり。　私立神戸女子技藝學校は大正三年七月加納町二丁目に創立せられ、本科專修科及び師範科あり、其修了年限は各三年にして、別に六ヶ月の速成科あり。　大正六年には二百餘人の卒業生を出し、大正七年の現在生徒六百人を算す。

私立女子職業學校

尙ほ女子職業學校として明治二十四年二月の創立に係かる神戸產婆學校、及び四十三年三月創立の古川產婆看護婦學校は共に其修業

年限を一年とし、大正七年に於ける二校の生徒合計百三十人あり。森・坪井・廣島・加納・神戸の五裁縫學校中、森裁縫女學校は創立最も古く明治四十五年に遡り、二年の本科の外に豫備科・速成科・研究科等を置く、此等五裁縫學校の大正七年の生徒は三百餘人あり。

語學教授の學校

語學を教授する學校の多きは貿易港たる神戸の特色なり。明治元年に開校せる縣立洋學傳習所は其最も古きものなるが、其他にも外人にして早くより私に語學教授に從事せる者あり、曩に記せる神戸女學院創立者たる女子宣教師の英語教授は明治六年に始まり、明治七年には宇治野町に邦人經營の英語學校開かれ、明治八年頃には語學の教授所を開くもの十數ケ所を算へたり。十一年英國宣教師神學博士ヒユ・ジエームス・フオース鯉川筋に於て英語を教へ、十二年三宮町に移る、後に乾行義塾と稱するもの是なり。同年十一月には主として神戸港通商の便に備へむ爲め神戸區長等相謀りて神戸英語學校を元町三丁目商法講習所内に開設し、區内の子弟は特に束修月謝を免じて入學を奬勵するあり、十三年にはダツトレー及びバロス神戸女子神學校を中山手通六丁目に設立し、神學と共に英語をも教ふるなり。其後語學の教授稍〻不振に陷りしが、明治十六年

頃より再び盛大に赴き、十七年獨英二國語を敎ふる擇善家塾なるもの元町二丁目に開かれ、英人ホンゲンは北長狹通二丁目に英語の敎授を開き、兼ねて數學を傳習せり。三菱汽船問屋が海岸通一丁目に敎場を設け、雇用の青年に英語を敎へたるも亦此頃なりとす。明治十八年に至り元町五丁目に神戸獨英語學校の開設あり。十九年にはパルモーア英學院の創立あり、ダブルユー・ビー・パルモーア、ダブルユー・ランパス兩博士の北長狹通四丁目に開設する所に係かり、日本メソヂスト敎會に屬し、當初英語科を置きしが、後にタイプライター科を加へたり。二十年には佐畑信之等元町四丁目に英語學校を設け、二十一年坂本村に移轉し、生徒百人あり。斯く英語の學習此頃に至り盛なりしは、條約改正と共に多數外人の內地雜居となるべきを豫想せる故にして、乾行義塾の如きは一時二三百人の通學生ありしといふ。其後三十二年に至り、ジョージ・バントは中山手通二丁目にバント英學校を開き三十六年にはシー・エッチ・バルトンは花隈町に神戸英語學校を設立し、山本喜之助は北長狹通三丁目に主として英語支那語を敎授する英清學會を創立し、後に中山手通三丁目に移りて神戸英淸學校と稱し、田阪甚吉は同年下山手通六丁目に有爲學館を開き、財團法人神戸基督敎青年會も三十

六年外國語學校を開き、修業年限を三ヶ年とし、英語以外に獨・西・露・清の四國語を教授し、四十年櫻井一久等中山手通六丁目に神戸外國語學校を創め、四十五年には佛人の設立に係かる聖心女子學院外國語學校の開設あり神戸佛語學校は大正三年佛人が神戸小學校の一部を借りて開校せるものなり。此等多數の學校中には設立後數年ならずして廢絕せるもありて大正七年現在の語學を主として教授するは八校のみなるが、多くは大正二年以後の創立に屬し、創立古くして而かも依然として衰へざるものパルモーア英學院と基督教青年會經營の外國語學校とのみ、前者は大正七年の現在生徒五百人に餘り、後者は九百人の生徒を有せり。

私學と市の補助

專ら英語・漢學・數學・法律・簿記・女子手藝等を教授する私立學校につきては、其明治十八年以前の統計を缺けど、明治二十年に校數九、生徒五百五十人ありて、前年より三百人多く、二十四年には十三校七百五十人なり。然るに二十五年以後此等の私學漸く衰へ、設立認可を經て開校せず、遂に認可の效力を失ひしもの二十七年に十三校あり。同年開校中のものは十三校ありしかど、生徒は三百人に達せず、三十年には更に減じて六校二百人となれり。然るに三十二三年頃より私

立學校の開設次第に增加し、明治四十二年に至りて三十七校生徒三千六百人を超え、大正七年には四十五校七千人に達す。成績優良なるも經費に餘裕なきものに對しては、市又は學區より補助金の交附あり、大正七年度に於て市及び學區が育英商業・親和高等女學校・兵庫女學校・神戸訓盲院及び私立四幼稚園に與へし補助は合計七千六百圓に達せり。

神戸醫學校の沿革

以上述べ來れる諸校の外に、神戸の敎育史上特記すべきもの、神戸醫學校及び同藥學校あり。明治二年四月神戸病院を開くや、之と同時に醫師養成の爲め、塾舍組織により病院に醫師志望者を宿泊せしめ、舍則を設け、文法・讀書・會話・窮理書・解剖學等の諸學科を敎授せしも、其程度高からず、明治六年一月に至り院内に解剖所を設け、米國人醫師ヘルリーに囑して病理を講ぜしめしが、當時の生徒二十九名ありきといふ。明治九年に至り神戸病院附屬醫學所と稱し、規模を擴張し、神戸及び兵庫區内の住民にして醫學修業を志望する者には、其區の賦金中より學資を貸與し、卒業後は其區に定住開業せしむることゝせり。十年七月和蘭人ドクトル・ヘデンを聘し、治療の傍敎授を司らしめ、山本通六丁目に敎師館を新設す。當時生徒貸費生六名、自費生五十二名に達せり。明治十二年郡區町村編制

法の施行せらるゝや、從來貿易五厘金を以て醫學所の經費を支辨せるを改め、地方税支辨に移し、且つ病院附屬の醫師をして教師を兼ねしめしを罷め專任教員を聘することゝし、新に生徒の修業年限を定めて四ヶ年となし、入學生徒定員を七十五名とし、同年八月辨天濱三井銀行建物を借入れて假校舍に充て、十三年生徒定員を百六十名とし、内六十名迄は希望により公費を以て學資を補助し、卒業後は在學年數の二倍の期間内縣下にて開業せしむることゝし明治十五年四月名稱を改めて兵庫縣立神戸醫學校と稱し、同時に學科の程度を高めて甲種とし、校舍の新築をも計畫せしかど、縣會は不急の土木として之を否決し、爾後年々の提案も其目的を達すること能はず。然れども校運益〻盛に生徒大に增加せしかば、貸費の制度の必要減じたりとて、十八年より貸費生減少の方針をとり、二十年に至り假校舍の地宮内省の御用邸として買上げらるゝや、橘通一丁目元警察本署卽ち今の神戸市役所敷地内に移り、寄宿舍を增築し、規模を大にし設備亦漸く整はむとせり。然るに翌二十一年度以降地方税を以て府縣立醫學校費を支辨し得ざることゝなり、兵庫縣に在りては、別に將來の維持法を見出す能はざりしを以て、同年三月同校遂に廢止と定まり、生徒中一部は他府縣醫學校に轉校し、第

一級生六十九名のみ卒業せり。設立以來卒業生を出すこと百三十一名なり。

神戸藥學校

縣立神戸藥學校は其設立醫學校よりも遙に後れ、明治十七年二月辨天濱神戸醫學校内に開かれ、定員四十名、修業年限二ヶ年と定まり、生徒には卒業後在學年數に應じて、縣下に於て藥舗又は製藥に從事せしむる制なりき。然るに二十一年三月醫學校廢校となると共に、藥學校も亦同月廢止せらる、廢校迄の卒業生五十一名あり。

市立圖書館の開設

神戸市立圖書館の開館は明治四十四年に在り。是より先き兵庫の桃木武平夙に圖書館設立の必要を認め、多年蒐集せる圖書を一般の閲覧に供せむが爲め、明治三十五年生田町二丁目に桃木書院圖書館なるものを開き、後に東出町三丁目に移りしが、同圖書館の藏書は洋書約四百冊、和漢書三千餘冊にして、其多數は特殊の種類に屬し、公衆圖書館の要件を具有せざりしかば、閲覧人も甚だ多からず、四十三年に至りて閉鎖せり。然るに市民が圖書館設立の必要を感ずること年と共に加はりて、明治四十四年三月市會は遂に神戸市立圖書館設立の議を可決し、四月設立の認可を得、相生町一丁目の舊市廳舍建物に修繕を加へて以て之に充て、同年十一月十日開館せり。開館後は神戸實業協會よりの一千圓、松方幸

次郎よりの一万圓、岸本豐太郎よりの三万圓寄附を首とし、其他にも大部の圖書・新聞・雜誌等を寄附せる者少からざりしかば、同年末の藏書約一万冊に達し、閲覽人員四百人を超ゆる日稀ならずして、年度末迄の延人員一万六千人、一日平均百五十人あり、文學書・語學書最も多く繙讀せられ、歷史・傳記・紀行・理工醫學書類等之に次げり。

圖書館新築の議

圖書館の市民に必要なること斯くて明白に立證せられしかば四十五年度より夜間の開館を行ひて市民の便益を圖り、同時に閲覽料を徵收することゝせり。大正七年備付の圖書は和漢書二万三千三百冊、洋書二千冊にして、就中文學・語學書最も多く、歷史・傳記・宗教・哲學・教育之につぎ、工藝・產業・醫學の書更に之に次げり。閲覽人の數も設立以來逐年增加し、大正元年度には一ケ年延六万五千人なりしが、大正七年度には七万五千人となれり。而して斯かる閲覽人と藏書との增加は忽ち圖書館の狹隘を感せしめ、開館後幾ならざるに新築の議起こりしが、大正四年今上即位の大典擧行に際し、組織せられし神戶市御大典奉祝會は、其翌年四月解散に際し、新に大典記念圖書館建設會を組織し、神戶市の補助金と市民有志の寄附とを以て大典記念圖書館を建築し、之を神戶市に寄附せむと企劃し、神戶

市立圖書館內に事務所を設け、遂に敷地を大倉山にトし、二十餘万圓を投じて新館を建築するに決せり。

各區教育會の事業

神戸市教育の補助機關たる私立教育會は、大正七年に其數十四あり、競ひて講習會・講演會等を開催し、以て教育の發達に資する所あり。就中其最盛なるを神戸區教育會となす。同教育會は其創立明治二十二年二月に在りて、大正七年の現在會員は千五百人を超ゆ。創立以來或は私立夜學校を開設し、或は通俗教育講談會を催し、知名の士を聘して講演會を開き、三十六年よりして體育奬勵の爲め男子水泳部を設け、四十年には女子水泳部をも併設し、同年又區內教育功績者表彰規程を定めて、時々功勞者を表彰することゝし、其他教員優待會を設けて慰勞奬勵に努むる等の施設企劃頗る多し。神戸區には該教育會の外に神戸兒童會あり、大正四年一月の創立に係かり、大正七年の會員百餘人に過ぎざれど、雜誌發行、講演會開催等により、兒童教育の進步に資する所少からず。湊西區には明治二十五年五月神田兵右衞門・池長通等有志の主唱組織せる兵庫教育協會あり、二十六年三月より隔月雜誌を發行して、學校と家庭との聯絡を圖り、講習會・講演會の開催も屢次に及び、三十三年には有志の經營せる兒童水泳場を會の事業と

なし、大正三年よりは女子水泳部をも設け、大正四年十一月即位大典記念事業として教育功勞者表彰規程を制定し、毎年一回功勞者を表彰することゝし同時に教員慰藉規程をも定めたり。會員は創立の當初七十人に過ぎざりしに、大正七年には四百人に達せり。而して隔月刊行の雜誌の四十四年六月廢刊となると同時に、家庭と學校との連絡の維持の爲め、入江共育會・明親教育會・道場教育會及び北部教育會の組織を見たり。兵庫教育談話會は四十五年一月兵庫尋常高等小學校通學區域內有志の組織せる所にして、其事業として講演會・講習會等を催し、成績見るべきものあり、大正七年の會員二千三百人を算す。湊東區には明治四十一年二月創立の湊東區教育會あり、大正七年には千名の會員を有す。葺合區には明治二十五年創立の葺合區教育會あり、會員千三百人を有す。湊區教育會は四十五年一月の創立に係かり、會員七百人あり。林田區には三十五年十一月創立の今和田教育會と、四十三年十月創立の御崎今和田教育會とあり、會員各六百人を算す。此等學區內の教育團體中、神戶・湊東・葺合の三教育會及び兵庫教育協會に對しては、學區より補助を與ふ、其總額大正七年に四千圓なり。

市教育會の

學區別を超越せる教育的團體に神戶市教育會あり。初め明治十五年兵神教

育協會組織せられ、市教育の振興に資する所少からざりしが、未だ大に盛なるに至らずして解散し、爾後久しく此種の團體の組織を見ることなかりしに、明治三十三四年の頃職業を求め利益を追ひて、神戸市内に移入し來る者頓に增加し、義務教育の普及と小學設備の改良との必要切迫せしのみならず、風俗弛廢の防止亦忽にし難きに及び、有識者間に市教育會を組織せむとの論起これり。然れども此事直ちに實現を見るに至らざりしに、日露戰役により市民は益〻教育會設立の急務なるを認むるに至りたれば、三十七年十一月を以て遂に神戸市教育會を組織し、神戸市よりして每年補助を得、學校設備の充實を圖り、教育上の調査研究を爲し、功勞者の表彰慰勞、講演會の開催等に力めたり。

事業

青年團體と其事業

神戸市内の青年團體は其數大正七年末に三十四あり。中には明治維新以前に遡り長き歷史を有するものあれど、多くは明治二十八年以後の創立に係かる。團體の事業としては、義務教育終了青年の爲め補習教育を授け、講演會・講習會又は修養會を開き、體育奬勵の爲め運動器械を設備し、圖書室を設け、巡回文庫を創始し、淸新健全を旨とする娛樂會を組織し、慶弔を共にし、風俗の改善を圖り、模範青年を表彰し、或は夜學校・外國語學校等を經營す。今其等團體中稍〻顯著なるも

のを記さんに、明治十九年四月中山手通六丁目に創立せる神戸基督教青年會は、外國語學校を經營し、講演會の開催を事業とし、會員は大正七年に六百名あり。神戸常盤會は市立神戸小學校明治三十三年以前の卒業生等が明治三十五年中山手通六丁目に組織せる團體にして、神戸小學校の女生徒收容の爲め中宮小學校の設立せられし後は、中宮小學校通學區域內有志の女子をも會員とし、時々講話會を開催す。其會員大正七年末に三千五百名に達し、神戸の男女青年の團體中最も多くの會員を有するものなり。四十一年三月北長狹通四丁目に設けられし神戸貿易青年會及び同年十一月中山手通八丁目に設けられし德照青年會は、共に各三百名の會員を有し、前者は夜學校を經營し、後者は風紀の矯正を主要事業となす。明治四十三年九月創立の川崎町青年會、同年八月設立の今出在家町若中會、大正四年七月創立の米肥市場同盟會員を以て組織せる實踐青年會、大正五年四月川池小學校卒業生を會員とし設立せる川池青年會及び大正七年十二月東尻池七丁目に設立せる運河西部青年會はいづれも二百人乃至四百人の會員を有す。眞言宗青年會・天理教兵神青年會は共に信仰を基礎とするものなれど、前者は傳導に重きを置き、後者は全國の巡廻講話を主なる事業とす。而し

て此等靑年團體の大正七年市內に於ける分布は、神戸區に七、湊東區に三、湊西區に十二、葺合區に四、林田區に八あり。各團體の經營は主として會費に據るも、中には寄附金に據るを本義とするものもあり、基本金利息を以て維持するあり、町の補助によるもあり、商業組合又は大會社の補助に待つもありて一樣ならず。諸團體一ヶ年の經費は合計約五萬圓に達すといふ。

引用書目

兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣史稿學校篇刑賞篇。兵庫縣會史。兵庫縣統計書。明親館學則學級寫。明親館基金融通方願書。神戸商業講習所設置の緣由及沿革。兵庫縣商業講習所概則。勸學之記。神戸區敎育の目的。北野村小學校入費帳。神戸區敎育沿革誌稿。日本敎育史資料。神戸區敎育沿革史。神戸區有財產沿革史。兵庫尋常高等小學校沿革誌。神戸市會議事錄。神戸市會成議錄。神戸市原議綴。神戸市財政要覽。神戸區會成議錄。神戸市事務報告神戸女學院誌。諸學校回答書類。市內中等學校々友會誌。實業補習學校一覽。

第十三章　外事

神戸外國人居留地の設定

兵庫の開港に關しては安政假條約締結後、幾多の波瀾曲折なきにあらざりしも、文久三年(一八六三年)の倫敦覺書によりて、期日新に定まり、遂に繰へすべからざるに至りしかば、準備未だ完からざるに拘はらず、幕府は慶應三年十二月七日(一八六七年一月一日)を以て兵庫港を開けり。然るに安政假條約中、既に外人の兵庫に居留し家屋・倉庫を建築し得べき規定ありながら、其居留地未だ劃定せられざりしを以て、開港期の切迫するや、先づ居留地に關する協定を必要とし、慶應三年四月十三日(一八六七年五月十六日)其取極始めて成り、英・米・佛三國公使の承認を經たり。此取極には兵庫居留地を神戸市街と生田川との間に設定すること、居留地の爲めに地上げを行ひ、下水を通じ海岸に石垣を築くこと、居留地々所次第に狹隘を告ぐるに至らば、必要に應じ後の山脇迄擴ぐること、神戸市街にて地所或は家作を所有する日本人は、勝手に其地所家屋を外人に貸渡すを得ること、十二月七日迄に居留地の土工を了ること、日本政府が居留地土工の爲めに要

する經費は、居留地々面を區劃して之を外國人に羅賣し、其所得を以て之に充つること、地面を買得せる外人は、年々地税を納むべく、其地税は道路・下水・常夜燈幷びに取締費を償ふに足る金額を算定して之を賦課すること等の規定あり。而して斯くて定まれる神戸居留地は、神戸村鯉川以東、生田川以西、西國街道以南の地域にありて、生田川堤防をも含み、概ね田畑及び濱地なりしが、其中に墓地塚各〻一あり、神戸村船入場亦此域内に在りき。「兵庫開港一件」所收の慶應三年七月出版倫敦新聞紙譯文には、此居留地衞生に可ならず、附近の河川往々氾濫して、濕地砂洲多く、歐洲人の生活に適せざるを以て、土木工事をば暫く見合したりとあり。神戸居留地のもと砂地なりしこと、及び其の東を流るゝ生田川の時々氾濫せることは、共に否み難き事實なれど、不健康地にて工事を施こすに足らずと云へるは、恐くは何等かの誤傳に基づける批評ならむ。

居留地の幅員

德川幕府の定めし神戸外國人居留地最初の幅員は今之を明かにする能はざれど、慶應三年七月代官齋藤六藏の勘定所に差出せる書面に據れば、田畑小物成運上場等合計二十町三反三畝餘を居留地と定めしが如くに見ゆ。然れども翌八月生島四郎太夫の工事請負書類に、地平均代一坪一兩にて、總計七万七千五百

幕府の居留地工事

三十六兩二分とあれば、生島の地平均請負面積は約二十五町八反四畝餘に及びしが如く、兵庫縣史稿所收地所掛書類に、居留地に充てし地所宅地十三町三反四畝一歩餘、道路溝渠敷に十二町五反十五歩餘とある亦之に符合し、之を代官齋藤六藏の上申書に見ゆる幅員に比して、五町三反餘を增せり。幕府が此居留地設定の爲めに支出せるは、田畑小物成の代償、家屋土藏移轉料等に合計一万七千八百九十兩、生島四郞太夫請負の工事中、地平均代に七万七千五百三十六兩二分、海岸石垣築造費に三万七千五百兩、溝渠造築に五千五百兩、盛土工事費に八万三千八百兩にして、支出の總計二十二万兩を超ゆ。されば尙ほ此外に東運上所及び役宅等の工事費を加へなば、居留地開設の爲め幕府の支出せる費用總額の莫大なりしを知るに足らむ。地所の買收終りしは慶應三年七月にして、開港期日の十二月七日を距ること約四ヶ月に過ぎざれば、開港迄には土工を完了するを得ず、同年十一月二十一日附の兵庫奉行柴田日向守の書簡には、居留地工事七分通り落成せし由見え、ジャパン・クロニクル社編ヒストリー・オブ・コーベにも、一八六八年(明治元年)五月末居留地の未だ家屋建築の狀態に達せざるを記せり。開港後幾もなくして幕府の瓦解せる頃には、居留地の盛土排水諸工事の如きは、未だ

完成せざりしを知るべし。

居留地工事の竣功

明治元年閏四月神戸の庶政稍〻其緒に就くや、兵庫縣廳は政府の命により、同月十六日普請用達島屋久次郎に居留地の工事を請負はしむ。其工事は主として居留地西部及び北部の盛土なりしが如く、五月二十日より二十九日迄神戸村及び附近の村民此土木工事を助け、砂土を運搬せりといふ。六月島屋久次郎新に七千八百立坪の土砂を生田川・居留地内高所及び海濱の三ヶ所より採取運搬し、三宮神社裏の眞土三千立坪餘を取りて、地平均及び盛土に用ゐむとし、明細書を提出せしを以て、縣廳之を許し、同月十日より其工事に著手せしめ、二十六日に至りて全く其竣功を見たり。其經費千五百兩を要せりといふ。而して居留地外圍の溝渠六百間、及び鯉川筋溝渠工事も亦同月末を以て竣功せり。居留地の道路・下水等は外國人等の事業に屬せしが如く、其詳細得て知るべからず。

居留地の區劃

居留地の土工竣成するや、七月十九日兵庫縣知事伊藤俊介は、縣廳の作製せる居留地圖各一幀を諸外國領事に送附し、同月二十一日更に諸外國領事に通牒して、居留地內の石橋をば一ヶ月以內に、生田川決潰箇所の修復をば三ヶ月以內に成功せしむべく、三ヶ所の荷揚場をも早々完成せしむべしといへり。是より先

き外人中、私に神戸居留地の區劃圖を作成し、横濱に於て之を出版せる者あり、爲めに米國公使等より幕府への抗議となれることありしが、慶應三年十月英國公使は英人技師シー・ブロック等三名をして、神戸居留地を測量せしめ、圖成りて之を幕府に送附す。　これ公けなる居留地圖として最初のものなるべく、該圖に據れば、居留地は九十八區に分れ、道路は東西に四條、南北に五條あり南北道路の内一條を中央大道路とし、其幅を百尺とし、爾餘の南北道路をば幅二十尺乃至四十尺とし、東西道路は幅を各ゝ七十五尺と設計しあり。　然れども公園の如きは之を東南隅の一小部に點定しありて、公園に添へる今の東町は甚しく屈曲し、後に成れる居留地の實際とは全く其趣を異にせり。　明治元年伊藤俊介より各國領事に送附せりと縣記錄に見ゆる居留地圖は今存せざれど、大藏省所藏の「伊藤俊介と英人ハルト立會分見圖」と題せるものは、神戸市役所藏英人ジェー・ダブルユー・ハート製圖一八七〇年及び一八七二年の居留地圖と大差なく、兩圖とも居留地は百二十六區に別たれ、其道路の南北に通ずるものに東町・伊藤町・江戸町・京町・浪花町・播磨町・明石町・西町の八條あり、東西に通ずる道路に裏町・北町・仲町・前町・海岸通の五條あり。　而して此南北に通ずる道路中、東町幅十一間、延長二百五十七間、

伊藤町幅四間一尺、延長百二十九間、江戸町幅四間半、延長二百二十間四尺、浪花町幅五間、延長二百六間、播磨町幅四間一尺、延長百九十八間、明石町幅六間半、延長百八十一間、西町幅三間二尺、延長百五十九間、居留地第一の大道路たる京町幅十一間一尺、延長二百五十九間あり。　東西に通ずる道路中、裏町幅六間、延長二百六十二間、北町幅四間一尺、延長百四十一間、仲町幅五間、延長三百六間、前町幅五間四尺、延長二百九十三間半、海岸通は居留地內に於て幅五間半、延長二百二十三間あり。

競賣に關する約定

居留地競賣に關する詳細なる約定は、明治元年六月十九日(一八六八年八月七日)成立す。　大坂兵庫外國人居留地約定書と稱し、全文九ヶ條にして、兵庫にて外國人に競賣すべき面積、場所、競賣日限等をば、日本役人と各國領事との相談によりて定むること、競賣日限五日前に地圖を添へ、將來開設すべき道路、下水等を指示し、兵庫にて之を布告すること、地面一區の面積は最少を二百坪、最多を六百坪とし、道路の幅は四十尺以上たるべきこと、貸渡の地面は坪二兩と定め、內一兩二分を日本政府に收めて地面設定の經費とし、殘り二分をば日本政府より居留地の積金預り方へ渡し、道路・下水・常夜燈、其外居留地の用途に充て、元金より高價に糶賣したる益金ある場合は、其二分一を居留地積金に加ふること、糶賣殘りの地

面をば、一ヶ月以前に豫め布告して再糶せしむること居留地々税は一年一坪金一分とし、此地税中、四百十兩一分を日本政府へ納め殘餘をば居留地積金とすること、非常天災の場合を除き、土木其他居留地の入費は總て積金を以て支辨すること、居留地積金は諸外國人より各〻其國領事に納め、日本役人・各國領事・居留地行事の相談によりて之を取扱ふこと、居留地行事は三人とし、居留地取締の爲め將來外國人を雇入るゝ時には、其入費として居留人より一坪に付金一分の三分一以下を差出さしむること日本政府は居留地石垣・上陸場幷びに上陸場附近の河海を浚渫すること等の規定あり。

居留地の競賣

居留地の區劃成るや、土工の完了を待つことなく、明治元年七月二十四日(一八六八年九月十日)を以て第一回競賣を行ひしに、三十六區一万四千三百三十二坪は三万八千三圓にて競落となり、英國人八名は十二區を、米國人九名は十區、和蘭人六名は七區、佛國人四名は四區、孛國人三名は三區を買得せり。 尙ほ翌二年四月二十一日(一八六九年六月一日)の第二回競賣には、二十五區七千四百二十一坪を一万六千三百二十四圓にて、明治三年四月十六日(一八七〇年五月十六日)の第三回競賣には、六十區一万六千九百四十九坪を五万九千百二十四圓にて、明治六

年二月十七日の第四回競賣には、五區千四百七十四坪八千百九十四圓にて賣却せり。されば總計百二十六區、四万百七十八坪三合一勺の競賣價格は、通計十二万千六百四十六圓九十八錢に達せしが、此等の競賣は何れも曩に居留地に關する約定と共に定まりし「居留地羅賣箇條」によりて行はれしなり。而して此の競賣によりて得たる金額中、八万三百五十六圓餘は一坪二兩と定めし元代金なれば、其四分の一卽ち二万八十九圓餘は、外國人居留地積金預り方に交附せられ殘餘の六万二百六十七圓餘は日本政府之を收入し、競賣總高より此元代金を控除せる四万千二百九十圓の二分の一を外國人居留地積金預り方へ交附し殘り二分一は日本政府の所得となり、一坪二十五錢(一分)の居留地々稅年額總計一万四十四圓五十七錢餘の中、四百十圓二十五錢をば日本政府に於て年々之を收納せしも、殘餘の九千六百餘圓は居留地積金として、其土木工事等に支出せられたり。

競賣價格

居留地競賣百坪平均價格は第一回二百六十五圓、第二回二百二十圓なりしが、第三回には騰貴して約三百五十圓となり、第四回は五百五十五圓を超えたり。「ヒストリー・オブ・コーベ」に據れば第一回の競賣價格は大阪居留地よりも低廉にて、第一回・第二回の競賣を通じ、一坪高きも三十二分卽ち約十九圓、安きは八分約

五圓なりしが、第三回競賣の時には、安きも二十三分約十四圓、高きは六十分約三十六圓に達せりとあり。蓋し明治二年迄は外人等の神戸を見ること大阪に及ばざりしが如くなれど、第三回競賣の前後に至りて、大に其有望なるを覺りしに似たり。而して競落せる外國人別を見るに英國人最も多くして四十名、六十四區、一万九千六百六十四坪を占め、孛國人之に次ぎて十九名、二十三區、六千八百二十坪、和蘭人十一名、十五區、五千三百六十坪、米國人十名、十一區、四千三百十八坪、佛國人十一名、十一區、三千三百六十二坪、以太利人一名、一區、二百九十五坪等之に次ぐ。今左に兵庫縣史稿により、四回の競賣によりて決定せる地區及び競落者を表示すべし。

神戸外國人居留地競賣地表

第一回競賣　明治元年七月二十四日（一八六八年九月十日）

第一回競賣表

競賣要項／地區番號	地區の坪數	競賣價格	同百坪當り	國別及び競落人名
一	五二一・〇〇坪	一、六九三・二五〇圓	三二五・〇〇〇圓	英國　アスピナル・コロネス

二	五二七・〇〇	一、三一七・五〇〇	二五〇・〇〇〇	米國	ウオルス
三	三二二・二五	八六六・〇四七	二六八・七五〇	同	スミツ・ヘークル
四	三四八・七五	八七一・八七五	二五〇・〇〇〇	同	同人
五	五九六・八七	一、九三九・八二八	三二五・〇〇〇	蘭國	商會
六	五九六・八七	一、六四一・三九三	二七五・〇〇〇	同	アテリアン
七	五九六・八七	一、九七七・一三二	三三一・二五〇	米國	ヱフ・ブレーク
八	五九六・八七	一、六七八・六九八	二八一・二五〇	同	シキユルー・ライス
九	五六二・五〇	一、七二二・六五六	三〇六・二五〇	蘭國	テキストル
一〇	五六二・五〇	二、二一四・八四四	三九三・七五〇	孛國	クツチョー
一一	五六二・五〇	一、八二八・一二五	三二五・〇〇〇	英國	コロウル
一二	三八九・〇六	一、八四八・〇三五	四七五・〇〇〇	孛國	キニツフレル
一三	三〇〇・〇〇	九九三・七五〇	三三一・二〇〇	英國	キルビー
一四	三〇〇・〇〇	九〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	同	同人
一五	三一八・三三	七七五・九二九	二四三・七五〇	佛國	カンダンベル
一六	三一八・三三	七五六・〇三四	二三七・五〇〇	英國	ジョジ・クレー

一七	三一八・三三	七五六・〇三四	二三七・五〇〇	蘭國	アテリアン
一八	三一八・三三	九三五・〇九五	二九三・七五〇	米國	ワルレン・テンソン
一九	三一八・三三	八三五・六一七	二六二・五〇〇	英國	イートン
二〇	三一八・三三	七一六・二四三	二三五・〇〇〇	蘭國	スコックル
二一	三一八・三三	六五六・五六五	二〇六・二五〇	同	ボングル
二四	三〇〇・〇〇	六二二・五〇〇	二〇七・五〇〇	英國	キルビー
二五	三〇〇・〇〇	六四一・二五〇	二一三・七五〇	佛國	ニイールス・ウイルト
二六	三〇〇・〇〇	六一八・七五〇	二〇六・二五〇	英國	ユールト・スミツ・グリーン
二九	三一八・三三	六五六・五五六	二〇六・二五〇	同	ホンテル
三〇	三一八・三三	六五六・五五六	二〇六・二五〇	同	ロベルト・ヒウス
三一	三八〇・四一	七八四・五九六	二〇六・二五〇	孛國	ゴロスール
三二	三八〇・四一	七八四・五九六	二〇六・二五〇	米國	モルス
三三	七二一・九四	一、四八九・〇〇〇	二〇六・二五〇	英國	アスピナル・コロネス
三四	三五四・四四	八二八・五〇四	二三三・七五〇	米國	パシフイク・メール
三五	三五四・四四	七七五・三三八	二一八・七五〇	英國	イートン

三六	三〇八・三三	六三五・九三一	二〇六・二五〇	米國	アウヱリル
三七	四六〇・七七	九二七・三〇〇	二〇一・二五〇	佛國	モニコー
四二	二三五・〇八	四五二・九七二	二〇一・二五〇	蘭國	コルト・ハルス
四四	三三三・六三	六五一・三〇五	二〇一・二五〇	米國	キウルト
六七	二七五・〇〇	五五三・四三八	二〇一・二五〇	佛國	ウイヲルト
合計	一四、三三二・四六	三八、〇〇三・二四二			
平均			二六五・一五五		

	人員	地區數	坪數
英國	八	一二	四、六三三・二〇
米國	九	一〇	四、〇七六・八八
蘭國	六	七	二、九三六・三一
佛國	四	四	一、三五四・一〇
孛國	三	三	一、三三一・九七

第二回競賣表

第二回競賣 明治二年四月二十一日（一八六九年六月一日）

二二	三一八・三三坪	六四〇・六三九圓	二〇一・二五〇圓	英國	ウイルキン・ロヒソン
二三	三〇〇・〇〇	九〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	同	キルビー商會
二七	三一八・三三	七五六・〇三四	二三七・五〇〇	佛國	セウクロン

二八	三一八・三三	七六〇・〇一三	二三八・七五〇	孛國	エフ・レウンツ
三八	三五七・七七	七二〇　〇一二	二〇一・二五〇	同	居留地行司
四〇	三二五・八三	六八八・三一六	二一一・二五〇	孛國	コルドマン・エルマン商會
四三	三〇八・三三	七〇九・一五九	二三〇・〇〇〇	同	ゴルラン・ブルグ
四五	三〇五・〇六	六二五・三七三	二〇五・〇〇〇	英國	ホーブル・ボロス
四八	三六三・九四	七三二・四二九	二〇一・二五〇	同	ジョン・グラッド・フール
五〇	二二五・四八	四五三・七七九	二〇一・二五〇	同	エッチ・ルカス
五五	二六五・二七	六二三・三八五	二三五・〇〇〇	同	ゼ・エン・ルーク
五六	三〇二・四二	六〇八・六二〇	二〇一・二五〇	佛國	ハハ・ユジクール
六六	二七五・〇〇	五七四・〇六三	二〇八・七五〇	孛國	ゼーヘル・ルツク
六八	二七五・〇〇	五五三・四三八	二〇一・二五〇	蘭國	ハルトマン・ヘシル
六九	二七五・〇〇	五五三・四三八	二〇一・二五〇	孛國	エフ・クロスル
七三	一七三・七五	三四九・六七二	二〇一・二五〇	英國	ジョン・エム・スコット
七八	二七五・〇〇	五五三・四三八	二〇一・二五〇	同	エル・ジョーセル商會
七九	二七五・〇〇	五五三・四三八	二〇一・二五〇	孛國	ユー・エルソン

八〇	二七五・〇〇	五八四・三七五	二〇一・二五〇	英國	ハ・ヱ・ケレー
八一	三〇〇・〇〇	六八二・五〇〇	二二七・五〇〇	同	ハルリ・ジヨゼフ
八二	三〇〇・〇〇	六〇三・七五〇	二〇一・二五〇	孛國	ヱフ・グロスベル
八三	三〇〇・〇〇	八五五・〇〇〇	二八五・〇〇〇	英國	ヲルト商會
八四	三八九・〇六	七九二・七一〇	二〇三・七五〇	同	コロウル商會
八五	三〇〇・〇〇	八四七・五〇〇	二八二・五〇〇	同	ヲルト商會
八七	三〇〇・〇〇	六〇三・七五〇	二〇一・二五〇	蘭國	スキユト・スキユテン商會
合計	七、四二二九〇	一六、三二四・八三二			
平均			二一九・九五五		

國別	人員	地區數	坪數
英國	一二	一三	三、七九〇・八九
孛國	七	七	二、〇七七・四九
佛國	二	二	六二〇・七五
蘭國	二	二	五七五・〇〇
居留地行司	一	一	三五七・七七

第三回競賣 明治三年四月十六日(一八七〇年五月十六日)

三九	三五七・七七坪	七二〇・〇一二圓	二〇一・二五〇圓	英國	フイセル

四一	四七六・二五	九五八・四五三	二〇一・二五〇	蘭國	コルト・ハルス
四六	三〇五・〇六	六一三・九三三	二〇一・二五〇	佛國	ゴズ・イヱル
四七	三二三・六三	六五一・三〇五	二〇一・二五〇	英國	ヱルマン
四九	三〇五・〇六	六一三・九三三	二〇一・二五〇	英國	ルカスー
五一	二七〇・五八	五七八・三六五	二一三・七五〇	孛國	チー・ウヱルス
五二	二六五・二七	五三三・八五六	二〇一・二五〇	英國	ヱズ・ジヨン・カシユル
五三	二六五・二七	六三六・六四八	二四〇・〇〇〇	同	ジヨセフ
五四	二六五・二七	五三三・八五六	二〇一・二五〇	同	ゼ・ヱン・ルーク
五七	三〇五・〇六	七〇五・四五一	二三一・二五〇	同	フラク・モール
五八	三〇五・〇六	六一三・九三三	二〇一・二五〇	同	フローン商會
五九	三〇五・〇六	八〇八・四〇九	二六五・〇〇〇	同	コヘン
六〇	二七八・五四	六三三・六七九	二三七・五〇〇	孛國	ベンケー
六一	二八七・五〇	五七八・五九二	二〇一・二五〇	佛國	レシヤー
六二	二二五・〇〇	五七〇・九三八	二五三・七五〇	英國	イートン
六三	二二五・〇〇	四五二・八一三	二〇一・二五〇	佛國	ワンシーン

六四	二七五・〇〇	六一一・八七五	二二二・五〇〇	孛國	トーメン
六五	二七五・〇〇	五九一・二五〇	二一五・〇〇〇	英國	ハイルン
七〇	二三〇・〇〇	八九一・二五〇	三八七・五〇〇	同	イートン
七一	二三〇・〇〇	四八八・七五〇	二〇一・二五〇	蘭國	スコツークル ホンニンク
七二	二三〇・〇〇	五一七・五〇〇	二二五・〇〇〇	孛國	シモン
七四	二八七・五〇	六五〇・四六九	二二六・二五〇	英國	ブロン商會
七五	二六七・五〇	六〇八・五六三	二二七・五〇〇	同	ジョン・ウオールス
七六	二六七・五〇	九三六・二五〇	三五〇・〇〇〇	同	シルン
七七	二六七・五〇	一、一五六・九三八	四三二・五〇〇	蘭國	ウオイ
八六	三〇〇・〇〇	一、五〇三・七五〇	五〇一・二五〇	英國	ヘルホーソン
八八	二七五・〇〇	一、三七八・四三八	五〇一・二五〇	蘭國	ケレイ
九〇	二七五・〇〇	九六二・五〇〇	三五〇・〇〇〇	孛國	セトウヲルフ
九一	二九五・〇〇	七三三・八一三	二四八・七五〇	佛國	リアル商會
九二	二九五・〇〇	六〇一・〇九六	二三七・五〇〇	英國	ホーフオルド
九三	二九五・〇〇	五九三・六八八	二〇一・二五〇	伊國	マンチニー

九四	三四五・〇〇	六九八・六二五	二〇二・五〇〇	孛國	ベンケー
九五	三七六・九四	七七二・七二七	二〇五・〇〇〇	英國	ジョン・ホッドソン
九六	四九八・二三	一、〇〇二・六六八	二〇一・二五〇	同	同人
九七	二六七・五〇	六七二・〇九四	二五一・二五〇	孛國	レンツ
九八	二六七・五〇	六六八・七五〇	二五〇・〇〇〇	同	ボウンセン
九九	二六七・五〇	五四一・六八八	二〇二・五〇〇	同	ベンケイ
一〇〇	二七五・〇〇	八〇七・八一三	二九三・七五〇	英國	シルン
一〇一	二七五・〇〇	七九四・〇五三	二八八・七五〇	同	ヘルホーソン
一〇二	二七五・〇〇	一、二二〇・三一三	四四三・七五〇	同	ソロン商會
一〇三	三〇〇・〇〇	二、一〇〇・〇〇〇	七〇〇・〇〇〇	蘭國	コルト・ハルス
一〇四	三〇〇・〇〇	二、一〇〇・〇〇〇	七〇〇　〇〇〇	同	同人
一〇七	三〇〇・〇〇	一、九一二・五〇〇	六三七・五〇〇	英國	シロン
一〇八	三〇〇・〇〇	二、四七五・〇〇〇	八二五・〇〇〇	同	フロン商會
一〇九	二七五・〇〇	一、五一五・九三八	五五一・二五〇	英國	ヘイマン
一一〇	二七五・〇〇	九六五・九三八	三五一・二五〇	佛國	ウイズラング

一一一	二七五・〇〇	九二八・一二五	三三七・五〇〇	英國	ハルト
一一二	二五五・六一	七九八・七八一	三一二・五〇〇	同	ブローン
一一三	二五五・六一	八五六・二九四	三三五・〇〇〇	孛國	ベンケー
一一五	三一二・〇八	六三五・八六三	二〇三・七五〇	同	レンツ
一一六	二五九・七二	六一六・八三五	二三七・五〇〇	英國	ヘイマン
一一七	一七四・一六	四一五・八〇七	二三八・七五〇	同	ハルト
一一八	二三九・一六	七七六・二八〇	三三八・七五〇	同	イートン
一一九	三〇〇・〇〇	二、一〇〇・〇〇〇	七〇〇 〇〇〇	同	シロン
一二〇	三〇〇・〇〇	一、九一二・五〇〇	六三七・五〇〇	同	ヘルホーソン
一二一	三〇〇・〇〇	二、九二五・〇〇〇	九七五・〇〇〇	同	ハルト
一二二	二四一・六六	二、四八三・〇五七	一、〇二七・五〇〇	米國	イー・バイルン
一二三	二三五・〇〇	一、三一三・四三八	五八三・七五〇	英國	ブロン商會
一二四	二三五・〇〇	一、九九一・二五〇	八八五・〇〇〇	同	シー・エー・ヘーマン
一二六	一六八・〇五	六九三・二〇六	四一二・五〇〇	孛國	キニツフル商會

合計平均	一六、九四九・〇九	五九、一二四・八四九	三四八・八三五

國別	人員	地區數	坪數
英國	二三	三五	九、九六三・七六
孛國	八	一二	三、二一二・三六
蘭國	四	六	一、八四八・七五
佛國	五	五	一、三八七・五六
米國	一	一	二四一・六六
伊國	一	一	二九五・〇〇

第四回競賣　明治六年二月十七日

八九	二七五・〇〇坪	九二八・一二五圓	三三七・五〇〇圓	英國	ヘンリー・レーネル
一〇五	三〇〇・〇〇	二、六六二・五〇〇	八八七・五〇〇	同	イー・シ・キルベ商會
一〇六	三〇〇・〇〇	二、六〇六・二五〇	八六八・八〇〇	同	イー・フイセル商會
一一四	四〇一・二五	一、一〇三・四三八	二七五・〇〇〇	同	ヘンリー・レーネル
一二五	一九八・六一	八九三・七四五	四五〇・〇〇〇	孛國	ルーナ・プラノ
合計平均	一、四七四・八六	八、一九四・〇五八	五五五・五八二		

國別	人員	地區數	坪數
英國	三	四	一、二七六・二五
孛國	一	一	一九八・六一

總計	四〇、一七八・三二
	三二、六四六・九八〇
平均	三〇二・七六七

國別	人員	地區數	坪數
英國	四〇	六四	一九、六六四・一〇
孛國	一九	二三	六、八二〇・四三
蘭國	一一	一五	五、三六〇・〇六
米國	一〇	一一	四、三一八・五四
佛國	一一	一一	三、三六二・四一
伊國	一	一	二九五・〇〇
居留地行司	一	一	三五七・七七

備考

競賣回數と疑點

明治三十二年改正條約實施の際、神戸外國人居留地行事局より神戸市に引繼げる英國人ジェー・ダブルュー・ハートの一八七〇年(明治三年)及び一八七二年(明治五年)製圖神戸外國人居留地圖には、居留地競賣を三回として、一八六八年に三十七區、一八六九年に二十四區、一八七〇年に六十五區合計百二十六區、此內英人六十三區、獨逸人二十四區、和蘭人十五區、佛蘭西人十一區、米國人九區、澳地利人三區、以太利人一區、面積總計四万二百四十七坪なりと記せり。「ヒストリー・オブ・コーベ」も亦競賣を三回とし、前に掲げし兵庫縣史稿所收第四回競賣表に見ゆる第百五・第百六の二區の、第三回競賣にて競落し、

前者は坪五十八分、後者は五十九分なりしを記せり。然るに此二區の一坪當り價格も競落人名も、共に兵庫縣史稿所收の競賣表と相違せり。之によりて見れば、此縣史稿の第四回の競賣は、恐くは第三回競賣後何等かの事情ありて、更めて明治六年に競賣に附せしものならむかとも想はるれど、今暫く兵庫縣史稿に從ひて競賣を四回としたり。

居留地自治機關

競賣既に了り、諸般の設備も日を逐ひて整ひ、外國人の移り住む者漸く增加せしかば、各國領事は集まりて居留地會議を組織し、其決議執行機關として居留地行事局を設け、領事の協議を以て行事選擧手續を定め明治元年ガラハ商會のケー・アール・マッケンヂー、シミッ・ヘークル商會のゼー・エス・ブイテンボルグ、及びアスピナル・コーンス商會のポール・ハイナメンの三名を行事に選擧し、行事等の命に從ひ實行の責に任ずべき行事局長を置き、シー・エッチ・コブデンなる者を雇用せしが、コブデン幾もなく辭職してアペル・エー・ゼー・ガール其後を襲ぎ、明治五年よりはヘルマン・トロチッヒ其後任として居留地の積金を管理し、道路・下水道・溝渠の修復、道路の掃除、撒水、公園の設備、常夜燈の點燈等を司り、日本政府と交涉の任に當り、以て明治三十二年の改正條約實施に及べり。行事の更迭に至りては

今得て詳にし難し。

雜居の許可

居留地の土工未だ完成せずして、兵庫開港と同時に神戸に入り來れる外國商人等直ちに之に居住する能はざりしより、慶應四年(明治元年)三月三日英・佛・蘭三國公使の京師參朝の時、既に居留地以外の外人居住の許可に關し交渉する所あり、政府已むなく生田川以西、宇治川以東、卽ち神戸・二ッ茶屋・走水・生田宮・中宮・城ヶ口・北野・花隈・宇治野の九ヶ村に於て內外人雜居を承諾し、外人の日本人と相對にて地面又は家屋を貸借し、任意に家屋を建築するを許可し、之に對しては日本人同樣地税を納め、其居住の村々の費用を負擔せしむる事とし、同月七日外國事務掛伊藤俊介より此旨各國領事に通達せり。爰に於て外人等主として神戸村に於て、或は民家を借入れ居住するもあり、或は土藏又は酒造藏を借入るもあり、或は寺院に宿泊せるもありしが、其家賃法外に高直にして、月四百分約二百五十圓內外を支拂ひしものゝ如し。而して居留地土工の進捗と共に、明治元年十一月獨逸人の建築にかゝる商館四戸成り、次ぎて英國人商館三戸落成せるものありしも、多數の外國人は依然として皆雜居地たる神戸附近の村落に居住せしかど、此雜居地居住許可は、居留地の土工完成と同時に當然日本政府よりして取消さ

るべきものなりき。然るに兵庫居留地約定書には居留地狹隘を告ぐる時、之を擴張すべき條項あり。されば雜居の停止と共に、外國公使等居留地狹隘を理由として、其擴張を要求するやも圖られずとて、兵庫縣は內々之が調査に從ひしが、明治三年生田川屢〻氾濫せしを以て、外人等其改修を主張し居留地行事局は既に其設計に著手するに至りしかば、同年閏十月外務大輔寺島陶藏等神戶に來り、生田川を檢分し、之を改修して東に移すことに決定す。爰に於て外人中には生田川附替後舊川の磧地を拓きて居留地を擴張せむと唱ふる者ありしを以て、兵庫縣は外務省に質すに、各國公使と政府の間に居留地擴張談判の有無を以てせしに、外務省は未だ其事なきを回答し、且つ生田川附替の目的の決して居留地擴張の爲めにあらざる旨を通達せり。然るに四年正月外務省は兵庫縣に質すに縣が生田川尻及び宇治川尻にて、外國人に屠牛場及び造船所敷地を貸與せる理由を以てし、幾もなくして又兵庫縣に命じて居留地擴張の場合、屠牛場移轉の必要生ずべければとて、其替地につきての意見を上申せしめ、生田川の西に在りて、居留地擴張の場合に其の中央となるべき鐵道局をば、之を運上所となすの可なるを暗示し且つ居留地擴張のこと決定せば、現在の居留地域の約二倍となるべく、

居留地支配人ハルト（恐くは當時檢地司たりし英人ジエー・ダブルユー・ハートか）目下分間圖調製中なれば、之と談合して製圖せば可ならむと訓示せり。因りて兵庫縣は四年三月六日東は附替の新生田川を限り、西は舊生田川を限り、北は鐵道線南は海岸滿潮線を限り、以內の地域を居留地擴張地と豫定して、其調査に著手し、翌四月之を終了し、其擴張面積九万八千五百三十七坪中、道路溝渠敷を除き約八万坪を宅地とし、此一坪の地税一ヶ年一分として約二万兩を得べきを以て、居留地道路の掃除、下水修繕、瓦斯燈百六十基點火料等に九千九百兩を支出するも、尙ほ一万餘兩の益金あるべく、居留地八万坪の糶賣は元價一坪二兩として十六万兩となるべく、其內十二万兩を地所買收及び工事費に、殘餘四万兩を下水道敷設等に充つるを得べく、此外に糶上り高を一坪一兩とせば八万兩を得べきを以て、居留地擴張の爲めに毫も政府より支出を仰ぐを要せざるべく、又現在の居留地にて地税の大部分を居留地積金とせるは甚だ不相當なれば、新居留地にては地税年額二万兩の內二割を居留地費に充て、殘餘をば政府の利益となすべく、若し外人等此二割のみにては居留地費過少なりといはゞ、縣に於て外人等に代り、居留地の入費を支辨すべしとの意見を外務省に具陳せり。然れども外國公使等より未だ居留地擴張の要求

あらざりしのみならず、擴張の必要未だ切迫せしにもあらざりしかば、縣の意見も實現を見るに至らず、雜居禁止の問題も亦自ら消滅し、雜居地居住の外人從ひて益々多く、明治二年英國人ガールに對し山手花隈村所在二千餘坪を永代貸として、一時に地代三百八十四兩を徵せる外に、地税として年々上米五石一斗餘を日本政府に納めしむることゝせしを始めとし、爾後明治六年三月迄に永代貸をなせるもの合計二十五區、二万一千四百二十六坪六合あり、別に一時に多額の地代を徵し、地税を課することなく、年々借地料を徵して貸與せるもの、明治七年四月迄に合計二十七區一万六千七百五坪あり。　此種の貸地多くは海岸地に在りて、中には永代貸とは稱せざるも、無期限なるあり、年限あれども滿期後にも繼續して借地するの權を附與せるもありて、貸與の方法一樣ならざりき。

雜居地內の永代借地

雜居地に於て始めて內外人間に土地家屋の相對貸借を許せるに方りては、貸借に關する取締規則未だ制定せられず、爲めに往々紛議の生ずるありて、當局の煩累少からざりければ、明治元年十一月始めて家屋新築地所貸與處務順序を定め、二年二月更に改正を加へて外國人地家貸與規則を發布し、土地家屋貸借の場合には、二通の約定書を作製し、其譯文を添へて縣廳地所掛の調印と領事の署名

雜居地內地家貸借取締方法

を受け、一通は借主之を所持し、一通は地所掛之を保管し、貸主は其寫を保存すべきこと、土地家屋を外國人に貸渡したき者は其旨を屆出で、縣に於て差支の有無を調査し、支障なしと認むる時、雙方より貸借の願書を差出さしむること、領事の駐劄せざる國民には貸借を許可せざること、借地料・借家料を延滯せる時は、其國領事に交涉すること、其料金は月々又は年四回に分割前納せしむべきこと、貸借期限は五ヶ年とするも、場合により繼續貸借せむとする者は許可を得べきこと等を規定せり。此規則によりて貸借を約せる者數百人の多きに達せるが如くなれど、其短期のものにありては、僅に數日の貸借に過ぎざるもありて、相對貸借の人數・坪數・家屋戶數等今之を明かにし難し。而して此規則の設定以後も紛議依然として絕えず、縣廳その解決に苦みしかば、遂に雜居地一圓を官地となすにあらざれば貸借取締の徹底を期し難しとなし、明治三年八月之を大藏省に稟議せしに、大藏・外務兩省にても當時土地家屋貸借の紛議往々にして國際問題たらむとせるに鑑み、兵庫縣稟議の至當を認め之を許可せり。爰に於て縣は近々買上げを行ふべきを雜居地一圓に布告し、今後相對にて地所の貸借賣買を爲すべからずと令せり。然るに幾もなくして民部・大藏兩省の間に異議を生じ、同年十

二月雜居地買上げの縣令は取消となり、貸借紛議防止の方法として、明治四年正月以降雜居地內の相對永代借は之を禁止することゝなれり。其後明治九年四月に至り地家貸渡規則新に定まり、貸渡期限は十五年以內となり、相對貸借は之を許すも、其都度地所掛及び領事の承認を得せしめ、此承認なくして土地家屋を外人に引渡すを禁じ、加之約定書一通につき登錄手數料一圓を徵し、書替の場合は其半額を納附せしむること亦同月を以て定まりしが、此地家貸與規則は明治十七年、二十三年及び三十一年に部分的改正を見しのみにて、大體に於て改正條約の實施まで存續せり。

加納町遊園に關する紛議

居留地內に公園を開設すべきことは明治元年の居留地圖に既に之を點定しあるに徵して明かなれど、明治二年に至るも其工事未だ著手せられざりしが、同年十月神戶在留米人ポール・フランク自ら諸外國人總代と稱し、生田川堤防に添へる地所四千百五十坪の借地を縣に出願して許可を得るや、十二月英國副領事ジェームス・エンスリーは抗議して、ポール・フランクが英國人を代表せる者にあらざるを主張し、該地は既に各國人遊園地として日本政府より許容せられし地域の一部なるに、今之を個人に貸與するは約定を無視するものなりと陳べたり。

兵庫縣は此英國副領事の抗議に接して大に驚き、直ちに恰も米國領事代理となれるポール・フランクに交渉して、先に與へし地劵を返附せしめむとしたれど、フランク言を左右に託して地劵返附の需に應せず、翌三年二月外務省より米國公使に交渉して該地の返却を求めしも、又た目的を達せざりしかば、遂に明治四年七月金一万兩を投じて、該地所をポール・フランクより購ひ、問題始めて解決を得たり。然るに明治五年正月外人中に該地の四隅に「外國人居留遊園地」と標せる杭を樹て、地均に著手せる者あり。兵庫縣之を外務省に報せしに、外務省よりの通牒には、該地所たる、兵庫大坂開港條約第八條に外國人居留地は羅貢にあらざれば貸渡すべからずとあるに拘はらず、兵庫縣が猥りに之を個人に貸與せるが爲め紛糾を起こせるを以て之を取戻さしめたるなり、決して遊園地となさむが爲めにあらず、假令各國公使より苦情ありとするも、該地所は條約に違背し、之を遊園とすること能はざるを以て、其標木樹立の者を調査すべく、調査不可能ならば、外務省より直接に公使に交渉すべしとあり。こゝに於て兵庫縣は居留地行事局に照會せしに、同地世話掛總代ジョン・セー・テーブルなる者、行事の許可を受け、地均に著手せる旨回答あり、縣卽ち其不當處置を難じ、標杭取除方を交渉せる

も要領を得ず、之を外務省に報せしに、九月外務大輔寺島陶藏米國公使に交渉し、遂に標杭を樹てし者を罰し、其職を免せしむると共に、該地所をば公園地として居留外人に貸與することゝし、翌六年一月實測を了れり。　然れども大藏省は將來内地人民の好尙改まり、此居留地遊園を適當に利用せむとするに至るべきこと必定なりとて、外國人をして之を專有せしむるを欲せず、從つて居留地遊園開設費の一半をば神戸人民にも負擔せしめむとの案を作り、之を兵庫縣に通告せるを以て、兵庫縣知事神田孝平は之に異議を唱へ、附近に幾多天然の公園を有する神戸市民には、特に費用を負擔して居留地公園を開設するの希望なきのみならず、人情風俗を異にせる外人等と遊樂を共にすること亦稀なり。　されば強て内外共有公園とせむとならば、其費用は宜しく政府より支出すべきなりと云ひしかば、神戸市民は此抗議により遂に負擔を免れたり。　其後六年七月外務・大藏兩省の議決し、曩に外人の遊園五千三百坪を擴張して總計九千四百九十一坪とせむとの要求を容れしに、七年四月行事局は此遊園地に標示木を樹て「兵庫居留地集議院支配遊園」と記せしかば、縣之を外務省に報じて其指揮を仰ぎしに、外務省よりは標示をば必ず「内外人民偕樂遊園」と記さしむべしとの命あり。　次に該

遊園規則を決定すべきムニシパル・カウンシルの會議には、縣令其一員として參與することゝなりしにつきては、縣令神田孝平は之を非なりとし、投票を以て事を決する會議ならば、日本政府より縣令一人のみ列するも常に我に不利なれば、宜しく其組織を變更すべしと上申せしことありしが、遂に改めらるゝに至らず。

紛議解決と公園約定書

斯かる間に政府の意嚮は七年十一月に至りて確定し、此公園は無税地として內外人の共有に屬するも、開設維持の費用は外人之を負擔することゝ定まり、明治八年八月十九日外務大輔寺島宗則(陶藏)と英・以・米・蘭・白・魯公使、佛・獨・西三國代理公使との間に五ヶ條の公園約定書成れり。　明治十六年一月九日居留地東端の公園に沿へる東町の路幅不整なるを改めて五十三尺とし、其殘地千七百十八坪四合を新に公園に編入し、八年の約定書に追加契約を了せしが、爾後は改正條約實施まで地域に變更なかりき。　然るに此遊園地の名稱の內外人民偕樂遊園と定まりし以後も、公文書に或は居留地公園又は同遊園地と記し、東遊園地とも稱し、一定する所あらず、明治三十二年市の管理に移れる後には、之を加納町遊園地と稱することゝなれり。

前町公園の

此加納町遊園地以外に公園及び遊園と稱して外人と特殊の關係あるもの、居

開設

留地內に各〻一あり、前者は居留地の西端今の三宮郵便局敷地に在り、もと神戸村の墓地にして、居留地域外の地所として取扱ひ來りし所なりしを、明治三年四月英蘭兩國領事は、伊藤俊介在勤中此地所の貸渡を受けたりと稱して、地均工事を行ひしかば、兵庫縣之を伊藤俊介に照會せしに、曾て貸與せることなしとの答あり、其後紛議結んで解けず、四年九月に至りて始めて此地を外人公園地とし、居留地租の半額卽ち一坪十二錢五厘、一分銀五百個を以て千坪を貸與することゝなり、明治五年五月三日(一八七二年六月十二日)縣令神田孝平と丁抹領事以下白・米・瑞・蘭・英・以・佛・西・澳諸國領事との間に約定書を定めたり。此公園は三十二年より前町公園と改稱せられしが、明治三十六年政府此地を收め公園廢せらる。

海岸遊園地

海岸遊園地は明治三年の居留地圖に「プロメナード」と標せるも、もと道路敷二千二百坪を圍込みあるのみにして、遊園の體をなさず、後樹木少許を栽ゑ海岸遊園地と稱せしが、改正條約實施後神戸市の管理に移れり。

外國人遊歩規程

神戸在留外國人遊歩規程につきては、安政假條約中既に之に關して「帝都を距ること十里の地へは外國人は立入らざる筈なれば、其方角を除く三方へ十里、兵庫に來る船舶乘組員は猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず」との條項を載

せたり。維新後政府は京都の十里以内に外人の入るを禁ずる規定を廢止すとも可なりとの意見を持せるも、未だ直ちに之を實施するに至らざりしが、明治二年正月政府兵庫縣に令して外人遊歩規程を定めしむるや、兵庫縣は南方即ち海面には制限を加へざれど、其他は神戸を距る路程十里を標準とし、東は攝津國川邊郡小戸・曾根・平井・中島諸村、西は播磨國印南郡曾根・阿彌陀二ヶ村、北は攝津國川邊郡大原野村、丹波國多紀郡川原・上宿・八上下・谷・犬飼諸村、播磨國多可郡高明樂寺・横尾諸村迄とせり。然るに外國人等は十里は直徑にして路程なるべからずと主張して已まざりしかば、明治七年外務省の命により外國人の主張の如く直徑十里以内と變更し、且つ外國人等の遊歩區域外に出遊し、或は行商を爲して物議を起こすは、これ外人等に圖面を以て告示せざるに由るものなりとて、神奈川縣の例に倣ひ、同年十二月地圖を作製し、之を各國領事に送附し、東は大阪府との遊歩區域と相錯る故を以て別に經界を定めざりしも西及び北は範圍を擴げて播磨國多可・加西・印南三郡より丹波國多紀郡に亙れる區域内を指示し、明治十年に至り規程圖を改刻印行せり。

開港以後明治十年頃迄に當局者の制定せる外人關係諸規則には既述の地所

貸與に關するもの、及び遊歩規程の外に、地稅・家稅・彼我訴訟取扱方法・外人雇傭の日本人取締、外國人遊獵に關するもの等あれど、當局の最も苦心せるは居留地の警戒なりき。　明治元年兵庫縣は神戶市民に布告して、外國人に對する無作法の行爲を戒め、備前藩士の英人殺傷事件ありしに鑑みて居留地內はもとより、雜居地一帶に於ける交通宿泊に關しても屢〻禁令を布き、雜居地に於ては官吏又は警衞兵士を除く外一般旅人の止宿を禁じ、尙ほ安全を期せむが爲めに、居留地及び神戶・二ッ茶屋・走水三村に十七の柵門を構へて、嚴しく通行人を檢察し、不逞の徒の入門を防ぎしが、明治四年一月人心漸く鎭靜に歸するに至り、居留地柵門撤廢せられ雜居地及び居留地の交通宿泊始めて自由となり、神戶市況も是よりして一段の活氣を呈することゝなれり。

兵庫港則の制定

兵庫港則に關しては明治元年伊藤俊介と各國領事との間に取極めし草案ありしかど、未だ各國公使の承認を經ざりしに、翌年十月外務省よりして大阪港則に基づき兵庫港則を定むべしとの命あり因りて該草案を以て直接各國公使に交涉決定あらむことを稟請せしが、翌三年に至るまで許可を得ず。　此時に方り横濱にては英國人ホルウヰスを雇聘して港長とし、神奈川港則草案を立案せし

めて之を外務省に提出し、且つ兵庫縣に通牒するに、ホルウヰスをして其公務の餘暇に兵庫港則をも編成せしめば、甚だ便宜なるべきを以てせしかば、兵庫縣は同年十二月ホルウヰスを雇聘して港則を起草せしめ、翌四年正月を以て脫稿せり。然に此港則案亦直ちに實施するに至らずして、ホルウヰスの横濱歸任となるや、ホルウヰスは明治三年横濱に來れる英國人ジヨン・マルシヤルの、學識經驗共に淺からざればとて、同人を兵庫港長に推薦せしに、兵庫縣にても年を逐ひ外國船の出入多きを加へ、内外交涉繁多となり、日本官吏のみにては不便甚だ多きを遺憾とせる際なりしかば、ホルウヰスの推薦を容れて、直ちに外國領事と交涉し、其承認を得て之を辨官に上申し、四年二月十八日許可を得て、始めてマルシヤルを港長に任じ、月俸洋銀二百弗、外に港長局新築迄の旅宿料として一ヶ月六十弗を支給して、神戸港内の實測に著手し、港則を調査立案せしめ、屢〻各國領事との協議を經て、明治七年二月漸く成案十七條を得、兵庫縣知事神田孝平は同月五日之を外務省に上申せり。　該港則案は湊川流末より正東に向て引ける一線と、舊生田川の流末より正南に向て引ける一線との交叉を限度として外國船碇泊區域を定め、而して兵庫灣をば特に地方官の許可したる船舶に限りて入港を許す

ことゝせるものなりき。蓋し同灣をば當初全く不開港場となさんとせしも、大藏省が米穀輸出の場合臨時兵庫灣にて積込を許可したる例もありとて、領事等承認を肯せざりしなり。神田孝平の外務省への上申書には、該港則案取極につきて、英米兩國領事最も盡力し、日耳曼領事は時に大に異議を申込むことありしも、もと公直清淡にて其力によることも多く、結局三人の手にて決定を見たること、及び港長マルシャルの周旋辨解大に力めしは、進捗に與りて大に力ありしこと等を述べたり。此港則案は幾もなくして外務省と各國公使との交渉を終りて實施せらるゝことゝなれり。

清國人取締方法

清國人の取締は明治初年に於ける重大なる一問題たり。蓋し開港の當初清國人は未條約國民たりしを以て、我に於て其取締を爲すの要あり、因りて幕府は慶應三年十月收入の多少、身分の高下によりて、清國人を三等に分ち、一定の手數料を徵して籍牌を下附せむとせしも、事直ちに實施を見ず。明治元年九月兵庫縣知事伊藤俊介外國官に上申し、神戶在住の清國人中巧みに私に貿易に從事する者ありて、條約國民より屢、清國人取締に關する交涉あり、清國人は詐僞百端西洋人よりも甚しければ、之が貿易を禁止するも支障なきが如しと雖其隣國なる

と、將來文明開化に赴く場合とを考慮する要もあり、今直ちに強硬なる手段を講ぜば、畢竟確執の基とも成らんとて、寧ろ上陸禁止の方針をとらむとせしが、外國官之に何等の指令をも下さず、清國人に倉庫を貸與するを禁じ、其貿易を抑制せんとせしも、實際には何等の效果もなかりき。當時清國人中條約國民たる外人に雇傭せられて神戸に來る者相踵ぎ、中には外國船火夫となり、私に脫船して市内に居住する者もあり、往々にして不良の徒を出し、取締に少からざる手數を要したり。されば兵庫縣は明治二年十二月各國領事の諒解を經其雇傭清國人を縣廳に出頭せしめ、籍牌を下附し、手數料を徵し、且つ此頃橫濱にて各國公使の同意を經、舊幕府所定の清國人取締規則を勵行することゝなりしに傚ひ、十一ヶ條の取締規則案を外務省に提出せしに、外務省は之を以て苛酷に失すとなし、條約未濟國民は清國人のみにあらざれば、橫濱の如く六ヶ條となす方穩當なるべく、橫濱の取締規則にして循行し難しとせば、これを改正して各開港場同一規則となすべしとて、認可を與へず。三年九月に至り神戸にても橫濱の例に傚ひ清國人襲愼甫なる者を雇入れ、一ヶ月四十兩を給して清國人取締の任に當らしめ、十一月縣廳聽訟掛及び逮捕掛官吏各一名をして清國人取締掛を兼ねしめ、同月清

國人自ら其會所を設け、取締に便宜を加ふるや、縣は假に取締規則十一條を定め、清國に本店を有する在神戸支店在勤者はもとより、苟も神戸に移り來る清國人はすべて會所に屆出で鑑札を受くべきこと、鑑札下附料として上等卽ち奴僕を召使ふ者は洋銀十五枚を、中等卽ち營業者は同七枚、下等卽ち奴僕は同三枚を、女子は等級を設けず、總て同三枚を、十五歲以下の者はすべて同一枚を納附することゝ、犯罪者をば我國法によりて處斷すること、無屆にて居住し、又は鑑札を有する者にして無屆者を止宿せしむる時は、罰金として本人及び宿主より洋銀十五枚を徵すること等の條項を設け、十一月各國領事の雇傭に係かる清國人をも、此規則によりて律すべき旨通告せり。爾來清國人の取締大に改良せらる。明治四年政府欽差全權大使を清國に遣すや、兵庫縣雇傭の冀愼甫も之に隨行せしを以て、杜祥福なる者をして其不在中の事務を取扱はしめ、七月日清通商條約成りし後とても、暫くは清國領事の神戸に駐在するなかりしを以て、兵庫縣依然として其取締に任せしが、清國人の雇傭をば之を廢止せり。明治七年二月清國人を寧波・廣東・福建の三組に分ち、各組に總代及び副總代を置き、事務を分擔せしめ四月政府の清國人民籍牌規則發布となるや、神戸にても之により清人を取締ること

となりしが、明治十一年清國領事の派遣あるに及び、籍牌規則は廢止となれり。

日本の國權未だ伸張せざる時に方り、外人取締につき當局者の苦慮一方ならざりしは、神戸も爾餘の開港場と異る所なし。兵庫縣は屢〻縣達を發し、外人に無禮を加ふるを戒しめて、只管對外紛議の豫防に力め、明治十二年一月外國人取扱巡査心得を定め、彼我の事情暢達し難く、彼我の法律に異同あるを以て、禮節を重じ、事を處するに最も愼重なるべく、外國人の事情に就きては警部の指揮を受け、決して粗妄專斷の擧に出づべからずと諭し、十三年其一部を改正して益〻外人關涉事件に細心留意する所あらしめたり。然れども神戸は之を橫濱に比するに、

内外人の協調

内外人の關係概して圓滿にして、此輯睦の熟成につきては英人ジョン・ブラウン、同エー・シー・シム、同ジョン・ケリー・ホール、佛人エッチ・リユーシー・フオサリユー等の、神戸内外人間に介立し盡力せる功、最も多きに居るといへり。ブラウンは明治初年濠洲より神戸に移住し、商工業に從事し、居留地商業會議所創立に盡瘁し、屢〻居留地會議員となり、シムは其一九〇〇年神戸に於て死去する迄十數年間在留し、其間居留地消防隊の創設に功あり、運動に趣味を有し、居留外人の倶樂部の爲めに盡力せり、ケリー・ホールは領事として日本の各開港場に歷任し、特に神戸

に於て內外人間の交渉に斡旋せり、フォサリューは領事たること十五年間、在留約二十年に亙り、會議員中特に其經驗智識を以て重んぜらる。 又此等の人々以外に英國人イー・エッチ・ハンターの明治元年以來神戶に在留し、精米事業を起こして本邦機械精米の端を開き、日本米の輸出に盡力し、製粉業をも起こし、又大阪鐵工所を創設して本邦造船界に貢献し、遂に勳五等に敍せられしあり。 されば明治二十三年條約改正論の朝野を動かすや、神戶在留外人中にも橫濱在留外人の組織せる非條約改正會に加入し、條約改正反對を唱ふるありしも、概して橫濱在留者よりも穩健なりし如し。 而して此等在留外人の反對ありしに拘はらず、二十七年日英間の改正條約成りしを最初とし、諸外國との條約も逐次改訂せられ、三十二年七月は其實施期と定まりしが、神戶にて改正條約實施準備の澁滯なく進捗せる、亦內外人の協調宜しきを得しが故なるべし。

改正條約實施準備

明治三十二年七月十七日改正條約の實施と共に治外法權撤廢せられ、神戶外國人居留地の名目消滅す。 是より先き明治三十一年四月九日神戶市會は改正條約實施準備委員十二名を置くの議を決し、委員を任命し、市は書記十一名をして準備委員を兼ねしめ、東京・大阪・橫濱三市に率先して十一月四日神戶俱樂部に

第一回改正條約實施準備委員會を開き、三十二年三月市委員と縣官吏との聯合協議會を開き、改正條約實施後居留地消防義勇隊の組織を變更して之を繼續すること、外國人の日本諸官廳への願屆は日本文を用ゐしむること、外人課を置き、居留地に市の出張所を設けて事務を取ること、消防喞筒船設置のこと、公園監理のこと、墓地取締のこと、居留地道路、並木の修復、海岸浚渫のこと、現行法規中直ちに外國人に適用し難きものは內務省の指令を仰ぐこと等の諸件につきて協議を了せしが、外國人側にても居留地會議を召集し、國際委員として二十三名を選出し、內外交涉の任に當らしめ、日本官憲に引繼ぐべき事項について議を重ね、三十二年三月四日居留地會議動產目錄を縣廳に提出し、六月二十八日には消防器具一切を無償にて引渡すべき旨決議する等、彼此の準備全く成れり。

居留地授受式

斯くて居留地授受に關する內外當局者の實施準備成りしかば、授受の式は同年七月十七日午前十時居留地三十八番行事局會議室に於て擧げられたり。此日兵庫縣知事大森鍾一は日本官吏を代表し、居留地會副議長エー・シー・シムは議長英國領事ゼー・シー・ホールに代りて外國人を代表して之に臨み、神戶市長・裁判所長・稅關長・港務局長・縣高等官・諸外國領事・居留地會議員及び主なる外國商人等

亦之に列席し、知事大森鍾一は先づ日本官吏が日本帝國と諸外國との間に締結せる新條約の規定に遵依し、并びに日本帝國と佛澳兩國との特別契約の趣旨に從ひ、神戸外國人居留地の引繼を受けむが爲めに會合せる趣旨を演べ、兩代表者は引繼目錄及び引繼書に調印署名し、佛國領事フォサリュー及び神戸市長鳴瀧幸恭の挨拶及祝辭ありて授受の式を了し、式後小宴ありしが、此外に同日午後二時よりは神戸市參事會主催となり、近江丸に內外人三百餘名を招待し、小野濱棧橋より解纜して祝賀の宴を張りつゝ大阪港に入り、午後六時歸港するあり、市民も同日國旗を揭揚して一般に祝意を表せり。此日居留地會議より引繼げるものに公園三、墓地二、消防器具一揃、瓦斯燈臺九十四基、防火井二十一ヶ所及び居留地會議經費計算簿十五冊、同會議事錄四冊あり。尙ほ此外に居留地會議にて兵庫瓦斯會社と今後三ヶ年間契約せる瓦斯燈點火の件、居留地巡查及傭人へ合計七百五十六圓餘支給すべき件、居留地行事局長の任期を三十二年末日とする件、九月末日契約滿期となるべき居留地雇醫二名に對し、給料一名に付六十二圓餘を支拂ふべき件、及び居留地の掃除を一ヶ月百二十八圓にて、同撒水を一ヶ月二百六十圓にて、七月末日迄一市民と契約せる件等は、日本官吏に於て權利義務を

承認し、居留地授受の當日兵庫縣知事より公園・墓地・掃除・撒水等の管理事務を神戸市に引繼ぎ、公園につきては外人の風習を參酌し、市の管理上遺漏なきを力むべく、其他一般に權利義務の遂行に留意すべく、居留地公園石垣築造、鐵柵及芝植替、町名及家屋番號標作製等は居留地會議議決濟の件なれば、其落成迄は居留地作業委員に於て工事を擔當し、市長其監督に任ずべしと訓令せり。

市の管理すべき居留地事務

居留地町名は既に明治元年より命名せられ、地圖にも記入せられたれど、從來は之を用ゐず、區劃番號を呼ぶを例とせしかば、實施後は從前通の町名を區劃番號に冠して呼ぶことゝなせり。

條約實施前と其後の居留地費

居留地行事局の支出は明治二十九年より三十一年迄一ヶ年平均二万三千六百五十二圓餘とあり。されば外國人居留地事務引繼後、神戸市が爲めに年々多額の經費を要するに至るべきは當然のことにして、財政困難なる當時の神戸市が、更に此多額の經費をも負擔せんこと到底不可能の事なりしかば、政府は補助の名義の下に、改正條約實施後居留地より收入すべき地税の過半を割きて市の負擔を免れしめんとし、三十二年度分として一万二千二百三十七圓餘を給與する所あり。當時居留地の地税は、一坪金一分にして、金一分を明治四年各國公使

へ通達せる新舊貨幣換算方法により三十二錢一厘五毛とせば、總計一万二千九百四十四圓となり、之に居留地約定書により居留外人の負擔せる警察費一坪につき一分の三分の一、卽ち總計四千三百十四圓八十二錢餘を加ふれば、一万七千二百五十九圓餘となるべきものなりき。されば政府が市に補助金を交附するに當り居留地事務中に就き、縣と市とに引繼げるものを區分し以て前記三十二年度分補助額を決定せるが如し。其後國庫より神戸市への補助額明治三十三年度より三十七年度迄は毎年一万八千三百五十六圓宛なりしが、三十八年度には市營なりし居留地前の海底浚渫事務を縣營に移せる爲め、補助金額も從ひて減少し、八千四百八十二圓となりしも、翌三十九年度より大正二年度迄該事務又市營に復し且つ居留地諸營造物の修繕維持費にも增額ありしかば、此八年間は毎年一万六千六百五十七圓宛の補助を受けしに、大正三年度に至りて補助金額に約二割の削減を行ふべきことを神戸市に指示せり。蓋し居留地費國庫補助なるものは、もと改正條約實施の際、地方の財政を顧慮し、約十年間給與さるべき豫定のものなれば、四十三年頃よりして政府既に之を廢止し、若しくは減額すべき意見を有せしも、一時に之を廢止し、若しくは多額の減少を行ふの地方財政に

影響する所大なるを思ひて、今玆に二割減額の擧に出でしなり。此に於て市は兵庫縣と共に此減額の財政上甚だ苦痛なるを上申せしが容れられず、同年度には政府指令通りの補助あり、大正四年には前年より更に一割を減せしも、大正五年度には居留地に施工すべき土木工事等のありし爲め增額となりて、二万一千圓の補助あり、翌六年には三万八千圓となり、七年には五万三千四百圓の補助を得て市は公園其他居留地の管理維持に當れり。

居留地會議の組織

改正條約實施後、彼我交涉の圓滿を圖らむが爲めに、居留外人中より相談委員を、內外國人より遊園地保護委員を囑託せり。元居留地には居留地會議あり、議長・副議長を定め、執行委員を互選し、別に行事局を置き、局長を雇傭し以て實行の責に任せしめしこと既述の如くにて、行事局は之を居留地會議室居留地事務所に當てし外、消防屯所、犯罪人留置場にも使用し、且つ之をポリス屯所とし、外人ポリス伍長一人、同ポリス二人、支那人ポリス二人、日本人ポリス十八人此に駐在せり。

行事局長の職務

行事局長の任務は居留地道路溝渠の修繕、掃除、樹木の手入れ、內外遊園地、外人公園の點燈等を監督し、執行委員に報告し、其改良若しくは修繕を要する時、議長若しくは執行委員の命令に從ひ、適宜の施工をなすこと、居留地巡査を監督し

て其任免を具申し、獄舎を監査し、警察大體の狀況を委員に報告すること、居留地內の地所所有の移動を錄し、借地料及び警察費の徵收、幷びに居留地積金の收支につきて名譽會計を補助すること等にして、而して局長は執行委員の許諾なくして商業又は公共事業に從事するを得ざる規定なりき。

縣市の居留地事務の處理

三十二年七月新條約實施後は、居留地事務に精通せる前局長ヘルマン・トロチッヒを縣市共同にて雇入れ、縣市に引繼げる居留地事務を處理せしめ、內外交涉の仲介に當らしむることとし、行事局建物をば神戶警察署播磨町巡査派出所とし、警部一名、巡査十四名を派し、其建物樓上を以て市の派出所とし、トロチッヒの下に市土木課員一名を置き事務を取扱はしめ、メリケン波止場、東稅關にも巡査派出所を設けたり。

居留外人の希望條項

然れども單に事務の處理のみによりて內外人間の親睦を保持せむこと或は難かるべきは、縣市共に授受以前既に憂慮する所なりしのみならず、外國人等の選出せる國際委員等も、亦將來に於ける內外交涉の困難ならむことを恐れ、改正條約の實施に先ちて十ケ條の意見を決議し、希望條項として之を提示するあり、其中には條約實施後に於て、外國人の意見希望を日本當局者に知らしめ得べき適當なる方法を缺くに至るは甚だ遺憾なれば、相互親睦を厚くし、軋轢を豫防するに

力あるべき三名乃至五名の相談委員を設け、日本當局者の承認を得ること、但該委員は法律上の責任を有せず、唯外國人の意見を陳述する機會を有し、且つ必要に應じて助言を爲すを得るのみなること、運動場は外人の希望に合せざるに至るやも知るべからざるのみならず、遂には維持費支出に困難を生ずるやも測り難きを以て、外國人より其經費を支出し、運動場管理を外國人委員に委託せしむべきこと、少くとも一人の外國人醫師を有する衞生局設置の要あること、上陸若しくは乘船すべき波止場に、英語に通ずる上級警官の派出を要求すること、天候の如何に拘はらず上陸し得べき棧橋をメリケン波止場に設くること等ありき。

相談委員遊園地保護委員の設置

然るに市は此等の條項中、相談委員の設置には時宜に適せる故を以て之に同意せしも、遊園地の經費を外國人より支出し、其管理を外國人委員に託することには同意を表せざりしかば、外人等も決議を飜し、遊園地保護委員の設置を提議して遂に市の同意を得、内外人中より該委員を囑託することゝして協議成立し、外國人側にては三十二年八月五日テー・ダブルユー・ヘリヤー、イー・エッチ・ギル、エー・シー・シム、エル・デ・ラ・カムプ、エッチ・ピテリーの五名を相談委員(Advisory Committee)に選擧し、ヘリヤー委員長となり、ロバート・ヤング名譽書記となり、翌三十三年五

月神戸市參事會は遊園地保護委員(Up-keep Committee)として外人側よりエー・シモン、ゼー・エス・ハッパー、エフ・ゼー・アボット、エー・デー・アッスを、日本人側より鈴木梅四郎・吳大五郎・谷井保・漆畑春吉を囑託し、漆畑春吉其委員長となれり。而して相談委員の職務につきては別に規程の設けなかりしが、遊園地保護につきては七ヶ條の規程を設け、以て其風致維持を力めしめたり。爾後兩委員とも屢〻更迭ありて、外人側の補缺は相談委員長の推薦によりしが、明治四十一年に至り相談委員の名稱は世人の誤解を招き易しとの理由にて、神戸國際委員(The Kobe International Committee) と改めたり。此兩委員は或は書面或は口頭にて、屢〻市の管理に關して注意を促し、改善を慫慂し、彼我の圓滿なる交渉に盡すこと甚だ大なり。

神戸國際委員

元居留地家屋税還附問題

改正條約實施後に起これる元居留地家屋税還附問題は、惟り神戸市財政上の大問題たりしのみならず、延きて重大なる國際問題となれり。神戸市の實施準備委員會は、改正條約實施に先だち、明治三十二年二月居留地永代借地上の家屋に對しては改正條約實施後當然家屋税を賦課し得べき權利ありと決し、其箇數を三十七万四千八百四十七箇と算定し、一箇當り乘率をば三十一年度神戸市家屋税賦課率と同率なる五錢一厘二八餘とし、此税額一万九千二百二十三圓三錢

四厘と概定し、七月十七日を以て改正條約の實施期とする諸外國をば、後れて實施期に入るべき佛澳兩國と同じく、八月四日より義務發生すべきものと認定し、九月より一般に市税を賦課することゝ決定し、此議內務省の容るゝ所となりて、神戸市は三十二年度下半期分より賦課し、同年度內に七千八百餘圓を收納せり。然るに居留外國人中には、永代借地上の築造物に市税を賦課することを以て不當なりとし、其納附を肯んせざる者あり、其論年を逐ひて盛なりしかば、市が一ヶ年一万九千餘圓を收入すべく豫算せる該家屋税も、三十三、三十四兩年度の納附額は一万圓を超えたれど、三十五年度には僅に四百圓となり、爾後百圓に過ぎざること三年に及べり。　政府は初め外國人の反對を排し、此家屋税は當然賦課し得べきものなりとて、納附を肯んせざる者に對しては強制徵收を爲さしめたることありしが、列國皆日本政府の處置に反對を表せるを以て、事條約の解釋に關するものなればとて、仲裁々判の判決に委せしに、同裁判所は三十八年五月二十二日判決を下して「政府又は其名を以て發給せる永代借地券によりて保有せられたる土地、幷に其地上に現に築造せられ、若くは將來築造せらるべき一切の建物に對して、該地券に規定したるものゝ外、一切の租税、賦課金、取立金及條件を免

除したるものとす」といへり。即ち永代借地權に依りて得たる土地に建設せる家屋に對して家屋税を課するを得ざることゝなりしなり。是に於て外務大臣は同年十一月之を兵庫縣に通牒し、既に徴收せるものに對しては年五分の利子を附して各納税人に還附すべきを命じたり。然るに神戸市が三十二年度以降三十八年度迄に徴收せる外國人家屋税額合計三万三千百五十四圓餘にして、之に所定の利子六千九十四圓餘を合すれば、總額三万九千三百五十五圓餘に達し、其一時の返濟は市財政上甚だ困難とする所なりしを以て、借入金を以て之を支辨し、同時に國庫に補助を稟請して、四十年五月三万九千三百一圓餘の補給を得たり。

永代借地權の排削

永代借地上の外人所有の家屋は、上述の如くして改正條約實施後も市税たる家屋税の賦課を免るゝことゝなりしが、居留地内建物にして邦人の所有に歸せるものは家屋税を負擔せざるべからず。これ邦人にして永代借地權を買收せる場合には、該地所は借地の性質を失ひて日本人の所有に歸するが故なり。而して明治初年には外人の專有に屬せし神戸居留地も、爾來本邦人の商業發達するに伴ひ、漸次邦人の買收する所となり、大正三年には本邦人所有の面積既に一

万四千餘坪を算せしが、歐洲大戰勃發後、外國商館の衰微、特に獨逸人の沒落は、日本商人に益〻活躍の餘地を與へ、外國人永代借地の邦人に買得せらるゝもの愈〻多く、大正六年の邦人所有合計一万六千坪を超え、大正七年末には二万千九百坪に達し、遂に居留地の過半を占むるに至れり。 居留地以外所謂雜居地に於ける外人永代借地は、明治六年に三万八千百三十二坪ありしが、邦人の之を買得する者多かりしかば、大正六年には邦人の所有に歸せる土地三万三千餘坪を算し、大正七年末には三万四千七百餘坪に達し、外人が依然永代借地權を保有する者僅に三千三百坪に過ぎざるに至れり。

内外親交に對する市の施設

改正條約實施後に於て神戸市が内外親交の爲めに施設せる所尠しとせず。而して明治三十二年外國人側の希望により、外人側にて選出せる國際委員が、有益なる意見を開陳し、内外關係の之によりて改善に資せしこと亦多しとなす。市役所にては毎年歲首、市長は外人の祝賀を受け、内外の國祭日には賀禮を交換し、内外人は機會ある毎に屢〻會合して懇親を增すに努めしが、日露戰爭後來遊外人の神戸市に入る者著しく增加し、中には知名の士も少からずして、明治四十年には救世軍ブース大將、米國陸軍卿タフト、清國答禮使倫貝子等の來神あり。 四

十一年にコッホ博士夫妻の來神に際しては、市は煙花を打上げ、市長は停車場に送迎し、米國大平洋沿岸實業家漫遊團の來神の際には、綠門を米利堅波止場に設け、煙花を打揚げて歡迎の意を表せり、

米國領事の轉任と惜別

同年米國領事ハンター・シャープの轉任によりて神戸を去るや、二十年間内外の輯睦に力めし同氏に惜別の情を表せむが爲め、神戸市長發起人となりて、阪神の主なる官衙の賛同を得、記念品として薩摩燒茶器を贈呈せり。 四十二年五月京城日報主催韓人觀光團百餘名の來遊あり、同年六月には米國前副大統領フェアバンクス夫妻の來神あり、七月には浦鹽市會議員の市施設特に水道衛生事業視察の爲め來神するあり、八月には露都工科大學生見學團の市を過ぎるあり、十二月には英國博覽會通信員たる倫敦諸新聞記者團の來訪あり。 駐神英國領事エッチ・ボナーの此年を以て神戸を去るや、神戸市長は前年米國領事轉任の例により、又有志を勸誘して記念品を贈呈し、市廳舍落成式には領事團及び主なる外國人五十餘名を招待せり。

米國漫遊團の來神

明治四十三年一月米國漫遊團七百五十人の來神あるや、市は米利堅波止場に綠門を設け、煙花を揚げて之を歡迎し、且つ諏訪山金星臺に天幕を張り、茶菓を饗し、名所繪葉書を贈り、三月米國よりして又第二漫遊團の來神するや、前回と同樣の歡迎を爲し、同月

清國皇族載濤の神戸通過に當りては、市長之を停車場に送迎して風景寫眞帳一冊を贈呈し、五月英國皇帝の崩御に方りては、市長は東京駐在同國大使に電報を以て弔意を表し、神戸駐在領事を弔問し、尙ほ同盟國の交誼により、特に市民に弔旗掲揚方を諭達する所あり、六月觀光團の滿洲及び韓國より來神するや、市は之に日本料理を饗應し、名所を案內し、同年印度パロダ王族、清國皇族洵貝勒等の神戸驛を通過東上するに際しては、市長は之を停車場に送迎せり。

英皇帝の崩御

英皇戴冠式と市の施設

四十四年六月英國皇帝戴冠式に方り、市長は英國皇室及び東京駐在同國大使に祝電を發し、英國總領事館を訪ひて祝賀の意を表し、市と神戸商業會議所・實業協會との聯合にて武德殿に祝賀の宴を開き、記念の列席者名簿を作製上梓して各自に分配し、其一部を英國總領事を經て英國皇室に呈し、且つ盛なる提灯行列を催して同國總領事館を訪問せり。

世界漫遊團の來神

此年米國鑛業家團、露國漫遊團等の來神に際しては、市は名所案內繪葉書等を寄贈せり。明治四十五年一月獨逸ハンブルグ・アメリカ汽船會社主催世界漫遊團第一隊五百餘名來神し、三月其第二隊五百餘名の來神ありしかば、市は名所繪葉書一組宛を贈り、五月丁抹皇帝崩ずるや、市長は同國領事館を訪問して弔詞を述べ、同月我が第一艦隊入港するに方りては、市は乘組將校を

武德殿に招待し、陪賓として諸外國領事及び神戸在留の主なる外國人を招待し、大園遊會を催せり。

英人エッチルカスの逝去

六月エッチ・ルカスの逝去に際しては、市長は同氏の外人中最も古くより神戸に居住し、或は神戸外人倶樂部會頭として、或は英國人の社交團體たるセント・ジョージ協會長として、彼我の交際に盡すこと厚かりし故を以て之を弔問せり。

明治天皇の崩御と外人團

七月明治天皇崩御には、諸外國領事及び在留外人は市廳に來りて弔辭を述べ、諸外國領事館は諒闇中敬悼の意を表する爲め、自國の國祭日と雖、一般の祝賀を受けざることゝせり。

大正二年中の內外親交施設

大正二年一月及び三月世界大漫遊團の來神あるや、市はこれを歡迎して、英文神戸市案內一部宛を贈り、十月支那革命記念日に際し、支那領事の內外官民を招待し、民國成立祝賀會を開くや、市長之に列席せり。

昭憲皇太后崩御と外人團

大正三年四月昭憲皇太后の崩御には、諸外國領事及び在留外國人は市廳を訪ひて弔意を表し、諸の賀禮を略することと明治天皇の崩御の時の如くなりき。

獨逸人接遇に關する諭告

六月澳洪國皇儲不慮の災厄に遭ふや、市長は同國領事を訪ひて之を弔せしが、爾後幾もなくして歐洲大戰勃發し、獨逸我が敵國となるに至りしかば、市長は市民に對し神戸在留獨逸人接遇に關する諭告を發し、對獨宣戰の大詔既に發布せられたりといへど、其國人に對して

は秋毫も敵意を挾むべきにあらざれば、市民は宜しく年來の交誼に顧みて懇切に接遇し、以て神戸市民の品格を保持するを力むべしと云へり。

青島陷落祝賀會と施設

十一月市主催となりて青島陷落祝賀會を湊川公園に開き、聯合國領事を招待し、提灯行列を行へり。大正四年日本艦隊の入港に際する歡迎會には、諸外國領事をも副賓として招待し、米國軍艦の入港するや、又同樣なる歡迎會を催せり。

露皇名代の來神

大正五年一月露國皇帝名代としてゲオルギー・ミハイロウヰッチ太公の軍艦鹿島にて來朝神戸に上陸するや、市長は之に謁して花籠を贈呈し、二月羅馬法王特使の神戸出入に際しても之を停車場に送迎し、神戸市名所寫眞帳を贈呈せしが、同特使は神戸市慈善事業の爲めに金五十圓を市に寄附せり。七月官民合同にて開きし日露協約成立祝賀會には、露國領事及び在留露國人を招待し、

日支親善會

大正六年二月在留支那紳商發起にて日支親善會を中華會館に開くや、市長又之に列席し、三月には今上天皇に國書幷びに最高勳章を捧呈せむが爲め來朝せる支那共和國特使汪大燮を神戸驛に送迎し、六月英人イー・エッチ・ハンター逝くや、氏が明治初年以來在留し、且つ外人中の有力者にして、市の產業上功勞多きを思ひ、市長は其自宅を訪ひて之を弔せり。

休戰祝賀會

大正七年十一月歐洲大戰休戰條約成立するや、同月十三日市は神

戸商業會議所と聯合して東遊園地に祝賀式を擧げ、提灯行列を催し、聯合國領事館を歴訪して祝意を表し、二十六日には兵庫縣知事・神戸市長・市會議長幷びに商業會議所會頭の催にて聯合國領事中立國領事及び主なる聯合國外國人等二百餘名を主賓として招待し、休戰祝賀の宴を東遊園地に催し、翌二十七日には聯合國外國人も亦東遊園地に戰勝祝賀運動會を催し、外國人劇場にて祝賀茶話會を開き、神戸市長等招待を受け之に列席したり。

在留歐米人口

神戸在留外國人の人口は明治元年十月四百七十人ありて、內二百四十人は清國人なりしが、爾後も清國人は在留外國人中最も多數を占め、在留歐米人の總計に匹敵せり。　在留歐米人は明治二年に減じて百六十六人となりしも、四年には四百五十人となり、明治五年には減じて二百五十人となれり。　然れども此等の數字とても之を以て正確なりと云ひ難く、當時調査頗る困難にして、米國領事の如き、兵庫縣之に在留米人の調査を依賴するや、人口を調査すべき理由なしとて之に應せざりしことあり。　明治五年兵庫縣は外國領事の諒解を得て人口調査に便宜を增せしが、翌六年の在留歐米人二百四十二人となり、明治九年には三百三十九人となり、十一年に約四百人となり、十二年に三百四十人に減じ、翌十三年

四百人となり、十四年に三百人となり、十五年に四百五人となり、爾後五ヶ年間は漸次に減少して、二十一年に三百人となりしも、二十二年より年々增加して二十四年七百人に、二十八年には九百二十人を算へたり。　此二十二年以後七ヶ年の增加は、神戸に市制實施せられ、貿易概して好況なりしのみならず、日清戰役により支那商人の不振に陷れるに乘じ、歐米商人の之に代はらむとして移住せる者も多かりしに因るが如し。　改正條約の實施せられし明治三十二年には、歐米人九百四十人となり、三十四年には千四百人を超え、翌三十五年には千七百人となり、日露戰後の三十九年には二千人を超えしに、四十年より却りて年々減少し、大正元年には千七百人となり、翌二年には增して千九百人となりしも、尙ほ三十九年の在留數に及ばざりき。　大正三年以後は又た漸次に增加し、大正四年に二千六十七人、大正五年に二千百七十四人、大正七年には二千四百六十二人となれり。

在留英國人

在留外國人國別を見るに、明治元年に在留せるは英・米・獨・佛・以・白・和・瑞西・丁・葡及び淸の諸國民なるも、其中にて以・白・西の三國民は、明治三十年迄の去來恒ならず、居留者あるも一兩人に過ぎず。　居留外人中每に多數を占めしは英國人(屬領民を含む)にして、明治元年其數既に百十六人あり、其後二十年迄は增減區々なりしも、

二十一年以後漸次に增加し、三十三年に五百六十人となれり。然れども其後は却りて漸次減少し、大正七年には三百五十八人となれり。

在留米國人

米國人は明治元年六十一人を算し、爾後明治十六年迄は其數英國人の次位に在りしが、明治十七年四十二人に減じ、爾後漸次に增加して三十九年には百三十人となりしも、大正二年には減じて七十五人となり、歐洲大戰勃發後には漸次に增して、大正七年には百十人となれり。

在留獨逸人

獨逸人の在留者は明治元年三十六人にして、爾後明治十七年に至る十五年間の增加僅に十六人に過ぎざりしも、十七年以後は著しく增加し、三十九年には百八十七人となれり。然るに大正二年には百五十人に減じ、歐洲大戰勃發後更に減少し、大正七年七十五人となれり。

爾餘の在留外國人

佛人は明治元年の在留十九人にして、爾後最も多數なりし明治二十五年にも百人に達せず、其他の年には大概三四十人の間に在り、葡萄牙人は明治元・四・五の三ヶ年三十六人の在留者ありしも、爾後は減少し多きも三十人を超えず、大抵二十人以下にして、大正七年の在留者十八人あり。露國人は明治五・六兩年に二人の在留あり、爾後は多きも十人に達せず、年によりては一人も在留せざることあり。然るに大正五年俄に增して六十二人、六年七十二人、七年に五十二人となれり。澳國人の來住は明治九年に

始まり、其數僅に五人なりしが、爾後在留者十人を超えし年なし。瑞典・諾威兩國人は明治十五年より、土耳其人は三十二年より、波蘭・希臘人は三十三年より、波斯及び緬甸人は三十四年より、墨其西哥人は三十八年より、暹羅人は四十一年より、ルクセンブルグ人は大正四年より、智利人は大正七年以來各若干の在留者あり。

大正七年の在留外國人國別

大正七年神戸在留外國人國別は英國及び其屬領たる印度・濠洲・加奈陀・埃及と米國・獨逸・葡萄牙・露國・佛國・和蘭・伊太利・瑞西・西班牙・丁抹・澳太利・白耳義・瑞典・土耳其・希臘・波斯・ルクセンブルグ・暹羅・墨其西哥・智利及び支那の二十二ヶ國民とす。

在留支那人

而して此中支那人は年々其數增加し、明治十一年には總外國人の六割を占め、明治二十三年には七割を超え、三十二年に在留外人二千五百人中支那人は千六百人あり。爾後支那人の增加著しからず、四十年には千六百七十人となり、爾後年々減少して四十四年には千人となりしが、大正元年より又增加し、大正四年には千九百人となり、大正七年には在留外國人總計約四千六百人中支那人は二千百人を超えたり。

米國領事館

諸外國領事館中最も早く開設を見しは米國なり。同國は慶應三年(一八六七年)十一月にゼネラル・ポール・フランク(General Paul Frank)に領事々務を委囑し、兵

庫開港後、海岸通一丁目今の日本郵船會社敷地に假領事館を開き、大阪及び兵庫の事務を管掌せしめしが、一八六八年(明治元年)七月ポール・フランクの事務代理を解き、新にテー・スコット・ステワルト(J. Scott Stewart)を專任領事とし、依然大阪兵庫兩地の事務を掌らしめ、假領事館を領事館と改めて明治四年之を加納町六丁目に移し、明治十四年浪花町十五番に移せり。而して明治三十五年(一九〇二年)六月二十日神戸米國領事館は獨立して大阪神戸兩地の兼掌は廢止となり、大正六年には明石町十八番Bに移れり。領事は大正六年(一九一六年)迄に十三名の更迭ありて、同年領事となりしロバート・フレザーは(Robert Frazear)大正七年末迄在任せり。米國領事館は大正三年八月より大正六年二月迄獨逸の事務を代理せし外、明治三十五年十一月より玖馬、明治三十七年より巴奈馬、大正三年より瑞西の事務委任を受け大正七年に至れり。

英國領事館

英國領事館の開設は米國に次ぎ、慶應三年十二月兵庫開港と同時にフランシス・マイバラ(Francis Myburgh)最初の神戸駐在英國領事として就任せり。英國領事館記錄によれば、開館當時の領事館は、居留地二十九番にありきとあれど、一八七〇年(明治三年)英國公使ハルリー・パークスと日本政府代表者伊藤俊介との調

印せる約定書中に「兵庫開港以來同港に在る地所一區及建家ともブリテン政府へ貸渡し云々」とあり、此約定書に添附の繪圖面は今存せざれど、「開港神戸之圖」には舊海軍操練所の地點に「イギリス・コンシュル」と記せるを見れば、開港の當初居留地の工事も完成せず、他に適當なる居館なきを以て、日本政府は舊操練所をば領事館として之を英國に貸與したるものゝ如く、二十九番に開館せりといふは恐くは誤なるべし。　明治元年十一月に至り兵庫縣は舊海軍操練所の地所及び建物の貸附料を一ヶ年洋銀九百六十枚と定めしが、明治三年四月十七日日本政府に必要なりとし、該地所の返却を要求するに及び、英國公使は舊約によりて期限滿了後と雖、必要なる場合には繼續使用の權あるを主張し、政府も已むを得ず四年四月再び貸附の繼續を承認することゝ定まれり。　而かも其手續遷延し、漸く七年六月に至りて政府兵庫縣をして之を英國領事に貸渡さしめしが、同月英國領事は領事館を新築の故を以て舊操練所建物の取拂を求め、それよりして紛紜又起こり、結局兵庫縣にて之を取崩せしも、幾もなくして日本政府より借用せる此領事館敷地境界につきて紛議あり、遂に領事館の新築を此敷地に起工するに至らずして、同領事館記に見ゆるが如く浪花町九番に移れるが如し。　同領事

館記錄によれば、明治七年二十九番より浪花町九番に移り、爾後移轉のことなしとあり。領事館が斯く其位置を變更しつゝありし間にアベル・ゴーウェル(Abel Gower)はマイバラの後を承けて領事となり、明治十年マークス・フロワース(Marcus Flowers)之に次ぎ、それよりジェームス・ツループ(James Troup)ジェームス・エンスリー(James Enslie)（兵庫縣廳記錄明治二年二月外國領事の書面中に英國領事ジエームス・エンスリーの名見ゆ後年再び領事に任ぜしか。）を經て明治廿九年ジョン・ケリー・ホール(John Carey Hall)就任し、改正條約實施に際し大に內外交渉に盡せり。明治三十六年同領事館は總領事館に昇格し、新にヘンリー・ボナー(Henry Bonar)の著任を見しが、ボナーよりライモンド・デービー・ライヤード(Raymond de B. Layard)を經て、大正三年ラルフ・ヂー・イー・フォースター(Ralph G. E. Forster)總領事となれり。神戸駐在英國領事館は明治初年に暫く佛・日・西・澳諸國の領事々務を代理し、澳洪國領事々務をば明治四十二年迄之を兼攝せり。

佛國領事館

佛蘭西領事館は明治元年今の海岸通一丁目鯉川筋に開設せられしも、幾もなくして京町七十五番に移り、三十八年頃に中山手通六丁目に移り、明治四十年山本通二丁目に轉せり。同國領事館の記錄に據れば開館と同時に著任せしは副領事ヴキオール(Viaule)にして、明治十三年フロードン(Proudon)之に代るとあれ

ど、兵庫縣廳記錄には明治二年二月外國領事の書面に佛國領事ルゼーの名あり、恐くはヴヰオールに次ぎて始めて領事たりし人を斥すならむ。フロードンに代りて二十二年ド・リュシー・フォサリュー (De Lucy-Fossarieu) 領事に就任せり。フォサリューは神戸に駐在すること十五ケ年、其間居留地の爲めに斡旋し、改正條約實施の際には內外人間交涉の衝に當りて其功尠からず。三十七年エッチ・エーメ・マルタン (H. Aymé-Martin) フォサリューの後を襲ひ四十一年エム・シャルパンチエー (M. Charpentier) 之に代はり、大正七年、ジー・シモン (G. Symon) 又之に代りて領事たり。

和蘭領事館

和蘭領事館も亦明治元年の開設にかゝり、初めは三宮神社東側、今の三宮町二丁目にありしが、後に中山手通一丁目に移り、大正三年京町八十番に轉じ、大正七年同町七十六番に移れり。最初の領事はアー・イー・ボードウィン (I. E. Bouduin) にして明治二年二月ハーエル・コルタウス之に代はる、明治五年瑞西領事代理ピー・エッチ・フリック和蘭領事々務をも兼攝せしが如けれど、資料缺けて詳ならざるのみならず、爾後三十一年迄和蘭領事の更迭明かならず。明治三十二年ゼー・エッチ・デ・ロイス (J. H. De Reus) 横濱より轉じて神戸駐在領事となり、三十五年よ

り副領事エッチ・ヴァン・オールト・ヴァン・ローエンレクト(H. Van Oordt Van Lauwenrecht)領事々務を見、四十一年ダブリユー・ヂー・イー・ブリル(W. G. F. Brill)領事代理となり、大正二年ジエー・バーレンドレクト(J. Barendrecht)領事となり、翌三年より副領事ピー・スタール(P. Staal)領事々務を執り、同年ヂー・エス・デー・ハメル(G. S. D. Hamel)領事となり、大正四年ピー・アール・ボーゲル(P. R. Borger)之について領事となれり。

獨逸領事館

獨逸領事館は明治元年普國領事館として三宮神社前に開設せられ、幾もなくして海岸通六番に轉せしが、三十四年十二月東町百十五番に新築して此に移る。而して明治元年名譽領事たりしエーベルス(Evers)は、兵庫及び大阪の領事々務を兼攝せしが、明治五年八月神戸領事新に置かれ、ドクトル・フオッケー(Dr Focke)着任し、明治十三年ドクトル・スタニウス(Dr. Stannius)之に代はり、明治二十年フオン・クレンキイ(Von Krencki)又之に代はる。明治三十三年よりクリエン(Krien)クレンキイの後を襲ひ、明治四十年よりチール(Thiel)之に代はり、大正二年より日獨宣戰まではオールト(Ohrt)在任し、大正三年より大正六年二月迄米國は領事委任を受けて獨逸領事々務を管掌せり。

丁抹領事館

丁抹領事館は明治元年の開廳にかゝり、開設と同時にエッチ・ポラノ(H. Polano)領事に任ぜられ、明治九年アール・ワルシユ(R. Walsch)之につぎ明治十四年チャス・ブレース(Chas. Braess)領事となりて約三十年在任せしが、明治四十二年エ・エッチ・ハンセン(A. H. Hansen)之に代はり、大正七年エッチ・マックスウエル(H. Maxwell)新任せり。同領事館當初の位置詳ならねど、明治三十年頃より北町九十一番に在り、大正三年には江戸町百一番に轉じ、大正七年前町十四番に移れり。

白耳義領事館

白耳義領事々務は、明治五年ゼー・ケー・カンニングハム領事代理として之に任じ、在任十一年に及びしが爾後十餘年間は專任領事を置かず。四十一年三月始めて中山手通四丁目に領事館を開き、開館と同時に專任領事ド・ボス(De Vos)著任し、其四十四年に轉任せる後、ヴエルトラエタン(Vertraeten)副領事として事務を見、同年十月ムーラエル(Moulaert)領事著任し、大正三年三月より副領事ド・トレナエール(De Tollenarr)代りて事務を取扱ひ、同年十二月領事カスツール(Casteur)著任せり。

瑞西領事館

瑞西は明治五年ビー・エッチ・フリックを領事代理となし、十一年には名譽副領事を置きしも、爾後沿革明かならず、大正二年獨逸領事其事務を管せしが、同三年

米國領事之に代はれり。

以太利領事館

以太利の領事々務は明治五年英國領事之を兼掌し十一年に獨逸領事の代理執行する所となりしが、爾後の沿革詳ならず、領事館の設置の年代は不明なれど、明治三十四年以後三十八年迄は京町七十番に在り。明治三十九年より葡萄牙領事委託によりて暫く其事務を見、從つて領事館も山本通二丁目に移れり。大正四年中專任領事の著任を見しことありしも、幾もなくして同年秘露領事の代理に委し、從ひて領事館も亦下山手通三丁目に移れり。

西班牙領事館

西班牙は明治五年英國領事に其領事々務を委囑せしも、爾後久しく神戸に於て同國の領事々務を行ふ者なかりしが、大正三年名譽領事置かれて下山手通三丁目に開廳し、智利領事々務を兼攝し、大正五年秘露國事務をも兼ね、以て大正七年に及べり。

澳洪國領事館

澳洪國は其領事々務を明治五年英國領事に委ねたりとあれど、爾後の沿革詳ならず、明治四十四年十二月イー・クレツマティン領事として著任し、海岸通八丁目に開館せしが、大正三年以後は米國領事其事務を管理して、大正六年二月に至れり。講和以後は未だ領事を置くに至らず。

葡萄牙領事館

葡萄牙領事館は明治八年の開設にかゝり、アール・エム・ブラウン（R. M. Brown）初めて領事代理たり。然るに同年之に代はりて領事代理となりしシー・アール・シムプソン（C. R. Simpson）以後、葡國は久しく領事を特置せず、明治二十一年に至り、ヴイ・イ・ブラガ（V. E. Braga）を副領事とせしも、明治二十八年以後佛國領事館に事務を委囑すること四年、三十三年スーザ・モラエス（Souza Moraes）領事著任し、大正二年迄在任せしが、翌三年總領事館を閉鎖し、メキシコ領事に事務を委託する事約一年、大正四年又領事としてアルブケルケ・イ・カストロ（Albuquerque E. Castro）を駐在せしむることゝなり、翌年領事館を播磨町七番に移し、大正七年更に山本通二丁目に轉せり。

支那領事館

支那領事館は明治十一年十月清國領事館として初めて下山手通七丁目に開設せられ、三十九年同二丁目に移る。最初の領事は劉壽鑑にして、爾後領事の更迭頻繁に行はれ、鄭孝胥在任中日清戰役ありて、戰役中米國領事其職務を管掌し、二十八年和成るや、哈恩特來任す。大正七年の現任領事は嵇鏡なり。

露國領事館

露國の領事々務は久しく獨逸領事の辨理する所なりしが、明治二十五年六月始めてゲ・ウエンドリフ（G. Wendrich）を副領事として駐在せしむることゝなれり。

其後副領事又は同代理をして事務を管掌せしめしが、副領事エフ・ワシーリエフ(Th. Vassilieff)の在任中日露戰爭開始せられ、戰時中は佛國領事其事務の委託を受けたり。戰後三十九年六月に至り領事ア・マクシモーフ(A. Maximow)着任し、四十二年五月迄在任し同年六月領事代理を置き、四十三年三月よりマクシモーフ又領事として再任せしが、大正二年五月以後領事を置かず、副領事代理其事務を管し、大正三年五月よりア・エフ・ランデゼン(A. Von. Ladesen)副領事たり。同領事館の位置は當初山本通二丁目に在りしが、爾後轉々し大正五年には中山手通二丁目に移り、大正七年更に同四丁目に移れり。

伯剌西領事館

伯剌西領事館の開館は明治三十一年四月にありて、エフ・マノエル・ハシント・ダタナ最初の領事として北長狹通四丁目に開廳し、爾後屢〻其位置を轉じ、大正三年には海岸通十番に移り、大正七年更に伊藤町百十番に移れり。ダクナ以後の領事其姓名を詳にせざれど、明治四十四年にはエフ・ポパート(F. Popert)領事となり、大正二年エッチ・ホフマン(H. Poffman)領事代理となり、翌年エフ・ポパート副領事として再び事務を見、大正四年副領事ジェー・マーシャー(J. Marshall)就任せり。

瑞典領事館

瑞典は明治三十四年中町十六番に領事館を開き、總領事ビー・ユム・ラダナー・オ

ッテセン P. M. Ragnar Ottesen) は諾威の領事々務をも兼ね、三十七年オー・スキーバク(O. skybak)代りて總領事となりし後も同じく兩國事務を兼ねたり。三十八年トーステン・ウッデーン(Torsten uddén)に至り始めて瑞典領事として專任せしが、其四十年一月に轉任せし後は、領事代理すら置かざること約二年間、四十二年一月ウィリヤム・キャムベル(William Campbell)名譽副領事として領事々務を管掌し、大正元年十月キャムベル離任して其事務を領事代理エッチ・クリンゲン (H. Klingen)に引き繼ぎ、大正二年六月エッチ・ヴィ・サムマース H. V. Summers) 副領事代理となり、領事館を播磨町五十四番に移し、幾もなくして浪花町六十二番に轉せしが、大正五年四月サムマース副領事となれり。

諾威領事館

諾威領事館は瑞典領事館と分離以後、三十九年には京町七十番に轉じ、大正三年には海岸通八番に、大正五年より前町十四番に開廳せり。同國は三十八年以後專任領事を置かざりしが如く、大正五年より名譽領事を置きて、丁抹領事々務を兼掌せしめたり。

秘露領事館

秘露領事館は明治三十四年江戸町百四番に開設せられ、大正七年下山手通三丁目に移り、開館の初よりして名譽領事をして事務を管せしめしが、大正三年以

後秘書・智利兩國の領事々務は西班牙名譽領事の代理する所となれり。名譽領事の姓名詳ならねど、大正三年ロップ(Kropp)に代りてミゲル・ベンドレル(Miguel Vendrell)事務を見、大正七年にはジョキム・ムスタロス(Joaquim Mustaros)ベンドレルに代りて名譽領事となれり。

智利領事館

智利領事館は明治三十七年の開館にかゝり、初め中山手通三丁目にあり、大正七年には海岸通二丁目に移れり。當初ジョキム・ムスタロス領事代理となりしが、數年にして此事務は葡萄牙領事に委囑せられ、それより伯剌西爾領事の代理する所となり更に轉じて西班牙名譽領事に委任せらるゝに至れり。

墨西哥領事館

墨西哥領事館は三十九年山本通二丁目に開設せられ、初め領事代理にて事務を取扱ひしが、四十四年始めて領事マニュエル・シー・テレズの著任を見たり。然るに大正三年より和蘭領事の代理執行となり、大正五年又領事の新任ありて播磨町二十番に開廳せしも、幾もなくして又閉館せり。

亞爾然丁領事館

亞爾然丁は明治三十九年初めて其神戸駐在領事を任命せしも、幾もなくして事務を西班牙領事に委ぬることゝなり、大正二年領事イー・エー・ヘレン著任して三宮町一丁目に開廳せしが、大正七年には海岸通二丁目智利領事館にて其事務

を兼掌することゝなれり。

引用書目

兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣史稿政治篇。厨川織部手記、御用留庶務。條約彙纂。兵庫開港一件。神戸駐在諸外國領事館回答書類。大藏省藏、民部省記錄。明治元年乃至十年法令全書。明治三十一年乃至三十四年神戸市會議事錄。改正條約實施關係書類。神戸市外事係記錄。
神戸市例規類集。神戸市事務報告。神戸開港三十年史。横濱開港五十年史。兵庫縣統計書。
神戸市統計書。明治三十二年神戸又新日報。同年神戸新聞。一八六七、一八六八年居留地圖。
一八七〇、一八七二年居留地圖。明治三十年居留地圖。Japan Chronicle, Jubilee Number, "History of Kobe"

第十四章　兵事警察并びに消防

兵庫市兵隊

明治初年兵制の未だ確立せざる時に方り、神戸には市民を以て組織し、專ら市中の警備に任せし兵庫市兵隊あり。　初め明治元年三月三日兵庫裁判所總督東久世通禧は、兵庫津名主北風莊右衞門・同南條新九郎・同北風丈助の三名を招き、皇城接近の地たる兵庫港には速に護兵を備ふる必要あれば、他地方に先んじ市兵を募り、以て兵制確立迄の海岸防禦に努むべしと示諭し、直ちに其編制著手を命せしを以て、名主等命を體し、市民にして身元確實なる者の中より市兵五十名を募り、銃器・彈藥等兵隊使用品の經費をば之を自辨せしめ、北風莊右衞門之が司令となり、薩摩藩士小倉宗九郎・竹狹重次郎に就きて英式練兵を學び、日々兵庫を警邏せしめしが、同年四月此兵庫市兵隊の大阪裁判所所管に屬すると同時に、徵兵增員の命ありしかば、名主等之を兵庫町民に達示し、總員を增加して百五十名とし、二隊に分ち、北風莊右衞門は司令數佐に、南條新九郎・北風丈助は小隊長となり、同月大阪裁判所總督醍醐忠順兵庫を巡視するや、和田岬に於て市兵隊對抗操練

の檢閲あり、六月津山藩兵の神戸外國人居留地警備の任を解かるゝや、之に代り暫く神戸居留地の警備に當りしも亦此市兵隊にして、同年八月には英國皇太子の乘艦兵庫港に碇泊中、海岸警備に任せし故を以て、金六千匹を賞賜せられしことあり。然るに明治二年四月各府縣編制に係かる兵隊の廢止と共に此市兵隊も亦解散となれり。

徵兵令發布と坂本分營の始末

神戸に於て始めて一般市民より兵を徵募せるは明治三年に在り。是より先き政府は各府縣編制の兵隊を廢止し、明治三年十一月新に徵兵規則を發布せしを以て、兵庫縣は同月二十八日管下より四十三名を徵募し、四年三月大阪兵部省出張所に出頭せしめ、大阪鎭臺に入らしめしが、此時兵神兩港よりは二名の入營者あり。踵いで翌五年十一月全國徵募の詔發せられ、六年一月徵兵令發布となり、一般の兵事事務をば戸長をして之を管掌せしむるも、徵兵に關しては特に各府縣に徵兵議員を置くことゝなりしが、神戸は太政官布告第四號によりて第四軍管大阪鎭臺の所管となり、四月戸長副戸長在職者中より高濱太右衞門・瀨鴻庄左衞門・藤田泰藏・松井吉右衞門の四名擧げられて徵兵議員となれり。是年十月

坂本村(今の楠町)に大阪鎮臺兵庫分營設置の命ありしを以て、同月二十三日兵庫縣は其敷地二万九百餘坪を陸軍省に引渡し、ついで陸軍省は其地に兵營を建築し、操練場を設け、七年八月二十九日大阪鎮臺砲兵第七大隊(後第二大隊)所屬の一箇小隊を駐屯せしめ、山砲彈藥等を大阪より運び、川崎及び和田岬石堡塔に於て射撃を練習せしが、此兵庫分營は明治十年廢止となり、年々入營の五十名は、同年以後大阪鎮臺に收容せらるゝことゝなれり。而して射撃練習場たりし石堡塔は、もと德川幕府攝海防備の爲め設けられしを、明治元年兵庫縣より軍防事務局に引繼ぎしものなるが、其中川崎石堡塔は地域千三百餘坪あり、運上所倉庫の新築成るまで一時輸入火藥置場に充てられ、石堡塔の兵營所屬となるに及び、兵舍の同域内に建築せられしこともありしも、該營造物は明治二十四年十二月火災に罹りしを以て、二十五年之を毀却し、石材等は拂下げとなれり。和田岬石堡塔は其地域二千六百六十餘坪ありて、明治四年兵庫縣之を祝砲々臺とし、外國軍艦との禮砲交換に用ゐむとせしが、兵部省の許す所とならず、後に三菱造船所の所有となりしも、塔のみは保存せられたり。

神戸に始めて徵兵檢査を執行せるは明治七年二月にして、大阪より徵兵使來

事々務

神し、兵庫藤の寺を以て徵兵本署とせり。而して從來戶長の處理に一任せし兵事々務は、是年四月より改まりて區長の總括の下に戶長の處理する所となり、十年九月よりは徵兵檢查の執行を區長に委任するを止む。十二年神戶・兵庫の兩部合して神戶區となるや、兵事々務は神戶區長之を管し、區役所に戶籍掛を置きて其事務を取扱ひ、徵兵議員の職務は區役所書記之に任ずることゝなり、翌十三年神戶區に三戶長役場の置かるゝや、各役場管內の兵事々務は戶長之を處理することゝなれり。

區及び市の兵事々務

明治十七年軍管師管の制定まるや、從來大阪鎭臺の所管たりし神戶は、第四軍管第八師管に屬することゝなり、神戶區內に設置の兵庫縣徵兵區駐在所は兵庫縣內の徵兵事務を總括し、之に隷屬する神戶徵兵區駐在所は神戶區の外、菟原・八部・川邊三郡を管し、同時に神戶區長は徵兵事務官となりて、區內徵兵事務に參與することゝなり、二十年戶長役場廢止の後は、戶長の兵事々務皆區長の管掌に歸せり。二十一年五月從來の軍管を師管に、從來の師管を旅管に改むるや、神戶に神戶大隊區司令部設置せらる。明治二十二年に至り市制の實施と徵兵事務條例の改正とによりて、神戶市長は兵事々務を管し、徵兵官として徵兵の事に與る

ことゝなり、徴兵議員は廢止せられて、兵庫縣會常置委員より徴兵參事員を選出することゝなり、而して同參事員中の二名は神戸市より之を出すことゝなる。二十三年市役所戸籍係は戸籍課と改まり、翌二十四年庶務課に併合せられたれば、市の兵事々務も從ひて庶務課の分掌に歸す。二十五年に至り旅團管區參事員は名譽職縣參事會員中より二名、大隊區參事員は市名譽職參事會員中より四名を選出することゝなり、神戸にては同年四月之を互選せしが、此徴兵參事員の制度は明治三十七年まで存續せり。二十九年三月神戸は第十師管第二十旅管神戸聯隊區の所管となり、市內に神戸聯隊區司令部の設置を見、爾來管區の變更なし。同年市役所にては戸籍課又獨立の一課となり、兵事々務をも處理することゝなりしが、四十一年獨立の兵事係を置きて兵事々務を取扱はしむることゝせり。

神戸市の壯丁

神戸市の受檢壯丁數は明治十二年に三百八十一人、十三年に二百六十八人、十四年には三百六十八人あり、其後も漸次增加したれど、十七年までは四百人を超ゆることなかりしが、十八年頓に增して六百六十餘人となり、二十年千四百人を超えたり。然るに翌二十一年減じて九百人となり、二十二年には一千人となり

しも、二十三年又九百人となり、增減一ならざりしが、二十四年以後年々增加し、三十三年二千百人に達せり。三十四年より三十七年迄の壯丁數は詳ならざれど、三十八年には千四百人に減じ、三十九年以後又年々增加し、四十二年千七百人に達し、翌四十三年には前年より少しく減少し、四十四年更に減じて千五百人となりしも、大正元年激增して二千五百六十人となり、大正三年千八百人に減せしが、爾後又年々增加し、大正四年三千人に、大正六年三千四百人に、大正七年には三千七百人となれり。

徵兵檢査合格數

　神戸市壯丁の徵兵檢査合格者數は、明治十六年より三十三年迄百中三十五人を超えしことなく、甚しきは百中合格七人に過ぎざりしことあり。三十八年以後大正七年迄の合格者は、三十三年以前に比し著しく增加し、每年壯丁百中五十人に達し、時としては百中八十人を超えし年なきにあらず。就中明治三十八年に壯丁百中八十一人一五の合格者を算せるは、これ日清戰爭による兵員增徵の結果なるべく、翌三十九年には合格者前年より遙に減じて、壯丁百中合格五十四人となれり、爾後は增減區々にして、四十年に七十一人、四十一年に六十六人一二、四十二年に六十四人八一、四十三年に七十八人八七、四十四年に七十五人二四、四十

五年(大正元年)に六十九人八四となりしが、それよりして以後大正七年迄は增減著しからず、壯丁百中の合格者毎年六十乃至七十人の間にありて、大正六・七兩年は共に六十五人強なりき。　更に一歩を進めて明治三十八年以後大正七年迄の甲種合格數を見るに、明治三十九・四十・四十二・四十三年、及び大正元年の五ヶ年は、甲種合格者數乙種合格より多く、就中明治四十年には壯丁百中乙種合格者二十七人二四に對し、甲種合格者四十三人七四を算へたり。　而して明治三十八年以後の神戸市壯丁合格率を以て、明治三十三年以前に比し、其率著しく增加せるを見るは、これ蓋し神戸市壯丁の體格の漸次改良せるにも因るべけれど、日露戰役による兵員增徵幷びに戰後の師團增設と、二年兵役制實施とに伴へる增徵にも因るものなるべし。　今明治十六年以後の神戸市受檢壯丁數幷びに合格率を左に表示すべし。

三十三年以前の壯丁及び合格率表

一　明治十六年乃至同三十三年　受檢壯丁數及び合格率

年次	壯丁數	合格 現役	合格 補充	合格 其他	合格 計	不合格 免役	不合格 猶豫	不合格 免除	不合格 其他	不合格 計	壯丁百中合格者
明治十六年	二九八	二〇	二	ー	二二	二七五	二	ー	ー	二七七	七・三

同　十七年	三八三	二〇	一六	｜	三六	三四五	二	｜	｜	三四七	九・三九
同　十八年	六六二	三〇	一四二	｜	一七二	七三	四一七	｜	｜	四九〇	二六・〇四
同　十九年	七二四	三三	一七八	｜	二一一	七二	四四一	｜	｜	五一三	二九・一四
同　二十年	一、四七九	四〇	六一	｜	一〇一	五四八	八三〇	｜	｜	一、三七八	七・〇〇
同　二十一年	九一六	四五	一一四	｜	一五九	二八七	四七〇	｜	｜	七五七	一七・三六
同　二十二年	一、〇五七	四三	二四三	五	二八六	四八七	二七九	｜	｜	七六六	二七・五三
同　二十三年	九一六	四八	二六九	一	三一七	二六一	二三七	｜	｜	四九八	三四・七二
同　二十四年	一、一二七	四七	二九四	｜	三四一	二七四	三五一	｜	一六一	七八六	三〇・二五
同　二十五年	一、一七四	五〇	二〇七	｜	二五七	五一四	三三三	六七	三	九一七	二一・九〇
同　二十六年	一、四三八	五一	三五二	｜	四〇三	五九〇	三七四	六八	三	一、〇三三	二八・〇二
同　二十七年	一、六四二	六四	四一七	｜	四八一	六七四	四二三	六三	二	一、一六二	二九・三〇
同　二十八年	一、七八八	八四	一九四	｜	二七八	九六一	四七八	六九	二	一、五一〇	一五・五四
同　二十九年	一、七八五	一四〇	三三五	｜	四六五	六八七	五六〇	七一	二	一、三二〇	二六・〇五
同　三十年	一、八六五	一八二	三〇〇	｜	四八二	六八〇	六二〇	七四	九	一、三八三	二五・九四
同　三十一年	一、九七九	二〇二	四八七	｜	六八九	五三四	六六三	八六	七	一、二九〇	三四・八五

同三十二年	二、〇四二	一六二	四二三	｜	五八四	五八一	七八二	一七	一八	一、四五八	二八・六〇
同三十三年	二、一六五	一七八	四三六	｜	六一四	五三四	八八〇	一三	一四	一、五五一	二八・三六

三十八年以後の壯丁及び合格率表

二 明治三十八年乃至大正七年受檢壯丁數及び合格率

年次	壯丁數	合格 甲種	合格 乙種	合格 計	不合格 丙	不合格 丁	不合格 戊	不合格 計	壯丁百中合格者
明治三十八年	一、三九〇	三一四	八一四	一、一二八	一六八	九二	二	二六二	八一・一五
同三十九年	一、四五〇	四五四	三四〇	七九四	四八八	一五六	一二	六五六	五四・七六
同四十年	一、五七五	六八九	四二九	一、一一八	三一五	一三一	一一	四五七	七〇・九八
同四十一年	一、六四四	三八八	六九九	一、〇八七	三四六	二〇九	二	五五七	六六・一三
同四十二年	一、七〇二	四九三	六一〇	一、一〇三	四三三	一六四	二	五九九	六四・八一
同四十三年	一、六八九	五九三	六〇四	一、一九七	三三九	一四九	四	四九二	七〇・八七
同四十四年	一、五二三	四八〇	六六六	一、一四六	二八六	七八	一三	三七七	七五・二四
同四十五年大正元年	二、五〇三	一、〇四五	七〇三	一、七四八	五二〇	二三三	二	七五五	六九・八四
同二年	二、五六三	七九〇	九二八	一、七一八	六二三	二〇一	二一	八四五	六七・〇三

同　三　年	一、八八九	四八二	七二二	一、二〇三	五二八	一五四	四	六八六	六三・六八
同　四　年	三、〇七九	九二〇	一、一四九	二、〇六九	八二九	一七〇	二	一、〇〇二	六七・三〇
同　五　年	三、一三一	八八四	一、〇〇一	一、八八五	一、〇四〇	一七一	三五	一、二四六	六〇・三〇
同　六　年	三、四二四	九八九	一、二三八	二、二三九	九四三	一九五	五九	一、一九七	六五・一〇
同　七　年	三、七一六	一、一六七	一、二五二	二、四一九	一、〇五八	二一六	二三	一、二九七	六五・一〇

服役別兵事關係

神戸市民明治十六年以後服役別による兵事關係を見るに、陸軍に在りては現役に就ける者は明治十六年に二十人なりしが、爾後漸次に增加し、二十六年に百五十八人、二十七年に二百四十人となり、二十八年二百八十人に達し、二十九年に減じて二百十人となりしも、三十年には三百人となり、三十一年には六百人を超えたり。然るに三十四年五百人となりて減少の兆を示し、三十八年更に減じて僅に二百人となりしが、三十九年以後又年々增加し、大正二年には千三百人となれり。豫備役に就ける者は明治十六年僅に十四人なりしが、爾後漸次に增加して、二十五年には二百五十人を算し、二十七、八兩年は各其前年より減少せしが、二十八年徵兵令の改正により、其服役年限四ヶ月延長せられて四年四ヶ月となるや、

翌二十九年には二百六十人となり、爾後大體に於て漸次に增加し、大正二年には二千百七十五人となれり。後備役に就ける者明治十六年には僅に九人なりしが、二十七年には三百四十人に達し、爾後三年間は漸次に減少し、三十一年以後次第に增加し、三十七年服役年限改正せられ、五ヶ年の延長により十ヶ年となりしかば、後備在役者の數頓に增加し、大正二年には二千三百人に達せり。補充兵役に服せる者明治二十五年二百二十八人、二十七年四百五十人に達せしも、二十八年には二百人に激減し、三十年にも四百人に滿たざりしが、三十一年以後漸次增加して、三十四年には千二百五十八人となれり。補充兵服務年限は明治二十五年には一年間豫備徵員として服役せしが、二十八年新に補充兵の制設けられ、第一補充兵は七年四ヶ月、第二補充兵は一年四ヶ月と定まり、三十七年の改正によりて第一・第二の區別廢止せられ、補充兵の年限は十二年四ヶ月に延長せられしを以て、三十八年には補充兵役に就ける者俄に增して四千三百人を超え、爾後漸次に增加して、大正二年には八千四百人を算せり。海軍は現役・豫備・後備幷びに補充兵を合算するも、大正二年四百人に滿たず。國民兵役は明治二十二年第一國民兵・第二國民兵に分たれ、市民にして國民兵役に在る者、明治十六年に千百四十人

なりしが、爾後逐年増加して四十年には第一・第二國民兵合計二万八千八百人を算せしも、四十一年以後漸次に減少に傾き、大正二年には第一・第二國民兵合計二万二千餘人となれり。以上陸海兵員及び國民兵役に在る者を表示すれば左の如し。

陸海軍兵員表

陸海軍兵員累年表

年度	陸軍 現役	陸軍 豫備	陸軍 後備	陸軍 補充	陸軍 計	海軍 現役	海軍 豫備	海軍 後備	海軍 補充	海軍 計	國民兵 第一・第二
明治十六年	二〇	一四	九	—	四三	三	—	—	—	三	一、一四〇
同十七年	三七	七〇	三八	—	一四五	六	—	—	—	六	一、三三六
同十八年	五四	七四	四九	—	一七七	七	—	—	—	七	一、二三一
同十九年	三三	一一〇	五八	—	二〇一	三	—	—	—	三	一、五一四
同二十年	二九	九九	七二	—	二〇〇	四	—	—	—	四	一、六二八
同二十一年	六二	一六九	一二三	—	三五四	一三	—	—	—	一三	一、七一八
同二十二年	一一九	二一三	一九七	—	五二九	一二	—	—	—	一二	— 合計 一、八三三
同二十三年	一二三	二三一	二一二	—	五六六	二六	—	—	—	二六	— 合計 二、二三四

同二十四年	一三四	二二八	二五〇	ー	六〇二	一六	ー	ー	ー	一六	ー	合計 一、八九三
同二十五年	一四五	二二六	二六八	二二三	八六二	七	二	一	ー	一九	二六四	九、四五九
同二十六年	一五六	二五四	三一三	三七八	一、一〇二	八	一七	三	三	三〇	二九四	九、九〇九
同二十七年	二四四	二五〇	三三七	四四八	一、二七九	二九	一〇	七	一〇	五六	三〇五	一〇、三五九
同二十八年	二八六	二一七	二九〇	二〇一	九九四	二九	二一	五	ー	四五	三一六	一〇、九〇九
同二十九年	二一四	二六四	二六七	三五一	一、〇九六	一七	一五	七	四	四三	二六二	一一、二五九
同三十年	三〇四	二八〇	二五六	三八七	一、二二七	二九	一四	四	七	五四	二六〇	一一、七〇五
同三十一年	六二九	三三一	二八八	八一四	二、〇六二	三九	一五	七	五	六六	二八四	一六、二〇九
同三十二年	五二〇	三九六	三一三	九一三	二、一四二	四八	一七	九	二	七六	二八一	二一、〇四九
同三十三年	五五五	六〇八	一、〇二九	一、〇二九	二、五三二	四三	二二	八	三	七六	三一三	三二、〇一六
同三十四年	四八九	七八七	三八四	一、二四六	二、九〇六	四二	三七	二九	四	一二三	三八六	三三、五七三
同三十五年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
同三十六年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
同三十七年	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
同三十八年	二〇九	六六三一、一三六四、三〇五			六、三一三	一〇	四〇	四二	一	九三	ー	ー

同　三十九年	七七三	九三二	一、二四〇	五、九一一	八、八五六	七四	六八	六七	一	二一〇	—
同　四十年	九九五	一、一〇〇	一、三八三	六、八八一	一〇、三五九	六七	七五	一〇四	一	二五七	一九四二六八、五九三
同　四十一年	九七六	一、二九九	一、五一六	五、二五三	九、〇四四	五七	六九	一〇二	一	二二八	一七九二五、四〇三
同　四十二年	一、〇三八	一、三〇六	一、六六四	五、九三七	九、九四九	五五	五六	九七	一	一五九	三七二五、三八二
同　四十三年	一、二三二	一、五三五	一、六六三	六、七六五	一一、一九六	五二	八〇	九〇	—	二三三	三一四三三、五四〇
同　四十四年	一、二四二	一、七八九	一、八九六	七、二八九	一二、二一五	五九	九一	九四	三	二四七	五〇一二一、五二五
大正元年	一、二五三	一、八五六	二、一四九	七、七八二	一三、〇四〇	七九	九一	一一二	一	二八二	七三三二一、三八三
同　二年	一、三〇七	二、一七五	二、三〇四	八、四三八	一四、二二四	九九	一七〇	一一五	—	三八四	一、〇九四二〇、九三八

市の壯丁の教育程度

徴兵檢査にあらはれし神戸市壯丁の教育程度を觀るに、明治三十八年以降壯丁百中義務教育終了者は概ね四十にして、時として五十以上に及べることあり。義務教育終了者に次ぎて多數なるは高等小學卒業程度の者にして、中等學校卒業程度の者は三十八年に百中三人なりしが、大正七年には九人あり。高等學校卒業程度及び大學卒業程度の者も漸次增加すれど、其率高からず。僅に讀書算術を爲し得る程度の者に至りては、年により其數一樣ならず、壯丁百中十人乃至

二十四人の間を上下せしが、大正六年急に減少して百中僅に九人となり、大正七年には四人となれり、全く讀書算術を爲し得ざる者、時としては壯丁百中二十七人の多數に達せしことあるも、年々概して減少の傾向あり、大正七年には壯丁百中僅に二人のみとなれり。

三十六年中の定例臨時兵事施設

例年の徴兵事務以外に、市の取扱へる定例臨時の兵事々故を擧ぐれば、明治三十六年中には補充兵教育及び演習の爲めの召集二十五回にして其被召集人員三百七十三名あり。同年四月神戸港外に於て觀艦式擧行せらるゝや、市は市民を戒め、盛儀に方りて失態なからむことを期し、奉迎歡迎等の事務取扱の爲め、吏員の部署を庶務・寄附・旅館・裝飾・接待・會計・饗宴の七部に分ち、陪觀者中知名顯要の者に對しては、其旅宿に就きて之を訪問し、又日本郵船會社より西京丸を借入れて陪觀者を搭乘せしめ、淡路附近の回遊を行ひて以て之を慰めたり。同年十一月第十一師團の將卒一万餘人特別大演習の爲め神戸に入るや、市は豫め舍營地の水質其他衛生上の調査を行ひ、道路橋梁を修繕し、軍隊歡迎の爲め庶務・宿舍・給水・廐舍・會計の五掛を置き、市内三ヶ所に其出張所を設け、市民三百餘名に歡迎委員を囑託し軍人待遇につきては、一般に鄭重を期すると共に、民家宿營の場合、其

待遇方法の劃一を圖らむが爲め、待遇心得數ヶ條を印刷して市民に配布し、九千餘頭の馬匹に對しては、將校乘馬の分は各隊本部に、下士卒の分は舊湊川堤防に其厩舍を設備し、飲料水は水道消火栓より給水せる等のことあり。

三十九年の兵事施設

日露戰役の終了するや、市は三十九年一月より四月まで凱旋軍隊の歡迎に盡瘁し、五月二十日には市內出征軍人を招待して湊川堤防に凱旋祝賀會を催し、市に本籍を有する者には金屬製記念杯及び感謝狀を贈れり。

四十年以後の兵事施設

三十九年以後は日露戰役後の經營として、師團の增設幷びに二年兵役制の實施に伴ふ增兵計畫の漸く進捗するあり、歸休兵制度實施に關する勅令亦三十九年を以て公布せられたれば、四十年度に於ける市の兵事々務も從つて繁劇を加はへ、三月召集事務の檢閱あり、馬匹の檢查あり。四月野戰砲兵第十聯隊將卒五百五十餘名、馬匹四百頭の爲め、宿舍及び厩舍を設備し、九月第十一師團步兵其他合計二百餘名に對する宿舍の準備をなせり。四十一年に入りては、召集の行はるゝこと八回應召の將卒合計六百人、簡閱點呼令達に至りては合計五千四百人に達し、將卒百九十人の爲めの宿舍準備をなせり。四十二年の召集は八回、應召人員七百名にして、簡閱點呼令達の取扱五千六百餘人に達し、軍隊の宿泊を取扱

ひしこと七回、其人員將卒合計九百三十人に達せり。四十三年には七百人の召集事務の外、簡閲點呼六千餘人、軍隊の來泊十回、其人員將卒合計三千三百人なりき。爾後市は年々十回乃至五十回、人員六百人乃至千人の召集事務を取扱ひ、演習部隊、應召者・朝鮮・支那守備兵の交替等の爲め、年々少きも千人、多きは一万餘人に對し宿舍を供給し、其他簡閲點呼の爲め年々數千人の令達を取扱ひ、大正七年には召集の取扱三十二回・人員千四百人、點呼の取扱一万三千六百人に達し、二月第十師團諸兵聯合演習擧行せらるゝや、本隊は天王谷に、騎兵の一部及び大行李は湊山附近に露營し、統監部員幷びに審判官は奥平野に宿營したれば、市は將卒二千三百人、馬匹三百餘頭の爲め、舍營を準備すること二回に及びしが、軍隊は市民及び學校生徒の見學の爲め、會下山長田方面にて水雷地雷の爆破・野砲機關銃の發火を行へり。十一月秋季演習の爲め入市せる歩兵第七十聯隊の將卒二千名、馬匹二百七十餘頭の爲め、宿舍を準備せること二回。同年西伯利亞出兵の事あるや、神戸にても充員召集及び臨時召集七回に及び、其人員百八十五名、內出征者百五十七名あり、市は應召軍人家族を訪問し、生計困難なる者は、軍事救護法によりて救助を出願せしめ出征者には慰問狀を發し、九月第二・第三兩師團の西伯

利亞出征部隊將卒三万四千人、馬匹九千五百頭、百九班に分れ、相前後して神戸驛を通過するや、市は吏員を神戸驛に派遣して之を犒ひ、麥茶等を饗し、且つ一般歡迎者、面會人、軍隊への寄贈等に關する事務をも取扱はしめ、十月西伯利亞出兵軍隊に對する恤兵寄贈品慰問袋三万餘個、繃帶四百卷、手拭六千本、紙卷煙草二十万本、キャラメル四千個の送附を取扱ひしが、十一月には第二、第三兩師團特設部隊の西伯利亞より歸還の途神戸驛を通過すること三十四班、將卒四千二百人、馬匹三千六百頭に達せしを以て、市は又吏員を神戸驛に派し、麥茶を饗し、馬匹には飲料水を給せり。　戰時徵發に關する物質・工場・人員等に關し、第十師團經理部舞鶴鎭守府等の依賴によりて調査回答する所ありしも亦是年に在り。

神戸市奬武會

　神戸唯一の奬武團體として神戸市奬武會あり。　明治二十七年日清兩國干戈を交ゆるや、市民敵愾の氣大に揚り、軍人後援の爲め幾多團體の組織を見しが、神戸市奬武會も亦此際に組織せられしものにて、會員約二千五百人を算せる外、市內の有力者を網羅して特別會員となし、同年十一月發會式を擧け、目的とする所、出征軍人の家族を扶助して後顧の患なからしめ、士氣を激勵し、盡忠の義心を鼓舞するにありて、其戰時中に於ける活動見るべきものありき。　日露戰役の起こ

るや、日清役に比し後援的活動の要更に切なるものありしかば、市は新に神戸市奉公會を組織し、神戸市婦人奉公會と共に大に後援事業に努めしが、神戸市奬武會は此時専ら力を入營者の普通教育及び軍事教育に注ぎ、日露戰爭終了後、奉公會其他戰時成立の後援諸團體が解散せる後も、引續き事業を擴張し、出征軍人の家族、癈兵、在郷軍人及び其家族戰死者遺族等にして、生計困難なる者を扶助し、市内出身壯丁の風紀教育等の改善に努力し、其目的の達成の爲めには、或は生業或は現金の扶助を與へ、市内出身在營者を諸隊に訪問激勵し、遠隔の在營者及び海軍軍人等には慰問狀を發するを例とす。明治三十四年以降毎年引續き壯丁中の希望者に入營前數週間普通教育を行へること、亦同會の事業として特筆すべきものなり。同會は以上の事業の爲めに年々二千圓内外を支出し、大正七年には基本金一万餘圓、事業資金七千餘圓を有し、會員は明治四十四年二千六百人なりしが、大正七年には四千七百五十人となれり。

　神戸に在郷軍人會の設立を見しは明治二十九年十二月にして、尚武の氣風を盛にし相互の親睦を圖るを目的として組織せられ、同年内の寄附金一万圓に垂んとせしが、爾後一時不振に陷り、明治四十三年十一月帝國在郷軍人會神戸支部

の設立せらるゝや、從來の神戸在郷軍人會は解散となれり。此帝國在郷軍人會神戸支部は本部の規約に準じ、神戸支部規約を設け、事務所を神戸聯隊區司令部內に置き、第十師團長の監視を受くるものにて、市內に設けし二十六分會の統一の爲めに聯合分會を置き、射擊會及び武術會を催し、在隊者を慰問し、戰死及び病死者の祭典を執行し、且つ神戸市獎武會と協同して、壯丁中の希望者に對し軍事的豫備敎育を行ふ等、業績の見るべきものあり、因りて市は大正六年度より千五百圓を聯合分會に補助し、以て其事業の擴張に資せり其會員明治四十四年には約四千人あり、大正七年には約一万人となり、基本金五千百圓あり。

開港當初の警察事務

兵庫開港の初めに於ける警察事務は兵事と混じ兵庫鎭臺の管する所なりしも、市中取締の爲めに置ける廻方の如きは、單に夜警たるに過ぎずして、一般警察機關は未だ具備するに至らざりき。其後大阪外國事務局より役人三十名を派遣して、神戸市中取締を補助するあり、兵庫外國事務局が運上所船改役をして市中取締を兼ねしむるあり、いづれも神戸市中取締機關の充實せざるを示すものにして、明治元年七月兵庫縣が神戸村庄屋生島四郎太夫に神戸・二ッ茶屋・走水三

村(即ち後の神戸町)の取締を命ぜしも、其任務は盜賊取調の外に、道路の破損等を上申し、縣廳の指揮を受けて之を處理するに過ぎざりき。されば行政司法兩警察事務の判然區別なかりしは固よりにして、兵庫縣廳設置以後も、兩者の權限未だ明白に規定せられざりき。同年九月兵庫縣廳に捕亡方を置き、廻方を督して神戸・兵庫の取締を掌らしむるに及びて、警察機關の整備稍、其緒に就きしが、當時土木工事の盛に神戸に興こるありて、之に從はむとて移入し來る者の中には、無賴の徒多く、犯罪の嫌疑にて拘禁せらるゝ者少からざりしかば、縣廳は同月坂本村八ノ宮神社北方(今の神戸市役所裏)に獄舍を新築して未決者を拘束し、宇治野村(今の下山手通七丁目本壽寺境內)には徒刑場を建築して既決囚を收容せり。明治二年五月縣廳は警察事務を內外の二に分ち、內國方に屬する警察事務をば鞫獄・獄舍、及び市中見廻の三掛に分ち、新に捕亡方頭取を置き、捕亡方十一名中の七名を內國方に屬せしめ、以て雜居地を除く市中の取締に充て爾餘の四名をして專ら雜居地取締の任に當らしめ、翌年三月捕亡方を改めて逮捕方と稱す。

獄舍新築

ポリス創置

當時雜居地に在りては、土地・家屋貸借上の問題を始めとして、種々の紛議の頻繁に內外人間に發生するありて、其取締甚だ煩しきのみならず、往々にして國際

ポリス職務規則

爭論を惹起する恐れなきにあらざりしかば、兵庫縣廳大に之を憂ひ、外國人を雇傭して取締の任に當らしむるの可なるを思ひしも、多數の外人を雇入れむこと、當時財政の容さゞる所なれば、事直ちに實施を見るに至らず、三年十二月英獨兩國領事よりして、同國人中ポリスたるを志願するものあるを以て、縣の雇傭を望むとの申出あるや、兵庫縣之を機として、內外人合計六十三名のポリスを置かむことを辨官に上申し、其許可を得て、四年二月先づ日本人二十六名のポリスを採用し、之を逮捕方に屬せしめ、市中犯禁の者を見出し、非常を警衞するを以て專務となさしめしが、其職務規則中には、市中辻々に人數を配し、立番幷びに巡邏とも一時間を以て交代し、晝夜懈怠すべからざること、帶刀人には居留地關門にて鑑札引合せの上通行を許すべきこと、外國人に對し亂暴に及べる者は速に捕押へ、其他の事件も入念に取締るべきこと、外國人にして亂暴の所爲ある者は、成るべく穩に申諭し、萬一相用ゐざるときは頭取へ屆出で領事に交涉すべきこと、支那人幷びに條約未濟國人は兵庫縣廳限りにて處置すべけれど、條約濟諸外國人の雇人等は、領事と打合せ、其上にて處置すべきこと、非人乞食の輩は見掛次第關門外へ追退くべきこと、往來の者災害を受け、或は病氣等にて難儀致す者あるとき

は手當を致し、其段屆出づべきこと等の十五項あり。然るに其後別に一項を附加し、居留地には別にポリス等を備へたれば、當方より巡邏するに及ばざれど、居留地にて喧嘩口論をなし科を犯せる者を見掛け、又は此等の者にて居留地內へ逃込たる場合には、其時々逮捕掛へ申出づべしと定めたり。斯くポリスの職務に外人關係の規定多きは、開港當時の神戸として當に然るべき所ならむ。同年三月神戸を三區に分ち、仲町にポリス屯所を設け、兵庫を六區に分ち新在家町に同屯所を置き、晝夜區內を警邏せしめ、同時に新に本營監察心得を置きて、ポリスを統轄せしめたり。然れども此時外國人ポリスの雇入れは尙ほ實行せられざりしものゝ如し。

巡整組規則

明治四年四月兵庫縣新に巡整組規則を設け、ポリスを改めて逮捕方巡整卒と稱し、總長一名、什長五名を置き、什長二名を兵庫に、三名を神戸に配置す。市內の警察費は從來神戸・兵庫兩港の負擔なりしが、此市內警察費中司法警察費のみは明治四年より縣費支辨となり、且つ同年十二月兵庫縣に置ける捕亡吏の經費も、他府縣の捕亡吏經費と同じく國費を以て支辨する制なりしかば、爾來兩港は單に巡整卒の費用のみを負擔することゝなれり。翌五年二月巡整組規則改正せ

られて總長副長各一名、什長六名卒五十四名を置き、兵神兩港を通じて之を九區に分ち、一區每に卒六名を配せしが、兩港に於ける從來の屯所には變更を加へざりき。

司法行政兩事務の分離

五年九月太政官達を以て新に兵庫裁判所設置の令あり、兵庫縣廳內にて司法事務を取扱ふことゝなりたれば、從來縣廳に在りし捕亡方·聽訟方及び斷獄方の事務は皆兵庫裁判所に移り、裁判所の經費は國庫支辨と定まると共に、司法行政の分離爰に始めて明確となれり。

番人本營及び屯所

司法事務分離後は六年二月縣廳に警部掛を置き、巡整卒を邏卒と改稱して其下に屬せしめ、六月更に邏卒を番人と改稱し、總長以下の職名を廢して小頭·副小頭を置き、以て番人を統率せしめ、七月英國人一名を雇ひて番人通辯とし、十一月橘通二丁目に警視廳を新築して番人本營に充て、又英國人一名を雇入れて番人小頭とし、七年一月には警視廳を警視本署と改稱し、六月市內四ヶ所に番人出張所を設けしが、幾もなくして出張所を屯所と改む。　但し番人の名稱は八年三月邏卒の舊稱に復せり。

警察機關の

政府が府縣豫算に始めて警察費の目を設け警部を置けるは明治八年十月に

整備

して、同時に邏卒は巡査と改稱せらる。是に於て神戸にては同年十二月兵庫巡査出張所を小物屋町に、神戸巡査出張所を元町四丁目に置き、九年十月後者をば第一、前者をば第二巡査屯所と改め、尋で屯所をば凡て交番所と改稱し、橋通二丁目の警視本署を改稱して警保局警察出張所となし以て兩港警察事務を統轄せしが、十年二月之を兵庫警察署と更め、第一巡査屯所を神戸分署第二巡査屯所を兵庫分署と改稱し警察機關の組織是よりして頗る整備を加へたり。

警察署管轄區域

明治十二年兵庫・神戸の合して神戸區となるや、同年二月兵庫警察署及び神戸・兵庫兩分署廢せられ、相生橋東詰に神戸警察署新に設けられて、神戸及び八部郡中奥平野・荒田二ヶ村並びに菟原郡一圓を管し、戸場町に新設の兵庫警察署は荒田・奥平野二ヶ村を除ける八部郡全部及び有馬郡をも管することゝなりしが、六月管轄區域の改正あり、神戸警察署は神戸區の内湊川以東及び菟原郡を兵庫警察署は神戸區の内湊川以西及び八部郡を管することゝなれり。其後同年十二月更に管轄區域の改正ありしかど、市內につきては變更なかりき。

區制施行前後の警察費

區制施行以前の警察費は、兵庫にては積金より、神戸にては五厘金よりして之を支出し來りしが、明治十二年地方稅規則の發布により警察費は地方稅を以て

支辨することゝ定まり、翌十三年十一月從來警察費中より支出せる府縣監獄費幷びに府縣監獄修築費は共に地方稅支辨となり、監獄事務は警察より分離せり。然るに神戸の警察費は地方稅のみを以てしては、到底從來の施設を繼續し難かりしかば、地方稅規則發布後も、其經費の大部をば尙ほ之を五厘金に仰ぎ、同年警察のための五厘金の支出約二万圓に達せり。　翌十四年郡區經濟の分離となり、神戸區の爲めの警察費をば、區部地方稅を以て之を支辨することゝなりしが、支出の一部を五厘金に仰ぐこと依然として止まず、以て明治十八年に及べりといふ。　明治十九年十一月兵庫警察署廢せられて兵庫分署となり、新設の神戸警察署に屬し、兵庫の四十二ヶ町を、同じく神戸警察署に屬する須磨分署は御崎・今和田・吉田・池田・長田・東尻池・西尻池・駒ヶ林・野田の諸村及び後の須磨町一圓を管することゝなり、神戸警察署は以上兩分署を總轄する外に、其直轄區域として湊川以東の八十一ヶ町と、八部郡中の荒田・奧平野・石井・夢野・烏原幷びに山田村とを管し、葺合村は從來の通り西宮警察署葺合分署の管轄する所となりしが、明治二十二年神戸に市制實施せられ、葺合村の市に編入せらるゝに及び、葺合分署は轉じて神戸警察署に屬することゝなり、同時に編入の荒田村は、從來の如く神戸警察署

の管する所となる。然るに此神戸警察署は明治二十六年兵庫警察署と改稱せられ兵庫分署は戸場分署と改まりて兵庫警察署所屬となり、三宮町に別に神戸警察署設けられ、葺合分署と明治十四年設置の水上分署と之に附屬することゝなりしが葺合分署は二十八年三月限り廢止せられて其管轄區域は神戸警察署の直轄となれり。而して戸場分署は二十九年四月獨立して戸場警察署となり、須磨分署之に附屬したれば、神戸市は茲に三警察署、二分署の管轄の下に立つことゝなれり。

市制施行後の警察費

市制實施後に於ける市の警察費は、市部地方税を以て支辨することゝなり、二十九年府縣制の實施せられし後は、縣に於て市部地方税を徴收することなく、市内警察費は市負擔の經費中にて支辨せらるゝことゝなれり。三十二年三月兵庫警察署は相生橋警察署と、戸場警察署は兵庫警察署と改まり水上分署は獨立して神戸水上警察署となり其他管轄區域にも多少の異動ありしが爾後は久しく改正を見ず、大正六年五月に至りて新に湊川警察署を下澤通三丁目に設け、兵庫警察署の管轄區域を割きて之に移し、大正七年一月神戸警察署を三宮警察署と改めたり。

大正七年の

されば大正七年末に於ける市の警察區域を見るに三宮警察署は

再度筋より二番踏切を經て海岸に至る線の以東全部を管轄し、相生橋警察署は相生町五丁目古湊町四丁目を經て荒田町に出で、橋通五丁目より東へ電車道に出で、夫れより奥平野中島橋に至る線の以東を管し、兵庫警察署は相生橋警察署管轄區域以西の中、中町通より西柳原に至る鐵道線以南及び西柳原より池田に至る兵庫電氣軌道以南を管し、湊川警察署は相生橋警察署管轄以西の中、鐵道線及び兵庫電氣軌道以北を管することゝなれり。

管轄區域

水上警察事務

神戸の水上警察事務は明治初年運上所船改役をして海上の取締に任せしめしに始まり、明治十年六月には船舶取締の爲め、巡査をして臨時水上を警邏せしむることゝせしが、十四年二月に至り神戸港水上警察假規則の制定あり、海岸通四丁目に臨檢所を設けて事務を取扱ひ、同年十一月兵神兩港水上警察規則の發布により、臨檢所は水上警察所と改まりて、神戸警察署の所屬となり、兵庫島上町には兵庫水上警察休息所を置きしが、當時水上警察に勤務せるは警部二名巡査十六名なりき。其後水上警察事務逐年繁多となりしを以て、明治二十年七月海岸通に廳舍を新築して此に移り、通譯を置き、兵庫島上町には巡査派出所を新築せしが、此派出所は二十二年之を廢止し、二十五年新に船大工町に派出所を設け

たり。二十六年三月水上警察所は神戸警察署水上分署と改まり、三十二年四月獨立して神戸水上警察署と稱し、三十四年廳舍の新築成り、三十六年三月神戸港及び神戸市沿海一圓、兵庫新川并びに運河水上は其管轄に屬することゝなれり。

明治十五年以前の神戸の警察官吏の人員は之を詳にするを得ず。明治十六年には警視一名、警部二十名、同補十三名巡査二百二十名とありて、市民二百八十三人に對し巡査一名の割合なりしが、明治二十二年市制實施の際には警視一名、警部十七名同補六名巡査二百五十四名にして、市民五百三十人に對し巡査一名の割合となれり。其後巡査の人員次第に加はり、二十七年に三百八十名、三十七年に五百名、大正三年に七百七十名となり、大正七年には警視七名、警部二十七名、同補三十一名、巡査八百八十名に達し、其内三宮警察署管内二十七派出所に巡査二百二十七名を配し、相生橋警察署管内二十一派出所に巡査百五十四名、湊川警察署管内二十一派出所に巡査百九十五名、兵庫警察署管内十九派出所に巡査百七十名、水上警察署管内四派出所に、巡査九十五名を配置せしが、一方に於て明治二十二年以後に於ける人口の增加甚だ顯著なるを以て、大正七年には市民六百七十餘人に巡査一人の割合となれり。

明治初年の消防機關

消防機關としては兵庫開港の初め神戸・兵庫兩港に市民の組織せる消防七組あり、神戸・兵庫に二組宛、福原・宇治野・糸木に一組宛にして、各一定の持場あり。明治元年兵庫縣廳が其廳舍及び東西兩運上所火防の爲め、特に一組の官設消防隊を組織し、市民中より頭取二名を選拔して之を統御せしめしが、從來の市中消防に對しては、別に規則を以て之を律することなく、依然舊慣を繼續せしめたり。明治二年十月市民に命じて火の見櫓を市内四ヶ所に設け、半鐘及び番人經費の負擔を定めしめ、三年二月半鐘打方を定め、六月官設消防組頭取を免じ、新に市民五名を擧げて之を統べしむ。同時に消防組人足規則を制定し、消防經費をば一部は之を市民の負擔とせしも、大部分は五厘金によりて之を支辨することゝせり。三年閏十月兩港名主の上申書に據るに兵庫出火の節は兵庫津の消防組專ら之に當り、神戸組は名主之を率ゐて火事場に臨むも、兵庫よりの依賴あるまで援助を差控ふべく、神戸町出火の場合に於ける兵庫組の態度亦之に準じ、福原町出火の場合は、福原組の力のみにて不足を告ぐるに至り兵神兩組は始めて之を援助することゝし、互に濫りに他の持場を侵すことを戒めたり。蓋し開港以前より

の遺習によるものならむ。　明治四年縣廳は神戸町會所に纏一本、梯子一梃高張一對、鳶口十梃水籠八個、大團扇五本を下附し、兵庫町會所には此等の消防器具の外に、西洋龍吐水一臺をも下附せしが、此等備品の修繕費并びに消防經費に至りては、尙ほ兩港積金及び五厘金を以て之を支辨せしめたり。

消防機關の整備

明治六年一月兵庫縣は兵庫神戸兩港消防規則を制定し、悉く從來の官私消防組を廢止解散して、新に一港に五組宛、合計十組の消防隊を編制し兩港に各一名の組頭を置きて五組を統率せしめ組には小頭一人宛を置き一組の人員を五十名宛とし、兵神兩港共に新に五ヶ所の望火臺を設け、消防器具買入及び修繕費は縣廳より之を下附することゝ定めしも、火災の際の入費は小間割を以て市民より之を徵收することゝし、又火事場に徘徊し袖手傍觀し、消防の妨げとなる者あらば、次第によりては之を押捕ふべしとの規定をも設けたり。　神戸消防組の基礎此時に成れりといふべし。　神戸町生島四郎が縣廳の許可を得市内要所に自費を以て防火井六を鑿ち神戸消防組が八百五十圓を投じて喞筒一臺を大阪より購入せしも亦此年に在り。　明治十年火災號鐘の打方を改正し、三月消防事務の從來縣廳消防掛官の指揮に屬せるを改め之を警察署の管轄に移せしが、消防

費の支辨は依然として民費によれり。十一年兵庫外墓附近に於て盛大なる消防演習を行ひ、十四年四月消防組員配置を改正し、神戸警察署管内に消防五組百二十五人喞筒二臺、兵庫警察署管内に五組百三十五人、喞筒一臺を備ふることゝ定め、七月に至り又改正を加へ、消防一組を増設して十一組とし、神戸署管内に六組、兵庫署に五組を置き、一組に二十五人宛を配し、神戸署管內六組中の一組は居留地の消防に充つることゝし望火臺二を増して七臺とし防火井三を増して十三とせり。

神戸市消防組の編制

明治二十二年の市制實施以後は、從來區部地方稅中より支辨せし消防費は市費支辨と改まり、十月縣達を以て消防規則の發布あり、縣制定の消防規則廢止となりて十一月以降神戸の消防組は神戸市長の所管に屬することゝなれり。二十四年四月市は市條例第四號を以て神戸市火災消防規則三十一條を制定し、新に神戸市消防六組を編制し、葺合分署管內に第一番組を、神戸警察署管內に第二・第三・第四番の三組を、兵庫分署管內に第五・第六番の兩組を配置し、組毎に組頭・小頭各一人宛を置き消防夫を二等に分ち、一等消防夫五十六人、二等消防夫二百人、合計二百五十六人を六組に配し、市消防組は常時市の消防掛の監督を受け、現場

にては警察官吏の指揮を受くることゝ定む。明治二十六年神戸市は東出町及び東川崎町の町有に係かる望火臺各一基、二十七年山本通三丁目より同町の建設せる望火臺一基の寄附を容れて、防火の利便を增せり。

市消防組の新編制

明治二十六年二月消防規則勅令を以て發布せられ、從來の市條例消防規則は自然消滅となりしかば、市は同年五月發布の縣令消防規則施行細則に基づきて、七月神戸市消防規則を制定し、定員を增加すること三十八人、大別して神戸・兵庫の二組となし、宇治川以東を神戸組とし、同以西を兵庫組とし各組を三部に小分し、消防機具の配置、消防夫手當及び給助金等にも改正を加ふる所あり。二十九年四月戸場警察署の新設に伴ひ、兵庫消防組の擔當區域中、湊川以西を割きて戸場消防組を置き、之を二部に小分し、兵庫消防組は其區域縮小と共に從來の三部組織改まりて二部となる。而して此年新に市に編入せられし林田村使用の獨逸製喞筒一臺消防機具一切幷びに同村内駒ヶ林村所有望火臺一臺は三十年一月市に寄附せられたり。

居留地消防隊

明治三十二年七月五日居留地消防隊取締エー・シー・シムより喞筒二臺を始めとし見積價格總計約七千圓の消防機具を市に寄附せしを以て市は七月十六日

之を容れ、居留地の爲に消防一組を設け、小頭四人消防夫百人を配し、エー・シー・シムには依然現場にて警察官と共に消防組を指揮するの權を附與せり。蓋し居留地には明治初年外人等の消防隊を組織するあり、爾後寄附金によりて漸次消防機關の具備を見るに至りたれば、外人等は改正條約實施の爲め其廢止とならむことを惧れ、條約實施後も神戸市にて存續管理し、消防に使用すべき條件を附して縣市當局の諒解を得、遂に此寄附をなすに至れるなり。

消防組の編制替と充實

明治三十三年二月市內に望火臺三基の增設あり、各望火臺には消防夫五人宛を常置する制となり、消防機械置場は一を增して十ヶ所となり、駒ヶ林所在置場以外の九ヶ所には此年竣功の水道消火栓の利用の爲め、ホース八本消防車二臺宛を增置せり。三十五年十二月には新に消防給與規則を定めて、二十八年一月以來實施の消防夫給與給助規則を廢し、三十六年十二月には消防隊の編制を改めて神戸・相生橋・兵庫の三組とし神戸組の擔當區域をば海岸より二番踏切筋を經て諏訪山下に至る線以東として、更に之を四部に分ち、神戸組の區域以西、湊川以東を相生橋組の區域とし、湊川以西を兵庫組の區域として、兩區域共に之を三部に分ち、一部の人員を二十五人、總計十部二百五十人とし同時に居留地機具置

場備附の機具を増し、從來元居留地明石町巡査派出所に保管せる喞筒を市役所構內に置くことゝ改め、三十七年一月より新規則を實施せり。然るに其後一般勞銀の昂騰に伴ひて、四十年四月より消防組員手當給與額をも臨時増額することゝし、五月消防機具置場三ヶ所を増設し、且つ市の發展に伴ひ、從來のまゝにては不便となれる置場の位置を改正したれば、神戸組には機具置場五、望火臺九、消防車八、消防夫百人、相生橋組には置場四、望火臺八、消防車六、消防夫七十五人、兵庫組には置場四、望火臺十四、消防車八、消防夫七十五人の配置となれり。四十二年各組內に樞要の地點二ヶ所宛を選定して消防分遣所を置くことゝし望火臺一を増し、其代はりに四ヶ所の機具置場を減じ、兵庫組の從來三部に分たれしを同地方の發展に應ぜむが爲め、改めて四部に分ち四十三年には前年減ぜし機具置場を増加すること五、總計十四とし、大正元年三消防組に分遣所一ヶ所つゝを増設し、水管をも増置し、大正五年神戸組に分遣所三、器具置場一、組員九十三人、相生橋組に分遣所二、置場一、組員七十人、兵庫組に分遣所三、置場二、組員九十四人を配し、各組に新に蒸氣喞筒一臺宛を備へ、大正六年五月湊川警察署の新設に伴ひ、其管內に湊川消防組を新設して之を三部に分ち、分遣所二、望火臺六、組員六十九人

神戸の火災と其損害

を配し、從ひて舊來の三消防組にも改正を加ふる所あり。大正七年一月神戸消防組を三宮消防組と改稱す。同年末に於ける市内消防隊は總計四組にして、各組は皆四部に分たれ、組頭各一人、小頭各八人、消防手各八十人、消防組員總計三百五十六人あり、望火臺各三、蒸氣喞筒各一臺を備へたり。

神戸の火災に就きては明治十五年以前の統計を缺如するのみならず、十六年以後も三十二年迄は燒失損害見積價格の掲出なきを以て、其被害程度を知るに由なし。然れども今殘存の統計によりて之を徵するに、明治十六年以後の十ヶ年間に、燒失戸數坪數共に最も少きは十八年の七戸百坪にして、燒失坪數の多きは十九年の三千二百坪、燒失戸數の最も多きは二十四年の約二百戸なり。明治二十六年には燒失百十七戸二千七百坪なりしが、爾後比較的に大火災多く、二十八年には戸數の燒失百を超えざりしも、其坪數四千三百坪に及び、二十九年には千四百戸二千七百坪三十一年には百六十戸二万四千坪を燒失せり。水道給水開始の翌年たる明治三十四年には水道消火栓約一千本の既に利用せらるゝありしかど、同年中燒失六十戸、其損害見積額十二万圓を下らず、四十年には燒失百八十戸損害百七十万圓、四十一年には燒失百六十戸損害六十万圓、四十二年燒失

二百戸損害四十万圓、四十三年には燒失三百戸損害二十四万圓なりき。四十四年より大正四年迄は損害最も少かりし明治四十四年に燒失百二十戸損害五万圓最も多額なる大正二年に燒失二百戸損害三十万圓なりしが、大正五年以後火災の損害頓に增加し、大正六年には燒失戸數百三十に過ぎざるも、損害三百七十万圓、大正七年には二百戸燒亡の損害二百万圓に及べり。

火災の回數

若し夫れ火災の回數の多少を以て論ぜば、明治二十四年以後の二十六年間に於て最も頻繁なるは明治四十二年の百八十二回にして、大正二年の百六十回之につぎ其他明治四十三年乃至大正元年、大正三年乃至大正五年は、年として百回以上の火災なきはなく、火災の最も少かりし明治三十五年と雖、尙ほ二十回に及べり。然れども一回類燒十戸以上の場合は多からずして、明治三十八年後は大正七年に五回ありしを最多となし、明治四十二年の三回、大正五年の二回之に次ぎ、明治四十一年には一回に過ぎず。

水道消火栓の利用

明治三十三年以後の神戸の火災度數の之を其以前に比して著しく增加せるは、戸口の增加せるに拘はらず、住宅の構造依然舊のまゝにして、毫も耐火的改良を加へざりしに因らむ　然れども其火災に對する燒失戸數及び坪數よりして

之を觀れば、明治三十三年以後は、之を其以前に比し損害概して減少せるを認む。これ蓋し水道消火栓の利用與りて多きに居るならむ。此消火栓は市營の外に私設のものもありて、其數年々增加し、明治四十三年には合計千三百五十本、大正七年には千八百本を超えたり。

六大都市火災比較

六大都市大正元年以後七年間の火災を比較するに、神戸の火災は度數にありては第三位又は第四位に居り、燒失戶數及び同坪數に於ては第四位又は第五位に在り、損害價額も大正元年より同四年迄は每年最下位に在りしかど、大正五・六兩年には第二位となり、大正七年には最多額の損害ありき。神戸の市街地以外

山林原野及び船舶の火災

卽ち山林原野の火災につきては、古き記錄を缺くを以て、詳細を知り難きも、三十四年以後は每年少くも十町步の燒失あり、四十二年の如きは百三十町步に達し、大正七年には三百七十町步を燒失して最高の記錄を殘せり。然れども其損害割合に輕微にして、最も多き年にも一万圓を超えず。明治三十八年以後の船舶の火災は、大正七年の十七艘損害三十七万圓を最多とし、大正五年の九艘三十一万圓、明治三十八年の十艘十四万圓之に次ぎ、爾餘の年は損害概して十万圓以下にあり。

引用書目

兵庫津兵隊の概略書。兵庫縣記錄。兵庫縣史稿兵制篇刑賞編。兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。兵庫縣會史。大藏省租稅寮書類。神戸市會成議錄。神戸市例規類集。神戸市事務報告。奉公事蹟。鍛錬の平和。神戸市內警察署回答書類。兵庫縣統計書。神戸市統計書。明治史要。神戸開港三十年史。明治六・八・十二・二十二 二十八 三十七年法令全書。

第十五章　行幸啓、式典幷びに褒賞

一　行幸啓

明治五年七月行幸

明治五年五月二十三日明治天皇宮城發輦、大阪幷びに中國西國へ行幸あり七月六日還幸の途次、海路讃岐國丸龜より神戸港に著御、直に行在所兵庫縣廳に入らる。七日供奉式部寮をして翌八日縣廳事務取扱の天覽幷びに湊川神社（是歲五月二十四日楠社を改めて社號を湊川神社と賜ひ別格官幣社に列せらる。）臨幸あるべき旨を達せしめられしかど、八日風雨猛烈なりしを以て、湊川神社の臨幸を中止し、侍從番長從六位堤正誼を差遣して幣帛を社前に供せしむ。十日午前二時馬上にて行在所を出でられ、三時軍艦に乘じ還幸の途に就かせ給ふ。

十年の行幸

明治十年一月二十四日天皇京都幷びに大和へ行幸の爲め宮城發輦、是日午前十時五十七分、海軍省所轄の高雄丸にて横濱港を發し、二十八日午前九時神戸港

に著御、三番波止場より上陸ありて行在所榮町郵便局に入らる。神戸市民は御召艦入港の時刻を期して煙花を揚げ、又鹵簿通御の道筋なる海岸通及び榮町通に盛砂を施し、吹抜を樹て、民家の軒頭には提燈を揭げて奉迎の意を表せり。天皇午後二時十五分行在所を出で、二時二十分汽車にて京都に向はる。天皇の行在所に宸憩中、叡覽に供せるは、湊川神社・長田神社幷びに湊川神社宮司折田年秀、石井村谷勘兵衞、菟原郡住吉村吉田龜之介等の提出に係かる古文書・古器類及び淡路播磨兩國より蒐集の古文書古器類等なりき。

二月五日天皇京都の行宮を發し、午後零時十五分神戸に幸して、神戸西京間の鐵道開業式に臨み、式後午後二時再び京都に還幸あり。此盛典を見むとて四方より群集せる庶民は、是日始めて天皇を拜し得て、土下坐拍手し感喜極りなかりしと云ふ。

同月二十一日天皇東京に還幸あるべき豫定なりしに、會〻西南の役起こりしを以て尙ほ暫く京都に駐蹕ありしが、七月二十八日皇后と共に京都を發し、同日午後三時十分神戸停車場に著御、直ちに同棧橋より廣島丸に乘じ、海路還幸の途に上り給ふ。兵庫縣權令森岡昌純廣島丸に伺候し謁見を仰付けらる。此行幸に

際して縣官各員へ酒肴料若干、幷びに縣下八十歳以上の高年者五千三百四十七人へ祝壽として、各、金員若干宛を下賜せられたり。

十三年七月行幸

明治十三年六月十六日天皇東京發輦、山梨縣・三重縣幷びに京都府へ巡幸あり、還幸の途次、七月二十日午後六時十分神戸に著輦、榮町對賓館は行在所に充てられ、兵庫縣廳は非常立退所に充てられたり。二十一日午前七時三十分天皇行在所を出で、兵庫縣廳・師範學校・物産陳列場・裁判所へ幸し、歸途午前九時五十五分湊川神社東門より入りて、神前に拜を行はれ、正門より出で湊川堤上を巡覽ありて行在所に還御、午後二時四十分行在所發輦、稅關に於て宸憩あり、三時第一波止場より扶桑艦に御し、四時發艦、東京還幸の途に就かせらる。

この行幸に際し、七月二十日贈正三位楠木正成に贈正一位宣下の沙汰あり、二十一日勅使式部助兼一等掌典從五位丸岡完爾を差遣し、宣命を奏せしめらる。是日縣下管内西南役戰死者神戸區神戸下山手通六丁目和泉彌太郎外百四十五名の遺族へ祭粢料として各、金五圓を賜ひ、又故高田嘉兵衞の船舶を製し、蝦夷地通商の道を開きたるを追賞して、其曾孫高田鶴喜代に金二十五圓を、工業松右衞

門の帆布を創製し、諸港修築に從事したるを追賞し、其孫工樂松重郎に金二十五圓を賜ひ、尙ほ縣下八十歲以上の高年者三千三百八十九人に各〻金二十五錢を賜へり。

十八年の行幸

明治十八年七月天皇山口・廣島・岡山三縣に巡幸の旨仰出され、二十六日宮城發輦、午後一時十分橫濱港を發し、二十七日午後五時五十五分神戶に著せらる。御召艦橫濱丸の港內に入るや、是に先だつこと數十分、先著投錨せる護衞艦春日は先づ二十一發の祝砲を發ち、次いで東川崎石堡塔も亦祝砲を發てり。天皇宮內卿伊藤博文・侍從長德大寺實則等を隨へて短艇に乘御ありし時、海陸又祝砲を發つこと前の如し。已にして天皇行在所裏棧橋に著御、兵庫縣令內海忠勝等先導し、劍璽は天皇に前行し、供奉官等扈從して行在所に入る。行在所は東川崎町專崎彌五平邸にして、榮町一丁目對賓館は非常立退所に充てられ、行在所門前には、近衞騎兵堵列して非常を警め、山階宮晃親王・久邇宮朝彥親王、其他各員整列奉迎せり。翌二十八日護衞艦春日は軍艦築紫の入港を待ちて拔錨先發し、天皇は午前八時三十分行在所發輦、九時三十分橫濱丸に御し、山口縣に向つて出發せらる。

護衛艦筑紫號も亦踵いで拔錨せり。

八月初、天皇既に東京還幸の途に上り、八日午前六時三十分、岡山縣三石行在所を發せられ、七時二十分龍車兵庫縣管內に入る。縣令內海忠勝は是より先き駕を迎へんが爲めに岡山に在り、七日三石行在所に伺候して、縣治上奏文幷びに諸表、管內御通輦沿道略記等を上り、八日發輦に先だち出發し、縣界船阪峠より供奉に列す。車駕は順路赤穗郡梨ヶ原・西有年村・東有年村・入野村・揖西郡正條村・揖東郡鵤村・山田村等を經て、午後五時四十五分姬路行在所本德寺に入る。是日東有年村に於ては赤穗鹽田同業會々頭中田八十八、燒鹽幷びに食鹽各〻一箱を天覽に供せしに、內一箱は採納となり金員の下賜あり。正條村にては苅屋村總代長尾伊兵衞等、正慶二年後醍醐天皇に大古鯛魚を上りし故事に倣ひ、生鯛壹掛を献上せしに、嘉納ありて同じく金員を賜ひき。

九日午前六時三十分姬路行在所發輦、途上練兵場に幸して觀兵式に臨まれ、式後將卒に酒肴料を賜ひ、尋いで御進發あり、車駕飾東郡御著村・印南郡阿彌陀村・加古郡加古川村・土山村・明石郡大久保村等を經て、午後四時四十分明石行在所光明寺に達せらる。是日侍從西四辻公業命を奉じて、兒島範長戰死の地、曾根の松、石

の實殿、高砂相生の松、別府手枕の松、尾上の松、柿本神社、平家一門の塔・一の谷、安德帝內裏跡、鐵拐ヶ嶺、鵯越、須磨關屋の趾、福祥寺、清盛塔等を巡視し、又加古郡稻日太郎媛陵に使して、奉幣料幷びに祭祀料を供す。

十日午前七時三十分明石行在所發輦、縣令內海忠勝が舞子の濱に催せる網曳を覽はし、十一時二十分、西須磨村より神戸に向はる。　車駕の神戸市に入るや、護衞艦として港內に碇泊せる春日及び筑紫は佛國軍艦等と共に各二十一發の祝砲を發ち、市民も亦煙花を揚げて奉迎せり。　かくて車駕は湊川より多聞通相生橋を經て、十二時二十分行在所に著せしに、鹵簿を拜觀せむとて群集せる黎民皆萬歲を歡呼せり。　是日北條氏恭勅命を奉じて國幣中社海神社・官幣小社長田神社・同生田神社・別格官幣社湊川神社等に使し、奉幣料幷びに祭祀料を供す。

十一日午前九時車駕行在所を發す。　縣令內海忠勝供奉せり。　天皇の鐵道棧橋より御召艦に移乘ありし時、石堡塔幷びに各軍艦より奉送の祝砲を發し、御召艦は樂を奏しつゝ解纜せり。

二十年一月

明治二十年一月三十日孝明天皇第二十年式年祭に當れるを以て、天皇親祭の

爲め、皇后と共に京都へ行幸あり、御召艦高千穗は護衛艦浪速及び紀州沖まで奉迎せる海門、筑紫兩艦を率ゐ同月二十六日午後十二時三十分神戸港に入る。時に港內に碇泊せる扶桑艦は二十一發の祝砲を發ち、其他の船舶亦各〻其旗章を揭揚し、水兵は皆登桁奉迎せり。天皇郵便局所屬の短艇に移乘あり、宮內大臣伊藤博文之に陪乘す。辨天濱御用邸（明治十七年東川崎町辨天濱專崎彌五平邸を宮內省所轄に移して御用邸とす。）裏棧橋より上陸ありて奉迎の各勅任官に謁を賜ひ、須臾にして發輦の旨仰出さる。御用邸附近より神戸驛に至る沿道には市內有志者二百餘名幷びに各學校生徒等兩側に整列して奉送せり。車駕驛內に著するや、海軍樂隊の吹奏あり、午後二時特別汽車にて京都へ向ひ發輦せらる。同式年祭には英照皇太后も亦參列の爲め行啓あり、一月十四日海路橫濱港より神戸に著せられ、卽日入京せらる。

二十三年四月行幸

明治二十三年四月天皇參河・尾張に於ける陸海軍大演習の統裁を終りて、吳・佐世保及び江田島兵學校へ行幸あり、其途次神戸港內の海軍觀艦式に臨御の爲め、十八日京都を發輦ありて午前九時二十二分神戸停車場に著御湊川神社前より東へ多聞通相生橋を渡り、南へ宇治川凱旋門を經て、神戸御用邸に入らる。有栖

川宮熾仁親王・小松宮彰仁親王・幷びに內大臣三條實美・宮內大臣土方久元・侍從長德大寺實則等從ふ。十時十分天皇御用邸を出で、高千穗號に御して觀艦式を行はれ、式後午後二時海路吳鎭守府に向つて進發せらる　浪速・扶桑・高雄・葛城・大和・海門・八重山・比叡・金剛等之に供奉す。港內繋泊の諸艦は皇禮砲を放ち、兵員は皆登桁奉送せり。既にして天皇吳及び佐世保を巡幸せられ、二十六日午後三時佐世保を發し、二十七日午後十二時神戸に著港あり、翌二十八日京都へ還幸せらる。

神戸市民はこの行幸を奉迎せむが爲め、工費四百餘圓を醵出して宇治川橋畔に高さ三十尺幅三間の凱旋門を建造し、其材料には榊・椿・楊梅・萩・裏白等を用ゐ、又蜜柑・柑子・大根・西洋蕪・獨活木・牛蒡・干大根等をもて菊花章を表飾し、其他種々の裝飾をなし、扁額には英文を以て萬歲と云へる文字を現はし、門の上方には二百燭光の電燈二個、中央には花彩電燈一個を施設し、上下四方に國旗を交叉せり。此設計は工學士瀧大吉の意匠にして、其範を往古羅馬國に於けるシーザルが凱旋の當時に建設せるものに取れりと云ふ。

二十三年四　明治二十三年四月皇后京都に座まして奈良・兵庫兩縣行啓を仰出され、是月十

月皇后行啓

八日發輿、多武峯・畝傍山陵・吉野・法隆寺より大阪府下等を經由せられ、二十四日午後四時五十八分、神戸停車場に著御、直ちに舞子に向ひ、翌二十五日午後五時二十分舞子を發し京都へ還啓あり。神戸市民は二十四日御通輦の際、湊川堤上に於て二十一發の煙花を揚げて奉迎の意を表せり。

二十四年五月行幸

明治二十四年露國皇太子ニコラス、希臘國ジョージ親王と共に我邦に來遊し、五月九日纜を神戸港に繋ぎ、京都に入りて常盤ホテルに館し、十一日琵琶湖上の風景を賞せしが、京都に歸館の途次、大津市下小唐崎町にて津田三藏の爲めに狙撃せらる。所謂大津事變是れなり。此報即日天聽に達するや、天皇震駭、總理大臣松方正義を召して勅語を下し、且つ翌十二日京都行幸の旨を仰出さる。

十二日天皇東京發輦、午後九時十五分京都に著輦、直ちに皇居に入られ、十三日午前十一時、親しく露國皇太子を其旅館に訪はせ給ふ。然るに露國皇太子是日神戸港に還り旗艦「アゾヴァ」號に於て療養することゝなりしを以て、天皇も亦神戸行幸の旨を仰出され、午後四時皇居を出門あり、先づ常盤ホテルを訪はれ、露國皇太子及びジョージ親王と同車にて午後六時三十分神戸に著御あり、露國皇太

子「アゾヴァ」號に乘艦せらるゝや、天皇は京都に還幸あり
十九日午前九時車駕京都を發し、再び神戸に抵り、御用邸に入る。これ同日天皇露國皇太子の「ヴラヂォストック」に囘航せむとするを饗讌せむが爲めなりしに、露國皇太子は侍醫の注意によりて上陸せざりしを以て、事遂に罷めり。然れどもを露國皇太子留別の爲め天皇の臨幸を請ひしを以て、天皇「アゾヴァ」號に於ける晝餐の讌に臨みて別を告げ御用邸へ還御、小憩の後午後三時發輦京都へ還幸あり。露國皇太子も亦是日午後四時四十分を以て「ヴラヂォストック」に向ひて神戸港を拔錨せり。

二十四年十一月英照皇太后行啓

明治二十四年十一月英照皇太后京都より東京へ還啓の途次、奈良幷びに大阪府下を經て、十一日午後三時十四分神戸停車場に著御、神戸御用邸に入り、翌十二日舞子へ行啓ありて午後六時御用邸に還啓。十三日布引の瀧へ行啓あり。十四日午前六時御用邸を出で桑名へ向ひて神戸停車場を發し給ふ。
神戸市民はこの行啓を奉迎せむがため、宇治川常盤樓前に門門形の緑門を建て黄菊を以て菊桐の紋章幷びに門柱の金具を擬裝し、大國旗三個を交叉し、緑門

の前後にはウァード弧光燈千二百燭光二基を裝置し、十一日より三日間御用邸裏の海上に於て每夕煙花十五發づゝを打揚げたり。

二十七年九月行幸

明治二十七年八月天皇淸國に宣戰し、九月大纛を廣島に進めらるゝ途次、神戶御用邸に一泊あらせらるべきに定まりしかば、兵庫縣知事周布公平は警部長幷びに沿道郡市長に內訓し、淸國人の本邦に在る者尙ほ多きを以て警衞を嚴密ならしめ、庶民の奉送迎をも極めて靜肅ならしめ、煙花を揚げ或は萬歲を呼唱する等を禁せしむ。天皇は大元帥として十四日午後四時三十分神戶停車場に著御、直ちに御用邸に入られしが、非常立退所は神戶商業學校を以て之に充てられたり。天皇翌十五日午前七時四十分發輦、廣島大本營へ向ひ給ふ。

同年十一月皇太子行啓

明治二十七年十一月皇太子嘉仁親王廣島行啓の途次、十六日神戶御用邸に一泊あらせられ、神戶驛著御に際しては、湊川遊園地音樂會員驛內にて軍樂を吹奏し奉迎せり。十七日皇太子御用邸を出で、北白川宮能久親王及び東宮太夫黑川通軌・侍從長中山孝麿を從へ、湊川神社を經、午前九時神戶驛を發して西下の途に

就き給ふ。兵庫縣知事周布公平管下に内訓を發し、奉迎送に質素を旨とせしめたり。二十四日午後七時三十分、皇太子廣島より還啓、再び神戸御用邸に入られしが、翌二十五日午前九時名古屋に向つて發軔せらる。

二十八年三月皇后行啓

明治二十八年三月皇后傷病兵慰撫の爲め廣島へ行啓の旨仰出され、十七日東京發輦、十八日午後五時神戸驛に著御あり、室町典侍陪乘、馬車にて神戸御用邸に入らる。此時神戸商業學校の非常立退所に充てられしこと行幸の時に同じ。同日朝來市民は國旗を揭揚し、夜間は球燈を點せり。十九日午前八時五十分皇后御用邸を出で、九時神戸驛を發して西下せらる。四月二十六日、皇后廣島より還啓あり、午後四時神戸驛に著御、茲に奉迎せる大藏大臣松方正義・兵庫縣知事周布公平夫妻・九鬼隆輝妻等に謁を賜ふ。此時市民は湊川堤上に於て、二十一發の煙花を揚げて祝砲に代へ、神戸音樂會員は「プラットホーム」に於て樂を奏せり。四時三十五分京都へ向つて發車せらる。

同年四月行

明治二十八年四月十七日下關條約成り、天皇大本營を京都に移されむとして、

幸

同月二十七日午後四時三十分神戸驛に著御あり。神戸音樂會員は停車場内に於て樂を奏し奉迎す。是より先き市民等四月二十六日皇后、翌二十七日天皇の、廣島を發輦京都に還御あるべきを傳聞するや、奉迎の微意を表せむが爲めに、山陽鐵道兵庫驛西端より三宮驛東生田神社前に至るまで十五間毎に一大國旗を樹て、其間凡そ七間半の間隔を置き、八尺乃至丈餘の松樹を兩側に植ゑて相對向せしめ、之を連綴せる繩索に無數の球燈を揭げ、又別に戸々國旗と球燈とを揭げ以て微意を表し、且つ天皇の還幸に際しては鳳輦の兵庫驛に達すると同時に、湊川堤上に於て煙花第一發を打揚げ、順次二十一發を發して以て祝砲に代へたり。四時三十五分發輦あり、侍從長兼内大臣德大寺實則陪乘、陸軍大臣山縣有朋・海軍大臣西鄕從道・宮内大臣土方久元等以下百官扈從して京都へ向ふ。

三十一年十一月行幸

明治三十一年十一月天皇中部都督部管下に於ける陸軍大演習に臨み、且つ神戸灣の常備艦隊運動を閲せむが爲め、十三日東京宮城を發輦あり、名古屋離宮に一泊の後翌十四日午後三時五分大阪城内大本營に著御、十五日より十七日に至るまで、岸和田・大津・住吉附近の各演習地へ行幸、親しく演習を統裁し、十八日演習

終了せるを以て、午後二時三十分第四師團偕行社に臨幸し、演習參加の將校供奉官、各國武官及び中部都督部管內の府縣知事幷びに高等官、貴衆兩議員、縣會正副議長、海防費献金者、明治二十七八年戰役金品（千圓以上）献納者、藍綬章受領者等に宴を賜ふ。神戸市民にして此宴に侍するを得たる者は、海防費献金者川崎正藏外六名、二十七八年戰役金員献納者宮崎儀一外一名なり。

十九日午前七時天皇大阪の大本營を發し、八時十五分神戸驛に著輦、小憩の後、九時御用邸に著御、尋いで御用邸棧橋より乘艇せられ、九時三十分軍艦富士に御して、常備艦隊一番艦富士・二番艦八島・三番艦橋立・四番艦鎭遠・五番艦松島・六番艦秋津洲・七番艦浪速・八番艦高砂の運動を閱し給ふ。在市の各官衙高等官・縣市の名譽職員、海防費献金者、二十七八年戰役金品献納者等數十名、此盛儀陪觀の榮に浴せり。艦隊運動畢りて、午後一時三十分天皇米利堅波止場より上陸せられ、神戸居留地通過停車場に著御、午後二時十分大阪へ向ひ發輦あらせらる。

三十二年十月皇太子行啓

明治三十二年十月皇太子嘉仁親王舞子幷びに廣島縣下へ行啓の旨仰出され、二十日午前十時二十分、淺間艦にて沼津より神戸港に著御、直ちに舞子有栖川宮

別邸に入り、二十三日舞子より神戸を經、軍艦高砂にて廣島へ行啓あり。三十一日陸路廣島より舞子に還啓ありて、十一月一日より十四日まで駕を駐められ、十一月九日湊川神社へ微行行啓、禮拜の後、本殿右側の地に松樹一株を手植せらる。

三十三年四月行幸

明治三十三年四月天皇海軍大演習親閲の爲め、二十六日宮城發輦、二十七日神戸を經て舞子行在所（有栖川宮別邸）に行幸あり。翌二十八日舞子假棧橋より軍艦淺間に御し、紀伊水道にて海軍の演習を親閲せられ、同日黑江灣に假泊あり。二十九日黑江灣より明石沖に著御、行在所に入らせらる。三十日午前七時三十分、行在所を出で、十時神戸港沖に於て觀艦式を行はる。式後軍艦敷島に臨幸ありて演習員其他へ宴を賜ひ、午後二時御召艦に復御、五時三十分行在所に還幸あり。翌日は舞子に駐輦。五月二日午前十時三十分、舞子驛を發し東京還幸の途に就かせ給ふ。

天皇舞子駐輦中、神戸市民より天覽に供せし物品は、七寶燒（川崎正藏）竹器類（中井政吉）竹細工及び經木細工（盛進株式會社）剝製鳥獸類（森谷清一）毛布類（日本毛織株式會社）絹手巾（大井音作）織物類（白井孫兵衛及大堀幸次郎）帆木綿（前川鐵太郎）竹杖（岩本文三）燐寸（兵庫縣燐寸同業組合事務所）石鹸（神戸東川崎町[illegible]石鹸部）等百數十點あ

りて、この中數點は御買上品となる。

同年十月皇太子行啓

明治三十三年十月皇太子嘉仁親王見學の爲め中國・九州・四國の各地方へ行啓の旨仰出され、十四日東京を發し、十六日神戸を經て舞子（有栖川宮別邸）へ行啓、翌日は同所に滯泊、十八日舞子濱より軍艦千歳に乘じて海路西下あり。中國（安下庄）九州（門司）小倉・熊本・久留米・佐世保・長崎・福岡各地の巡覽を終へて、舞子に還啓ありしは同月三十一日にして、十一月一日より十八日に至るまで又同所に駕を駐められ、十九日午前八時五十分舞子驛より東上せらる。此行啓に際し、殿下東京より舞子に著御の當日卽ち十月十六日を以て、市內北長狹通七丁目森田佐右衞門なる者、生引精撰溜醬油の献上を出願し、翌三十四年一月十六日傳献の手續を了せり。

三十五年十一月行幸

明治三十五年冬、熊本縣下に於て陸軍特別大演習行はれ、大元帥陛下親しく之を統裁せられむが爲め、十一月八日神戸驛を通過して西下せらる。神戸市民は戸々國旗を掲揚して奉迎せり。

三十六年四月行幸

明治三十六年四月天皇京都・大阪二府幷びに兵庫縣へ行幸の旨仰出され、七日東京宮城發輦、翌八日午後四時四十五分舞子行在所に著輦あり。翌日は同所に駐輦。十日行在所を出でられ、午前八時二十五分神戸に行幸、九時三十分軍艦淺間に御して觀艦式を行はれ、式後御召艦にて演習員幷びに陪觀者に宴を賜ひ、午後三時四十五分神戸驛發輦舞子へ還幸あり。十一日侍從北條氏恭を川崎造船所・瀧川燐寸製造所・直木燐寸工場・日本製茶輸出會社に、侍從米田虎雄を多木製肥所・三菱製紙所・毛織株式會社・鐘ヶ淵紡績會社兵庫支店・尼ヶ崎紡績工場に差遣し、工場の狀況を視察せしめらる。十二日も引つゞき舞子に駐輦あり。十三日午後一時四十分、舞子驛發車京都へ行幸せらる。舞子行在所駐蹕中天覽に供せし美術品は書畫二百七十五點、器物十四點、刀劍十八點、古地圖十二點、合計三百十九點に達せり。諸物産中御買上品の數、五十三點合計金二千二十六圓八十二錢五厘に上れり。

同年六月皇太子行啓

明治三十六年六月皇太子嘉仁親王皇太子妃と共に大阪に開會中の第五回内國博覽會に行啓ありし後、六月二日大阪より舞子へ行啓あり、八日午前十時舞子

驛より東京へ還啓せらる。この行啓に際し、神戸市長坪野平太郎は六月三日市民を代表して舞子御旅館に伺候し、七日復た參邸して神戸市献上品花籠壹對を捧呈す。牛場道子は神戸婦人會を代表して造花を献し、大庭竹四郎は湊東女學校を代表して生徒製作品の刺繡手巾・造花等を献じ、其他物品の献上をなせる者二三ありき。

同年十月皇太子行啓

明治三十六年十月皇太子嘉仁親王和歌山・香川・愛媛・岡山の四縣へ行啓あり、還啓の途次、十月二十日午後零時二十五分、岡山より神戸驛に著御ありしも、直ちに京都へ向つて發車せらる。

同年十一月行幸

明治三十六年冬、天皇兵庫縣に於ける特別大演習統裁の爲め、再度の行幸あり、舞子有栖川宮別邸を以て大本營と定められ、十一月十二日内閣總理大臣桂太郎・元帥山縣有朋以下供奉の諸官を從へ神戸驛に著輦あり、奉迎せる有位帶勳者に謁を賜ひ、直ちに大本營に向ひ發輦せらる。此時神戸港内に碇泊せる英・米・獨・の各國軍艦は滿艦飾を施こして奉迎し、又英國軍艦「グローリィ」號は二十一發の皇

禮砲を發ちて祝意を表せり。

十六日神戸市長坪野平太郎大本營に伺候し、神戸市統計概要幷びに神戸市名勝舊蹟誌（附寫眞帖）各壹部を献上せしが、是れと前後し、神戸市民の献品にして嘉納せられしは、觀艦式寫眞帖（小曾根貞松）景色寫眞帖（光村利藻）自製西洋飾菓子（木村左一郎）馬鈴薯及び平野芋（村田平左衛門）蘆茱及び果物（杉山辨藏外一人）自筆倭繪（三好賢古）旭櫻印黃頭紅軸二重安全燐寸及び同印細軸袖珍用燐寸（直木政之介）等なり。本縣重要物產幷びに美術品等を天覽に供すること亦例の如くにして、其多數は御買上の光榮を得しが、神戸市の出品者は川崎正藏・光村利藻其他九十餘名なり。十八日東京還幸の旨仰出され、舞子驛より午前七時四十五分神戸驛に著御、諸員の奉送を受けられ、七時五十八分靜岡へ向はる。

三十九年四月皇太子行啓

明治三十九年四月皇太子嘉仁親王は戰艦生駒進水式擧行の爲め、吳軍港へ行啓の途次、四月二日午前九時二十分神戸驛を通過せられしも、當時神戸市のペスト病發生地なりし故を以て、奉送迎を警衛官のみに限れり。皇太子は同九時四十五分舞子驛に著車あり、直ちに有栖川宮別邸に入られ、七日軍艦淺間に乘じ舞

子濱を發し、九日吳軍港の進水式に臨まれ、卽日海路歸途に上り、十一日舞子有栖川宮別邸に一泊せられ、翌十二日午前八時舞子驛より神戸經由にて歸東せらる。此時當市榮町伊藤金二郎は、自己製作に係かる軍艦磐手の模型を献せり。其長さ二尺有餘なり。

四十年十月皇太子行啓

明治四十年十月皇太子嘉仁親王韓國へ行啓の途次、十月十一日午後四時十八分神戸驛經由、直ちに舞子へ向はる。市中には虎列刺病の流行するありしを以て、奉送迎等は凡て之を停止せり。

四十一年四月皇太子行啓

明治四十一年四月皇太子嘉仁親王山口・德島兩縣下へ行啓の旨仰出され、四月五日午後五時神戸驛經由、舞子有栖川宮別邸に一泊せられ、六日午前十時五十九分舞子より神戸に行啓あり、多聞通元町通を經、米利堅波止場より軍艦滿洲に御して兩縣行啓の途に上らる。四月十七日皇太子德島より還啓あり、同日艦內に假泊せられ、翌十八日午前八時十分神戸驛より靜岡へ向はる

同年十一月行幸

明治四十一年十一月十五日天皇既に奈良縣下の陸軍特別大演習統裁を終り、更に神戸港に於て海軍大演習を親閲の爲め奈良大本營を發し、是日午後一時二十五分神戸驛に著輦あり。市内各官衙の高等官幷びに縣市の名譽職員有位者帶勳者は構内所定の位置に奉迎す。天皇縣官幷びに在郷軍人各國領事等數十人に謁を賜ひ、舞子行在所に入らる。鳳車の西宮住吉を經て將に神戸に入らむとするや、沿海に碇泊せる觀艦式參列の諸艦は、齊しく二十一發の皇禮砲を發ちて遙に敬意を表し、市民は二十一發の煙花を揚げて奉祝せり。十八日天皇神戸に幸し、淺間艦に御して觀艦式を行ひ、式後淺間・筑波・生駒の諸艦に於て演習員幷びに陪觀者等に宴を賜ひ行在所へ還幸あり。翌十九日午前七時五十九分神戸驛を發輦東京に還幸せらる。竹田宮恒久王・元帥大山巖以下各員奉送す。

十五日天皇舞子著輦の際、大藏省臨時建築部神戸支部は神戸築港の模型を天覽に供し、翌十六日侍從北條氏恭は命を奉じて築港の狀況を視察す。十八日侍從武官鷹司熙通は同じく命を奉じて清盛塚幷びに築島來迎寺等を巡覽せり。市參事會員神田兵右衛門、住吉神社社掌上山聞嚮導し、清盛塚の事蹟沿革等を具陳し、來迎寺住職淵江朴誠は同寺所藏の寶物文書由緒書等を捧呈せり。

兵庫縣廳は此行幸に際し、縣下著名の物產を天覽に供せむとし、出品を各郡市に奬勵せしに、十一月十日より十四日に至る迄に、舞子なる縣廳出張所に到著せるもの、實に二十五種總點數二千百五十八點に達し、此中產業奬勵の趣意に依り御買上となりしもの多し。就中神戶市民よりの出品は總計千百八十二點にして、御買上となれるもの四十三點、其金額二千八百餘圓なり。美術品を叡覽に供せしこと亦例の如くなるのみならず、神戶市民より獻ぜる敎育玩具絹製萬國旗壹組五十本（神戶信雄）菊花御紋章刺繡入絹手巾壹打（大幸喜作）、旭櫻印二重安全燐寸大形大函拾個入百包、小形小函十六個入六十包（直木政之介）、古代釣瓶形花生壹組（山口由松）、鮨鮮魚幷びに味噌漬の貳種及び鮮魚鯛（小畑種吉）等皆嘉納せらる。

四十二年四月皇太子行啓

明治四十二年四月皇太子嘉仁親王參謀旅行演習見學の爲め兵庫縣下に行啓あり、七日午後五時五十五分神戶驛を通過し、舞子有栖川宮別邸に入らる。今回は陸軍少將としての行啓なりしを以て、鐵道沿線には各戶國旗を揭げて敬意を表し、且つ拜觀の士民多く來集し、市は爲めに不時の賑ひを呈し、神戶停車場附近の如きは殊に多數の群集を見たり。

四十三年十月皇太子行啓

明治四十三年十月皇太子嘉仁親王特別工兵演習見學の爲め京都府下へ行啓の次を以て、十月五日午前十一時五十八分神戸驛通過舞子へ行啓あり、有栖川宮威仁親王の病を訪はれ、卽日京都二條離宮に還啓あり。

同年十一月行幸

明治四十三年十一月天皇第十七師管下の陸軍特別大演習を統監の爲め、岡山大本營(後樂園)へ行幸の途次、十一月十二日午後一時十三分神戸驛を通過せられしが、大演習の十七日に終了するや、同日岡山練兵場に觀兵式を行はれ、式後演習參加の將校其他に宴を賜ふ。我が神戸市在住者にして此宴に召されし者、知事服部一三・衆議院議員野添宗三・坪田十郎・小寺謙吉・水野正巳・竹田文吉・佐野春五・鹿島秀麿、黄綬章受領者岸本豊太郎・谷勘兵衞・澤野定七・川崎正藏・藍綬章受領者神田兵右衞門・鳴瀧幸恭・武藤山治、二十七八年戰役金品獻納者範多龍太郎、三十七八年戰役金品獻納者川西淸兵衞・生島五三郎・桝谷熊吉・吳錦堂等なり。

天皇岡山市駐蹕中、神戸市民は市の重要物産二百六十七點を天覽に供せり。

十八日午前七時二十分天皇岡山停車場發輦同十時五十八分神戸驛を經て名古

屋へ向はる。

四十四年四月皇太子行啓

明治四十四年四月皇太子嘉仁親王呉軍港に於ける軍艦攝津の進水式及び佐世保軍港に於ける筑摩の進水式に臨み、四月三日午後二時三十分軍艦鹿島にて神戸港に入り、同日艦內に假泊せられ、同艦に伺候せる兵庫縣知事服部一三・神戸市長鹿島房次郎等に謁を賜ふ。翌四日知事の奏請を容れ、湊川遊園地に開催中の神戸貿易製產品共進會に行啓の爲め、午前七時二十分米利堅波止場より上陸あり、先づ威仁親王の病を舞子別邸に慰問ありし後、午前九時四十五分舞子驛より神戸に還啓、供奉官幷に服部知事鹿島市長等を從へて、貿易製產品共進會場に臨まれ、審查長山脇春樹の先導にて出品物を精細に劉覽あり、午後零時三十分神戸驛より京都へ向はる。この行啓に際し、服部知事より明石濱燒鯛二尾、神戸市參事會より寫眞帖一帙幷びに共進會より竹製卓子及び椅子を献上せしにいづれも嘉納あらせらる。

同年十月皇

明治四十四年十月皇太子嘉仁親王岐阜縣下の特別騎兵演習を見學せられ、十

太子行啓

九日名古屋離宮を發し、海軍聯合小演習地へ行啓の途次、午後一時二十三分神戸驛を通過直ちに西下せられ、二十六日午後二時三分、海軍聯合小演習地より軍艦富士に御して、海路神戸に還啓、築港埋立地に上陸あり、技師吉本龜三郎の先導にて大藏省臨時建築部神戸支部に臨まれ、築港模型以下各種工事の寫眞等を台覽あり。同夜軍艦に假泊せられし後、翌二十七日米利堅波止場より上陸あり、午前六時二十分神戸驛を發して靜岡へ向はる。

同年十一月行幸

明治四十四年十一月天皇福岡・佐賀兩縣下の陸軍特別大演習に行幸の途次、八日午後四時三十七分神戸驛に著輦あり、直ちに西下せられ、十八日鳳車西よりして又神戸を經東京に還幸せらる。此行幸に際し、神戸市民は行在所姫路偕行社に於て本市の物產を天覽に供せしが、其供進者三十五名中、御買上品の榮譽を蒙りたるもの八名ありき。

同年十一月皇太子行啓

明治四十四年十一月皇太子嘉仁親王兵庫縣並びに大阪府下に於ける第四・第十六兩師團臨時對抗演習の見學の爲め西下あり、十六日京都二條離宮に入られ、

十八日京都より兵庫縣伊丹町に行啓ありて、小西新右衞門別邸に泊せらる。神戸市民も亦例に依り本市の物產を供進せり。十九日皇太子には川邊郡猪名川軍行橋附近幷びに同郡ヒゲの渡場附近武庫川堤防に於て演習を台覽あり、翌日大阪府下茨木町に行啓。二十一日茨木驛より神戸を經て舞子へ行啓あり、親しく有栖川宮威仁親王の病を問ひ、卽日京都へ還啓せらる。

大正三年三月皇太子行啓

大正三年三月皇太子裕仁親王は淳宮雍仁親王・高松宮宣仁親王と共に、江田島兵學校へ行啓の途次、二十日午前十一時二十分神戸に著せられ、直ちに軍艦薩摩に御して、午後零時三十分江田島に向はれしが、二十六日午後二時供奉艦攝津・石見二艦を從へて還啓、三時神戸驛より京都へ向はる。

同年十一月行幸

大正三年十一月今上天皇親しく近畿の陸軍特別大演習に統監せられ、十四日大阪城內大本營著輦。十五日幣久良山に於て、十六日星田に於て、十七日八尾に於て演習の統裁あり。演習後八尾停車場より神戸を經て武庫離宮に行幸ありて、卽日大本營に還幸す。十八日田邊に於て演習の統裁終り、田邊町桃山中學校

にて演習の講評を命せられ、十九日午前大阪城東練兵場に於て觀兵式ありし後、午後は天王寺公園內にて演習參加の將校、附近府縣の知事、縣會正副議長、貴衆兩院議員及び其他に宴を賜はる。此時本縣官民の賜餐場に召されし者總て五十三名あり。神戸市在住者にして此榮譽を得し者は知事服部一三、內務部長小島源三郎、理事官次田大三郎、貴族院議員勝田四方藏、衆議院議員松方幸次郎・野添宗三・横田孝史・小寺謙吉・安藤新太郎・水野正巳、藍綬章受領者神田兵右衛門・鳴瀧幸恭、綠綬章受領者川西淸兵衛、黃綬章受領者三宅忠藏、明治三十七八年戰役千圓以上献金者生島五三郎・淸水せい・葉子衛・桝谷熊吉の十八名なり。

是日大演習地關係地方に於ける勤王志士及び碩學鴻儒十四名に對して敘位並に贈位の沙汰あり、湊川神社に合祀の楠木正季に正三位を、和田正遠（一作正隆）に正四位を贈られ、大正四年五月八日知事服部一三策命使として廟所に策命を宣す。

五年四月皇太子行啓

大正五年春、皇太子裕仁親王、須磨・舞子・明石・神戸各地方遊覽の旨仰出され、四月二日東京高輪御所を發し、翌日武庫離宮に著せられ、四日午後湊川神社に行啓あり。東宮侍從長入江爲守・東宮武官長山根一貫並びに各侍從及び神戸市長鹿島

房次郎等扈從し、兵庫縣知事服部一三先導す。神前禮拜の後、神園にて楠公殉節の跡を弔ひ、松樹一株を手植せられ、甘南備神社・寶物殿・廟所等の巡覽を終りて、湊川神社より諏訪山遊園地に向はれ、一時三十五分著御、金星臺に登臨あり。神戸市長の稟請により海軍營記念碑の前方に松樹を手植せられ、布引の雌瀧に向はる。山本通より瀧道に至る沿道には男女學生等の奉迎あり。二時二十五分瀧口に著御、坂路數町を登攀し給ふ。前日の降雨によりて瀑布の水勢壯觀を極めしを賞覽あり、三時十五分築港地へ行啓、大藏省臨時建築事務所樓上に於て築港關係者に謁を賜へる後、野中清等の先導にて築港上の各作業を台覽あり、三時五十五分元町通多聞通を經て神戸驛に著御、四時二十分武庫離宮に還啓あり。會、歩兵第十聯隊の將卒六百餘名青島出征の途次、神戸を過ぎるあり、驛前に整列して奉送す。皇太子金二百圓を神戸市に賜ふ。市長幷びに行啓事務係員亦帛布金品の賜あり。是日東宮侍從龜井茲常は命を奉じて生田神社に參拜せり。

皇太子還啓の後、鹿島市長は武庫離宮に伺候して、海軍營記念碑石摺・銀製置時計・神戸人形等を献納せしが、其他服部知事よりの西攝大觀を始めとして稅關長野中清よりの築港寫眞帖、川崎芳太郎よりの銀製軍艦伊勢模型、湊川神社宮司上

月爲蔭よりの楠木正成公眞蹟寫眞二種（軍忠狀證判・法華經奥書）・同公著用腹卷寫眞・湊川神社寫眞二種（正門・全景）・楠公廟寫眞・同碑贊石摺、湊川尋常高等小學校訓導吉田正七よりの圖上航空遊技具、村田平左衞門よりの馬鈴薯等、献品少からず。

同年十一月行幸

大正五年冬、今上天皇、福岡縣下に於ける陸軍特別大演習統裁の爲め行幸の途次、十一月八日午後一時五十五分神戸驛に著輦あり、多聞通・元町通・明石町通、海岸通を經て、米利堅波止場より軍艦榛名に御し、午後三時三十分海路演習地へ向はる。十七日天皇演習地より陸路還幸ありて、武庫離宮に一泊せられ、翌十八日午前九時十分須磨驛より東京へ向ひ還幸あり。今回の行幸に際し本市奉迎の誠意を嘉賞ありて金五百圓を下賜せらる。

天皇武庫離宮へ還幸の當日即ち十一月十七日、神戸市長鹿島房次郎は市民を代表し離宮に伺候して拜謁を仰付けられたり。市民は是日本市生産品礦水外二百四點を天覽に供せしが護謨毬・竹製ステッキ・玩具・牛肉味噌漬の四品は御買上の榮を得たり。

六年七月皇太子行啓

大正六年七月皇太子裕仁親王、山陰道より還啓の途次、十一日午後零時三十分海路神戸港に著せられ、兵庫縣知事清野長太郎・神戸市長鹿島房次郎等、御召艦香取に伺候し拜謁を賜はる。　同日皇太子艦載水雷艇に御して川崎造船所に於て建造中なる軍艦伊勢を台覽あり、更に三菱合名會社神戸造船所の浮船渠を見學せられ、午後二時三十分歸艦あり、同夜は艦内に假泊せられ、翌十二日午前八時米利堅波止場より上陸、神戸驛より靜岡御用邸へ向はる。　此行啓に際し十一日清野知事は神戸概況と題せる小册子を献じ、川崎造船所副社長川崎芳太郎は驅逐艦時津風銀製模型一個及び寫眞帖三册を、三菱神戸造船所長三木正夫は一万二千噸浮船渠金屬製模型一個及び入渠熱田丸模型一個幷に寫眞帖一册を献じ、いづれも嘉納せらる。

引用書目

神戸開港三十年史。大津市志下卷。明治三十六年・同四十一年・同四十三年・同四十四年・大正五年・同六年神戸市事務報告。兵庫縣史稿。湊川神社誌。今井馬吉輯行幸啓控原本。無題　兵庫縣廳所藏明治五年雜款綴（御巡幸一件）、同、明治十年雜款綴（行幸一件）。同明治十三年御巡幸一件綴。同、明治十八年山口縣廣島縣行幸事

務書類。同明治十八年御巡幸日誌并奏上書類。同明治二十三年行幸行啓一件書類。同明治二十四年皇太后宮陛下行啓一件綴。同明治二十七年九月・十一月行幸行啓一件綴。同明治二十八年行幸行啓一件綴。同明治三十一年十一月雜款(大阪府下大演習行幸御宴會一件、附艦隊運動陪觀一件)。同明治三十一年十一月艦隊運動寫眞帳。同明治三十二年皇太子殿下行啓一件綴。同、明治三十三年四月海軍大演習及觀艦式行幸ニ關スル書類。同明治三十三年雜款・(行幸中物產ニ關スル件)。同、明治三十三年十月皇太子殿下行啓一件綴。同明治三十六年觀艦式ニ關スル書類。同明治三十六年六月・十月行啓ニ關スル書類。同、明治三十六年十一月大演習奉送迎に關する綴。同明治三十六年十一月大演習獻納一件。同自明治三十八年至四十二年行啓一件。同、明治、四十一年觀艦式に關する書類。同明治四十三年十一月岡山縣下行幸關係書類。同、明治四十四年四月、十月行啓一件。同明治四十四年十一月行幸ニ關スル書類。同明治四十四年十一月行啓ニ關スル書類。同、大正三年三月行啓一件。同大正三年十一月行幸ニ關スル書類。同大正五年三月行啓ニ關スル書類。同、大正五年十一月行幸一件。同、大正六年七月行啓ニ關スル書類。神戸市役所々藏明治三十五年十一月大元帥陛下行幸ニ關スル書類。同明治三十六年觀艦式ニ關スル一件綴。明治二十八年神戸又新日報・明治二十三年・同三十六年・同三十九年・同四十一年・同四十二年・同四十四年・大正三年・同五年神戸新聞。

二　式典

兵庫縣廳開廳式

明治元年九月坂本村兵庫縣廳舍新築落成し、十八日開廳式を擧ぐ。是より先き王政の復古するや、是年二月兵庫裁判所置かれ、兵庫切戸町元幕府勤番所を以て其假事務局とし、別に外國掛を神戸町會所內に設けしが、閏四月再び官制の改革あり、地方政廳は分れて府藩縣の三治となり、兵庫裁判所廢せられて兵庫縣置かれしを以て、兵庫裁判所假事務局は其儘縣廳として充用されたり。然るに該事務局は狹隘にして且つ居留地運上所等を距ること甚だ遠く執務に便ならず。因りて六月地を坂本村に相して廳舍新築の工を起こし、工成りて之に移りしが、外國掛も亦た踵いで此に移れり。

京都神戸間鐵道開業式

明治十年二月五日、京都神戸間鐵道開業式の擧行あり。是日午前八時四十分天皇京都の皇居を出で、先づ大阪停車場の祝式に臨み、午後零時十五分神戸停車場に到り、皇族及び三條太政大臣以下の諸大臣を從へて式場假殿に入る。此時港內碇泊の軍艦は禮砲を發し、兵庫縣權令森岡昌純以下各高等官奉迎せり。假

殿は鐵道棧橋の東方に設けられ、四方柱八間四面の青柴葺にて草花の菊章を飾とし、正面中央を玉座に充て、三面を圍める棧敷の中、正面には各國公使領事等著席し、東西の兩側には神戸の正副戸長以下特に入場の許可を得し拜觀者竝立す。式場參列者は三條太政大臣以下百餘名にして、英國公使先づ祝詞を奏し、之に對する勅答ありし後、森岡權令祝詞を奏し、又勅答を賜はる。かくて式の終るや、大阪鎭臺坂本村屯在豫備砲兵第二大隊及び港內碇泊諸艦より再び禮砲を發てり。式後同假殿に於ける午餐會にては皇族・大臣・勅任官・各國公使に陪食を、奏任官各國領事傭外國人等に會食を賜り、天皇は午後二時發の列車にて京都へ還幸あらせらる。　同日權令森岡昌純の奏上せる祝詞左の如し。

祝詞

維明治十年二月五日　天皇陛下西京神戸間鐵道開業式に光臨す兵庫縣權令正六位臣森岡昌純恭惟るに國の富疆は運輸に基す嚮に東京橫濱間の首線を開行し繼て本港京阪間の工を竣へ今日茲の盛典を擧行せらる　聖主國を富し民に利するの道悉せりと云ふへし古語に云ふ始有らさる靡し克く終有る鮮し仰願はくは　陛下の盛德大業乾行不息斯の線路をして長く東西に亙り

海内の臣民倶に其澤を被らんことを惟昌純管下人民と伏して冀望する所なり謹て祝す

是日北長狹通四丁目關戸慶治は神戸商人頭取として御前に進み祝詞を奏上し、兵庫居留地會議議長ナサン・ジエー・ニユウイターは兵庫縣廳を經て祝詞を捧呈したりき。

第二回製茶改良共進會褒賞授與式

明治十六年九月湊川神社境内にて農商務省主催第二回製茶改良共進會の開催あり。二十一日開場し、十月七日褒賞授與式を擧行し、農商務卿西郷從道臨場して褒賞を授與す。參列者は阪神諸官衙の奏任官、附近府縣令書記官、兵庫縣官吏、審査官、幹事、各府縣出品人惣代等にして、フロックコート著用者の多かりしは、當時に在りて殊に珍らしかりき。受賞者は一等金盃受領者二名、二等銀盃金十圓受領者二名、三等銀盃金五圓受領者二十名、其他賞狀を受けし者七百五十名なり。式後湊川堤上にて夜會の催あり、會場の周圍には竹矢來を構へて切符なき者の入場を許さず東西兩側に入口を設け、舞臺をば湊川の東堤に設け、餘興として洋樂の吹奏藝妓の舞踏あり、西堤を以て農商務卿以下の觀覽場とし、川床を以

て一般入場者の縦覽席に充てしが、外に煙花の打揚げ等もありて頗る盛會なりき。

神戸區役所開廳式

明治二十年一月二十八日神戸區役所の開廳式を擧げたり。曩に明治十二年一月郡區制の發布せらるゝや、區役所を北長狹通四丁目に設け、後兵庫縣廳内に移せしが、縣會區部會の建議により、明治十九年九月二十五日、地を東川崎町に相して廳舍建築の工を起こし、土木の工成りて茲に開廳の式を擧げしなり。是日區長渡邊弘の祝詞朗讀あり、式後來賓百數十名に對して和洋兩樣の饗應あり、尙ほ餘興として同所海岸にて煙花を打揚げたり。同區役所の敷地は五百二十一坪餘、建物は間口八間奧行十間の洋風二階建にして、此建築費は地方税より之を支辨し、内部の裝飾其他器具類は總て市民の寄附に係かれりといふ。

神戸商法會議所開所式

明治二十一年四月神戸商法會議所新築落成し、十六日開所式を擧ぐ。來賓は高島大阪鎭臺司令官、北垣京都府知事、建野大阪府知事及び英・米・佛・獨・瑞西・淸の各國領事等にして、式後夜に入り舞踏等の催ありて頗る盛會を極めたり。同會議

所の位置は東川崎町一丁目元鐵道局御用地にして、坪數千六百四十五坪餘、總建坪百三十四坪餘なり。後に神戸商業會議所と改稱す。

憲法發布祝賀式

明治二十二年二月十一日東京に於て憲法發布の祝典擧行せらるゝや、兵庫縣にては上京不在中の縣知事内海忠勝に代り、書記官木場貞長は官幣小社長田神社に、同尾越悌輔は官幣小社生田神社及び別格官幣社湊川神社に參向奉告し、神戸市内官民の有志者は、午前十一時を以て湊川堤上に祝賀式を擧ぐ。會衆三百五十餘名は先づ神戸商法會議所の後庭に集合し、祝砲百一發を放ち、それより相率ゐて湊川に赴き、豫て設備せる五箇所の假屋にて祝盃を擧ぐ。右終るや知事代理木場書記官は別に縣會議員・會社銀行員、其他市内有力者を自由亭に招待して祝宴を張りしが、此他にも市内隨處に祝宴の催されしもの多く、又兵庫仲町部の人々は、篤志者の寄附にかゝる二百五十圓の施與切符を貧民に頒ち、明道協會に於て之を一葉十錢にて引換へ、神戸基督教信徒は聯合祈禱會を開き、各學校は運動會を催す等、祝賀の意を表せる催多かりき。

神戸市役所開廳式

明治二十二年四月一日神戸區に市制を實施され、五月鳴瀧幸恭の市長裁可就任あり、踵いで助役小林市次も亦就職し、市參事會員は瀧本甚右衛門・小寺泰次郎・中西市藏・松原良太・有馬市太郎・池長通の六名にて組織され、市の議政執行の兩機關茲に其構成を了せしかば、六月二十一日東川崎町（後二十八年相生町に編入せらる）神戸區役所を神戸市役所と改稱し、即日開廳式を擧行せり。

明治二十三年の觀艦式

明治二十三年春三河、尾張地方に於ける陸海軍大演習の終了するや、四月十八日神戸港内にて觀艦式を擧行せむが爲め、天皇は同日京都を發し午前九時二十二分神戸御用邸に著御小憩あり、十時十分御用棧裏棧橋より乘艇せらる。此時港内の我軍艦并びに米・魯兩國軍艦等齊しく二十一發の禮砲を放ち、陪觀船赤城艦は全員登桁の式を行へり。天皇は高千穂に移乘ありて、午後零時五分參列諸艦の親閱を終り、二時海路吳鎭守府に向はる。是日參列の諸艦は扶桑・大和・葛城・武藏・日進・八重山・高雄・浪速・金剛・比叡・天龍・海門・磐城・鳳翔・愛宕・摩耶・筑紫の十七隻にして、本邦の觀艦式は之を最初とす。神戸市民は此式の特に本港を選み擧行せられしを光榮とし、全員を醵して宇治川附近に一大綠門を建設し、祝賀の意を表

せり。

大婚二十五年祝賀式

明治二十七年三月九日大婚二十五年祝典の舉行に際し、神戸市參事會員・市會議員・市吏員等は市役所樓上に參集して拜賀式を行ひ、次いで臨時市會を開き、左の賀狀を議決して之を宮內大臣に捧呈せり。

維時明治二十七年三月初九
我叡聖文武ナル
天皇陛下我淑德慈惠ナル
皇后陛下
大婚滿二十五年ノ祝典を舉行セラル日本臣民タルモノ誰カ奉祝恐賀セサルモノアランヤ今ヤ聖世ニ生レ此ノ盛典ニ遭フ實ニ千載ノ一遇謳歌措ク能ハス茲ニ神戸市民ヲ代表スル市會ノ決議ヲ以テ謹ンテ奉祝ス幸ニ執奏アランコトヲ幸恭誠惶頓首再拜

明治二十七年三月九日　兵庫縣神戸市參事會

市長　鳴瀧幸恭

宮内大臣子爵土方久元殿

同日湊川堤上に催されし官民合同の大祝賀會には、午前十一時を期し、會衆四百有餘名參集し、祝式は左の順序によれり。

一煙火第一發ニテ一同著席ノコト。(此間憲法マーチ奏樂)。

一煙火第二發ヲ合圖ニ發起人總代壽詞ヲ述べ、畢テ一同敬禮、引續キ君ガ代ノ奏樂。

一煙火第四發(奉祝大婚)ニテ一同萬歳ヲ三呼スルコト。

一次ニ祝杯ヲ擧グ。(此間マスコット奏樂)。

一酒飯随意。(此間演説及ヒ祝文朗讀)。

同會席上發起人總代馬屋原二郎の朗讀せる壽詞左の如し。

明治二十七年三月九日大婚二十五年ノ祝典ヲ擧行セラル此ノ佳辰ニ對シ奉リ茲ニ賀筵ヲ開張シテ奉祝ス恭シク惟レハ我英聖文武ナル

天皇陛下ハ宵衣旰食立憲ノ制ヲ立テ以テ治ヲ圖リ万機親裁綱紀畢ク張リ衆庶ヲ綏撫シ給ヒ慈仁淳愛ナル皇后陛下ハ九重ノ裏ニ在マシテ淑德克ク帝德ヲ補佐セラレ煦育以テ臣民ヲ感化シ給ヒ寰宇安寧億兆昇平ヲ謳歌スルハ維

レ
天皇皇后兩陛下ノ聖德天地ニ齊シク惠澤雨露ノ如キノ賜ニ非ラサルハナシ況ンヤ大婚ノ後鳳曆ヲ重ネ給フコト二十五年此ニ皇國未曾有ノ盛典ニ遭遇スルニ於テヲヤ伏テ冀クハ天長地久
天皇皇后兩陛下ノ聖壽無疆慶基連綿タランコトヲ謹テ奉祝ス
大婚滿二十五年奉祝會發起人總代
從五位勳五等　馬屋原二郎誠恐謹言

是日朝來の微雨歇み、連日の雲雨次第に收りしを以て、市民は戸每に國旗と毬燈とを揭げて奉祝の意を表し、又市內隨處に有志者の製作せる飾物等ありて、頗る殷賑を極めたりき。

日清平和回復祝賀式

明治二十八年五月日淸講和條約の批準交換を了し、平和茲に全く囘復せるを以て、十五日市は先づ左の頌德表を議決し、市會議長小寺泰次郎之を捧持して京都に至り、大本營に出頭して之を捧呈せり。

恭く惟るに我允文允武なる天皇陛下登極の始め五事を神明に誓ひ萬機を親

裁し維新中興の宏圖を啓かせられ祖宗の遺業を恢弘し憲法の大典を創定せられ皇化四表に光被し億兆昭代の恩波に浴する洵に二十有餘年矣何ぞ圖らん清國隣交を蔑如し東洋の平和を破り殆んと亡狀を極む是に於て乎皇上赫怒膺懲の典を擧げ大纛を廣島に進め日夜戎衣を解かす自ら軍機を統裁せらるゝもの年を超ゆ臣民たる者誰か感激泣涕せさるあらんや故を以て王師の嚮ふ處前なく連戰連捷今や北京を衝かんとする秋に際し彼れ誠に渝盟を悔い遂に土を割き償を出し其他大に讓歩する所ありて却て和を請ふに至る外陸海軍將卒の勇武能く戰ひ内臣民忠實報公の誠を效すあるも陛下赫々の稜威に依らすんは焉んそ此絶大の偉勳を成就するを得ん況んや東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめ生民の疾苦を軫念せられ友邦の厚誼を採納し遼東半島の壤地を還附せらるゝの恩典を行はせられ兩國の和親を克復し局外列國の交誼に益厚きを加へ當初出兵の大目的を完了せらるゝに於てをや於戯陛下の威徳は宇内に轟き帝國の光榮は万邦に輝く此聖世に生れ此盛事を見る何の幸か之に如かんや茲に神戸市民十六万有餘を代表する市會の議を以て謹んて聖徳を頌し奉る冀くは執奏あらん事を誠惶誠恐頓首

兵庫縣神戸市參事會
市長　鳴瀧幸恭

兵庫縣神戸市會議長
從六位　小寺泰次郎

而して十九日には縣市當局者主催の一大祝賀會を湊川公園にて擧行せられ、會衆數千名、秋山恕鄕は知事周布公平の祝文を代讀し、次に奏樂の後天皇及び大日本帝國の万歳を三唱して式を撤し宴に移れり。同日周布知事の祝文左の如し。

日清講和條約交換の事は本月十日を以て公布せられたり回顧すれは客歳八月清國盟を渝へ兵を雞林に出すや我政府再三曉諭すれとも可かす於是乎天皇陛下震怒宣戰の大詔を發せられ爾來兵馬倥偬外に在ては將士咸な奮ひ内に在ては民人善く和し内外一致を以て王の愾に敵す兵鋒の所向は堅壘鉄艦盡く披靡虀粉せさるなし清國力盡き其非を悔い遂に此條約交換の事を見るに於て疆土を恢開し我商權を擴張し以て我國威を宇内万國に輝かす其偉勳大業千古未曾有の事なり我國民たる者孰れか感激抃舞せさるものあらんや況んや我神戸市は淸國交通貿易の要地にあるを以て其市民の洪益を享受す

る者尠少ならんや是れ我神戸市同胞諸君か本日の良辰をトし此祝賀會を開く所以なり希くは來會の諸君相慶し相賀し共に數大白を擧け以て大平を謳歌せん

明治二十八年五月十九日

媾和條約交換濟祝賀會總代

正四位勳四等　周布公平

英照皇太后大葬儀遙拜式

明治三十年二月七日英照皇太后歛葬ニ際し、神戸市は湊川神社にて遙拜式を執行せり、是より先き市長鳴瀧幸恭は市參事會員・市會議員・市吏員一同へ宛て左の通知書を發せり。

來る七日

皇太后陛下御埋棺ニ付、遙拜式擧行可致候、就ては同日午後第六時、左記服裝にて湊川神社內遙拜式場へ參列可相成、此段及御通知候也。

一服裝は燕尾服又はフロックコート紋付羽織袴として、帽には黑布を纏ひ、洋服は左腕に、和服は左肩に、黑布を添付する事。

一式場に於て總代は市長・市會議長執行する事。

而して七日午後六時、卽ち柩車大宮御所發引の時刻を以て、齋主折田年秀以下、齋員・市長・市名譽職・市吏員一同、式場なる湊川神社拜殿に著席し、嚴肅なる遙拜式を行へり。

水道起工式

明治三十年五月二十八日本市水道起工式を擧げしが、擧式の前一日、卽ち二十七日を以て、先づ奥平野淨水場にて、左記の順序を以て起工祭を執行せり。　湊川神社宮司折田年秀齋主たり。

午後一時　齋官一同著席。　奏樂。

一祓主、祓詞ヲ奏ス。

一祓司、大麻行事。　奏樂。

一齋主、神招請。　齋部警蹕。　此時菅搔。

一神饌長以下、神饌ヲ供ス。　奏樂。

一太玉串。　此時止樂。

一齋主、祝詞奏上。

一市長・市會議長・水道委員長・水道事務長・水道工事長、玉串ヲ進リテ拜禮。

一齋主、玉串ヲ進リテ拜禮。

一次ニ參拜者一同拜禮。

一次ニ神職一同拜禮。　奏樂。

一次ニ撤饌。　止樂。

一齋主、神昇。　齋部、警蹕。

一次ニ神酒直饗。　奏樂。

一一同退場。

二十八日の起工式は、湊川右岸堤上金刀比羅橋（當時福原町金毘羅神社前の西に架せるもの）附近の地を式場として、左の次第によりて擧行せらる。

一午前十時擧式時刻ニ煙火三發を以テ合圖トス。

一煙火終ルト同時ニ號砲二十一發ヲ發ス、來賓著席ス。

一第一ノ號鈴ヲ以テ擧式ノ始ヲ報ズ。

一奏樂（君ガ代）來賓一同敬禮。

一事務長事業ノ經歷ヲ報ズ。

一工事長、擴張計畫ノ大要ヲ報ジ、擧式ヲ請フ。
一縣知事祝詞。（祝詞ノ間時々奏樂）。
一市會議長祝詞。
一水道委員長式詞。
一市長兼所長答詞。
一第二ノ號鈴ヲ以テ式典ノ終リヲ報ズ。
一右終テ隨意祝杯ヲ擧グ。
一餘興、煙花模擬店。

來賓は代議士・前代議士・市公債應募者・公債應募勸誘囑託者・各名譽職員・官公吏・會社員・新聞記者・組合團體代表者・市內各村組長・水道關係地主等、千六百十五人を算せり。是日式場に於ける知事大森鍾一の演說及び水道事務所長鳴瀧幸恭の答辭左の如し。

大森知事演說

本日此盛典に列するを得たるは獨り小官の光榮なるのみならす實に神戶市全體の大慶なり初め當市か東洋一帝國の一端に神戶港として生れ出てしは

今を距る僅々三十年前なりき然るに我帝國の進運と共に當市も非常に發達し今日にては人口十八万餘に達し且つ外國貿易の如きも其輸出入逐年增加の運に赴き寧ろ我日本帝國の一市場にあらすして世界の一大市場といふも過言ならさるに至れり斯る一大市場となりたる以上は又之れに對して其體面を失墜せさらんかため相當の設備計畫なかるへかす果して然らは神戸市前途の責任重且つ大なりと云ふへし而して彼の河流を汲み井水を飲むか如きは今十九世紀に於ける大都府人民の爲すへきことにあらさるは諸君の業に知悉せらるゝ所ならん見よ横濱大阪東京長崎の如き疾くに水道の設けあるにあらすや卽ち此點に於ては神戸市民は慥に一歩を他に讓れるなり就ては市民及當局者は此件に關し大に將來を慮はかる所あり數年前來銳意熱心水道敷設の事を計畫したるの結果遂に斯く盛大なる起工式を行はるゝに至りしは寔に邦家の爲め大白を浮へて賀せさるへからす當市に水道を敷設するは啻に衛生上に利益あるのみならす亦實に世界の大市場たる神戸市か將來の目的を達する基礎たるへきを信して疑はす尤も今後水道落成に至る迄には或は以外の災害不測の故障の生せんも計り難し是れ一事業を起す上に

免るへからさる數なれは市民は是等の災害故障に屈撓するなく勇奮挺身今日の盛大なる起工式をして其終りを完くせしめられん事を望む

鳴瀧水道事務所長答辭

本日茲に水道の起工式を擧行するに當り特に諸君の來會を辱うしたるは最も光榮とする所なり

水道は其都市の健康を保險し貿易を振作する須要の機關にして將來此地に於て經營創始すへき幾多事業の基礎と爲るものなれは神戸百年繁榮の業先つ之れを以て一大段階と爲すへきものなるを信せんと欲す夫の目前に迫れる修港事業の如き實に斯水道の布設と相俟ちて其功果を收むれは本日の式日は永く神戸の歷史に特筆すへきものなりとす今や式典を擧くるに臨み縣知事閣下の盛旨を領し謹て之に奉答し併せて來賓諸君の高誼を深謝す

神戸市教育品展覽會開會式

神戸市教育品展覽會開會式は明治三十年五月二十九日其會場湊川尋常高等小學校坂本分教場にて擧行されたり。同展覽會は前年七月市會の決議により、二千七百餘圓の豫算を以て開會することゝ定まりしものにて、市役所に其假事

務所を置き、湊川本校及び分校を陳列場として、五月二十日より十日間、關西府縣聯合共進會開設中なるを機とし之を開き、開會第一日即ち二十日には、會長鳴瀧幸恭其他役員一同參列して開場式を行ひたり。　陳列品は市內各小學校生徒成績品のみにても、四万五千九百五十點に達し、兵庫縣以外の諸府縣よりの出品も亦頗る多く、二十七日の、市內小學校受賞生徒に對する褒賞授與式には其受賞者人員千數百名に及べり。　二十九日の閉會式には、午後五時會長鳴瀧幸恭以下評議員及び掛員一同著席し藤本理事長先づ本會開會以來の梗概を報告し、次で閉會式の擧行を申請す。　乃ち鳴瀧會長は左記式辭を朗讀し、次に藤本理事長の閉會の辭ありて式を撤し、一同退出せり。

鳴瀧會長式辭

本會開會以來意外ノ好評ヲ博シ滿足ニ閉場スルヲ得ルハ諸君ト共ニ大ニ光榮トスル所ナリ抑モ今回ノ擧ヤ豫定ニ倍シタル出品ヲ得比類ナキ壯觀ヲ極メタルハ市ノ內外ヲ問ハス出品校ノ庇陰ニシテ深ク謝セサルヲ得ス爾ク本會ノ好評世上ニ喧傳セシ爲メ各府縣ヨリ參觀者夥多シタ殊ニ文部大臣ハ福原文部參事官ヲ派シテ仔細ニ觀察ヲ遂ケラレ參事官ハ連日尤モ熱心ニ觀察

ノ勞ヲ執リ已ニ褒賞授與式ニモ臨場セラレ該時彼ノ演說ノ如ク非常ノ賞讃ヲ蒙リ且此擧ノ隆昌ナリシコトヲ備サニ文部大臣ニ復命スヘシト明言セラレシハ實ニ本會ノ榮譽モ亦偉ナリト云フヘシ此ノ如ク衆庶ノ歡迎ヲ受ケ措置圓滿ニ結了ヲ告ク其効果ノ甚大ナル蓋シ幾許ソヤ是第一ハ出品數ノ夥多ニシテ且ツ善美ナリシト第二ハ掛員諸氏ノ盡瘁セラレシト又評議員諸氏ノ參畫其宜シキヲ得タルトニ起因セスンハアラス予ハ是ニ對シテ赤心以テ感謝ノ意ヲ表スル所ナリ終リニ臨ミテ希フハ向後結末整理ノ一事是ナリ此陳列中ニハ貴重ノ物品鮮カラス是等ノ物品ニシテ縱令一點タリトモ或ハ紛失シ或ハ毀損スルカ如キコトアランカ即チ市其責ヲ免レス諸氏ノ實ニ今日迄晝夜ノ別ナク一意精勵此事業ニ盡サレタル功勞察スルニ餘アル所然ルニ尙重任ヲ負荷セシムルハ忍ヒサル所ナレトモ已ニ得タル名譽ヲシテ一簣ニ缺クノ誹ナカラシメンカ爲メ最モ鄭重ニ陳列品ノ處理ヲナシ殊ニ會場ハ學校ナレハ一日モ速ニ常日ニ復シ授業ヲ始メラレンコトヲ閉會ニ當リ一言ヲ述ヘテ式辭ニ代フコト爾リ

神戸市有志者の發起に係かる神戸開港三十年記念祝典は、明治三十一年五月七日湊川西堤防金刀比羅橋北手にて擧行せらる。會場の周圍には埒を設けて妄に人の出入するを禁じ、正門前の掛茶屋松の家を記念會事務所に、東堤防金刀比羅橋北傍の品川亭を各官衙高等官休憩室に、同南側松葉屋を市外來賓休憩室に充て、往時神戸にありし關門に擬へて、黑塗り開き門を作り、之を會場の正門とし、門内左傍に番所を設けて關守人形二躰を置き、番所には鐵砲・鎗・刺股を排列せり。場内をば「祝開港三十年紀念會」と記せる無數の球燈と大小の万國々旗とにて裝飾し、最北に式壇と奏樂室とを設け、定刻午前十時號砲三發を合圖に、數千名の參會者式場に著席するや、會長鳴瀧幸恭は擧式の旨を宣し、次で左の式辭を述べたり。

本日神戸市開港三十年紀念會ノ祝典ヲ擧クルニ就テハ大森縣知事閣下ヲ始メ内外ノ貴賓斯ク多數ニ御臨場相成リシハ本會ノ光榮トシテ深ク謝スル所ナリ抑モ神戸開港ハ諸君御承知ノ如ク慶應三年ニ始マリ昨三十年ハ恰モ滿三十年ニ相當スルヲ以テ市内多數ノ有志者發起トナリ此紀念會ヲ興シテ既ニ昨年擧行セントスル時ニ方リ縣下各郡ニ悲惨ナル水害アリシカタメ遠慮

シ本日ヲ以テ愈〻開會スルコト、ナリシナリ而シテ本會ノ目的タル開港以來三十年間土地大ニ闢ケ戸口増殖シ貿易發展シ寂寥ノ海陸變シテ熱鬧ノ港市トナリ非常長足ノ進歩ヲナシタルヲ祝シ且ツソノ年間ノ事蹟ノ堙滅ニ歸センコトヲ恐レ開港三十年史ナルモノヲ編纂シ又紀念物ヲ建造シ共ニ不朽ニ傳ヘンコトヲ期スルニ在リテ其他尙ホ多少ノ設備ハアレモ、這ハ眞ノ餘興ナレハ今茲ニ陳述スル程ノ價値ナシ又紀念物ハ最モ有益ナルモノヲ建造セン趣意ニテ目下專ラ意匠撰擇中ナレハ今日ノ間ニ合ハス他日ニ讓リシハ大ニ遺憾トスル所ナリ然ルニ神戸三十年間ノ發達ハ時勢ノ然ラシムル所ニシテ人爲ノ結果ニアラサレハ之ヲ賞揚祝賀スル價値ナシト云フモノアリ或ハ又神戸市民カ今日ノ繁榮ニ滿足シテ祝典ヲ擧クルナトハソノ意ヲ得スト云フモノアリ或ハ中ニハ三十年ト云ヘルコトハ如何ナル點ヨリ割出シタルカ更ニ了解シ難シ之ヲ三十一年ニスルモ四十八年ニスルモ敢テ差支ナカランナト云フモノアリ如何ニモ神戸三十年間ノ發達ハ人爲ノ功少ク先ツ天然的ノ發達ニハ相違ナキモ我々ハ若シ神戸今日ノ繁榮カ人爲ノ結果ナリトスレハ或ハ是位ノ繁榮ノタメニ祝典ヲ擧ケサルヤモ知レス唯天然的卽チ天與ノ幸

福ナルカ故ニ却テ之ヲ祝スルノ必要アリト思フナリ加之既往ヲ祝シテ將來ヲ振起セシメンタメ此會ヲ興スコト敢テ理ナキニ非サルヘシ何トナレハ自然ニ一任シタル既往三十年スラ斯カル進歩ヲ見タレハ將來人爲ノ功ヲ積ムニ於テハ今日ニ數倍スルノ進歩ヲ見ルコト明白ナル道理ニシテ神戸市民皆ソノ覺悟アルヘケレハナリ又三十年ト云フコトニ就テハ別段據ル所トテアルニアラサレトモ前ニ述ヘタル如ク既往三十年間ハ自然的發達ノ時代ナリシモ今後ハ陸ニハ飲料水道敷設ヲ要シ海ニハ港灣ヲ修築シテ船舶ノ安全ト物貨集散ノ發達ヲ圖ラサルヘカラス其他開港場トシテ必要ナル機關ハ總テ追々ニ設備シ東洋ノ一大貿易港タルノ資格ヲ有セサル可ラサル時代トナリ即チ天然的ト人爲的ト更代ノ時期ナルニ偶々開港以來三十年ニ相當シタルヲ以テ本會ヲ擧クルニ至リシナリ幸ニ諸君ノ御協賛ヲ得テ此目的ヲ達セシメラレンコトヲ希望ス尚終リニ臨ンテ一言スルハ本會ノ擧行ニ就テ多數ノ有志者諸君ヨリ義金ヲ寄附セラレソノ總額約一万四千圓餘ニ上リ大ニ便宜ヲ得タルハ特ニ諸君ノ厚意ヲ感謝スル所ナリ聊カ本會ノ意見ヲ述ヘテ式辭ニ代フ

次に知事大森鍾一の祝辭、佛國領事ピー・デ・ルシー・フォサリユーの祝辭、清國領事鄒振清の祝辭朗讀あり。左の如し。

大森知事祝辭

我神戸ノ地タル元ト草茅ノ漁村タリ今上登祚ノ肇メ互市貿易ヲ開カレ内外ノ和親日ニ加ハリ四方ノ商估相麕集シ商工運輸ノ業皆此地ヲ以テ樞軸ト爲スニ至ル僅々卅年ニシテ此繁榮ヲ致ス亦盛ナリト謂フヘシ他日尙ホ水陸施設ノ改良成ルノ日ニ及ンテハ本市ノ壯麗殷富ハ今日ニ倍蓰スルヲ疑ハサルナリ是皆聖恩ノ餘澤ニシテ又本市民カ克ク叡旨ヲ奉體シ孜々經營シタル結果ニアラサルナシ今ヤ此盛儀ヲ擧ケ祝典ヲ行フニ方リ一言述テ祝辭トス

佛國領事祝辭

今日ノ盛典ニ陪シ神戸市居留民ノ名ヲ以テ祝辭ヲ望マレシハ予ノ大ニ光榮トスル所ナリ抑モ今日ハ日本ト諸外國トノ間ニ結ハレタル新條約將ニ實施セラレントシ新開ノ田野ニ向テ耕作セントスルノ時代ナリ顧ミテ既往ニ於ケル神戸ノ事蹟如何ト考フレハソノ變遷ノ甚シキ實ニ驚クヘキモノアリ卽チ往時神戸ト云ヒシ一小村落僅ニ漁民ヲ以テ組織セラレシ一小村落ハ今ヤ

二十万ノ住民ヲ有スル一大市街ニ變シタルニアラスヤ松疎ラニ見ル影モナカリシ海濱ハ今ヤ歐洲風ノ市街トナリ倉庫モ建設セラルレハ商品モ充滿セルニ非スヤ眼鏡ノ形セル港灣ハ往時小數ノ日本帆船漁船等ノ碇泊スルニ過キサリシニ今ヤ日ニ四百ノ船舶出入スルノ繁盛ヲ來セシニアラスヤ之ヲ是レ往年始メテ汽船ノ入港シ神戸港ヲ搔キ廻ハセシ當時ト比スレハソノ相違ノ甚シキ實ニ驚クヘシ日本ノ年長者ハソノ經歷ニ徵シ予ノ言ノ必ス虛ナラサルヲ知ラン神戸ノ進步ハ斯ク神速ナリ而カモ秩序ヲ紊リテ一時ニ進步シタルニアラス夫々順序ヲ履ミ漸次今日ノ勢トナリシナリ日本ノ年長者中ニハ神戸カ斯クマテ進步シタルニ氣付カサルモノ或ハコレアランモ這ハ始終ソノ眼ニ慣レタルカタメニシテ猶ホ我庭園ノ竹ノ伸ヒルヲ知ラサルニ等シク之ヲ他人ニ見セシムレハ孰レモソノ成長ノ速カナルニ驚カサルハナシ神戸モ斯ノ如クソノ發達著シキモノアリテ商業上ノ變遷亦極メテ激シ今ヨリ八年前ノ神戸即チ予カ始メテ渡來セシ當時ノ神戸ハ僅々五千万圓ノ貿易額ナリシニ今ヤ一億六千万圓ノ巨額ニ上リ實ニ東洋第三位ノ大市場トハナレリ而シテ此進步カ茲ニ止マラサルコトヲ希望スルノミナラス實際益々進步ス

ルコトハ予ノ信シテ疑ハサル所ナリ元來神戸ハ關西物產ノ集散スル中心點ニテソノ將來カ日本全國物產ノ將來ト相伴ヒ至大ノ關係アルハ今更云フ迄モナクソノ漸次繁榮ヲ增スハ至極喜フヘキコトナレトソノ進步ノ道程ニ於テ往々困難ニ遭遇スルコトアルハ蓋シ勢ノ免カレサル所ナラン例ヘハ神戸ノ良港ナルニモ拘ラスソノ近傍ニ一ノ競爭地起リ神戸ニ代テ荷物集散ノ地トナルアラハ神戸ハ一朝ニシテ寂寞タル地位ニ陷リ市民ニ輕カラサル不幸ヲ來ス等是ナリ這ハ市民タルモノヽ今ヨリ宜シク注意スヘキ所ナルヘシ去レト兎ニ角今日ノ神戸ハ非常ニ發達シタルニ相違ナク横濱ニ對シテハ多ク遜色ナキ事ナルカ斯ノ如ク進運ニ向ヒシハ今ヨリ十年前ヨリノ事ニシテ此短日月ノ間ニ斯クマテ進步シタルヲ思ヘハソノ度合ノ速ヤカナル實ニ驚嘆スヘキ所ニテ統計表ニ徵スレハソノ進步ノ度合如何ナリシカヲ明ラカニ了解シ得ラルヘシ是レ神戸市內紳商諸君カ非常ニ盡力シタル褒賞ニシテ市民ハ此褒賞ヲ當然得ルノ權利アルモノナリト知リナカラ一旦此褒賞ヲ得タル上ハ又更ニ之ニ酬ユルノ覺悟ナカルヘカラス卽チ市民ハ褒賞ヲ得ルノ權利アルト同時ニ又之レニ報ユル義務ヲモ有スルナリ而シテ予ハ今日外國居留

民ノ資格ヲ以テ尙一言スヘキハ神戸カ斯クマテ發達シ貿易熾盛ヲ極ムルニ至リシハ外國居留民ノ力與リテ大ナルコト是ナリソノ理由如何ト云フニ開港ノ當初諸外國人續々渡來シ爾來ソノ才智ヲ實際ニ運用シテ多クノ資本ヲ投シ且万國交通ノ發展ヲ計リシ等ノタメ日本人モ追々經驗ヲ積ミ遂ニ今日アルヲ致セシナリ然ルニ外國居留民斯ノ如ク盡力シタルニ拘ハラス日本人諸君ハ居留外人ヲ以テ己レノ競爭家トシ反對者ヲシテ大ニ邪魔物視スルコト從來往々ニシテ之アリ換言スレハ商業ノ發達ヲ計リ販路ノ擴張ヲ圖ルハ日本人自ラノ手ニ於テスヘク外國人ノ手ヲ經ヘキモノニアラストノ嫉妬心ヨリ惡感情ヲ懐キ嫌厭心ヲ起ストキハ商業進歩ノ上ニ大ナル影響ナシトセス啻獨リ商業ノ範圍內ノミナラス其他各般ノ上ニ兩々意見衝突シ不測ノ惡結果ヲ見ルコトアラン今ヤ日本ハソノ商業社會ニ於テ與ヘラレツヽアル耕地非常ニ廣大ナル場合ニ當リソノ華主ナル外國人ニ惡感情ヲ懐カシムルハ最モ策ノ得タルモノニアラサルヘシ予カ自ラ外國人ヲ賞揚シ日本人諸君ニ斯カル事ヲ陳述スルハ心私カニ忍ヒサル所ナレ𪜈居留民ヲ代表セル以上ハ勢ヒ述ヘサルヘカラス幸ニ諒恕ヲ乞フ尙ホ終ニ望ンテ一言ス新舊條約代謝

セントスルノ時本會ニ臨ミ蕪辭ヲ述フルノ榮ヲ得タルニ就テハ益々神戶市ノ繁榮ヲ得內外人ノ愈々親密ナランコトヲ希望ス

清國領事祝辭

維明治三十一年五月七日神戶開港三十年紀念會ノ祝典ヲ擧ケラル不肖亦寵招ヲ蒙リ忝リニ此盛典ニ陪ス光榮何ソ此ニ過キン依リテ聊カ蕪辭ヲ陳シ此光榮ニ酬インドス抑モ當市三十年以前ニ在リテハ所謂山拗海角ニシテ而シテ今日ハ人煙稠密貿易繁盛ノ大港タリ是一ハ地ノ要衝ニ當リ港ノ利ナルニ依ルト雖モ實ニ貴國官民一致施設推輓ソノ宜シキヲ得ルニ非スンハ焉ソ能今日有ルヲ致サンヤ既往ハ已ニ斯ノ如シ將來亦以テトスヘキナリ謹ミテ祝ス

次に市長鳴瀧幸恭・市會議長池長通・本會役員總代石川武夫・來賓土井通夫・賀屋洋介等、交々祝辭を朗讀し、最後に副會長山本龜太郞の答辭あり。鳴瀧會長の發聲にて天皇皇后兩陛下万歲ヲ三唱し、一發の號砲と共に式を撤せり。式後午後一時より餘興として湊川尻にてボートレースを催し、翌後九日には此式場跡にて園遊會を開けり。尙ほ記念會の事業として編纂せる神戶開港三十年史は、同年

十月を以て上梓せられたりき。

市役所開廳第十週年記念式

明治三十二年六月二十一日は、神戸市役所開廳第十週年記念式日に當るを以て休廳し、午前八時、市長鳴瀧幸恭は吏員一同を市役所樓上に招集して、左の訓示を與へり。

本市役所ハ明治二十二年六月二十一日ノ開廳ニ係リ當時戸數二万八千五百十一人口十一万五千九百五十四ニシテ市政未ダ創刱ニ屬シ市條例諸規則ノ制定市會參事會ノ組織選擧及市吏員ノ選任等行政機關ノ設備ニ汲々タリ是レ畢竟市政實施ノ端緒ヲ開キタルニ過キス尋テ二十三四年ノ交ニ至リ以上ノ機關始メテ整ヒ自治ノ制漸ク備ハル此時ニ當リ外ハ以テ本市特有ノ貿易事業勃興ノ運ニ會シ商工業ノ隆盛ニ伴ヒ海陸ノ運輸日ニ開ケ百貨ノ輻輳月ニ多ク隨テ戸口頓ニ增殖シ神戸ノ名ハ海ノ内外ニ喧稱セラル內ハ以テ條規ノ增訂吏員ノ選擇事務ノ整理區域ノ擴張市政ノ改善ヲ圖リ大ニ體面ヲ革新セリ然リ而シテ今ヤ本市ハ益膨脹シテ戸數五万三千六百余人口二十一万四千百十九ノ多キニ達シ四大事業ノ兵庫運河ハ落成ヲ告ケ水道敷設ハ竣工ニ

近ツキ湊川改修工事ハ殆ント其半ニ達シ神戸築港ハ計畫ノ中ニアリ而シテ內地雜居ノ期モ亦目睫ノ間ニ迫ル是レ當廳事務ノ刷新ヲ圖リ規律ノ嚴正ヲ期シ三部ヲ設ケテ一層吏員ノ職責ヲ明ニシ助役ノ分掌ヲ定メテ各部ヲ監督スル所以ナリ

夫レ行政ノ要ハ選任ヲ精ウシテ才能ヲ待チ廳紀ヲ肅ニシテ精弊ヲ矯メ繁文ヲ省キテ淹滯ヲ通シ冗費ヲ節シテ急要ヲ擧クルニ在リ而シテ特ニ愼重ヲ加フヘキハ吏員ノ待遇ニシテ之ヲ任用スルニ際リ別ニ檢定ノ法ヲ用ヒサルモ學識才幹アル者ヲ選ミ忠實ナル資質ヲ要ス既ニ一旦任用スレハソノ位地ノ安固ヲ保チソノ職務ニ勤勉アラシムルタメ漸次俸給ヲ高メテ專心事ニ從ハシメ勉勵手當ヲ與ヘテ精勤ヲ奬メ退隱料條例ヲ設ケテ勤續ノ法ヲ立ツル等專ラ政務ヲ擧ケ吏員ヲ遇スルノ道ヲ開ケリ

信賞必罰ハ庶政ノ要訣ニシテ千古ノ確言ナリ故ニ勤勞アルモノハ必ス之ヲ拔擢行賞ス若シ之ニ反シ職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ或ハ公職ノ威嚴信用ヲ失フヘキ所爲アラハ之ヲ處斷スルニ躊躇セサルヘシ

將來市政ノ改善事務ノ整頓ハ一ニ各員ノ精勤盡瘁ニ待タサルヘカラス左條

項ハ事細瑣ニ似タレモ守テ失フ莫クンハ或ハ公職ヲ全ウスルニ庶幾カラン乎今ヤ開廳十週ノ記念日ニ方リ録シテ以テ之ヲ頒ツ各員夫ノ之ヲ諒トセヨ

右訓示ス

一市民ニ接スル言語動作ヲ謹ミ務メテ懇切ナルヘキヿ

一處務規程ニ遵ヒ同僚間常ニ親睦和輯ヲ旨トシ執務ハ專ラ敏活ヲ尚ヒ粗漏輕佻ノ擧動アルヘカラス事務ノ繁閑互ニ援助シ、專念從事スヘシ

一廳紀ヲ守リ品行ヲ謹ミ風儀ヲ正シクスヘシ故ニ出廳退公ノ際ハ洋服又ハ羽織袴ヲ著ケ、吏員ノ品格ヲ保チ苟モ非行アルヘカラス

一法令既ニ詳密事務頗ル繁多ナレハ唯天賦ノ才能ニヨリテソノ任務ヲ全ウシ得ヘキニ非ス必スヤ其主職ニ須要ナル學識技能ヲ要ス故ニ餘暇アレハ常ニ時世ニ應シ主管ニ適スル學科ヲ修メ錯雜ナル行政ニ當ルノ準備ヲナスヘシ

居留地授受式

改正條約實施による神戸居留地の授受式に、明治三十二年七月十七日居留地行事局樓上にて擧行せられ同日式場正門には、日本國旗を交叉し、室内には万國

國旗を飾り、中央に大卓子を置き、四邊に居留地會議員等著席す。會頭英國領事ジエー・シー・ホール病めるを以て、副會頭エー・シー・シム之に代り、兵庫縣知事大森鍾一以下、各官衙長・市長・市會議長・市助役及び居留地外商中の主なる人々之に參列し、當時滯在中の一木內務省參與官も亦之に臨めり。定刻午前十時、居留地會議書記長トロチッヒ、先づ開會の旨を宣し、次に前日同會議にて議決せる財產目錄書幷びに引繼書を朗讀し、居留地議員は此二通の書類に署名して之を大森知事に交付し、佛國領事フォサリユーは會頭ホールに代りて、居留地會議の今日まで負ひ來りし責任經過を述べ、更に上席領事として、此授受の圓滿に行はれし賀辭を述べ、市長鳴瀧幸恭は、其消防器械を市に寄附せられたる厚意を謝して受領書を提出し、最後に大森知事の左記演說ありて式を撤し、別室にて三鞭の杯を擧げたり。

諸君新條約實施の結果として、當居留地の行政を授受するに當り、本日鄭重なる式を以て之を結了せられしは大慶の至りにして、本官の會席に列するは光榮とする所なり。斯く圓滿に完全に此の授受を了するを得たるに就いては、深く居留地會議員諸氏を始め、關係ある當局者の厚き配慮と好意とを謝せざ

るを得ず。又トロチッヒ氏以下、諸氏の當居留地に盡されたる多年の功勞を爰に改めて謝せんとす。抑も我居留地會議員諸氏の行政は、慶應の末より今に至るまで、三十餘年の久しきに亙り、其間居留地の草創より今日の繁榮を來たし、諸般の行政能く整理し、以て完備なる市區を爲すに至らしめたるは、偏に此長年月間歷任せる議員諸氏の功勞に歸せざるを得ず。又居留地在住の商人諸氏は、我開港通商の始めに於て、諸事不便なる地に居をトし以て貿易交通の利を興し、遂に今日の一大市場を爲すに至らしめたり。其效の大なる延いて我商人をも誘掖し、我公益の發達をも補導されしこと尠からず。是亦茲に一言謝せざるを得ざる所なり。我新條約の成る、實に至尊の威德に依ると雖も、內外人民の孜々として其業を勵み、以て我文化を開きたるの效に依らずんばあらず。而して其是に至れる締盟列國の好意の厚きを忘るべからず。新條約は實に開國進取の宏謨に基き、內外の交誼を敦うするものにして、頃日我百官有司及び臣民に示されたる聖諭に、億兆心を一にし善く遠人と交り、國民の品位を保ち、帝國の光輝を發揚するに努めよ。又愼重措置、內外臣民をして均く其惠澤を享けて憾なからしめ、以て外國の和好を永遠に

鞏固ならしめんことを期せよ」とあり。此聖諭は實に復讀拜誦し奉るの光榮を有するは、必要なる時機なりと信ず。我々直接局に當る者眷々服膺して、以て聖諭の万一に報せんことを期す。一言以て祝詞とす

是日市參事會は改正條約實施祝賀として、市内の内外紳士貴女數百名を汽船近江丸に招待して、盛大なる船遊會を催し、市中は一般に國旗と球燈とを掲げて祝意を表し、又學校は休校して勅語捧讀式を行ひたりき。

水道通水式

明治三十三年一月神戸市上水道の工事成るや、三月二十四日、伏見宮貞愛親王の臨場を得、奥平野淨水構場に於て其通水式を擧行せり。親王は當時第十師團長として姫路に在り、本市水道の竣工を開き、深く之を嘉みし、親しく臨場して以て令旨を賜へるなり。當日の來賓は内務大臣西鄕從道代理内務省土木局長田邊輝實神戸駐在各國領事、兵庫縣貴衆兩院議員、市内各官衙長官、附近府縣の高等官、水道既成市の參事會員、兵庫縣會議員、神戸市會議員及び神戸市内有志者にして、祝式の次第は午前六時二十一發の狼煙を以て先づ擧式を報じ、次に午前十時十六分、貞愛親王は仙波參謀長・川上少佐・河島大尉・桂木家扶等を從へ、神戸驛に著

し、縣知事・市長・市會議長・市參事會員等之を迎へて山手倶樂部に入る。午前十時五十分、親王式場に臨み、同十一時二十分、號鐘三點、市長起つて擧式を報じ、次で事務長宮內二翻事業の經歷を述べ、次に親王の令旨の朗讀あり。左の如し。

維時明治三十三年三月二十四日兵庫縣神戸市水道工事竣工ヲ告ケ通水式ヲ擧ケタルハ予ノ深ク喜フ所ナリ

抑モ神戸市ハ本邦屈指ノ開港場ニシテ文化ノ泉源地タリ數万ノ人口ヲ有シ外人ノ來住セル者多ク市政百般ノ事帝國ノ體面ニ關スル所鮮ナカラス市民夙ニ此意ヲ了シ鋭意市ノ改良ヲ勗メ公益ヲ圖リ遂ニ水道ヲ敷設シ全市ニ給水ノ便益ヲ與フルニ至リシハ一大盛擧ト謂フヘシ爰ニ聊カ所思ヲ述ヘ祝意ヲ表ス

次に西郷內務大臣の祝辭（田邊同省土木局長代讀）兵庫縣知事大森鍾一の式辭（口演）、市會議長渡邊尙の祝辭、水道委員長神田兵右衞門の式辭、大日本衞生支會長の祝辭（同支會幹事石川貞夫代讀）片岡衆議院議長・憲政黨總務委員・改野同黨幹事・梅田横濱市長等よりの祝電の披露、各國領事總代葡國領事モラエス、柳下士興の祝辭ありて、最後に市長鳴瀧幸恭は左の答辭を朗讀せり。

神戸市水道工事略ホ竣成ヲ告ケ茲ニ本日ヲトシテ通水式を擧クルニ際リ伏見宮殿下ノ御臨場ヲ辱シ特ニ令旨ヲ賜フ其他貴顯紳士多數ノ來臨ヲ蒙リ且ツ優渥ナル祝辭ヲ受ク幸恭ノ光榮何物カ之ニ加ヘン夫レ本市ノ趨勢ハ戸口日ニ增シ貿易月ニ熾ニ商工業モ亦隆盛ノ域ニ進ミ現ニ戸數五万七千人口二十三万七千ノ多キヲ見ル是ヲ以テ當初ノ計畫ヲ改メ將來ノ狀勢ヲ慮リ更ニ烏原ノ溪流ニ採リ以テ二十五万人ニ給水シ尙ホ擴メテ三十五万人ニ給水スルノ規模ヲ有ス抑本市水道ノ發生ハ今日ヨリ十數年前ニアリテ爾來百般ノ調査ト諸種ノ討究ヲ累ネ遂ニ明治三十年五月起工式ヲ擧クルニ至レリ其間幾多ノ困難ニ遭遇シ動モスレハ中止ノ不幸ヲ見ントス然ルニ外ハ來賓諸君ノ翼賛ト國庫ノ補助ニ依リ內ハ當事者ノ協力勤勞ヲ以テ遂ニ今日此式典ヲ行フニ至ル洵ニ本市ノ一大慶事ナリトス

凡ソ物始メニ講究ヲ極メ困苦ニ堪ヘ經營慘憺終ニ能ク成業スルモノハ其基礎堅牢ニシテ效績モ亦著大ナリ而シテ起業者ニ與フル快樂ハ決シテ尋常事業ノ比ニ非サルナリ該水道ノ經歷殆ント焉レニ近シ矣嗚呼今ヨリ本事業カ市民ノ生計衞生上防火上ニ與フル效績ノ著大ニシテ其窮リナキハ猶布引水

源ノ滾々トシテ晝夜ヲ去ラサルト一般永劫盡ルノ期勿ルヘシ幸恭乏ヲ神戸市長幷水道所長ニ承ク自今益〻當事者ヲ督勵シ擴張工事モ亦本業ノ如ク完全ノ效果ヲ收メ諸君ノ盛旨ニ應フルアランヿヲ期ス聊カ蕪辭ヲ陳ヘ市民ニ代リ謹テ奉答ス

終て三點の號鐘と共に式を撤して食堂に入る、時正に午なり。大森知事起つて天皇皇后兩陛下の万歳を唱へ、一同之に和して三反し、了つて親王直ちに卓を離れ、構内を巡覽し、兵庫音羽花壇に於て、大森知事・鳴瀧市長と午餐を共にし、午後二時三十分、神戸驛を發し姫路に歸へる。是日式央にして降雨あり、終日霽れず、爲に來賓の興を殺ぐこと甚だし。神港倶樂部に於ける夜會によりて、聊か之を補ふを得たり。

日英同盟條約成立祝賀式

明治三十五年一月日英同盟條約の締結せらるゝや、市有志者は在留英人と聯合し、三月一日、湊川神社境内にて同盟成立祝賀式を擧行し、午後三時會員一同著席了るや、委員長坪野平太郎登壇して左の演説をなせり。

諸君、我大日本帝國天皇陛下並に大不列顚國皇帝陛下の稜威に由り、日英協約

の成立したるは、東洋の平和を保障し、通商の一大安心を與ふるものにして、我神戸港の如き、日常貿易の中心を以て任するもの、其利益を受くる實に大なるへし、誠に慶賀に堪へざる所なり。仍て茲に同志相謀りて宴を開き、聊か以て其慶事を祝し、天恩の深きを奉謝せんと欲するなり。諸君願くは大白を泛べて、相共に盛に祝意を表せられんことを。余は茲に當港の繁榮を望むと共に、諸君の利益と幸福とを、將來に於て益々大に增進せん事を希望す。

畢つて日英兩國々歌の吹奏あり、坪野委員長の發聲にて兩國皇帝の万歲を三唱し式を撤して宴に移り、夜は神戸米穀取引所關係者の提灯行列ありて、市中不時の賑ひを呈したりき。

明治三十六年の觀艦式

明治三十六年四月十日天皇神戸港沖にて觀艦式を行はる。是より先き、吳・佐世保及び朝鮮近海に於ける聯合艦隊大演習の終了するや、全艦隊は神戸港に集合すべき命を受け、天皇は東京よりして四月八日舞子行在所に著御、十日午前八時二十五分神戸に幸し、第二波止場稅關監視部にて小憩の後、九時二十分、山本海軍大臣・伊東大演習統監等の陪乘にて乘艇あり、第一吳丸の先導にて御召艦淺間

に移乘せられ、宮古・千早・夕霧・金剛の諸艦之に供奉して式場に向ふ。此時參列軍艦及び外國軍艦は、交々二十一發の皇禮砲を發てり。已にして天皇第一列より第四列に至る各參列艦艇七十餘隻の親閲を終り、御召艦及び出雲艦にて、宴を皇族・大勳位・各大臣・親任官・大演習參加職員幷びに關係海軍高等官及び觀艦式陪觀者等に賜はり、午後二時三十分神戸港に還御、同三時二十分神戸驛を發して舞子行在所に還幸す。是日朝來濃霧咫尺を辨ぜざりしが、天皇乘艦ありし頃より霧漸く散じ、艦隊親閲の際は全く霽れて遙に盛儀を陸上より望むを得、式の終れる比、濃霧復た深く視界を鎖せり。

市は此盛儀に際し、一方には告諭を發して、市民の體面を汚し、奇利を貪るを戒め、一方には歡迎事務の分掌を定めて、庶務部・寄付部・旅館部・裝飾部・接待部・會計部・饗宴部の七部を置き、掛員をして晝夜鞅掌せしめ、以て歡迎に遺漏無きことを期せり。今觀艦式前後に於て、此等各部の執りし歡迎事務の一斑を舉ぐれば、乃ち左の如し。

一　古文書幷びに物產を選定して天覽に供せること。

一　警備衛生に努め、式日には特に市內樞要の地數箇所に應急手當所を設置せ

ること。

一陪觀者幷びに拜觀者の旅館を選定し、及び其接待に努めしこと。

一煙花を打揚げ、綠門の建設其他市內に裝飾を施せること。

一船遊會を催せること。

一海軍下士卒集會所創立基金の寄附を募集せること。

以上の內船遊會は、市が觀艦式陪觀又は拜觀の爲め來神せる貴顯紳士に對し、其遠來の勞を慰めんが爲め、四月十一日、郵船會社汽船西京丸を借入れて催せる淡路近海の廻遊にして、其招待人員九百六十名經費三千餘圓を算せり。海軍下士卒集會所基金募集は、是歲八月に至りて寄附金額三万四千八百二十五圓餘を得たれば、之を海軍省に送致せり。此他市內有志及び各團體各自に行へる裝飾あり、提灯行列あり、市內各小學校生徒は協力して美濃紙製國旗にて縱橫各、六十間の一大錨形を製作し、觀艦式當日に之を諏訪山背面なる無名山の半腹に裝置して歡迎の意を表せしに、天皇叡感ありしといふ。後此處に松樹を植ゑ此原形を存して錨山と名づく。

水道擴張工事落成式

明治三十八年十月水道擴張工事竣成す。抑本市水道の敷設は、明治三十年始めて其工を起こし、三十三年三月通水式を行ひしも、市の戸口年を逐ひ增殖し、從來の施設を以てしては十分に給水し能はざるに至れるを以て、更に工事を擴張し、茲に其工を竣ふるを得しかば、十七日竣功式を擧行し、式場を擴張工事の主要部なる烏原貯水池畔に選定し、立ヶ畑堰堤南の丘陵を畫して式壇と宴席とを設け、池畔北岸の空地を以て餘興場となし、數箇所の模擬店・煙花・曲藝場を設け、午後二時三十分三發の號砲と共に一同著席し、市長水上浩躬先づ式辭を述べ、次に工事長佐野藤次郎の工事報告あり、終つて市長は左記內務大臣の祝辭を代讀す。

茲に本日をトし神戸市水道布設擴張工事竣工の式を擧行するに至りたるは寔に本大臣の慶賀措かさる所なり抑も水道の工事は重要の事業にして啻に衛生上急務とする所のみならす市の繁榮實業の發展に至大の關係を有せすんはあらす殊に帝國貿易の中樞交通の要衝たる本市水道の完備を急務とするは言を俟たす

嚢に本市水道の工事略成り通水式を擧けてより歲を閱する更に幾星霜克く經營の功を積みて以て當初の計畫を遂行し今や之か擴張の工事を完成す其

設備の完全水質の清淨蓋し舊時の比にあらす其給水上に衞生上に市民の利便幸福を增進する實に廣且大なりと云ふへし是本大臣の特に本市の爲に之を賀する所以なり一言以て祝辭とす

内務大臣男爵　清浦奎吾

次に服部兵庫縣知事左の祝辭を朗讀す。

神戸市經營に係る水道擴張工事竣成を告け本日をトして茲に落成の式を擧行するは洵に本官の欣ふ所なり抑も神戸港は通商貿易の要樞に衝り商工業の繁盛は眞に五港に冠たり而して水道工事の業は實に衞生上緊要の施設にして延いて實業の發達に資する所至大なるものあり茲を以て當市夙に見る所あり之か經營を畫策し明治三十年三月創めて其工事に著手し三十三年三月既に通水の式を擧けたるも爾來戸口年を逐うて增殖し商業益々殷盛を加ふるに伴ひ一層之か擴張の必要を感し更に工を增して著々經營を全うし今や其工事擴張に屬する諸般の設備は悉く完成を告け闔市洽く之か給水を得市民擧りて其潤澤に浴するに至れり當局者拮据經營の功茲に顯れ其公益の顯著なる炳然として昭かなり將來市民の福利を增進し大に實業の發展に裨

益する者あるや信して疑はさる所茲に謹て當市水道事業の成效を祝す惟ふに當港の貿易は年を逐うて著しく增進し尚更に長足の發達をなし其趨勢駸々として止まる所を知らさるもの一にして足らす是等施設を成して以て當港將來の大計を畫するは實に刻下の急務なりとす當市既に水道事業に於て偉大なる成效を奏したり更に進んて是等施設の成效を見んこと轉た本官の聯想して止まさる所なり聊か所感を述へて祝辭と爲す

兵庫縣知事從三位勳三等　服部一三

之に次て私立衞生會神戸支會副會長小磯吉人の祝辭朗讀、代議士鹿島秀麿の祝詩朗讀幷びに各處よりの祝電披露、及び市長の答辭ありて奏樂の裡に式を終り宴に移れり。是日來賓は內務省及び本縣官吏、在市各官衙司長及び其技師、水道既成市の市長及び其技師、市各名譽職在市各新聞記者、銀行會社長及び其技師、元市參事會員、元水道吏員等四百餘名にして、來賓には水道地圖鳥原谷案內地圖及び繪はがきを贈呈し、夜は常盤花壇に貴賓を招請せり。

生田・長田・

明治三十八年十二月二・三日の兩日に亙り、生田・長田・湊川三神社に於て平和奉

湊川、三神社平和奉告式

告式の執行あり。即ち二日午前十時には兵庫縣知事服部一三勅使として生田神社に參向し、九種の神饌を捧げて奉告式を執行せしが、神饌を供へ了るや、宮司田所千秋、奏樂の裡に、先づ祝詞を奏し、次で勅使の祝詞あり、翌三日には午前九時長田神社に於て、同十時半湊川神社に於て亦同樣の奉告式を行へり。勅使幷びに各宮司の祝詞は左の如し。

勅使祝詞

天皇乃大命爾坐世掛卷母恐伎
官幣中社生田神社
官幣中社長田神社
別格官幣社湊川神社
乃大前爾兵庫縣知事從三位勳二等服部一三乎使止爲天白給波久止白左久曩爾露國止戰乎開伎志與利軍人諸波身母多奈志良受勇美戰此勤美勉米天海爾陸爾射向布敵等悉平事向服從波志米又仕奉留官人乎始米公民諸爾至留萬天國內擧利天戮力一心爾志天明伎淨伎誠心以天仕奉禮留爾依利皇御國乃大御稜威乎天下爾照輝加志米天事平良加爾定萬利奴斯久速氣久事平良加爾定禮留波專皇神等乃廣久高伎恩賴留止奈母最母恐美尊美思保志食須故此由乎告奉留止志天禮代乃御幣帛奉出志給布事乎平良氣久安良氣久聞食天大朝廷乃內乎始天仕奉留百官人等天下四方國乃公民爾至留万天爾彌榮爾榮志米給倍

止白給布

天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須

宮司祝詞

挂卷母恐伎生田神社乃大前爾宮司正七位田所千畝　長田神社乃大前爾宮司從六位檜垣常伯　湊川神社乃大前爾宮司從六位林原晋恐美恐美母白佐久義爾露國止戰乎開伎志賀今回事平良加爾定禮留乎以弖其由乎告奉留止志弖兵庫縣知事從三位勳二等服部一三乎差使弖齋祭良世給布賀故爾大前爾慎敬比御酒波甕上高知甕腹滿並弖鰭乃廣物鰭乃狹物奥津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留万弖置足波志弖仕奉良志米給布事乎聞食世止恐美恐美母白須

明治三十八年十二月（三日）

英國皇族コンノート公歡迎

明治三十九年三月英國皇族アーサー・オブ・コンノートは、同國皇帝より明治天皇へ贈進のガーター勳章捧呈の使命を帶びて來朝し、使命を果せる後、鹿兒島に遊び、八日同地より再び上京の途次神戸を過ぎりしかば、市民は之を光榮として熱誠なる歡迎をなせり。是日午後零時二十分、コンノートの乘艦ダイアデム號は警衞の我新高・八雲・磐手・吾妻・千早の諸艦と共に入港せしが、其入港に先だち、先

づ日本帝國に對する二十一發の禮砲を放ちしを以て、港內に其入港を待受けし我接伴艦十餘隻は、齊しく之に對して答砲を發したり。ダイアデム號以下八號浮標沖合に投錨し、コンノートは午後二時隨員を從へて稅關監視部棧橋より上陸せしを以て、同構內には縣立高等女學校及び神戸女學院生徒百餘整列し、英國國歌を吹奏して之を奉迎し、コンノートは知事服部一三以下各官衙長官、縣市名譽職員、片岡・出羽兩司令官等に會釋ありて、監視部樓上の歡迎式場に入る。是に於て市長代理岡田泰藏は、左の歡迎文(英譯)幷びに獻上品を捧呈す。

歡迎文

アーサー・オブ・コンノート殿下

叡聖文武なる大英國皇帝陛下には曩に東洋艦隊に命して我國を來訪せしめ今又其懿親なる殿下を派して最高勳章を我皇帝陛下に寄贈せらる其隆情高志我國上下を擧けて感佩措く能はさる所なり殿下今回の使命は獨り兩國皇室の友誼を敦厚ならしむる而已ならす兩國々民の交情を親密ならしめ因りて以て日英同盟を鞏固にし世界の平和を確保し貿易の隆昌を期待するに足るものあり是れ當市民の特に歡迎の意を表する所以なり

今や殿下鹿兒島よりの歸途當市に來遊せらる市民は親しく高貴なる風丰を瞻仰するの光榮を得て歡喜の情に勝へす恭しく頌辭を呈して大英國皇帝陛下及殿下の万歲を祈る

明治三十九年三月八日　　神戸市參事會市長　水上浩躬

獻上品

其一　花籠。(竹製溜塗にて、此に白薔薇・赤紅薔薇・玉簾薔薇・黃薔薇・櫻・白菊・野菊・菫・山吹・錦菊・蓮華草・蔦・勿忘草を配合したもの)

其二　寫眞帖。(神戸市風景、表紙は鳳凰に浮模樣ある繻珍張とし柾目の桐箱に納めたり)

右終りてコンノートは、黑木爲楨・東郷平八郎の兩接伴官及び兵庫縣知事服部一三を從へ、英國領事館に於ける阪神英國居留民の催せる歡迎式に臨まれ、午後三時同所より馬車にて明石町・元町通・多聞通を經、沿道に整列せる市民幷びに小學生徒の奉送を受けつゝ神戸驛に到著、三時三十分、宮廷列車にて京都に向へり。

獻上品は上記の市よりせるものゝ外、愛國婦人會兵庫支部長服部錦子より神戸市岩本雄春の彫刻に係る竹製杖三本を、光村利藻より日本風景寫眞帖を、楠町佛

通寺前住職岡崎惠明よりは同寺什物釋迦如來八想物語三卷を、小西房子よりは日本繪畫幷びに歡迎文を捧呈せり。十六日コンノート隨行侍從職は、名古屋より本市長に對して左の感謝狀を寄せたり。

拜啓過般コンノート殿下御地御通過の際貴市參事會より捧呈せられたる見事なる物品に對し殿下は深く感謝の意を表せらると同時に貴市の熱誠なる歡迎と懇情到らさる無き祝詞に對しては特に御滿足に思召され候條可然御承引被下度依命此段得貴意候也

西暦千九百六年三月十六日於名古屋

日露戰役戰死病歿者追弔會

明治三十九年五月十九日日露戰役戰死病歿者故陸軍步兵中佐古澤兵三郎以下二百九十三名の爲め市主催の大追弔會は舊湊川埋立地に擧行せられしが、式日に先だち五月十二日市長水上浩躬は遺族に對して左記招待狀を發せり。

追弔會招待狀

拜啓陳者明治三十七八年戰役に際し本市出征將卒中戰死病歿者諸士の忠魂ヲ弔ハンカ爲メ來五月十九日(晴雨ニ拘ハラス)舊湊川埋立地ニ於テ左記ノ通

リ追弔會擧行致候間萬障御繰合セ同日午前九時迄ニ御參會被成下度此段御
案內申上度如斯御座候　敬具

追而御參會之節此案內狀受付掛へ御示し被下度候

明治三十九年五月十二日　　神戸市長　水上浩躬

五月十九日午前十時ヨリ　神式

同　　午後一時ヨリ　佛式

之と同時に參會者にも亦案內狀を發送せり。會場は湊川埋立地上手七千餘坪の地を以て之に充て、南端に一大綠門を設け、忠烈無窮の草花製額面を掲げ、場の四面は竹矢來を以て之を圍繞し場內は萬國々旗數百旒球燈三千餘個を掲揚し、場內左側に二百三高地を擬裝して當時の激戰を偲ばしむ。神殿をば場內北端に二間四方の白木造檜皮葺を以て造營し其正面に五間四方の天幕張の祭壇をしつらへ、其左右に五間四方の控所を設け、左を遺族席右を勅任官以下の席とし、祭壇前面の天幕張大廣場を以て一般來會者の禮拜場に充て、其他婦人席・受付所・市役所出張所・警察官出張所・應急手當所・樂隊席等を場內各所に配置せり。遺族及び參列者無慮千二百名、定刻を以て著席するや、左の次第により祭典を執行す。

湊川神社宮司林原吾齋主たり。
午前第十時、武官文官來賓遺族者設ケノ席ニ參著ス。
次齋主以下齋員齋場ニ參著ス。此時伶人音取ヲ調フ。
祓主進テ再拜拍手。祓ノ詞ヲ白ス。此時諸員起ツ。
次齋員兩人潮水及祓串ヲ取テ祓ヲ行フ。此時諸員起ツ。
副齋主進テ再拜拍手。招魂ノ式ヲ行フ。此時管掻ヲ奏ス。此時諸員起ツ。
次神饌ヲ供ス。此間奏樂。
次齋主進テ再拜拍手。
次齋員玉串ヲ齋主ニ呈ス。齋主神前ニ奉ル。
次齋員祝詞ヲ齋主ニ呈ス。齋主之ヲ奏ス。竟テ再拜拍手。本席ニ復ス。此
時諸員起ツ。
次副齋主以下齋員一同神拜。
次神戸市長玉串ヲ奉リ祭文ヲ讀ミ拜禮。此時諸員起ツ。（祭文アルトキハ諸
員起ツ以下同シ）
次第十師團長玉串ヲ奉リ祭文ヲ讀ミ拜禮。

次兵庫縣知事同上。
次神戸市會議長同上。
次遺族拜禮。
次來賓拜禮。
次教導職拜禮。
次神饌ヲ撤ス。此間奏樂。
次副齋主進テ再拜拍手。送魂ノ式ヲ行フ。此時菅搔ヲ奏ス。此間諸員起ツ。
次退出。
斯て休憩晝餐の後、午後一時より更に佛式供養に移れり。其次第左の如し。
第一天台宗讀經中、該宗遺族燒香。以下之ニ同し。
第二本願寺西派。
第三日蓮宗。
第四本願寺東派。
第五淨土宗及時宗。
第六眞言宗。

第七禪宗。

右畢つて午後五時式を撤し、遺族に菓子折詰幷びに供物及び記念寶鏡一面宛（感謝狀添附）を贈與せり。寶鏡は八稜形直徑四寸、裏面は古銅色を附し、「忠烈無窮」の文字（第十師團長安東貞美ノ揮毫ニ係ル）を中央に、「明治三十七八年役記念神戸市」の十三字を周圍に鑄出す。是日齋主・市長・知事・市會議長の朗讀せる祭文左の如し。

祭文

靈幸布神戸乃市乃眞區那留舊乃湊川埋立志地乎嚴乃磐境止祓淸米弖神籬立靖國神社爾鎭里座須故陸軍步兵中佐正六位勳四等功四級古澤兵三郎大人乃神靈故海軍少尉正八位勳六等小島高彥大人乃神靈乎始天此名簿仁誌之載世留多二百九十三柱乃神靈乎招伎奉里令座奉里天愼美毛白左久

抑言卷波畏可禮杼母現御神止大八洲國所知食　吾天皇波是乃東洋爾列竝立有國々乃永久遠久平加爾安介久在經牟事乎思志給比掟天給比弖倨傲利爾倨傲里無禮那米志加里祁留露國乎膺知懲志和米給波牟大御心波素與利其名正志久志天明治三十七年二月十日止云布日爾之賀國止戰乎開久倍伎大詔勅乎降志給比伎故某大命乎頂爾蒙里持天此乃神戸乃市與里徵左衣天大御軍仁參加波里彼乃敵國

手膺知懲左牟止出發給比之與里照波多々久夏乃天爾頭衝眞日手冑志冴徹留冬乃夜寒爾手足毛龜磨留深雪手凌伎數度乃戰闘爾向比進美天或波雷如須大砲乃響乃中爾立知或波氷雨成須小銃乃彈丸乃下手潜里或波岩根凝之伎山坂手頓越爾越天大城小柵手攻米破里或波暴風吹荒布海原爾漂比逆卷濤乃打碎留荒磯爾泊里青海原乃潮乃八百路手直渡爾渡里天大艦小艇手盡爾擊沈牟留事等種々爾伊曾波伎勵美之任務乃狀波各母各母異奈禮止母一筋爾盡之都留倭心乃利心波變留事無久荒山中爾尸草生大海爾屍水漬天大伎功止清伎名止手現世爾殘之留米天身退給比之波甚可惜之久甚哀之止云布倍伎事乃狀那禮杼尚能久思閉婁天皇乃任乃隨公民諸爾代里天武士乃臣乃男止阿留大伎義務手竭左牟爲爾雄雄之久勇麿之久毛一世乃涯里手終給閉留波尊志止毛尊久愛多之共愛多伎極爾天千里五百里謹也之人加其功手稱閉那良牟千年五百年執乃年加其名手慕波那良牟故既久大朝廷爾波弘久厚久褒米給比賞給比天或波官位手授計給比或波勳章年金手與閉給比又其御靈波前爾申之之如久靖國神社爾鎭座世天永久久爾齋比祭里給布手大人等乃本貫爾留此兵庫神戶市爾之天伊賀傳加毛默止在倍伎止此市員諸相議里相讀良比天此五月十九日手吉日乃良辰止選定米天如此可美所乃

淸伎所仁。神靈乎鎭米齋比天奉留幣帛爾波五百枝賢木仁木綿取著祁天太玉串
止指立天御食波足曳乃山田乃食稻乎搡磨伎搗白良祁天湊川乃早瀨乃多藝知仁
洗比須々伎弖平瓮爾盛据御酒波甕上高知甕腹滿並天茅渟乃海爾住物波鰭乃
廣物乃鯛乃魚鰭乃狹物刀種々乃魚海底爾生流物波奥津藻菜邊津藻菜山野爾
生留物波甘菜辛菜時乃菓實仁淸伎心乃眞心乎搗固米多留餠乃鏡乎取副閉堅
鹽御水爾至留迄八取乃机爾高山乃如久積高成志橫山乃如置足波之今乎盛止
咲匂布種々乃色花乎左閉爾指立捧進留幣帛乎安幣帛乃足幣帛止平介久安介久甘
良爾聞食天今只今御前爾進美出牟文武乃高官乃員々等賀丹心乃誄言乎讀聞
衣奉良久乎和親爾受給比聞之分介給比天畏加禮杼母皇大朝廷乎天地乃共堅磐
爾常盤爾守護給波牟事波申毛更那里吾大日本乃國乃光輝波天雲乃壁立極美
鹽沫乃留磨留限里伊照輝加之米給比又神靈乃分靈波其家々乃守神刀鎭座天子
孫乃八十繼爾至留迄世乃爲國乃御爲止功阿良牟丈夫乎令出給閉止今日乃齋主
湊川神社宮司從六位林原吾嚴杵中取持天汝大人等乃勤勞乎巨細爾稱言竟奉
良牟止爲母眞委爾言盡須倍久毛非良禰婆目無籠乃片々乎稱奉里偲比奉良久止謹
美敬美毛白須

明治三十九年五月十九日

維時丙午初夏綠陰鬱茂之節地ヲ湊川古戰場ニトシ淸酌庶羞ノ奠ヲ設ケ謹ンテ明治三十七八年戰役ニ於ケル我神戶市出身戰死病歿將卒諸士ノ英靈ヲ祭ル

夫レ此役タル曠古無比ノ大戰ニシテ約二箇年ノ久シキニ涉リ其間大小幾十戰海ニハ敵ノ艦隊ヲ殲滅シ陸ニハ旅順ノ堅塞ヲ陷レ、沙河奉天ニ大捷シテ敵勢挫敗復振フ能ハサルニ至ラシメタルモノ固ヨリ
大元帥陛下ノ稜威ト幹部將帥ノ神算妙籌克ク其機微ヲ誤ラサリシニ因レリト雖モ抑亦諸士ノ忠勇壯烈ナル冱寒炎熱ヲ冒シ激戰苦鬪ニ堪ヘ以テ偉大ノ功績ヲ立テ而シテ一身ヲ君國ノ爲メニ犧牲ニ供セシニ非ラスンハ焉ンソ克ク此戰捷ヲ奏スルヲ得ンヤ諸士已ニ身ヲ以テ國ニ許スモノ或ハ鋒鏑ニ殪レ或ハ疫癘ニ歿スト雖モ皆是レ軍人タルノ本分ヲ全ウセシモノ況ンヤ本戰役ノ効果ハ皇威ヲ八紘ニ宣揚シ國光ヲ四表ニ發揮シ而シテ諸士ノ芳名ヲ千古竹帛ニ垂レ忠魂長ヘニ廟食スヘシ嗚呼諸士ノ名譽ハ獨リ諸士ノ一身一家ニ止ラス我神戶市民ノ名譽ナリ豈獨リ我神戶市民ノ名譽タルニ止ランヤ寔ニ我

國民ノ名譽タリ不肖浩躬乏ヲ市ノ公職ニ承ケ茲ニ諸士ノ忠魂ヲ慰スルノ光榮ヲ荷フモノ豈偶然ナランヤ英靈尙クハ來リ享ケヨ

明治三十九年五月十九日　神戸市長從四位勳四等　水上浩躬

維時明治三十九年五月十九日兵庫縣知事服部一三謹ンテ故陸軍步兵中佐古澤兵三郎君以下二百九十三名ノ靈ニ告ク

囘顧スレハ三十七年二月宣戰ノ大詔煥發セラルヽヤ諸士ハ踴躍シテ征途ニ上リ爾來二十有一月克ク艱苦窮乏ニ耐ヘ祁寒酷署ヲ冐シ死ヲ視ルコト歸スルカ如ク勇戰健鬪嚮フ所强敵ヲ破リ堅壘ヲ拔キ或ハ將ヲ虜ニシ艦ヲ碎キ衆ニ擢ンテヽ克ク偉功ヲ立テ威名ヲ擧ケ以テ奉公ノ大義ヲ盡シ遂ニ身ヲ以テ國ニ殉セリ其忠勇義烈ハ長ヘニ靑史ヲ照ラシ万世ニ傳フルニ足ル誰カ諸士ノ英風ヲ欣仰セサルモノアランヤ抑此囘ノ戰役タルヤ眞ニ我國未タ曾テ見サル所邦家ノ興亡安危一ニ懸テ此擧ニアリ然ルニ克ク曠古ノ大捷ヲ博シ不朽ノ丕績ヲ奏シ國威ヲ中外ニ宣耀シタル所以ノモノ固ヨリ　陛下ノ御稜威ニ依ルト雖實ニ諸士ノ忠勇義烈ノ致ス所タラスンハアラス而シテ諸士ト共ニ今日戰勝ノ光榮ヲ謳歌セント欲スルモ幽明界ヲ異ニス感慨何ソ堪ヘン然

リト雖諸士ノ偉勲ハ既ニ　天聽ニ達シ辱クモ　陛下親臨其英靈ヲ祭ラセ給ヘリ今ヤ神戸市ノ郷黨盛典ヲ擧ケテ茲ニ諸士ノ忠魂ヲ祀ル嗚呼生キテハ國家ノ干城トナリ死シテハ國民ノ龜鑑トナル實ニ是レ男子ノ本分ニシテ諸士死シテ餘榮アリト云フヘシ希クハ諸士ノ英靈來リ饗ケヨ

明治三十九年五月十九日　兵庫縣知事從三位勳二等　服部一三

謹テ清酌庶羞ノ奠ヲ擧ケ殉難諸士ノ靈ヲ祭ル

回顧スレハ東洋ノ風雲方ニ急ナルニ當テヤ諸士奮躍シテ　皇軍ニ從ヒ千艱ヲ冒シ萬難ヲ排シ劍風彈雨ノ間ニ報國ノ誠ヲ竭ス彈丸ニ中テ僵ルヽモノ白刃ニ觸レテ斃ルヽモノ或ハ瘴烟毒霧ノ爲メニ其命ヲ殞スルモノ蓋シ其幾千万ナルヲ知ラス諸士亦其中ニ在リ嗚呼悲哉然リト雖モ死榮アツテ生辱ナキハ男子ノ本領ナリ諸士能ク其本領ヲ全ウセリ

聖上其忠勇ヲ嘉ミシ靖國神社ニ合祀シ永ク其勳功ヲ表彰セラル諸士亦以テ瞑スヘシ是ニ於テ乎本市ハ地ヲ湊川楠公殉難ノ舊跡ニ相シ祭壇ヲ築キ本日ヲトシテ諸士ノ靈ヲ祭ル庶幾クハ來リ饗ケヨ

明治三十九年五月十九日　神戸市會議長　坪田十郎

本會之に費す所、實に二千二百圓なりき。

明治三十九年五月二十日神戸市は市內出征將卒補充隊應召軍人幷びに一般在鄕軍人を招待し、舊湊川埋立地に於て凱旋祝賀會を張れり。市は期日に先だち、凱旋軍人幷びに參列者に招待狀及び案內狀を發し、且つ一般市民に對して左の廣告を爲せり。

凱旋祝賀會擧行廣告

一本市は來る二十日(晴雨に拘はらず)舊湊川埋立地に於て凱旋軍人諸君を招請し凱旋祝賀會を擧行す。

一二十日より二十一日にかけ、多數の餘與を施行し、二十一日は一般公衆の縱覽勝手とす。

神戸市役所

會場は前日の追弔會場を使用し綠門の額面を凱旋の二字に改めしが、球燈國旗の掲揚等凡て前日に同じ。前日の神殿の裝飾を改め、大挿花を裝置して式壇に充て、午後一時より左の順序によりて式を執行せり。

第一　號砲一發、一同著席。
奏樂
第二　神戸市長祝辭。
奏樂
第三　凱旋軍人總代謝辭。
奏樂
第四　來賓祝辭又ハ演說。
第五　國歌君ヶ代二唱。
第六　兩陛下萬歲三唱。
第七　陸海軍萬歲。
第八　凱旋軍人萬歲。
第九　神戸市長閉會ヲ告ク。
奏樂
以　上

市長水上浩躬の式辭及び知事服部一三市會議長坪田十郎の祝辭は左の如し。

水上市長式辭

明治三十七八年戰役凱旋祝賀會ヲ擧クルニ際リ安東第十師團長閣下服部兵庫縣知事閣下ヲ始メ將校下士卒各位及官民紳士諸君ノ臨場ヲ辱フシタルハ不肖浩躬ノ光榮トシテ感謝ニ堪ヘサル所ナリ

夫レ日露ノ開戰ハ空前ノ大役タリシニモ拘ラス陸ニ海ニ連戰連捷國威ヲ八紘ニ宣揚シ國光ヲ四表ニ發揮セリ是レ固ヨリ大元帥陛下ノ稜威ニ頼レリト雖抑亦陸海將卒諸君ノ善謀善戰ノ致ス所ナラスンハアラサルナリ本市ハ千古無比ノ大役ニ參シ赫々タル偉勳ヲ奏シ凱旋セラレタル我市從軍將卒諸君ノ爲メニ茲ニ祝賀會ヲ擧ケ聊カ粗肴ヲ陳シ薄酒ヲ侑メ以テ感謝ノ意ヲ表セントス希クハ微衷ヲ酌ミ十分ノ歡ヲ盡サレンコトヲ謹テ一言ヲ述ヘテ式辭トス

服部知事祝辭

茲ニ神戸市ニ於テ凱旋祝賀會ノ盛典ヲ擧クルニ方リ小官ノ之ニ參列スルヲ得ルハ洵ニ欣榮トスル所ナリ夫レ明治三十七八年ノ戰役タルヤ實ニ我國曠古ノ大難ニシテ邦家安危ノ決スル所タリ而シテ交戰二十有一月ノ久シキニ

亙リ克ク空前ノ大捷ヲ博シ大ニ國光ヲ中外ニ宣揚シタル所以ノモノ、固ヨリ陛下ノ御稜威ニ頼ルト雖亦實ニ陸海軍ノ將士忠勇武烈能ク奉公ノ大義ヲ全ウシタルノ功績ニ歸セスンハアラス殊ニ當市ノ出身ニ係ル將卒諸士ハ皆克ク奮戰激闘嚮フ所勁敵ヲ破リ身拔ンテ衆ニ先ンシ艦ヲ沈メ堅ヲ拔キ其偉勳ト威名ハ長ク竹帛ニ垂レ後昆ノ模範ト爲スニ足ルヘシ今ヤ諸士ハ功成リテ茲ニ凱旋シ平和ハ克復シテ國威遠ク万邦ニ耀クノ時ニ當リ諸士ノ曩キニ死生ノ巷ニ出入シ窮乏ヲ忍ヒ艱苦ニ耐ヘ百戰不撓ノ勞ヲ犒ヒ以テ諸士ノ武勳ニ對シ祝賀ノ誠意ヲ表セント欲シ市民擧テ盛宴ヲ張ル誰レカ諸士ノ榮譽ヲ欽仰セサル者アランヤ諸士ノ曾テ出征ノ途ニ上ルヤ市民皆之ヲ送リテ其行ヲ壯ニセリ今ヤ諸士ハ凱旋ノ榮ヲ荷ヒ颯爽タル英風ハ眞ニ市民ノ瞻望スル所其功績ハ實ニ市民ノ感荷スル所ナリ茲ニ凱旋祝賀ノ式ニ臨ミ恭シク神戶市出身軍人諸士ノ武勳ヲ頌シ茲ニ祝意ヲ表ス

坪田市會議長祝辭

我神戶市出身ノ陸海軍人諸士曩ニ　皇師ニ從ヒ遠征スルヤ國ノ爲メニ身ヲ忘レ祁寒溽暑ヲ冒シ驚濤逆浪ヲ凌キ奮戰力闘以テ敵鋭ヲ挫折シ遂ニ終局ノ

勝利ヲ收メ國威ヲ中外ニ宣揚スルニ至リタルハ全ク諸士ノ功勞ニ是レ因ル豈感謝ニ堪ユ可ケンヤ茲ニ滿腔ノ熱誠ヲ捧ケ其功績ヲ祝スルト共ニ其勞苦ヲ謝シ尚國家ノ爲メニ其身ヲ愛シ鋭ヲ養ヒ氣ヲ蓄ヘラレン事ヲ望ム之ヲ以テ祝辭ニ代フ

式後來賓一同は三十五箇所の模擬店に就きて各自祝盃を擧ぐ、校書數百名酒間を斡旋して興を添へたり。撤宴の後、劍舞・擊劍・柔術・輕業・競馬其他の餘興あり、午後五時散會す。是日軍人來會者八千六百名に達せしが市は此中市內在籍者五千三百六名に對して現役將卒には金屬製記念杯各一個幷に感謝狀を補充隊應召者には感謝狀を贈れり。記念杯は徑三寸三分強高一寸餘內側に「至誠」其左下に「貞美」と印す（安東第十師團長揮毫）外側に「明治三十七八年役紀念神戸市」の十三文字を記し、桐箱に收めたり。此會費す所實に八千三百三十二圓七十五錢五厘なりといふ。

神戸市奉公會解散式

神戸市奉公會解散式は、明治三十九年五月二十一日、舊湊川埋立地にて擧行せられたり。同會は日露開戰に際し、明治三十七年三月、神戸市參事會員等の發起に係かり、出征軍人の家族遺族の保護、戰死病歿者の弔祭、傷病兵の慰問及び犒軍

等を始め、其他後援事業の實行を目的として創設せしものにて、會長には市長を推し、事務所を市役所内に置き、其成績大に擧がりしが、戰役の終了と共に其必要消滅せるを以て、爰に解散式を擧行せるなり。是日午後一時四十分、服部知事以下參列者約五百名著席了るや、會長水上浩躬登壇、左の式辭を朗讀せり。

式辭

神戸市奉公會解散式を擧くるに際し服部兵庫縣知事閣下を初め本會員各位の來臨を辱うしたるは不肖浩躬の光榮として感謝に勝へさる所なり抑も本會が日露開戰に際し出征軍人後援の目的を以て創立せられてより軍人家族遺族の救護を初め軍隊の歡迎犒送戰病死者の弔祭傷病者の慰問等幾多要務を實行して以て克く其目的を達し約二ケ年以上に亙る戰役間本市出身の從軍者をして後顧の憂なく其任務を全うせしめ又其家族遺族をして飢餓凍餒の悲境に陷らさらしむるを得本會所期の成績を奏し終局を告くるに至らしめたるは偏に内外會員諸君の深厚なる同情と抑も亦役員諸君の熱誠なる盡瘁とに依れるものにして今や本會の業務終了を告け茲に解散の式を擧けんとする所以なり本會か實行せる業務の概況及收支の現在に至りては別に印刷

に付して諸君の左右に呈せり幸に劉覽を賜はらんことを聊か一言を叙して式辭となす

明治三十九年五月二十一日

神戸市奉公會會長從四位勳四等　水上浩躬

次に生江幹事の大要左の報告あり。

本會は明治三十七年三月前市長坪野平太郎時代市參事會員諸氏の發起により出征軍人家族遺族の保護及戰病死者の弔祭慰問竝に軍隊歡迎送等の要務の執行を目的として創設し以て今日に及ひたるものにして其間本會か出征軍人家遺族に生業扶助を與へたるもの九百八十人直接扶助を與へたるもの二千二百十三人醫療扶助を與へたるもの三万九千六百人(延人員)に達せり此等各般の要務に支出したる現在費額は六万九千百〇八圓七十八錢四厘なり而して各方面より寄附金額は七万六千三百〇三圓四十八錢三厘にして剩餘金七千百九十四圓六十九錢九厘なり此殘金は擧けて神戸市奬武會に寄附すへし

次に服部知事の演說、首藤赤十字社協讃委員の祝辭あり。最後に神戸聯隊區司

令官代理歩兵大尉來島幸慶は左の祝詞を朗讀せり。

祝詞

振古未曾有の戰役は二十有餘月の久しきに亙り常に優勝の地位を占め途に開戰の目的を達成したるは偏に　大元帥陛下の御稜威に因ると雖も亦擧國一致報國の至誠に據らすんは何そ能く斯の如きを得んや而して神戸市有志諸氏夙に奉公の志に篤く奮つて奉公會を組織し開戰以降往くを犒ひ還るを慰め特に遺族の救恤に努め出征軍士をして後顧の憂なからしめ專心報國の大義を全からしむ眞に博愛高義の美擧と謂はさるへからす今や皇師凱歌を奏し皇威八紘に振ひ國光六合に洽し豈慶せさるへけんや憶ふに今日戰勝の光榮を倶にするを得たるは奉公會諸氏の功勞與りて力ありと云ふも過言にあらさるなり茲に本日をトして奉公會解散の式を擧行せらる不肖幸慶此式に列するの光榮を得たるを以て深く感謝の意を表し聊か蕪辭を述へて祝辭に代ふ

右終つて水上會長の發聲にて君ヶ代の國歌二唱及び天皇皇后兩陛下の萬歳を三唱し、神港義勇音樂隊の奏樂を以て式を撤せり。　式後手品・素人相撲・擊劍・劍舞

等の餘興ありき。

第二回神戸貿易品品評會閉會式

明治三十九年七月一日第二回神戸貿易品品評會閉會式は、其會場なる神戸商品陳列所にて擧行せらる。午前十一時、役員及來賓參集、助役岡田泰藏は會長代理として一場の挨拶を述べ、次で市會議長坪田十郎の祝辭あり、次に出品人總代室谷藤七の答辭ありて式を閉ぢ、園遊會に移れり。該品評會は市內有志者の發起に係かり、市長を會長に推し、五月二十一日より六月三十日に至るまでを會期として開催せしものにて、市は補助金として之に金五百圓を給與し、且つ吏員をして出品勸誘其他の事務を斡旋せしめたり。同品評會の成績左の如し。

出品點數	七〇、一四〇
出品人員	七二〇
來觀人員	一日平均二、五〇〇
販賣點數	四九、二五三
販賣價格	四、六六六、一六五

神戸築港起工式

明治四十年九月十六日神戸築港起工式を小野濱埋立地にて執行し、大藏大臣阪谷芳郎臨場す。是日早朝大藏省臨時建築部長妻木頼黄は同部神戸支部長高田善一を隨へ生田神社に參拜し、九時三十分齋主田所千秋以下を式場に同行し、大藏大臣以下參列員一同の著席を待ち、妻木部長先づ起工式擧行を申請し、大藏大臣其旨を宣せる後、地鎭祭を行ひ、齋主の祝詞奏上に次ぎて、大藏大臣以下建築部長・支部長・兵庫縣知事服部一三・神戸稅關長齋藤重高・神戸市長水上浩躬等玉串を奉り、祭式を終るや、齋主其旨を建築部長に告げ、部長は起つて左の式辭を朗讀せり。

茲に神戸稅關海陸運輸聯絡設備の起工式を行ふに當り大藏大臣閣下及內外貴賓の貴臨を辱うしたるは本官の最も光榮とする所なり

抑も本港の設備は戰後我國力の發展及貿易の增進に稽へ百年の長計として最も遠大の經營を要す然れとも本工事は先以て刻下の急務に應せんか爲め、工費合計壹千七百餘萬圓を以て七ヶ年繼續事業とし明治三十八九年に於ける兩度議會の協贊を經たるものにして固より本港設備の端緒を開きたるに過きすと雖も亦我戰後經營事業中其重大なるもの丶一たるを失はす而して

神戸市か其工費の負擔を分ち本事業の成立を助成したるの功は最も多とする所なり

今や本工事の最先準備工事として曩に著手したる川崎波止場の假設備は既に竣成せるを以て本港貿易貨物の一部は其荷役を漸次同所に移し將に小野濱波止場工事の實施に著手せんとす本官之を大藏省臨時建築部長に承け敢て其大任に膺れり自ら顧みて及はさらんことを恐る唯上大藏大臣の指導と下部員の奮勵とに賴り以て本工事の竣成を告け我國に於ける對外貿易の大門戸として其施設に遺憾なきを期すへし茲に大藏大臣閣下に親しく基石の沈奠を請ひ以て本工事の完成と共に本港貿易の隆昌を禱る

明治四十年九月十六日　　大藏省臨時建築部長

正五位勳三等　妻木賴黃

次に大藏大臣の左の祝辭あり。

神戸港は特り本邦貿易の中樞たるのみならす世界の東亞貿易に對する仲繼場として實に天與の好地位を占む然るに從來本港海陸運輸聯絡設備の此要求に隨伴せさるものありしは私かに以て遺憾とせし所なり政府は夙に茲に

見るあり曩に明治三十六年一部の速成工事を計畫し議會の協贊を求めたるに衆議院解散の爲め遂に成立を見るに至らす爾來時運の隆興は益々本港設備の緊切を加へたる以て明治三十八年差當り前計畫を踏襲して議會の協贊を經茲に本港設備工事は漸く其端を啓くことを得たるも今や平和の克復と共に我對外貿易は頓に顯著なる發展を來し是等小規模の計畫は到底之に適はさるの憾あり是に於てか本大臣は昨秋親しく本港を視察し既定工事の施行起點を確定すると同時に本港の將來に關し所見を披陳したり爾來本問題は神戶市及當局の熱誠に依り愼重の調査を遂け之を既往に徵し將來に考へ計畫の大綱を嚴定することを得たり然れとも之か施行に至りては財政の狀況と本港の實際とに鑑みさる可らす乃ち政府は之を兩期に區分し先つ其第一期に屬する應急の計畫を定め第二十三回帝國議會の協贊を經たり

顧ふに本大臣か本市に於て本港の設備に關する政府の方針を發表して既に一週年恰も本日を以て茲に第一期計畫施行の起工式を擧くるは諸君と共に衷心歡喜に堪へさる所なり

凡そ事は始め有るに易くして終りあるに難し今日茲に起工式を視するは則

ち其竣工を祝する所以にして其竣工を祝するは則ち本港の將來を祝する所以に外ならす當局は能く此意を體し精勵事に從ひ以て國家か此一大事業を企畫し神戸市か其工費の負擔を分ちたるの趣旨に副はんことを期すへし惟ふに此第一期の設備は多望の將來を有する本港に在りては單に其一著歩たるに過きす冀くは本港か速に第二期工事を續行し進んて幾多の新施設を必要とするの昌運に達するの日近きにあらんことを聊か所感を述へて祝辭とす

明治四十年九月十六日

大藏大臣正四位勳一等法學博士　阪谷芳郎

之に次で兵庫縣知事服部一三・神戸稅關長齋藤重高・神戸市長水上浩躬・貴族院議員谷新助・衆議院議員鹿島秀麿等の祝辭及び祝詩あり。

祝辭

我神戸港は本邦首要の埠頭其改良設備は國力の發展に至大の關係を有するを以て多年朝野の間に考慮規畫せらるゝところの問題たり今や議已に決し本日を以て大藏大臣閣下來り臨み神戸稅關海陸運輸聯絡設備工事起工式を

擧行せらるゝに遇ふ誰か敢て欣賀せさる者あらんや一三乏を本官に承け其席に列し此盛典を見るを得誠歡誠喜何物か之に如かん謹て茲に滿腔の祝意を表す

明治四十年九月十六日　兵庫縣知事從三位勳一等　服部一三

祝辭

外國貿易の發達は內地產業の盛衰と相待つこと固より論を須ひすと雖も之が關門たる港灣の設備亦大なる關係を有すること敢て疑を容れす輓近國內の產業頓に勃興し商工業の發達駸々として底止する所知らす輸出入貿易の年額僅に八億圓を超ゆるに至り其神戶港を經由するもの實に叁億圓以上に達せり抑神戶港は本邦の腹部に位し單り帝國貿易市場の中心たるのみならす東洋に於ける中繼貿易の要路に當り今後內國產業の進步海運業の發達と共に其發展亦測る可らさるものあり然るに天然の港形之に應すること能はす官民共に其不便を唱ふること久し今や熱誠畫策の結果遂に第一期事業として海陸聯絡の設備に著手することゝなれり是れ實に國民の輿望にして世界の要求なり西比利亞及滿州鐵道既に成り巴奈馬運河の竣功亦近きに在り

本港の前途固より察するに難からす惟ふに本工事は千古の事業にして又外國貿易事業に對する一新時期を劃するものと謂ふへし不肖重高偶當港の關務を掌り此起工式に列するを得歡喜措く能はす聊蕪辞を述へて祝詞とす

明治四十年九月十六日　神戸稅關長從五位勳四等　齋藤重高

祝辭

昨年九月十六日大藏大臣閣下親しく當港を視察し神戸港をして東洋の中心港たらしむるの抱負を以て築港方針を發表せられ且つ市民に告くるに其責任の重大なるを以てせられてより方に一週年其第一期計畫此間に於て既に成立し乃ち本日を以て閣下特に臨場して起工式を擧行せらる市民は多年の宿望一朝解決の光明に接したるを歡喜すると同時に工費の一部を分擔して國家に貢獻せしは其重責に對し聊か意を安んせんとする所也然れとも此第一期計畫たる政府の方針に對すれは單に經營の一半に止まり更に進んて第二期計畫の續行を要するや蓋目睫の間にあらん冀くは大臣閣下切に思を茲に効されん事を不肖浩躬此盛典に列するの光榮を得たるを感謝し謹んて祝辭を呈す

明治四十年九月十六日　　神戸市長從四位勳三等　水上浩躬

祝辭

國威を宣揚し國權を擴張せんと欲せは國富を增殖し兵備を完整せさるへからす貿易の隆盛は港灣の設備に俟たさるへからす抑も當神戸港は維新後横濱と共に開けし我國有數の互市場なり然れとも未た完全なる設備なかりしは國民の遺憾とせる所なり這般國費及市費を以て當港修築の企畫あり茲に本日をトして築港起工の式を擧けらる國家の爲め慶賀に堪へさるなり當事者諸君勵精能く其企畫を完成せらるゝことを信す余曾々此式に列するの榮を得一言蕪辭を述へて祝意を表す

明治四十年九月十六日　　貴族院議員　谷　新助

祝辭

明治丁未九月十六日阪谷藏相西下擧神戸港稅關海陸運輸聯絡設備工事起工式於小野濱焉余亦列此式場賦七律一章以代祝詞

衆議院議員　鹿島秀麿

戰後經營鞭著先　港灣修治計初全

七年事業起浩利　千萬資金開福田
鐵路車通中外物　埠頭貨集米歐船
堪知他歳功成日　直握東西貿易權

最後に高田支部長は左の答辭を朗讀したり。

答辭

本日の佳辰をトし神戸稅關海陸運輸聯絡設備の起工式を擧行せられ善一亦其末班に列するを得たるは最も光榮とす所なり小官自ら揣らす命を神戸支部長に承く固より其任に非すと雖幸に本部の指導と職員の協戮とに賴り自今以降一層の努力を加へ誓て本工事の完成を期すへし
爰に大藏大臣并に朝野多數貴賓の光臨を辱うし且つ賜ふに祝辭を以てせらる善一等感謝の至りに堪へす謹て答辭を呈す

明治四十年九月十六日

大藏省臨時建築部
神戸支部長從四位勳三等　高田善一

大臣式場を退散し、神官・市長息女・建築部長・支部長等を隨へ、船に搭じて基石沈下點に至り、基石船に移乘し、神官の修祓了れる後、市長息女水上美都子は基石の祓

覆を取拂ひ、大臣釣鎖を解きて之を沈下せしめ、式終りて一同諏訪山の祝賀會場に赴く。

祝賀會は是日を以て神戸デーと爲すべく市の開催せるものにして、金星臺上一面にテントを張りて會場に充て、食堂・舞臺・休憩所等裝飾設備善美を盡し、來賓は十二時前より陸續として至り、大藏大臣一行の臨場を待ち、午後一時半第一鈴を以て一同著席し宴に移る。宴間時々奏樂あり、第二鈴により市長は起つて左の辭を述べたり

藏相閣下其他閣下諸君。

殘暑尚旺盛の折柄當市の懇請を容れられ多數來會せられたる厚意を謝し、就中他地方の方々に對しては天候不測の際に拘はらず遠路來會せられたる同情を深謝す。神戸築港は當市多年の宿題なり、今や時運際會して本日藏相閣下親しく第一期計畫の起工式を擧行せらるゝに至りしは、市民が空前の盛事として狂喜する所なり。

藏相閣下が昨年の今月今日に於て神戸築港に關する政府の方針を發表せらるゝや、大旱雲霓を望むが如く本問題の解決を渴望せる市民の意中は躊躇な

く暴露せられ、其當日を以て永く神戸デー」と爲すべしと絶叫せし者すらありしなり。若し爾來本問題の解決が事實とならざりしならば、本日は市民に取りて不平の紀念日なりしやも知れず然るに實際は否らず、九月十六日は獨り言論の紀念日たるのみならず、亦同時に事業の祝祭日となりたるは抑誰の賜なるか。

第一財政を鹽梅して豫算を提出せられたる現政府、第二協賛の任務を全うされたる帝國議會、第三同情と聲援とを與へられたる內外國の有力者、第四十數年來本問題の爲に盡瘁して今日の地歩を作られたる諸先輩の賜に外ならず。以上列擧せし各階級に屬する所の閣下及諸君と、此處に食卓を共にして起工を祝するは、予の尤も光榮とする所なり、予は神戸市民の名を以て、謹で閣下及諸君に對し感謝を表し、併て閣下及諸君の健康を祈る。

之に對して大藏大臣の左の演説あり。

神戸築港が今日起工式を擧ぐるを得たるは慶賀の至なり。此工事が神戸の爲め帝國の爲め、世界の爲め、如何に肝要なるかは多辯を要せず。今日神戸の老幼男女を問はず隅々に至る迄熱心に發表せられたる同情は之を證して餘

りあり。又珍しき今日の好天氣を見ては天意に適ふとも覺えたり。今後此工事が滯なく成功せば、神戸の繁榮するは疑を容れず。茲に於て予は此工事の速に成功せんことを祈り、又神戸市の益繁榮せんことを祈る。

次に服部知事の左の演説あり。

大臣閣下並に諸君。

神戸港の改良設備は實に我國の發展に大關係を有する故に、多年の朝野の問題となれり。然るに本日は大臣閣下自ら此土地に臨みて、神戸築港起工式を擧行せられたり。寔に國家の爲め祝す可き事なるが、此上は第一期工事の滯なく進行して、第二期の豫算が兩院に提出せらるゝ時機の來らんことを切望する者なり。此工事は實に帝國の發展に大關係を有し、殊に神戸市に取りては直接に非常の利益を與ふる故に、市は進んで四百萬圓を出して之を助けたり。是れ市に取りては重き負擔なるに拘らず、進んで之を醵出したるは感服の至なり。市は今後直接築港に關係する者と間接關係する者とを問はず、築港を十分活用して一は神戸港の繁榮を謀り、一は國家の與へたる恩惠に報いる所なかる可らず。海陸聯絡鐵道も・完成せしむべく、上屋・倉庫も必要に應じ

て設備すべし。是等は政府事業なりとするも、道路の改正・良水・下水・點燈等、是等神戸を繁榮ならしむべき事業は、市の外之を爲す者なかるべし。尤も是等の施設は經費を要すれども、延期するに從て困難を增す者なれば、市は今日の盛典を擧ぐるに際し、十分其計畫を立て、緩急を計り時機を逸せず之を完成せんことを祈る。茲に水上市長が將來益健康にして是等の事業を大成せられんことを望む。

之に次いで葡萄牙領事モラエス・妻木建築部長・岸本神戸商業會議所會頭の演説あり。其要旨左の如し。

葡萄牙領事モラエス演說

大藏大臣閣下及諸君。

予は茲に外國人側を代表し、一言淸聽を煩はさんことを請ふ。本日の盛典に吾々の列席するを得たるは光榮とする所なり。神戸が諸君の盡力に依り今日の盛典を擧ぐるを得たるは、神戸港の貿易發展の將來に期する尤も肝要なる事件なり。而して今日の起工式が將來果して如何程神戸を繁榮ならしむべきかは、快晴なる天候を見ても明なり。諸君の盡力と熱心とに對して祝盃

を擧ぐ。

妻木建築部長演說

本日は神戶稅關海陸聯絡起工式を擧行するに就て、大臣閣下臨場し、基石の沈奠を行はれたり。此事業に就ては政府に於ても此港の日本の貿易に對する大門戶たるを認め、昨年大臣閣下親しく之を視察し、而して神戶市長は市民を代表して輕からざる負擔を引受け、本官は其執行の任務を果たすことゝなりたり。微力なれども既に起工式を行ひたる以上は、諸君の盡力によりて之が完成を期す。市長の挨拶に對して一言し其健康を祝す。

岸本神戶商業會議所會頭演說

閣下及來賓諸君。

不肖豐太郎稀に見る所の斯る盛典に列するの光榮を得て感謝に堪へず。今日起工式が滯なく濟むを得たるは、大臣・知事・市長其他諸君が、熱心國家の爲に非常なる盡力を爲されたる故にして、予は熱誠以て之を感謝す。昨年大臣閣下は神戶港を日本の港として又東洋の港として之を改良するに、貳千餘万圓を要する旨述べられたるが、今般其一部を實行せらるゝことゝなれり。予は

速に其成功を祈ると共に、政府は戰後經營上多額の費用を要せらるべきも、殘部に就ても機會を見て實行せられんことを希望す。市民は國に對しても、市に對しても、此築港を利用することに努めざる可らず。他日築港完成し、今日以上の大祝典を擧げられんことを今日より希望す。

次に韓國前度支部次官柳生秀の演說あり、最後に市會議長坪田十郎は左の答辭を述べたり。

大臣閣下及內外朝野紳士諸君。

本日神戸築港起工式を擧げらるゝことゝなりたるを以て、本市も亦其祝賀會を擧行したるに、殘暑尙嚴しき折柄なるに不拘御來臨の榮を得たるは感謝の至なり。

神戸築港に就ては國營・市營・民營など久しく、騷ぎたるも、是は別問題として、其出來ると否とは神戸市には盛衰問題なれば、二十年來市は其實行を熱望せり。殊に近年對外貿易は非常に發展し、大船の入港は續々あり、且つ長崎造船所にては壹萬參千噸の大船をも建造する場合となれり。此際起工式を擧ぐるを得たるは、市民に取りて欣喜雀躍手の舞ひ足の踏む所を知らざるなり。是れ

時勢の推移にもよらん、進歩にもよらん、戰後經營の必要にもあらん。然れども此結果を得たるは、大臣・知事・税關長其他列席せられたる諸君の御盡力に依ることゝ深く感謝す。諸君より祝辭を賜はり、殊に知事閣下よりは第二の築港及海陸聯絡鐵道其他諸種の陸上設備の要ある旨を述べられたり。是等に關して本市に於ても相當の事を爲さんと欲する者なり。今後尚大臣閣下及諸君の御愛顧を賜はり度、一言以て謝意を表す。

右答辭終り、伊藤長次郎の發聲にて、神戸市の萬歳を唱へて餘興に移り、新作築初踊の舞踊ありし後散會す。此祝賀會開催の爲め、市會は八月二十四日經費壹萬圓を可決し、市參事會員全部及び市會議員十五名之が準備委員となり、庶務・會計・裝飾・餘興・食堂の五係に分ちて諸般の準備に從事し元老、大臣、貴衆兩院議員、港灣調査會員、臨時神戸港設備委員、東京・大阪・神戸内外新聞社、東京・横濱・名古屋・京都・大阪の名譽職・實業家、姫路師團將校、姫路市長、其他當市内外紳士等千餘名に案内狀を發せしが、其中來會せるは參百名なりき。

當日市内各小學校祝意表示の方法として、尋常科生徒貳万四千餘人は其學校附近の氏神に參拜せしが、高等科生徒八千餘人は東遊園地に參集し、聯合祝賀會

を擧行せしを以て、起工式臨場の途次、大藏大臣も午前九時之に臨めり。司會者足立利庸開會の旨を告げ、君が代合奏の後、司會者の告辭、市長の祝辭あり、次に特に作れる築港祝賀の歌の合唱あり、神戸市萬歲を三唱して閉會す。別に市內小學校は當日の記念の爲め、諏訪山に隣接せる錨山の東方を撰定して、市徽章形植林計畫を爲し、地域表示の爲めに飾付けし紙旗は山腹に一大徽章を現はせり。市內各町は三日間市徽章入神燈及び國旗を飾り、イルミネーション・檀尻・手踊・提灯行列等の催ありて、全市に涉り神戸市未曾有の殷賑を呈せり。

市廳舍置礎式

明治四十一年二月六日橋通二丁目二番地市廳舍敷地に於て、廳舍建築工事置礎式を擧行せり。市制の實施に際し、市廳舍に充てし東川崎町なる舊神戸區役所は、爾來時々の增築修繕を施こせるに拘はらず、歲月を經るの久しき、遂に腐朽して危險少からず。且つ近來長足の發達を遂げし神戸市の行政廳としては狹隘に失せるを以て、廳舍改築の議數、起こり、築港問題に次ぎて神戸市の重大なる宿題たりしが、三十九年六月市會は始めて地を此處に相して廳舍新築の議を可決し、翌四十年四月其設計を兵庫縣技師秋吉金德に囑し、七月設計成るや、八月建

築係を置き、係長秋吉金徳、現場監督主任梅田金次、製圖主任田上三太郎以下、技手六名雇員一名の役員を選任し、十一月一日を以て工事に著手し、三ヶ月餘にして茲に置礎式を行ふに至れるなり。

擧式當日は敷地の入口に國旗と市旗とを交叉し、周圍には萬國々旗にて裝飾を施こし、敷地中央部約八十坪内に天幕を張りて式場に充て、其正面に祭壇を、南側に來賓席及び市參事會員席等を設け、午後三時來賓知事服部一三以下、市内各官衙高等官及び市參事會員其他參列者一同の入場するや、左の次第を以て式を執行す。湊川神社宮司林原吾齋主たり。

午後三時。號鈴。

齋主以下齋員一同祭場に進み、列立。(此間奏樂)。

來賓及市參事會員・技師等著席。

淸祓式。

祓主　祓の詞を白す。

大麻鹽湯行事。

祓主再拜拍手。

地鎭祭。

副齋主降神の詞を白す。（此間奏樂、一同起立）。

献饌。（此間奏樂）。

齋主　祝詞を奏す。

齋主玉串奉奠（齋員列拜、此間奏樂）。

來賓及市參事會員・技師等列拜。

神饌玉串を撤す。

置礎行事。（此間奏樂）。

副齋主昇神の詞を白す。（一同起立、此間奏樂）

一同退出。

以上

置礎行事の際、左記の文を銅版（竪一尺幅五寸）に刻し、之を鉛板製の箱に收めて、敷地の外廓東端に埋奠せり。

曩者神戸市廳舍建築之議決也相地於此以明治四十年十一月一日起土工今將置礎石茲ト明治四十一年二月六日擧置礎之式因誌其事以期不朽于千載

神戸市長從四位勳三等　水上浩躬
神戸市助役　鹿島房次郎
神戸市助役正七位勳六等　小手川信次
神戸市名譽參事會員　神田兵右衛門
同　藤原吉三郎
同　大庭竹四郎
同　大森喜作
同　草鹿甲子太郎
同　川西清兵衛
建築係長技師從五位勳六等　秋吉金德
製圖技手　田上三太郎
現場監督技手　梅田金治

明治四十一年の觀艦式

明治四十一年十一月呉・佐世保及び馬山浦並びに九州方面に於ける海軍大演習の終了するや、神戸港沖にて觀艦式を擧行せらる。天皇是より先き奈良地方

に於ける陸軍大演習を統裁せしが、親しく觀艦の式を行はむとして、十五日奈良大本營を發し、舞子行在所に入り、十八日午前八時二十五分舞子行在所を發し、同九時神戸驛に著し、第二波止場稅關監視部にて小憩の後、同九時二十五分有栖川宮威仁親王・東伏見宮依仁親王・竹田宮恒久王・侍從長德大寺實則・海軍大臣齋藤實・海軍大演習統監東鄕平八郎等を隨へ、同波止場より淺間に乘じ、九時四十五分供奉艦淀・滿州・浦波の三艦を率ゐて拔錨式場に向ふ。此時三笠艦以下の參列各艦は二十一發の皇禮砲を放てり。午後零時三十分天皇參列艦艇百十九隻の親閲を終り、淺間艦及び筑波・生駒の二艦に於て、宴を皇族・大臣・親任官・海軍大演習參加職員幷びに關係海軍高等官及び陪觀者に賜へる後、同二時神戸港に還御、同三時三十分神戸驛を發して舞子行在所に還幸す。神戸市は此盛儀の擧行を祝せむが爲め、是日天皇舞子行在所に還御の後、同所海上にて晝夜煙花數十發を打揚げしが、祝觀艦式聖壽萬歲」と大書せる彩旗、煙花と共に打揚げられて、行在所庭上の松樹に落懸りたりしを、天皇覽はし侍從をして之を取らしめ給ひ「珍らしき吉瑞なり神戸市は彌が上にも繁榮せん」との御諚あらせられしと云ふ。

此盛儀に際し、市は市會の決議を經て歡迎費金二萬圓を計上し、事務の分掌を

定め、本部・庶務部・装飾部・旅館部・接待部・會計部を置き、市會議員中より委員十五名を、市吏員中より事務取扱員五十名を選任し、各其分掌事務に鞅掌せしめしこと、猶は三十六年觀艦式の當時に於けるが如し。而して此等各部か觀艦式當日及び其前後に處理せし事務は大略左の如し。

一統監部員幷びに陪觀者拜觀者の宿舍を選定せること。

一參列諸艦艇の給水に從事せること。

一衞生幷びに防火に努めたること。

一神戶驛・三宮驛・兵庫驛・島上町・加納町電車停留場・第二波止場・中税關著船場の七箇所に接待事務所を設けて、來觀者の接待に努めたること、

一新生田川尻・第二波止場・楠社內・湊川・諏訪山の五箇所に應急手當所を設けて、負傷者を收容加療せること。

一市內の裝飾として楠社前に鳥居形の綠門を、相生橋に釣橋形の綠門を、第二波止場に貫門形の綠門を、神戶驛前にも普通樣式の綠門を建設し、又諏訪山金星臺に千五百燭光のアーク燈五基を設けたること。

一式當日午前八時より午後十時迄、會下山・諏訪山・生田川尻東及び同所沖海上

の四箇所に於て、一箇所に付二百六十本宛の煙花を打揚げたること。

一今回は軍艦乘組員の上陸を許されざりしを以て、式日の狀況を知らしめむが爲め、同乘組員全部に對し、神戸又新日報・神戸新聞の二種及び記念繪はがき神戸市案內圖（裏に觀艦式奉祝の歌を印刷せるもの）を贈呈したること。

市の有志者は此盛儀を記念せむが爲め、神戸商品陳列所にて觀艦式記念展覽會を開催し、神戸市殊勳會は當日天皇の淺間艦に移乘せられし際、豫め第二波止場に特設せる無線電話機によりて君が代「觀艦式の譜」「君が代分列行進曲」其他五種の歌曲を天聽に達したり。

市廳舍上棟式

明治四十二年一月十五日市廳舍上棟式の執行あり。式場を正廳の屋上に設け、祭壇を其中央部に構へ、定刻午後二時半、來賓并びに市長水上浩躬以下、參事會員・市會議員等著席し齋主湊川神社宮司林原吾齋員を率ゐて嚴肅なる神事を執行し右了りて市長・市參事會員及び來賓總代の拜禮あり、次に槌打の行事ありて式を撤し、別席にて來賓を饗應し、席上水上市長の挨拶、建築係長秋吉金德の工程の說明あり、坪田市會議長の發聲にて、神戸市萬歲を三唱し午後四時退散せり。

明治四十二年十二月十八日橘通二丁目二番地市廳舍新築落成式擧行せらる。午前十一時參列員一同振鈴と共に正廳内の式場に入り、神戸市長代理鹿島房次郎擧式の旨を宣し、次いで左の式辭を朗讀す。

式辭

神戸市廳舍建築工事成ルヲ告ク本市逐年ノ膨脹發達ハ廳舍ノ狹隘ヲ訴フルヤ既に久矣曩ニ市會ノ協贊ト監督官廳ノ認可ヲ經テ廳舍建築ヲ計畫シ四十年十一月ヲ以テ工ヲ起シ工程三閱年ニシテ其工ヲ竣ヘ茲ニ本日ヲトシ服部本縣知事閣下及内外朝野ノ紳士諸君ノ臨場ヲ辱クシ落成ノ式ヲ擧ク欣喜何ソ禁ヘン

抑本廳舍ノ構造ハ煉瓦石材ノ混用ニシテ建坪五百三十餘坪二階造及地下室ヲ以テ成ル敢テ外觀ヲ事トセスト雖亦以テ大ニ執務ニ便スルニ足ルヘシ今ヤ市民多年ノ宿望ニ副ヒテ斯竣成ヲ見ルニ至ル内外相俱ニ其慶ニ賴ル豈尠シトセンヤ職ニ市政ノ衝ニ當ルモノ將來益々奮勵事ニ從ヒ至誠以テ市民ノ輿望ニ添ハンコトヲ期ス是レヲ式辭トス

明治四十二年十二月十八日

神戸市長代理

助役　鹿島房次郎

次に建築係長技師秋吉金德の工事報告あり、左の如し。

工事報告

本廳舍建築工事は、去る明治三十九年六月市會の決議に基き、三ヶ年繼續直轄事業として經營したるものなり。而して四十年十一月一日工を起し、翌四十一年二月六日を以て置礎式を執行し、四十二年一月十五日上棟式を擧行せり。爾來幸にして差したる故障なく、茲に本日を以て竣成を告ぐるに至れり。其工を起してより歳を閲すること實に二年一ヶ月なりとす。

本廳舍敷地は一千二百十二坪餘にして、其構造の概況を述ぶれば、基礎セメントコンクリート石材及煉瓦混用にして、建坪五百三十五坪餘、階上十八室、階下二十室、地下十五室、軒高各隅家にありては、地盤より四十三尺五寸、議事堂及正廳四十五尺五寸、其避雷針の高さに至りては殆ど八十尺に達せり。其外部の用材を擧ぐれば、石材は備中北木及福田產の花崗石を用ゐ、煉瓦は泉州產、セメントは內地製、屋根は陸前產スレート及大阪製銅板を使用せり。其內部に於

ける用材は、大森區署より讓り受けたる松材の外、紀州產檜材及日向產松欅材等を使用せり。而して是等材木は凡て荒角の儘購入して、曩に本縣廳より讓り受けたる鋸器械及鉋器械を以て製材し、苟も其小片に至るまで悉く之を利用せり。之が爲め工費の節減上多大の効果あることを認めたり。其他石材及煉瓦石の斷片は悉く之を碎き、外部人造石塗り及內部耐火床コンクリートに使用せしと同時に、敷地內よりは砂及砂利約百二十坪を採取し、工費の節減を圖れり。其結果は石材に於て、正面大入口及正廳正面議事堂內部石柱等を增加し、木材にありては、各建具用材及天井、其他の造作物凡て北海松を全部檜材にし、尙軒樋竪樋其亞鉛曳鐵板を、悉く銅板に變更することを得たり。

工費總額二十二萬七千三百五十圓にして、內廳舍工事費十八萬八千七百九圓餘、外部及裝飾并に俸給、其他雜費、三萬八千六百四十圓餘なり。

以上述ぶる所は工事の概況のみ。若し夫れ構造の詳細に至りては、請ふ之を實地に徵せられんことを。茲に竣工に際し、其梗概を報告す。

明治四十二年十二月十八日　市廳舍建築係長

技師從五位勳六等　秋吉・金德

其恵澤ニ浴スルモノ蓋シ鮮少ニアラサルヲ信ス茲ニ本日此盛式ニ列シ一言以テ祝ス

明治四十二年十二月十八日　神戸市會議長　坪田十郎

次に當港駐劄各國領事を代表して、首席たる葡萄牙領事スーザ・モラエスは、佛語を以て祝賀演説を爲せり。其大要左の如し。

閣下諸君幷に市長代理貴下、予は首席領事として同僚一同に代り、本日の御鄭重なる招待に對し、深く感謝すると同時に、斯かる壯麗なる市廳舍の落成を告ぐるに至りたるを祝賀するものなり。外人の本市に渡來するもの、建物の矮小にして且市街の整頓せざるに失望する者多しと雖も是日本固有の建築風なれば、決して意とするに足らざるは勿論又倫敦巴里等の大都市と比較するの必要をも認めざるなり。兎に角神戸は年を逐うて著しき進歩發達を遂げ、世界の進運に後れざるは、過去と今日とを比較せば立所に立證し得らるべし。即ち五十年以前に在ては寂々寥々たる僻地にして、當市廳舍附近は素より予等の住する山手通等總て田畑なりしも、終に今日の殷盛を極むるに徵して明かなり。斯は外人の卓越せる助力に依て、極東に於ける模範的居留地を建設

し、海外貿易の端を啓きたるの結果、輸入貿易港としては全國第一位を占め、輸出港としても第二位に下らざるに至りたるものなれば神戸は諸君の市なりと雖も、予は之を内外人共同の市たりと謂つて憚からざる誇を有す。 願くは益々善美なる發達を爲し、益々清潔なる健康地たらしめ、あらゆる人種をして恩惠に浴せしめられたく、同僚一同の感ずる所と信じ、敢て鹿島市長代理に希望する所なり。

最後に前高級助役衆議院議員岡田泰藏の祝辭ありし後、助役小手川信次は前市長水上浩躬及び恰も在京中なる川崎芳太郎の祝電を披露し終つて鹿島市長代理閉會の旨を告げて式を終ふ　是日來賓は服部知事以下、市内各官衙高等官・各國領事・各銀行會社代表者・各新聞社代表者・代議士・縣市會議員等、無慮三百名にして、式後別室にて立食の饗應あり。 午後一時散會す。 午後二時より市は更に市區學務員・區會議員・市吏員・各小學校長・衛生組合長等、約六百餘名を招待して瓶酒折詰を饗し、夜間又兵庫常盤花壇に宴を張りて、前記式場に參列せし來賓中重なる人々約百餘名を招待せり。 而して翌十九日より三日間、入場券を有する市民三万人を限りて、廳内の縱覽を許せり。

英皇戴冠式祝賀會

明治四十四年六月二十二日英國皇帝ジョーヂ第五世戴冠式日に際し、本市は先づ同皇室及び在東京同國大使に宛て祝電を發し、午前九時市長は當地總領事館を訪ひて祝賀の意を表し、午後七時より商業會議所及び實業協會と協同して、諏訪山麓武德殿に於て祝賀會を開き、主賓として同國副領事ヒップを、副賓として戴冠式祝賀の爲め當港に廻航せる常盤艦長高木海軍大佐以下幕僚二十名を招請せり。定刻振鈴と共に、賓客幷びに會員五百餘名食堂に著席し、市長鹿島房次郎は發起人を代表して左の挨拶を述ぶ。

我同盟國たる大英國皇帝陛下には、本日を以て戴冠式を擧行せさせ給ふ。洵に近代無比の盛儀にして、獨り大英國民の慶賀措く能はざる所たるのみならず、又實に世界の一大慶事なりといふべし。然り而して我帝國とは特に親善なる交誼を加へつゝある今日、我帝國臣民たる者、更に一層恭賀の念に堪へざる次第なり、されば我國到る處、本日の大典を祝賀せざるはなきが、就中當神戸市と大英國とは、開港以來四十年の永き極めて淺からざる關係を保有せるが故に、今回の大典に際しては、眞に衷心喜悅の念を禁ずる能はず。茲に我等相

謀り、聊か祝賀の筵を催して、遙かに其盛儀を奉祝すると共に、謹んで同盟國皇祚の無窮を切望する所なり。願くは總領事レャード氏、熱心なる我等が本日の祝意を貴本國に致されんことを。終りに臨んで高木常盤艦長并に將校各位の臨席を得たる光榮を感謝し、併せて多數來會者諸君と共に大英國の祝賀を頌つべし。

次に諸員起立の中に英國々歌の吹奏あり、畢つて服部知事の發聲にて、英國皇帝の萬歲を唱和し、次に主賓ヒツプは感謝の辭を述べ、更に語を續けて大日本天皇の萬歲を唱へ、會衆一同之に和せる後、立食の卓に就き、同七時三十分閉會せり。夫れより直ちに提灯行列を行ひ、總領事館に至りて、英皇并びに同皇后の萬歲を三唱して退散す。此大典記念として上記武德殿祝賀會列席者名簿を作り、之を印刷に付して其一部を英國皇室に捧呈し、其餘は會員各自之を分配せり。

水道擴張工事地鎭祭

明治四十五年一月水道擴張の端緒として、將に天王導水路隧道工事に著手せむとし、同月二十日天王・烏原の兩水源地に於て地鎭祭を擧行す。天王導水路とは天王取水場より梅谷を經て既成烏原貯水池に至る水路をいふ。當日午前十

時、湊川神社宮司林原吾以下數名の神官は、新に開鑿せられし天王谷水源池水門口に於て、嚴かに地鎭の祭典を行ひ、終りて烏原水源池奥なる事務所横手の廣場に設けし式場に移る。同式場には紅白の幔幕を繞らし、中央に眞榊神鏡を安置し、午後二時神戸地方裁判所長田丸稅稔、兵庫縣事務官折原巳一郎、同赤池濃、神戸稅關長齋藤重高、稅務署長久喜豐彦、其他前現市參事會員・市會議員・新聞社員・實業家等、五十餘名の來賓と共に、鹿島市長、乾・專崎兩助役以下各課長著席して式を擧げ、式後一同食卓に就き市長の挨拶及び田丸裁判所長の答辭ありて宴に移り、次で模擬店を開き、各自祝盃を擧げて午後四時散會せり。

市立圖書館開館式

明治四十五年二月十一日市立圖書館の開館式を擧行せり。由來本市には此種施設の見るべきものなく、只桃木武平の私設に係かる桃木書院ありしのみにて、市內有志者間には屢〻公立圖書館設置の急務を唱道するありしと雖、而かも未だ實行の機運に達せざりき。然るに桃木武平の其藏書を擧げて之を市の保管に托せんとするに及び、市當局者は茲に始めて圖書館設立の議を決し、四十四年九月相生町舊市廳舍に修繕を施こして、之を市立圖書館とし、十一月十日を以て

一般公衆の閲覧を開始し、翌四十五年二月其開館式を行へり。是日式場は同館樓上の廣間を以て之に充て、正面に壇を設け、階上の一部と階下の一部には幾多珍奇の圖書を陳列し來賓の觀覽に供へたり。午前十一時主客一同式場に著席し、市長鹿島房次郎先づ擧式を宣せる後、助役乾長次郎の開館經過報告あり。左の如し。

神戸市立圖書館開館經過報告

本館ノ設立ハ、客年三月神戸市會ニ於テ市立圖書館ノ創設ヲ可決セシニ基キ、館舍ハ舊市廳舍ヲ以テ之レニ充當シ、經費ニハ臨時費金貳千七百圓經常費金參千四百七拾圓ヲ豫算計上セリ。

是レニ因リテ市長ハ直ニ圖書館設置ノ手續ヲ了シ、四月十八日ヲ以テ兵庫縣知事ノ認可ヲ受ク。乃チ職員ノ任命ヲ請ヒ、市役所内ノ一局ニ於テ開館準備ノ事務ニ當ラシメ、一方館舍ノ修繕ヲ督シテ、九月五日之レカ竣工ヲ告グルニ至リ、職員ヲ此ニ移セリ。

開館ノ準備ハ、主トシテ圖書ノ分類排列目錄及カードノ編製、館内諸室ノ設備整頓等ニ在リテ、大略之レヲ了シ、公衆ノ入場ヲ許シ得ルニ至リ、十一月十日本

館ヲ公開ス。

是ヨリ前、本市ニ於テ獨力桃木書院ヲ經營シ來リシ同院主桃木氏ハ本館ノ設立ヲ聞クヤ、卽チ其書院ヲ閉鎖シ、所藏ノ和漢洋書中、約一千三百八十六冊及之レニ附隨セル書架書箱等、幾多ノ器具ヲ寄贈セラレ、又神戸實業協會ハ中出ノ一部トシテ金壹千圓ノ圖書購入費ヲ、船井長四郎氏ハ圖書三千八百四十四冊ヲ、梅本吉太郎氏ハ同五百十六冊ヲ、武藤山治氏ハ同四百十五冊ヲ寄附セラレタルヲ重ナルモノトシ、其他大方ノ篤志者ヨリ圖書ヲ初メ新聞、雜誌等ノ寄贈多ク、頗本館ノ光彩ヲ添ヘタリ。

本館開館後日尚淺シト雖モ、來館者ノ狀況ハ甚良好ニシテ豫想以上ノ成績ヲ示シ、日々平均約壹百七八十名ヲ算ス。　特ニ日曜祭日等ニ方リテハ、其數ノ多キ四百有餘ニ及ビ、尚時トシテハ多數ノ入場ヲ謝絕スルノ已ムヲ得ザル盛況ヲ呈シツヽアリ。　近々事務ノ整頓ト共ニ夜間開館ヲ實行シ、以テ來館者ノ便ヲ圖ラントス。

是レヲ本館開館前後ノ經過トナス。　終ニ臨ミ開館以後卽チ客年十一月十日ヨリ本年一月三十一日ニ至ルノ間ノ狀況ヲ一括スレバ、開館日數七十日間閲

覽人員總計壹万貳千貳拾參名、圖書二万四千四百有六冊ヲ出納シタリ。本館ノ職員司書以下五名而シテ現在和漢洋ヲ合シ無慮八千九百十二冊ノ圖籍ヲ收藏ス。

以上

明治四十五年二月十一日

次に市長鹿島房次郎左の式辭を朗讀す。

式辭

本日市立神戸圖書館開館ノ式ヲ擧クルニ際リ來賓各位ノ臨場ヲ辱ウシタルハ本職ノ深ク感謝スル所ナリ

抑モ人文ノ發達ヲ圖ラント欲セハ則チ先ツ國民敎育ノ道ヲ講スルコリ急ナルハ莫シ今ヤ義務敎育ノ機關ハ既ニ稍〻整ヒタルノ觀アリト雖モ青年敎育社會敎育機關ニ至リテハ施設ノ觀ルヘキモノ殆ト稀ナリ

惟フニ圖書館ハ此等敎育ノ缺陷ヲ補足シ併セテ其ノ發展ヲ助長スルニ缺クヘカラサルモノニシテ所謂人文ノ發達ヲ幇助スヘキ有力ナル機關タルコトヲ失ハサルナリ

我カ神戸市ハ圖書館設置ノ必要ヲ感スルヤ久シ然モ其ノ氣運ノ熟セサリシカ爲ニ此ノ要求ヲ充スコトヲ得サリシハ識者ノ常ニ遺憾トセシ所ナリキ幸ニ客年三月市會ノ協賛ヲ經テ之レカ設立ニ著手シ同十一月ニ至リテ經營全ク成リ次テ玆ニ開館ノ式ヲ擧クルニ至リタルハ洵ニ歡喜ニ堪ヘサルナリ本館ノ經營タル固ヨリ通俗簡易ヲ旨トシ而モ創始ノ時期ニ屬スルヲ以テ其ノ規模未タ大ナラス設備亦完カラサルモノアリ敢テ遽カニ其効果ノ顯著ナランコトハ期シ難カルヘシト雖モ幸ニ爾今倍〻朝野諸君ノ援助ヲ得館員亦奮勵努力シテ其業務ノ進捗發展ヲ圖リ尙且ツ一般市民ニ於テモ益〻之ヲ活用シテ本館設置ノ本旨ヲ閑却スルコトナクンハ庶幾クハ漸次理想的組織ニ接近セシメテ市民敎育發展ノ一助トナシ以テ本館有終ノ美果ヲ收ムルコトヲ得ンカ之ヲ式辭トス

明治四十五年二月十一日

神戸市長　鹿島房次郎

次に兵庫縣知事服部一三の告辭あり。大要左の如し。

余は神戸市に圖書館の必要を感せしは久しき以前よりにして常に此の事を識者に語れり。然るに昨年に至り機運は終に廻り來りて桃木書院の書籍寄

贈と爲り、茲に市立圖書館なるものが兎も角も出來するに至れり。而かも此程岸本家よりは三万圓の圖書館建築費の寄附ありき。茲に於て余は最も痛切に感ぜざるを得ざるものは、是等の寄附金を如何に使用するかに當り、余の考へにては先づ以て火災に耐へ得るの設備を緊要の事と爲す。翻つて只今市長の式辭に依れば、本館は通俗教育の普及を主とせるが如くなるが通俗教育を主とするに於ては該式の圖書館を各所に設くるの必要あるべし。然れども余は通俗圖書館と限るよりも、寧ろ所謂參考圖書館と爲すを可とす。而して圖書館の發達を期せんと欲せば、例を外國に見るも、多く富豪の奮發に俟たざるべからず。依つて神戸市の富豪諸君は大に奮發して、以て本圖書館の發展に盡力せられんことを希望す。又圖書館にしては出來得る限讀書子をして簡易に讀書し得る方法を講せざるべからず。即ち分類法其他カード等に就ても、絶えず新式を案出し、閲覧者の便を圖らざるべからず。云々。

次に神戸地方裁判所長田丸稅稔、兵庫縣教育會々頭鹿島秀麿、大阪府立圖書館長今井貫一等の左記祝辭及び其他來賓の祝辭朗讀あり。

田丸裁判所長祝辭

本日神戶市々立圖書館開館式ヲ擧ケラルヽニ際リ此盛式ニ列スルヲ得タルハ洵ニ光榮トスル所ナリ

夫レ學問ノ要ハ智能ヲ啓發シ之ヲ實地ニ活用スルニ在リ今ヤ文運隆昌教化殆ント普及セサル所ナシト雖トモ世ノ進運ト共ニ人事益繁劇ヲ加ヘ青年子弟一旦學業ヲ卒ヘテ一度實業界ニ立ツヤ各自其業務ニ忙殺セラレテ自ラ修學ニ遠カル者多キハ識者ノ夙ニ遺憾トスル所ナリ殊ニ我神戶市ハ商工業殷盛市民皆其業務ニ熱中狂奔日モ亦足ラサルモノアリテ學事ノ如キハ動モスレハ多ク之ヲ閑却セルモノヽ如ク從テ其施設經營不十分ノ感アリ然レトモ今ノ時ハ古ノ時ト異リ彼ノ商賣往來ヲ以テ商工家唯一ノ準繩ト爲ス可キノ時ニアラス況シテ貿易事業ノ如キニ至テハ時ニ文教ノ强力ニ賴リ廣ク世界ノ人意ノ趨勢經濟ノ狀態ヲ攻察シ日進月歩ノ商工業ノ實況ヲ詳ラカニスルニアラサレハ其機宜ヲ失ヒ措置ヲ誤リ到底優者トシテ立ツコト難カル可シ修學研鑽豈忽カセニシテ可ナランヤ

又我神戶市ハ四方商工業家ノ集合地ニシテ相競ヒ相爭ヒ各自只管事業ノ盡策ニ齷齪シ其經營ニ汲々タルノ結果道義ニ遠カルノ行動ヲ敢テシ延テ各人

ノ品性ヲ傷ケ遂ニ一般ノ習俗信用ヲ害スルコト無キヲ保セス之ヲ防止シ之ヲ矯正スル亦是文教ノ力ニ俟タサル可カラス

市當局者茲ニ見ル所アリ圖書館ヲ創設シ本日ノ佳辰ヲトシ其開館式ヲ擧ケラル、ニ至ル洵ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ自今以後我神戸市ハ貿易港タルト共ニ復文教ノ淵源港ト成ルコト蓋シ近キ將來ニ期待シ得可シ市民子弟タル者之ニ依テ智識ヲ開發シ精神ヲ陶冶シ以テ堅實ナル發展ヲ期ス可シ若シ夫レ之ヲ忘失センカ猶玉山ニ入リ手ヲ空ウシテ歸ルニ比シ豈學ハサル可ケンヤ豈進マサル可ケンヤ進ンテ取ラサル可ケンヤ

本館收ムル處ノ圖書書籍幾千百種館庫ニ山積セルモ未タ以テ足レリト云フ可カラス冀クハ先進富豪ハ倚ホ益之ヲ助ケテ增大ヲ期ス可ク否ラサル者モ亦其藏スル處ノ圖書書籍ノ片冊ヲモ茲ニ移送シ以テ本館ノ發達ト市民ノ幸慶ヲ增進セシメラレンコトヲ一言所感ヲ叙ヘテ以テ祝意ヲ表ス

鹿島兵庫縣教育會々頭祝辭

教育ハ文化ノ淵源ナリ之レ近世ノ文明國カ國法ヲ以テ教育ノ制度ヲ建ツル所以ナリトス我カ國亦夙ニ國民ノ教育ニ留意シ其制度典禮整然タルモノア

リ然レトモ未タ一般社會ノ敎育ニ對シテハ其施設ノ備ハラサルモノアルヲ遺憾トス近時朝野ノ識者コヽニ觀ルアリ社會敎育ノ振興ヲ計ラントシテ畫策ス國家將來ノ爲メ慶スヘキノ至ナラスヤ

我神戸市ハ夙ニ當局ノ鋭意畫策ニヨリ普通敎育ノ進歩ヲ以テ世ニ名アリ而シテ今ヤ亦圖書館ヲ設立シテ市民敎育ノ機關ヲ完備セラル誠ニ美擧ト云フヘシ希クハ一層設備ヲ完全ニシ益〻市民ノ敎育ヲ促進セラレンコトヲ祈ル神戸市立圖書館開館式ニ臨ミ一言以テ祝辭トナス

今井大阪府立圖書館長祝辭

品性ノ磨礱志行ノ修養知見ノ開達ハ一ニ皆讀書ヨリ來ル古今東西ノ大賢碩儒モ必ス此ニ之ヲ得タルニアラサルハナシ而シテ圖書館ハ世人ニ讀書ノ好機ヲ與ヘ學校敎育ノ及達セサル所ヲ補益シテ敎育ヲ完成スル者ナリ故ニ圖書館ハ其地ノ需要ニ應シテ便益ヲ圖リ市民ノ智德ヲ啓發シ都市ノ隆運ヲ翼助スルヲ以テ要トス顧念フニ神戸ハ古ノ務古ノ地茅海ヲ以テ太平洋ニ連リ瀨戸內海ヲ以テ支那海ニ通ス武庫ノ群山ハ巍然トシテ其後ヲ擁シ山海相迫ル處廛ニ一條ノ坦道ヲ存シテ東西諸國ニ通ス山水明媚ノ境內外交通ノ咽喉

ナリ神功ノ凱旋此地ニ於テシ唐船蠻舶ノ來往此地ニ於テシ平相國ノ以テ東ヲ制セントシ織田右府ノ以テ西ヲ御セントシタルモ皆職トシテ是レ之ニヨル慶應末年英米佛蘭四國ノ艨艟煙ヲ吐キテ神戸ノ開港ヲ促シテ茲ニ四十有餘年港内帆檣林立物貨輻輳泰西ノ文物ヲ輸入スルコト年一年ニ倍蓰シ街衢殷賑東洋屈指ノ一大通商場トナレリ殊ニ明治四十年築港ノ議定マリ九月工ヲ起シ爾來駸々トシテ其程ヲ進メ刻々竣成ノ期ニ近ツク實ニ近キ將來ニ於ケル海ノ都ニシテ市民ハ海ノ人ナリト謂フヘシサレハ今日開カル、圖書館モ亦海ノ圖書館トシテ宇内ニ雄視シ泰西ノ新思想新文明輸入ノ良港タランコトヲ望ム豈タ、個人智德ノ啓發ニ止マランヤ以テ祝辭トス

右終るや司書伊達友俊は文部大臣長谷場純孝、内務大臣原敬、東京市長尾崎行雄其他よりの祝電を披露し、畢りて答辭を述べ、最後に鹿島市長閉會を宣して式を撤し、夫より來賓一同は階下の食堂にて饗應を受け、午後一時退散せり。是日來賓は京都府立圖書館長湯淺吉郎、大阪府立圖書館長今井貫一、兵庫縣知事服部一三同内務部長折原巳一郎、兵庫縣教育會々頭鹿島秀麿神戸地方裁判所長田丸稅稔、及び當市知名の士松方幸次郎等約百五十名にして、松方幸次郎は此開館式を

祝して、金壹萬圓を寄贈せり。尙ほ同館にては是日午後一時より、前記京都府立圖書館長湯淺吉郞及び京都帝國大學教授內藤虎次郞同桑木嚴翼の三氏を聘して、諏訪山武德殿にて開館記念講演會を開き、翌十二日には館內にて古文書の展覽會を催し、一般市民の觀覽に供せり。

明治天皇大葬儀遙拜式

大正元年九月十三日明治天皇大葬儀當日に際し、本市は諏訪山武德殿にて遙拜式を行ひ、一般市民をして參拜せしめたり。是より先き、市は同遙拜式に關し、左の注意書を發す。

一遙拜式參列者は當日午後七時三十分迄に式場に到著のこと。
一遙拜式參列者服裝は男子紋付羽織袴若くは「フロックコート」、女子は白襟紋服若くは禮服洋裝とし、總て喪章を纏付すること。
一遙拜式次第書は式場に於て交付し、尙式場係員の案內により入場のこと。
一遙拜所には下足預り所の設備なし、(雨天の場合は此限にあらず)依て靴若くは草履を用ゆべきこと。
一式場滿員のため入場なり難き場合は、場外に於て遙拜のこと。

一遙拜所は遙拜式後一般參拜者のために存置し、遙拜式に參列し能はざりし向は、遙拜式後より午後十二時迄、十四日午前八時より午後十二時迄、十五日午前八時より正午迄に隨意參拜のこと。

遙拜所の設備としては、表門前左右に白張地に敬悼の文字を墨書したる提燈を掲げ、右側に「御大葬儀遙拜所」の木札を建て、表門には喪章を附せる國旗を掲揚し、黑幕を張り其中央を黑紐もて絞り上ぐ。式場入口も亦之に同じ。殿前庭上其他數箇所には庭燎を設け、殿内東側の一面に黑幕を張り、其中央部に西面して祭壇を設け、壇の周圍に白幔を掲げ、西面を絞り上げ、正面に白縁白糸編の御簾を垂れて鏡を懸け、其前に眞薦を舖き、玉串案及び燈臺一對を据ゑ、壇に向ひ右側を祭員席に、左側を會衆總代其他玉串奉奠者席とし、其周圍に葉附の竹を樹て注連繩を曳廻らして齋場と一般會衆席とを區畫せり。午後七時三十分撃柝を合圖に市長以下參列者入場し、左の順序によりて式を擧ぐ。

午後八時　祭員長(白袍冠卷纓)、祭員(淨衣烏帽子艶消シ)著床。

是より先手水の儀あり(此間奏樂以下同シ)

次に祭員長祝詞を白す。

次に祭員榊の枝を執つて齋場及び參列員を祓ふ。
次に祓具を撤す。
次に祭員長奉悼詞を奏す。
次に市長遙拜詞を奏す。
次に市長參列員を代表して玉串を奉奠す。參列員自席列拜(此時笙一管)。
次に祭員長玉串を奉奠す。祭員自席列拜(此時笙一管)。
次に各自退出。
市長の遙拜詞は左の如し。

維時大正元年九月秋將ニ闌ナラントシ金氣蕭々六合寂々タリ此宵
明治天皇陛下靈轜畏クモ千代田ノ殯殿ヲ發シ大儀ヲ青山ニ享ケサセラレ西
遠ク桃山ノ新陵ニ嚮ハセ給フ山河闇クシテ雲翳低ク普天ノ下率土ノ濱涕
泗涓テ雨ノ如シ伏テ惟ルニ
陛下允文允武神聖叡明ノ資ヲ以テ維新ノ宏謨ヲ恢興シ給ヒ盛德四裔ニ施キ
稜威八紘ニ輝ク寶祚四十有五年國運の隆昌前古比ナシ蒼生仰テ萬歲ヲ謳
歌シ俯テ昇平ヲ樂ム而シテ昊天斯民ヲ幸セス遽然トシテ聖魂穹空ニ登リ

龍體危篤ニ瀕シ給フ於戲哀哉
茲ニ今夕恭シク遙拜ノ式ヲ擧クルニ方リ臣房次郎齋戒沐浴シテ本市四拾有餘萬ノ蒼生ヲ代表シ誠惶誠恐虔テ卑詞ヲ奉ル伏テ願クハ
神靈赫灼長ニ神州ノ社稷ト黎民ヲ擁護シ給ハンコトヲ

大正元年九月十三日　　神戸市長　鹿島房次郎

遙拜所は十五日迄之を存置し、一般市民をして隨意參拜せしめたり。尙ほ此他市内各寺社幷に諸團體等の、十三日・十四日の兩日を以て、遙拜式を執行せるもの少からず。

明治天皇第一年式年祭遙拜式

大正二年七月三十日明治天皇第一年式年祭當日に際し、本市は諏訪山麓武德殿に於て遙拜式を擧行せり。是日式場の表門北側に御洗水場及び天幕張の事務所を設け、同殿内東方に西面して白木造の祭壇を設け、其左右及び後方の三面には白布を張りて壁代となし、正面に御簾を垂れ、注連繩を旋らし、壇の中央に御靈代の鏡を安置し、眞榊を供へ、神前稍〻離れたる場所に玉串案及び燈臺壹對を置きて左右に榊を供へたり。遙拜式は左の順序によりて執行せられ、生田神社宮

司後神秀運祭員長たり。
午前八時　第一柝　參列諸員著席。
同　八時三十分第二柝　祭員長祭員著席。
次に修祓。
次に祓具を撤す。
次に搴簾。
次に祭員長再拜拍手。
次に御饌を供す。
次に祭員長遙拜の詞を奏す。
次に市長玉串を奉奠し、遙拜の詞を奏す(參列者一同自席列拜)。
次に祭員長玉串を奉奠して拜禮(祭員一同自席列拜)。
次に寺院總代奉悼の辭を奏す。
次に各團體總代玉串を奉奠して拜禮。
次に祭員長拍手再拜。
次に一同退出。

式場は午後六時まで之を存置し、一般市民をして參拜せしめたり。市長の遙拜詞は左の如し。

遙拜之詞

嗚呼去年の今月今日愁雲暗澹として低く神州を覆ひ、中外億兆悲傷慟哭の裡に畏くも
明治天皇御登遐あらせ給ひしより早くも茲に裘葛を易ふ此日宮中權殿幷に
桃山御陵に於て莊重謹嚴なる祭典を擧げさせ給ふ伏して惟るに
天皇允文允武叡聖の資を以て維新の皇謨を恢興し給ひ盛德洋々六合を涵し稜威赫々八紘に輝く惠澤の霑被する所新附の民子來し餘烈の及ふ所東洋平和亦確保せられ國運の隆昌民業の殷賑前古比なし臣子思慕に堪へさるも豈に故なしとせんや嗚呼今や諒闇の期は即ち盡きたりと雖も南山萬壽の節こゝに絕え更彷徨として此典儀に逢ふの已むなきを悲み景仰の情轉た切にして敬弔涙雨の如し哀哉本日茲に虔んて清酌庶羞を具し御一周年祭の式典を擧くるに當り臣房次郎再拜潔清本市民一同を代表し誠恐誠惶遙拜の詞を奏し奉る

伏して冀くは
神靈赫灼徽囗等の鄙衷を享けさせられ長に社稷と黎民とを擁護し給はんこと
を

大正二年七月三十日　　　　　　　　　　　　神戸市長　鹿島房次郎

第二回貿易製產品共進會開會式

大正三年三月二十日神戸商工協會は第二回貿易製產品共進會の開會式を湊川遊園地同會場內にて擧行せり。是日農商務大臣山本達雄代理同省書記官四條隆英臨場す。構內中央の廣場に三個の大天幕を張りて式場に充て、其後方一段高き所に式壇を設け、通路を畫せる欄干には赤白の布を卷きて之に綠草を覆ひ、又式壇より縱橫に彩旗と万國々旗を引廻らして裝飾を施こせり。定刻午前九時三十分、號砲を合圖に、來賓幷びに役員出品人等無慮二千餘名著席、次に農商務大臣代理四條書記官は、本會總裁服部一三代理小島源三郎同會長鹿島房次郎の先導にて著席す。此時第四師團軍樂隊の國歌吹奏あり。終つて鹿島會長は出品目錄を小島總裁代理に呈し、次いで左の擧式申請書を朗讀す。

擧式申請

神戸商工協會は曩に貿易製産品共進會を開催して成効したり今亦其第二回の開催に當り不肖乏を會長の職に承く惟ふに本市は全國第一の貿易港なれは本會の開催地として最も優越なる地位に在り殊に本會の開催に對しては農商務省其他の深厚なる幇助と關係諸氏の熱心なる努力とに依り茲に豫定の設備全く成るを告く依て別冊出品目錄を呈し開會の式を擧けられんことを申請す

大正三年三月二十日　第二回貿易製産品共進會長　鹿島房次郎

次に總裁服部一三代理小島源三郎は總裁の已むを得ざる公務の爲め臨場し能はざる次第を述べし後左記總裁の式辭を代讀せり。

式辭

神戸商工協會の設立に係る第二回貿易製産品共進會諸般の設備成るを告け本日を以て開會の式を擧く惟ふに有無を通するは海外貿易の本旨にして商貨を盛にするは國家厚生の大道なり商貨の花なくして豈貿易の實を結よを得んや本會は見を此に起し去る明治四十四年第一回を開き多大の効果を收め今回更に第二次の擧を見るに至れり而して其陳列品の新奇なる精巧なる

遙に前日に優るは言を俟たす其開會の如きも從來の如く偏に官家の奬勵に出つるものと大に其趣を異にし專ら民間有志者の企畫に成り會場諸般の準備一も遺漏なく本日の盛儀を見るは何の喜ひか之に加かん是悉皆關係諸氏か熱誠の結果にして獨立自助の精神に胚胎せしものに外ならす時陽氣正に囘り百花次を逐うて其芳姿を呈せんとす希くは本會は春花と其盛を一時に競ひ他日其秋實を永遠に收められんことを是を式辭とす

大正三年三月二十日　第二回貿易製產品共進會總裁

兵庫縣知事正三位勳一等　服部一三

次に四條農商務省書記官の左記農商務大臣の告辭の代讀あり。

告辭

神戸商工協會主催第二回貿易製產品共進會開會式に際し聊か所思を述ふることを得るは本官の欣幸とする所なり惟ふに產業の發達を圖り貿易の隆盛を晝するは我國方今の狀勢に於て最も緊要の事項なり是れを以て政府は常に之か方策を講し自ら施設する所に於て努めて遺漏なからんことを期すると共に亦當業者の自疆自奮に俟つて其成果を收めんことを望むや切なり神

戸商工協會は曩に本邦主要の貿易港たる當市中に於て第一回貿易製產品共進會を開催し今又茲に規模を擴張して其第二回を開設し更に大に產業の振興と貿易の發展とに資せんとす洵に適切なる施設と謂ふへし希くは諸氏一層奮勵して本會の目的を達するに努めんことを一言以て告辭と爲す

大正三年三月二十日　　農商務大臣　山本達雄

之に次いで濠洲貿易事務官サッターの英語演說、本縣會議長桑田房吉、神戶商業會議所副會頭田村新吉、大阪金物同業組合長高尾定七等の祝辭朗讀あり。終つて神戶商工協會長瀧川辨三幷びに出品人總代森田金藏の左の答辭あり

答辭

本會曩に貿易製產品共進會を開催したるに農商務省其他より多大の賛助を得意外の成効を博したり今や御大典の擧行を記念する爲め其の第二回を開催するに方りても亦前回と同しく各方面より多大なる補助を受け茲に開會の式を擧くるに至れり惟ふに貿易界の趨勢は斷えす變化し需要供給の關係も亦刻々に移動す本會の斯擧敢て此間の消息を察するに足らすと雖も亦以て其一斑を知るに足らんか不肖主催者たる神戶商工協會の代表者として茲

を承け微力自ら揣らす此擧を企つ汎く一般の援助を求むるにあらされは大成を期することを得す玆に開會の式を擧くるに方り一言蕪辭を述ふ

大正三年三月二十日　　神戸商工協會長勳六等　瀧川辨三

答辭

第二回貿易製產品共進會は豫定の設備全く整ひ本日玆に開會式を擧行せらるゝに方り內外紳士の來臨を辱うし且つ大臣閣下の告辭を賜ふ何の光榮かこれに如かん惟ふに外國貿易は國家富疆の依て繫る所にして之か發展を圖るは刻下の一大急務なりとす去れは吾等出品者たるもの奮勵努力以て大臣閣下の告辭に背かさらんことを期す謹て答辭を呈す

大正三年三月二十日　　出品人總代神戸貿易業組合長

森田金藏

次に鹿島會長は農商務大臣代理以下來賓各位の臨場を感謝して閉會の旨を告げ、參列員一同は主催者役員の案內にて會場を巡覽せる後、場內各所の模擬店に就きて祝杯を擧げたり。同日の來賓中の重なるは、四條農商務省書記官を始めとして、香川京都府商工課長、大森京都市助役、脇本大阪府商工課長、吉田大阪市商

工課長、堀姫路市長等二十餘名、市内に在りては小島内務部長・野中税關長・今村地方裁判所長・末永檢事正・各國領事、其他縣市區會議員實業家等なりき。市は本會の趣意を賛して、其經費中に金五萬圓を補助せり

昭憲皇太后大葬儀遙拜式

大正三年五月二十四日昭憲皇太后大葬儀當日に際し、本市は諏訪山武德殿に於て遙拜式を擧行せり。齋壇をば殿内東側に西面して之を設け、其前方に玉串案を置き、南側の注連繩に沿ひて、神職代表者・内外婦人・領事總代・居留外人總代及び新聞記者席とし、又北側の注連繩に沿ひて、各宗僧侶代表者・市會議長・官吏總代・高等官・市參事會員・商業會議所會頭・各區會議長等の席を設け、市長と祭員長とは齋壇に接近して相對し、後方一圓をば一般會衆の席に充てたり。遙拜式は左の式次によりて執行せられ、生田神社宮司後神秀運祭員長たり。

午後七時三十分(第一柝)

參列者入場。

午後八時(第二柝)

祭員長以下祭員入場此間奏樂)。

市長・玉串奉奠者市會議長・官吏總代・領事總代・商業會議所會頭・市參事會員・各區會議長・居留外人國際委員會頭・居留外人總代・婦人團體總代入場（此間奏樂）。

次に修祓。

次に御簾を搴ぐ（此間奏樂）。

次に祭員長奉悼詞を奏す。

次に市長遙拜詞を奏す。

次に神職僧侶各代表者奉悼詞を奏す。

次に市長玉串を奉りて拜禮參列員一同自座列拜（此間笙一管）。

次に祭員長玉串を奉りて拜禮、祭員一同自座列拜此間笙一管。

次に各團體總代（市會議長・官吏總代・領事總代・商業會議所會頭・市參事會員各區會議長・居留外人國際委員會頭・居留外人總代・婦人團體總代）玉串を奉りて拜禮。

次に祭員長再拜拍手。

次に各退出（此間奏樂）。

以上

市長の朗讀せる遙拜詞は左の如し。

嗚呼伏見桃山ノ御陵土未タ乾カス天象慘ミ地物悲ムノ秋ニ方リ重ネテ茲ニ

昭憲皇太后ノ御大喪ニ會フ微臣等震駭悲痛措ク所ヲ知ラサルナリ

恭シク惟ミルニ

皇太后陛下聖貞聖淑ニシテ至仁至慈坤德格ラサルナク克ク叡聖文武ナル

先帝ヲ扶ケテ無前ノ鴻業ヲ成サセタマヒ懿訓百世ニ播キ惠澤四海ニ洽シ中外瞻仰億兆欽慕セサルナク齊シク寶壽ノ無疆ヲ祈リ奉リシニ今ヤ香風幽明ヲ隔テ宸駕囘シ奉ルニ由ナシ嗚呼哀哉

本日代々木葬場殿ニ於テ御大葬式ヲ行ハセタマフニ方リ本市モ亦茲ニ虔ミテ遙拜ノ式ヲ擧ケ臣房次郎齋戒潔淸市民一同ニ代リ誠恐誠惶敬悼ノ忱ヲ表シ奉ル伏シテ冀クハ

神靈赫灼微臣等草莽ノ鄙衷ヲ享ケサセタマハンコトヲ

大正三年五月二十四日

神戶市長　鹿島房次郎

式場は向ふ三日間之を存置し、一般市民をして參拜せしめたり。是日諸學校を

始め各寺院等に於ても、奉悼式を執行せるもの多かりき。

第二回貿易製産品共進會閉會式

大正三年五月二十八日第二回貿易製産品共進會閉會式の擧行あり。定刻午後二時總裁服部一三以下役員及び來賓出品人等一同著席し、會長鹿島房次郎の式辭朗讀に次ぎて、總裁服部一三の告辭及び市長鹿島房次郎の祝辭あり。最後に出品人總代瀧川儀作の答辭ありて、同二時三十分式を撤せり。鹿島會長の式辭、服部總裁の告辭及び出品人總代の答辭等左の如し。

鹿島會長式辭

第二回貿易製産品共進會は本日を以て豫定の會期を終へ茲に閉會の式を擧くるに至れり抑も本會は出品點數十五萬を超え且つ御大典を擧行せらるへき豫定は一變して不幸國喪に際したるも尙克く五十萬に垂んとするの觀覽者を得たるは一に本會開催の趣旨か一般に周知せられたるに因ると雖も抑も亦總裁閣下の指導と關係諸氏の努力との結果に他ならす不肖乏を會長の職に承け無事會期の終了を告け茲に閉會式を擧くるを得たるは深く感謝に堪へさる所なり擧式に臨み一言以て式辭とす

服部總裁告辭

本會開會間も無く皇太后陛下の御大喪に遭遇し國民悲痛の結果本會前途如何を氣遣はれたるも會長以下協贊會諸氏の熱誠なる努力に依つて可なりの盛況を呈し我貿易の發達產業の振興に多大の効果を收め茲に無事閉會の式を擧行するに至り　は余の最も欣喜に堪へさる所なり本共進會の如きは單に婦女子の遊覽に供すへきに非らす之に依て大に商工業の發達を促進すへきは論を俟たす閉會に當り本會出品物の審査の結果に鑑み將來の發展努力を希望するや切なり

瀧川出品人總代答辭

第二回貿易製產品共進會は茲に豫定の會期を終へ本日を以て閉會の式を擧けられ總裁閣下親しく高論を賜はる誠に感激の至りに堪へす惟ふに貿易の發展を策するは國家の急務にして本會開催の趣旨亦之に他ならさるへし是れ洵に總裁閣下並に關係諸氏の著眼せられたる所にして某等出品人たるもの丶私かに感謝する所なり去れは自今益〻奮勵以て本會開催の趣旨に背かさらんことを期す一言以て答辭とす

同會々期中卽ち三月二十日より閉會當日に至る七十日間に於ける成績の大要左の如し。

出品區域	一道・三府・四十縣・臺灣・朝鮮・滿洲
出品點數	十五萬九千五百六十七點
其價格	二十三萬九千二百八十四圓五十三錢三厘
出品賣却點數	三萬九千六百十一點
其價格	三萬五百七十二圓三十四錢九厘
觀覽人員	四十六萬二千七百十七人

經費決算

收入	十七萬三千四百二十圓十三錢
支出	十六萬三千五百二十七圓七十六錢

水道擴張地鎭祭

大正三年六月十四日午前十一時千苅水源地に於て晴雨を論ぜず本市水道擴張地鎭祭を行ふに決せしに、前夜來雨摸樣にして頗る憂慮の因となりしが、幸にして當日好天氣なるを得たり。來賓送迎の爲め、豫め用意せる臨時特別列車は

午前八時五分神戸驛を發し、沿道各驛の來賓をも收容して、十時十二分阪鶴線道場驛に著すれば、來賓はこれより下車し、千苅川に沿ひて作れる新道を徒歩し祭場に至る。 祭場は天幕張にて之に瀟洒たる裝飾を施こし、地に淸砂を布き、上座に神籬を建て、中央に眞榊を齋き祀り、午前十一時道場村春日神社々掌谷守之松齋主として祭典を行へり。 其式次左の如し。

第一號報　諸員著座。

修祓。

副齋主降神ノ詞ヲ白ス（此間奏樂）。

神饌ヲ供ス。

齋主祝詞ヲ奏ス。

市長玉串ヲ奉奠ス。

齋主玉串ヲ奉奠ス。

市會議長・技師長其他參列員玉串ヲ奉奠ス。

神饌ヲ撤ス（此間奏樂）。

地鎮祭行事。

副齋主昇神ノ詞ヲ白ス(此間奏樂)。

齋主祭員其他一同退出。

第二號報　食堂開始。

一同食堂に入れる後、席上市長鹿島房次郎の挨拶あり、次に來賓總代として兵庫縣內務部長小島源三郎の答辭ありて閉會し、午後三時四十五分道場驛發特別列車にて歸途に就けり。是日來賓の重なる人々は、服部知事代理小島內務部長を始め、武庫・川邊・有馬の三郡長幷びに各町村長、縣市會議員等、總計百八十七名なりき。

青島陷落祝賀會

大正三年十一月七日午後六時三十分市主催の下に青島陷落祝賀會を湊川公園にて擧行せり。會する者數萬、市長鹿島房次郎代理助役乾長次郎登壇、簡單に青島陷落の祝辭を述べたる後、我青島攻圍軍司令官、內閣總理大臣及び陸海軍大臣に宛て發送すべき左記祝電を決議し、直ちに鹿島市長の名を以て打電したり。

祝電

我忠勇ナル陸海軍士ノ奮鬪ノ結果ニヨリ青島陷落ノ公報ニ接シ欣喜ノ至リ

ニ堪ヘズ茲ニ神戸市民ヲ代表シテ謹ンデ祝賀ノ意ヲ表ス

右終るや、乾助役の發聲にて天皇皇后兩陛下萬歲、幷びに日本帝國及び攻圍軍の萬歲を唱和し、次に英國總領事フォースターの日本語にて日本天皇皇后兩陛下萬歲と大呼するや、會衆は再び之に和し、式を撤せる後は、直ちに提燈行列を行へり。

昭憲皇太后第一年式年祭遙拜式

大正四年四月十一日昭憲皇太后第一年式年祭當日に際し、本市は諏訪山麓武德殿にて遙拜式を擧行し、殿内東側に西面して白木造りの祭壇及び神籬を設け、注連繩を張る。生田神社宮司大和田貞策祭員長たり。遙拜式の次第左の如し。

午前九時三十分第一柝。

參列者入場。

午前十時第二柝。

祭員長以下祭員入場此間奏樂。

市長各團體總代入場此間奏樂。

次に修祓。

次に御簾を搴ぐ(此間奏樂)。
次に御饌を供す(此間奏樂)。
次に祭員長奉悼詞を奏す。
次に市長玉串を奉り拜禮、遙拜詞を奏す。　參列員一同自座列拜(此間笙一管)。
次に祭員長玉串を奉りて拜禮。　祭員一同自座列拜(此間笙一管)。
次に各團體總代(神職・教導職・僧侶・官吏總代・領事總代・縣市會議長・市參事會員・商業會議所會頭・各區會議長・居留地外人國際委員會頭・居留外人總代・婦人總代)玉串を奉りて拜禮。
次に祭員長再拜拍手。
次に各退出(此間奏樂)。
以上

市長鹿島房次郎の朗讀せる遙拜詞左の如し。

嗚呼去年ノ今月今日愁雲神州ヲ蔽ヒ億兆慟哭ノ裡ニ畏クモ昭憲皇太后御登遐アラセタマヒシヨリ早クモ茲ニ裘葛ヲ易フ本日宮中權殿及伏見桃山東陵ニ於テ莊嚴ナル祭典ヲ擧ケサセタマフ伏シテ惟ミルニ

皇太后聖貞聖淑ニシテ至仁至慈、克ク叡聖文武ナル　先帝ヲ扶ケテ無前ノ鴻業ヲ成サセタマヒ懿訓百世ニ播キ恵澤四海ニ洽シ中外ノ欽仰億兆ノ景慕豈故ナシトセンヤ嗚呼今ヤ諒闇ノ期ハ則チ盡キタリト雖モ髣髴トシテ玉姿ヲ天ノ一方ニ瞻望シ彷徨トシテ此ノ典儀ニ逢フノ已ムナキヲ悲ミ景仰ノ情更ニ切ニシテ敬弔涙雨ノ如シ哀哉

本日茲ニ虔テ清酌庶羞ヲ具シ　御一周年ノ式典ヲ擧クルニ方リ臣房次郎齋戒沐浴本市民一同ヲ代表シ誠恐誠惶遙拜ノ詞ヲ奏シ奉ル伏シテ冀ハクハ

神靈赫灼臣等ノ鄙衷ヲ享ケサセラレ長ニ社稷黎民ヲ擁護シタマハンコトヲ

大正四年四月十一日　　神戸市長　鹿島房次郎

式後一般市民をして隨意に參拜せしめたり。尚は市内各學校各神社寺院等にても、是日午前九時より遙拜式を執行せり。

即位大典祝賀式

大正四年十一月十日今上天皇即位大典の擧行に際し、本市にては市名譽職及び吏員一同市役所正廳に參集して、天皇陛下の萬歳を三唱し、拜賀式を擧げ、尋いで臨時市會を開き、滿場一致を以て左記賀表を可決し助役乾長次郎は翌十一日

市長代理として之を捧持し京都皇居に伺候捧呈　て天機を奉伺せり。

賀表

繼天建極莫非列聖明規立憲臨民洵是興王懿範爰擇吉日昭遵舊章海岳呈祥神人咸孚臣房次郎誠歡誠喜頓首恭惟
天皇陛下賴萬世一系之神靈陟天壤無窮之寶位允文允武纘
先帝之宏圖迺聖迺仁弘中興之偉業北懷鰈域南撫臺疆耀乾威而靑島乞降覃仁澤以闔東霑化猗嗟盛哉昌哉偉矣美矣抑聞歐洲兵爭經歲未熄國家亦在宣戰中億兆同心君民一體外振武衛內修政刑而與國使臣梯航來聘齊列盛典共頌太平豈惟神國之壯觀蓋東洋之丕績自古以來卽位之典未曾有盛乎今日者也臣叨奉職神港當貿易通商之衝仰思盛事無任抃躍欣幸之至謹奉表陳賀以聞神戸市長
臣鹿島房次郎誠歡誠喜頓首謹言

尙ほ十日より十七日迄、市役所正廳に奉賀名簿を備へ、市民をして之に署名せしめ、十八日兵庫縣廳を經て之を宮內大臣に進達せり。　而して此大典の奉祝を機とし市の企畫せる事業左の如し。

一、天皇陛下へ銀製地球儀壹個　皇后宮へ乾漆春日卓壹脚獻上。

これは乾助役之を捧持し、十二日東京赤阪離宮に出頭し、獻納の手續を了せり。

二、市内各神社に記念神鏡の奉納。

三、十日より十七日迄、市廳舍及び海岸遊園地にイルミネーションの施設。

四、大典奉祝會の事業。

大典擧行の議決定せらるゝや、市會は六月二十八日委員二十一名を擧げ、七月二日第一回委員會を開き、神田兵右衞門を委員長として協議の末、神戶商業會議所より十二名、神戶實業協會より二十名の委員を選定せしめ、之と聯合して奉祝方法を定むることゝなり、同月二十二日市役所に於て委員總會を開き、十八名の原案起草委員を設け、委員等數回會合して、委員・市會議員・市參事會員等を發起人とし奉祝會を組織するに決し、奉祝の方法を左の如く定めたり。

一、各戶ニ一定ノ國旗提燈ヲ揭ゲ、幔幕ヲ所有シアル者ニハ之ヲ張ラシメ、其他相當ノ裝飾ヲ施シテ祝意ヲ表スベキ旨ヲ全市ニ注意スルコト。

二、花電車ヲ運轉セシムルコトヲ交涉スルコト。

三、晝夜煙花ヲ打揚グルコト。
四、旗行列提燈行列ヲナス團體ニハ相當ノ便宜ヲ與フルコト。
五、各神社ニ定例ノ祭式ヲ執行スルノ外、祭典ノ行事ヲナスコトヲ交渉スルコト。
六、各町ハ祭禮提燈ヲ街頭ニ揭ゲ、市民ハ氏神ニ參拜奉祈スベキコトヲ全市ニ通告スルコト。

此案は八月十日委員總會の可決する所となりたれば、市は其補助として金五千圓を支出せり。斯くて同會は大典擧行の當日、上記奉祝方法を勵行せるのみならず、記念として市內各小學校兒童に紅白鏡餅料千九百餘圓を寄贈し、貧民三千餘人に對して一人白米一升の割合を以て配與し、十七日には其最終の催しとして、縣立高等女學校々庭神戸市賜饌場跡に於て、神戸市大典奉祝宴會を催せしに、會する者約千五百名を算し、頗る盛會なりき。

立太子式祝賀會

大正五年十一月三日立太子式擧行の當日には、本市名譽職員及び市吏員一同午前九時市役所正廳に參集し、萬歲を三唱して拜賀式を行ひ、亦臨時市會は左記

賀表及び賀箋を議決し、即刻宮內大臣及び東宮大夫へ宛て捧呈せり。

賀皇太子册立表

臣聞聖德承天周易取象飛龍元良守器范經擬諸監國爰擇良辰大具典禮昭告祖宗遺靈以徵神人交感普天之下謳歌載塗率土之濱抃舞盈巷豈惟社稷長計之美實是邦家太平之基 臣房次郎誠懽誠喜頓首頓首伏以
天皇陛下剛健中正聰明叡知夙遵典範之新制纘護訓乎既往遂擴皇儲之舊儀揚休光於將來考之前史幾罕匹儔垂之後昆莫非貽厥群臣就位百司分班頌聲起於紫閣倫讌開於豐明笙鼓管籥宮商迭和麟鳳龜龍飛走爭臻瑞雲靉靆深籠九重之天祥氣汪洋遠溢四海之外 臣聞東宮立坊既載令典中世式微或廢或興逮 先帝撫極廼編憲章皇華旺盛丰脩聿定陛下纘其緒以致今日之隆昌大八洲之民孰不感激驩奔以祝聖運之無疆哉神戶市長 臣鹿島房次郎誠懽誠喜頓首頓首俯伏闕廷
謹奉表以聞

賀皇太子册立箋

臣房次郎誠懽誠抃稽首頓首恭惟
皇太子殿下英資天挺德器日升維武維文克岐克嶷養正儲宮就業國校武道優武

而有赫々之威文如周文而見綿々之孝仁慈之德聞於遠邇勇毅之風著於華夷吉月良辰玆正震位寳文玉冊儼主居壺切之劍菊花之章出龍樓而參朝馳鶴駕而告廟 臣聞皇祖創業垂統天壤之運明於神誥列聖守成布治瑞穗之州載千祀洵地靈人傑忠義根乎天性風美俗淳孝敬本於自然蓋雖有隆替未曾世無循環戊辰中興實恢復天業明治新政彌伸張帝猷北撫滿洲南鎭臺島卓立於東海之表抗衡於西歐之衢皆是 先帝 今上德化之所及莫非皇祖列聖威靈之所存殿下旣覩風縣郡問俗里閭審山河之形勝知家國之得喪繩武之念逾深思齊之心益厚施之有政見厥殊勳匪唯日域之慶抑亦亞洲之光神戶市長 臣鹿島房次郎誠懽誠抃稽首頓首

謹奉箋陳賀以聞

同日諏訪山武德殿にて催されし官民合同の祝賀會には、會する者數百名、午前十一時市長鹿島房次郎の挨拶に次いで、君が代の奏樂あり。 次に立太子禮奉祝歌の吹奏あり。 畢つて海軍中將勝田四方藏の發聲にて天皇陛下萬歲を唱和し西部鐵道管理局長野村彌三郎の發聲にて皇太子殿下萬歲を三唱せる後、立食の宴に移り、席上記念杯を分配して正午十二時式を撤せしが、夜市民各團體の提燈行列あり。 尚ほ一般市民をして奉賀の意を表するを得しめむが爲め、十一月一日

より三日間市役所正廳に奉賀名簿を備へて、之に署名せしめしこと卽位大典の時に同じ。

水道擴張通水披露會

大正六年十一月四日本市水道擴張通水披露會を上ヶ原淨水構場にて開催せり。開催に先だち十月二十四日市長の發せる招待狀左の如し。

金風白露の好季節に候處愈御清穆奉欣賀候陳は本市水道擴張工事も追々其工を進め茲に一部の通水を見るに至り候段偏に御援庇の賜と深く感謝致し候就ては來る十一月四日午前十一時（晴雨不論）武庫郡甲東村上ヶ原淨水構場に御貴臨を請ひ工事の實況御高覽相願度何卒萬障御繰合せを賜はらは洵に光榮に存候先は御案內迄申上候　敬具

追て當日は單に工事實況御高覽に供候義に付何卒平服にて御來臨被下度候次に準備都合も有之乍御手數御諾否の點十月三十日迄に御回報相煩はし度候

尙又御來場の節には入口受付係に此狀御渡し被下度候

是日朝來大雨なりしも、神戶・川邊・有馬・武庫・各地よりの來賓陸續として至り、先づ

場內模型室にて水道全局及び千刈堰堤の模型等を見、又構場內の濾過池・調整池・源水池等を巡覽せしが、此間餘興として煙花數十發の打揚あり。定刻午前十一時に至り第一振鈴にて模擬店を開き、午後零時三十分、第二振鈴にて食堂を開き、主客席定まるや、市長鹿島房次郎の左の挨拶あり。

本日は雨天の所、尙且つ遠路にも拘らず態々斯く多數の御來臨を得たるは洵に光榮とする所なり。折角の會日に雨に降らるゝは遺憾の極みなれど、祝賀の目的物が水道なるより見れば蓋し何かの善兆なるべし。曩に神戸市が水道擴張工事を起してより以來些の手違なく豫定の通り進捗し、既に一部の通水を見るに至り、玆に披露の小宴を催すを得るもの、固より管掌吏員の努力の結果にも有る可けれど、亦各位の直接間接の御同情に負ふ所尠なからずと深く感謝する所以なり。尙擴張工事の全部の竣工は大正八年三月に在り、一層各位の御助力に待つこと多大なれば玆に本日の內祝を機とし、今後も從來同樣の御援助により、目出度竣工せしめられん事を祈る次第なり。

次に縣會議長西村隆治の祝辭、市會議長太田保太郎の謝辭あり、終つて宴に入り、午後二時三十分散會せり。是日來賓は貴族院議員服部一三、同瀧川辨三西部鐵

道管理局工務課長遠藤藤吉以下、市選出各代議士・本縣會議長・同參事會員・同高等官・大阪京都兩市水道課主事・同技師・關係郡市長・當市會議長・新舊市會議員・各學職・沿道區長・同町村長等總て二百名なりき。

市立屯田療養所開所式

大正七年十月一日市立屯田療養所開所式の擧行あり。是より先き、大正四年七月市は內務大臣の命により本療養所を設置することゝなり、其敷地として夢野村字頓田山より上南谷に亙れる面積七千九百七十九坪四合の山林地幷びに隣接の市有地を選定し、五年九月位置設定の認可を得十月市會の決議を經て該敷地の買收を了し六年九月始めて建築工事に著手せしが、期年にして土木工成り諸般の設備も亦整頓し、茲に開所式を擧ぐるに至れるなり。療養所の建築は總建坪六百八坪、全部木造瓦葺平家建にして、事務室・病室・隔離病室・食堂配膳室及び浴室・治療及び研究室・汽罐及び消毒室・看護婦宿舍・動物飼養室・靈拜室・娛樂室・賄所等に分たる。此工費金拾參萬六千九百參拾五圓五拾壹錢を要したり。

是日秋雨を衝いて臨場せる人々は內務省防疫課長內野仙一、大阪刀根山療養所長有馬頼吉、本縣衞生課長澄川議三郎、縣會議長西村隆治、神戸市會議長太田保

太郎、神戸市醫師會長山本治郎平、縣立神戸病院副院長西廣吉等約二百名にして、本所長天兒民惠同副所長前田三郎の案内にて各室を巡覽せる後定刻午前十一時二十分前庭なる天幕張の式場に入る。　市長鹿島房次郎左の挨拶をなせり。

曩に内務省にては東京・大阪及び當市の三都市に向つて結核療養所建設の命令を發したり。　茲に國家及び市と共同の下に事業を遂行するに決し、大正五年中に設立すべき豫定なりしも、敷地の選定が問題となり、折衝に多數の日子を費したる結果、今日まで遲延したるは寔に慚愧の至り也。　本院は全く施療本位にして、治療の資力なきものに限り收容すべきものにて、内務省にては當初堀立小屋にて可なりとの方針なりしに拘らず斯る立派なる建物の落成を見たるは國家の爲慶ぶべきことなるが、斯は全く諸君御盡力の賜に外ならず。されば猶今後一層の御援助あらんことを乞ふ。

次に内野内務省防疫課長の祝詞演説、天兒本療養所長の挨拶、及び太田市會議長・山本醫師會長・有馬大阪刀根山療養所長等の祝辭ありて午後一時閉會せしが、翌二日には市内開業醫藥劑士・衞生組長・同組合員等の縱覽を乞ひ、三日には一般市民の參觀を許せり。

中央公設市場開場式

大正七年十一月四日湊川勸業館樓上にて中央公設市場の開場式を擧ぐ。來賓は本縣知事清野長太郎以下、各官衙長・縣會市部議員・市會議員・區會議長・學校長・商業會議所議員・衞生組長及び出品指定商人等約五百名にして、午前十一時三十分一同著席するや、市長鹿島房次郎は左の挨拶を述べたり。

公設市場は市內及縣下各富豪有志の寄附金の一部を以て設立したるものにて、之に對し清野知事の盡力一方ならざるものあり、而も此種市場の經營は他の都市の其れに見るに、極めて困難なるものなれば、今後益々來會者諸君の御援助を請ふ。　云々。

之に對し清野知事は來賓一同を代表して、

吾等地方官監督の地位にある政府が、近頃簡易食堂並に公設市場設置に關し、吾等に就きて頻りと參考材料を得つゝあるが當市は市理事者並に市會議員諸君の決議に依り、最も敏速に斯の如き市場を開設したることは吾人の切に誇りとする所にして、且つ神戶市政開始以後特筆大書すべき新事業なり。　云々。

と述べ、次で商業會議所副會頭菅音次郎は同會頭田村新吉の祝辭を代讀す。右終つて式を閉ぢ宴に移り、午後一時散會せり。東部公設市場も亦此日を以て開場式を擧げたり。

聯合國對獨休戰條約成立祝賀會

大正七年十一月十一日聯合國對獨休戰條約成立の報あるや、市は神戸商業會議所と聯合し十三日東遊園地にて祝賀會を催し同時に本邦駐剳の英・佛・伊・白・支那各聯合國大使公使及び米國大統領・倫敦・巴里・羅馬各市長に宛て祝電を發し、式後大提灯行列を行ひ、聯合國各領事館を歴訪し、湊川神社に參拜して解散せり。次いで二十六日には知事・市長・市會議長及び商業會議所會頭主催の下に、再び市駐在聯合國及び中立國正副領事幷びに重なる在神聯合國外人を主賓とし、東遊園地にて祝賀會を擧行せり。當日は同遊園地中央に一張二百五十坪の大天幕三個を張りて式場に充て、周圍に紅白の幔幕を繞らし、正面中央に約二間に亙る欄干附の式壇を設け、杉の綠葉と七彩の萬國々旗とを以て裝飾せり。かくて定刻午前十一時三十分、主賓約二百名及び當市官民三千三百有餘名式場に著席し、商業會議所副會頭本多一太郎先づ開會の辭を述べ、次ぎて第四師團音樂隊及び

三越音樂隊の國歌吹奏の後、市長鹿島房次郎は市民を代表して左の祝辭を朗讀せり。

祝辭

神戸市民茲に相會シ我親善ナル聯盟各國ノ來賓諸君ト共ニ休戰條約成立ノ祝觴ヲ擧ケ極リナキノ喜ヲ頒ツ何等ノ欣懷ソヤ顧ミレハ五星霜ノ長キ妖雲低ク歐洲ノ野ニ垂レテ砲煙彈雨ノ慘禍實ニ忍ヒサルモノアリシニ忠勇武烈ナル聯合軍ノ將士克ク其ノ不屈ノ精神ヲ發揮シテ遂ニ頑強ナル敵國ヲ壓服シ光輝赫々タル成果ヲ收メタリ萬民甫メテ平和ノ曙光ヲ仰キ列邦齊シク靖明ノ惠福ヲ享ケントス正義ヲ思フ者人道ノ爲誰カ之ヲ慶シ之ヲ賀セサランヤ吾人ハ崇高ナル目的ノ下ニ具サニ辛慘ヲ嘗メテ奮鬪努力シタル聯盟諸國民ノ上ニ恒久的隆運ノ到來センコトヲ熱望シテ息マサルノミナラス今回ノ如キ戰禍カ復ヒ世界ノ何地ニモ勃起セサランコトヲ希フ茲ニ神戸市民ヲ代表シ滿腔ノ衷誠ヲ捧ケテ祝賀ノ意ヲ表ス

大正七年十一月二十六日

神戸市長　鹿島房次郎

次に英國總領事フォースターの祝辭朗讀あり、大要左の如し。

本領事か在神聯合國並に中立國各領事並に同外國人を代表して此盛大なる式場に立ちて祝辭を述ふることは本職の最も光榮とする處なり五星霜の長きに渉りて戰禍に堪へて茲に光榮ある休戰の條約を遂けたることは同慶の至りに堪へす惟ふに聯合諸國か中歐同盟國を敵となしたるは正義人道の爲めにして今日諸君と共に世界の爲め祝福至極のことなり而も神戸市民諸君か斯の如き熱誠なる祝賀會を開催され其の席に列し得たる我等は欣喜限りなき所なり茲に滿腔の喜悅を捧けて祝賀の意を表す

鹿島市長の發聲にて天皇皇后兩陛下の萬歲を、清野知事の發聲にて聯合國各元首及び大統領閣下の萬歲を、市會議長太田保太郎の發聲にて聯合軍の萬歲を三唱し、終りて式を撤して宴に移り、會場を開放して手品・落語・二輪加・手踊等の餘興を催し、市民一般に觀覽せしめたり。なほ市は祝賀の爲め上記會場及び會下山・諏訪山の三　所にて晝夜煙花を打揚げ、海岸・相生町・市役所・大倉山の四箇所にイルミネーションを施こし、花電車を運轉せしめたり。市内各學校は是日休校し、尋常五年以上の小學生約三万五千名は三隊に分れ東遊園地に集合して旗行列を行ひ、聯合國各領事館及び縣市兩廳を歷訪して萬歲を唱へたり。

引用書目

神戸開港三十年史。神戸築港問題沿革誌。神戸市水道誌。神戸市水道擴張誌。神戸市教育沿革誌。兵庫縣會史。日本鐵道史。明治三十六年・同三十九年・同四十四年・大正二年・同三年・同四年・同五年・同七年・神戸市事務報告。大正四年・同五年神戸市會議錄。神戸市立屯田療養所梗概。兵庫縣廳所藏明治十年雜款綴行幸一件)。同、明治二十三年行幸行啓一件書類。同明治三十六年觀艦式ニ關スル書類。同、明治四十一年觀艦式ニ關スル書類。神戸市役所々藏明治三十六年觀艦式ニ關スル一件綴。同明治三十九年凱旋祝賀會追弔會書類。同纜紲乃平和。同明治四十一年觀艦式ニ關スル書類。同明治四十二年十二月市廳舍落成式書類。同、明治四十四年英皇戴冠式奉祝提灯行列一件綴。同大正元年御大葬一件。同、大正三年皇太后陛下御不例幷御大葬一件。同大正三年十一月青島陷落戰捷祝賀會提灯行列綴。神戸市立圖書館所藏明治四五年開館式一件書類。明治二十七年・同三十年・同三十一年・同三十二年・同四十二年・同四十五年・大正七年神戸又新日報。明治二十三年・同三十六年・同三十八年・同三十九年・同四十年・同四十年・同四十四年・同四十年・大正二年・同三年・同四年・同五年・同七年神戸新聞。明治三十[illegible]年・同[illegible]年・大正元年・同四年大阪朝日新聞。同大正三年大阪毎日新聞。明治三十九年大阪新報。

三　褒賞

明治元年五月兵庫縣知事伊藤俊介は忠孝節義幷びに篤行者の調査を管下に

令し、七月神戸町の孝子三人を閭門に表彰せしが、十月政府令して旌表賑恤の例を擴げ、普く之を全國に施こすべきを令せしを以て、俊介深く其主意を體し重ねて管下に令して、篤行者を調査せしめたり。　兵庫縣知事が斯く維新草創に際し篤行者の旌表を念とせしは、これ彝倫の道を明かにして、以て當時特に恟々たりし神戸附近の人心の鎭靜に資せむが爲めなりしならむ。　明治三年十一月政府は太政官布告を發し、褒賞は事大小となく政府に伺の上施行すべきなれど、かくては賞與の時期を失するものなきにあらざればとて、急を要する金二千疋米二俵以下の賞與に限り、府縣をして臨機決行せしむることゝせしが、五年四月此令を改めて新に賞與に關する府縣の取扱範圍を定め、八年七月又新に太政官達を以て府縣の取扱ふべき賞與常例を制定し、篤行者・孝子・貞婦及び義僕に賞賜すべき金額を五十錢乃至五圓とし、之を三等に分ち、賞杯規則を定めて、學校・病院・土木幷びに濟貧等に義捐する者の中、四千圓以下の寄附者に下附すべき銀杯及び木杯に等級を設け、以て府縣をして臨機其下賜を取扱はしむることゝせり。　爰に於て兵庫縣も十年四月篤行者及び奇特者上申書式を定めて管下に達示し、從來の上申書の内容簡單に過ぎ、往々褒賞の決定に迷ひし弊を改めむが爲め、褒賞す

べき者ある場合、成るべく詳細なる報告を提出せしむることゝし、同年新に戸長職務中に孝子・節義・篤行者調査事務を追加し、十三年神戸區内に三戸長役場を置くや、此等戸長をして、其管内の褒賞に關する調査事務をも掌らしめたり。　明治十四年政府は曩に明治八年制定せる賞與常例幷びに賞杯規則を廢止し、十二月新に褒章條例を制定し、勞功拔群の者に下賜せむが爲め、紅・綠・藍三種の綬を定めて、十五年より之を實施することゝし、十六年金銀木杯賜與手續を制定し、千圓以下の寄附に對する褒狀・木杯及び金二十圓以下の賜與を府縣に委することゝし、二十年海防費獻納者に下賜せむか爲め、臨時に黃綬褒章を定めたりしが、此年神戸區内の三戸長役場廢止せられたれば、爾後褒賞事務は神戸區長の管掌する所となり、二十二年市制實施後は、神戸市長の管掌する所となれり。

明治十五年前の被褒賞者

　神戸市民の受賞に關しては、明治十五年以前の統計を缺くも、兵庫縣廳所藏舊記に據れば、維新以後明治十五年迄に市民にして孝子・節婦及び義僕として褒賞を受けし者合計二十三人、學事・土木・衞生及び救濟等に功あり又は金圓を寄附して褒賞を受けし者合計約四百人あり。

孝子

此等受賞者中、孝子の故を以て表彰せられ、金圓の下賜を得しは、

明治元年七月金三百疋宛	神戸中ノ町	米屋庄次郎	同大手町　米屋留吉
	同松屋町	中尾屋半三郎	
明治二年十二月金二千疋	兵庫西出町	日向屋善右衛門妻阿常	
同　年　四月金千疋宛	兵庫北逆瀬川町	下村屋忠兵衛	
	同　新在家町	多門	
同　年　同月金七百疋	兵庫鍛冶屋町醫師	乾同	
明治三年　四月金千疋	兵庫今出在家町	大和屋重太郎	
同　年　四月金七百疋	神戸西ノ町	俵屋善七	
明治四年　五月金三百疋	兵庫切戸町	小川菊松	
同　年同月金二百疋宛	兵庫川崎町	有馬屋市太郎	
	同　今出在家町	繩田龜助	
	同　北宮内町	淡路屋音吉	

節婦及義僕

節婦として表彰せられし者に、明治二年十二月金千疋宛を賜はりし兵庫魚棚町石屋治兵衛母こう、及び同木戸町和泉屋彌兵衛母いとあり。義僕として明治二年十二月に旌表せられし者八人の中、兵庫匠町山田屋平八召使次助なる者は、

主家の負債を償ひ、病弱なる主人に醫藥を給し、亡主の葬祭を營める故を以て金二千疋を賜ひ、神戸松屋町山田屋九郎右衛門召使兵助、兵庫西出町北風丈助召使助七、北風莊右衛門召使兵庫礒ノ町北風爲助、岩間屋兵右衛門召使兵庫船大工町岩間屋源十郎等は、何れも三代の主に歴仕して勤勉廉直なりとの理由にて、金五百疋宛を、北風莊右衛門召使兵庫湊町北屋與助、同小物屋町中原屋源兵衛召使重助等は、多年忠實に勤めたりとの理由にて金三百疋宛を、同樣の理由にて瓜屋彦七召使兵庫匠町瓜屋清助に金五百疋を賜へり。

學事盡力者

學事に對する盡力によりて旌表せられしは、開贊社を以て嚆矢とす。神田兵右衛門等の主唱によりて成れる兵庫明親館の幹事等、明治四年同館の維持方法を計畫し、兵庫縣に請ひ其許可を得て兵庫縣管下に維持費醵出を勸めしに、兵庫津町民率先して一万餘兩を醵出せしかば、之を元金とし、一社を結びて開贊社と稱し、一は學館の維持を圖り、一は商人の融通に資することゝせしに、同年九月大藏省は同社の學事振興に盡せるを賞せり。其後明治五年學制の發布ありて市民中學事に留意する者漸く多きを加へしが、中に兵庫七宮小學校校僕吹田五兵衛の同校建築費として金三圓五十錢を寄附し、兵庫縣廳の賞を受けし外、明治十

五年までの分左の如し。

明治七年六月銀杯下賜　生島四郎・神田兵右衛門(金圓寄附による)
同　年同月木杯下賜　吉田七郎兵衛外八十六名(同上)
同　年七月褒詞　三條幸右衛門(同上)
同　年九月木杯下賜　縣令神田孝平(數學教授本百六十一部寄附による)
同十三年五月銀杯下賜　市田左右太(百圓寄附)・岩田正吉(圖書寄附による)
同十五年五月同　本城金三郎・坪井多三郎・小西利八・松浦長兵衛・坂本善七・藤並ヨネ(相生小學校建築費寄附による)
同　木杯下賜　相生町・東川崎町・多聞通・中町通・福原町・古湊通・坂本村・元町通・北野村民等合計百三十三名(同上)

土木事業盡力者

土木事業盡力の廉を以て褒賞を受けしは、明治元年十一月湊川木橋の架設に斡旋せる故を以て、金二兩を賞賜せられし神戸町名主生島四郎太夫を以て嚆矢とし、同じく此湊川架橋に際し盡力せる中に、仲間に諭し力役を以て工事を助けし兵庫東出町木挽職中川屋治郎右衛門等六名、同業者を説き無賃にて砂石を運搬せし荒田村牛車渡世原野屋庄七・同安兵衛及び村民に勸め、力役を以て架橋工

事を助けし宇治野村民清八外二名には、兵庫縣廳より金五百疋宛の賞賜あり、木挽、牛車兩仲間及び宇治野村は、各酒二樽宛賞賜せられたり。其他には

明治六年三月銀杯下賜　三井組(五年私費にて宇治川に石橋架設)

同　年六月褒詞　畠山仁右衛門(相生橋國道工事に畑一畝餘寄附)、西野村民(同工事に力役を以て工を助く)

同　年同月銀杯下賜　島田重五郎(神戸港に初めて棧橋を架す)

同　七年一月銀杯下賜　生島四郎(神戸町に防火井六を穿つ)

同　八年十月木杯下賜　谷勘兵衛外十七名(有馬道改修に斡旋し且つ工費を醵出す)

同十二年二月木杯下賜　北風新五郎(兵庫鍛冶屋町道路改修費寄附)

救恤盡力者

救恤の功によりて褒賞せられし者は、明治二年凶歉に際し、金穀を醵出し、細民を賑恤せる荒田・石井・烏原諸村民を以て嚆矢とす。其後明治七年八月關浦清五郎は百人部屋を建設して、勞働者を保護し、窮乏者を撫恤せる廉を以て銀杯一組を下賜せられ、元町淺田善八なる者、明治四年十一月松屋町の大火にて同町内の窮民凍餒に迫るや、米八石二斗を醵出して賑恤し、七年一月元町通一丁目の火災

にかゝるや、私財を捐てゝ窮民を救ひし廉を以て、七年九月木杯を賜はり、善八と共に松屋町窮民の救濟に盡力せる松原嘉助・上原茂兵衞は、同時に褒詞を賜はれり。九年十一月の榮町通火災に際し、白米二十俵を窮民に施與せる米國人ジョン・シー・ベレーに對しては、十年一月兵庫縣は米國領事を介して其奇特の行爲を賞し、金圓を寄附して窮民を救恤せる橋本藤左衞門・關戶慶次・彭城昌實及び三井銀行・貿易會社・志摩三商店には木杯の下賜あり、十一年三月元町通火災の時救恤費を寄附せる高橋利平は、同年四月木杯を賜へり。

衞生施設盡力者

衞生施設に盡力せる故を以ての褒賞は、神戶病院建設資金の寄附に對するものを以て嚆矢とす。初め兵庫縣が明治元年神戶病院建設資金醵出を管下に勸めて金二千八百餘兩を得るや、神戶・兵庫市民の力與りて多きに居りしかば、八年十月政府其功を賞し、神戶町の生島四郎・鳥居由兵衞に銀杯を・生島五郞兵衞外四十名に木杯を、兵庫の北風莊右衞門・神田兵右衞門・鹽屋安兵衞に銀杯を、神田甚兵衞外四十名に木杯を下賜せり。十二年夏期傳染病豫防の爲め硫酸鐵一万ポンドを寄附せる關戶由義藥價三百圓を寄附せる貿易會社、同じく二百圓を寄附せる志摩三商會、同じく百圓宛を寄附せる光村彌兵衞・淺井文右衞門・長谷川一彥・尾

崎芳太郎・三菱會社支店・第三十八銀行支店等には同年十一月いづれも銀杯を下賜し、同年傳染病豫防の爲め、五十圓以下の金品を寄附せる市民二十名は、同年十一月いづれも木杯を下賜せられたり。

其他の被褒賞者

尙ほ此等受賞者の外、神戸爲替會社は巡整卒の市内警備の勞を慰せむが爲め、金三百圓を寄附して、五年八月七圓五十錢を賞賜せられ、同じ目的にて金二百圓宛を寄附せる井筒屋儀助・島田重五郎は、同年九月各金五圓を賜ひ、明治七年船井長四郎の征臺軍費として金五十圓の獻納を出願するや、政府は之を容れざりしも厚く其報効の志を賞する所あり、西南事變に當り、軍用銃二十一挺及び彈藥四千百餘發を獻納せる北風莊右衞門は、十年六月銀杯を賜り、同事變の傷病兵に氷五千斤を寄附せる光村彌兵衞には、十一年二月銀杯を賜はれり。

明治十六年以後の被褒賞者數

明治十六年以後大正七年迄の被褒賞數は、兵庫縣統計書に據れば、累計七万八千五百人を算し、此中金穀物品の寄附による受賞者七万八千二百人を超え、人命救助者二百二十三人、篤行者、公益を興こせし者、幷びに公同事務に勉勵して褒賞せられし者各四人あり、卽ち左表の如し。

褒賞理由種別表

褒賞理由種別

年度	人命救助	篤行者	公益ヲ興セシ者	公同事務ニ勉勵セシ者	金穀ノ品ヲ寄附セシ者	計
明治十六年	二					二
同　十七年	一				七	八
同　十八年	二				五四二	五四四
同　十九年	七五				一、一六〇	一、二三五
同　二十年	七六				九九九	一、〇七五
同　二十一年	三四				一二三	一五七
同　二十二年	一一	一			一三四	一四六
同　二十三年	二				六四	六六
同　二十四年	六				四七	五三
同　二十五年	一				一、〇〇三	一、〇〇四
同　二十六年					四八	四八
同　二十七年	七				六一一	六一八

同二十八年						
同二十九年			一		六五五	六五六
同三十年					三	三
同三十一年	二				一三、二四四 △一一、二二八	一三、二四六 △一一、二二八
同三十二年			一	一	一九	二一
同三十三年					一、三六九	一、三六九
同三十四年					二九	二九
同三十五年	一				二三三	二三四
同三十六年	三			一	一、〇八一	一、〇八五
同三十七年					三二一	三二一
同三十八年					四二、一七四 ×四一、八四六	四二、一七四 ×四一、八四六
同三十九年					八、四〇六 ×八、二〇七	八、四〇六 ×八、二〇七
同四十年					一、四六〇 ×一、二四五	一、四六〇 ×一、二四五
同四十一年					五四	五四
同四十二年					三八	三八

同四十三年	同四十四年	明治四十五年 大正元年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	計
									二三
			一		一	一			四
一			一						四
							二		四
六六七	九四	一三	一〇六	三四	二二四	三九七	二、六〇三	二七七	七八、二三九
六六八	九四	一三	一〇八	三四	二二五	三九八	二、六〇五	二七七	七八、四七四

備考
一、△符は同一欄内の數字中特別褒賞（日清戰役中）を再掲す。
一、×符は同一欄内の數字中日露戰役に關する褒賞を再掲す。

前表の理由による受賞者を其褒賞の種類によりて區分すれば左表の如し。

但し一圓以下の寄附者をば兵庫縣報に登載して褒狀に代へ、以て一圓以上の寄附者と分つの制なれど、兵庫縣統計書には此兩者の區別明白ならざる年あるを以て暫く此兩者を左表褒狀欄に併せ載す、尙ほ本表と前表の各年の合計及び總計の合致せざる點あれど、今其理由を詳にせず。

褒賞種別

年度	褒章			金杯		銀杯		木杯		金員		褒狀	褒詞	計
	綠	藍	黄	組	個	組	個	組	個	人員	金額			
明治十六年												二		二
同十七年									四			二		六
同十八年									二七五			二七三		五四八
同十九年									三一八			九二一		一、二三九
同二十年			九						三〇五			七七〇		一、〇八四
同二十一年			一				一		二五			一三一		一五八
同二十二年					一		二四		七九	一	一	四一		一四六
同二十三年		一					二		四四			二〇		六七

同　二十四年								二	一四	五	六	一七	一五	五三
同　二十五年							二	三	七			一九五	七九七	一、〇〇
同　二十六年						一	二	一	七			一八	一九	四八
同　二十七年						一	一	二	二八			三二	二七四	六一八
同　二十八年														
同　二十九年						一		四	三〇			一三三	四六八	六三六
同　三十年									三	二五	二五	三		三一
同　三十一年							七	八八 △六六	五九三 △四五一	二	二	四、九二七 △四、一五九	七、六二七 △六、五五二	一三、二四四 △一一、二三八
同　三十二年		一					一	三	二			八	七	三
同　三十三年								一	六四			一、三〇四		一、三六九
同　三十四年				一		三	八	三	一			一	三	二九
同　三十五年		一						三	一四六			六〇	二四	二三四
同　三十六年								九	一四一	三	四	三三六	五九六	一、〇八五
同　三十七年				一			一	七	三六			四一	二三五	三二一
同　三十八年					×二	×三	×一二	三三九 ×三三四	五、八一九 五、八〇五			三五、六九九 ×三五、六九一	三〇一	四二、一七四 ×四一、八四六

同三十九年						×一	×一五	六八 ×六五	四四〇 ×四〇九			七、八五四 ×七、七一四	三四	八、四一二 ×八、二〇七
同四十年				一			一	一五	一八七			二		一、四六〇 ×一、二四五
同四十一年							一	六	三七			一〇		五四
同四十二年						一	四	五	二〇			九		三九
同四十三年		一			一		二	八	一三六			四五九	五二	六六八
同四十四年				一			三	一	三			八六		九四
明治四十五年 大正元年				四			一	一	六			一		一三
大正二年	一			一		二	三	三	八				九〇	一〇八
同三年				一	一		一	九	二二					三四
同四年	一				三	三	六	二五	一八七					三二五
同五年		一		二		一	一	一七	二八			三四七	一	三九八
同六年						一	九	四九	一二七			九二	一、三三七	二、六〇五
同七年				一	一	二	六	一六	三九			一四八	六四	二七七
計	二	五	一〇	一三	八	二〇	二三	六八八	九、一七一	三六	三八	五四、二三一	三、九七三	七八、五〇四

備考

一、△符は同一欄内の數字中特別褒賞（日清戰役中）を再揭す。
一、×符は同一欄内ノ數字中日露戰役に關する褒賞を再揭す。
一、本表中明治四十三年藍綬褒章下賜者一人あれど同年中市民にして藍綬を賜へる者の氏名を詳にせず恐くは統計書の誤植ならむか。

黃綬褒章下賜者

神戸市民功勞顯著にして勅定の褒章を賜へる者十六名あり。其中黃綬を賜へる者、卽ち海防費獻納による者にして、千圓獻納者中澤利介・生島四郎左衞門・岸本豐太郎・谷勘兵衞・澤野定七、千二百圓獻納者三城彌七、二千圓獻納者澤田淸兵衞は二十年九月二十九日に各銀製黃綬褒章を賜はり、二万圓獻納者小寺泰次郎・三万圓獻納者光村彌兵衞は二十年十二月二十七日、一万二千圓獻納者川崎正藏は二十一年三月十七日を以て、いづれも金製黃綬褒章を賜はれり。

藍綬褒章下賜者

藍綬褒章を下賜せられし者に山本龜太郎・神田兵右衞門・鳴瀧幸恭及び友國はる等四名あり、

綠綬褒章下賜者

綠綬褒章を賜はりし者に川西淸兵衞及び鈴木よねの二名あり、左に其表彰文を錄す。

明治二十三年十一月一日　　山本龜太郎

夙ニ製茶ノ改良ヲ企圖シ明治十四年第二回內國勸業博覽會品評人ト爲リ十六年神戸製茶共進會審査員ト爲リ其事ニ鞅掌シ殊ニ本年第三回內國勸業博覽會審査官ト爲リ周到綿密能ク職務ニ服シ其勞顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ之ヲ表彰ス

明治三十二年九月十一日　神田兵右衛門

資性溫厚夙ニ先志ヲ承ケ家風ヲ守リ心ヲ慈惠ニ注キ力ヲ公益ニ竭ス兵庫港ノ西南和田ノ岬タル風浪險惡ニシテ動モスレハ船舶覆沒ノ虞アルヲ慨シ新川開鑿ヲ首唱シ屢、官ニ稟議シテ允准ヲ得乃チ有志ニ謀リ資金ヲ醵シテ一社ヲ設ケ明治七年工ヲ起スヤ中道困躓ニ嬰ルモ屈撓セス自ラ資ヲ投シテ經營倍、努メ同九年遂ニ其功ヲ竣ヘ啻ニ繫泊ノ安全轉漕ノ利便ヲ加フルノミナラス新地二万五千餘坪ヲ得且ツ沿岸ノ斥鹵ヲ填メ官ニ請テ之ヲ購ヒ各町ノ共有地ト爲シ倉庫鱗次肆廊櫛比頓ニ殷昌ノ域トナルニ至ル其他各種ノ公職ニ從ヒ黽勉多年遭難船處分ノ弊習ヲ除キ數處ノ學校ヲ築キ商業會議所ヲ創メ給水工事ヲ畫スル等洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナ

リトス因テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス
公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナルニ依リ藍綬褒章ニ銀杯一箇副賜候事

明治三十五年七月一日　　鳴瀧幸恭

明治二十年神戸區長ニ任シ市制實施以來一再擧ケラレテ市長ト爲リ克ク内外庶務ノ煩雜ヲ處理シテ自治ノ發達ニ努メ最モ心ヲ衞生ニ注キ曾テ湊川堤防決潰洪水氾濫スルヤ率先災民ノ救護ニ從事シ尋テ傳染病豫防ニ盡瘁シ措置皆宜シキヲ得殊ニ力ヲ水道ノ布設ニ竭シ辛苦經營遂ニ一大工事ヲ竣成シ全市二十餘万ノ人口ヲシテ一齊ニ上水ノ供給ヲ享ケシメ其他黌舍ヲ造建シ溝渠ヲ改築シ道途ヲ開鑿スル二十四線路大ニ本市ノ面目ヲ一新シ以テ民物豐盛ノ域ニ臻ラシム其勞効洵ニ顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

大正五年二月十二日　　友國はる

資性篤實夙ニ心ヲ女子敎育ニ注キ明治二十五年私立親和女學校ヲ設立シ

テ自ラ校長トナリ鋭意万難ヲ排シテ規模ノ擴張ヲ圖リ専ラ女子ノ薫陶ニ努メ孜々トシテ懈ラス後チ親和高等女學校ト改稱シ尋テ財團法人ノ組織ト爲シ其ノ基礎ヲ固メ今ヤ校運益々隆盛ニ赴キ卒業生ヲ出スコト既ニ一千百餘名ニ達ス又私立親和技藝學校ヲ設置シテ之カ經營ニ力ヲ盡ス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

大正二年十二月十八日　川西清兵衛

賦性温良夙ニ實業ニ從事シ毛織物ノ我邦ニ輸入スルヲ憂ヘ日本毛織株式會社ヲ起シ取締役社長ニ擧ケラレ拮据經營万難ヲ排シテ之カ維持ニ努メ尚進ンテ屢々人ヲ歐米ニ派遣シテ専ラ製品ノ改良ト販路ノ擴張ヲ圖リ今ヤ一歳ノ產額三百四十万圓ノ多キニ上リ又梳毛及毛絲ノ製造ヲ創メ或ハ日本毛絲株式會社ノ創立ヲ企畫スル等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

鈴木よね

大正四年三月七日

資性謹直明治二十七年亡父ノ遺業ヲ繼キ長男岩次郎ヲ輔ケテ貿易事業ニ從事シ同三十五年合名會社鈴木商店ヲ設立シテ事業ヲ同店ニ移シ自ラ代表社員ト爲リ鋭意勵精事業ノ振興ヲ圖リ又樟腦龍腦等ノ製造及製鋼採錫等ノ事業ヲ始メ或ハ製糖製造事業ヲ經營シテ販路ヲ海外ニ擴メ製粉製麵粉碎鹽酒精等ノ製造工場ヲ設置シテ事業ヲ經營シ化學試驗所ヲ設ケテ化學工業ノ發達ニ資シ或ハ殖林ヲ計畫シ護謨ヲ栽培シ魚油精製業ヲ創メ薄荷精製業ヲ營ミ其他各種ノ事業ヲ興シ刻苦經營益〻事業ノ隆昌ヲ來シ日本商業株式會社ヲ設立シテ貿易事業ヲ擴張シ亡父死亡當時一ケ年ノ商取引高約五百万圓ナリシモ今ヤ實ニ壹億壹千万圓ノ巨額ヲ算スルニ至レリ洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其ノ善行ヲ表彰セラル

大正七年新ニ紺綬褒章の制定ありしかど同年中に市民にして其下賜の榮に浴せし者なし。

明治十六年より大正七年迄に神戸市民にして金銀杯下賜の榮を擔ひし者の

氏名、其寄附目的、金額は左表の如し。

一、金杯下賜者

下賜年月日	種別	寄附年月	金額又ハ物品	目的	氏名
明治三八 六 二七	壹個		恤兵用品	明治三十七八年戰役ノ際	川崎造船所
同 四三 三 二六	壹組		金貳萬貳千圓	同戰役ニ從軍者家族扶助及軍人後援會	川崎正藏
同	同		金壹萬圓	同戰役ニ軍資ノ內ヘ	清水せい
同	同		金壹萬貳千圓	同恤兵費	山陽鐵道株式會社
同 二 一八	同	明治四二 二	金貳万參千百五拾四圓	市立川崎小學校敷地買收及建築費	川崎町自二丁目至七丁目
同 四四 三 三	同	同 四三 八	山林二町九反四畝十八步	神戶市公園用トシテ	楠町外九ケ町
同 四三 三 八	同	同 四三 六	金壹万貳千五百圓	神戶市道路改修費	三菱合資會社
同	同	同	金貳万參千貳百拾貳圓	同	鐘淵紡績株式會社
同 四五 六 一八	同	同 四五 三	金壹萬圓	神戶幼稚園建設費	直木政之介
大正二 一 二七	同	同 四五 四	同	市立圖書館圖書購入費	松方幸次郎
同 二 九 六	同	大正二 六	五分利公債額面壹萬九千圓	市立小學校及[illegible]補習學校生徒奬學資金	川崎芳太郎

大正二　一〇　三	壹個	同　二　二	勸業債券額面八百圓及建物二棟	市立湊東女子技藝學校資金	大庭竹四郎外四名
同	同	同　一　三	金五千圓	入江小學校改築費	神戸電氣鐵道株式會社
同　三　一　一二	壹組	同　二	金貳萬圓	市立湊東區教育費	東京倉庫株式會社
同　六　一七	壹個	同　三　四	コンデンサー一基附屬品共	東京帝國大學々術參考品トシテ	川崎造船所
同　四　六　九	同	同　四　二	金五千圓	市立葺合區教育費トシテ	神戸土地建物株式會社
同　八　六	壹組	同　三　九、	金壹萬圓建物三棟其他	神戸市及縣下物產陳列ノ勸業奬勵ノタメ	神戸商工協會
同　一二　二七	同	同　四　九	金壹萬圓	市立神港商業學校敷地買收費	谷口萬次郎
同　五　一　二六	同	同　四　二	田七畝三十六歩畑四反七畝九歩池沼十五歩	福岡縣大里町小學校敷地トシテ	鈴木商店
同　六　八　三	同	同　六　四	建物一棟外附屬品	東京高商專攻部學術研究所用	內田信也
同　七　七　九	壹個	同　五　三	額面十九面外十五種	軍艦伊勢備品トシテ	川崎造船所
同　九　一九	壹組	同　七　五	金壹萬貳千圓	武庫郡西灘村里道改修費	勝田銀次郎
同　六　一一　一四	同	同　六　二	圖書五百三十六册三尊佛石像四個其他	京都帝國大學研究用トシテ	岡崎藤吉
同　七　四　一九	同	同　六　八	綿種子三十五萬二千八百十二斤	朝鮮慶尚北道棉種奬勵	鈴木商店

二、銀杯下賜者

下賜年月日	種別	寄附年月	寄附金及物品	目的	氏名
明治二〇 四	壹組		金五百圓	雲中小學校建築費	瀧本甚右衛門
同 二三 二 二六	壹個		金六百〇七圓	湊川小學校費	坂本村外三ケ町
同 二三 三 二三	同		金千七百六拾圓	神戸市山手新道開鑿費	平野龍太郎
同	同		金千五百拾九圓	同	丹生又兵衛
同	同		金千四百貳拾八圓	同	野向伊兵衛
同	同		金千參百參拾壹圓	同	阪本多吉
同	同		金千貳百貳拾壹圓	同	神戸市元神戸部
同	同		金千百參拾八圓	同	藤野清八
同	同		金千七拾五圓	同	上田藤吉
同	同		金千五拾貳圓	同	池上峯吉
同	同		金千〇八圓	同	寺澤市郎兵衛
同	同		金八百八拾五圓	同	三井銀行
同	同		金八百四拾壹圓	同	上田みつ

明治三二・三	壹個		金八百貳拾五圓	神戸市山手新道開鑿費	山口伊之助
同	同		金八百貳拾貳圓	同	野本七兵衛
同	同		金六百貳拾貳圓	同	藤田清左衛門
同	同		金六百拾四圓	同	上田八左衛門
同	同		金六百〇參圓	同	村岡七兵衛
同	同		同	同	小司常右衛門
同	同		金五百八拾七圓	同	山路忠七
同	同		金五百七拾九圓	同	西脇重兵衛
同	同		金五百四拾貳圓	同	平田たけ
同	同		金五百貳拾圓	同	山本卯左衛門
	同		金六百九拾七圓	永澤町鍛冶屋町間縣道修築費	喜多伊兵衛
	同		金五百七拾四圓	同	藤井又兵衛
	同	明治三三	金千八拾五圓	二十三年市中米價騰貴ノ節貧民救助	川崎正藏
同　二六・一二・四	壹組		八畝二十三歩濱藏二棟	神戸稅關兵庫出張所建設ニ付	鳴瀧幸恭
同	壹個		敷地六十五坪金五百圓	同	兵庫輸出米穀商組合

同 二七 五 二	同	明治二五	金五百圓	二十五年洪水の際播磨國へ罹災者救助	神戶取引所
同 二八 二 五	同		金七百五拾圓	本町道路更正費へ	兵庫宮前町
同 二九 一〇 三	壹組		敷地二段五畝	本市尋常中學校へ	森本六兵衛
同 三〇 四 三	壹個		金壹千圓	湊川小學校坂本村分教場增築費	仲町通一丁目外二十ヶ町財產保管人 松原良太 柴仁兵衛
同	同		同	同東川崎町分教場建設費	同 大根喜介 外三名
同 三一 二 二	同		同	兵庫小學校分教場敷地購買費	切戶町外十六ヶ町
同	同		金八百圓	同	三川口町外九ヶ町
同 三一 二 一〇	同		金貳千五百圓	湊川、神戶、兵庫、實中、小學校基本金	小寺泰次郎
同 三〇 六 一	同		戰病患者用品	明治二十七八年戰役ノ際寄附	神戶婦人奉公會
同	同		金壹千圓	同戰役ニ際シ從軍者家族及戰死者遺族	神戶奬武會
同 三二 六 一九	壹組		金貳千五百圓	神戶小學校基本金	九鬼隆輝
同	壹個		金六百拾壹圓	廣島縣佐伯郡廿日市里道改築費	山陽鐵道株式會社
同 三二 七 一	同	明治二六	地所百七十九坪金百四十五圓	本村道路改修ノ際	谷勘兵衛
同	同	同 二七 三	地所三畝十歩	本市葺合村國道取擴ケノ爲メ	竹中邀三郎
同	同		同三畝十二歩	同	長濱清五郎

明治三三 二 一	壹組	金貳千圓	湊川小學校基本金	楠町一丁目外六ヶ町
同	壹個	西洋形帆走船雛形一艘	水產講習所敎授參考用	樋上權兵衞
同	同	鯛釣魚具二百四十一點	同	大日本水產會兵庫支部
同 三 一二	同	端艇三艘	本校生徒用	神戸中學校校友會
同 三 一三	同	同　二艘	縣立神戸商業學校用	川崎芳太郎
同 三 一二 六	同	金八百圓	廣島縣熊毛郡室積村里道改修費	山陽鐵道株式會社
同 五 一五	同	金九百圓	生田神社營繕費	岡組二十二ヶ町財團代表 池長通
同 三八 二 四	同	金壹千圓	明治三十七八年戰役ノ際	川西清兵衞
同	壹組	恤兵用品	同	川崎造船所
同	壹個	金壹千五百圓	同	日本精米株式會社
同	同	恤兵用品	同	光村利藻
同	同	金壹千圓	同	淺井トメ
同	同	同	同	林良介
同	同	同	同	麥少彭
同	同	同	同	生島五三郎

同　三八　二　四	同	金五百圓	明治三十七八年戰役ノ際	鯛　フサ
同	同	同	同	津川信三郎
同	同	同	同	山手宗治郎
同	同	同	同	山本かめ
同	壹組	金貳千圓（軍資）	同	吳　錦　堂
同　六　二七	同	金貳千五百圓	同	川崎造船所總代 松方幸次郎
同	壹個	金五百圓	同	水島重吉
同	同	同	同	王　敬　濟
同	同	同	同	王　敬　祥
同	同	同	同	田村新吉
同	同	恤兵用品	同	婦人奉公會
同	同	金壹千圓（恤兵）	同	吳　錦　堂
同	同	同	同	佛教婦人知恩會
同　九　一六	壹組	金參千圓	同	小寺謙吉
同	同	金貳千圓	同	光村利藻

明治四三　三　一六	壹個		金壹千貳百圓	明治三十七八年戰役ニ際シ	小倉根喜一郎
同	同		金壹千五百圓	同	神戸市奬武會
同	同		患者用品	同戰役ニ際シ姬路豫備病院へ	和田岬臨時陸軍檢疫所
同	同		金壹千參百七拾九圓	同戰役ニ際シ	鐘ヶ淵紡績株式會社
同	同		金壹千參百四拾九圓	同	橫濱正金銀行神戸支店
同　九　二	同		金五百圓	同	神戸婦人會
同	同		同	同	川崎町代表者丹羽助次郎
明治四二　四　一	同	明治三八	金壹千貳百圓	宮城外二縣凶作ノ際罹災窮民へ	吳錦堂
同　四二　六　五	同	同　四二　五	金五百圓	富山市窮民へ	稻田フサ
同　四三　一　一五	同	同　四二　一三	金壹千圓	滋賀縣高島郡今津町立小學校新築費	西川文藏
同　四三　四　二五	同	同　四二	同	富山市貧民へ	稻田フサ
同　四三　二　一九	同	同　四二　一一	金五百圓	韓國龍山小學校建築費	小林長兵衛
同　四三　一二　五	同	同　三九　一三	金壹千圓	京都市貞敎小學校基本金	太田新次郎
同　四四　一〇　五	同	同　四四　九	金五百圓	和歌山縣有田郡湯淺小學校建築費	湯淺竹之助
同	同	同四四　四	金壹千五百圓	神戸市各區小學校基本金	臼井源藏

明治四五　六　二九	壹組	明治四四　四	金壹千二百九十五圓鳳輦及附屬品共	生田神社神輿藏修築費	生田神社神戸區外二區氏子總代生島五兵衛
大正一　七　三一	壹個	同　四五　四	金五百圓	遞信省電信建設費金	神戸石材販賣共同組合
同　一　八　三	同	同　四三　八	金壹千圓	東京府下外二十八縣水害ノ際救恤	川崎正藏
同　一　八　二四	同	同　四四　一二	建物一棟及附屬品共	大倉山公園記念館及茶席	神戸商工協會
同　一　一〇　一五	同	同　四二　七	金五百圓	大阪市大火ノ際罹災窮民ヘ	上組合資會社
同　一　一〇　二一	同	同	金壹千圓	同	川崎正藏
同　一　一〇　二六	壹組	同　四五　一	五分利公債額面四千圓	兵庫幼稚園及實業補習學校基本金奬學金	澤野定七
同	壹個	同　四五　三	金壹千壹拾六圓	神戸市林田區教育費	川崎造船所
同	同	同　四三　八	金六百圓	東京府外二十八縣水害ノ際	別所長之助外二百六十四名
同　二　一　二九	同	同　四五　五	宅地五十三坪畑二町一畝十八歩	北海道浦河町縣道敷地及同町萩伏村里道及排水路敷地	赤心株式會社
同　二　一　二九	同	同　四四　四	金壹千五百圓	火葬場建築費トシテ	日本毛織株式會社
同　二　三　二〇	同	同　四二　七	金壹千圓	大阪市北區大火ノ際	絁多龍太郎
同	同	同	同	同	小曾根喜一郎
同　二　三　一	同	同　四二　七	米利堅粉貳百袋	大阪市北區大火ノ際	増田製粉所
同　二　六　九	同	同　四四　八	金壹千貳百圓	臺灣水害ノ際罹災窮民ヘ	鈴木よね

大正二　一〇　三	壹組	明治四五　六	書籍千二百九十七册及其他百四十二點共	市立圖書館ヘ寄附	桃木武平
同	壹個	大正元　一二	書籍千十四册外繪葉書及アルバム	同	辻本眞三郎
同　三　一　二	同	同　二　一三	石造鳥居一基	湊川神社ヘ寄贈	品川源兵衛
同　三　三　二六	壹組	同　二	金貳千圓	臺灣蕃匪討伐隊慰問ノ爲メ	鈴木よね
同　三　四　一六	壹個	同　二　八	金五百圓	山口縣豐浦郡長府町圖書館建築費ヘ	瀧川辨三
同　三　五　一六	同	同　二	金五百圓	北海道外六縣凶作ノ際罹災窮民ヘ	吳錦堂
同　三　一〇　一六	同	同　元　一二	金壹千圓	遞信省電話創設費	友常穀三郎
同　四　三　一一	同	明治四二　七	白米四十石	大阪市大火ノ際罹災窮民ヘ	山口嘉吉
同　四　五　一一	同	同　四二　六	橋梁一基	尼ヶ崎市ヘ	範多龍太郎
同　四　五　一七	同	大正三　一一	金壹千圓	湊山小學校基本金	谷富之介
同　四　七　一六	同	同　三　一	田五畝十五步畑十七步	第三號國道敷地トシテ	範多商會
	同	同　三　一三	長春閣鑑賞五部	東京・京都・帝室博物館、東京美術學校、東京女子高等師範校神戸市圖書館	川崎芳太郎
同　四　一〇　一九	壹組	同　二	金參千五百圓	北海道外六縣凶作鹿兒島櫻島爆發ノ際	同
大正四　一〇　一九	同	同	金參千四百圓	北海道外六縣ノ凶作並ニ三年一月鹿兒島縣櫻島爆發ノ罹災窮民ヘ	鈴木よね
同	同	同	金貳千五百圓	同	川西清兵衛

同	壹個	同	金壹千五百圓	北海道外六縣ノ凶作並ニ三年一月鹿兒島縣櫻島爆發ノ際罹災窮民ヘ	小曾根喜一郎
同	同	同	金壹千圓	同	松方幸次郎
同	同	同	同	同	瀧川辨三
同	同	同	同	同	岸本信太郎
同	同	同	同	同	湯淺竹之助
同	同	同	同	同	田村新吉
同　四、三、二四	同	同　四、一二	金五百圓	松山市石手川公園設備費	勝田銀次郎
同　五、二、一六	壹組	同　四、五	日生電氣株式會社株券額面三千圓	岡山縣和氣郡伊里小學校外一校基本金	和田安兵衛
同　五、六、七	壹個	同　五、四	金九百拾圓	愛媛縣西宇和郡須來村小學校基本財產並同村里道改修工事費	中村清治
	壹組	同　五、五	金參千圓	神戶高等商業學校奬學資金	鈴木よね
同　五、六、二七	壹個	同　五、二	金壹千圓	奈良縣生駒町立女學校用器購入費	中村準策
同	同	同	金壹千參百圓	靜岡縣鶴無ケ淵小學校備品費	上山與作
同　五、七、二	同	同　五、三	金五百圓	山梨縣河口小學校育英基金	中村準策
大正　五、八、一〇	同	同　四、一二	金六百拾圓	神戶市立野田小學校敷地買收費	角野源之介
同	同	同	金五百拾圓	同	大前光太郎

大正五　九　二〇	壹個	大正五　四	金壹千圓	岡山縣淺口郡玉津町特別基本財產	香西敬一
同　六　三　一九	同		金五百圓	大正三四年ノ戰役ニ軍資ノ內ヘ	市川コト
同	同		恤兵用品	同恤兵用品	神戸皇典講究支所
同　五　一三　九	同	同　五　二	金五百圓	山口縣豐浦郡彥島村圖書館基金	鈴木よね
同　五　一二　二七	同	同　五　三	金八百圓	市立實業補習學校經費	川崎造船所
同　六　一　二四	同	同　三　一	金壹千五百圓	鹿兒島縣櫻島爆發ノ際罹災窮民ヘ	川崎芳太郎
同　六　二　二	同	同　五　一	田五畝十步	岐阜縣養老郡高田町道路敷地	佐藤大忍
同　二　一九	同	同　五　九	金壹千圓	市立平野小學校湊山小學校兒童奬學資金	森本岩太郎
同　四　二〇	同	同　二	金八百圓	北海道外六縣及三年一月鹿兒島縣櫻島爆發ノ際罹災窮民ヘ	森本六兵衞
同　五　二	同	同　六　三	金五百圓	三重縣立商船學校器械費	南洋興業株式會社
同	同	同　一	金壹千圓	廣島縣立商船學校氣象觀測所建築費	岡崎汽船株式會社
同　八　二一	同	同　四	ピアノ一臺附屬品共	市立女子商業學校用	長谷川ク
同　八　二五	壹組	同　六	金參千參百六拾圓	愛媛縣立松山市立商業學校費	勝田銀次郎
大正六　一〇　一〇	壹個	大正六　七	金五百圓	山口縣豐浦郡彥島村經費	日本金屬株式會社
同　七　二　七	同	同　六　一〇	金五百圓	縣下津名郡上灘村小學校基本財產	上撫春松

同		同	同	六九	金七百圓	同揖保郡河内村小學校基本財産	岡田磯八
同	二三	同	同	六二	金壹千六百圓	松山市小學校外五校備品費同市立工業學校製作場陳列場費	勝田銀次郎
同	二三	同	同	六一	日生電燈株式會社株券額面二千五百圓	岡山縣三石町小學校基本財産	和田安兵衛
同		同	同	五二	金壹百圓	遞信省電話建設費	鈴木商店
同	七九	同	同	七三	金八百圓	市立兵庫實業補習學校經費	川崎造船所
同	九一九	壹組	同	一二三	五分利公債額面金三千圓	神戸市慈惠資金	川崎芳太郎
同		壹個	同	二七	五分利公債額面金二千圓	同	田村新吉
同		同	同	七四	五分利公債額面金壹千圓	同	川本弘夫
同		壹組	同	六四	宅地三百七十八坪	佐賀縣東松浦郡唐津町有財産トシテ	岩城卯吉
同		壹個	同	七五	五分利公債額面金壹千圓	楠小學校奬學資金	鯛保之彌
同		壹組	同	七二	山林百三十六坪	縣立商業學校敷地トシテ	松本寅之助
同		壹個	同	七三	五分利公債額面壹千圓	津名郡洲本町小學校基本財産	・鯛保之彌
同	六二一	壹組	同	六八	石鳥居一基	生田神社ヘ	吉田吉兵衛
同	六三〇	壹個	同	五五	金壹千圓	大阪市立工業學校基本財産	中村準策
同	六二〇	同	同	六五	書籍四十四部外五點	市立眞陽小學校外四校備品	八木彌三兵衛

大正七、四、八	壹個	大正七、二	金五百圓	京都府相樂郡立農林學校移轉改築費	正田房治郎
同　六、一〇	同	同　六、一三	金壹千圓	武庫郡御影町里道改修費	曾根增吉
同	同	同　七、四	同	縣下警察署新築費トシテ	伊藤土地合資會社
同　一〇、一四	同	同　六、一〇	慰問袋二百五十個 金二百五十圓	京都府下水害ノ際伏見町罹災窮民ヘ	山崎美津子
同	壹組	同　七、六	金參千圓	鹿兒島縣立第一高等女學校基本財産	川崎壽美子
同　三、二〇	壹個	同　六、一	金壹千六百六拾六圓	縣下氷上郡神樂村火災ノ際	神戸市婦人會
同	同	同　六、九	金壹千圓	姫路商業學校擴張費	永田章
同	壹組	同　七、九	金貳千圓	神戸市公設食堂備品	品川合名會社
同	壹個	同	金五百圓	同	小野權四郎

備考

下賜せられし金杯は前揭統計表によるに組數十八の外個數六あれど、官報に據れば組數四十八の外個數六なり、銀杯は前揭統計表に組數二十の外個數百二十三とあれど、官報に據れば二十六組の外百四十六個あり。

此等金銀杯受賞者の氏名、寄附目的幷びに寄附金額等は主として官報に據り、兵庫縣廳所藏褒賞書類をも參酌したれど、未だ脱漏なきを保する能はず。

十六年以後受賞の孝子節婦篤行者

孝子・節婦幷びに篤行者にして、明治十六年以後受賞せる者に關しては、其記錄缺け之を詳にすること難きも、官報幷びに兵庫縣廳・神戸市役所々藏の斷片的記錄等に據るに、明治二十二年五月宇治野町、山田吉太郎は、孝子として衆民の模範となすに足れりとて、兵庫縣より金壹圓を下賜せられ、三十二年六月永澤町岡田利兵衞は多年公共事業に盡し、其功少からざる故を以て、同じく兵庫縣より木杯の賞賜あり、戸場町岸本甚介母せいは節婦として三十三年一月木杯壹個を、湊町牧野榮助母とよも亦節婦として木杯壹個を賜へり。木杯の賜與は地方長官の專行に屬すれど、木杯を賞賜すべき者にして、其功勞の顯著なる者は、特に賞勳局總裁これが賜與を取扱ふ特例あり。市民にして此特例褒賞に浴せる者に三川口町岡田德兵衞あり。明治二十八年十二月神戸市會は同人の終始公共事業に盡して倦むことなく、殊に兵庫地方新道開設に關し其功勞甚だ大なりとの理由を以て、効績狀に置物一個を添へて贈與し、之を表彰する所ありしが、政府亦其の公益上の効勞を賞し、二十九年一月賜ふに、木杯壹組を以てせり。

市民寄附金額

褒賞理由の一たる市民の寄附金額につきては明治二十三年以前の數字を缺けど、明治二十四年より大正七年迄に國庫支辨に屬する事業に寄附せる金額合

計二十六万圓、縣税支辨に屬する事業に一万六千餘圓、市費に屬する事業には約七十五万圓、以上三事業の孰れにも屬せざる事業に對する寄附二万七百餘圓ありて、總計百四万五千四百圓を算せり、其詳細は左表の如し。

寄附金額累年表

年度／種別	國庫支辨ニ屬スル事業ヘ	縣税支辨ニ屬スル事業ヘ	市費ニ屬スル事業ヘ	其他	計
明治二十四年		一二四円	四二六円	二円	五五二円
同二十五年	一〇円		六三五	二、九七七	三、六二二
同二十六年	三、五〇〇	六二	二七三	六〇一	四、四三六
同二十七年	四一		三、五八〇	一、一三五	四、七五六
同二十九年		二、六〇九	二、一七〇	五二〇	五、三〇七
同三十年			四〇		四〇
同三十一年	△二八、七九五	七、二九九	二、五七六	六、四九五	四五、一六五 △二八、七九五
同三十二年			一五五	三九六	五五一
同三十三年	三、八五〇				三、八五〇

同　三十四年	一〇三	二〇	三一、二七一		三一、三九四
同　三十五年	八六		三、〇三七	二五	三、一四八
同　三十六年	二五		一、八九三	二、〇三一	三、九四九
同　三十七年	五五二	一〇六	一九、三一二		一九、九七〇
同　三十八年	一一〇、三四四 ×一一〇、〇五七	一一一	八一九	六	一一一、二八〇 ×一一〇、〇五七
同　三十九年	四七、六六〇 ×四四、〇七三	二〇〇	四六五	二〇三	四八、五二八 ×四四、〇七三
同　四十年	三、七〇〇 ×二、二九二		一五、三六三	三、八九九	二二、九六三 ×二、二九二
同　四十一年	一六七	二一	二、二三四	二、四一二	四、八二四
同　四十二年	五、四〇〇		一、二四二		六、六四二
同　四十三年	九、〇〇〇	六〇	八、五四一		一七、六〇一
同　四十四年	一五三	五〇〇	二五、四一三		二六、〇六六
大正元年	七一		四四二、四六二		四四二、五三三
同　二年	二四九	七〇	二〇、三五一		二〇、六七〇
同　三年	二八三	一五〇	三一、四三七		三一、八七〇
同　四年	一二、三一三	九八	三一、四五二		四三、八六三

同五年	三、九五九	一〇〇	八〇、七一〇		八四、七六九
同六年	六、五一二	三、四五七	一二、五四〇		二二、五〇九
同七年	二三、五〇九	一、二〇九	九、八七八		三四、五九六
計	二六〇、二八三	一六、一九六	七四八、二七三	二〇、七〇二	一、〇四五、四五四

備考

一、△符は特別褒賞(日清戰役中)に關する金額を再掲す。

一、×符は日露戰役中の褒賞に關する金額を再掲す。

日露戰役中市民寄附金品

前掲諸表中には日清・日露の兩戰役に方り、金品を獻納して褒賞を受けし市民の數をも包含すれど、日清戰爭につきては詳細なる統計を缺く、日露戰役に際する市民の獻納金額は十五万六千圓を超え、被褒賞者は五万一千を算せり。卽ち左表の如し。

日露戰爭中金品寄附者及被褒賞者

種別 年度	金杯 個人員數	金杯 金額	銀杯 組人員數	銀杯 金額	銀杯 個人員數	銀杯 金額	木杯 組人員數	木杯 金額	木杯 個人員數	木杯 金額	褒狀 壹圓以上 人員	褒狀 壹圓以上 金額	褒狀 壹圓以下 人員	褒狀 壹圓以下 金額	計 被褒賞人員	計 献納金額

軍資金			軍需品			陸軍恤兵金			海軍恤兵金			陸軍恤兵用品		
三八	三九	四〇	三八	三九	四〇	三八	三九	四〇	三八	三九	四〇	三八	三九	四〇
二	一								一					
三	一								一					
四、〇〇	一、〇〇〇								二、五〇〇					
八						三	二			一			一	
八						三	二			一			一	
四、五〇〇						二、五〇〇				一、〇〇〇			六〇〇	
七七	一					三三			八			一		
一六九	一					二五			八			二		
九、二四三	一〇〇					三、四二五			一、二三七			一〇〇		
三八四	三		六	三		二九七	二		一三五			三		
三九三	三		六	三		三、〇〇六	二		一、八三六			四〇〇		
七、五〇三	三六		一三〇	三五		六、五四四	一、五五〇		二、七一八			四三〇		
二、九四三	八三		一五	八二		三、一三八	一		一、四三二	三		二九		
二、九七四	八二		一五	八二		三、五九八	一三		一、九九八	三		三〇		
五、四八一	一六八		四七	一七六		六、一七二	五		二、一四九	四		四		
二、四六三	二八					八、九一四			六、九一六	一		二五		
七四八	七二					二、四二七			一、八五七	一		四		
六、〇〇九	三〇五	一	二	八	—	一四、五四五	一七	四六	二〇、七一九	五	—	三六九	一	—
三一、四七五	一、三七六	二三	一六七	三二	—	三二、〇六七	一、五五五	二〇八	二一、〇五二	一、〇〇三	—	六四七	六〇〇	—

出征軍人家族扶助品 三八	出征軍人家族扶助品 三九	出征軍人家族扶助品 四〇	出征軍人家族扶助金 三八	出征軍人家族扶助金 三九	出征軍人家族扶助金 四〇	陸軍病院患者用品 三八	陸軍病院患者用品 三九	陸軍病院患者用品 四〇	陸軍病院慰撫金 三八	陸軍病院慰撫金 三九	陸軍病院慰撫金 四〇	海軍恤兵用品 三八	海軍恤兵用品 三九	海軍恤兵用品 四〇
												一		
												一九、四四九		
				一八			一					二		
				一〇			一					二		
				五、二〇〇			五二七					二、五〇〇		
	三三		四二	五七		六	四					二		
	三		二七	五七		一一	四					二		
	六一九		三、二九二	一五、一三八		一、三五〇	四五〇					四四七		
六	四〇		四五四	三一四		四一	二八			六		一一	六	
六	四二		九七五	三一七		一三二	二八			七		四九	六	
一〇七	八六七		一〇、〇八八	五、九四六		一、〇三三	八三五			二七五		三〇二	一五七	
二七	二一〇		二、二九八	三、六八九		六二	八六		一			九二	七六	
二七	六八六		二、三〇九	三、七六二		六三	八九					九二	八一	
四三	四八七		五、一五二	七、〇四九		一三〇	二九三		五			二三〇	一六四	
五三	八九		六、〇六三	二、三三〇		三五	七六					五五	二〇五	
一七	一〇二		一、三七〇	一、〇三五		一三	三六					三五	七九	
八六	八二〇	—	九、四六四	六、四七六	七〇二	二四一	一九八	—	一	七	四五	二〇一	一九二	—
一六七	一、九九三	—	二九、九〇三	三四、四六八	一、六一三	二、六二五	二、一四一	—	五	二七五	三四七	二、九六三	四〇〇	—

露國本部俘虜へ金品 三八	露國本部俘虜へ金品 三九	露國本部俘虜へ金品 四〇	計 三十八年	計 三十九年	計 四十年	計 總計
			一			一
			一九、四四九			一九、四四九
			三	一		四
			三六、五〇〇	一一、〇〇〇		四七、五〇〇
			二	一五		一七
			二	二五		二七
			九、五〇〇	七、三二七		一六、八二七
			一五八	六五		二二三
			三三四	六五		三九九
			二九、〇八四	一六、四〇七		四五、四九一
	一		一、三三六	四〇三		一、七三九
	一		五、八〇五	四〇九		六、二一四
	五〇		二八、八六四	九、七五二		三八、六一五
			一〇、〇一五	四、一三九		一四、一五四
			二一、〇六七	四、七九八		二五、八六五
			二〇、一五一	八、三四六		二八、四九七
			一四、六二四	一二、九一九		二七、五四三
			六、五〇九	一、二四二		七、七五一
			四二、八四六	八、二〇七	一、二四五	五二、二九八
	五〇		二一〇、〇五七	四四、〇七三	二、二九三	二五六、四二三

大正七年騷擾當時の寄附金

大正七年夏期米價暴騰に因る騷擾に方り、兵庫縣廳の受理せる寄附金額約百五拾万圓中、神戶市民幷びに市內に本店・支店又は出張所を有する銀行會社の寄附金合計約九拾万圓に達す。左表に詳なり。

個人寄附金額表

一、大正七年夏期騷擾ノ際個人ノ寄附金

金額	氏名	金額	氏名
金五萬圓	鈴木岩治郎	金五萬圓	川崎芳太郎

金五萬圓	勝田銀次郎
同參萬圓	岡崎藤吉
同貳萬圓	菊地吉藏
同	湯淺竹之助
同	川西清兵衛
同	乾新兵衛
同	橋本喜藏
同	松方幸次郎
同壹萬五千圓	吳錦堂
同	小曾根喜一郎
同壹萬圓	田村市郎
同	中島保之助
同	四本萬二
同	山本博一
同	伊藤長藏
金壹萬圓	岩城卯吉
同	三上豐夷
同	田村新吉
同	瀧川辨三
同	松本源七
同	範多龍太郎
同五千圓	小曾根貞松
同	澤野定七
同	吉川久七
同	澤田善一郎
同	岸本信太郎
同	津田資郎
同	戸田實
同	澤田清兵衛
同	石川茂兵衛

同五千圓	中村準策
同參千圓	染谷寛治
同	直木久兵衞
同	小栗松三郎
同	深澤富太郎
同	竹田文吉
同貳千圓	宮下治之介
同	岸本孝太郎
同	小寺成藏
同	石田安次郎
同	安川敬一郎
同	有馬藤太郎
同壹千圓	高田嘉介
同	楠本利八
同	葛野作次郎
同壹千圓	前田ゐ志
同	山中駒次郎
同	王敬祥
同	井上安松
同	河南清藏
同	榎並充造
同	生島五郎兵衞
同	澤田龜之助
同	大原與左衞門
同	谷たみ
同	直木三郎
同	酒井賀一郎
同	岩尾慶一
同	辻村芳太郎
同	末正繁太郎

金額	氏名
金七百圓	西田芳太郎
同五百圓	津田靖平
同	芦田作太郎
同	藤井忠兵衛
同壹萬圓	九鬼隆輝
同	小寺謙吉
金五百圓	井上由之助
同	永田章
同	久保正助
同	内村直俊
同	田宮卯一
同	木谷吉次郎

會社商店寄附金額表

二、大正七年夏期騷擾の際銀行會社商店の寄附金（支店又は出張所の文字を省略す）

金額	氏名
金五萬圓	鈴木商店
同	日本郵船株式會社
同參萬圓	大阪商船株式會社
同	三井物産株式會社
同貳萬貳千五百圓	鐘淵紡績株式會社
同貳萬圓	明治海運株式會社
同壹萬五千圓	神戸棧橋株式會社
同壹萬貳千五百圓	增田貿易株式會社
同壹萬圓	東洋燐寸株式會社
同	森本合名會社

同壹萬圓	臺灣製糖株式會社
同	東洋汽船株式會社
同	東神倉庫株式會社
同	三井銀行
同	三菱銀行
同	三菱商事株式會社
同	同船舶部
同	三菱倉庫株式會社
同	三菱造船株式會社
同五千圓	江商株式會社
同	第一銀行
同	芝川商店
同	南洋郵船株式會社
同	日本燐寸株式會社
同	增田製粉株式會社

同五千圓	橫濱正金銀行
同	臺灣銀行
同參千圓	長瀨商店
同	朝鮮銀行
同	高田商會
同	神戶海上火災保險株式會社
同	帝國製糖株式會社
同貳千八百五拾七圓拾四錢	日本商業銀行
同	神戶川崎銀行
同	神戶岡崎銀行
同	第六十五銀行
同	三十八銀行
同	岸本銀行
同	兵庫縣農工銀行
同貳千五百圓	增田增藏商店

金額	氏名	金額	氏名
金貳千圓	日本興業銀行	金壹千圓	神戸信託株式會社
同	近江銀行	同	東洋製粉株式會社
同	加島銀行	同	川崎銀行
同	浪速銀行	同	村井銀行
同	山口銀行	同	岡田汽船株式會社
同	三十四銀行	同八百圓	山一汽船員代表 高島三郎
同壹千圓	日本製粉株式會社	同五百圓	岩田可盛商店
同	谷道商店	同	北濱銀行

公設食堂創設費寄附額

神戸市が大正七年の騷擾に鑑みて公設食堂を創設するに方り、市民及び市內に本店・支店又は出張所を有する銀行會社商店にして、食堂創設費幷びに救濟費として寄附せる金額は左表の如くにて、其合計は約五萬圓に達せり。

大正七年公設食堂費幷救濟寄附金

金額	氏名	金額	氏名
金五千圓	阪神電氣鐵道株式會社	金五千圓	品川合名會社

同五千圓	安部幸兵衛
同	大阪糖業株式會社 神戸支店
同壹千圓	後藤政吉
同	平海忠七郎
同	藤田治右衛門
同	川野宗太郎
同	竹原友三郎
同	柴田慶治
同	東洋製粉株式會社
同	株式會社森六商店
同	藤井定介
同	木全山三郎
同	内外貿易株式會社
同	増田貿易株式會社 神戸支店
同	東和公司 神戸出張所
同壹千圓	鈴鹿商店 兵庫出張所
同	小寺洋行 神戸支店
同七百圓	日本米穀株式會社
同五百圓	小野權四郎
同	神戸取引所株式部 仲買人組合
同	高尾猪之介
同	高辻奈良造
同	富永恒太郎
同	藤村ヨネ
同	前田コムメ
同	前田タカ
同	小西利吉
同	合資會社笠井商會
同	油谷重三
同	晋伍合資會社

金五百圓	新原次太郎
同	角石熊之助
同	稻畑勝太郎
同	武內廣治
同	株式會社武林洋行出張所
同	株式會社協信洋行
同	武井萱
同	福島梅吉
同	安部幸兵衞神戸出張所
同	山田商店山田花子
同	林良助
同	合名會社池田商店
同	大正海運合名會社
同參百圓	泉谷岩吉
同	土岐市太郎

金參百圓	高尾鐵工所社員及事務員一同
同	右同從業員一同
同	村島正清
同	梅田芳松
同	神戸婦人會社清野クニ子
同	丸井良藏
同	村上關藏
同	大森喜作
同	小島長四郎
同	山崎彌兵衞
同	宗國金平
同	株式會社不動貯金銀行神戸支店
同	岸上彌作
同貳百圓	藤尾幸一
同	森定末太郎

同弐百圓	梅宮芳太郎
同	鈴木商店神戸支店
同	園田藤吉
同	岡田喜太郎
同	井上茂助
同	日清製油株式會社神戸出張所
同	宮崎賢二商店
同	石川豐吉
同	海江田兄弟商會出張所
同	安田英太郎
同壹百圓	眞殿理吉
同	辻田イシ
同	南京町マーケット倶樂部
同	高尾政治
同	野村仙次郎
同壹百圓	柏木慶藏
同	村井保
同	岡田德三郎
同	畑野源一郎
同	井上油店
同	株式會社長瀬商店神戸支店
同	光武商店出張所
同	板垣憲
同	臼井源藏
同	美根鹿太郎
同	日東洋行神戸支店
同	日比野作藏
同	石黑丹治郎
同	服部文治郎
同	松田文三

金壹百圓	株式會社是則運送店商事部
同五拾圓	長石壽保
同	武知次三郎
同	刀根淺吉
同	吉田辨藏
同	梶久次郎
同	石川卯兵衞
同	久保田泰三
同	合資會社青木商店
同	中島松太郎
同	原岸太郎
金參拾圓	松本佐平
同	西田和作
同貳拾圓	田中喜平
同	若松商店
同	辻野重吉
同	高西松藏
同	水野關三郎
同拾圓	平田菊藏
同	宮本タネ
同	岡野鬼市

引用書目

兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。兵庫縣史稿刑賞篇。兵庫縣廳褒賞に關する記錄。兵庫縣統計書。官報。法令全書。法令輯覽。神戸市會議事錄。神戸市統計書。神戸開港

三十年史。

大正十三年六月十五日印刷
大正十三年六月二十日發行

編纂兼發行者　神戸市役所

京都市下京區北小路通新町西入
印刷者　須磨勘兵衛

京都市下京區西洞院通七條南入
印刷所　内外出版株式會社印刷部